

セキ

今切御關所改次第
 一與方同心六人宛、五月代勤之從、先規、勤來候奉行
 家來之者二人、與方番所へ差加候事、
 一女、鐵砲を第一に改可申候、欠落候者、先規、
 一關東西國渡船之船、今切に懸り候は、可改事、
 一登り之者、船より船之出入、いたさせ間敷事、
 一渡船之儀、一日に水主頭一人、同組頭四人、水主
 百廿人宛、三番に可相勤事、
 一夜中一切不通之、但御定之面々者、格別之事、
 一、下、之鐵砲は、物御老中御證文に、通し申候、登
 りは構無之事、
 一長三尺以上之下荷物計り改、長物類は登をも改之
 事、
 一鐵砲置手形、夜通之事兩鑑板之面之通り可改事、
 一女は上下共に改之、坊主、前髪有之者、比丘尼
 小女に紛候故、見明候、改通候事、
 一御番所長屋之内に、妻子有之者、兩人差置、乗物
 にて參候女をば、右之女房出し見せ改申候、町人
 之妻女等は、御番所前に、乗物之戸開之、同心共
 改見候、通へ候事、
 一歴々之女中者、宿改と申候、町屋に、改候事、
 一登下之女新居舞坂邊にて出產、依之證文には出生
 之女子載不申候、右之産仕候宿、請人に立候は
 ば可通之、但他所に、出產證據等不分明に候は
 ば、奉行に何可申事、
 一登女手形帳に仕、二月八月御留守の案、可送事、
 以上

右にて其一般を知るべきなり、猶夜中通行の事は寛
 永十五年に、京都又は江戸より人馬朱印を帶して來
 れる者、または大阪定番兩町奉行の證文を有した
 る者のみを許したりしも、慶安四年には、箱根、今
 切、氣賀の三關に限り上使並に繼飛脚の外は一切通
 行を禁じたり、これ右の三關が東海道の要衝に當れ
 るが爲めなりき、而して此時代には、諸大名の妻室は
 江戸に住せしめて實となしたるを以て、其逃亡を拒
 がんが爲め、江戸より地方に出づる婦女子には、特
 取調べを嚴重にし、單に手形を改めたるのみならず、
 更に簡單なる身體検査を行へり、其状はまづ手形を
 改めたる後、關所に附録せる婦人ありて、關外に出
 づる女の髮をほどきて之を改むなり、但婦人の身分
 により、改め方に多少の相違ありし事、前に擧げたる
 今切關の令條を見て知るべし、下りて慶應三年七月
 に至り、關所通行の制度を改め、(一)女子と雖も男子
 と改め方を同じくし、(二)剃髮、密髪かぶる等の改め
 るを廢し、(三)首、死骸、亂心、手負、囚人等は、縱令手形
 なくとも、差添の者より證書を呈出せば通行を許し、
 (四)諸役人急用の時は、夜中と雖も通行せしめ、(五)
 鐵砲武器は、其品に差添の者より證書呈出せばこれ
 また通行を許し、(六)從來印鑑引合の上通行せしめ
 たるの制を廢する等頗る寛大の處置を執りたりし
 が、明治二年正月、全國の關所悉く停廢し、四民はじ
 めて往來の自由を得たり、關所の制大約右に述べた
 るごとくなるがゆゑに、江戸時代には暴力また詐偽
 を以て關門を通過し、或は間道よりして私に迂回す
 る等は法の最も禁する所にして、之を關所破りと稱
 し、罪將頗る重し、即ち(一)間道より迂回し關所を
 通過せざるものは其所に於て、但男に誘はれて
 山越したる女は奴、(二)同上の案内したるもの同
 じく其所にて、(三)關所を忍びて通りたるもの、
 重追放、但女は奴、(四)口留番所を、女を連れて
 忍び通りたるもの、中追放たるの規定なりき、然

セキ

セキ

れども今日なほ存する當時の旅日記等を檢するに
 關所を避けて間道を通過したるの實例甚だ多し、こ
 れ蓋し關所改めの繁を厭ひたるが爲なるべく、また
 幕府に於ても、犯罪者ならざる以上は、深く礼尋せざ
 りしによるか、關所手形、王朝時代には過所、鎌倉室
 町の兩時代には過書といへり、(クアッシュ)參看
 江戸時代には、男子は普通手形を要せず、(手負亂心
 病人或は鐵砲等を携へたる者を除く)、女子は必ず之
 を用ひしめたり、關所に依りては女子も手形を要せ
 ざる處あり、女子の分は女手形と稱し、略して單に
 手形ともいへり、而して此手形を發行し得る權能を
 有したるは、寛文元年八月の令によるに、(一)江戸は
 御留守居、(二)伊勢は桑名城主松平越中守、(三)遠江
 は掛川横須賀城主太田攝津守、(四)西三河東三河は
 岡崎城主水野右衛門大夫、(五)信濃駿河は町奉行、(六)
 丹波、近江、山城、和泉は京都所司代、(七)攝津河内は大
 阪町奉行、(八)伏見は伏見町奉行等にして、其管轄區
 内に於て武士の女なれば其領主より、町人百姓なら
 ば、單に名主五人組町年寄等の連名にて、手形發行權
 を有せる人に願ひ出で、其願出には發行權を有する
 人が各關所に宛てたる奥書を認めたる後本人に下
 附し、はじめて有功の手形となるの制なりき、下りて
 萬治二年六月に至り、江戸市内の者にして、手形を申
 請たきものあらば、自今以後兩町奉行にて、手形を爲
 し與ふることとなりたり、然るに延寶頃よりして、
 奥書のこと漸く廢れ、新たに手形を製して下附又は
 諸大名の家老等より關所に宛てたる通行許可の願書
 を以て、手形と同様の功力を有せしむる事となりたり、
 而して其様式は時代により、又場合により、元
 り一定せずと雖も、二三の例を示せば左の如し、
 三河國加茂郡則定村より、女貳人、江戸迄著し申候

セキ

問、荒井御關所、無相違罷通り候御裏判、被成可
 被下候、此女共に付、出入御座候は、私罷出
 申分可仕候、爲後日仍如件、
 慶安五年壬辰四月二日 鈴木九太夫(判花押)
 (裏書)
 表書之女貳人、可被通候、斷鈴木九太夫本文に在
 之事に候、以上、
 慶安五年辰四月二日 水野監物(判)
 佐橋甚兵衛殿
 右は此時代の初期に行はれたる裏判の例なり、
 女賣人尼、從當國、江戸、相越候條、今切御關所、
 無異議、御通被成可被下候、以上、
 延寶 六 四月三日 横山左衛門
 本多安房
 今切御關所御番衆中
 右は大名の家老より發したる願書を其儘手形に代用
 したる例なり、
 女上下五人、内髮切貳人、小女貳人、但乗物貳挺
 從赤穂、江戸迄、御關所無相違、可被通候、是
 者淺野内匠頭家來建部喜六妻並下女之由、内匠頭
 依斷如此候、以上、
 元祿七戌年五月十五日 佐渡(印)
 今切女改中
 右は、所司代より内匠頭の申請により、新たに發し
 たる手形の例なり、○いま古來より戰國時代にかけて
 著名なる關の名を擧ぐれば左のごとし、(日本歴史及
 地理要覽に據りて増補訂正す)

- | | |
|------|------------------------|
| 木幡關 | 山城國宇治郡 |
| 淀關 | 同國久世郡 |
| 龍田關 | 大和國生駒郡立野村 |
| 大坂關 | 同國北葛城郡下田村 |
| 葛葉關 | 河内國北河内郡樟葉 |
| 禁野關 | 同國 |
| 須磨關 | 攝津國武庫郡須磨 |
| 武庫川關 | 同國武庫郡 |
| 兵庫關 | 同國同郡 |
| 渡邊關 | 同國 |
| 神崎關 | 伊勢國鈴鹿郡關町(?) |
| 鈴鹿關 | 同國 |
| 鶴瀬關 | 甲斐國東山梨郡 |
| 清見關 | 駿河國原野郡興津町 |
| 崎崎關 | 同國同郡薩埵山の尾、
崎崎の海岸 |
| 横走關 | 同國駿東郡竹ノ下(?) |
| 足柄關 | 相模國足柄郡北足柄
村大字矢倉澤字明神 |
| 霞ヶ關 | 武藏國東京郡町 |
| 逢坂關 | 近江國滋賀郡大津町
の南逢坂山 |
| 龍華關 | 同國同郡伊香立村大
字龍華 |
| 大石關 | 同國栗太郡下田上村
大字關津 |
| 不破關 | 美濃國不破郡關原村
大字松尾ノ大木戸坂 |
| 碓氷關 | 上野國碓氷郡碓氷峠 |
| 勿來關 | 警備國菊多郡 |
| 白河關 | 同國東白川郡 |
| 燒山關 | 同國 |

- | | |
|-----|--------------------|
| 衣關 | 陸中國西磐井郡 |
| 磐手關 | 同國(泉前關同所?) |
| 會津關 | 羽前國西田川郡風ヶ關 |
| 念珠關 | 陸前國柴田郡川崎村 |
| 耶麻關 | 陸前國致賀郡愛
發村大字山中 |
| 愛發關 | 同國 |
| 鶯關 | 越中國西礪波郡礪
波山 |
| 美保關 | 出雲國八東郡美保 |
| 和氣關 | 播磨國前國境(?) |
| 杉坂關 | 同國 |
| 山里關 | 周防國熊毛郡上關村 |
| 上ノ關 | (古地名)
同國佐波郡中關村 |
| 中ノ關 | (古地名)
長門國下ノ關市 |
| 下ノ關 | (古地名)
紀伊國海草郡山口村 |
| 白鳥關 | 筑前國 |
| 水城關 | 同國 |
| 大野關 | 紀伊國 |
| 文字ヶ | 豐前國企救郡司市 |
| 關 | 豐後國北海郡佐賀
關町 |
| 佐賀關 | 筑前國筑紫郡 |
| 刈宜關 | 同國 |
- 江戸時代には、前に述べたるごとく、時代により
 て増減あり、諸書載する所統一を闕くのみならず、其
 變遷の詳細を知り難しと雖も、幕府の末期にありて
 は左のごとくなりき、
- | | |
|----|-----------------|
| 箱根 | 相模國足柄下郡箱根 |
| 關 | 所在地 |
| 守衛 | 小田原城主
大久保加賀守 |

セキ

セキ

セキガ

池田輝政等を以て南宮山に備へ、水野勝成等を以て大垣に備へ、家康自ら麾下の士を率ゐて中軍とな

セキケ

く家康の手中に歸す(徳川實紀、日本戦史關ヶ原役)

セキシ

る、賊徒佐竹結城等と戦ふ、興國元年尊良親王小田城

セキツ

といへり、はじめ業を高原吉種に受け、長するに及

セキフ

此曲を用ふ、始め舞ありしかど、後ち絶えたるをも

セゼノ

は松に竹とかの繪を畫きたり、

セキガ

池田輝政等を以て南宮山に備へ、水野勝成等を以て大垣に備へ、家康自ら麾下の士を率ゐて中軍とな

セキケ

く家康の手中に歸す(徳川實紀、日本戦史關ヶ原役)

セキシ

る、賊徒佐竹結城等と戦ふ、興國元年尊良親王小田城

セリン

領し、更に長保三年二月行成世尊寺の堂を造營供養
したり、後子孫代々に居住せしを以て、終に世尊
寺を以て氏と稱するに至りしなり、行成は義孝の子
にして、祖父伊尹に養はれ、累進して攝大納言に至
る、最も書法に長じ、兼明親王、藤原佐理等と名を齊
す、はじめ小野道風の筆勢を慕ひたりしが、又我様
を書きて遂に一派を開き、我國に於ける入木道の特
色とも稱すべき草假字を大成したり、之を權蹟とも
云ふ、而して其子孫また相繼ぎて書を能くし、家の風
を繼ぎ傳へたれば、世に之を家様と稱したりき、平
安朝時代の末より鎌倉時代のはじめにかけて、世尊
寺流の書風普れく世に行はれしが、年序を経るに従
ひ稍々筆力衰ふるに至りしと雖も、八代の孫行能の
出づるに及びて、再び之を中興せり、十一代の孫行
房の時、延元二年三月六日金崎城にて戦死し、一時絶
えんとしたりしを、其弟行尹北朝に仕へて、更に世尊
寺の流を繼ぎたり、十七代の孫行季、享保二年に薨
するや、其嗣なかりしを以て、此流遂に断絶す、後奈
良天皇深くこれを惜み、持明院家は世々世尊寺家の
門弟なればとて、持明院基春に命じ、世尊寺の跡を繼
がしめらる、これより其家にて公事の書役を勤むる
事なほ世尊寺のごとくなりしといへり、茲に至りて
世尊寺流亡びて持明院流盛なるに至れり、本流より
出で、別二派を爲したるもの、法性寺關白忠通、大衆
院宮尊圓法親王(青蓮院流)、持明院基春(持明院流)
とす、いま世尊寺家の系統を擧ぐれば左のごとし、
「ヤミヤウキリリ」フヤハラノユキナリ、「ニフホ
クダウ」參看(大鏡、百練抄、今昔物語、山城名勝志、大
日本史、芸文雜載)

○行成—行經—伊房—定實—定信—伊行

セタノ—セチゲ

伊經 行能 經朝 經尹 行房 行實
行成
行伊 行忠 行豊 行高 行季
セタノコホリ 勢多郡 勢多郡
孝謙天皇天平勝寶元年の紀に始めて見たり
(倭名抄に、深田、田邑(タムラ)芳賀(ハカ)桂堂
(カイヤカ)眞壁(マカベ)深渠(フカムリ)深澤(フカ
ザハ)時澤、藤澤(フケサハ)の九郷あり、元祿圖勢田
に作り、天保圖勢多に改む、明治十三年南北二郡に
分ち、同廿九年北勢多を利根郡に編入す(倭名抄、郡
名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

セチエ 節會
群臣に賜ふをいふ、もとは節日の集會を云ひしが、此
の日に朝廷より饗を賜ふより、後には饗を賜ふ事を
云ひ、饗なき日は節會と云はざるに至れり
大儀、中儀、小儀の三種あり、即位、拜賀等を大儀といひ、
上下禮服を著す、白馬、端午、豊明等の諸節會を中儀
といひ、刀禰以上これに預る、元日、踏歌等の諸節
會を小儀といひ、大夫以上これに預かる、中儀小儀
には皆常袍を著用す、又別に任大臣節會あり、大臣補
任の時饗を賜ふなり、各條を參看せよ、
セチゲノダイジン 節下大臣 大嘗會御
禮の時、標旗の下に立ちて事を執る大臣を云ふ、節
とは旗にして、節會の内辨の如し、安齋隨筆に「江家
次第十四大嘗會御禮の條に、節下大臣と云ふ事あり
一條禰關の三ヶ重事抄に云く、節下大臣と云ふは、節
とは旗の名なり、世俗には大がしらと名づく、其旗
の下に供奉するによりて、節下の大臣とは云ふなり」
といひ、玉葉に、建曆二年十月廿八日、此日天皇臨鴨
河、修政云々、節下左大臣眞輔云々、左大臣起座、出
自宣仁敷政等門、經宣陽春華兩門、向標下、學件

セツカ—セツケ

標、建禮門南去十九丈、立節旗標、南去一丈、立節
下大臣標云々とあり、
セツカイ 絶海 中津(チュウシン)を見よ、
吉田六左衛門重勝の創
めたる弓術の流派○重勝は雪河と號す、因てこの名
あり、出雲守重高の弟、射術に達し材を善くす、初
め丹後田邊に住す、子孫藤原家に在り射術を傳ふ、其
門に森刑部直義、鳥居佐五右衛門勝正、共に妙旨を
傳ふ、按ずるに重勝の生年月詳かならざれども、父
重政が戦國時代の入たるによりて考ふれば、蓋し安
土桃山の兩時代より江戸時代のはじめにかけて名あ
りしものなるべし(武藝小傳、武術流祖錄)

セツク 節供
佳節の供御を云ふ、俗に節日
を云ひて節句と書けるは訛傳なり、正月七日(人日)
三月三日(上巳)五月五日(端午)七月七日(七夕)九月
九日(重陽)をいふ、これを五節句と稱す、又一月は
七種の節句、三月は桃の節句、五月は菖蒲の節句、七
月には七夕祭、九月は菊の節句といへり、江戸時代
は、八月一日を八朔と稱し、五節句同様の式日とせ
り、詳しくは各條につきて見るべし、
セツクワイタン 石灰壇 「イシバイン」
ダンを見よ、
セツクワン 攝官 職掌、按察に同じ、畿内な
るを以て名を分つのみ、アセチ(參看續紀)
セツケ 攝家
藤原氏の一族なる近衛、九條二條、一
條、應司の五家はなり、故に又五攝家とも云ふ
藤原良房、人臣を以て始めて清和天皇の攝政
となり、尋て其子基經、陽成天皇の攝政となりしよ
り以來、其任を他氏に委ねず、他氏も亦藤原と競争
する勢力なかりしが爲め、攝政の任は遂に藤原の私

セツケ

する處となり、人も亦之を怪まざるに至れり、而し
て基經の長子時平は左大臣に任じ、氏長者たりしも、
子孫顯達せず、四子忠平其後を承けて攝政關白太政
大臣に歴任して榮達したるが爲め、藤原氏の嫡流氏長
者は其流に歸し、交々攝政の任に當る事となりたり、
爾來長幼の序を追はず、攝政關白たるものは嫡流と
なり、氏長者たり、なほ攝關たるものは攝關人臣と
して最高のみならず、藤原の家領及び殿下渡庄以下
を領するを以て、顯貴富有の二を併せ得たり、故
を以て競うて其女を納れて皇后となし、其所生を立
て、皇位を繼がしめ、己れ外祖の地位に居りて、
攝政關白たらん事を圖り、兄弟相背き叔姪相争ひし
こと少からず、忠平の孫頼忠の子公任大納言に止ま
り、叔父師輔の子伊尹、兼通、兼家、攝關長者となり、
嫡流は師輔の家に歸す、伊尹兼通の子顯達せず、兼
家の子道隆兼道長皆攝關となり、嫡流は道長に歸
せり、道長の二子頼通教通傳通せしが、頼通の子師
實攝關となり、子師通孫忠實に傳ふ、忠實の長子忠通
關白氏長者となる、忠實深く次子頼長を愛し、忠通
の氏長者及び渡領を奪うて頼長に與ふ、攝關と氏長
者此時始めて分る、保元の亂起りて頼長敗死し、忠
通の子基實攝關氏長者となる、基實廿七歳を以て薨
じ、其子幼冲なるを以て、弟松殿基房攝政となる、
時に平清盛の女基實の後室となり、基通の繼母たり、
故を以て氏寺社領、勸學院渡庄のみにして、其他の
所領を基房に譲らず、此れ所領分割の始めなり、治
承三年清盛事を以て基房を流し、基通を攝政となし、
藤原氏所領殘る所なく、悉く基通に傳へたり、此時叔
父右大臣兼實攝政たらんを望みしが、得ざるを以て
頗る不平なり、後ち平氏亡び、源頼朝勢を得るに際
し、陪臣親能によりて頼朝の武力を頼み、攝關たら

セツケ

んを望み、勉めて頼朝の意を迎へ、文治元年基通義經
の頼朝追討院宣を執奏するや、兼實之を非としたり、
頼朝終に之を口實とし、基通の攝政を停め、兼實を
攝政とし、併せて藤原家領を兼實に附せんことを請
へり、後白河法皇之を許し給はず、是に於て藤原の
嫡流終に兩分し、隨て攝政關白も此後兩家にて互替
せり、既に兼實攝關氏長者となり、子長經孫道
家に傳ふ、道家の三子、教實(九條)眞實(二條)實經
(一條)順次攝政關白たり、是を九條二條一條の三家
の祖となす、然るに眞實は事を以て道家の愛を失ひ
しが爲め、道家は所領を分ちて教實、實經に譲り、ま
た文書舊記を併せて實經に附し、眞實は之に與かる
を得ざりき、是に於て攝家三流となる、會々道家の子
頼經、北條氏の擁立する所となりて征夷大將軍たり
しが、其廢せらるるに及び、道家は三浦氏の力を借
り、北條氏を倒さん事を謀りて成らず、茲に於て北
條時頼は、頼經父子を京都に追ひ、且つ一條實經の攝
政を停め、近衛兼經を以て之に代ふ、尋て兼經の弟兼
平攝政關白氏長者となる、是を鷹司家とす、弘長二年
二條眞實、北條氏の推挙により兼平に代りて關白とな
り、文永二年一條實經、眞實に代りて關白となり、同
四年近衛基平(兼經の子)實經に代りて關白となり、翌
年鷹司兼平の子基忠、基平に代りて關白となり、同十
年九條教實の子忠家、基忠に代りて關白となる、是
に於て五攝家全く定まる、爾來遂に攝關氏長者とな
りしが、明治十七年華族に列せられ、共に公爵を授
けらる、世に五攝家分立を以て全く北條氏の政策と
すは盡さざるが如し、蓋し人々の顯貴富有を望む
は人情の止むを得ざる所なるを以て、眞實なるの、賤
しきもの、志を得ざるものは、常に武力を借りて志
を遂げんとするは自然の勢にして、基房の子師家が

セツコ

本曾義仲の力を借りて攝政となり、兼實の頼朝の力
を借りて攝政となりしが如き是なり、即ち攝政家自
ら分立して、自然に武家を以て關涉せしむるに至ら
しめたるなり、「セツシヤウ」參看(史學雜誌、五攝家
分立を論ず)今左に分流までの攝關の系圖を示す、
各家の系圖は各其條に示せり、各條參看すべし、
○眞房 基經 時平(非攝關)
實賴 頼忠
師輔(攝關)伊尹
兼通 道家
兼家 道長 頼通 師實
基實 基通 家實 兼經(近衛)
兼實(鷹司)
兼實 眞經 道家 教實(九條)
眞實(二條)
實經(一條)
セツココウ 雪江 宗深(ソウシン)を見よ、
絶戸田 絶戸田 王朝時代死亡
に因りて戸口の絶えたるが爲め、其所主を失ひたる
田をいふ、田令義解に、凡給園地者云々、若絶戸還
レ公(謂依三下條)聽賣園地、即地主存日賣訖者不
レ可更還、其戸内所賣有二人存者、不別親疎、不
レ爲絶戸也、與賣令義解に、凡身喪戸絶無親者(謂
戸絶者、戸口皆悉絶盡也、無親者是別戸之内、並無
五等以上親者也、即雖有親而非二戸令分財色者、
不可得分、使其營盡功德、不付二四隣五保也)所

セツサ一セツシ

有家人奴婢、及宅資、四隣五保共爲檢校、財物管...

節湖衆

番衆(バンシユウ)を見よ。

セツシウ

雪舟 名は等楊、雪舟、備...



(集苑掛纂編料史)藏所寺樂常口山

す、師僧、これを成むること数度に及ぶも聞入れざり...

セツシ

國寺に入りて洪徳禪師の弟子となり、又鎌倉に至り...

セツシ

菴(桂悟)に請うて、其記をつくらしむ、其後周防の...

セツシヤウ

攝政

天皇に代りて萬機の政を總覽する人、攝政、執柄、博...

セツシ

以て母后攝政し給ふ、推古天皇の時、藤原皇子、齊明天...

Table listing names and dates, organized by family or rank. Includes names like 仲恭, 四條, 後深草, etc.

セツシ

Table listing names and dates, organized by family or rank. Includes names like 仲恭, 四條, 後深草, etc.

セツシ

明 治 二條齊敬 慶應三三

セツシヤウケマンドコロノクダシ

攝政家政所下文 攝政家の政所より下す文書

セツソ

雪村 名は周繼、通稱は雪村、如圭、儉齋、鶴仙老等の號あり、在俗の時名を平藏といへり

セツタウ

節刀 天皇より將軍出征の時賜はる刀を云ふ、即ち關外賞罰の權を附與する標なり

セツタ

れば、太刀と同じものにて、四十柄ありしこと明なり

セツチ

の亂、長祿中足利成氏を攻めし時、延徳中佐々木氏を伐ちし時

節刀の如くなるべしと雖も、節刀そのものありしことは、太刀契の條に委しく述べたれば参照すべし

セツチユウ

節中 私年號、推古天皇三十一年に相當し、翌年仁王と改む(古代年號、逸年號考)

セツチユウアン

雪中庵 大島憲太(オホシマノリタ)を見よ、折衷學 經學の一派、朱子、陽明、古學、古文辭學に偏せず

セツチユウカク

折衷學 經學の一派、朱子、陽明、古學、古文辭學に偏せず、漢唐の註疏、宋明諸家の説を取捨折衷して、専ら先聖の遺訓を聞き、又前修の及ばざる所を匡すに務めたり

セツツシキ

攝津職 攝津一國內の神社、戸口、帳簿、百姓を字養し、農桑を勸課し、所部を糾察し、貢奉、孝養、田宅、良賤、訴訟、市鄣、度量、倉庫、租調、雜徭、兵士器仗、土木、僧尼名籍以下

セツツクニ

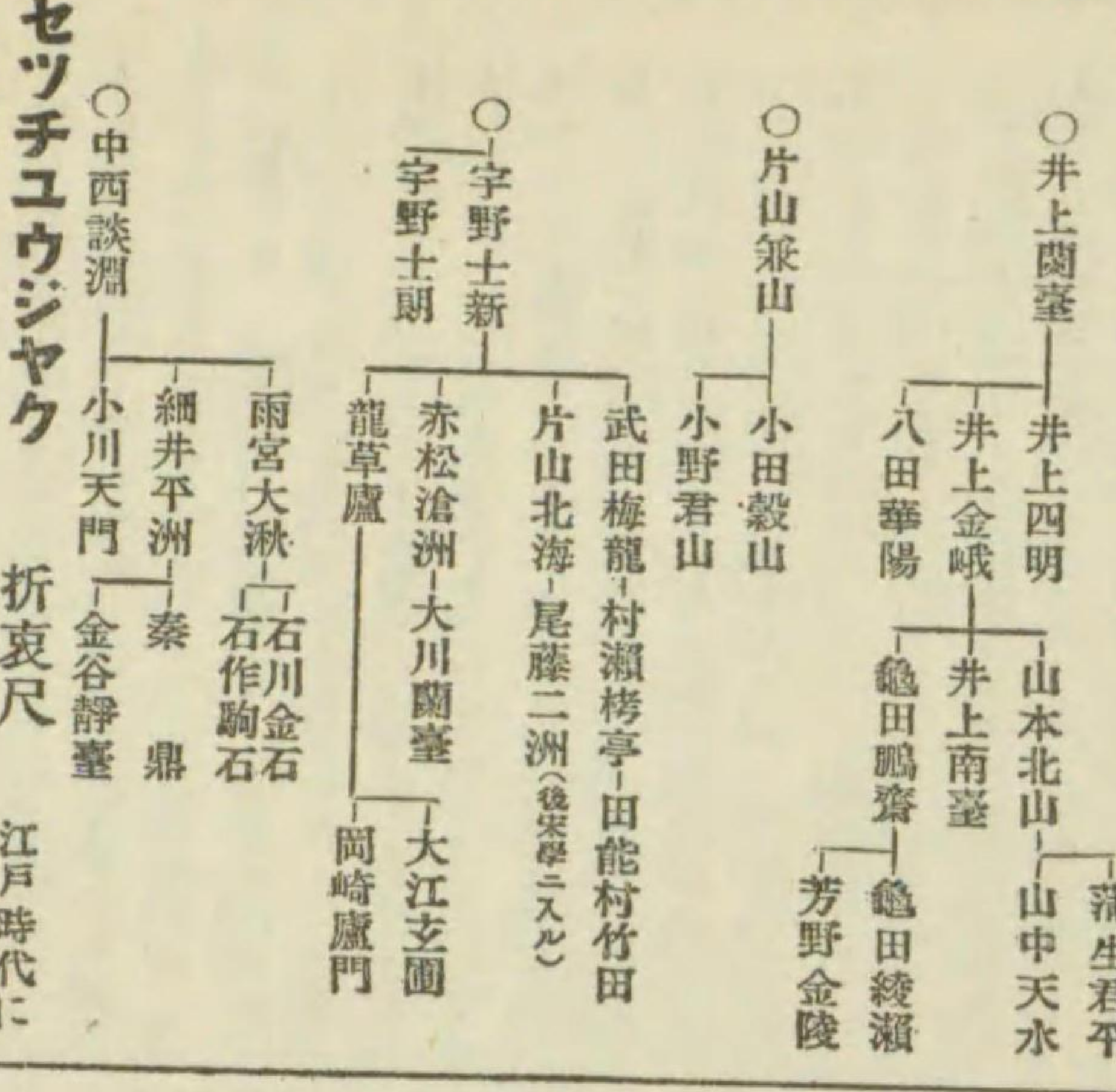
攝津國 關東は河内、西は播磨、南は和泉及び海、北は山城丹波に至る、東西凡十二里餘、南北凡九里、畿内に屬す

セツツ

外を抱擁す、大阪府海陸の衝に當り、百貨濃輸し、人

セツチ

の舊説に據り、義理は程子の心性にふれり、折衷派は實に之に胚胎せり、尋て片山兼山井上金鏡出で、子弟を教導するに、古註疏を始め、博く漢宋以下諸家の書を極め、其長を取りて、衆説を折衷し、最も穩當を主としたるより折衷學起り、關東の學之れが爲めに一變せり、次で豊島豊洲、古昔陽、山本北山、太田錦城、松崎謙堂等の諸家、皆折衷學を唱導して世に顯はる(先哲叢談、今學派を左に示す)



セツチユウジヤク 折衷尺 江戸時代に用はれたる尺の一種、寛政享和の際、伊能忠敬が享保尺と又四郎尺とを長短折衷して作りたるものに係る、蓋し中世以降、尺度器の法漸々訛謬し、種類紛雜、濫製百出するに至るに及で、眞偽辨じがたく、正否分くるに由なき爲め、長短を折衷して一時の便に供したるものなり、然して此尺、長と短との間にあるが故に、近世尺度器法の伸縮するもの坊間散布の器

セツツ

の如きは、之と相密合するもの多し、斗量の如きは、其製作従來容量を以て準とするが故に、所用尺度は、頗る杜撰に屬す

セツツ

の子國基、攝津能勢郡を領し、能勢氏を稱す、四世の孫頼仲、本國田尻莊の地頭となる、其後田尻氏を稱す(氏族志、セイワケンジ)參看、

セツツ

の亂、長祿中足利成氏を攻めし時、延徳中佐々木氏を伐ちし時

セツロウ

歌に「世の中は数ならずともひらぎの色に出てもいはいはとぞおもふ」とあれば、貞應の頃其風ありしこと明かなり、また大豆を打ちて邪氣を拂ふ事は、花營三代記に「應永卅二年正月八日己卯節分、大豆打役昭心、カチクリ打アキノ方中西ノアヒ也、アキノ方ヨリウチテ、アキノ方ニテ止云々」と見え、臥雲日件録文安四年十二月廿二日の條に「明日立春故、及「皆景富毎室散三粒豆、因唱「鬼外福内四字蓋此方驅離之様也」と見ゆ、また此夜、炒豆に頭髪と錢との三物を包みて、乞食の夜行の者に與ふるは、宗長手記大永六年の條に載せられたれば、これも大永以前に始まりしを知るべし、江戸時代に入りても一般に之を行ひしが、其行事は、鯛の頭と終の葉を門戸に挿み、豆を打ちて福は内と唱ふるも、従来の風と同じかりき、按ずるに、鯛または鯛の頭並に終の葉を挿む事は、惡鬼これを恐るゝと信ぜられたるが爲めに、豆を打つは邪氣を拂ふが爲なり、なほ豆打の風は、蓋し追儼の行事の推し移りしものなるも、先賢の既に説かれたるがごとし、「ツキナ」參看(古今要覽稿)王朝時代の末より節分を避けて、居所を遷へる風行はる、之を節分方違と云ふ、天皇、上皇、女院、攝關大臣以下皆方違したる、と日記記録に見えたり、

セツヨウシフ

節用集 寫本二卷 天地、時候、人倫、人名、官名、支體、財寶、食服、草木、音類、光彩、言語、數量等の十三門に分ち、日用の字を伊呂波分けに眞字を以て之を記し、間々注釋を加ふ、(手出編)林宗二〇宗二は奈其の饒頭屋なり、牡丹花宵柏に就きて學び源氏林逸抄等の著あり、

セツレウ

節料 節會の日に王臣を鑿する根食を云ふ、大膳職大炊寮にて之を掌る、弘仁式に始て見ゆ、延喜の制之に依れり、詳しくは延喜式を見よ、

セツロク

節會の時、親王及び、臣下に給ふ祿を云ふ、(手出編)十一月新嘗會、九月大射に給ふ節祿は、清寧天皇の朝に、正月七日、同十六日、九月九日の節祿は天武天皇の朝に、七月七日の節祿は持統天皇の朝に、孰れも見えたるを始めとす、文武天皇大寶令に至りて、節日を定めて、物を給ひたり、慶雲三年に至りて、大射の祿法を改定す、聖武天皇神龜元年五月五日獵騎を觀し時、士以上に祿を賜ふ、五年三月三日内親王以下百官使部以上に節祿を給ひ、文人詩を賦するものは、各資給十匹、布十端を給ふ、天平元年正月元日、群臣内外命婦に給ふ、爾後毎年節祿を給ふこと枚擧しがたし、醍醐天皇延喜中、節祿を給ふの制を委しく定む、即ち正月七日、十六日節會、十七日大射、五月五日騎射、九月九日新嘗會等に皇太子以下に給ふ布等を給ふの數、詳に延喜式に見えたり、後世朝廷の漸く減じ、鎌倉南北朝を過ぎて、室町時代の中葉に至りて、全く絶えたり(食貨志)

セツロク

攝錄 攝政を云ふ、錄はすぶる意、書紀推古天皇元年條に、立麻呂豐聰耳皇子、爲皇太子、仍攝攝政以萬機悉焉とあり、セツシヤウ參看、

セドウカ

旋頭歌 和歌の一種、短歌の下の句に、五文字または七文字の句一ツを加へたるものをいふ、加ふる所、並びに文字の數が五文字なら七文字なら七、讀み人の心に任せられども、今日まで世に傳はれるものは、殆ど五七七七七の樣式より成り、其外には、五七五七七、五七七五七七の二樣式あるのみなり、かく上下の二句共に五七七より成り、下より上に旋るの意にて旋頭歌と名付く、古風三體考に、尾句を頭句に旋らして等し

セトヤ

きより出たる名なり」と見ゆ、また「センドウカ」とも訓ず、なほ混本歌、雙本歌といふも、異名同物なり、但し混本歌は後世短歌の末の一句を闕きたるものなれば、こととなりて、其義變じたり(「コンボンカ」參看) 舊唐書紀略天皇の十三年九月の條に「あたらしき猪名部のたくみかけしすみなほしかなげばそれかかけんよあたらすみなほ」とあるを初見とす、尋て萬葉古今の兩集に多く載せられたれば、當時行はれしことを知るべし、また續千載集に載せたるは、前にいへる異例に屬するものにして、藤原俊成が「みとり子とおもひし人もおいぬとてそむく世をみるかなしきは夢かうつゝか」と詠みて藤原隆信に送りたる返しに「ありてなき夢もたれにかとほれまほし君か見る世に背かさりせば」とあり、前なるは五七七五七七、後なるは五七七五七七より成る、而して鎌倉時代の中葉以後は、之を弄ぶもの漸く少く、遂に全く世より忘れられ、只僅に一部専門歌人中詠する者あるのみとなりたり(奥義抄、拾芥抄、悦目抄、古風三體考)

セトヤキ

瀬戸焼 瀬戸村に於て製出せる陶器をいふ、瀬戸焼より轉じて俗に陶器を總稱して瀬戸物と云ふ、(手出編)天皇弘仁六年四月、造瓷器生尾張國山田郡の人三家部乙磨等三人傳習して業を成し、雜生に準じて出身を隠すこと見え、其陶器を貢進すること弘仁式、延喜式、朝野群載等にも見ゆ、然れど其物品見えざれば、或は是土器の一種ならんか、其始めて陶磁の製出ありしは、瀬戸の住人加藤藤四郎(通稱)四郎左衛門春慶より出づ、後堀河天皇貞應二年、春慶本邦の陶器支那の精巧に如かざるを嘆き、僧道元に従て入宋し、製陶術を學ぶこと五年、安貞元年八月歸朝し、諸國に歴遊して陶器に適する土を求め、遂に尾張國春日井

セニ

郡瀬戸村に於て眞土を得、業を益に開き、瓶子罫といふ、是其始めなり、而して陶工春慶の名によりて、春慶焼とも稱せり、春慶宋より資す所の土錢を用ひて作りたるを後世茶室之をカラモノと稱す、瀬戸の土を用ひたるを一般に古瀬戸といふ、又渡宋以前赤津村にて製せしものを堀出し手といふ、(總て藤四郎窰と稱するは、馬ヶ城、瓶子、椿、峰出ヶ根、守宮、禪長庵、朝日、細倉、古瀬戸、鐵瓶、目細、長田、源氏等の諸書をいふ)足利より降て織田豊臣の世、茶道益々隆盛なるに當りて之が價を定む、後世之を大名物といふ、二代目より四代目に至る皆藤四郎と稱す、而して世人單に藤四郎と呼ぶものは、二代藤四郎の製品に限れり、初代の製品は古瀬戸と呼び、三代四代は何代藤四郎の作といふ、享和元年加藤吉左衛門の弟民吉、肥前に至り有田磁器の法を得、四年にて歸り始めて青花磁器を製す、是より先製陶衰頽殆ど極りなかりしが、是に至て全村再び製陶の業に従事し今日に至れり、二代藤四郎の時、瀬戸の發明あり、燒物の挿繪參看(古今陶藝史、如開社話)

セニ

錢 貨幣の一種、品質は鑛物を用ひ、中央に穴を穿ちたるもの、現時は殆ど貨幣と同意味に用ひらる、セニとは錢の字の古訓なり、鵝眼、青貝、鳥目、青銅等の異稱あり、(手出編)主に銅鐵なれども、金銀鉛真鍮等にて製したるもありき、又實用ならざるものに紙錢あり(紙幣とは別なり)土錢あり、紙錢は紙に錢形を印したる者ならんか詳かならず、土錢は即ち泥錢なり、祭祀の用に供するなり、切符割符に錢に代ふるの證票にして、今の爲替切手の如し、又玩弄錢あり、多くは繪錢にして、玩弄に供するものなり、又厭勝錢あり、凶災を厭して吉祥を求むるに供するなり【計數】一錢を文と云ひ、十錢を匹と云

セニ

ひ、百錢を結と云ひ、千錢を貫と云ふ、而して文と貫とは通常の名にして、文は貫の下にも加ふるなり、又錢を貫くに索を以てし、收帳に便する者を索と云ひ、又貫と云ひ、索と云ふ、國語に古はソラと云ひ、後にサシと云ふ、此外また丁錢、九六錢の名あり、丁錢は足百にて、百文即ち百文なるを、九六は九十六文を以て、百文とするを云ふ、徳川氏九六を以て百と爲す(足百)上古は無爲にして、事簡易なりしかば、交易には互に物品を以てし、貨幣未だ起らず、顯宗天皇二年の紀に、稻斛銀錢一文の文あり、錢の史に見ゆる是を始と爲し、亦銀錢の始と爲す、天武天皇の紀には、銅錢あり、銀錢あり、銅錢始めて見ゆ、元明天皇元年、武藏國より和銅を獻せしを以て、元和銅と改め、催鑄錢司を置き、銀錢銅錢を鑄る、和同開珎是なり、是を鑄錢の事の明かに史に見えたる始めと爲す、是より先き持統文武の兩朝に、鑄錢司を置きし事ありしかど、天武の朝の錢と共に、一も存せるを見ざるのみならず、昔日に存せし跡をも見ず(顯宗の朝の錢と稱するものば之あり、但し據るべき確證を得ず)、唯和銅の兩錢は、今尙ほ往々目撃する所なり、淳仁天皇の天平寶字四年、金銀銅の三種の錢を鑄る、金を開基勝寶と云ひ、銀を太平元寶と云ひ、銅を萬年通寶と云ふ、金錢を鑄る此に始まる、新錢は舊の十に當て、銀は新の十に當て、金は銀の十に當て、舊錢と並び行ふ、爾後新鑄ある毎に、多く此當の十の制を用ひたり、原來鑄錢の事は、支那に據りしなれども、金銀を以てして之を通用の貨幣と爲し、我が國の發明か、或は別に本づく所ありしか詳かならず、是より後、稱徳天皇の神功開寶、桓武天皇の隆平承寶、嵯峨天皇の富壽神寶、仁明天皇の承和昌寶、長年大寶、清和天皇の饒益神寶、貞觀承寶、宇多

セニ

天皇の寛平大寶、醍醐天皇の延喜通寶、村上天皇の乾元大寶あり、皆銅錢なり、而して承和乾元には、又鉛錢あり、鉛錢此に始まる、其後久しく鑄錢の舉なかりしが、後醍醐天皇の中興に至り、建武元年、乾通寶を鑄て、兼て紙錢を行ふ、是れ我國紙幣の始なり(「シ」參看)、而して乾通寶の今日に存せざるは、其詔勅を下し、のみにして、實は未だ其事を擧ぐるに及ばざりしか、又は鑄錢の數鮮少にして傳はらざるか考ふるに由なし、爾後又鑄錢の事絶えしが、桃山時代に至り、天正十五年、天正通寶を鑄、文祿元年、文祿通寶を鑄、更に江戸時代に入りて、慶長十一年、慶長通寶を鑄、元和三年、元和通寶を鑄る、世に或は天正通寶以下の四錢を以て、正用品にあらずと爲す、尋て寛永十三年、徳川家光の時、寛永通寶を鑄、且つ諸國に令して、官鑄に倣ひ之を造ることを得しむ、此に於て、錢運く海内に行はれたり、其後寛文三年より天和三年に至るまで、江戸畿戸に於て亦之を鑄る、是を文錢と云ふ、其形式及び錢文、寛永の舊に據り、背文に文の字あり、因て之を文錢と稱す、此錢は老中松平信綱の建議を用ひ、京都方廣寺の銅佛を毀ちて鑄る所なり、是より後徳川の一代、常に所々に於て鑄錢の事あり、即ち江戸の龜戸、深川十萬坪、淺草橋場、京都の七條、大阪の高津、山城の鳥羽横大路、伏見、近江の膳所、坂本、攝津の加島、甲斐の飯田、相模の藤澤、武藏の押上、小梅、猿江、寂光寺、常陸の水戸、木崎、下野の足尾、陸奥の石ノ巻、出羽の秋田、佐渡の相川、紀伊の若山、宇津中ノ島、因幡の鳥取、肥前の長崎等の地是なり、徳川綱吉の時、元祿の季に、國用匱乏せるを以て、銅に和するに、鉛錫及び磁器を用ひ、以て物價の騰貴を致せり、家宣の時、正徳年間、寛永

セニ

セニ

の舊に倣ひ、銅質を改めたと、猶ほ舊物に及ばざること遠し、其後に至ては精粗一ならず、其形も大厚薄の異あり、元文元年、江戸深川十萬坪に於て、鐵錢を鑄る、是を鐵錢の始めとす、明和五年、銀座に於て、真鍮を以て當四錢を鑄、背に波文あり、是を當四錢の始めと爲す、而して真鍮錢は是れより先寛保年間、京都の商人官に請ひて、元字錢を鑄しを以て始とすれど、官鑄は明和に始まる、凡て寛永通寶を以て、其種類も亦夥し、故に背文を以て稱するあり、年號を以てするあり、錢質を以てするあり、地名を以てするあり、人名を以てするあり、俗稱を以てするあり、文字錢、十字錢、小字錢、川字錢、足字錢、元字錢、長字錢、久字錢、久二錢は、背文を以てするあり、正徳佐字、享保佐字、元文佐字、安永佐字、享保仙字、元文仙字は、背文に冠するに、年號を以てするあり、七條錢、深川錢、難波錢、鳥羽錢、遠江錢、若山錢、伏見錢、寂光寺錢、秋田錢、藤澤錢は、地名を以てするあり、元文龜戶錢は、地名に冠するに、年號を以てするあり、鐵錢、佐字錢、眞鍮元字錢、伏見鐵錢、千字鐵錢は、錢質を以てするあり、鳥屋錢、萩原錢は、人名を以てするあり、耳白錢、清水錢、有來錢、之呂女錢は、俗稱を以てするあり、此餘尚ほ多けれども、今は煩はしく載せず、クランエイツウハツ、參看、寶永五年、當十大錢を鑄る、文を寶永通寶と云ふ、背の輪郭に永久世用とあり、當十錢は古今唯是のみ、天保六年、當百大錢を鑄る、文を天保通寶と云ふ、背に當百の字あり、其形楕圓なり、當百も楕圓も亦此より外になき所なり、文久三年、當四錢を鑄る、文を文久永寶と云ふ、背に波紋あり、寛永當四錢に倣ふ、江戸時代鑄錢の舉あり

セニ

る、これを以て最終と爲す、而してまた此時代幕府より一地方にのみ、特に許して鑄せしめし者あり、仙臺通寶、箱館通寶の如し、仙臺通寶は、天明元年より仙臺藩に於て、鐵を以て撫角錢を鑄て、之を封内に行ひし者なり、箱館通寶は、安政四年箱館にて鼓鑄し、亦鐵錢にして、其孔を圓にせり、元明天皇の朝と同開珎錢を鑄るや、士民は米布等の類を用ひし舊俗に慣ひ、以て便と爲さず、世上に行はれざりしかば、朝廷にては蓄錢叙位の法を設け、或は郡領の選任を應ずるに、貯錢の多寡を以てし、田地を賣買するは法の禁する所なるを、錢を以てする時は、特に之を應ずるの種々の權宜の制を設け、以て其途を開きしかば、錢貨の用漸く廣まり、鑄錢の舉も屢々ありしが、村上天皇の天徳以後中絶し、民間復錢を用ふることを喜ばず、華山天皇の朝には、錢貨の行はれざるを以て、奉幣使を諸社詣に發して其流用を祈り、一條天皇の朝には、檢非違使に勅して、錢貨を用ひざる者を検査せり、然れども錢の世に有用なる、誰か竟に之を覺らざる、唯久して鼓鑄せざりしを以て、大に外國錢を用ふるに至る、抑々外國錢を用ひし事は、其始を詳かにせざれども、後三條天皇の延久四年に、交關に宋錢を禁するの勅あり、當時其大に行はれしを知るべし、爾後外國錢の輸入せる者多く、海内専ら之を用ひしが、後小松天皇の應永十年支那人、相模國三浦の海上に漂著せしに由り、鎌倉の足利氏にては、其舶に載せたる所の錢を擧げて之を沒收し、又足利幕府にては、明と通信し、錢を乞ひて以て國用を足したり、皆永樂錢なり、永樂錢は後に單に永錢、又は永と云ひたり、是より後にも明と往來する事絶えざりしかば、常に彼の錢を用ひしが、江戸幕府にて、寛永錢を鑄るに至り、其時大に衰

セニ

ふ(「エイラクセン」參看)、永錢の外に京錢の稱あり、錢に對して云へり、京錢は京都、及び其以西の諸國の錢にして、又精錢と云ふ、亦鑄錢に對する稱なり、要するに京錢は關東にて稱する所なり、或は云ふ京錢は即ち鑄錢ならんと、鑄錢は海運にして、人の厭棄するに由りて名づくるなり、○なほ錢に私鑄を禁するは律の制なり、元明天皇の朝には其法の猶ほ輕きを以て、更に其禁を嚴にし、其後敕令の出づる毎に、特に私鑄をして寛典に沾はしめず、嵯峨天皇の朝には、終身配役の法を立てたり、而して淳仁天皇の藤原仲麻呂に私鑄を聽し、徳川氏の仙臺に於ける、箱館に於けるが如きは特例なり、徳川氏にては、費金を造る者を極刑に處したれど、私鑄の事の聞えざるは、當時其獲る所の少くして、之を作す者の多からざりしに由れるならん、貨幣(クワヘイ)、金銀貨(キンギンワク)、紙幣(シヘイ)參看(古事類苑泉貨部)

名 稱	鑄造時代	名 稱	鑄造時代
和同開珎	和銅元年	乾坤通寶	建武元年
萬年通寶	天平寶字四年	永樂通寶	天正年間
太平元寶	同	天正通寶	天正十五年
開基勝寶	同	文祿通寶	文祿元年
神功開寶	天平神護元年	慶長通寶	慶長十一年
隆平永寶	延暦十五年	元和通寶	元和三年
富壽神寶	弘仁九年	寶永通寶	寶永十三年
承和昌寶	承和二年	寶永通寶	寶永五年
長年大寶	嘉祥元年	天寶通寶	天保六年
儲益神寶	貞觀元年	文久永寶	文久三年
貞觀永寶	同十二年	備考	永樂通寶、寛平大寶
寛平大寶	寛平元年	永通寶	鑄造通行歴々なりしが「エイラクセン」クランエイ
延喜通寶	延喜七年		
乾元大寶	天徳二年		

セニサ

ツウハツの條に述
マたれば參看すべ
以上一藩の鑄造に係る

セニサ 錢座 江戶時代、錢を鑄造する所をいふ、**延享** 寛永十三年六月、銀座役人秋田宗古に命じ芝濱手及び近江坂本に於て、新に錢座を建て、始めて銅錢を鑄る、是れを錢座の始めとす、此の後元文に新金銀を改め鑄造せしより、金銀の數多く、錢の相場高直に成しより、江戸、大阪、長崎、仙臺、秋田、其外所々に錢座を建て、専ら新錢を鑄造せしが、延享二年に至りて、悉く錢座を廢す、(此内大阪錢座は、寛保元年五月より延享二年に至り、凡五年にして廢し、仙臺錢座は、元文二年五月より延享二年五月に至り、凡九年にして止む、江戸錢座は、元文元年五月より延享元年に至り、凡九年にして廢す)、明和二年七月後藤庄三郎に命じ、龜井戸村にて六千四百坪の地所を賜ひ、鑄錢定座を立て、安永三年九月に至りて鑄錢座を廢す、凡十年、明和九年九月向後金銀座の外、新規錢座雖も成旨を令せり(貨幣秘録)

セニノモン 錢紋 紋所の名、永樂錢の形に倣したるもの、水野氏の家紋に之を用ふ、始め祖先軍功あるを以て參内の時、永樂錢を捧ぐる故、永樂錢を以て家紋となしたりと云ふ、駿河沼津の水野、出羽山形の水野、紀伊新宮の水野、上總鶴牧の水野、但馬出石の仙石氏等皆之を用ふ、○裏錢(裏面を寫したるもの)は、丹波篠山の青山、攝津三田の九鬼氏之を用ふ(家譜、武鑑、諸家紋鑑)

セビキケミ 畝引檢見 檢見の一種、段取檢見とも、根取檢見とも云ふ、根取とは、田方上中下の等位に従ひ、一段歩に對する收穫額の定率を置

セフセ

き、五公五民の法を以て、地租を徵收するを云ふ、不作にして減租を請ふときは、定額收穫額の一坪當を算出し、實地検査の登量と比較し、其減額を數を段別に換算し、之を檢見引と成し、總段別より控除し、殘段別に定率を乘じ、租額を定むるを云ふ、古法にして享保以前は代官所にも用ひしかど、享保以後は多く有毛檢見を用ひて此法廢れたり(舊幕藩治要略)地方凡例録に、古より田方上中下に根取米定まれば、假令上田は一段に取米七斗五升、中は六斗五升、下は五斗なりといふ、石盛に幾少取として一段歩より納る取米定まれば、その上田の取米七斗五升に、五合摺五公五民の法、四を乘じ粗に直し、三石と成る、一段の坪數三百歩にて割れば、一步に粗一升に當る、是根取の當合なり、右の粗だけあれば、檢見不足なきも、損毛ありて一步に平均粗八合ありて、上田の根取に二合不足いたし、中、下とも夫々檢見をなして歩別不足なれば、總勘定にて取米何十何石の不足故、その不足の粗丈け段別に直し、本段別の内より檢見引と記して之を減じ、殘段別に根取米の段當を乘じて取米を得るなり、是を畝引檢見と唱ふと見えたり、ケミの條參看、

セフセイエン 涉成園 關東本願寺の別業、源融の別業なる河原院の舊跡なりといへり、今俗に枳殼邸と稱す、**關東** 山城國京都市**關東** 頼山陽の涉成園記に、東六條之述也、由は慶長之幕議、而其別業之給、則出乎寛永之教示、其壯麗善美可知也、相傳昔源左府總起、河原院莊、今之別墅、即其遺址、儀戈以來、人烟填咽、距河原院引、其清泉爲池、移豐臣大閣伏水舊構、爲殿榭、外周以垣、環植枳殼、民呼之枳殼殿、而其實曰涉成園、取陶淵明之詩也、あり、以て寛永年間以後東本願寺の別

セマイ

業となりしを知るべし、而して河原院の事は、拾芥抄に「河原院、六條坊門南、萬里小路東八町」とあり、また枳殼邸の稱は、邸の周圍に枳殼を植ふたりしより、しか稱するよしなれども、村岡長弼氏の説には枳殼の古訓カラマチなれば、河原院(カハラマチ)ノ轉訛なるべしといへり(關東考)

セマイ 施米 王朝時代、毎年六月朔延より、京都中の便なき僧徒に米鹽を給せらるゝを云ふ、**備前** まづ上彌陣に著きて、人數の勘文を奏文し、後施與の事あり、施與するに、使を三所に分ち、東山は愛宕寺、北山は右近馬場、西山は右兵衛馬場に於て之を給ふ、料米は三百餘石、鹽九十餘石なり、多くは校書殿衆を以て使とす、**延享** 開始詳かならず、天保元年九月宣旨を下して、尾張の年料米五十石、備前年料米百五十石、紀伊國年料米百石を施米料とし、毎年五月十日以前に進納せしめたり、寛喜三年十一月の宣旨に、可與三行賑給施米事、仰、叙俗之道、賑民爲常、是以毎年雖も有^其號^一其^實體^二加^三督^四察^五宜^六令^七遵^八行^九穀倉院已爲^{一〇}納物之中^{一一}盡勵^{一二}隨^{一三}分^{一四}之勤^{一五}近代若少^{一六}米廩之力^{一七}令^{一八}宛^{一九}菜色之貧^{二〇}ことあれば、鎌倉時代まで行はれしも、絶々に行ひたりしこと知るべし、南北朝以後は全く行はれざりき(小野宮年中行事、三代制符、公事根源)

セミノハ 蟬羽 襲の色目の名、表は楡皮に裏の青なるもの、夏季着用す、一説に表は濃き紫に裏は青なりともいふ、「カサネノイロメ」の挿繪を見よ(湯標色目)

セニマル 蟬丸 姓氏詳かならず、蟬丸の名を以て世に知らる、**醍醐** 醍醐天皇の第四子なりとの説あれど信するに足らず、**醍醐** 教實親王の雜色なり、親王は宇多天皇の皇子にして最尊に長じ、

ゼンク

相當し凡五年間(海東諸國記凡四年に作る)繼續す(逸年號考)

ゼンクワウサシノニフタウ 禪光院入道 徳大寺實淳(トクダイシサネアツ)をいふ、

ゼンクワウコクシ 千光國師 榮西(エイサイ)を見よ、

ゼンクワウジ 善光寺 信濃國水内郡長野市の北大峰の麓に天台宗、寛永寺末大本願は浄土宗別格寺○本尊は一光三尊の阿彌陀佛(中央は阿彌陀の立像、脇立は觀音勢至の二菩薩)、一説に釋迦牟尼佛なりとも云ひ、古來二説あれども、寺傳には斷じて一光三尊の阿彌陀佛なりとす、實見したる者の言に依れば、所謂推古式の金銅像にして、密教傳來以前の式なるを以て、彌陀釋迦分明ならざる所ありと(彌陀釋迦)扶桑略記、欽明天皇十三年十月百濟の聖明王、經像等を獻する條に、或記を引て曰く、信濃國善光寺阿彌陀佛像則此佛也小治田天皇推古御時壬戌年四月八日、令奉巨勢大夫奉請送信乃國云々、又善光寺縁記を引て曰く、天國排開廣庭天皇(欽明)治十三年壬申十月十三日、從百濟國阿彌陀三尊淨湊來、著日本國攝津國難波津、其後經廿七箇年、始知有佛法、仍以此三體、爲佛像之最初、故俗人號之、悉曰本師如來、小聖田推古天皇十年壬戌四月八日、依佛之託宣、忽下諭言、奉移信乃國水内郡、佛像最初驗揭焉、件佛像者、元是釋尊在世之時、天竺毘沙離國月蓋長者、隨釋尊教、正向西方、遙致禮拜、一心持念彌陀如來觀音勢至、當時三尊促、身於一椀手平、現住、月蓋門闔長者至、見一佛二菩薩、忽以金銅一所奉、鑄寫之佛菩薩佛也、月蓋長者遷化之後、佛像騰空、飛到百濟國、已經二千餘年、其後淨湊來本朝、今善光寺是其佛像也」とあり、神皇正統記欽明天皇の條に「むかし佛在世に天竺の月蓋長者鑄てまつりし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江におくられたりしを、善光と云者とりたてまつりて、信濃國に安置しける、今の善光寺是なり」とあり、寺傳には推古天皇十年、善光信乃國伊奈郡麻績の里に草屋を營みて佛像を安置し、皇極天皇元年水内郡善光の郷、即ち今の長野に遷したりとあり、是等は直に事實として信用すべからざれども、今の本尊は所謂推古式の古像なりと云へば、古き由來あるべしと雖も、唯其創立の年代等文獻の徵すべきものなきを以て、詳かにし難し、吾妻鏡に依るに、治承三年に火災に罹り、文治三年七月頼朝國内の庄公に令して奉加せしめて再興せしむ、下知狀に、右件寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊、堂宇破壞、加之動有火災之難、礎石之外更無殘云云」とあり、以て其創立年代の舊くして治承以後大に荒敗したりし狀を知るべし、幾もなく再興の工事成りて、建久二年十月二十二日(金堂落慶)嘉祿三年十月十六日(五重塔落慶)寛元四年三月十四日、建長五年四月廿六日(供養法會あり、弘長三年三月北條時頼水内郡深田郷内の水田六町を寄附して、不斷經衆不斷念佛衆等の料に充てたり、當時天台宗園城寺に屬して別當職等あり、大に隆盛なるを致せり、然るに文永五年三月、及び正和二年三月に火災に罹りて諸堂燒失し、相國寺無求等に謀り、諸國に募縁して再興したり、其後數々火災に逢ひて燒失したり、弘治元年武田信玄甲斐に新善光寺を建立し、永祿元年八月本尊を遷して安置し、天正十年織田信長美濃岐阜に本尊を遷し、尋いで信濃尾張の甚目寺に遷し、同十一年徳川家康遠江濱松鴨江寺に遷し、慶長二年七月後陽成天皇の勅により、山城東山方廣寺に遷し、同

ゼンク

像也」とあり、神皇正統記欽明天皇の條に「むかし佛在世に天竺の月蓋長者鑄てまつりし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江におくられたりしを、善光と云者とりたてまつりて、信濃國に安置しける、今の善光寺是なり」とあり、寺傳には推古天皇十年、善光信乃國伊奈郡麻績の里に草屋を營みて佛像を安置し、皇極天皇元年水内郡善光の郷、即ち今の長野に遷したりとあり、是等は直に事實として信用すべからざれども、今の本尊は所謂推古式の古像なりと云へば、古き由來あるべしと雖も、唯其創立の年代等文獻の徵すべきものなきを以て、詳かにし難し、吾妻鏡に依るに、治承三年に火災に罹り、文治三年七月頼朝國内の庄公に令して奉加せしめて再興せしむ、下知狀に、右件寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊、堂宇破壞、加之動有火災之難、礎石之外更無殘云云」とあり、以て其創立年代の舊くして治承以後大に荒敗したりし狀を知るべし、幾もなく再興の工事成りて、建久二年十月二十二日(金堂落慶)嘉祿三年十月十六日(五重塔落慶)寛元四年三月十四日、建長五年四月廿六日(供養法會あり、弘長三年三月北條時頼水内郡深田郷内の水田六町を寄附して、不斷經衆不斷念佛衆等の料に充てたり、當時天台宗園城寺に屬して別當職等あり、大に隆盛なるを致せり、然るに文永五年三月、及び正和二年三月に火災に罹りて諸堂燒失し、相國寺無求等に謀り、諸國に募縁して再興したり、其後數々火災に逢ひて燒失したり、弘治元年武田信玄甲斐に新善光寺を建立し、永祿元年八月本尊を遷して安置し、天正十年織田信長美濃岐阜に本尊を遷し、尋いで信濃尾張の甚目寺に遷し、同十一年徳川家康遠江濱松鴨江寺に遷し、慶長二年七月後陽成天皇の勅により、山城東山方廣寺に遷し、同

ゼンク

年八月に至り信濃の本寺に歸座す、慶長六年九月家康水内郡長野等の地一千石を寄附す、寛永十九年五月火災に罹る、翌年再興したりしが、元祿十三年七月又火災に罹りて諸堂燒失し、同十四年十二月より諸國に募縁し、同十六年幕府伊賀守水井眞敬伊豆守眞田信房をして工事を監督せしめ、寛永四年七月に至りて落成す、是れ即ち現今の本堂なり○本堂、正面に在り、總屋根坪敷一千一百五十二坪八分三厘、南面外陣(一)に拜堂彌勒の間といふ中陣内陣に分れ、内陣の高所瑞瑞壇上七重の戸張の内に本尊を安置し、右方(東方)に善光同夫人彌生姫、同長子善佐の像(元祿十五年江戸山口某寄附)を安置す、瑞瑞壇の下に戒壇あり○山門、寛延三年五月の建立、正面に歡喜心院宮善光寺の額を掲ぐ、○鐘樓、本堂の東南に在り、嘉永元年の再建○經堂、本堂の西南に在り、寶曆四年再建、同八年落慶○二王門、長野市大門町通を上りたる所に在りしが、明治二十四年燒失したり○五重塔、本堂の東に在りしが、元祿十三年七月燒失したる後、再建せず○大勸進、山門の西に在り、別當を置く、寺傳には、大檀越始祖甲斐國司若麻績東人(後善光と稱す)を第一世大勸進別當となすとす、其寶鏡倉時代の初め再建に方り、諸國募縁したるより大勸進の稱起りたるものなるべし、吾妻鏡に、善光寺大勸進上人とあり、天台宗に屬し本尊の鎮座を掌り、兒僧を監す○大本願、善仁王門下に在り、寺傳には、推古天皇の大本願により、本寺建立ありて、大臣蘇我馬子の女を尼とし、尊光尼と號し、寺務職に補す、是れを第一世となすと云ふも、固より信すべからず、中古天台宗聖護院に屬し、元文五年六月東叡山支配となり、明治十一年十一月浄土宗知恩院所轄となる、從來大勸進大本願の紛争絶えざりしが、近

ゼンク

年に至り和解せり(吾妻鏡、濟北集、空華集、善光寺史略、芋井三實記、善光寺道名所圖會、善光寺名所圖會)

ゼンクワウモン 宣光門 大内裡八省院二十五門の一、拾芥抄に、謂之北面覆道第一内門、と見ゆ、大極殿の東に當り、東福門の東廊を隔つ四間の所に在り、若龍樓の北廊十五間の所に在り(大内裡圖考證)

ゼンクワウモン井 宣光門院 藤原實子、法名遍昭智、權大納言實明の三女、母は大納言公實の二女、花園天皇の妃永仁五年に生る、元弘二年正月八日從三位、正慶元年十二月十三日准三宮、建武五年四月廿八日院號あり、貞和四年十一月十四日尼と爲る(女院小傳)

ゼンクワウテンワウ 宣化天皇 名は権隈高田、また高田尊、武小廣國推盾尊とも稱す、(續體)繼體天皇の第二皇子、御母は尾張連草香の女目子媛、第二十八代の天皇、雄略天皇十一年降誕、安閑天皇の崩後六十九歳にして即位し、大和國橿原入野宮に在りて天下を治め給へり、二年新羅任那を犯せるを以て、大伴狹手彦を遣はして任那を鎮せしめ、且百濟を救はしむ、在位四年にして崩す、御壽七十三、大和國高市郡白檉村身狹桃花鳥坂上陵に葬る(皇胤紹運録、大日本史、陸臺一覽)

ゼンクワウモン 仙花門 大内裡内廊の門、一に宣華又は仙華に作る、紫宸殿の西北、明義門の北に在り、即ち紫宸殿北廂の西面の階より、清涼殿に至る處に在り(大内裡圖考證)

ゼンク

八月日、皇后宮の稱號(資格、建長三年三月廿七日院號を賜ひたり、弘長二年八月廿一日薨す(女院小傳))

ゼンケ 宣下 天皇の御言を下すを云ふ、勅宣の下る義なり、院號宣下、親王宣下、將軍宣下と云ふ類なり(有職小説)

ゼンケウクワン 遷喬館 舊芝村藩の學校、附註 大和國式上郡(現今磯城郡)芝村字駒止、(沿革)元祿九年織田長清、式上郡戒重村に創立し、京都より北村可昌を招き、共に文學を修む、又武館一棟を建て、育英場と稱し、武術を研究せしめ、朱子學を主とす、正徳三年居所爲め、芝村駒止に移せり、明治三年に至り明喬館と改稱す(日本教育史資料)

ゼンケウシ 宣教使 明治政府初年の職名、宣教の事を掌る所、(沿革)明治二年四月大政官中置く所の教導取調局より繼續し、七月官制改革により獨立したる、大教宣布の職を掌ること、なり十月、神祇官の管する所と爲る(法令全書)

ゼンケウジ 泉橋寺 山城國相樂郡上狛村○今は泉橋院と云ふ、浄土宗○本尊地藏、聖觀音、(沿革)天平十三年、僧行基橋を泉川に架し、其供養を修めんが爲に之を建立せし所なり、行基寺を五畿内に創立す、こと四十九院、當寺は其一に居る、初め律宗なり、天平十三年三月聖武天皇泉橋院に行幸あり、行基の爲めに食封一百戸を付し、左大臣橘諸兄も食封五十戸を施入す、孝謙崇徳兩帝の臨幸あり、もと本寺なりしが、寶永中浄土宗となれり、往古は堂宇善美なりしが、今は其幾分を存するのみ(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ゼンク

ゼンケウチ 千家氏 天穗日命より出づ、皇孫降臨の初めに當り、天神諸神と議して、國平の使神

- 天穗日命 — 武夷鳥命 — 柳環命 — 津佐命
- 柳環前命 — 柳月命 — 柳環鳥海命 — 柳田命
- 知理命 — 毛呂須命 — 阿多命 — 氏祖命 — 鷲體命
- 來日田維穗命 — 三島足勢命 — 意字足勢命 — 宮向宿禰
- 布奈宿禰 — 布禰宿禰 — 意岐苦大臣 — 美許大臣 — 叙屋臣
- 帶許督 — 果安 — 廣島 — 弟山 — 益方 — 岡上
- 岡成 — 人長 — 千岡 — 兼連 — 兼人 — 豐持
- 時信 — 常助 — 氏弘 — 春年 — 吉忠 — 岡明
- 國經 — 頼兼 — 宗房 — 兼宗 — 兼忠 — 兼經
- 宗孝 — 孝房 — 孝綱 — 政孝 — 義孝 — 泰孝
- 孝時 — 孝宗 — 直岡 — 高國 — 持國 — 直信
- 真孝 — 真孝

セシヤ

高俊 豊俊 高勝 直勝 慶勝 義廣
元勝 尊能 尊光 尊房 直治 宗敏
廣清 豐吉 豊實 俊勝 俊秀 尊之
尊孫 尊澄 尊福

セケンノジシヤ

浅間神社
駿河國府中(今静岡市宮崎町)殿機山(新宮ともいふ、現今神部神社、大歳御祖神社と合せて國幣小社たり)木之花開耶姫命(相殿に瓊々杵尊、萬幡姫を祀る)醍醐天皇の延喜中勅願に依りて、當國の富士本宮淺間より勸請して創建す、因て再び奏聞の上社中の再建あり、その後代々の將軍修理を加ふ、降りて天正慶長の頃、徳川家康深く信仰して造營修築する所あり、代々治國の祈願所たりといふ、寛永十一年家光の時、殊に諸國の名工を寄せ結構壯麗なる社殿等を造營せり、安永二年火災に罹り社殿諸堂悉く炎上す、神領二千六百餘石を有す、祭祀は甚だ多し、往古勅使奉向朝儀の式ありしといふ、年中の大祀、二月廿日舞樂會、三月三日桃華會神事、五月五日、六月廿日流鏑馬、四月十一月初申日の祭等を行ふ、明治廿一年國幣社に進列す(駿河國誌、新風土記、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

セシヤ

山之内村(福源山と號す)禪宗臨濟派に屬す、關東十刹の第一たり、康元元年北條時頼通世の素願を遂げんとし、幽栖の地を卜して、一字を造立し、最明寺と名づけ、堂の傍に一亭を設けて閉居す、同年七月宗尊親王參詣、十一月十三日時頼落飾、道隆を戒師とす、弘長三年十一月時頼

セシヤ

當寺の北亭に卒す、時頼の卒後廟所となり、住僧なきを以て、遂に廢寺となる、建長中時宗再興して禪興寺と稱し、道隆を開基とす、康暦元年十二月管領足利氏滿堂塔を建立し、頗る壯大を極む、その後漸次衰頽す、天文十六年十月小田原北條氏より、當寺總門内の田園及び山野竹木を塔頭明月院に寄せたるを見れば、本寺の荒廢せし事想像するに餘あり、江戸時代佛殿僅に存し、明月院に屬せしが、現今は明月院のみとなり、塔頭明月院、開山は守殿、開基は上杉憲方なり、初め明月庵と稱す、永徳三年十二月左兵衛督氏滿庵領として岩瀬郷を寄す、後慶應元年、應永元年十月憲方卒して此に葬り、法名を明月院と號す、蓋し庵號も此時改めて院と稱せしなるべし、後上杉憲定憲基顯定等地を寄せ院を保護す、江戸時代建長寺の塔頭に屬す、寶物に古文書の外明月院古圖(憲方の頃のものと)、上杉憲方の像あり、共に國寶なり、時頼の墓は院の前の田園に在り(鎌倉攷勝考、新編相模國風土記稿)

セシヤ

仙石氏(但馬出石) 姓は藤原、鎮守府將軍利仁の七世後藤藤坂戸判官則明、源頼義に從ひて前九年役に功あり、其男四郎大夫能秀美濃國に住す、五世三郎大夫成基、源頼朝に仕ふ、七世大膳亮久重、建武二年足利尊氏に仕へ、曆應中同國山縣郡中村の地を賜ひ千石谷に住す、依て千石を氏とす、後々仙石に改む、曾孫仙石權左衛門秀豐、土岐氏に屬し、五百貫餘の地を領す、五世治兵衛久盛、享祿中齊藤山城守土岐氏を亡ぼす時、封邑を守る、後々義龍に從ふ、其子勝弘、越前國伊豫守菅原國滿の養子となり孫次郎と稱す、永祿六年仙石一家一族死して嗣なきを以て復歸し、齋藤龍興に仕ふ、秀久の時、織田信長に從ひて豊臣秀吉の部下となる、姉

セシヤ

川役以來の戦功により、天正十一年淡路須本城に二萬石に封せらる、十三年四國を征せし後讃岐に移封、十四年秀吉の命を以て豊後に入り、島津義久の兵と戦て大敗す、秀吉大に怒りて所領を沒收す、十八年小田原征伐の時、功を以て罪を許され、信濃小諸城五萬石に封せらる、慶長五年徳川家康に從ひて上杉氏を討す、關ヶ原の役秀吉に從ふ、子兵部少輔忠政大阪の役從軍して功あり、八年十二月一萬石を加賜せられ、移て上田城を治む、前封を併せて六萬石、寛文九年二月越前守政明、二千石を叔父次右衛門政勝に分封す、寛永三年二月封を但馬國に移され、出石城を治む、天保八年十二月道之助久利二萬八千石を削らる、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○秀久 忠政 政俊 忠俊 政明 政房 政辰 久行 久道 政美 久利 政圓

セシヤ

稱權兵衛久盛の子、少より豊臣秀吉に仕ふ、秀吉播磨を領して、いまだ織田信長の部將たりし時、信長の命あるにより、秀久を淡路に遣はして、安宅冬康を須本城に攻めしむ、秀久即ち海に航してこれを降す、幾干もなくして信長試逆に遇ひ、秀吉事を執るに及び、須本城を秀久に賜ふ、天正十一年七月叙爵して越前守と稱し、十三年の夏、四國の戦に先鋒し、功を以て讃岐を賜ひ、因て、これに移る、十四年秀吉の島津義久を征するや、秀久、長曾我部元親と共に、兵を率ゐて豊後の府に至り、尋て戸次川に於て義久の軍と戦つて大敗す、秀吉其輕暴を攻めて封を奪ふ、十八年小田原征伐の時起るに及び、

セシヤ

秀久密に軍に從ひ、小笠原貞慶の手に隨ひて奮戦す、秀吉其志を嘉し、七月罪を許し、更に信濃小諸城を授け、五萬石を食ましむ、慶長五年徳川家康の上杉景勝を征せんとし奥州に向せる時、之に從ひしが、石田三成等舉兵の報あるに及び、徳川秀忠に屬して西上し、上田城攻めの際には其先驅たり、後命によりて小諸城に留り、遂に關ヶ原の戦に會せざりき、十九年五月六日卒す(徳川實紀、藩翰譜)

セシヤ

千石夫 夫役の一種、徳川家康慶長八年二月、結城秀康以下七十八諸侯に課して江戸市街を修理し、水路を疏鑿せしむ、是時千石に一人の役夫を課せしを以てこの名あり(徳川實紀)
前裁合 前庭に栽うべき草木の勝れたるものを集めて、人數を左右に番ひて其優劣を判じ、題を設けて歌を詠じ、興を催はしたる遊戯を云ふ、前裁とはも草木の類を前庭に植ふる有様を云へるものなるが、後には専ら庭に栽うべき草木の名となれり(徳川實紀)宇多天皇寛平の時菊合あれば、此の頃より行はれしこと明なれど、前裁合と云へるは、延喜元年に行ひしを始めとす、日本紀略に「延喜元年八月二十五日、甲辰、有前裁合事」とあり、又拾遺集賀部に、右大臣源光の家、前裁合し侍ける、まげわざをうどりたりはばなのすけみかし侍ける、ちどりのかたつくり侍けるに、よませてはべりける、つらゆき、たがとしの數とかばみん行かへりちどりなる演のまさごを」と見たり、爾來内裡、院宮以下諸臣の家にても盛に行はれしこと勅撰和歌集、夫木抄、榮花物語、著聞集等に見えたり、前裁考を按ずるに、前裁を愛したるは室町時代までにして、其後は家屋建築法に變化を生じたるを以て、前裁大に衰へたりと云

セシヤ

ひ、合物考によれば、弘安二年六條殿(後深草院御所)にて行ひし後は、書に見ゆること稀なれば、平安朝より鎌倉時代までは、最も盛に流行し、漸次衰頽せしものなるべし(合物考、前裁考)
千載和歌集 二十卷、四季、別、旅、哀傷、賀、戀、雜、短歌、旋頭、物名、俳諧、釋教、神祇に部類し、歌凡千二百八十四首(或は千二百七十七首)を収む(國朝詩話)壽永二年藤原俊成、後白河院の院宣に依て撰集し、後鳥羽天皇文治三年九月奏覽す(群書一覽、歴代和歌勅撰考)
宣旨 公文書の一、もと勅旨を宣傳する義なり、職員令に「中務卿、掌、審、詔、勅、覆、宣旨、勞、問、云々事、義、解に、宣旨、謂、侍、從、之、宣、命也、集、解に、宣旨者、宣出也、旨者、勅旨也」と見えたり、然るに後ち一轉して別に口勅を傳宣する一の簡便法となり、更に文書の名稱となれり(群書類目)三種に分る、(一)類聚符宣抄、(二)同書、(三)同書

セシヤ

應、交易、厨雜用新細布事、右様、石大臣宣、爾、厨家用新細布事、而、至、于、件、布、更、請、官物、於、事、論、之、甚、非、道、理、宣、支、度、年、中、用、新、仰、所、出、國、交、易、令、進、永、以、爲、例、者、弘、仁、三、年、十、二、月、廿、八、日、少、外、記、船、進、渡、守、(一)同書、(二)同書、左大臣宣、比、來、仰、諸、國、令、進、慎、火、之、文、進、即、每、旬、令、覽、上、官、以、爲、恒、例、天、長、三、年、三、月、十、三、日、少、外、記、島、田、朝、臣、清、田、(三)同書、召、仰、右、兵、衛、權、大、尉、藤、原、誼、世、并、右、馬、大、局、布、施、保、與、了、左、少、辨、藤、原、朝、臣、元、善、傳、宣、中、納、言、藤、原、朝、臣、忠、平、宣、五、畿、七、道、諸、國、所、居、住、之、宿、衛、等、且、注、貫、屬、可、言

セシヤ

上之由、宣下知者、但宣符到來之後二十日內言上者、延喜九年十月十九日 左大史小野常實、右の第一と第二とは、太政官なる上卿より外記に仰せ下したるものを書く場合にして、第三は辨官より天皇の旨を傳へしものを書きし場合なり、内侍勅旨を承りて、職事職人に傳へ、職事陣に出で、其上卿に告げ、上卿外記に命じて其旨を記して宣下す、これ第一第二の書式なり、又時として辨官に命じて、辨官より史官に宣下して其事を書かしむ、これ第三書式に當る、而して此の宣旨より更に變化して口宣を生ずるに至れり、中務卿に傳へて、宣下したりしが、時として内侍より直ちに勅旨を仰せ下すことあり、之を内侍宣と云ふ、類聚符宣抄に、

セシヤ

内侍宣、有勅進奏之紙、鼻惡者多、自今以後簡清好者、應宛、奏紙、若不、改正、執奏之少納言必罪之、當番案主、宣、知、意、勸、之、不、可、遺、忘、延、曆、九、年、二、月、十、四、日、と見えたるは其一例にして、宣旨の最も古きものなり、弘仁に至り、職人所を置きし後は、内侍勅を承りて、職人に傳へて宣下することとなり、職人より出でたるは、類聚符宣抄に見えたる弘仁三年十二月二十八日の文書とす、從來詔勅は手続上煩雜なるを以て、職人をして、敏活に事を處せしめしを以て、中務省の權職人に移りて、勅は儀式にのみ用ひらる、に至りて、普通の場合には宣旨を用ひらる、に至れり、宣旨、大宣旨、小宣旨、國宣旨、家宣旨等の名目は此の様式を移し用ひたるものなり、委しくは「コクア」ンセンツ」を見るべし、又口宣(クセン)、詔書(セウシ)

セシ

○勅書(チヨクシヨ)を参看すべし(黒板博士説)
セシ 宣旨 女房の名、中宮、春宮、齋宮、關
白等の家に仕ふる女房を云ふ、初めは、宣下の時の
宣旨を取り傳へたる女房を言ひしが、後には宣旨を
取り傳へざるも、上臈の女房を宣旨と云ふに至れり
(八雲御抄、玉葉、葉黃記、有職問答)

膳司 カシハアノツカサ
とも訓む膳司 御膳を進むる時先づ嘗め、又は膳蓋、
酒醴、果蔬等の事を掌る、后宮十二司の一 膳司 尚膳
一人準正四位、典膳一人準從五位、掌膳四人、采女六
十人(原田)文武天皇の大寶元年創置、延喜以後
廢して復置かず(今義解)

禪師 禪定の宗師の義、佛教
の三學(戒定慧)中殊に禪定は肝要なれば、高僧を崇
めて禪師と云ふ、善住意天子所問經に「天子問、何等
比丘得言禪師、文殊師利答言、天子此禪師者、於一
切法一行思量、所謂不生、若知是知得言禪師、云
々」とあり(注)天平寶字元年九月、道鏡を大臣禪師
となし、天平神護元年閏十月太政大臣禪師となす、然
るに後禪宗興るに及んで、禪師は禪宗に限りて、用
ふることなれり、支那唐朝に達磨の法孫神秀を大
通禪師と號す、空華日工集に「禪師號自神秀號大通
禪師始焉」といへり、我國にては後宇多天皇始めて
建長寺の開山道隆示寂の後、大覺禪師の稱號を賜ふ、
爾來臨濟曹洞の高僧にして禪師の稱號を賜はる者
鮮からず、今禪師となりし人々を示せば左の如し(續
日本紀、元亨釋書、空華日工集、禪林象器)

Table with 4 columns: Name, Title, Name, Title. Lists various Buddhist figures and their titles.

セシ

Table with 4 columns: Name, Title, Name, Title. Lists various Buddhist figures and their titles.

セシ

Table with 4 columns: Name, Title, Name, Title. Lists various Buddhist figures and their titles.

セシ

Table with 4 columns: Name, Title, Name, Title. Lists various Buddhist figures and their titles.

セシ

Table with 4 columns: Name, Title, Name, Title. Lists various Buddhist figures and their titles.

セシ

諸相非相禪師 宗榮
大徹明應禪師 宗瑠
佛慈廣鑑禪師 隆琦
覺性圓明禪師 隆琦
徑山首出禪師 隆琦
神機獨妙禪師 隆琦
佛護神照禪師 隆琦
靈眼弘明禪師 隆琦
圓機應禪師 隆琦
應安萬國禪師 隆琦
至聖大妙禪師 隆琦
靈光禪師 隆琦
神鑑獨照禪師 隆琦
大綱正宗禪師 隆琦
神機妙感禪師 隆琦
眞覺斷際禪師 隆琦
千秋樂 般涉調廿二
曲中の一、新樂にて小曲(後三條天皇の大
嘗會に、風俗所預源賴能に勅して之を作る、教坊記を
按ずるに、千秋樂あり、唐書に云ふ、開元中八月五
日を以て千秋節と爲し、天下講樂すと、蓋し千秋樂
の起ると、此にあるか(禮樂志)

ゼンシヤウ

禪宗(梁人夜菩の女)慧善(錦織重の女)の二尼と共に出家す、是本邦出家の始めなり、大臣藤原馬子、精舎を營み、三尼を迎へて供養す、同十四年物部守屋中臣勝海奏して佛敎を排するに方り、捕はれて海石積市の市亭に引出されて鞭打たれ、後ち救されて馬子に附せらる、用明天皇二年、善信馬子に謂て曰く、出家の人は戒を以て本となす、願くは百濟に赴きて戒を受けんと、崇峻天皇元年、馬子善信を百濟國使に附して發遣し法を求めしむ、三年春、善信等三尼百濟より歸る、櫻井寺に住す、これより善信に就いて得度する者甚多し(日本書紀、元亨釋書)

善信 親鸞(シンラン)を見よ、

煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬なられば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物召せ」など見えれば、室町時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシヤウケン 先生 帶刀(マタハギ)を見よ、

ゼンシヤウケン 前將軍 (一)前軍の大將(二)征夷大將軍の隱居したるものと(二)あり、(一)は武家名目抄に「按ずるに、前將軍後將軍中將軍とは、なほ先陣大將、後陣の大將といふがごとし」と見ゆ、書紀齊明天皇七年八月の條に、前將軍大華下阿曇比羅夫連、小華下河邊百枝臣等、後將軍大華下阿倍引田比羅夫臣、大山上物部連熊、大山上守君大石救於百濟」とあり、天智天皇二年三月の條にも「遣

ゼンシヤウ

前將軍上毛君稚子、間人連蓋大將軍巨勢前巨勢語、三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫、大宅臣鎌柄云々」と見ゆ、(二)は前征夷大將軍の義なり、將軍(シヤウケン)、征夷使(セイイシ)參看、

善正寺 山城國京都府上京區岡崎町〇妙惠山と號す、日蓮宗、本國寺に屬す、元京都六檀林の一〇本尊釋迦如來、

文祿五年豐臣秀次の生母日秀尼、秀次追福の爲めに嵯峨龜山に一字を創立し、秀次の法名(善正院殿建岸大居士)を取て寺に名づく、慶長五年今の地に移す、開基は求法院第三世日鏡上人なり、寛永元年日鏡講堂學寮を興し、一宗の學徒を教養したり、〇本堂、釋迦堂、秀次の塔、並に健性院三印法印(秀次の父)瑞龍院日秀尼(秀次の母)、致祥院榮岳利生(秀次の室)の塔あり(平安通志、京華要誌)

善正寺殿 豐臣秀次(トヨトミロアツカ)を見よ、

仙籍 殿上の日給簡を云ふ、ニツキフノゾクを見よ、

千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、鹿の花に「神社佛閣には千社參などとして、その稻荷社、かしの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(花山天皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近くはそのおんあとをつぎ奉りて、天愚孔平といひし人なせり云々」と云へり、嬉遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永の初めたことなるべし、神社のみにあらず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかになり、麴五吉とかいへるは其始めの頃の者にや、それが札は文字を

ゼンシユウ

ば書たるにて、板にて摺たるにはあらず、是等其徒の中にて廣く知られたる者となむ、唯人にしらるゝを手がらとす、いと益なき戯れなり、又落書してありくものまたみゆ云々」とあり、東都歳事記に、千社參りと號して稻荷千社へ詣る者、小き紙に己が名所を記したる札をばりてしるしとす、此族殊に多し、何れも中人以下の態也」とあり、

禪宗 佛敎の二宗、禪とは梵語にして、具には禪那といふ、靜慮とも定とも譯す、乃ち禪定を修して、心性を悟得するを宗義とす、が故に禪宗と名づく、名相言敎に拘泥せずして、佛陀の心印を單傳するものなるが故に、佛心宗とも名づく、(宗心傳)

釋迦成道の後、四十九年の間、大小權實等の諸敎を説きし後、一日梵天王、靈鷲山に至り、金蓮華を以て佛に獻じ、大衆の爲めに說法せんことを請ふ、佛、法座に登りて其華を拈す、大衆解する、となし、獨り摩迦迦葉尊者破顔微笑す、佛曰く、吾に正法眼藏涅槃妙心あり、摩迦迦葉に附屬す、禪宗は此に淵源すと云ふ、其後阿難、商那和修、優婆塞多等二十八傳して菩提達磨に至る、(衣鉢「エハツ」參看)達磨、其師般若多羅の遺意を奉じて支那に来る、實に梁の大通元年九月二十一日とす、北魏に行き少林寺に止りて終日打坐面壁す、慧可、儒を捨て師に投じ、雪裏背を斷ちて法を求む、達磨爲めに法を授け、並に衣鉢を遺して信を表す、爾來、僧徒、道信を経て弘忍に至りて二派に分る、即ち慧能は南宗を開き、神秀は北宗を開く、慧能の下に二流を出す、一を南嶽懷讓とし、一を青原行思とす、南嶽の後、臨濟宗等となり、青原の後、曹洞宗等となる、而して本邦における傳來は、文德天皇の御宇に、齊安國師の上足義空禪師、橘皇后の招に應じて我が邦に來り

山城の西山に檀林寺を創して、始めて禪宗を唱ふ、然れども時機未だ然せずして、傳法其人を得ず、終に支那に歸る、此外道昭、行表、傳教、弘法、慈覺、覺阿等の諸師、皆禪宗を傳へたれども、皆其傳を失ふ、文治中能忍弟子を宋に遣して禪宗を傳へ、榮西宋に入り、建久二年臨濟宗を傳へ、道元亦宋に入り、貞和二年曹洞宗を傳へたるより、入宋傳法するもの甚だ多く、禪宗漸く弘通し、北條足利二氏執政の間最も其隆盛を極め、京都鎌倉に五山十刹の大禪刹興したり、降りて江戸時代に入り、承應三年明僧隆琦(隱元)歸化して臨濟宗の一派を傳へ、後ち黃檗宗といふ、これより我禪宗に臨濟曹洞黃檗の三宗あり、臨濟宗(リンザイシユウ)、曹洞宗(サウドウシユウ)、黃檗宗(ワウハクシユウ)を見よ(日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要、十二宗綱要)

專修寺 伊勢國養老郡(今阿蘇郡)一身田村 〇具には專修阿彌陀寺と云ひ、別號無量壽寺と云ひ、山號高田山と云ふ、臨濟宗高田派の本山、臨濟宗嘉祿元年親鸞靈夢に感じて、下野國芳賀郡大内莊に一道場を建立し、信濃國善光寺の阿彌陀佛の一體分身一光三尊の靈像を感得安置し、尋て寺號を、高田山專修阿彌陀寺と云ふ、後親鸞一流の法門を弟子眞佛に附屬して此寺を繼がしむ、仍て眞佛第二世の住持となる、眞佛の後、顯智、專空、定專、空佛、順證、定顯、眞惠、相續して一方の大道場なりしが、眞惠諸國敎化の志願を起し、加賀越前近江等を巡行して伊勢に入りて敎化し、菴藤郡一身田の黒田某の強請により、遂に寺基を此地に移すこととなり、寛正六年此地に建築の工事を起し、幾干もなく落成し、專修寺の號を移して本山となし、下野の舊寺基を存して別院となす、文明九年六

月、後土御門天皇勅して勅願所とし給ふ、天正二年十一月正親町天皇より門跡の稱號を許さる、文祿五年七月豐臣秀吉一身田村を寄附し、正保二年に至り火災に罹り、萬治元年國主藤堂高次亦土地を寄附し、同二年再建の工事を起し、寛文六年落成し、元祿十年五月、伏見宮貞親親王第五子勝宮入りて幾園の法嗣となり、得度して圓猷と號す、爾來數々皇族入りて相續したり、寛延元年阿彌陀堂を建立し、寛政十年講堂を改造す、明治四年七月、養老一身田村の寄附地を還納し、五年住持常盤井家を華族に列せられ男爵を授けらる、十二年十月祖師堂に勅額を賜はる、十八年三月一旦廢せられし門跡の稱號を復することとなり〇什寶は親鸞上人繪詞傳(國寶)等あり(高田正統傳、五鈴遺響、下野高田山名所圖會、高田派本山名所圖會、佛家人名辭書)

眞佛 顯智 專空 定專 空佛 順證 定顯 定顯 眞惠 眞智 眞眞 眞慧 眞秀 眞朝 眞圓 眞猷 眞圓 眞祥 眞禪 眞照

圓遊 圓祥 圓禪 眞照

專稱院 鷹司政平(マカツカサマサヒラ)を見よ、

膳所臺 膳所臺 膳所臺

江戶幕府の職名、將軍庶府の事を統給す、配下に、膳所臺所頭八人(高百俵、役料四人扶持)、同所小間頭組頭十二人(高三十俵、役料五人扶持)、御臺所番二十人(高二十俵、役料二人扶持)等あり、其始め詳かならず、享保十五年、有司の役料を定むる時、既に見ゆ、同二十年三月、三人を置

千秋萬歲 千秋萬歲 千秋萬歲

千秋萬歲 千秋萬歲 千秋萬歲

後、四人となる(明良帶錄、武鑑、徳川禁令考)

千助能 能樂の一種、堀井千助の始めたる能なるを以て名づく、今樣能とも稱す、其狀概して普通の能樂に同じきも、舞ふ時に、三味線の合方を用ひて、時詠を舞ひ、掛合の詞を省略したる處多く、且つ男女打交りて演ずるが故に面を付けず、又引幕を用ふること、歌舞伎の如しと云ふ、(能樂圖考)文政の末年、京の能役者堀井千助といふ者、劇場にて能樂を興行せしに起る、當時歌舞伎は最も卑められ、俳優は河原者と稱して乞食と同一視せらる、時代なれば、劇場にて能樂を演ずるは最も能役者の辱む所なるを以て、一度千助之を犯して劇場にて之を興行するや、能役者中より排斥せられたり、爰に於て千助は千助能と稱して、一派を立つ、俳優等は之に倣て歌舞伎狂言の内に、能の舞を用ふるに至れりと云ふ(遊藝起原)

千秋萬歲 千秋萬歲 千秋萬歲

千秋萬歲 千秋萬歲 千秋萬歲

千秋萬歲 千秋萬歲 千秋萬歲

千秋萬歲 千秋萬歲 千秋萬歲

千秋萬歲 千秋萬歲 千秋萬歲

千秋萬歲 千秋萬歲 千秋萬歲

センス

司代の邸等に出現して歌舞すること恒例となり、禁中は正月五日、幕府は同月七日、此ことありき、而して三十二番歌合(天文六年以後のものなる事骨董集に見ゆ)を按ずるに、千秋萬歳法師とありて、法師が白装束に香冠著たる圖を描けり、更に過りて勅中記正應二年正月八日の條に「參院、千秋萬歳法師參入云々」と見え、花園院御記文保三年正月朔日の條に「千秋萬歳法師參入しなどあるを見れば、鎌倉より室町の中頃までは、蓋し法師参りしものごとし、而して彼等は如何なることを爲し、かと考ふるに、右に擧げたる花園院御記の條には亂舞せること見え、看聞御記永享三年正月五日の條に「千秋萬歳(サルカウ)參院」とあり、言繼卿記天文二年正月五日の條には「千秋萬歳參、如例參議定所御庭、曲舞(盛長夢物語、頼朝部入等也)」とあり、同書十九年正月五日の條には「舞曲(和田酒モリ、ナス與、)等舞了」とあり、以て歌謡舞曲せる有様を伺ふべし、而して以上の萬歳は、みな貴族間に一定の得意を有して出入せるものなりしが、之を學びて一種門付けの如き萬歳を生じたること、臥雲日伴録(文安四年正月二日の條に「一種乞食、草履首、到人家、歌祝言、世號之千秋萬歳、前後相送來、各與二百錢」とあるにて知らる、これ即ち後世市中に徘徊せる萬歳の基因を爲すものなり、江戸時代には其はじめにありては、年々朝廷へ出入したりしが、正親町天皇の御忌正月五日に當れるより自ら中絶するに至れり、但し壬生定基日記貞享五年正月六日の條に、弘御所の南庭に於て千秋萬歳の儀ありしこと見えれば、いつの頃よりか復興したるものなるべし、幕府にて行へる事は、此時代にはなしと雖も、大名旗本等の家々へは、各々得意な定めて出入したりき、又臥雲日伴録にあるが如

センセ

き門付の萬歳は頗る多く、歳首には連日戸毎に流しあるきたり、なほ此頃の萬歳は室町以前のごとく舞曲を爲すものなく、只歌詞を述ぶるに止りたれど、別に才藏といへる從者を伴ふを常とす、才藏は鼓を打ちて萬歳の歌謡に和し、また滑稽を旨として人を笑はする事をなしたるものにして、江戸にては日本橋の四日市に、毎年十二月才藏市といふあり、諸國より才藏の希習者集まり来るを以て、萬歳は此處にて適當のものを撰みて履ひ入るゝなりといへり、萬歳は各地にありと雖も、主として、京都へは大和より、中國へは美濃より、東國へは三河より出づ、大和萬歳、美濃萬歳、三河萬歳等の稱あり、また尾張島津より出づる島津萬歳もありき、明治維新後も從前のごとく行はれしが、近時著しく衰頹の状態を呈したること、人の知れるがごとし(滑稽雜談、廿二番歌合註、風俗書報)

センセイモ

宣政門 大内裡八衛院二十五門の一、東面の外門ともいふ、東面の中門にして大さ五間、戸三間、左右に感化、通陽の二門あり、草善門と相對し、去ること五十二丈四尺といふ、結構は若龍樓東廊より會昌門東廊に至る七十二丈、而して宣政門は、北廊三十一間、南廊三十四間、門五間、楹間一丈四尺、楹外七尺とす、古圖に宣政草善二門相去る五十二丈四尺、東西楹間一丈一尺、楹楹六尺なりといふ(大内裡圖考證)

センセイモ

宣政門院 後醍醐天皇の第二皇女母は後深草院(元應元年六月廿六日内親王と爲り、同年十月廿八日一品に叙せられ、天徳二年十二月十九日薨宮に卜定され、同三年正月十二日准三宮、元弘元年退下、建武二年二月二日院號あり、曆應三年五月廿九日出家す、

センセーセンリ

正平十七年(貞治元)五月七日崩す(女院小傳)
センセウジ 專照寺 越前國越前郡足羽山の東北(現今の福井市豐町)眞宗越前三門徒派の一本山(本尊春日作の阿彌陀佛)親鸞の弟子眞佛の後、專海圓善を経て如導あり、本願寺覺如の北化に際して就いて弟子となり、正應三年八月足羽郡大町と云ふ地に車屋道場と云ふを築きて、宗風を弘通したるが、如導の歿後、其道場廢頹し、第三代淨一と云ふ者これを再興せんとし、中野に一字を築き、專照寺と號したり、即ち此寺なり、永享九年足利義教教書を下して一本寺となし、天正十三年八月勅願所となり、其後今の地に移轉す、中古妙法院門跡の院家なりしが、寛政の頃妙法院の關係を絶ちて獨立本山となり、今日に及べり(縁起書、越前國名蹟考、佛教各宗綱要)

センリ

踐祚 天皇が大統を受け繼ぎ給ふことをいふ、代始和抄に「踐祚と云ふ事は、位をふむといふ心なり、祚の字もとは昨の字なれども、多分祚の字を用ひ來れり、此二字ひとへに新帝にかけたる名目なり」と云へり、アマツヒツギンシメフとも訓めり、受禪踐祚と、崩御後の踐祚とは稍々異なれりと雖も、大概は同じきを以て、今受禪踐祚の概略に就て述べ、踐祚は讓位と同日にして、兼日又は當日に、必ず警固、固關の儀あり、當日は攝政以下諸卿參著して、先帝より新帝に劍監内侍所を渡し給ふ、新帝先づ畫御座に出御し、攝國に候す、劍監役人左衛門陣より入り、中門を経て、南殿の南階を登りて畫御座に參りて、劍監を内侍に授けて退く、是より先、内侍二人畫御座に出御帳の左右にありて劍監を受取りて、夜御殿に置く、此間掃部寮女官は細太刀契、内監は納鈴印籠、中務丞は版を

センシ

置く、次に攝政職人を召して昇殿の人々、職人頭以下所衆滿口等勅授帶領、彩色牛車の事を仰せらるゝ等の儀式あり、式了て入御、式日後數日にして開關解陣あり、而して嘉承二年堀河天皇崩御の時、祖帝白河上皇の命を以て踐祚儀ありしが、異例にして、久壽二年後白河天皇、壽永二年後鳥羽天皇の踐祚亦之に同じ、後鳥羽天皇は劍監なくして、踐祚ありしも特例にして、後元弘の光嚴、建武の光明天皇は後鳥羽天皇の例によりて踐祚あり、承久三年後堀河天皇は關東の奏によりて踐祚の儀を行ひ、觀應三年後光嚴天皇は節會劍監なく上皇の命もなく踐祚の儀を行ひしは最も新例とす、踐祚に二種あり、一は先帝の崩後を承け、一は前帝の禪讓を受け給ふ事、其別なかりしが、後世踐祚の後、更に即位式を行ふこととなりてより、其性質又從うて差異を生ずるに至れり、即ち踐祚は、天皇の位に備はり給ふを稱し、即位とは、踐祚したる事を天下萬民に告知するを稱するなり、蓋し踐祚の後、更に即位の禮を行はれしは桓武天皇、淳和天皇等なれども、未だ踐祚即位の名稱を以て、之を別らしにあらす、その事あるは後世の事に於て、醍醐、朱雀、村上の三天皇は、受禪の後に前帝を尊びて太上天皇となし、朱雀天皇は、先帝の崩後、即位の前に、皇太子及び皇后を冊立し給へり、以て既に帝位を踐少給へる事を知るべし、踐祚、即位の分れしこと、蓋し此の時代なるべし、且つ上古は、受禪の踐祚は、其日直ちにこれを行ひ、崩後を承くる踐祚は、時日を経てこれを行ふを常例とせり然れども其年月の長短は、種々にして必ずしも一様ならず、而して皇太子が、先帝の崩後を承け、又は前帝の禪讓を受けて踐祚し給へるは、古今

センシ

の恒典なれども、時によりて必ずしも然らず、或は皇太子ならずして踐祚し、或は親王たりしのみにて踐祚し、或は皇太子ならず、親王ならずして、踐祚し給へるもあり、孰れも異例なりとす、凡そ幼帝踐祚し給へば、必ず攝政を置か、清和、朱雀、一條、鳥羽、崇徳、近衛、六條、安徳、後小松、桃園等の天皇皆然らざるはなし、明治に及びては、皇室典範の中に、これを規定せり、女帝の踐祚に至りては、或は置き或は置かず、女帝の中、推古、皇極、持統等の天皇は、先帝の皇后にして踐祚し、元明天皇は皇太子の妃にして踐祚し、元正、孝謙、明正、後櫻町等の天皇は、何れも皇女にて踐祚し給へり、而して此等の女帝中、皇極天皇及び孝謙天皇が、讓位の後更に重祚し給ひし事は、異例の最甚しきものとす、而して重祚は歴朝の中、此二女帝に限れり、なほ即位(ソクキ)の條を合せ見るべし(四宮記、古事類苑帝王部、皇室典範)
センリウエキ 千宗易 幼字與四郎、利休または地登齋と號す、堺の人、十七歳にして茶道を學び、壺子傳授を紹陽に受け、最其技に長ず、はじめ織田信長に仕へ、後豊臣秀吉に仕へて、頗る眷遇せらる、天正十六年秀吉、大徳寺の僧古溪に命じ、宗易に利休居士の號を授けしむ、此年十月秀吉北野に遊びて若醜を張るや、宗易當に其事を督せり、而して當時茶道流行し、宗易其宗匠たるの故を以て世の敬重する所となる、また茶器の新舊可否の如き、宗易の鑒定によりて、其價を定めしがゆゑ、宗易私癖の意を畜へ、謝金の多少によりて、これを決し、大に富貴を得たりといへり、尋て古溪と背議し、大徳寺の山門を造立し、事畢るの後に、八徳投方頭巾を著し、履襪を履て杖に倚るの自像を彫刻し、閣上に安す、既にして秀吉の寵へ衰へ、譜また其間に

センシ

入り、加ふるに木像安置の事、深く秀吉の怒を買ひたるのみならず、賄賂によりて器具の鑒定を左右する姦曲露顯せるを以て、十九年二月廿八日、秀吉は其不遜及び姦利の罪を責めて死を家に賜ふ、宗易命を拜し、花を活け茶を點じ、更に絶命の偶を賦し割腹して死す、年七十一、秀吉命じて、其首を一條尻橋に梟す(野史)
センダイジヤウ 仙臺城 陸前國宮城郡仙臺市の西端廣瀨川の西(原)往昔千葉介平常胤の五男五郎胤道、宮城郡國分莊を領し、此城を築き居る、青葉城と稱す、因て國分を姓とす、子孫相續して能登守盛氏に至り、嗣なかりしかば、伊達晴宗の五男彦九郎盛重を養ひて嗣となす、故あり羽後秋田に奔る、慶長五年伊達政宗更に之を修築し、はじめて府城と爲す、而して古來城邊に千體の佛ありしを以て千體城と號し、復千代に改めしが、茲に至り三度改めて仙臺といふ、寛永十五年二ノ丸を營む、爾來子孫世襲して明治維新に至り、今第二師團の兵營となる、或は云ふ繼體天皇の時、始めて此城を置き、千代と號し、用明天皇の御宇、千體の佛を安置し、千體と改め、後鳥津陸奥守之に居り、鳥津西移の後、結城七郎政光之に居し、永祿中能登守宗政之に居ると、蓋し信を置き難し(觀述聞老誌、封内風土記、明治政覽)
センダイツウハウ 仙臺通寶 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、陸奥國仙臺にて通用の寶貨なるを以て此名なり、鑄造して作る、形は撫角なり、重さ詳かならず、天明四年十一月、江戸幕府より特許を得て、五箇年間石巻に於て鑄造し、仙臺領内のみ之を通用せしむ、金一分に錢二貫七八百文に當つといふ(天明集成、大日本貨幣

セシタ

専當 専ら其務を擔當するものを云ふ、莊園、神社寺院等に之を託し、長和四年十一月十六日の國符に、專當安盛安信と見えたり、社僧は中綱にして妻帯を許され錫杖をつき、常に黒衣袴袴小袈裟等を著したり(朝野群載、伊呂波字類抄、難

セシタウ

錢湯 湯屋をいふ、錢を取りにて人々に浴湯せしむるを以てかき名づく、又風呂ともいふ、天正十九年江戸城外錢瓶橋の邊にて、伊勢與市と云者始めて之を開業し、永樂錢一文にて入れたるに、人々珍らしく思ひて入りたりといふ(骨董集、倭訓栞)

セシタウシ

善導寺 筑後國御井郡(今三井郡)善導寺村大字飯田○井上山光明院と號す(今三井郡)浄土宗鎮西派本山○本尊阿彌陀佛(今三井郡)源空の弟子聖光房辨長、建曆六年(一説永元二年)博多に往き、宋より傳來したる善導大師の靈像を感得し、山本郷草野庄に一道場を開き、靈像を安置して善導寺と號し、後ち改めて光明寺と號す、即ち此寺なり、然るに善導大師の靈像を以て聞えられたれば、里人善導寺と呼び、遂に再び其號を用ふるに至れり、中古大に衰微したりしが、文明中廢聖中興して、鎮西派(聖光房の流)の本山となし、西國淨土宗の寺を統轄したり、草野永平弟永信、水田五十町を寄附したるも、數々戰亂を経て領地を失ひ、僅に百石を存したりしが、元和元年田中吉政四百石を加附し、合せて五百石を有し、本堂釋迦堂御影堂(善導源空辨長を安置す)等あり、文政の頃塔頭十五坊、末寺筑後に四十八寺、筑前に五寺、肥前に十二寺、肥後に五十寺、豊前に一寺、豊後に二寺、伊勢に一寺、武藏に一寺ありたり、

セシタ

今福寺域一萬八百餘坪にして、本堂、釋迦堂、三祖堂、經藏、開山廟、觀音堂、鐘樓、山門、庫裡等、及び支坊八ありて隆盛を極むと云ふ○毎年舊曆二月廿七日より三日間開山忌大法會、三月十二日より三日間善導忌大法會、十月廿三日より三日間御忌大法會を執り行し、賽人頗る多しと云ふ(圓光大師畫傳異載、筑後志、名勝地誌)

セシタツミノサ

千朶積座 鎌倉時代、鎌倉に於て、薪材を積み蓄へて賣る所をいふ、鎌倉七座(カマクラノシナザ)を見よ、

セシタマキ

千手卷 重藤弓の下地を、藤にて巻きたるものを云ふ、貞丈雜記に「下地藤系を漆を少しつけ、巻目二分しげく巻き、又一分おきて二分巻き、如此段々まき終へて上をせしめ、うるしにてぬるなり、扱藤をだん／＼此の巻目の上に巻きて、總上をうるしにぬるなり、上下矢張り藤三所に白藤をつかふなり、せんだ巻の弓と云ふは千手卷なり、下地にうるしを付けて藤系にて巻目を五分しげく巻き、又五分置きて又五分巻き、だん／＼如此藤系にて巻きてせしめ、うるしにて塗り、めて上をうるしにぬるなり、扱上下矢張り藤三所白藤をつかふ、總體は藤を巻かず、是れをせんだ巻の弓と云ふなり」と見えたり、

セシタノイタ

桐檜板 鐵の名所、コロシを見よ、

セシタマキノユミ

千段巻弓 重藤弓の本管うら管の下に、藤を以て十文字に巻きたるをいふ、貞丈雜記に「せんだん巻は十文字に藤をまくなり、千の數に十を重ね／＼て千に成る也、十文字をいく段も重ねてまく故、千段巻と云ふなり、桐檜巻と書きて、色々の説あれども、むづかしき説なり、古

セシタ

物に名を付くるにむづかしき義理はなき事なり、或説に、桐檜はふた葉よりかうばしと云ふ事あり、せんだん巻は二葉のひらきたる形なりと云ふ、又うちはすと本はすと二所にあるゆゑ、二葉になぞらへて桐檜巻と云ふといへり、是の説用ふるにたらずと見えたり、千手卷(セシタマキ)參看、

セシチウ

禪頭 首座(シユツ)を見よ、

セシチシキ

善智識 高德の僧をいふ、智識とは賢者の義なり、即ち善にして且つ賢なる僧を意味す、後ち高德にして能く人を感化するものをいふこととなりたり、觀無量壽經下品往生の條に「命欲終時、遇善智識、爲讚大乘十二部經首題名、以聞如是諸經名、故、除却極重惡業」と見ゆ、善智識に對して、惡智識あり、其意義は推して知るべし、而して今眞宗に於ては、信徒間に法主を指して善智識と稱す、

セシチャウ

禪定 佛教に於て、心を一所に留めて、散亂せしめざるを云ふ、禪は梵語、禪那の略、思惟修又は靜慮と譯す、眞理を思惟し、心を修治し、また八念慮を安靜にするの義、定は三昧の譯なり、法華經に「深修禪定、得五神通」と見え、金剛經註に「能所不生、是名禪定、禪定即是清淨心也」と見ゆ、蓋し禪定は、佛教三學(戒定慧の一)にして、佛道修行の眼目なり、故に佛道を修行することを禪定と稱することとなり、寺門高僧傳義和二年正月十七日圓城寺學頭言上書には、後白河法皇の事を禪定法皇と記し、爾來禪定太閤(略して禪閣とも)大相國禪定門(略して禪門とも)及び某禪門などの語、群籍に散見する事、極めて多し、これみな佛道を修行せる法王、太閤等の意なり、

セシチャウジ

禪定寺 山城國葦原郡と四年、同二十年中御門天皇讓位此に遷御し、僅に三年にして崩す、延享四年五月櫻町天皇此行幸、即日讓位、此を仙洞とせらる、未だ幾年ならず上皇崩御、空院となること數年、明和八年後櫻町天皇讓位あらんとするを以て、幕府更に諸大名に課して、大に修理を加へ、造營既に成る、天明八年災後、寛政の年更に造營す、文化十四年、光格天皇讓位の後此に遷御あり、此時又大に修理す、天保十一年上皇崩御の後、久しく空院となり、安政元年四月三回の炎上あり、隨て焼ければ隨て作り最後の回廊に至り、當時上皇の在まされしかば、幕府は單に其外垣のみを修理して、宮殿造營の事なく、以後宮殿の遺跡は荒廢に歸せしが、明治維新後大に修理を加へ、其保存を厚くせらる○林泉は皇居の東南隅に當り、茂林修竹蔚然として京都の望みを爲す、徳川氏後水尾上皇の爲めに特に意を用ひて作りたるものにして、東に深林を貫ひ、西に向ひ舊常御殿より正面に望むべく築かる、東西凡一町、南北三町許、中に大池を穿ち、加茂川の水を引き、懸けて飛泉となし池に入る、怪岩奇石、龍蟠虎踞、前に峙ち後に伏し、茂樹密林と雄奇を相爭ふなど、殆ど深山大澤に入るの概あり、今西部より順次之を細記すべし、舊常御殿東芝の御茶屋趾の洞門より東に出で、池に沿ひ左折すれば、長橋あり、舊は八ッ橋の構造なりといふ、左右欄干あり、藤架之を覆ふ、橋を過ぎて中島二あり、葭島及び蓬萊島と名づく、左に瀧殿の遺趾あり、東北に池を隔てて瀑布を望む、島の中央に大理石の燈籠あり、島中四望、風景最も佳なり、舊小亭あり、御腰掛といふ、今は無し、進みて東に、舊鑑水御茶亭の遺趾に至る、左右深潭に望み、碧水鑑みるべし、故に此名あり、東方に御舟附あり、これより東北一路、石徑崎嶇とし

セント

邪宇治田原村字禪定寺○補陀落山と號す(曹洞宗大乗寺末○本尊十一面觀音、脇に文珠菩薩を安す)○永曆元年藤原忠實創建し、南都正法院平崇を開山とす、正曆二年堂宇を建つ、長元二年藤原頼通當寺を祝園道場と爲す、東大寺末となり、宗旨は華嚴天台を兼ねたり、其後星霜を経て、荒廢中絶の後、延寶八年、月舟禪師幕府に請うて中興し、これより曹洞宗となる○寶物は田島山林目録(長保三年)山堺實檢言上狀(建久九年)平崇行樂記(寛弘二年)造營日記(天福元年)等、古文書古記録甚だ多し(平安通志、京華要志)

セントウ

仙洞 仙洞御所(セントウゴシヨ)を見よ、

セントウ

船頭 武家の職名、水手の長を云ふ、水利を解するものを稱す、世職にて子孫に傳へ、或は水手の内より擧げ補す、水手は苗字なきも、船頭には之を許す(仙洞御所)古く平家物語今渡の條に、安元の頃ひ、鎮西より妙典と云ふ船頭を召しのばせ云々と見えしを始めとす、南北朝以後室町時代諸大名の船頭を置くもの漸く多し、江戸時代は船手頭といへり、フナチカシラ(武家名目抄)

セントウゴシヨ

仙洞御所 上皇の御住所を云ふ、仙洞は上皇なり、上皇を仙人の住居に譬へてしか稱す、唐書明皇記に、天寶九載、上幸華清宮、大山人言、玄宗皇帝降于寶仙洞とあるより出でしなるべし、菅家文章雜載院賦に、老鶴從來仙洞駕、寒雲在昔被樓衣と見えたり、又仙院とも、絲洞(ミドリノホラ)とも云ふ、又葛姑射山と云ふ、莊子逍遙遊篇に、藐姑射之山有神人居焉、とあるより出でしなり(仙洞御所)帝の定まらざりし以前は、御

セント

在位中の御所を以て仙洞とし給ひたるが如し、即ち皇居と仙洞と同所(御殿を異にしたることあるべし)なりしなるべし、元明上皇が平城宮の中安殿に御せしが如し、平城上皇は平城宮を以て仙洞御所とし給へり、是れ仙洞御所を別に置きし始めなり、嵯峨天皇御在位中、後院冷泉院を造り、御讓位後、仙洞となし、後ち又嵯峨院を仙洞御所とし給へり、淳和天皇又淳和院を造りて仙洞御所となし給ふ、此後歴代の仙洞御所は冷泉院嵯峨院を用ひ、或は別に造營して御所とし給ひしを以て、其數別表の如く多くなれり、今の京都に在る仙洞御所は、上長町通より南は下立賣通に至り、東は寺町通より柳馬場に至る、即ち御苑の東に在り、大内裏の時、桃花第四坊に屬し、藤原氏の土御門殿京極殿の地に在り、南面に正門あり、據れば宮殿は仙洞の西南部に在り、南面に正門あり、其内御車寄あり、公卿間、諸大夫間、殿上間、御休息所、攝政候所等其内に連なり、其より長廊ありて東方の南殿に至る、又長廊を経て北に折れ東北に進み常御殿に至る、其北は遙に大宮御所に連なり、小御所は常御殿の南の東に在り、其南に舞臺あり、其他諸舎雜宇其内に充つ、初め、天正中、豐臣秀吉、正親町天皇の爲に仙洞を營まんとせしが、未だ幾ならず、天皇崩御に際し其工事を果さず、慶長中徳川家康、後陽成天皇の爲めに仙洞を今の舊女院御所の地(皇居の北に一區劃を爲す)に營む、寛永五年、櫻町に於て後水尾天皇の爲めに仙洞を營む、櫻町殿と稱す、承應二年六月皇居災し、後光明天皇此院に幸す、延寶元年五月災す、同三年再築す、貞寶八年法皇崩御、其後賢く東山天皇東宮となりしが、貞享元年四月火災に罹り、更にまた造營す、寶永五年焼失、後更に造營、享保十七年八月、靈元法皇崩御後、空院となる、

セント

と四年、同二十年中御門天皇讓位此に遷御し、僅に三年にして崩す、延享四年五月櫻町天皇此行幸、即日讓位、此を仙洞とせらる、未だ幾年ならず上皇崩御、空院となること數年、明和八年後櫻町天皇讓位あらんとするを以て、幕府更に諸大名に課して、大に修理を加へ、造營既に成る、天明八年災後、寛政の年更に造營す、文化十四年、光格天皇讓位の後此に遷御あり、此時又大に修理す、天保十一年上皇崩御の後、久しく空院となり、安政元年四月三回の炎上あり、隨て焼ければ隨て作り最後の回廊に至り、當時上皇の在まされしかば、幕府は單に其外垣のみを修理して、宮殿造營の事なく、以後宮殿の遺跡は荒廢に歸せしが、明治維新後大に修理を加へ、其保存を厚くせらる○林泉は皇居の東南隅に當り、茂林修竹蔚然として京都の望みを爲す、徳川氏後水尾上皇の爲めに特に意を用ひて作りたるものにして、東に深林を貫ひ、西に向ひ舊常御殿より正面に望むべく築かる、東西凡一町、南北三町許、中に大池を穿ち、加茂川の水を引き、懸けて飛泉となし池に入る、怪岩奇石、龍蟠虎踞、前に峙ち後に伏し、茂樹密林と雄奇を相爭ふなど、殆ど深山大澤に入るの概あり、今西部より順次之を細記すべし、舊常御殿東芝の御茶屋趾の洞門より東に出で、池に沿ひ左折すれば、長橋あり、舊は八ッ橋の構造なりといふ、左右欄干あり、藤架之を覆ふ、橋を過ぎて中島二あり、葭島及び蓬萊島と名づく、左に瀧殿の遺趾あり、東北に池を隔てて瀑布を望む、島の中央に大理石の燈籠あり、島中四望、風景最も佳なり、舊小亭あり、御腰掛といふ、今は無し、進みて東に、舊鑑水御茶亭の遺趾に至る、左右深潭に望み、碧水鑑みるべし、故に此名あり、東方に御舟附あり、これより東北一路、石徑崎嶇とし

セント

て老根盤錯す、阜を越え溪に下り、一大石橋を渡り、水に沿ひ北すれば、巨石壘々として水邊に駢列し、飛泉上に懸り、また小阜に上り、瀑布の上流を渡り西北に向へば、忽ち断崖數丈四方の山と對峙す、中に一橋を架す、橋高水遠し、橋を過ぐれば左に藤架の橋を望み、右は池面再び開けて別に一潭を成す、傍ら楓樹多し、紅葉山といふ、また北に進み、蘇鐵山に入る、蘇鐵叢生す、傍ら櫻花樓架交錯せり、茶亭あり、又新亭といふ、衛門茅橋、築構極めて幽雅なり、此地はもと修學院の止々齋を移したりしが、廢院して近年此亭を立てしと云ふ、更に池に沿ひ東すれば、楊柳影暗くして、下に石橋を架す、橋を過ぐれば北別に一潭あり、奇岩巨石四周に礪礪たり、阿古瀟瀟といふ、蓋し此地の古稱なり、近時紀貫之古跡碑を立つ、碑北に小渠を開き、水を通して池に入る、渠を渡れば小阜あり、壽山といふ、鎮守の小祠西に向ふ、祠の南稻田あり、昔時御料の民を召し耕作せしめ、稼穡の艱難を覽そなはせ給ひしといふ、これより南水に沿ひ、阜に隣り行く、と數百歩、鑑水亭の舊趾に出で、左山に傍りて登り、數百歩にして悠然登る趾あり、西下して南水邊に出づれば、醒花亭に至る、茶亭あり、結構淡雅、樹竹清澹、亭上より北望すれば、林泉の形勝みな眸中に收まり、橋を隔てて飛瀑を觀る、風景甚佳なり、更に北に進めば、水邊に小圓石を敷き、圍々として基石を置くが如し、上に櫻花を植へ、植う、左は即ち當常御殿のありし遺趾にして、今は一面の空地となれり、以上は林泉の大形にして、總地積二千八百餘坪あり、希有の大林泉にして、樹石皆古く、潭水深碧にして、沈鬱老蒼の中に瑰奇雄大の氣象を帯ぶ、實に天下の名園なり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

セント

Table with 3 columns: 宮名 (Temple Name), 所在 (Location), 上皇 (Emperor). Lists various temples like 冷泉院, 弘仁寺, 淳和院, etc.

セント

仙洞下御所 御所東南、門前御所光緒。セントウゴレウ 仙洞御料 皇室御領(クワシツゴリヤウ)を見よ。セントウツキ 仙洞附 江戸幕府の職名、上皇のおはしまし、時にこの役を置く、二人あり、役祿千俵、持高三千石以上にして、此職に補する者は役祿を減じて五百俵とす、職掌其他總て禁裏附に同じ、キンリツキを見よ。セントハラヒ 千度祓 祓の一種、中臣祓詞を神前にて千度讀むをいふ、數度祓は陰陽師輩が僧侶の佛前にて、誦經するに倣ひて始めたるものなりと云ふ、山槐記に「治承二年六月廿六日己丑、中宮(高倉后德子)有千度御祓云々、又閏六月廿三日乙卯、中宮有千度御祓云々、是御座淨許也」とあるを始めとす、百練抄に「建永元年十一月二日、今日於一院御所、有千度御祓、依上皇後鳥羽御目不豫也」と見え、吾妻鏡に「承久三年十二月三日壬午、讀岐中將室右京兆女懷孕之間、於大倉亭廊行千度祓」と見え、同書文永二年七月廿八日の條にも「御産御祓被行千度祓云々」と見えたり。セントマウデ 千度詣 千度神社に參詣して、祈願するをいふ、吾妻鏡に、建久五年三月五日丙寅、爲三島社千度詣、被差進女房上野局、殊御願也云々」と見え又寛元二年正月廿三日の條に、三島御捧將軍家(藤原賴經)並供奉人々有千度詣と見えたり。セントナンタン 泉南郡 イヅミナミノコホリを見よ。セントニチマウデ 千日詣 千日神社に參詣して祈願するをいふ、賀茂皇大神宮記に、ことさら此皇大神は數島の道にたづさるる人は、この御社に祈

セント

をかけ、聖をのこし給ふる人多かりけるとなむ、中にも俊成卿は和歌の道に叶ひ、子孫も永く守らせ給へと祈りをなし、當社を崇敬し千日のあゆみをはこびけりしとあり。セニシガシラ 千人頭 江戸幕府の職名、八王子千人同心の組を率ふる頭をいふ、ハチヤウツツセニシンドウシンを見よ。セニシキリ 千人斬 或る所願の爲め、途上に於て千人を斬殺するをいふ、但し千の數は多數を意味するに於て、必ず正確を指示するにあらざるが如し、秋夜長物語山門三井寺合戦の條に「千人斬のあらさめき、かなまたの悪大夫、八方やぶりのむさし房」とあれば古き事なるべし、又論百番にも千人伐あり、詞に「あふくま川の源左衛門殿と申人、行衛も知らぬ人に交をうたせ、其無念さに千人きりをさせられ候云々」と見えたり。セニシモン 宣仁門 大内裡内廊の門、一に仙仁に作る、又陣戸と云ふ、左青瑠門の南宜陽殿の北に在りて、西面の門とす、即ち紫宸殿北廂の東階より内衛門を経て、宜陽殿の北方へ出づる口に在り、延喜左近衛府式に、凡參議以上、聽陪陣邊出入自宣仁門と見えたり(拾芥抄、大内裡圖考證)。セニシモン井 宣仁門院 藤原彦子、法名清淨阿彌陀佛九條教實の一女、母は太政大臣西園寺公經の女、四條天皇の女御、仁治二年十二月一日從三位に叙せられ、十七日女御となり、同三年十二月十七日准三宮、寛元元年二月廿三日院號あり、四年十月二日出家、弘長二年正月五日薨す、御年三十六(女院小傳)。セニノリキウ 千利休 千宗易(センソウエキ)を見よ。

セント

セツフ 籤符 王朝時代司任官の時、授くる所の符をいふ、三代格、弘仁十年十二月二十五日大政官符に、諸祿並依日給、京官據詔書出日、外官據籤符到日給、云々とあり。セツギヤウ 膳奉行 江戸幕府の職名、將軍に供する飲饌を掌る、始め鬼取役と稱す、これ膳部の試をなす故なり、四人あり、職祿二百俵、支配向に、御膳所頭四人、御膳所組頭四人、(職祿百俵、四人扶持、金二十兩を給す)、御膳所小間遣頭六人、(三十俵高二人扶持、役料三人扶持を給す)御膳所番(高二十俵役料二人扶持)あり、御膳所室町時代には將軍の御膳を調備する司を供御方と稱し、大名には膳方或は膳部方と稱せしが、後には將軍屋々他家へ赴き、其時家々にて供すべき膳物を沙汰する有司を、家の唱のまゝ御膳奉行と呼びしが、江戸幕府に至りて此名を濫用せしなるべし、御膳奉行の初見は、滿濟准后日記正長二年九月十九日の條に見え、江戸幕府のは、元和日記二年正月元日の條に見えたり、元祿の頃八人あり、後に四人となり、文久元年之を廢し、職務を小納戸に併す(武家名目抄、徳川禁令考、官制沿革略史)。セツホウ 善峰寺 山城國乙訓郡大原野村大字小畑、天台宗○本尊十一面千手觀音立像丈八尺、(行圓の命によりて仁弘の作に係る)○原傳後一條天皇の御宇長元三年、僧源算の開基、西國三十三所の一なり、中世慈覺和尚をはじめ、道覺(後鳥羽皇子)、慈道(龜山皇子)等の諸親王、及び道支大僧正も住持たり、世に西山御所と稱し、堂舎佛閣最も多く、山を三區に分ち、僧房五十餘院ありしが、文明中(一説應仁中)兵燹に罹り、過半焼亡せり、慶長年間、更に山林境内の地を賜ひ、元祿中

セント

將軍徳川綱吉に桂昌院(綱吉の母)造營の料を進め堂宇を再建したり、今往時の盛觀なしと雖も、尙ほ諸堂略は備はれり○本堂、樓門の西に在り、本尊並に脇土二十八部衆を安置す○經堂、本堂の北に在り、八角造なり○多寶塔、經堂の東に在り、二重の塔にして大日如來の座像を安置す○開山堂、多寶塔の東北に在り、始祖の像を安置す○開山堂、多寶塔の東○阿彌陀堂、本堂の後に在り、慈覺大師作の阿彌陀の座像を安置す、其南に方丈庫裡あり○藥師堂、阿彌陀堂の北に在り、藥師の石像を安置す○釋迦堂、藥師堂の北に在り、釋迦の石像を安置す○樓門、本堂の前に在り、東面金剛力士像丈五尺許、運慶の作なりといふ○源算の墓、境内宇佛所墓に在り○西山御所趾、本堂の西北に在り、御所屋敷跡といふ○覺快道覺慈道尊圓尊道の五法親王の墳墓、宇佛所墓に在り○什寶に、千手觀音(傳弘法大師作)、十一面觀音、阿彌陀、藥師如來、釋迦等の像及び善峯寺緣起あり(山城名勝志、京都名所記)。セツホフ 懺法 法華經を讀誦して罪障を懺悔するの法、後世懺法講の起るに及びて、また其略稱として用ひたり、蓋し法華經を讀誦して六根の罪惡を懺悔したるもの、やがて懺法の起原と爲す、古くは一般の男女、悔過の爲めに之を讀みたりと見え、天台宗の傳はりしより以來、其宗門に限りて爲すこと、なれり、而して天台宗にて之を行ふことは、天長六年に慈覺大師が叡山杉洞中にて爲したるをはじめとす、叡岳要記に「天長六年慈覺大師御年三十六、於首楞嚴院講次中、緯草庵、殖皮院庭三ヶ年、晝夜三時、讀天台法華懺法、忽好座禪練行四種三昧こと見えたり、按ずるに懺法は、懺悔の法なりと雖も、只懺悔の意志にて法華經を讀誦するに止り、特種の儀式

セシホ

はなかりしもの如く、下りて朝廷に於て懺悔法の講會を催さるるに及びて、漸く莊嚴の典儀を備ふるに至る。之を懺法講といひ、略してまた単に懺法とも稱したり。懺法講は勅會なり、後白河天皇の保元中、仁壽殿に於て修したるを以て懺法講とす。次に後二條天皇の嘉元中、仙洞に於て、法華懺法講を修し、次に後醍醐天皇の建武中、春秋二季彼岸に懺法講を修したることあれど、正しく朝廷懺儀の佛事となりたるは、北朝後光嚴天皇應安元年正月（南朝正平二十三年）禁裏講院に於て、懺法講會ありしを起原と爲すべし、故に花山院忠定著はせる花華記に、應安元年三月奉命爲光嚴院三十三御佛事、被行御懺法、是懺儀始也」と見えたり。蓋し懺法講は、天皇が在天の列聖、皇后、皇太后等を祭らせ給ふ佛事にし、中古以來朝廷の重典たり、其儀は、歴朝勅宣の出づる所にして、時々輕重異略ありと雖も、法式の嚴重なる實に他に比類なし、而して先帝國忌は、勅宣に依りて、七日、五日、三日の長短あり、國母聖忌も亦日數同じからざれども、三日を以て常規とす。其道場は、紫宸殿、清涼殿、仙洞御所、其他門跡寺院に就て修するあるも、近古以來は、概れ禁裏清涼殿を以て道場と爲し、乃ち宮殿の中央に釋迦、文殊、普賢の三聖を奉安して壇を飾り、香華燈燭等の供具を獻じ、鐘鼓樂器を並列し、以て法會を嚴飾す。萬葉の至尊、導師衆僧と共に行道周匝して、散華燒香の事あり、而して參勤の導師調聲は、大抵法親王（三子院、曼殊院、輪王寺、妙法院、青蓮院、毘沙門堂）なれども、時宣により山門、奥山の僧正以上、御名代を勤むる事あり、衆僧も兩山より出て、別勅を奉じて參勤す。一度懺法講に列する者は、超えて大僧部に昇進の繪旨を賜ふがゆゑに、終身僧中の榮と爲したり（皇朝天台

セシマン

千幡 源實朝（ミナモトノサネト）の宣命、公文書の一、邦語を以て天皇の言を宣布するものを云ふ、之を「ミコトノリ」と稱し、神事に係るを「ノリゴト」と稱す、共に天皇の大命を宣ぶるの義、宣は宣讀、命は命言なり、支那にて泰以前天子の言を命と云へり、初めは其人にかけて、告げ聞かせることを言ひしが、後に其本書を指して宣命と云ふ、又西宮記には、詔書の宣讀すべきものを宣命と云へり。宣命は多く儀式に用ひられしを以て、其文詞を重じて一定したり、公式令には事件の大小により、宣命の書出を規定せられたるもの外、續紀等にある宣命等を併せて考ふるも、書出の文句は大體一定したり（詔書、セウシヨ）（參看）、平安朝時代の中葉以後は儀式上にも漢文の影響を受けて、和漢混合體のものを生じ、古來よりのものと併行したり、即ち混合體のものは、書出に日付を書きたり、今左に兩様の宣命を示す、而して此の宣命が告文、祭文等に用ひられしを以て、この様式は、太上天皇或は攝關等も之れを用ふるに至れり、文武天皇元年八月即位の時の宣命（續日本紀）

セシヤウ

宣命 公文书の一、邦語を以て天皇の言を宣布するものを云ふ、之を「ミコトノリ」と稱し、神事に係るを「ノリゴト」と稱す、共に天皇の大命を宣ぶるの義、宣は宣讀、命は命言なり、支那にて泰以前天子の言を命と云へり、初めは其人にかけて、告げ聞かせることを言ひしが、後に其本書を指して宣命と云ふ、又西宮記には、詔書の宣讀すべきものを宣命と云へり。宣命は多く儀式に用ひられしを以て、其文詞を重じて一定したり、公式令には事件の大小により、宣命の書出を規定せられたるもの外、續紀等にある宣命等を併せて考ふるも、書出の文句は大體一定したり（詔書、セウシヨ）（參看）、平安朝時代の中葉以後は儀式上にも漢文の影響を受けて、和漢混合體のものを生じ、古來よりのものと併行したり、即ち混合體のものは、書出に日付を書きたり、今左に兩様の宣命を示す、而して此の宣命が告文、祭文等に用ひられしを以て、この様式は、太上天皇或は攝關等も之れを用ふるに至れり、文武天皇元年八月即位の時の宣命（續日本紀）

セシヤウ

宣命 公文书の一、邦語を以て天皇の言を宣布するものを云ふ、之を「ミコトノリ」と稱し、神事に係るを「ノリゴト」と稱す、共に天皇の大命を宣ぶるの義、宣は宣讀、命は命言なり、支那にて泰以前天子の言を命と云へり、初めは其人にかけて、告げ聞かせることを言ひしが、後に其本書を指して宣命と云ふ、又西宮記には、詔書の宣讀すべきものを宣命と云へり。宣命は多く儀式に用ひられしを以て、其文詞を重じて一定したり、公式令には事件の大小により、宣命の書出を規定せられたるもの外、續紀等にある宣命等を併せて考ふるも、書出の文句は大體一定したり（詔書、セウシヨ）（參看）、平安朝時代の中葉以後は儀式上にも漢文の影響を受けて、和漢混合體のものを生じ、古來よりのものと併行したり、即ち混合體のものは、書出に日付を書きたり、今左に兩様の宣命を示す、而して此の宣命が告文、祭文等に用ひられしを以て、この様式は、太上天皇或は攝關等も之れを用ふるに至れり、文武天皇元年八月即位の時の宣命（續日本紀）

百官人等四方食國平 治奉止 任賜尊國國宰等至皇 皇天皇帝賜行賜 賜國法平過犯事無久 明支淨支 直支誠之心以御稱稱而緩意事無久 務結而仕奉止 詔大命平 諸聞食止詔、故如此之狀、聞食悟而款將 仕奉人者其仕奉 賜賜品々 賜賜上賜治將賜物 詔天皇大命平 諸聞食止詔、 鳥羽天皇元年三月立后の宣命（朝野群載） 維嘉承三年歲次戊子三月辛亥朔廿三日癸酉、掛畏 支某大神、廣前、恐天恐、賜賜止申久去年十二月 一日天皇御、位賜賜、依天如、所生、尊崇天皇、后、 位、立定給、止、御、吉、日、眞、辰、擇定、天、官、 位、姓名、差、使、禮、代、御、奉、出、給、御、畏、天、 神、此、狀、皇、久、久、陰、教、之、德、與、後、星、鏡、明、天、常、誓、堅、誓、 地、厚、彌、久、久、陰、教、之、德、與、後、星、鏡、明、天、常、誓、堅、誓、 護、幸、給、天、下、海、內、無、爲、有、載、守、恤、給、止、恐、天、 畏、申、賜、久、止、申、 作者大内記藤原敦光 臣藤原朝成上代は總て儀式を整へ、言詞を以て宣布せしが、漢文の詔勅の制定より後、即位、改元、立后、立坊等の儀式に行はれ、詔勅と並び行はる、宣命の見えたるは、續紀文武天皇元年八月庚辰にあるを初めとす、書式の條にあるものは、奈良朝の末より漢文の影響を受け、平安朝の初めより、宣命の用漸く一變し、神社山陵の告文等にのみ用ふる事となり、然れども即位大嘗會の大儀に宣命大夫の宣制の儀ありて、古禮の存せらるるなり、宣制の儀、禮式に委しく見えたり、この朝儀の宣命と、神社山陵の告文とは江戸時代まで行はれしが、維新の後告文のみ宣命と稱するは、古義にあらずとす、宣命の稱を廢し、天皇親祭し給ふは告文と稱し、勅使の奏するを祭文と改めたり、時に明治六年四月三日なり（今

天皇に傳はり、兩統併立に關係し、我邦史上的一大事件となるに至れり、「チャカカッカッ」を參看（女院小傳、皇室御領史）

泉涌寺 山城國愛宕郡下京區今熊野町○もと法輪寺、仙遊寺とも號す

泉涌寺 山城國愛宕郡下京區今熊野町○もと法輪寺、仙遊寺とも號す

セシヤウ

養解、北山抄、禁秘抄、圖書寮記録、黒板博士説） **セシヤウノツカヒ** 宣命使 宣命を讀み上ぐる使を云ふ、セシヤウを見よ、 **セシヤウノヘン** 宣明使 宣命使の著座して宣命を讀む場所を云ふ、版は水を以て造りたるものなり（養義、建武年中行事詳解） **セシヤウレキ** 宣明曆 曆の一種、清和天皇貞觀三年六月、五紀曆を廢して之を用ふ、コヨミを參看、 **セシヤウモン** 宣陽門 大内裡内廓門の一、東陣、東閣門、左兵衛陣、宮東面中門とも謂ふ、内裡の東面、正中門にて、外建春門と相對し、温明殿の門口より去ること二尺の所に在り、**セシヤウモン** 宣陽門 大内裡内廓門の一、東陣、東閣門、左兵衛陣、宮東面中門とも謂ふ、内裡の東面、正中門にて、外建春門と相對し、温明殿の門口より去ること二尺の所に在り、**セシヤウモン** 宣陽門 大内裡内廓門の一、東陣、東閣門、左兵衛陣、宮東面中門とも謂ふ、内裡の東面、正中門にて、外建春門と相對し、温明殿の門口より去ること二尺の所に在り、**セシヤウモン** 宣陽門 大内裡内廓門の一、東陣、東閣門、左兵衛陣、宮東面中門とも謂ふ、内裡の東面、正中門にて、外建春門と相對し、温明殿の門口より去ること二尺の所に在り、

天皇に傳はり、兩統併立に關係し、我邦史上的一大事件となるに至れり、「チャカカッカッ」を參看（女院小傳、皇室御領史）

泉涌寺 山城國愛宕郡下京區今熊野町○もと法輪寺、仙遊寺とも號す

泉涌寺 山城國愛宕郡下京區今熊野町○もと法輪寺、仙遊寺とも號す

セシヤウ

セシヤウ

セシヤウ

セシヤウ

ゼンリ

一寺となす、是れ其始めなり、清和天皇貞觀五年九月六日勅して定額となし、禪林寺と號せしめ、且つ宸翰寺額を賜ふ、元慶元年十二月二十七日、太上皇の御願堂を建營し、寺地狹隘なるを以て、公田四町を施入せらる、爾來皇子皇孫碩德の高僧を住持たらしめ、眞言の宗風弘通すること數十世なり、承暦中三論宗の僧永觀入りて住持となり、東南院を建立し盛に三論並に淨土の念佛を弘通す、依て之を中興の祖と爲す、爾來永觀堂と呼ぶ、其後西山の證空の弟子淨音入りて住持となり、淨土教を弘通す、依て西山西谷派の本寺となる、嘉暦中殿堂荒廢せしが、僧覺源永觀の夢告により、漸次寺門を興復す、應永年間堂舎傾倒せしにより、通陽門院資を投じて修理したりしが、應仁の兵火に罹り、荒廢すること久しかりし、明應六年後土御門天皇勅して諸堂を建營せしめらる、○本堂、西向、正面に本尊阿彌陀佛、脇壇左に永觀自作の立像、空海の作と傳ふる地藏を安置し、右に淨土曼荼羅を安置す、○祖師堂、南向、善導、法然、善喜(證空)の像を安置す、○客殿、中央の佛間に釋迦を安置し、外廊欄間に土佐光信筆の三十六歌仙の圖あり、○傳法堂、客殿の東北に在り、中央に阿彌陀、左に不動を安置す、○經藏、方丈、庫裡、浴室、皆祖師堂の北にあり、○講堂、甘露殿と名づく、行場其前に在り、○清和天皇の塔(五輪塔塔)、後三條天皇塔(九重塔塔)、方丈の東南に在り、御茶毘の灰を收め奉りたるものと云ふ、○寶物は佛畫類最も多し、惠心筆といふ山越阿彌陀來迎圖、藥師、二十五菩薩、十界圖、唐子厚筆と云ふ赤衣釋迦、張思恭の筆と云ふ阿彌陀三尊、唐畫十大弟子等は優なるものなり、(山城名勝志、平安通志、京華要志)

ゼンリ

禪侶 諸大夫の子、及び北面等の

ゼンワ

侍の子にて、僧となりたる者を稱す、古は國名を付けしが、後世は公名許を付く(寺官抄) **ゼンワカドコロ** 撰和歌所 **セヤク井** 施藥院 藤原朝時代諸國の藥種を納めて、窮乏の病人を養治する所をいふ、即ち施療所也、施藥院司とも云ふ、後世には略して「セヤク井」といふ事故實たり、(藤原朝)初め大和平城京にあり、後山城國左京の唐橋南室町の西園、(藤原朝)天平二年四月、光明皇后始めて之を設く、續紀同條に「始置皇后宮職施藥院、令諸國以職封並大臣家封戸庸物充價、買取草藥、毎年進之」と見えたり、初め皇后職並大臣家より費用を給せられたりしが、後には官の處分となれるなるべし、其後何時の頃より中絶したりしを、淳和天皇の天長二年十一月、施藥院使司、判官、主典、醫師各一人を定置せられたり、蓋し此御宇に再興ありしものなるべし、然るに幾干もなくしてまた廢頓に歸し、尋でまた藤原氏私立の施藥院のありし事、續日本紀仁明天皇承和三年五月の條に「故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣、情深謙摯、義貴能施、遂乃折割食封千戶、貯收施藥、勸學兩院、藤原氏諸親絶乏者、同氏子弟勸學之輩、量班典之」と見ゆ、これ冬嗣の建立に係れるものならんか、職原抄を按ずるに、施藥院使の條に「使醫道四位以下補之爲彼道重職也、判官、主典、件職往古藤原長者宣也」とあり、藤原氏私設の病院も、後また其職員を官より命ぜらるるに至れるを知るべし、但し當時施藥院其物の存在せるにはあらざるべく、只空名に留まれるに似たり、從うて藤原私設のものが、何時代まで連續したりしか、將た朝廷より職員を任命するに至れるは何時に係るか詳かならず、爾來施

セラノ

藥院使に補せられしもの多しと雖も、是等はみな官に科するものなりき、(藤原朝)別當一人藤原氏を以て之を長官に任ず、施藥院使、判官、主典、醫師等ありし事、右に擧げたるがごとし、○又興福寺内にも置きたり、天平寶字元年二月勅して、普く疾病及び貧乏の徒を救養せんが爲めに、越前國聖田一百町を以て、永く山科寺(興福寺)施藥院に施入せしめたり、(標註職原抄、大内裡圖書證、文藝類纂) **セラノコホリ** 世羅郡 備後國 天武天皇の時、備後國を建て、後十二郡を管す、蓋し世羅も亦其一郡なるべし、(藤原朝)三代實錄世良に作り、延喜式以後世羅に作る、倭名抄に桑原(クハハラ)大田(サホタ)津口(ツグチ)新張(トモハリ)等の郷あり、正保圖世良に作り、寛文中世羅に復す、寛知集以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考) **セワリグソク** 脊割具足 具足の一種、脊の所に引合せて著る故に名づく、(ケソク)參看、 **リ** 租 田地に課したる税、田租(テンソ)、租税(ツセイ)を見よ、 **リ** 蘇 (蘇) 牛羊などの乳を煎煉して製したるもの、(ケウニウ)を見よ、 **リンカウ** 蘇因高 小野妹子(チノノイモ)を見よ、 **リウ** 僧 家を捨て、佛門に入れる人の總稱、



ソウ

又出家とも云ふ、梵語僧伽耶の略、或は和合、或は無諍と譯す、中阿含經に、有若干姓異名異族、剃除鬚髮、著袈裟衣、至信捨家從佛學、道、是名僧、五分律に僧者從四人已上也、僧史略に、若單日僧則四人以上方得稱之、今謂二分稱爲僧、僧亦無爽云々、と見えて、もと四人以上を僧と云ひしが後には一人をも僧と云へり、猶委しく知らんとせば、翻譯名義集、積福居士集等を見るべし、我國にて始めて僧となりたるは德濟とす(釋氏要覽、釋林象器箋) **ソウ** 支那にて趙氏の建てたる國號、始祖を趙匡胤と云ふ、漢の京兆の尹、廣漢の後と稱す、五代後周に仕ふ、世宗の時、北漢契丹と連合して來寇す、周高平に戰て大に之を破る、匡胤宿衛の將として最も戦功あり、殿前都虞候となる、是匡胤の名を知られし始めなり、尋で殿前檢點に進み、更に節德の節度使となり、時に五代八十餘年の紛亂に、上下亂を厭ひ、一英主の下に歸せんことを望み、會契丹入寇したりしかば、匡胤命を授けて、兵を率ゐて陳橋驛(河南省開封府祥符縣)に至りし時、將士匡胤を擁立して主となす、世宗遂に位を匡胤に讓る、是を宗の太祖皇帝と云ふ、太祖、その弟太宗と共に次第に諸方割據の群雄を平定して、遂に全國を統一せり、太祖は亦唐宋以來地方藩閥宿將の勢強くして、人主を廢立するが如き驕暴に懲り、宰相趙普等と謀りて、兵馬の實を解き、節度使に代ふるに文官を以てし、中央集權の政を行ひ、從來の宿弊を一洗せり、その弟太宗に至り、天下一統の餘威に乗じて、交趾を征せしも利なく、交趾獨立せり、又北支那地を復せんとし、遼を征伐せしも利なし、其子眞宗の時に至りて歳幣を遼に與へて和約を結びたり、此の時に

當りて西藏族の別部族は支那の西北に據り、國を西夏と號し、連年宋の西邊を侵せり、眞宗の子仁宗に至り、歳幣絹帛茶等を入れて、和を結び少しく小康を得たり、神宗の時に至り、太宗以來外交に失敗し、財政大に困難を極め、國威の振はざるを慨し、銳意國光を耀さんとし、王安石を擧用して新法を行へり、而して効果また擧らずして帝は死し、朝廷にては新黨二大朋黨の争あり、政論を闘はすこと三十餘年に及びたり、徽宗の時に至り、新法派の蔡京等政を擅にし、一族を顯要の地に居らしめ、且つ帝に勸めて奢移土木の功を起し、國費多大にして國運漸く衰頹の基を成せり、此の時遼大に衰へしも、新に金國滿洲に屈起して、遼を伐ち、宋の邊境を侵せり、徽宗依りて金と同盟し、遼を挾撃して之を亡ぼしたり、然るに此役宋は連戦敗れて、金のみ全勝せしを以て、割地に當りて歳幣を收めて、僅かに燕京の一部を得たるのみなりき、然るに金は勢を得て更に宋に寇し燕京を取り汴京を侵す、宋將怯懦防能はず欽宗の時に至り、割地贈幣して、一時知約を結びて、勤王の師を起して金に當りしも、連戦連敗して、金軍は遂に汴京を陥れ、徽宗欽宗太子親王諸皇族以下三千餘人を捕へて北歸せり、是に於て欽宗の弟康王構、應天府にありて、位に即く、是を高宗高帝と云ふ、金の勢を恐れて、楊子江の南に幸し、都を臨安(浙江省杭州府)に遷せり、是を南宗と云ふ、此時に當りて金の南侵益々急なりしも、宋には張浚李綱岳飛胡鈐等の忠勇義烈なる軍人、主戦論の學者ありて、敵愾心盛にして、屢々金の軍を敗り、恢復を謀るもの少からざりき、然るに高宗怯懦にして、媾和論者秦檜を信じ、宰相となし、當時最も武勇なる岳飛を殺して金と和し、臣の禮を取り、歳貢を贈り、等太后及び

徽宗の梓宮を迎ふるを得たり、是より檜政を專にし、權を恣にして主戦論者を貶斥し、張浚趙鼎の如きも遠逐せらるるに至り、後主戦論を云ふものなく、金後に國勢衰へしを以て南北和して二十餘年邊境事なきを得たり、後金主亮都を北京に遷し、南侵を企て大軍を率ゐて宋を攻めしが利なし、軍中に弑せられ、其從弟世宗位に昇る、賢明にして武をすむ、且つ宋に人を遣はして再び和せしむ、宋は孝宗位に即き、銳意恢復を謀り、張浚李綱等をして金軍を攻めしも利なきを以て、金と和し、臣禮歳貢を改めて歳幣としたり、此の時に當りて、北方蒙古の鐵木真興起して、其の勢旺盛を極め、遂に成吉思汗となり、蒙古諸部落を併せ、西夏を陥れ、金を侵す、金防が能はず和を講ず、宋寧宗の時に至り、蒙古の太宗と同盟を結び、金の汴京を攻めて、之を陥る、後ち金は蒙古の爲に亡ぼされたり、宋の將趙鼎等金の亡びたるに乗じて、北方を恢復すべしとなし、汴京を取らる、蒙古大に怒り盟約を破りたるを責め、兵を送りて邊境を侵すに至る、蒙古は太宗の後世祖國を大元と號し、歐亞を卷席せし餘威に乗じて宋を亡ぼさんとす、然るに宋は高宗の後漸次衰へ度宗皇帝位に即き、安臣買道權を専らし、諸將元を降るもの多く、國勢益々衰へたり、孝恭帝景炎元年の大軍南下するや、張傑文天祥等勤王の師を起して戦ひしも、連勝旺盛を極めたる元兵に抗すを得ず、臨安の都より益々南方に逃れ、終に崖山に遷りしが、元軍の攻撃益々急にして、文天祥は元に捕はれ、陸秀夫帝を負うて海に投じ、諸臣十萬餘人悉く海に投じて死し、世傑舟にのりて安南に逃れ、爲す所あらんとせしも、舟覆没して死す、是に於て宋の遺族盡く滅て、海内皆元の版圖に歸せり、宋太祖よりはに至る、

ソウ

ソウ

ソウイ

ソウイ(官制沿革略史)

ソウイチケンゲウ

ソウイチケンゲウ 總一檢校 姓 姓は竹永、法名源照居士、平家琵琶に達し、師堂派の庶流、源照派の元祖たり、正田専一に就きて音曲を研め、元祖一檢校にも劣らず、呂の調、律の吟、妙を究め奏に秀でしかば、後小松院の親聞に達し、常

ソウウチ

ソウウチ 宗氏(對馬府中) 姓は桓武平氏、清盛の四男新中納言知盛の末孫なり、初め知盛西海に殺せし時一人の孤子あり、乳母の夫右馬助惟宗某之を護して西海に通る、成長の後、元服して己の姓に易へ、宗右馬太郎と稱せしむ、男宗彌二郎重尙と號す、一説に、大判事惟宗善經の子左大史允政五世の孫筑前判官左衛門尉惟宗信房、平知盛の家人となり、壇浦に討死す、男鬼王丸繼縁に在り、乳母父宗像氏抱て山中に逃る、成長して宗冠者信國と號す、子孫因て氏とす、重尙寛元四年對馬島に渡り、島主阿比留氏を追討して之を領す、其子助國、文永十一年蒙古襲來の時忠戦して死す、其孫盛國、太宰府に遣れ居す、其子彦次郎經茂、元弘三年太宰少貳貞經大友具簡等と共に、北條英時を攻め軍功あり、經茂天資驍勇世に鬼判部と稱す、足利尊氏に從ひ、引兩紋を賜ひ、九州侍所となる、其子頼茂應安申父の遺領を襲ひ、又太宰府に住す、後ち對馬に歸り居す、是より先朝鮮と好みを通じ、男貞茂應永二十六年跡を繼ぎ、嘉吉三年始めて朝鮮交易を相約し、毎歲船五十艘を彼國に渡し、彼より米豆二萬石を島主に送らしむ、其孫貞國、應仁二年惟宗氏を改め平氏を稱す、孫讀成守

ソウガ

義盛の時朝鮮と和せず、兵を率ゐて朝鮮熊川城を攻む、衆寡敵せず戦死す、其子盛弘男盛賢、大永六年盛長の遺領を嗣ぎ、將盛と改名す、此時朝鮮と和す、男貞盛、五男昭景(後ち義智)元龜元年伊那郡主と爲る、天正五年將軍義昭一字を授け、同七年兄義純の封を襲ぐ、時に十二歳、義調代て國事を裁す、同十五年義調卒去により再封を乞ふ、此年豐臣秀吉筑紫に赴くや、義智馳せ加はる、依て本領を安堵す、同十七年九月從四位下に叙し侍從に任じ羽柴の號を許さる、文祿四年朝鮮在陣の戦功により、薩摩國出水郡の内一萬石を賜ふ、慶長四年肥前國基肄養父二郡の内に移さる、同五年關ヶ原の役、其臣調信大阪方に從ひしが、亂後許されて本領を安堵す、慶長十年五月、朝鮮との國際を周旋するの勞を以て、十萬石の封領に準じ、且つ從四位侍從世襲の格を賜はる、元祿十五年八月、義貞千五百石を家臣柳河野豐前(没收せられたる地肥前國松浦郡)に、及び毎歲金壹萬貳千兩を加賜せらる、寛延三年毎歲金貳千兩銀三貫匁を加賜せらる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜) ○重尙 助國 盛明 盛國 經茂 頼茂 貞茂 貞盛 成職 貞國 村盛 義盛 盛長 將盛 晴康 義調 茂尙 義純 義智 義成 義貞 義倫 義方 義誠 方照 義如 義善 義暢 義功 義賢 義章 義和 重正 重望

ソウガ

奏賀 朝賀の時、去年諸國より奏せ

ソウガ

し吉事祥瑞を書き集めて奏聞するを云ふ、奏瑞とも云ふ、テツカ(參看) 増賀 俗姓橋、參議恒平の子、四歳始めて父母に告げて出家せんことを請ひ、十歳比叡山に登り慈惠の侍童となり、後ち大乘戒を受けて僧となり、十二年間山を下らずして修行練學を事とす、頗る三塔の間に盛譽あり、一日侍童を從へて父母の家を省す、父歿し、母寡居して零落を極む、師大に悲み、侍養を怠りたる罪を謝す、母却て悦ばずして曰く、汝は出家の身なれば、汝の侍養を求めず、唯汝が修養練學の功を積み、一日も早く菩提の大道を成就して、両親を救はんことを望むなり、今汝を見るに、出家にして尚ほ名聞を求めんとするが如し、若し然らば、永く両親を菩提の大道に誘引すること能はざるべしと、師、母の言を聞いて大に感激し、直に比叡山に還り、舊に倍して奮勵し、一夜の間根本中堂に籠りて祈願す、後ち颯然山を下り、伊勢の内宮に詣りて祈願す、一夕夢に菩提の大道を成就せんには、先づ名聞を去れと告ぐる者あるを覺えて大に喜び、著衣を脱して路傍の乞食に施與し、一絲を掛けずして比叡山に登る、大衆皆師を以て狂せりとなす、後ち山を下りて諸國に經行す、冷泉上皇勅して供奉となさんとし給ふも、伴り狂して召に應ぜず、東三條院詮子宮中に延請して戒師となし給ふ、師宮中に入りて狂態をなす、慈惠の僧正に任ぜられ、宮中に入りて恩を謝するに方り、師乾魚を帶して劍となし、瘦牛に騎して行列の前驅をなす、應和三年七月如覺の勤めにより、大和多武峯に上りて出樓す、長保五年六月病に罹り、侍僧に命じて基局、並に轡を持ち來らしめ、自ら基を圍み、且胡蝶の曲を奏し、曰く我れ少時此二事を嗜むも、人に諫止せらる、今

ソウガ

死に臨み執念を去らんが爲めに、これを行ふなりと、同月九日歿す、年八十一(僧傳) 鈔釋義、今傳はらず(増賀傳、往生極樂記) ソウガウ 僧綱 僧官の僧正、僧部、律師、僧位の法印法眼法橋の總稱、全國の僧尼を統領し、法務を網持することを掌る、僧綱の事務所を僧綱所とも綱所とも云ふ(ガクシヨ、參看) 文武天皇の時、僧正大少僧部律師四人あり、大寶の制僧正僧部律師の三人となす、聖武天皇の時、更に大僧正を置く、但當置にあらず、弘仁十年僧正大僧部各一人、少僧部二人、律師四人となり、圓融天皇の世、僧正三人、大僧部一人、少僧部二人、律師十二人となる、白河天皇應徳三年十一月には、僧正三人、大僧部五人、少僧部八人、律師十四人、平法師四人、法眼五人、法橋十八人と定め、鎌倉時代には僧正十三人、正真律師百五十六人の多きに至る、鎌倉の末代以後は永宣旨にて僧部律師を任ずるに至る(僧綱) 推古天皇三十二年、始めて僧正僧部法頭の三官を以て僧尼を統領せしむ、文武天皇大寶元年制定して、僧綱は衆徒の推舉によりて之を勅任す、即ち總行よく徒衆を化し、道路欽仰して法務を網持するに足るものを推舉し、衆徒違背して太政官に陳す、佛法日に月に盛にして鎌倉室町以後大寶令の制絶え、別に規定を設けて、皇子は權大僧部、皇孫は權少僧部を初任とし、攝政大臣の子息は權少僧部等を初任となす、是に至りて僧官の進路二途となり、一は宿禰を以てし、一は貴族子弟の門地を以て任ず、江戸幕府の時も舊例に依り僧綱の進退を定む、享和二年諸宗の本山に命じて、各宗僧位進退に関する宗規慣例等を上申せしめ、是を準據として遵守したりき、明治五年勅して僧綱を廢す、其後天台真言等に、一宗内に僧侶の階級を設け、僧正、僧

ソウガ

部、律師の稱を用ふること、なれり(初例抄、釋家官班記、松本博士、僧侶の官位)、○僧綱實權の推移に關しては、三綱と僧綱とを混同したるが如き誤なきにあらざるも、其概略を知るに便あるを以て、今諸宗儀範の說を示して參考に資す、蓋推古天皇三十二年四月置僧正僧部法頭、統領僧尼、然無其人、則缺其職、至子天武白鳳十二年二月、立僧正僧部律師、爲三綱、而此時僧部有二大少二員、此雖爲三綱、其實而四員也、自爾佛法日昌、僧尼二寺建在州郡、因之三綱不遺知之、故爲大正權三僧正大權大少權少四僧部大中正權四律師、且置戒儀師六員從儀師八員爲之副屬、輔其公務、於是三綱二曰僧綱、其綱員數隨時有増減、只大僧正古來一人而已、昌泰二年十月、寬平聖主落髮受灌頂、爲大律師住仁和寺、匡僧賢否、於是僧綱始減其法威、寬平寂後以仁和爲東寺下之御門跡、請親王及大臣之子、爲沙門主之、延曆園城東大興福四大刹亦各置東寺、立御門跡、使執宗權、所謂普運聖護東南一乘等是也、而僧務寺務座主長吏之名、非御門跡不能稱焉、於是東寺及四大刹稱日本五大本寺、至此僧綱徒增虛名耳、彼四天王、法隆、元興、大安、談峯、石山等諸古刹、或屬東寺、乃至或屬興福、都是爲諸御門跡之有、置學頭知之、其餘一國新舊寺院無不統屬五大本寺、建久二年榮西自宋歸朝、始弘禪宗、雖創建禪福二刹、兼行延曆東寺二法、不能立禪之一宗、而其身且主東大幹事、建曆改元俊仍自宋歸朝、欲與律之一家、立泉涌寺、然尙不遠五大本寺之令、同年累谷源空建大谷寺、起尊念淨土一教、本出自延曆、親鸞日蓮遊行相次其教起焉、皆是不免延曆之下、嘉禎二年覺盛尊立自誓受戒之法、而覺盛中興於招提寺、睿尊中興於西大

ソウガ

寺、然不得與五大本寺相並、仁治二年東福圓爾聚法至自宋、寛元四年唐僧圓溪來開法建長、自爾東渡南詢之諸禪僧、不可擧而數、京師鎌倉刹、諸禪刹、一州一郡盡蕪叢林、終至于至德丙寅、有五山十刹之制、而以三南禪、爲五山之上、且賜紫服、又更置僧錄司、戸之、於是遠曆一宗不、因五大本寺之令、夫考至德之世、彼招提西大泉涌三律寺、彼源空親鸞日蓮遊行四門徒、其道隆盛而其枝院分滿諸州、於是其教各立、不、因五大本寺之令、此時雖有禪宗永平一派、屬僧錄司、文安二年十刹之大德、以建武天皇敕願道場、准南禪、賜紫服、因之不、屬僧錄司、妙心本屬大德、永正御宇爲、梁服道場、准大德、爾來永平下總持、源空下總持、西山二派諸本寺、彼彼南禪等、爲、賜紫道場、而永平亦不、屬僧錄司、正親御宇、親鸞下本願寺爲御門跡、而其主任大僧正、從是佛光大專修相次爲御門跡、與本願、鼎立、慶長之初東本願落成、萬治年中、明僧隱元琦公調、實驪山萬福寺、於是爲三十一本寺、○僧綱には從者を許したり、桓武天皇延暦十七年六月從者の數を定む、大少僧部は各從僧四人、沙彌三人、童子六人、律師は各從僧三人、沙彌二人、童子四人としたり、延喜式に、僧正は從僧五人、童子四人と見たり、僧部律師は延暦の制に同じ、順徳天皇建曆二年三月、僧正は從僧四人、中童子二人、大童子六人と定め、法務、興福寺別當延曆寺座主之に准じ、僧部は從僧二人、中童子一人、大童子二人と定め、且つ僧侶の奢侈を戒め制條に背くことなからしめたり、猶僧位(ソウキ)僧正(ソウシャウ)僧部(ソウブ)律師(リッシ)參看(初例抄、釋家官班記、諸宗儀範、權註令義解校本、皇典講究所講演、僧侶の官位)

ソウガ

ソウガク 宋學 朱子學(ソウシヤク)を見よ、ソウギ 宗祇 俗稱は飯尾氏、自然齋、見外齋、また種玉庵等の號あり、少にして律倫となる、性和歌を好み、心敬の名を聞き京都に遊きて僧に歌道を経營す、年壯なるに及び、猪苗代兼載に就きて連歌を學び、遂に其奥に達す、時に天下連歌を喜ぶもの多く、推して宗匠となす、朝廷また花の下を號を賜ふ、平生羈旅を好みて四方に遊び、殆んど定居なし、天明十二年隅田川の邊に寓し、同年六月更に九州に赴く、文龜二年また信濃より山東に過ぎ、入間川を渉り、鎌倉を経て駿河に到り、七月晦日箱根湯本里に宿して病を發し、遂に旅宿に歿す、年八十二、宗祇嘗て東常縁を景慕して美濃に訪問し、古今集の傳授を受く(コキンテンジユ參看)世に堺傳授といふ、(吾妻問答、筑紫道の記(野史))

ソウクワノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に「神事の時、乗御の葦の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモツと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギョウシユの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乗御す(有職抄、安齋隨筆、乗物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウクワン 總官 太政官を云ふ、被官に對しての稱(延喜式)、「ソクワン」の條參看、

ソウクワン 總管 關西の兵馬を兼發し、凶徒を搜捕し、盜賊妖言を斷じ、親に兵刃を執るものを禁じ、國郡司等の治績の善惡を觀察し、即時に奏聞することを掌る、諸道の鎮撫使に同じけれども、畿内なるを以て特に名を分つ(大總官一)

ソウケン 總見院 織田信長(オダノブナガ)を見よ、

ソウケウ 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケ

ソウケ 親王を以て之に補す、帶劔して勅を待つ、副總官一人、三位、大總管儀仗十人、副總管六人を給ふ、列史二人、主事四人、(天保三年十一月始めて置き、一品新田部親王を大總管とし、從三位藤原宇合を副總管となす、養和元年正月、源行家尾張國を襲ひ、美濃近江より都に攻入らんとす、宣旨を下して前右大將平宗盛を以て、五畿内並に伊賀伊勢近江丹波諸國の總官となし、之を防がしむ、天平の例に似りしなり、「チンアシ」參看(續紀、玉葉、百練抄、源平盛衰記)

ソウクワン 僧官 朝廷より賜はる僧侶の官、即ち僧正、僧都、律師を云ふ、僧綱(ソウカウ)及び各條に就て見るべし、

ソウクワン 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だこれを悼惜し、正廣或右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定めり(官制沿革略史)

ソウケン 總見院 織田信長(オダノブナガ)を見よ、

ソウケウ 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウケン 宗興 實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と號す、俗姓一柳氏、美濃の那利に從ひて圓頂納戒し、内外の典を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一鐵美濃の花溪を瓶立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豊臣秀吉、洛南に祥雲寺を瓶立して、請じて開山となす、後陽成天皇祭

ソウサ

ソウサ 中に召して諱旨を詢ふ、恩問相續く、檀越、大通院、知勝院、那花院を瓶立して開山となす、慶長九年五月二十日歿す、年六十七(延寶傳燈錄、本朝高僧傳)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(モイジソウサイシヨク)を見よ、

ソウサイチヤウ 總在廳 僧職、總法務の下に在りて、法會の時に衆僧を引率指揮する事を掌る、又綱所の事をも執行す、綱務もしくは總官とも稱したり、綱所の中より任命す、仁和寺總法務の下に置かるゝものにて一人に限り、雜例集に「殊仁和寺者、爲諸宗總法務、被置總在廳、於勅會者、雖他宗之法會、遣威儀師從儀師、被下知云々」と云へり、(僧官考)寺官抄坊官故實拙記「顯密威儀便覽に古語大寺、必有在廳者、掌僧事、長曰總在廳、蓋其在廳、今日役者、或曰年預、京西廣隆寺等覺院、古在廳也、昔六條帝仁安三年十二月十三日、永賜總法務及總在廳網所於仁和法王覺性、後爲總在廳者、兼其二」と云へり、從ふべきに似たり、猶「ホフム」參看、

ソウシン 宗眞 字は太源、加賀の人、峨山和尙に隨侍すること久しく、曹洞の宗訣を傳へて、貞和五年能登總持寺の第三代となる、後永光寺及び加賀の佛陀寺に住す、四方の雲衲來る、應安四年十一月二十日歿す、此門下を太源流と云ひ、今に末葉繁行す(本朝高僧傳、日本洞上聯燈錄)

ソウシン 宗深 字は雪江と號し、初め諱を正深と云ふ、勅して佛日眞照師と號す、俗姓源氏、攝津の人、幼にして建仁寺五葉菴に入りて文珠の弟子となり、後尾張に至り、瑞泉寺宗舜に師事し、舜の京都に上るに當りて相從ひ、妙心寺の養源菴に留まり、舜の命により、玄詔に師事して其法を嗣ぎ、玄詔歿する後、妙心寺第六代となる、攝津

ソウシン 宗深 字は雪江と號し、初め諱を正深と云ふ、勅して佛日眞照師と號す、俗姓源氏、攝津の人、幼にして建仁寺五葉菴に入りて文珠の弟子となり、後尾張に至り、瑞泉寺宗舜に師事し、舜の京都に上るに當りて相從ひ、妙心寺の養源菴に留まり、舜の命により、玄詔に師事して其法を嗣ぎ、玄詔歿する後、妙心寺第六代となる、攝津

ソウシン 宗深 字は雪江と號し、初め諱を正深と云ふ、勅して佛日眞照師と號す、俗姓源氏、攝津の人、幼にして建仁寺五葉菴に入りて文珠の弟子となり、後尾張に至り、瑞泉寺宗舜に師事し、舜の京都に上るに當りて相從ひ、妙心寺の養源菴に留まり、舜の命により、玄詔に師事して其法を嗣ぎ、玄詔歿する後、妙心寺第六代となる、攝津

ソウシン 宗深 字は雪江と號し、初め諱を正深と云ふ、勅して佛日眞照師と號す、俗姓源氏、攝津の人、幼にして建仁寺五葉菴に入りて文珠の弟子となり、後尾張に至り、瑞泉寺宗舜に師事し、舜の京都に上るに當りて相從ひ、妙心寺の養源菴に留まり、舜の命により、玄詔に師事して其法を嗣ぎ、玄詔歿する後、妙心寺第六代となる、攝津

ソウシン 宗深 字は雪江と號し、初め諱を正深と云ふ、勅して佛日眞照師と號す、俗姓源氏、攝津の人、幼にして建仁寺五葉菴に入りて文珠の弟子となり、後尾張に至り、瑞泉寺宗舜に師事し、舜の京都に上るに當りて相從ひ、妙心寺の養源菴に留まり、舜の命により、玄詔に師事して其法を嗣ぎ、玄詔歿する後、妙心寺第六代となる、攝津

ソウシン 宗深 字は雪江と號し、初め諱を正深と云ふ、勅して佛日眞照師と號す、俗姓源氏、攝津の人、幼にして建仁寺五葉菴に入りて文珠の弟子となり、後尾張に至り、瑞泉寺宗舜に師事し、舜の京都に上るに當りて相從ひ、妙心寺の養源菴に留まり、舜の命により、玄詔に師事して其法を嗣ぎ、玄詔歿する後、妙心寺第六代となる、攝津

ソウシ

ソウシ 海清寺、河内の觀音寺、尾張の瑞泉寺、丹波の龍興寺に歷任し、寛正三年八月勅を拜して大德寺に住し、細川勝元等の歸依を受く、應仁元年大德寺に兵火に罹りて燒失し、宗深丹波の龍興寺に屏居す、一條兼良詩を贈りて慰問す、文明の初め、勝元山城に龍興寺を興して延請するに任せ、入りて住し、同十八年六月二日歿す、年七十九、法臘六十二、諸弟子遺命に従ひ、全身を妙心寺の御梅院に埋む、宗深の門なる(妙心寺六祖傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳)

ソウシヤウ 送進狀 送狀(オダクリソヤウ)を見よ、

ソウシヤウ 奏者 室町時代以後、申次の者を云ふ、古くは將軍家にては申次、諸家にては奏者と稱して區別したりしが、後には共に奏者と稱する事となり(條々問書、海人藻芥)江戸時代には、幕府にては奏者番といふあり、略して奏者といへり、職掌相似たりと雖も、頗る輕重の相違あり、ソウシヤウの條を合せ見るべし、

ソウシヤウ 總社 敎社を一所に合祀勸請したる神社を云ふ、參拜に便にするより出でしものなり、寛永日記に「嵯峨天皇の時代より、於諸國五月五月初、國司等天神地祇六神之祭禮あり、王城賀茂之祭は、天子より勅使を被立有祭禮、於國々ハ天神地祇六神を其國之府中に一所に勸請申號、總社と見え、河内志に「或曰、古者國府必建總社、有事于國内官社、則國司率僚屬、先修典禮於此、其儀如京師神祇官」と見えたり、尙、名義に就きて數説あり(一)南紀神社に「總社は國府に在りて國守朝廷の命を奉て、國中の神社へ幣帛を班ち捧る所に於て、京師の神祇官に比すべし」といひ(二)神社私考

ソウシ 古くは將軍家にては申次、諸家にては奏者と稱して區別したりしが、後には共に奏者と稱する事となり(條々問書、海人藻芥)江戸時代には、幕府にては奏者番といふあり、略して奏者といへり、職掌相似たりと雖も、頗る輕重の相違あり、ソウシヤウの條を合せ見るべし、

ソウシヤウ 奏者 室町時代以後、申次の者を云ふ、古くは將軍家にては申次、諸家にては奏者と稱して區別したりしが、後には共に奏者と稱する事となり(條々問書、海人藻芥)江戸時代には、幕府にては奏者番といふあり、略して奏者といへり、職掌相似たりと雖も、頗る輕重の相違あり、ソウシヤウの條を合せ見るべし、

ソウシヤウ 總社 敎社を一所に合祀勸請したる神社を云ふ、參拜に便にするより出でしものなり、寛永日記に「嵯峨天皇の時代より、於諸國五月五月初、國司等天神地祇六神之祭禮あり、王城賀茂之祭は、天子より勅使を被立有祭禮、於國々ハ天神地祇六神を其國之府中に一所に勸請申號、總社と見え、河内志に「或曰、古者國府必建總社、有事于國内官社、則國司率僚屬、先修典禮於此、其儀如京師神祇官」と見えたり、尙、名義に就きて數説あり(一)南紀神社に「總社は國府に在りて國守朝廷の命を奉て、國中の神社へ幣帛を班ち捧る所に於て、京師の神祇官に比すべし」といひ(二)神社私考

ソウシ 古くは將軍家にては申次、諸家にては奏者と稱して區別したりしが、後には共に奏者と稱する事となり(條々問書、海人藻芥)江戸時代には、幕府にては奏者番といふあり、略して奏者といへり、職掌相似たりと雖も、頗る輕重の相違あり、ソウシヤウの條を合せ見るべし、

ソウシヤウ 奏者 室町時代以後、申次の者を云ふ、古くは將軍家にては申次、諸家にては奏者と稱して區別したりしが、後には共に奏者と稱する事となり(條々問書、海人藻芥)江戸時代には、幕府にては奏者番といふあり、略して奏者といへり、職掌相似たりと雖も、頗る輕重の相違あり、ソウシヤウの條を合せ見るべし、

ソウシヤウ 總社 敎社を一所に合祀勸請したる神社を云ふ、參拜に便にするより出でしものなり、寛永日記に「嵯峨天皇の時代より、於諸國五月五月初、國司等天神地祇六神之祭禮あり、王城賀茂之祭は、天子より勅使を被立有祭禮、於國々ハ天神地祇六神を其國之府中に一所に勸請申號、總社と見え、河内志に「或曰、古者國府必建總社、有事于國内官社、則國司率僚屬、先修典禮於此、其儀如京師神祇官」と見えたり、尙、名義に就きて數説あり(一)南紀神社に「總社は國府に在りて國守朝廷の命を奉て、國中の神社へ幣帛を班ち捧る所に於て、京師の神祇官に比すべし」といひ(二)神社私考

ソウシ

社 播磨國飾磨郡姫路(伊和明神)
 美作國吉田郡總社
 備前國上道郡祇園村總社
 備中國吉備郡總社(野俣神社)
 安藝國安藝郡府中村(多家神社)
 周防國佐波郡總社(金切大明神)
 淡路國三原郡國衙(十一明神)
 紀伊國名草郡府中村(?)
 阿波國名東郡觀音寺村
 讃岐國阿野郡林田村
 伊豫國野間郡(越智郡)國府
 土佐國長岡郡國府
 筑前國御笠郡原田村(筑紫神社?)
 筑後國御井郡和泉村(?)
 豐前國津和野郡國府
 肥後國肥前郡古府中(國造神社?)
 肥後國豐前郡國府中村(守公神社?)
 對馬國下縣郡(和多郡美神社?)

寺院總社
 多武峯總社 法成寺總社
 法性寺總社 蓮花王院總社
 常光院總社 平泉寺中央總社
 東福寺總社 栖霞寺總社
 延曆寺總社(日吉社) 一乘寺總社

第内總社
 北山殿總社

ソウシヤウ 總省 八省を云ふ、被管に對しての稱(延喜式)、ヒクワンの條を看す、
 ソウシヤウ 僧正 僧官、僧綱の一、僧徒の遊行を正し強する事を掌る、法印大和尚位に相當す、釋氏聖覽に、史云、正者政也、自正正人、克

ソウシ

數ニ改令、故蓋以比丘无法若馬元ニ轉勤、漸染俗風、將乖雅則、故擇有德望者、以法而繩之、令歸正、正、故云僧正、と見えたり、僧正、大僧正、一人、聖武天皇天十七年正月、藥師寺の僧行基を大僧正となす、是大僧正の始なり、圓融天皇天元年八月僧正真源を之に任す、天台宗にての始め、花山天皇寛和二年僧正寛朝を之に任す、真言宗にての始め、一條天皇長保二年八月僧正勸修を之に任す、三井寺派にての始め、後鳥羽天皇建久元年五月僧正信圓を之に任す、興福寺にての始めなり、爾來天台座主、東寺長者、三井寺長者、興福寺別當にて、法器ある者の外は、大僧正たるを得ざりき、僧正、一人後に二人となる、大僧正たるを得ざりき、我國僧正の始め、推古天皇の代、觀勒始めて任ぜらる、我國僧正の始め、文德天皇齊衡三年十月東寺眞濟を之に任す、眞言宗にての始め、村上天皇天德二年正月延曆寺延昌を之に任す、天台宗の始め、一條天皇の代、勝覺を之に任す、三井寺にての始め、後冷泉天皇の永承五年十二月眞範を之に任す、興福寺にての始めなり、階僧正(イッカイソウツヤウ)の條を見よ、僧正、初め一人、後に數人となる、清和天皇貞觀七年九月、眞範を僧正に任ぜしを始めて、元慶三年三月大僧部權僧正となす、天台宗にての始め、永承元年十二月聖賢を之に任す、眞言宗にての始め、永承元年十二月餘慶を之に任す、三井寺にての始め、永承四年十一月大僧部眞範を之に任す、興福寺にての始めなり、凡權僧正は正官に一等を降るは固よりなれども、一條天皇の正暦五年十一月勅して自今以後僧正正權階次に依るべしと云へり、鎌倉室町以後權僧正増して三人より六人、多きは十餘人に及ぶに至り、江戸時代に至り權僧正に任する者極めて多し、諸宗書上に就て見れば、思原源流支那にては偽奏の僧徒を始めとし

ソウシ

て、梁普通六年法雲を大僧正となせり、我國にては、推古天皇の朝、百濟の僧觀勒を任ぜしを始めて、大寶の制一人なりしが、聖武天皇の朝大僧正を置き、清和天皇貞觀七年權僧正を置き、圓融天皇の朝大僧正僧正權僧正三人を置き、崇徳天皇の朝に至り正僧正一時に二人を任す、其後令制亂れて、貴族の子弟の僧となる者には別に規定を設け、故に人數隨て増加す、釋家官表記に、僧正員數上古三人(大正權)中古四人或五人(大一人正一人權三人)其後八人(權六人或正二人)近來總數及三十餘人、於今不及員數沙汰、歟、大僧正者、古來只一人勿論也、とあり、徳川氏の時、山王の別當觀理院、武藏仙波の喜多院、上野世良田の長樂寺、筑後高良山の蓮臺院、尾張御宮の別當壽院、紀伊御宮の別當靈蓋院、山門の松蔭院の如きは、皆僧正に昇任する例なりき、ソウカウ(參看)書紀、令義解、三代實錄、初傳抄、釋家官表記、諸宗儀範、僧官考)

ソウシヤウ 奏狀 國公文書の一、臣下より政治上に關する意見等を天皇に上つるものを云ふ、もと支那より來りし式なるが、唐六典には見えぬ、我公式令は蓋し六朝の制に據れるものなるべし、國令に規定したるは、太政官より上つるものにて、事の大小によりて三つに區別せり。

(一)論奏式
 太政官謹奏、其事
 大政大臣位臣姓名
 左大臣位臣姓名
 右大臣位臣姓名
 大納言位臣姓名等言云々、謹以申聞謹奏、
 年月日
 關御書

ソウシ

大納言位臣姓名
 (二)奏事式
 太政官謹奏
 其司位姓名等解狀云々、謹以申聞謹奏、
 年月日
 大政大臣位臣姓名
 左大臣位臣姓名
 右大臣位臣姓名
 大納言位臣姓名
 奉勅依奏、若更有勅語須附者、各隨狀附云々、
 大納言位姓名
 其司所申其事云々、謹奏、
 年月日
 奉勅依奏、若不依奏者、即云、勅處分云々、
 少納言位姓名
 右の外彈正臺より上つる奏あり、同じく公式令に見ゆ、
 奏彈式
 彈正臺奏、其司位姓名罪狀事、
 具官位姓名
 右一人犯狀云々、
 劾上件甲乙事狀、如右、謹以上聞謹奏、
 年月日 彈正尹位臣姓名
 關御書

密封して上つる密奏あり(令義解、黒板博士説)
 ソウシヤウ 増上寺 東京芝公園
 ○三條山と號す、廣度院、初めは光明寺と云ふ、淨土宗、關東總本山○本尊、阿彌陀佛、傳心作、丈四尺、聖德太子弘法大師の弟子宗叡、東國に巡化して武藏貝塚(今の東京麹町北白川宮邸の附近)に一字を建立し、數百年の間屢々興廢あり、北朝至徳二年、聖聰眞言宗を改めて淨土宗となし、明徳四年十二月諸堂宇を建立し、後、日比谷及び龍ノ口に移轉し、天正十八年八月、住持存應(源譽)始めて徳川家康に謁し、永く同寺を一門の菩提所と定めらる、慶長三年日比谷より今の地に移轉し、勸許紫衣地となす、同十年改造の工事成り、十三年十一月常樂衣地となり、寛永元年再び改造し、諸堂宇壯觀を極め、元祿九年修葺す、後慶々火災に罹りたるも、徳川氏の歸依を以て毎に再建せられ、方丈領于五百石、隱居料二百石、靈屋料九千四十石を附せられたり、維新後稍衰へたれども、關東の總本山と稱し、關東淨土宗の諸寺を總轄す、明治六年十二月耶蘇教の信徒某放火し、諸堂宇焼失し、同十二年十一月再建の工事を起して落成するに至る○本堂、本尊を安置す、間口十五間三尺、奥行十四間三尺、箱棟作、明治六年の火災に罹り、同十二年の再建に係る○護國殿、本堂の背後に在り、黒本尊を安置す、寛延二年七月三門外より移し此に建築したり○開山堂、始めは安國殿といふ、聖聰存應以下歴代の像(享保以下は位牌)を安置す、寛永十年建築し、享保十年、及び寶曆元年十月修葺したり○經藏、一切經三部を藏す、一は宋本五千七百四十四卷、二は元本五千三百九十七卷、三は高麗本六千四百六十七卷なり、慶長十年建築し、天和元年十二月改造し、其後屢々修葺し、享和二年改造したり○方丈、三門を入りて左に在

ソウシ

り、舊方丈は御成門右の方に在りしが、文昭院靈廟造營の際、今の地に移轉したり、慶長十年建築し、延寶四年九月廿一日焼失、十二月再築、寛永二年二月朔夜焼失、十一月再築、天明三年十二月廿二日夜又焼失し、今の方丈は其後の再築にかゝる○經樓、寛永十年十月の建築にかゝるもの、明治六年の火災に罹り、今は礎石を存するのみ○三門、東向十間四尺五寸、横五間、慶長十年建築、寛永元年改造、元祿九年以後屢々修葺す、樓上に釋迦文殊普賢十六羅漢の木像を安置す○大門、三門前二町餘にして片門前町に出でんとする所に在り○東照宮、台徳院殿(秀忠)、文昭院殿(家宣)、有章院殿(家繼)、惇信院殿(家重)、愼徳院殿(家重)、昭徳院殿(家茂)、清徳院殿(家光の三子松平綱重)、淨徳院殿(綱吉の長子徳松)、崇源院殿(家光の母)、天英院殿(家宣の夫人照子)、桂昌院殿(綱吉の母)、月光院殿(家繼の母)、明信院殿(綱吉の長女鶴姫)、靈仙院殿(家光の長女千代姫)、靜寛院殿(家茂の夫人和宮)、等の廟所あり(三條山志、東京名所圖會)

ソウシヤウ 奏者番 江戸幕府の職名、儀始、五佳節、朔望等に、諸侯以下の者、將軍に謁する時、進見者を伴ひ、進獻の太刀目録を披露す、其他殿中の禮式に關する事多く、又諸侯參勤の時、國持にあらざる家の上使を役す、芙蓉問詰とす、寛永九年、始めて二人を置き、後年萬石以上の任となり、増加して廿四人に至る、一人づつ當直せり、萬治元年以後、寺社奉行たる者は、必當職よりして之を兼ねる事となりたり、もと此職は、譜代の大名を以て、先づ之れに充て、其器量によりて、寺社奉行、又若年寄とし、後に京都所司代より、老中に至る、故に譜代大名出身の職なり、文久二年

ソウジ

此職を廢し、諸衆、寺社奉行、大目附、高家、進物番を...

ソウジユ

奏授 令制にて、叙位の等級の三の一、大臣の奏聞によりて位を授くるを云ふ...

ソウジユ

崇壽寺 相模國鎌倉郡...

ソウシユン

宗舜 號は日峯、禪源大濟禪師と諡す...

ソウジ

扶桑禪林僧寶傳

ソウジユン

宗純 字は一休、號は狂雲子、初の名は周建と云ふ...



て之を號とす、同二十七年五月二十日夜、鴉聲を聞きて省あり...

ソウス

頌一休天下老和尚

頌一休 頌一休 頌一休 頌一休 頌一休 頌一休 頌一休 頌一休...

ソウス

奏瑞 奏賀(ソウガ)を見よ、ソウダイシヤウ...

ソウチヤウ

贈太上天皇 ヲダシヤウテンワウを云ふ、三島郡...

ソウチ

信し、一寺を建立せんとして果さず、其子中納言山陰亡父の所願を果さんとす...

ソウチ

總持寺 能登國鳳至郡...

武天皇年間、行基開創し、諸嶽院と稱したりしが、元亨元年住持定賢律師...

ソウチヤウ

一宗僧侶階昇進の事に關して、永平寺に抗し、爾來兩寺の間紛議絶ゆることなし...

ソウチ

宗長

宗長 字は久庵、待月庵を號す、凡五年間(年代記、皇代記、平家物語打聞、二)

ソウチヤウ

宗長 字は久庵、待月庵を號す、凡五年間(年代記、皇代記、平家物語打聞、二)



を守護す、故に南方天王と云ふ、須彌山の半第四層の南端瑠璃に居す...

ソウツ

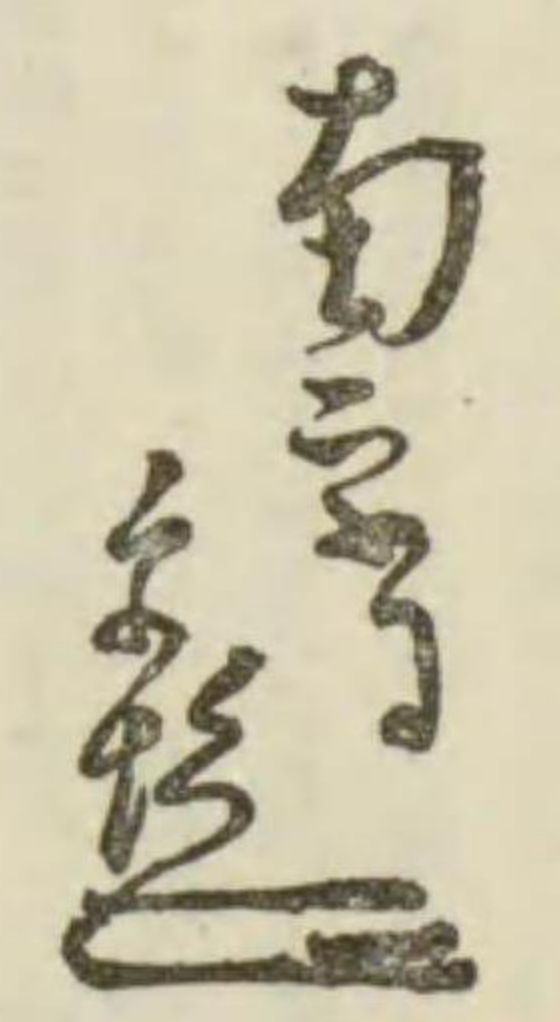
大僧都、天武天皇白鳳二年十一月、元興寺道昭を任ぜしを始めて、桓武天皇延暦十五年、少僧都行賀之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長四年少僧都空海之に任ず、真言宗にての始め、醍醐天皇延喜十六年四月、天台座主増命之に任ず、天台宗にての始めなり、爾來四大寺の僧の顯密に兼通する人にあらずれば此職に補するを許されずと云ふ、權大僧都、文德天皇仁壽三年十月、少僧都眞濟を任ぜしを始めて、村上天皇天曆五年七月、延昌之に任ず、天台宗にての始め、後興福寺の經教之に任ず、唯識宗にての始めなり、少僧都、天武天皇白鳳二年十二月、義成を任ぜしを始めて、孝謙天皇天平勝寶七年五月、慈訓之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長元年三月、空海之に補す、真言宗にての始め、宇多天皇寛平二年、座主眞珍之に任ず、天台宗にての始め、爾來四大寺の僧顯密兼學の人にあらずれば容易に任ぜざりき、權少僧都、仁明天皇嘉祥三年十二月、律師道雄を任ぜしを始めて、朱雀天皇承平五年十月、法眼尊意之に任ず、天台宗にての始め、爾來台密の僧徒にて傳法灌頂を受けし後之に任ず、源朝支那の劉宋に沙門都、隋に國僧都の稱あり、我國には推古天皇の朝に、鞍部德積を任ぜしを始めて、其後大少僧都の二つに分る、天武天皇二年十二月、僧道昭を少僧都に任じ、大僧都は天武天皇二年十一月、僧道昭を大僧都に任ぜしを初例とす、扶桑略記に、文武天皇慶雲元年三月、始めて大少を分つとなすは誤なり、權僧都の始めは、文德天皇仁壽三年十月、少僧都眞濟を權大僧都に任じ、仁明天皇嘉祥三年十二月、道雄を權少僧都に任ぜしを始めて、圓融天皇元四年、大僧都一人少僧都二人とし、白河天皇應德三年十一月には大僧都五人、少僧都八人となり、鎌倉時代以後は數十人の多きに

ソウツ

至る、永宣旨にて任じたり、僧綱(ソウカウ)を見よ(書紀、續紀、初例抄、僧綱補任、官班記、諸宗儀範)
ソウツ井フシ 總追捕使 (一)守護を云ふ、(二)シユゴを見よ、(三)諸莊園神社等に置きたる職名、追捕使(ツキアシ)の條を見るべし、
ソウニン 奏任 令制にて、任官の等級の三の一、大臣の奏聞によりて官を授くるを云ふ、内外諸官の主典以上及び郡領軍殺等を云ふ、勅任(チヨクニン)參看(令義解、官職雜儀)
ソウニンモン 崇仁門 大内裡内廊の門、軒廊戸とも云ふ、紫宸殿の西北、明義門の西に在り、即ち紫宸殿北廂の西階より清涼殿に至る道に在り、鳥羽天皇の諱によりて額を撤すと云ふ(拾芥抄、大内裡圖考證)
ソウネン 宗然 字は可翁、勅諭普濟大聖禪師と云ふ、筑前の人、幼にして出家し、南浦に師事して、印可を承け、文保の初め、寂室光、鈍翁俊等と共に、元に渡り、天目山の中峯本に謁し、次で絶學誠、元東端、古林茂、無見觀、斷崖義等の諸禪師に歷謁して、大に得る所あり、元(留まること)十年にして、嘉曆の初め東歸し、筑前の崇福寺に住し、後京都に上り、萬壽寺、建仁寺に歴住し、和泉大守某、長松山禪通寺を開いて請す、乃ち同寺の開山となり、幾多もなく弟子大用任に譲り、尋で勅請を拜して、南禪寺に住し、晩年建仁寺中の天潤菴に退隱す、貞和元年四月二十五日寂す、師畫に巧みにして、其幅世に傳賞せらる、一説に師は畫を善くせず、別に可翁長詮といふもの、畫を善くするを混じたるものなりといふ、所謂可翁の畫は牧溪の風あり(本朝高僧傳、古畫備考)
ソウノゴシヨク 僧五職 寺務、檢校、別

ソウハ

當、座主、長者を云ふ、各條參看、
ソウハウ 宗彰 名諱澤菴と號す、別に東海暮翁と云ひ、冥子と云ふ、後醍醐秋庭綱典の子、綱典は山名氏の家臣、但馬出石の人、母は牧田氏、十四歳臨濟宗勝福寺に入りて希先和尚に師事し、山城大德寺の童甫の郷に來るに會し、隨侍して大德寺に至り、妙心寺の愚堂和尚に參請し、後大和に遊びて教養を學習し、且和泉に至りて文西一凍の諸和尚に參請し、慶長九年八月四日一凍より印可を受け、同十一年大德寺の首座となり、後和泉の南宗寺に住し、十四年三月玉甫等の推舉により、勅を拜して大德寺に住したるも、僅に三日にして辭し、和泉に還り、後京都に入りて大德菴に住す、近衛信尹、細川忠興、淺野幸長等師依するもの多し、後大和和泉の地方に流演し、詩歌吟詠す、鳥丸光廣廣々之に書を贈り、師亦光廣より文學上の教を受けたり、元和四年三月大德寺住持義峯退隱し、後住に關して議論ありしが、師等正隆を推し、同年四月勅あり正隆住持となり、古例に依り紫衣を賜ふ、然るに翌五年に至り、幕府は正隆の開堂を以て法度に違ふものとなし、京都の所司代に命じて嚴責せしむ、一山の大家大に恐懼す、師百方辯解したれども、聽許せられず、六年二月幕府は師及び玉室江月等を江戸に召して詰問し、七月廿五日に至り、師を出羽上山に配流し、正隆の紫衣を奪ふ、既にして師上山に送られ、山中に春雨菴を營みて屏居せしが、九年八月寂され、江戸に到り、駒込に屏居す、寛永十一年七月大德



ソウハ

寺に歸り、二條城に入りて將軍家光に謁し、一たび但馬に歸り、尋で家光の召によりて江戸に下り、柳生宗矩等の歸依を受く、寛永五年家光品川に東海寺を建立す、師入りて開山となり、十六年四月開堂の盛典を擧ぐ、後ち京都に上りて上皇の勅を拜し、宮中に宗要を説き、正保二年十二月十一日東海寺に寂す、年七十三、語録、玲瓏隨筆、不動智神妙錄、假名法語等あり(年譜、行狀、本朝高僧傳)
ソウハタフキヤウ 總旗奉行 「ハタフキヤウ」を見よ、
ソウバンシユウ 總番衆 「バンシユウ」を見よ、
ソウヒツ 宗弼 號は授翁、萬治二年七月勅して神光寂照禪師と諡し、明治二年勅して圓鑑國師と加賜す、北朝曆應の初め、關山禪師に師事し、遂に其法を嗣ぎ、關山妙心寺に寂するに方り、同寺第二代となり、大に寺基を興す、康暦二年三月二十八日寂す、年八十五、妙心寺西頭に塔を建て、天授院と云ふ、法嗣宗因等あり、妙心寺六祖傳に、授翁宗弼を藤原藤房の出家したるものなりとなし、扶桑隱逸傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳、正法山誌等皆、それを踏襲し、本朝通史、假寐夢等、其誤を辨す、妙心寺文書中北朝より授翁宗弼に賜はりたる繪旨等あり、是等に依れば、其北朝より厚遇を蒙り、屢々田園等を給せられたるを知るべし、此の如き北朝の關係を見るも、授翁宗弼が藤房にあらずることは明白なり(史學雜誌、日本佛家人名辭書)
ソウフク 僧服 法衣(ホフエ)を見よ、
ソウフクジ 崇福寺 筑前國糟屋郡千代村大字堅糟の横嶽山と號す、臨濟宗大德寺派(起原) 仁治元年、僧湛慧太宰府横嶽に一寺を建

立す、翌年圓爾(聖一國師)宋より歸りて博多に著す、湛慧之を請じて開堂説法せしむ、圓爾宋を去る時、其師徑山の無準禪師勅賜萬年崇福禪寺の額を書して興ふ、圓爾其額を齎し來りて此寺に掲ぐ、寛永元年に勅あり、博多の承天寺、並に此寺を官寺としたまふ、其後圓爾京都に上りて東福寺を開く、湛慧、南浦(大應國師)を請じて開山となす、南浦此寺に住すること三十三年にして、嘉元元年勅を拜して京都萬壽寺に住す、乃ち此寺を弟子即山に附す、後ち大友宗麟筑前豐前肥前の内二百三十四町六段を寄附す、天正十四年七月、兵火に罹りて諸堂宇燒失して荒敗に歸す、慶長五年黒田長政當國主となし及び、大德寺の春屋禪師を請じて再興祖となす、博多の東十里松の内に移し、一家の菩提所となす、即ち今の地なり、慶長六年長政三百石を寄附し、後開山塔領五十石を寄附す、明治以後稍々衰へたれども、境域一萬四千九百餘坪、本堂、庫裡、開山堂、鐘樓、寶庫、總門、中門、唐門、帆風門等ありて、西國の一大禪刹と稱す、黒田如水以下歴代の墳墓あり(筑前國續風土記、名勝地誌)
ソウベウ 宗廟 帝王の祖先の靈屋、大神宮、石清水八幡宮を云ふ、支那の制に倣ひて、假に稱する所なり、大神宮を第一宗廟とし、又大廟とも云ふ、石清水八幡を第二宗廟とす、拾芥抄に「兼豐註進云、宗廟事、大神宮石清水御事也、口傳云、宗廟社稷之號、分別事云々、皇帝祖神號三宗廟云々」と見え、神皇正統記に「皇大神とあがめ奉て、天下第一の宗廟にまします云々」、諸神記石清水の條に「八幡大菩薩者朝廷之宗廟也、八幡愚童訓に「第二宗廟と祝はれ給者也云々」、神皇正統記に「此御時、清和字佐の八幡大菩薩、皇城の南、男山石清水に移り給ふ(中略)新宮を造りて、宗廟に擬せらる云々」と見えたり、大廟と稱

する例は、兵範記仁安三年十二月廿九日の條に、表大廟之異、他云々、御鎮座傳記に「惟天下大廟也、國家社稷也」と見えたり、玉勝間にも「神社を後世の人の、其は宗廟也、それは社稷ぞなど、かしこげに云ふは、唐國ことのわたくしこと也、古にすべて宗廟社稷と云へることなし、書紀などに在り、其字は見えたり、たゞ潤色の漢文にして、固より神社と云へるにはあらず、さる故にくにいへなど訓り、くにいは漢文の國家の訓をうつしたる也、さて諸々の神社を、廟と申すまじきまじしは、筑前國の香椎廟のみ、古書どもにとりわきて廟とは申して、これは神名帳に入らず、故あることなるべし、これを置きては、豐前國の大帶廟神社あり云々と云へり、
ソウホウ 宗峰 妙超(メウテウ)を見よ、
ソウホフム 總法務 「ホフム」を見よ、
ソウメイモン 崇明門 大内裡内廊の門、又北戸と云ふ、紫宸殿の北廂の東階より内衛門を出で、宣仁門に至る軒廊の間に在る北面の門なり、左近陣座の北に在り(大内裡圖考證)
ソウメイモン 崇明門院 後宇多天皇の第二皇女、母は輪子女王、後醍醐天皇の皇太子邦良親王の妃、元應元年十月廿八日内親王宣下、正中三年邦良親王薨去の爲め尼となる、元弘元年十月廿五日准三宮同日院號、同三年一たび止められしが、延元三年四月院號を復せらる(女院小傳、皇胤紹運錄)
ソウメツケ 總目付 江戸幕府の職名、後の大目付なり、徳川實紀、寛永九年十二月十九日の條に「この日大阪町奉行兼堺奉行水野河内守守信忠柳生但馬守宗矩、目付秋山修理亮正重、井上筑後守政重總目付を仰付らる、これ今の世に大目付といふも

ソウホ

ソウモ

の、濫觴なりといへり、オホメツケル、参看、ソウモン 桑門 淨行を修する者、梵語の轉訛にて沙門、喪門、室摩那摩等皆同じ、此に功勞、勳息、息心等と譯す、ソウモンを見よ、

ソウヨシトモ

宗義智 宗義智の字彦三、法名崇虎石翁、萬松院と號す、國體圖考の予、世々對馬を領す、天正十五年豊臣秀吉の九州を征せし時、義智兵を出して幕下に屬せしかば、其本領を安堵し、十八年秀吉の命により、家人柳川調信を從へて朝鮮に赴き、倭寇の事を周旋し、七月その國使を具して都に上り秀吉に謁す、秀吉大に喜び、侍從に任じ、羽柴の姓を授け、文祿元年征韓の軍起るに及びて、一方の先陣として彼國に渡航し、各地に轉戦する事前後七年の久しきに亘る、尋て慶長四年石田三成等の兵を擧ぐるや、義智これに與し、柳川調信に軍を授けて伏見城を攻めしが、戦終るの後、徳川家康は特に其罪を免じて本領を安堵せしむ、九年朝鮮の使僧松雲對馬に來り、義智に就きて和好の事を議し、且捕虜となりて我國に來れるものを還さん事を請ふ、義智固に在りて家康に説き、其請を容れしめしかば、朝鮮の君臣大に喜び、十一年はじめて信使を我國に送り、十二年五月、江戸に於て徳川秀忠に謁して國書を呈す、兩國の和好全く成る、幕府其功を賞して十萬石の列に加へ、位必ず四位に上り、官必す侍從に至るを以て家格と爲す、尋て十四年昔日のごとく、對馬の船年毎に二十艘を朝鮮に渡し、釜山港にして交易の利を通せんことを約し、十七年に至りてまた其數を添ふ、二十年、大坂冬の陣の時には、自ら兵を率ゐて、攻圍軍に加はりしが、幾干もなくして病に罹り、元和元年正月三日卒す、年四十八(藩翰譜、徳川實紀、野史)

ソウリ

ソウリウ

宗隆 景川と號す、勅して本如實性禪師と諡す、幼にして伊勢の圓明寺に投じて得度し、十九にして遊方し、雲谷祥、桃陰明、義天詔に參謁し、後雪江深に龍安寺に親附す、一日棒下に豁然として大悟す、大和高市の郡主橘氏、興雲寺を建て、請じて開山となす、文明七年勅を奉じて大徳寺に住す、後妙心寺龍安寺尾張の瑞泉寺等の諸刹に歴遷す、細川政元京都に大心院を建て、請じて住持せしむ、明應九年三月朔示寂す、年七十六(延寶傳燈錄、本朝高僧傳)

ソウリンジ

雙林寺 山城國京都下京區圓山公園内○金玉山と號す、初め靈鷲山沙羅雙樹林寺、法華三昧無量壽院と號す、天台宗、後ち時宗○南無藥師如來(傳教大師の作)起願院最澄の開基、延暦二十四年、最澄唐より歸るや、佛經佛具を朝廷に獻す、天皇大史尾張連定鑑をして此寺を建立せしめ、其佛經佛具を置き、沙羅雙樹林寺と稱して、最澄に賜ふ、後ち延暦寺を立つるに及び、其別院とせり、鳥羽院最も本寺に歸依し、皇女綾雲女王に住持とし、雙林寺宮と稱す、應永中僧國阿、時宗に改め、俗に東山道場と稱せらる、後に時宗一派の本山となれり、初め、寺中に長善菴、妙吉菴、發心菴、勝林菴、華圓院、蓮華院等あり、林泉幽邃、東山の一勝地たり、豐臣秀吉嘗て此に閑遊し、花を賞し、制札を立て、枝を折ることを禁せしめたり、中古以來屢々兵燹に罹り、堂塔房舍悉く燒失し、近世益々頹廢し、僅に藥師堂の一字を存す(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要志)

ソウリヤウ

ソウリヤウチトウ

總領 總領地頭

ソウロ

名の地頭を統領支配する者、總地頭または總領ともいふ、後には大概一家の宗たる者、支流たる輩の領知を統領せるを云へり、此れ祖先傳承の地頭職を家族の繁茂する儘に、一郷一所を分與して地頭たらしめたるが、其宗家を總領と定め、軍役、番役以下の公事を指揮し、軍糧を收めしめたり、源賴朝の乳母を相模國早川庄總領地頭職とせしを始めとす、文治元年十一月、朝廷より賴朝日本國總地頭に補せられしが如く保曆間記、承久記に見えたるは誤なり、貞永元年總地頭等言を所轄に託して、領内名主職の地を採め、又横領すること禁じたり、又兵役ある毎に、庶子皆總領に屬して、別に一隊を爲す事を得ず、凡常陸大掾平氏の如き、其族七家あり、七家の分派、各所屬の總領あり、七總領、一の大掾氏に隸屬す、即大掾を呼びて大總領と云ふ、室町幕府に至り又之を置く、寶徳二年六月、高山持國、總領職を其子義就に讓與せんと請ふ、幕府これを許して安堵狀を與ふ、以て其一端を見るべし、織田豊臣時代絶えて江戸時代以後は只嫡子の稱にのみ残り(ヤトウシヨク)參看(武家名目抄、官制沿革略史)

ソウロク

僧録(總録) 禪宗の僧録(一)眞言宗新義派の僧録、其役所を僧録司といふ、僧録の義は、象器靈に、録、僧之事こと見ゆ、また類聚名物考に、其の事をスベシリスの意なり、後漢書胡廣傳に、靈帝立、與大傅陳蕃、參謀尙書事、復封三國、以病自乞、會蕃被誅、代爲大傅、總錄如故とあるより出づると見えたり、而して其職は、唐の憲宗皇帝の元和二年に、端甫を僧録と爲し、左右兩街の僧事を録せしめたるに比し、我國にては、蓋し之の模倣したるものにして、世或は左街僧録と稱するは、また唐のそれに倣ひたるものに係り、敢て右街僧録あり

ソウロ

るにはあらざるなり、(一)後醍醐天皇の康暦元年十月十三日、時の將軍足利義滿はじめて睿屋妙庵を僧録と爲し、五山十刹以下諸禪寺の出世世襲の事を掌らしむ、空華日工集同年十一月十二日の條に、樹中心書至、自京、乃審、春屋和尙以十月十三日、領天下僧録之命と見えたるもの即ち之なり、二年正月を以て妙庵職に就きて事を見る、既にして永徳三年義滿の鹿死院を興すや、其住持をして必ず僧録職を兼れしめ、爾來遂に例となる、尋て同院の隆涼軒の住持を以て副僧録と爲したり(後世に至り副僧録停廢す)而して僧録の職には、必ず大禪刹の住持より轉する例にして、至徳二年善幢が大徳寺の書記より轉したるが如きは、異例なりとす、文安二年に至り、大徳寺は後醍醐天皇の勅願道場たるを以て、南禪寺に准じて紫衣を賜ひ、文正中には妙心寺、大徳寺に准じて紫衣道場となり、後ちまた永平寺も紫衣道場たるに及び、三寺共に皆僧録の支配を受けざるに至れり、今此等の事實に因りて考ふれば、僧録の職たる、其最初にありては、天下一般の諸禪刹をも支配したりしも、大徳妙心永平寺等大禪刹の反抗を來し、其節度を受けざるに至りしかば、後世に於ける僧録の威力の及びたるは、僅かに五山十刹及び其法流を承けたる禪寺のみに限られたりし、豊臣秀吉の時に至り、鹿死院の塔頭豐光寺の住持承兌を僧録とす、(秀吉薨するの後、徳川家康、足利學校の元僧を以て之に任じたるかの如くに思はる、記事望海每談に載せたり)尋て元和元年七月五山十刹諸山法度を發布するに及び、鹿死院の官職者、先代の規模也、當時不足叙用、毀破之訖、自今以後、以五山之長老之中、歸依之僧一員、可兼補之、官資並入院出仕之儀式等如先規、可有重賞事と規定し、鹿死院世

襲の制全く廢せられしが、同五年徳川秀忠より、金地院崇傳に賜ひし朱印狀に、任、元和元年七月先例之旨、彌停止鹿死院隆涼之僧職、令兼補于宮院訖、五山十刹諸山之諸法度、出仕官資入院之儀式等、守同規、如先例、可被沙汰之狀如件とあり、此の時より崇傳の帶する所となる、而して其職たるや、出世官資入院等の事に關して、五山十刹及び其法流を承ける諸禪寺のみを管し、他の大徳妙心永平總持寺等の大禪刹は其下に屬せざりしかば、崇傳は幕府を假りて、これを壓せんを謀りしと雖も、目的を達する事能はざりき、かく崇傳は宗務の上にては一般に統一するを得ざりしも、政治の上よりしてこれを管し、寺社の訴訟のときは、常に之を裁斷せり、有司勤仕録寺社奉行の條に、昔は此職無之、寺社之事は、金地院並林永喜(道春の弟)信長老支配する事なり、今も法の上にて、重き事は、金地院に相談する事なりと見え、明長帶録寺社奉行の條にも、寛永十二年堀東市正始めて勤む、此頃は評定所なれば、奉行の第宅え金地院(崇傳なり)出座、寺社之訴訟を聽けり」とあり、なほ龜の毛衣に、古は寺社訴訟の事、金地院計らひけるが、寛永中より武家の職となる、など見えたるにて之を證するを得べし、崇傳後ち金地院を江戸の芝に營みて之に移り、尋て其職を去るの後、元其其職を繼ぎたりしが、寛永十二年寺社奉行をおくに及び、訴訟裁判等の實務は凡て奉行の手に移り、僧録は只僧侶の名簿等の事のみを掌ることとなりて、維新の際までは是を傳承せり、此外また別に曹洞宗の僧録あり、室町時代應永の頃寂靈録に見えたるれど信難し、恐らくは後世強て寂靈に附會したるものなるべし、江戸時代に及びては、慶

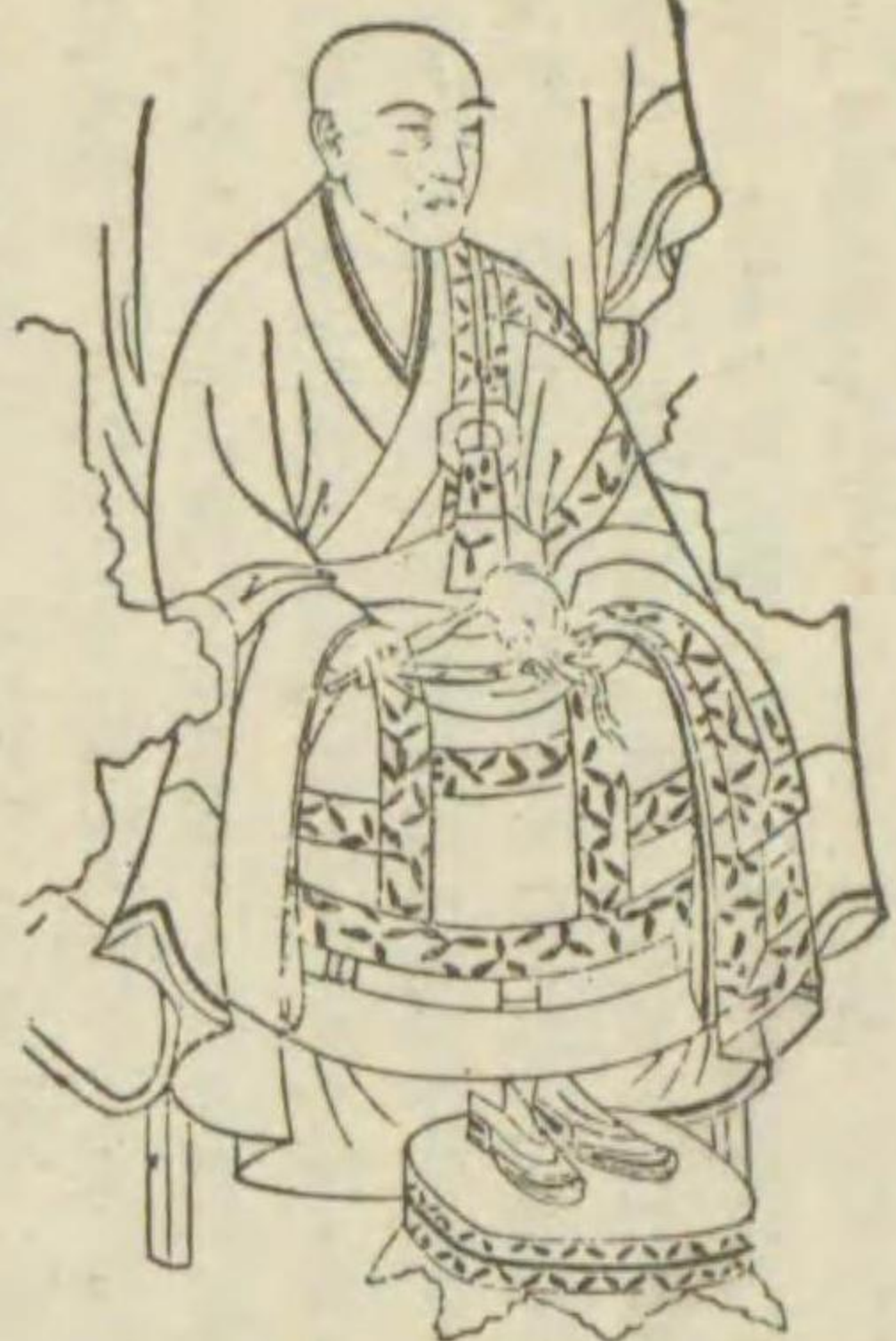
- 長中下總總持寺、武藏龍徳寺、遠江大洞寺を關東僧録となし、尋て大洞院を除きて下野大中寺を加へたり、其他諸國にも僧録ありたりき、蓋し觸頭の類なり、(一)徳川五代將軍綱吉の時、護國寺住持隆光、綱吉及び其生母桂昌院の尊崇を受け、元禄十四年眞言宗新義派僧録職を命ぜられ、同派の事を管轄したり、之れ蓋し禪宗の僧録に倣ひしものなるべし、尋て職を覺眼に傳へしが、享保二年護持院火災に罹りて大塚護國寺に移さる、に及び、覺眼寺務を免じ、之と同時にまた僧録職を廢せられたり、いふ鹿死院、金地院、護持院における僧録職の歴代を示せば左のごとし(釋氏要覽、空華日工集、禪林象器考、諸宗儀範、白石神書、望海每談、僧録歴代記、日本洞上輪燈錄、正法山誌、徳川實紀)
- 【鹿死院僧録歴代】
- 春屋(妙庵)絶海(中津)無來(周仲)空谷(明應)
- 海印(善應)空谷 絶海 空谷
- 大岳(周崇)嚴中(周暹)古庵(周勝)寶山(乾珍)
- 用剛(乾治)瑞溪(周鳳)春林(周藤)瑞溪
- 東岳(澄野)龍岡(眞圭)瑞溪 慶嚴(澄安)
- 維馨(梵桂)惟明(瑞智)月翁(周鏡)錦江(景文)
- 横川(景三)景後(周麟)金溪(梵鐸)文惠(壽顯)
- 金溪 芳郷(光隣)宗山(等貴)東雲(景岱)
- 景甫(壽隆)梅叔(法孫)文惠 梅叔
- 汝雪(法叔)春湖(壽信)惟高(妙安)春叔(洪臻)
- 陽山(瑞暉)仁如(集幾)江春(瑞超)西笑(承兌)

ソウロ

ソウロ

リオン

有節(瑞保)一師叔(顯時)中... [金地院僧録歴代]... [以心(崇傳)一元良(最覺)]... [護持院僧録歴代]... [隆光一覺眼]



(集苑掛纂編料史)藏所寺禪南都京

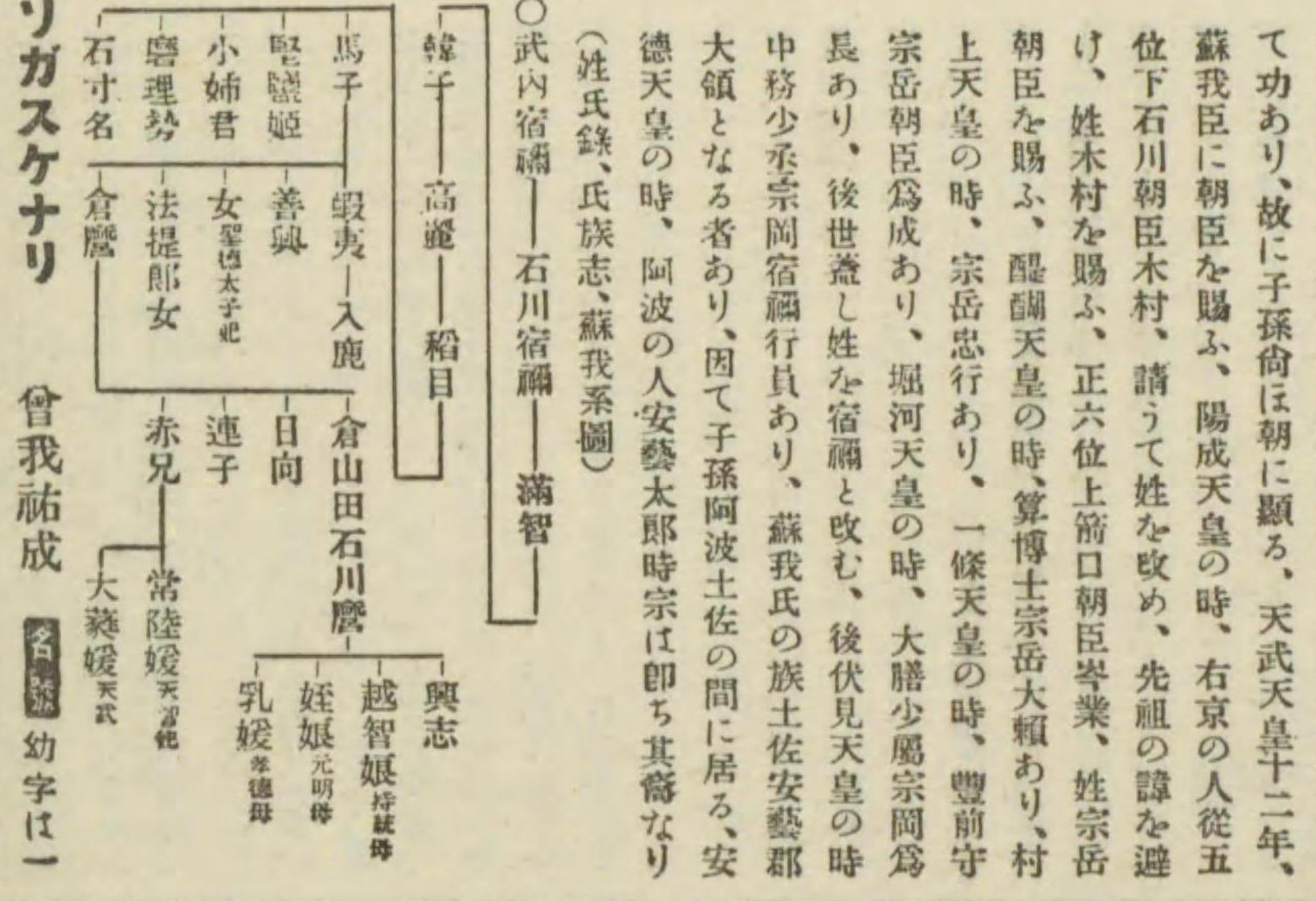
乃ち京都に入り、東福寺普門に謁す、普門南禪寺に... 移るに及んで又隨從す、正應四年普門寂す、上皇祖國を召して南禪寺の席を繼がしめ、殊に之に歸依し、長昏を請したまふ、正和二年四月二日寂す、年五十三

リオン

乃ち京都に入り、東福寺普門に謁す、普門南禪寺に... 移るに及んで又隨從す、正應四年普門寂す、上皇祖國を召して南禪寺の席を繼がしめ、殊に之に歸依し、長昏を請したまふ、正和二年四月二日寂す、年五十三

リガウ

郡を置き、西嶺郡を廢して始其郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) リガウチ 蘇我氏 皇別、朝臣姓、臣姓あり、姓なき者もあり、姓なき者は河内に貫す、孝元天皇の皇子彦太忍信命の後、武内の子蘇我石川宿禰より出づ、石川は河内石川の別業に生る、故に名づく、宗我大家を賜ひて居となす、因て氏となす、宣化天皇の時、蘇我稻目大臣たり、子孫相繼ぎて世々大政を兼る、宗業強盛なり、入鹿に至り積惡を以て誅に伏す、而して其族倉山田石川麻呂、天智天皇を佐けて功あり、故に子孫命は朝に顯る、天武天皇十二年、蘇我臣に朝臣を賜ふ、陽成天皇の時、右京の人從五位下石川朝臣木村、請うて姓を改め、先祖の諱を避け、姓木村を賜ふ、正六位上前口朝臣崇業、姓宗岳朝臣を賜ふ、醍醐天皇の時、算博士宗岳大頼あり、村上天皇の時、宗岳忠行あり、一條天皇の時、豐前守宗岳朝臣爲成あり、堀河天皇の時、大膳少屬宗岡爲長あり、後世蓋し姓を宿禰と改む、後伏見天皇の時中務少丞宗岡宿禰行員あり、蘇我氏の族土佐安藝郡大領となる者あり、因て子孫阿波土佐の間に居る、安德天皇の時、阿波の人安藝太郎時宗は即ち其裔なり(姓氏錄、氏族志、蘇我系圖)



リガト

萬、通稱は十郎、五郎時致の兄、伊藤祐親の孫、河津祐康の子、祐成兄弟なほ幼なるの時、父祐康、工藤祐經の殺す所となる、是に於て其母二子を携へて曾我祐信に再嫁せり、祐成等因て曾我氏を冒す、而して兄弟深く祐經を恨み、密に復讐せん事を圖る、時に祐經は源頼朝の眷遇を受けて多大の勢力を有したるのみならず、頼朝また、嘗て事によりて祐親を怨めるを知り、間に乘じて祐成兄弟を殺さん事を勧めしかば、頼朝は祐信に諭し、二人を幕府に呈せしめたり、島山重忠、和田義盛之を憐み、爲めに救済する處ありしを以て、僅かに死を免る、既にして祐成元服を加へ、弟時致を箱根山僧行實の弟子と爲す、時致僧となるを潔とせず、遂に北條時政によりて裏情を訴へ、また元服を加ふ、これより二人相共に、大磯、黄瀬川、三浦の邊を歴遊し、屢々祐經を規ひしと雖も、祐經は其出づる毎に、徒卒を從て自ら衛れるを以て、手を下すの機會を得ざりき、建久四年頼朝富士野に獵し、祐經之に従ふ、祐成等大に喜び、五月廿八日の夜、相携へて祐經の營を斬る、時に祐經大醉して醺睡せり、即ち席を踏み大呼して曰く、祐成時致父の爲めに讎を報ずと、祐經驚き覺め、將に刀を執つて起たんとして、兄弟刀を揮うて交下し遂に之を寸斬す、會々雷雨ありて闇黒を極め、加ふるに事不意に起れるが爲め、營中頗る騒擾せり、平子野右馬允、愛甲三郎等倉皇として出で闘ふ、兄弟數人を殺傷せしと雖も、衆寡敵せず、祐成は仁田忠常の殺す所となり、時致は更に進んで頼朝の營を犯し、小舎人五郎九等の爲めに捕へられ、尋で斬らる、時に祐成二十二歳、時致二十歳なり(大日本史)

リガトキムネ 曾我時致 幼字宮王、通稱は五郎、河津祐康の子、曾我十郎祐成

リガノ

の弟、兄と共に父の仇なる工藤祐經を富士野に殺せるを以て世に著る、詳しくは曾我祐成(ソカスケナリ)の傳中に合叙したれば就きて見るべし、 リガノイナメ 蘇我稻目 石川宿禰の支孫、高麗の子、宣化天皇の元年大臣となる、尋で欽明天皇の十三年、百濟より金銅釋迦佛像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻す、天皇大に喜び、之を禮拜せんとするの意あり、然れども事重大なるの故を以て輕しく決せず、講を群臣に下して其可否を問ふ、時に大臣物部尾與、中臣海等は反對したれども、稻目は西蕃の諸國皆之を禮す、吾國何ぞ獨り然らざらんやと奏言せしを以て、天皇は佛像を稻目に賜ひ、試に禮拜せしめらる、稻目大に喜び、之を小翠田の家に安置して勤修を事となし、遂に向ヶ原の家を捨て、寺と爲し、向ヶ原寺と號す、我國に佛寺ある實に茲にはじまる、幾干もなくして疫氣諸國に流行し、死するもの多し、尾與、勝海等外神を祭れるゆゑに、國神の怒りに觸れたるなりと稱し、奏して佛像を破棄せん事を請ふ、天皇之を許し、有司に命じて像を難波の堀江に投じ、且向ヶ原寺を燒く、二十三年大伴狹手彦高麗より歸り、其獲る所の美女及び甲刀鐵輪若干を以て稻目に遺る、稻目其二女を納れて妻となし輕曲殿に置く、三十一年薨す(大日本史)

リガノイルカ

蘇我入鹿 倭作大臣、また林臣と稱す、敏達天皇の孫、皇極天皇の時國政を專にし、威權父に過ぐ、上下震恐し其醜を憚る、是より先蘇我氏嘗て上宮諸王子と隙あり、是に於て入鹿之を除き、舒明天皇の皇子にして、馬子の女の生みたる古人大兄皇子を立て、天皇と爲さんとし、二年山背大兄皇子を斑鳩宮に襲うて之を殺す、三年二月家を甘樫岡に營み、蝦夷の家を宮門、己の家を谷宮門といひ、男女を稱して王子女といひ、宅外欄門を稱へ、傍に兵庫を作り、門毎に水槽各一、木釣瓶數十を設けて火災に備へ、常に力士をして刀を持ちて護衛せしむ、中大兄皇子、深く其不臣を憎み、藤原鎌足と之を謀動せん事を謀る、四年三韓入貢し、天皇大極殿に出御の事あり、入鹿又侍座するを伺ひ、俄に踊り出でて、入鹿を斬る、入鹿傷きながら御座に近き天皇に哀訴す、皇子即ち伏奏して曰く、鞍作不通にして將に天位を傾けんとす、故に誅伐を加ふるのみと、天皇起ちて内に入る、大養綱田遂に入鹿を斬りて之を誅す、(ソカノエミシ)參看(大日本史)

リガノウマコ

蘇我馬子 島大臣と號す、敏達天皇の元年大臣となる、十三年鹿深某佐伯某等百濟に往き、彌勒石像及び佛像各々一軀を得て還る、馬子その佛像二軀を請ひ、また司馬達等、池邊水田、鞍作村主を四方に遣はして修行者を索めしに、播磨の國に於て、還俗者なる高麗懸便を得たり、馬子これを師として司馬達等の女島を度せしめ、善信尼といふ、別に二女を度せしめて善信尼の弟子と爲す、禪藏尼、惠善尼、これなり、馬子なほ三尼を水田、達等に付けて衣食を給せしめ、佛殿を家の東に經營し、彌勒の石像を安置し、三尼を屈請して齋會を行ふ、即ち我國における齋會のはじめなり、時に達等佛舍利を齋飲の上にて得て馬子に獻す、是に於て馬子益々佛法を崇信し、修行する事愈々す、遂に佛殿を石川の宅に造る、佛法、れよりして大に世に行はるゝに至れり、十四年二月塔を大野丘北に起し大齋會を設け、達等贈る所の舍利を塔の柱頭に藏す、會々疫病流行す、大連物部守屋、中臣勝海等以て外神を祭りたるの結果、國神の

リガノ

怒りに觸れたるものと爲し、奏請して之を廢棄せん事を請ふ、天皇許可し給ひしかば、守屋自ら寺に赴り佛像塔を燒き、馬子及び其徒を毀辱し、三尼を捕へて之を禁錮す、馬子啼泣す、六月馬子奏して曰く、臣の病久しく癒えず、三寶の力にあらざれば、救済する能はざるなりと、詔して曰く、汝獨りを行ひ、他人を惑はす事勿れと、馬子大に喜び、新に精舎を營み三尼を迎へて供養す、此年天皇崩じ、用明天皇立つ、馬子大臣たる事舊のごとし、二年四月天皇病篤きに及び、三寶に歸せんとするの御志あり、守屋、勝海等は絶對に反對を唱へしと雖も、馬子は、只詔のまゝに従はんのみ、誰かまた異議を挿むべきと稱し、豐國法師を引きて内裏に入る、守屋大に怒り、遂に兵を集めて自ら備ふ、蓋し大臣大連の相争ふ事、深く由来する所ありしが、茲に至りて相衝突するの已むを得ざるに至れり、既にして天皇の崩するや、守屋は穴穗部皇子を立てんとしたれども、馬子は皇后次屋姫命を奉じ、却つて兵を遣はして皇子を殺し、更に守屋を伐ちて之を斃す、亂平ぐの後、馬子法興寺を飛鳥に造る(推古天皇の四年に至りて成る)、れ守屋と戦へるの際、勝利を佛に祈りたるが爲なり、尋で崇峻天皇立ち給へり、天皇蘇我氏の出に係ると雖も、深く馬子の專横なるを憎み、密にこれを除かんとす、馬子探知し東漢駒をして試違を行はしむ、時人其威權に恐れ、敢て議するものなし、馬子即ち炊屋姫皇后を擁立す、推古天皇これなり、時に厩戸皇子攝政たりしと雖も、實權は馬子の掌握する處にして、新羅を伐ち隋唐と交を修し、またはじめて冠位を定め、曆法を行ひ、天皇記國記等の國史を撰録したる等、其治蹟見るに足るべきもの多し、これ蓋し厩戸皇子等と相議して制定したるものに係ると雖も、馬子の

リカノ

力多きに居ることは争ふべからず、彼の十七箇條の憲法の如き亦然り、幾干もなくして、蘇我蝦夷皇子、皇子は馬子のやい、憚る所なりしに、已に薨去ありしを以て、天下益々其威を仰ぎ、専恣また増長せり、三十四年薨す、桃原の地に葬る、馬子性武略に長じ且才辯あり、深く佛法を敬み、而して其飛鳥河上に作りたる邸には、池を穿ち島を築きたり、因て世に島大臣と稱す(大日本史)

リカノエミシ

蘇我蝦夷

推古天皇の三十四年大田村皇子、山背大兄王等々遺詔を承け、御葬畢る後、皇嗣は定まらず、蝦夷田村皇子を立てんとするの意あり、會々叔父地部理勢固く争うて山背大兄王を立てんとす、蝦夷其違拒を怒り、兵を遣はして之を殺し、遂に群臣と共に田村皇子を異戴す、即ち舒明天皇なり、爾來僭越の舉動頗る多く、皇極天皇の時には、祖廟を葛城高宮に遷て、八佾舞を爲し歌を作りて之を諷ふ、また大に國內并に百八十部の人民を發し、豫じめ二墓を今來に築き、其一を大陵といひ、己れの墓となし、一を小陵といひ子入鹿の墓と爲す、二十年十月病と稱して朝せず、私に紫冠を入鹿に授けて大臣に擬し、次子某を呼びて物部大臣といふ、既にして中大兄皇子藤原鎌足等相圖りて入鹿を大極殿に誅するや、其屍を蝦夷の家に送くる、蝦夷即ち親族兵士を集めて備ふる所ありしと雖も、幾干もなくして皆散じ去るに及び、勅を奉じて、豫て撰する所の天皇紀、國紀及び寶貨を燒きて自殺す、リカノイルカ(參看大日本史)

リカノクラヤマダイシカハマロ 蘇我 倉山田石河麿 山田大臣と稱す

リカフ

我馬子の孫、倉麿の子、本宗たる蘇我蝦夷入鹿父子と隙あり、故に皇極天皇の御宇中大兄皇子藤原鎌足と共に蝦夷父子の誅伐を計畫するや、まづ倉山田麿を引いて與黨とし、且其女を納れて甘心を結ぶ、四年三尊入貢す、而して其調を進むるの日は、即ち皇子等事を擧ぐるの期たりしかば、倉山田麿は、其時表文を讀むの任に當りしと雖も、結果の如何を慮り、聲頭ひ手慄く、入鹿怪しみて之を問ふ、答へて曰く、天顔に咫尺し覺えずかくのこきのみと、中大兄皇子等御を按じて踊り出で遂に入鹿を斬り、蝦夷亦尋で亡ぶ、孝徳天皇の即位するに及び功を以て右大臣に拜し金策を賜ふ、倉山田麿に弟あり、日向といふ、大化五年皇太子中大兄皇子に讓して曰く、臣が兄倉山田麿私に不軌を圖ると、太子これを信じ兵を遣はして其邸を圍ましむ、倉山田麿即ち大和國十市郡山田寺に逃れ、佛前に於て自ら縊る、幾干もなくして日向の讒者ばれて太子悔耻し、日向を太宰帥に左遷す(書紀、大日本史)

リカフカウ

蘇合香

天竺の阿育王病に憐れむ時、蘇合香を服して癒えたりしかば、悦んで此曲を作り、音調舞を作つて蘇合香の葉を以て胃となして舞ふ、香氣殿内に満ちたりと云へり、我國桓武天皇の時、遣唐僧生和邇部島繼、之を我國に傳ふ、初め遊聲及び風踏序一帖八拍、共に二帖、島繼忘れたりし爲め、それは傳はらず、華山天皇の寛和二年冬、太上皇大井川に幸し、伶人此曲を奏す、源時中紅葉を以て挿頭となし、船頭に立て燕姬周郎の曲を舞ふ、上皇感賞して、陸せ

リク

て參議と爲す、又堀河天皇舞を弘徽殿に御覽じ給ひ、勅して此曲を入音聲と爲し、狛光季をして舞を奏せしむ、天皇甚だ感歎し殿庭外に於いて之を用ふる、とを禁せしよし教訓鈔等に見えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

リク

束 稻などを數ふる時の用語、稻十把を以て一束となす、一把は、農夫の鎌を以て禾を刈揚ぐる時、其掌の中の一握を三ッ合せたるものを云ふ、古へ稻六十束の地を以て一反歩と定め、六十束に及びざる地を中下田とす云ふ、今成斤にては、大寶令以前大升の穀一斗即ち大十斤を一束とし、小斤にては、令前の六升九合四勺四撮を一束とせり(度量權衡攷、田制篇)

リク

贖 王朝時代に於ける刑法上の特典、應議者、應請者、應減者、及び八位、勳七等以下十二等以上の人、もしくは官位勳等減を得るもの(六位七位、勳五等、勳六等の人をいふ)の父母妻子が、流刑以下の罪を犯したる時、特に贖を聽し、罪の輕重により銅を納めしむるをいふ、但し官ある人は官當の法に従ひ、まづ官を以て罪に當てしめ、罪輕くして官を以て當るに足らざれば贖を收む、而して加役流、反逆縁坐流、子孫犯過失流、不孝流、會教猶流(ルタイ)參看)に相當する罪を犯せるものは、之に與かることを得ず、而して其資格あるものを應贖者といふ、議(ギ)、請(セイ)、減(ゲン)參看(律疏、古事類苑法律部)

リク

即位 天皇が踐祚の後、高御座に即きて、天日嗣をしろし召したる事を百司萬民に告げ給ふをいふ、其儀式を即位式と稱す、名目抄には、シヨクキと訓じたり(禮部式目録)即位式を行はる時は、豫め陰陽寮に命じて其日時を勘へしめ、上卿をして擬侍從以下の職員を撰定せしむ、又禮服御覽と

リク

て、當日天皇の著御せらるべき冠服を天覽に供し、或は即位の無事ならんことを、社寺に祈禱せしめらる、其他由奉幣とて、天皇、建禮門神祇官等に行幸あり、使王をして幣帛を奉じ、即位せんとする由を、伊勢神宮に告げしめられ、又告陵使を發遣して、即位の由を山陵及び功臣の墳墓等に告げしめらる、等の事あり、當日に至りまづ大極殿の高御座を裝飾し、(太政官の廳に行はる、時は、高御座を移さる)南階を距る事十一丈に銅雀の幟を建つ、その東に日像の幟、朱雀青龍の旗等を建つ、西には月像の幟、白虎玄武の旗等を建つ、東階の西に内辨の幟あり、その内に元子を建つ、中階の南七丈をさきて火爐二つあり、典儀、贊者の版、左右近衛次將の胡床等の位置を定め、文武の百官司各威儀の物をとりに、庭中の東西に列立す、外辨の公卿は民部省の廳代の幟に著す、其時に天皇冕服を著し給ひて、後房より出御ありて高御座に著せ給ふ、内侍二人、命婦四人、各禮服を著して前後に候す、御座定まりて後、十八人の女孺(參看)をとりに、左右より分れ進んで天皇の御座を被ふ、次に裳帳の女王二人、左右よりすすみて、高御座の南のかたの幟をかき、此の時に見たりて、二九の女孺を伏すれば、天顔始めて見え給ふ、群臣各面伏す、主殿圖書寮の司、火爐のものとつきて香を燒く、この香は天子位につかせ給ふよしを、天に告ぐる燒香なり、宣命使の人、版位につきて制旨をのぶ、群臣再拜舞踏す、武官旗を振りて萬歳を稱す、事終らんとする時に、左の侍從進んで御前に進み、その進退、傍行あり膝行あり、遂に御前にあたりて、笏を引きて禮畢を奏す、その音高長なり、これは今の典禮事終りたる事を、天皇に知らせ奉る義なり、次に二九の女孺をたてま

リク

つる事前の如し、裳帳二人進みよりて御帳を垂る、茲に於て天皇後房、歸り入らせ給ふ、兵庫の司、鉦をうち鼓をならして、百官司の出入を告げ、式全く畢る、而して今日禮服を著る人は、左右の擬侍從四人、少納言二人、同典儀の少納言、内辨外辨の公卿、宣命使等なり、女官は裳帳威儀の命婦等、近衛佐は、武禮冠に補襦(補襦とは袖もなきうちかけをいふ)を著す、擬侍從、然るべき人を選びて、其日に於ける侍從の代となすものにして、左右各々二人あり、一人は三位、一人は四位の人を用ふ、或は親王を以て三位の侍從に用ふる事あり、宣命使、宣命を讀むに於て、中納言を用ふ、典儀、即位の儀式を司るものにして、少納言を用ふ、并に一人とす、贊者、典儀を補助するものにして二人あり、燒香、即位の事を天に告ぐるため香を燒くものにして、主殿圖書寮の官人を以て之に宛つ、此外内辨一人(ナイベン)參看、外辨二人若くは三人(クワイベン)參看、大將代二人及び裳帳の女王、命婦等の職員あり、儀式の條を見て知るべし(禮部式目録)鳥形幟、また銅鳥幟ともいふ、幟には五彩を以て雲の形を描き、更に金銅の鳥を臺に居せて頂上に居る、臺の圓りは纒絡を以て飾り、幟の柄は黒塗なり、日像幟、金塗塗の丸き板に、三足の鳥を描き、圓像の端に、金塗の細き串十七本を挿したり、幟は黒塗なり、金塗塗の丸き輪九つを以て柄を貫けり、月像幟、銀塗塗の丸き板に、銀の兎蟾蜍と月桂樹と瑠璃色の白とを畫けり、圓形の端に、銀塗の細き串十七本を挿したり、幟の柄は日像幟に同じ、四神旗、白き絹の縹端取りたる中に、青龍、朱雀、白虎、玄武の四神を畫きたるものにして、各々一流なり、幟は四筋ありて、白き筋に赤き端を取

リク

りたり、上に片刃の戟を加ふ、而して上に運べたる鳥形幟より四神旗に至る七本の幟は、紫宸殿の南階より、十一丈ばかり南の方の庭上に建つるものに係り、鳥形幟を中央と爲し、其東に日像幟、西に月像幟、また日像幟の東に青龍朱雀の旗、月像幟の西に白虎玄武の旗を並べ建つ、高さ各々三丈、相距る事十尺餘なり、龍像幟、左右合せて二本あり、東の方には赤き絹に金色の龍を畫き、西の方は黄色の絹に、青龍を畫き、端は縹端取りなり、幟は四筋にして、赤き端を取りたり、共に頂上に赤熊の如き、黒色の繻を居る、古は黒色の馬尾三十把を以て作りしが、後世は苔を黒く染めて用ふ、一説に繻は犂牛の尾の事なれば、古は牛の尾にて作れるならんかといへり、前の七本の幟の左右にこれを建つ、萬歳旗、龍像繻の左右に建つ、頂上に矛を加へて、東の方は、赤き絹に、金色にて萬歳の二字を篆字に書し、端は縹端取りなり、鷹像幟、萬歳旗の南に、東西各三流づつを建つ、東の方の幟は、黄色にして鷹の形を畫き、また縹端取りなり、上に矛を加ふ、繻の幟以下高さ三丈とす、近衛陣の鋒、鷹像幟の南の左右に各々五株を建つ、即ち近衛陣なり、高さ一丈餘、また南階の階下なる近衛次將胡床の前にも三株を建て、なほ左右の大將代の前にも、や、尺の小きき矛一株づつを建てたり、白銅火爐、徑二尺餘、紫宸殿の南階より七十尺ばかり南の方の庭上に設く、榻二箇を左右に居る、其上に置けり、即位の由を天に告ぐる爲の香を燒くのに供す、香納桶、火爐の南の方一丈ばかり隔て、高案二つを居る、上に金塗塗の曲物に、草花を畫きたる香合を左右各々一つを居る、即ち香納桶なり、高御座、天皇の御座なり、(タカミツラ)參看(禮部式目録)上古は即位即ち踐祚にして其別なし、

ソク井

天智天皇が、先帝崩じて後七年にして即位し給へるは、其間皇太子にして攝政し給へるものにして、踐祚の事ありしにあらざり、持統天皇の如きも、また攝政三年の後、はじめて踐祚と共即位の禮を行ひ給へり、其他文武、元正、聖武、孝謙、淳仁の諸天皇、いづれも受禪の日、直ちに即位ありて、踐祚と即位とを別にせられし事なし、尋で桓武天皇天應元年四月三日受禪踐祚あり、同十五日に即位式を行はれしより、はじめて兩者相異なるの端を開き、後世に至りては踐祚の後、歳月を隔て、即位の式を行はるること常例となれり、按するに、即位の儀式は、神武天皇以後、孝德天皇、文武天皇の朝を経て大に整頓し、清和天皇の貞觀儀式に至りて、即位護國の式、共に我國固有の儀式に、唐制を折衷して大に盛觀を呈せしが、中世以後政権武門に歸し、皇室衰ふるに及び、其儀漸く尊嚴を失ひ、殊に室町時代に至り、應仁亂後天下紛亂の極に達するや、即位の式の如きも頗る粗略に流れ、僅かに其禮を行はる、に過ぎず、後柏原、後奈良、正親町の三天皇は、用途不足の爲めに、踐祚後久しく即位の禮を行ふこと能はざりしかば、其實を四方に募り、後柏原天皇の時には、幕府より一萬疋、本願寺より一萬貫を、後奈良天皇の時には、大内義隆總用二十萬疋を、正親町天皇の時には、毛利元就米一石を獻じて、各々其資を助け、漸く舉行するを得たるが如き状態に陥りたり、尋で織田信長豊臣秀吉が、皇室尊奉の實を擧げん事を勉め、更に江戸時代に入り海内治平となりしを以て、朝儀や、舊に復し、用途の闕乏また前日の如く甚しからざりしも、之を古儀に比すれば、元より同日の談にあらずき、明治維新の際、今上天皇の即位し給へるに及び、頗る古典に則り、儀禮に面目を改めたり、

ソクエ

近時また皇室典範の發布ありて、即位の式は、京都に於て行はるゝ事と規定せらるる〇即位の殿はもと大極殿なりしを、此殿燒亡の後、陽成天皇は豐樂殿を用ひ、冷泉天皇は不豫によりて紫宸殿にて即位し、大極殿再び燒亡せし以來は、後三條天皇は太政官廳を用ひ、後鳥羽天皇以後は専ら官廳にて即位ありしを、後柏原天皇以後、再び紫宸殿のみを用ひ給ふこととなり、而して古へは、即位の時必ず叙位儀あり、又大教を行ひ、老を恤み貧を賑し、及び租調雜徭を免せらるゝ等、國用極めて豊かなりしを、後世は却りて進獻と云ふこと起り、殊に江戸時代に至りては、將軍を初め、天下の諸侯にも、各其分に應じて參賀進獻の禮を執らしめしは、大に費用を補助するに力ありしもの、ことし、又神器なくして即位し給ひしは、後鳥羽天皇及び北朝の天皇にして、(サンシノツツギ)參看)即位の禮を行はずして、皇位を去り給ひしは仲恭天皇なり、なほ又淳和、白河、後小松等の天皇は、何れも即位以前皇嗣を立て給ひき、並に異例なり、踐祚(センソ)參看)眞觀儀式、延喜式、江次第、始和抄、名目抄、御即位次第抄、國學院雜誌「戰國時代に於ける皇室、古事類苑帝王部」

ソクダ

轉の差を立てしは、延喜式を始めとす、臨時祭の條に「凡甲處有儀、乙入其處、丙著座、下亦同乙及同處人皆爲儀、丙入乙處、只丙一身爲儀、同處人皆爲儀、乙入丙處、同處人皆爲儀、丁入丙處、不爲儀、其觸死葬之人、雖非神事月、不得參著諸司並諸衛陣及侍從所等」とあり、此の後觸檢益嚴密となり、實行も難きにより、其制反て緩み、近世には延喜の制三十日の儀を減じて僅に一日とせり、其古制に依り、少しも増減せざるものは伊勢神宮以下の諸社のみなりと云ふ〇儀ある時には、禁中にては左右兵衛執事等陣に召仰せて札を立てしめ、日限了て之を抜却るる定なり、日数は延喜の制死葬は葬日より三十日、改葬及び四箇月以上の墮胎は同じく三十日、三箇月以下は七日、産後七日、妊者様は宮女懷妊せば散齋日の前退出、月事様は祭日前宿禰に下り、共に三月九月の潔齋には、豫め前に宮外に退出す、失火は七日とし、又六斎の死五日、産三日、失を喫せし時間同じく三日と定めたり、又禁秘抄拾芥抄は少しく違へり、此外諸社の儀の日数は多少の差異あり、諸社禁忌等に就て見るべし(延喜式、古事類苑神祇部)

ソクセ

ソクケンシヨルカシフ 續千載和歌集 卷第二十卷 内容 四季、雜春、雜秋、雜旅、賀、戀、雜、釋教、神祇に部類し、歌凡一千四百四十一首(或は千六百首)を收めたり、一に鶴舟と云ふ、藤原(藤原の武士を云ふ)の歌多く入れたるより名づ、建治二年(一説に文永十一年)藤原爲氏源兼氏、龜山院の院宣を奉じて撰集せる所、弘安元年十二月二十七日奏覽す(群書一覽、歴代和歌勅撰考)

ソクケ

に就かざるもの亦少しとせず、近時經濟雜誌社にて編刻しつゝあるものは、既に神祇部以下消息部まで數冊を出版せり、(グンシヨルカシフ)參看、
ソクケツノクワン 則闕官 太政大臣を云ふ、(ダイシヤウガイシツ)を見よ、
ソクコキンワカシフ 續古今和歌集 卷第二十卷 内容 四季、神祇、釋教、雜、賀、戀、哀傷、雜等に部類し、歌凡一千九百七十二首を收めたり、書名は古今、新古今和歌集に續ぐの意なりと云ふ、(續古今和歌集)正嘉三年三月、後嵯峨院の院宣に依つて藤原爲家一人に詔ありしが、後弘長二年藤原基通、藤原行家、藤原光俊、内大臣家良を加へて、文永二年十二月之を奏覽せり(群書一覽、歴代和歌勅撰考)

ソクサ

は、撰者等の私曲交りて、ひたすら一體にをむきけるとかや云々、光雄口授に「續撰は初中後衣冠正しき人を見る儀也、常に手を放つべからずなどいへり、(續撰)後深草天皇の寶治二年七月、冷泉爲家勅を奉じ、古今の例によりて西園寺實氏、内大臣藤原家良等五人を撰者とし、建長三年十月後嵯峨院の院宣に依りて之を奏覽せり(群書一覽、歴代和歌勅撰考)

ソクセ

ソクケンシヨルカシフ 續千載和歌集 卷第二十卷 内容 四季、雜春、雜秋、雜旅、賀、戀、雜、釋教、神祇に部類し、歌凡一千四百四十一首(或は千六百首)を收めたり、一に鶴舟と云ふ、藤原(藤原の武士を云ふ)の歌多く入れたるより名づ、建治二年(一説に文永十一年)藤原爲氏源兼氏、龜山院の院宣を奉じて撰集せる所、弘安元年十二月二十七日奏覽す(群書一覽、歴代和歌勅撰考)

ソクゴ

ソクゴジフ井ワカシフ 續後拾遺和歌集 卷第二十卷 内容 四季、物名、離別、歸旅、賀、戀、哀傷、釋教、神祇等に部類し、歌凡千三百五十三首(或は千三百四十三首)を收む、(續後拾遺和歌集)元亨三年七月、民部卿藤原爲藤等、後醍醐天皇の勅を奉じて撰集す、然るに爲藤は中途にして卒去せしかば、其子中納言爲定に勅して撰集せしむ、正中二年奏覽す(群書一覽、歴代和歌勅撰考)

ソクシ

ソクシ 續紙 (一)白紙の續きたるもの、叙位除目等に用ふ(二)書きたる紙の續きたるもの、繪卷、巻物の本等を云ふ、共に「ツギカミ」と云ふ(一)は、江次第抄主除目の條に、如北山抄者、舊例用藏人方規續紙、歟、然面中古以來、官方規續紙云々、白紙也云々と見え(二)は、源氏物語梅枝に、さまざまのつぎかみの本どもえりいだませ給へる云々と見たり、

ソクセ

ソクセイ 束帯 入學の禮として納むる物を云ふ、支那古來の風、相見るには必ず贄を贈るを禮とせり、東は十脛(肉の一片を脛と云ふ)脛は乾肉にて薄き贈物を云へるなり、即ち入學の際、師に見ゆる時贈る贄なり、論語述而篇に「子曰、自行束脩以上、吾未嘗無誨焉」とあるより出でたり、義疏に「束脩、十束也、古者相見必執物爲贄、贄至也、表已來至也」と註す、我邦にては、大寶令に制定して「初入學、皆行束脩之禮、於其師、各布一端、皆有酒食、其分、束脩三分入博士、二分入助教、」としたり、江戸時代には、多くは扇子を束脩の禮としたるが如し、現今諸學校にて、束脩の金を納むるは此の遺風なり(古事類苑文學部)

ソクダ

表を示して看覽に便にす(貞丈雜記、歴世服飾考、裝束集成、徳川盛世録、裝束甲冑圖解)

【天皇御束帶】

Table of Emperor's sashes with columns for 冠, 袍, 袴, etc., and their respective materials and colors.

【臣下束帶】

Table of official sashes with columns for 冠, 袍, 袴, etc., and their respective materials and colors.

ソクダ

Table of various clothing items like 袴, 袴, 袴, etc., with columns for 色, 文, etc.

Table of various clothing items like 袴, 袴, 袴, etc., with columns for 色, 文, etc.

ソクド

Table of clothing items like 太刀金, 裝束, etc., with columns for 平, 太, etc.

ソクドウ

贖銅 王朝時代に、罪人をして銅を出さしめ、其罪を贖はしむるを云ふ、今日の罰金に相當せり、(シヨクドウ)ともよめり

Table of clothing items like 杖, 笞, etc., with columns for 罪, 罰, etc.

ソクヒ

ソクヒ 即非 如(ニヨイ)を見よ、ソクヒヤウ井 續命院 王朝時代、太宗府にて旅客の病に罹り、或は餓死し者を取養治療する爲めに設けたる處、舊址御笠郡今筑紫郡山口村大字續明に在り、承和二年太宗少貳小野守守、管内の士民太宗府に來りて長く逗留し、或は疾病を受けて死し、或は餓死する者多きを以て、之を慰れ、家を建て田地を附して之を救はしむ、續日本後紀承和二年十二月癸酉の條に、故參議刑部卿從四位上小野朝臣守守、前爲太宗大貳時、建續命院一處、以備往來之舍宿、且不藉公力、恐不得長存、乃叙木意、具

ソケン

ソケン 素絹(麁絹、疎絹) 生絹にて製したる法服を云ふ、即ち表代の事なり、故に素絹の表代とも素絹衣とも云ふ、但し表代には僧綱縹あれども、素絹には通常の縹なりと云ふ、素絹は麁絹の絹を云ふ、僧侶は元來質素を尊びたるを以て、特に此の絹を用ひて服としたるなりと云ふ(貞丈雜記海人藻芥に「麁絹衣者、山門三井寺方用之、無機袖も衣の單衣也、仁和寺南都には十五歳より内の時は、長絹と云て衣にも單衣にも用、絹衣、成人之後一向止之、凡絹有種種、謂ゆる長絹、平絹、細絹、麁絹是也、而麁絹製裝の事は、不足言也、裝裝等最以三品麁絹縫之、餘り聊爾也、只言長絹製裝可然、麁絹の衣、實有所謂機袖をだにも不入單衣、なれば、其名最も相應の者なり」と見えたり、キウタイ參看、

ソシマ

ソシマ 蘇志摩利 高麗樂、雙調四曲中の一、一名庭巡舞、又長久樂、或は迴庭樂と稱す、中曲なり○拍子九、舞者六人、裳笠を着けて舞ふ、番舞蘇莫者(蘇摩)大早敷の時、祈雨の爲めに此曲を舞ふといへり、太古素盞鳴尊の天降まされるとき、霖雨に會ひ給ひしかば、青草を結て裳笠を作り、遂に新羅國戸茂梨の地に至りて居給へるよし書紀に見えたり、此曲蓋し此に起るか、傳來詳かならず、初め舞ありしかど、中古一時絶え、後紀氏の舞人之を傳へしに又絶えて、唯大神氏之を傳ふと云へり(禮樂

ソシヤウ

志、歌舞音楽略史)
素性 俗名は真峰 支利

素性 俗名は真峰 支利
素性 俗名は真峰 支利
素性 俗名は真峰 支利

ソシヨウ

隠して、雲澤庵少林菴に留る、建武三年九月廿七日

隠して、雲澤庵少林菴に留る、建武三年九月廿七日
隠して、雲澤庵少林菴に留る、建武三年九月廿七日

ソシヨウ

ざる時は、其不理状を請ひ、太政官に至り辨官に訴

ざる時は、其不理状を請ひ、太政官に至り辨官に訴
ざる時は、其不理状を請ひ、太政官に至り辨官に訴

ソシヨウ

へり、但し鎌倉時代には、將軍の権力早くより執權
に移りたれば、直裁は全く行はれず、只執權連署の

ソシヨウ

び訴へ出づべし云々の文字を記して却下し、愈々和
談の成らざるに際し、はじめてこれを受理すべきも

ソシヨウ

直訴は共に禁ずる所なりしが、八代將軍吉宗の時、目
安箱を評定所前に設け、庶民に限り、(一)捕役人私

ソゼイ—ソセキ

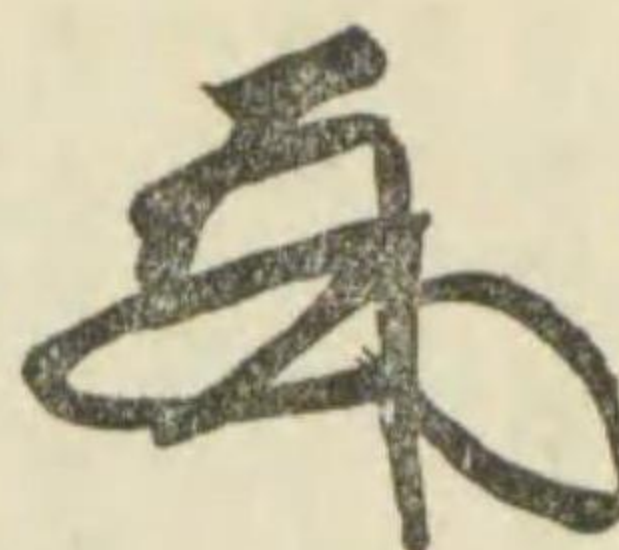
を懸けて人を告げしむることは、主として放火犯及び天主教徒等に限り、或は凶歳に當り、酒麴を密醸造するものを告げしむるがときは特例なり、なほ關係各官衙等の條、並に裁判(サイパン)の條を見よ(日本法制史、官制沿革略史、古事類苑法律部)

ソゼイ

租税 王朝時代田地よりの上納物を云ふ、租と税とは別に、後世に云ふ田租雜稅とは異なり、租とは田租の類に輪したるを言ひ、税とは田租を貯へ置きたるものを云ふ、テソソを見よ(日本財政史)

ソセキ

疎石 號は夢窓、建武二年勅して夢窓國師の號を賜ひ、貞和二年正覺國師の號を、觀應二年心宗國師の號を、延久三年普濟國師の號を、應安五年支那國師の號を、寶徳二年佛統國師の號を、文明三年大圓國師の號を追賜せらる。俗姓源氏、宇多天皇九世の孫、母は平氏、伊勢の人。建治元年伊勢に生れ、弘安元年父に従ひて甲斐に移り住し、同六年平鹽山の空阿法師に師事し、正應五年南部に至りて叔父内山の明真を訪ひ、其命により戒壇院慈觀律師に就いて戒を受く、永仁二年京都に入り、建仁寺無隠に師事し、翌三年鎌倉に往き、東勝寺無及、建長寺茶坊、圓覺寺桃溪を歴訊し、宋の一山の來るに方り、就いて參究し、正安二年下野那須の雲巖寺に至り、太平の下に留り、後鎌倉に同り、圓覺寺に入り、一山の下に留りて益參究し、尋で高峯禪師を問うて師事し、大に得るあり、遂に其法を嗣ぎ、祖元の遺書等を附せらる、後諸國に流浪して修行し、美濃の長瀬山の幽境を愛し、古谿庵を營み



(押花石疎)

都に召す、皇后や、不平の色あり、天皇之を懼りて宮中に入らず、宮を藤原に作りて姫を置く、翌年二月天皇私に藤原に幸して之を窺ふ、姫知らずして、天皇を慕ふの歌を詠じて曰く、「わがせの來べき宵なりさし、蟹の蜘蛛のおこひ今宵しるしも」天皇即ち和して曰く、「さくらがた錦の紐を解きさけて數多は寐すにた」一夜のみ皇后之を開きて大に怒む、姫因りて益々皇后を懼る、天皇更に宮を河内國茅渚に造りて往り住まほめ、屢々遊獵に託して行幸あり、皇后曰く、陛下膝下茅渚に幸し給ふ事、妾敢て嫉むにあらざれども、私に百姓の疾苦せん事を恐ると、天皇爲めに遊幸や、稀なるに至る、はじめ姫藤原に在りし時、天皇大伴室屋に謂て曰く、朕美嬪子を得て甚だ之を愛す、因て其名を後世に傳へんと欲す、室屋旨を承けて諸國遣に課し、藤原部を定むといへり、歿年詳かならず(大日本史)

ソタフ—ソチャ 屏居し、文保元年京都に上り北山に寓し、尋て土佐の五臺山に入り、汲江菴を營みて屏居す、元應元年北條高時の母覺海夫人の懇請に因て鎌倉に來り、勝榮寺に留り、後三浦に泊船菴を營みて屏居し、元亨三年正月上總干町に退耕菴を營みて移る、正中二年勅請を拜して京都に上り、南禪寺に住す、嘉應元年鎌倉に下り、永福寺の傍に南芳菴を營み、後瑞泉寺を建立し、一亭を稱へて遍界一覽亭と云ふ、元弘三年五月鎌倉幕府亡び、士卒敗奔し、疎石に依りて救解せられたる者甚だ多し、八月勅請を拜して京都に上り、臨川寺に住し、建武元年再び南禪寺に住し、幾干もなく辭して西芳寺に留り、眞如寺に移り、足利尊氏直義の歸依を受く、曆應三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、叢林の清規を行ふ、貞和元年、勅により特に金襴紫衣を賜ふ、同二年三月天龍寺の法席を弟子無極志玄に譲り、雲居菴に退き、觀應二年九月廿九日偶を書し、翌日終に寂す、年七十七、法嗣に無極、春屋、龍海、龍觀、觀中、義堂、古銀、默翁、無求等あり。語録、臨川家訓、西山夜話、和歌集等あり(年譜、塔銘、本朝高僧傳、日本佛家人名辭書)

ソツ—ソテト 輪地子田、不堪佃等を注し、堪佃の條には應輪租田、郡司職田、口分田、墾田等を注し、應輪租田の條には損田を記し、次に輪租穀類、次に應輪地子田及び之より生ぜる稻の高を記し、最後に損五分已上の不輸と、四分以下の半輸とを録す、毎年貢調使に付して奉る、主税寮にて之を勘計し、十のうち七分以上ならば返抄を與ふ、若し不堪佃ならば十分の一は免除し、之を過ぎし時は太政官廳に申請して裁す(延喜式)

ソテハ—ソトホ

時代以後の例にして、徳川實紀萬治元年十二月十三日の條に「左馬頭綱重卿、御袖留の式行はるるによりて、阿部豊後守忠秋御使して時服十二種二荷つかはさる、云々」と見ゆ、以て其以前已に行はれたるを知るべし、

ソテハン

袖判 書判(カキハン)を見よ、

ソテボリ

袖細 素襖の左右の袖をさき細に縫ひたるもの、左右の腋の下をも縫ひさき、又片袖ばかり細くしたるもあり、狩の時及び犬追物、笠懸などの時着用す、又左の袖を細くして籠手に用ふ、故に籠手袖とも云ふ(高忠問書、貞丈雜記)

ソニン—ソニシ 都に召す、皇后や、不平の色あり、天皇之を懼りて宮中に入らず、宮を藤原に作りて姫を置く、翌年二月天皇私に藤原に幸して之を窺ふ、姫知らずして、天皇を慕ふの歌を詠じて曰く、「わがせの來べき宵なりさし、蟹の蜘蛛のおこひ今宵しるしも」天皇即ち和して曰く、「さくらがた錦の紐を解きさけて數多は寐すにた」一夜のみ皇后之を開きて大に怒む、姫因りて益々皇后を懼る、天皇更に宮を河内國茅渚に造りて往り住まほめ、屢々遊獵に託して行幸あり、皇后曰く、陛下膝下茅渚に幸し給ふ事、妾敢て嫉むにあらざれども、私に百姓の疾苦せん事を恐ると、天皇爲めに遊幸や、稀なるに至る、はじめ姫藤原に在りし時、天皇大伴室屋に謂て曰く、朕美嬪子を得て甚だ之を愛す、因て其名を後世に傳へんと欲す、室屋旨を承けて諸國遣に課し、藤原部を定むといへり、歿年詳かならず(大日本史)

ソノウチ—ソノウ 御す、依て以後は復た之を奏することなく、舞も亦亡びぬ(禮樂志)

ソニン

ソネノ—ソノウ

ソトホリヒメ 衣通姫 名は弟媛、姿容貌にして光麗衣を徹すがごとし、時人因りて衣通姫といふ、系は雅野毛二派皇子の女、允恭天皇の皇后忍坂大中姫の妹、允恭天皇の七年、天皇皇姫の美なるを聞き、皇后をして強て、これを奉らしむ、姫時に母に従うて近江國坂田に在りしが、皇后を恐れて致て至らず、天皇舍人中臣鳥賊津を遣はして京

ソトサクラタモン

外櫻田門 所在江戸城内郭門の一、今の櫻田門を云ふ、源氏隆盛寛永圖には小田原門、又品川口門と稱し、大なる扉なき木戸門なりしが、新城及び西丸下の曲輪など成りてより、門も出来、外櫻田門と稱せしむ、内櫻田門に對して外櫻田門と稱す、後ち單に櫻田門と云ふ〇門衛は譜代大名の内にて外様に准せらる、家筋勤仕す、五萬石限三萬石以下の勤仕にて中年或は年代りに勤めしむ、藩府の時三年勤仕、番士五人羽織袴、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十本、持筒二挺、持弓一組を備へ置き、夜六ツ時より大扉へ、明六ツ時より開き、夜九ツ時より潜扉へ、曉七ツ時半より之を開く(御府内備考、殿居藝)

ソニン

ソニン—ソニシ 都に召す、皇后や、不平の色あり、天皇之を懼りて宮中に入らず、宮を藤原に作りて姫を置く、翌年二月天皇私に藤原に幸して之を窺ふ、姫知らずして、天皇を慕ふの歌を詠じて曰く、「わがせの來べき宵なりさし、蟹の蜘蛛のおこひ今宵しるしも」天皇即ち和して曰く、「さくらがた錦の紐を解きさけて數多は寐すにた」一夜のみ皇后之を開きて大に怒む、姫因りて益々皇后を懼る、天皇更に宮を河内國茅渚に造りて往り住まほめ、屢々遊獵に託して行幸あり、皇后曰く、陛下膝下茅渚に幸し給ふ事、妾敢て嫉むにあらざれども、私に百姓の疾苦せん事を恐ると、天皇爲めに遊幸や、稀なるに至る、はじめ姫藤原に在りし時、天皇大伴室屋に謂て曰く、朕美嬪子を得て甚だ之を愛す、因て其名を後世に傳へんと欲す、室屋旨を承けて諸國遣に課し、藤原部を定むといへり、歿年詳かならず(大日本史)

ソニン

ソニン—ソニシ 都に召す、皇后や、不平の色あり、天皇之を懼りて宮中に入らず、宮を藤原に作りて姫を置く、翌年二月天皇私に藤原に幸して之を窺ふ、姫知らずして、天皇を慕ふの歌を詠じて曰く、「わがせの來べき宵なりさし、蟹の蜘蛛のおこひ今宵しるしも」天皇即ち和して曰く、「さくらがた錦の紐を解きさけて數多は寐すにた」一夜のみ皇后之を開きて大に怒む、姫因りて益々皇后を懼る、天皇更に宮を河内國茅渚に造りて往り住まほめ、屢々遊獵に託して行幸あり、皇后曰く、陛下膝下茅渚に幸し給ふ事、妾敢て嫉むにあらざれども、私に百姓の疾苦せん事を恐ると、天皇爲めに遊幸や、稀なるに至る、はじめ姫藤原に在りし時、天皇大伴室屋に謂て曰く、朕美嬪子を得て甚だ之を愛す、因て其名を後世に傳へんと欲す、室屋旨を承けて諸國遣に課し、藤原部を定むといへり、歿年詳かならず(大日本史)

ソニン—ソニシ 都に召す、皇后や、不平の色あり、天皇之を懼りて宮中に入らず、宮を藤原に作りて姫を置く、翌年二月天皇私に藤原に幸して之を窺ふ、姫知らずして、天皇を慕ふの歌を詠じて曰く、「わがせの來べき宵なりさし、蟹の蜘蛛のおこひ今宵しるしも」天皇即ち和して曰く、「さくらがた錦の紐を解きさけて數多は寐すにた」一夜のみ皇后之を開きて大に怒む、姫因りて益々皇后を懼る、天皇更に宮を河内國茅渚に造りて往り住まほめ、屢々遊獵に託して行幸あり、皇后曰く、陛下膝下茅渚に幸し給ふ事、妾敢て嫉むにあらざれども、私に百姓の疾苦せん事を恐ると、天皇爲めに遊幸や、稀なるに至る、はじめ姫藤原に在りし時、天皇大伴室屋に謂て曰く、朕美嬪子を得て甚だ之を愛す、因て其名を後世に傳へんと欲す、室屋旨を承けて諸國遣に課し、藤原部を定むといへり、歿年詳かならず(大日本史)

ソメガ

第一より六迄は藤氏、七は源氏、八は平橋なり、一は初篇にて、一には天兒屋根命より五攝家、即ち嫡流をのみ記し、二は公季流にて西園寺徳大寺等なり、第三は師實の流にて花山院、大炊御門等なり、普通通の尊卑分脈になく、續群書類從に尊卑分脈脱漏として收めたるものなり、三篇以上は皆共に目錄を委しく記し略系を載せたり、第四以下は篇目卷數共になし、七迄八册(六上下に分る)藤原氏にて、九は清和源氏以下十一代の源氏系圖を載せたり、然して清和村上兩氏委しく他は疎略なり、十は平橋を載せたり、(二)前田本、これ又古寫本にして、首に神代系圖として皇胤系圖あり、藤氏は三條流開院流缺けて、他は秘閣本とは同じ、源氏兩卷に分れ、平氏一卷を爲し、中臣大江高階橘菅原等を別に收めたり、(三)諸家大系圖、一に十四卷系圖とも云ふ、首卷は本朝皇胤紹運錄にて前田本の神代系圖とも續類、飛鳥井、實相院、前田本の諸本とも異なりて亦參考とするに足るところあり、終に長享二年室胤、天文八年兼右、天正十九年梵舞等の奥書あり、一より三まで源氏十五代、四は源氏十三代の略系、桓武、仁明、光孝の三平氏を收む、五は橘菅原より、宮道まで十二氏を收め、六より十一迄は藤氏にて花山院流開院たり、十二は清和源氏滿仲流、十三は義家流にして他の諸本と異なる所あり、(四)故實叢書本、宮内省本を基としたるものにして、一より七迄は藤氏にして、秘閣前田本と大差なし、八九は嵯峨、仁明、文徳、清和、陽成、光孝、宇多源氏を載せ、十は醍醐、村上源氏、十一は華山三條、後三條、順徳、後醍醐、後深草、龜山、後二條、崇光源氏、桓武平氏、橘、菅原諸氏、十二は中臣、大江、高階氏、龜山光嚴の二流、及び源、平、清原、吉河、中原、小槻、和氣、丹波、賀茂、安部諸氏、僧圓因の略系を收めた

ソメカ

ソメカミ 染紙 經文を稱する伊勢神宮の忌詞、一に染草とも云ふ、經文の紙は多く黄葉にて染められたり、又黄紙とも云へり、儀式帳に、志目加彌と記したれば、ソメカミと訓むべきか、今鏡に「植木をせしやうは、篤住ません」とも非ず、くつくつ法師なめするて、經よませんとなりけり」と語ふべき今様を、齋宮の御前にて思むべき詞の出んことを憚りて下句を「くつくつかながなめするて、染紙よませんとなりけり」と語ひし由見たり、ソメシヤウソク 染裝束 下襲、表袴を色染にして着用したる裝をいふ、御禮の日の勅使、公卿等、これを着用す、又宿老の人は、下襲のみを染めて、表袴を染めず、若年の人は下襲の裾のみを染めて用ひたり、染色の種類は、後照念院裝束抄に載せられたれば、就きて見るべし(裝束集成、後照念院裝束抄、花鳥餘情)

ソメド

ソメドノノキサキ 染殿后 藤原明子、染殿宮に居るを以て世に染殿后といふ、藤原文德天皇の皇后なり、仁壽三年從三位に進み、天安二年超えて從一位に叙す、清和天皇即位するに及び、尊ひて皇太夫人と爲し、貞觀六年更に皇太后の號を奉る、八年冬新造の常寧殿に移る、十年天皇爲めに四十の賀を行ひ、勅して使を近京四十寺、平城四十寺に遣はして、轉經功德を修し、また曲水宴を本殿に設け、王公卿士に物を賜ひ、宮僚侍女の位を進む、十四年染殿宮に遷り、十六年職院に移る、元慶二年太后年五十、清和上皇五十僧をして法華經を清和院に講ぜしむ、六年關成天皇尊びて太皇太后といふ、昌泰三年五月崩す、年七十二、山城國愛宕郡白河山陵に葬る(大日本史)

ソメネ

ソメネング 染年貢 江戸時代年貢の一、地方凡例録に、「染年貢は、山原地或は堤などの空地に、染木を植立、年貢を納めしむるを云、又畑にある染木高に入たる染畑もあり、是は上畑の年貢上納する也、空地の分は小物成に入れども、年貢高く取る、又正染を納るもあり、實年貢として納る蝦蟇歩蟻など品々あり、大和奥羽越後等に多し、武

ソマハ

ソマハ 染羽矢 白羽を繪具にて染めたるをばきたる矢を云ふ、貞丈雜記に「染羽の矢古書に見えたり、羽はたゞは染まらぬ物なり、赤きはべに、青きはあゐる、黄はしわ、黒は硯すみ、もえきはあゐとしわを交合せ、むらさきはあゐるとべになり、これらのものを醋にてときて、煮付て染めてはしかばきたらば又染むべし、こくもうすくも好みに随ふべし、醋を用ひざれば羽にしみ、まぬなり、何れに染むるとも醋にてぬぐをとくべし、白羽を染むるなり云々」と見えたり、ソマ 征矢 軍陣に用ふる矢を云ふ、敵を征伐する矢なる故にかく書す、一説に鷹の羽にてはきたる故に征矢と書く、鷹を征鳥と云ふ故なりと、倭訓栞殺矢の義とし、貞丈は背矢の略にて、征矢は鷹に差して背に負ふ故なりとす、又ソマハソマにて直矢の略、雁腹に對して云ふと、或は威儀に用ふる矢と異にして、戰陣に用ふるは飾なく素樸なれば、素矢の義なりと、雁空穂にさす、雁に差すを負征矢と云ふ、(蘇我)は節除、羽は眞鳥の羽を本とし、根は銀尻柳葉鳥舌等を用ふ、猶委しき事は高忠聞書を見るべし、(蘇我)軍防令に「凡兵士每人弓一張、弓弦袋一口、副弦二條、征矢五十隻、胡録一具、太刀一口、刀千一枚云々」と見えし、と書に見ゆる始めとす、延暦十年十月東海東山諸國に令して、征箭三萬四千五百餘具を作らしめたり、太神宮式に「征箭一千四百八十隻(長各二尺三寸、鐵長二寸五分、以鳥羽作之、鐵塗金漆、密塗朱漆)」と見えたり、後世武人は十二東以上、十五東迄の者を用ひたり(令義解、延喜式、軍器考、軍用記、貞丈雜記、古今要略稿)

ソライ

ソライハ 徂徠派 荻生徂徠の學派を云ふ、古文辭學派(コブンジガクハ)及び荻生徂徠(オギフソライ)を見よ、ソロバン 算盤 算術に用ふる器具、算盤の轉音なりと云ふ、松屋筆記に、揃盤にて、珠の揃たる盤の義、又は珠の鳴音のサラ〜と聞ゆれば云ふにや、サラ〜はスラ〜スル〜など同語と聞え、ソロもサラの通音なれば也と云へり、又珠盤十呂盤、算馬、總論盤とも書す、(蘇我)細竹を以て珠を貫き、其珠顆をして、滑動自在ならしめ、之を箱中に列置し、箱の中央より上方に偏して一木を横たへ、細竹をして之を貫かしむ、細竹を珠軸、横木を脊梁と云ふ、梁下を五顆とし、梁上を一顆とす、或は二顆とするもあり、其梁下の每珠を一とし、梁上の一珠を五とす、故に脊梁の上下共に六顆にして十顆を顯す、然れども數を列するの際には十は常に上位(盤の左方を上位、右方を下位とす)の一顆を以て之に代ふ、之に數を列する法は梁下の珠顆を上昇し、梁上の珠顆は下降せしめて、各珠常に脊梁に切するを以て列布の數とす、脊梁に切せず箱の上下に切するものを遊珠と云ふ、算盤の桁數は一定せず、多數を列せんとするに桁數多きものを用ふ(○乗除法に九歸勾法(一歸法、進一進一、二歸法、二一添作五、進二進一と云ふ類)撞歸法(一歸法、見一無除作九、二歸法、見二無除作九二と云へる類)起一還原法(一歸法、起一下還一、二歸法、起一下還二と云へる類)等あり、今類はしきを以て一筆記す(起原論)文祿年中毛利助兵衛重能、豊臣秀吉の命を受けて、明に赴きて算學を學習し、秀吉薨後に歸朝し、之を吉田七兵衛光吉に傳ふと云ふ、長崎夜話草には長崎在留の支那人之を傳ふと云ふ、佐藤誠實氏は、算盤は元至正六

ソロン

ソロンタ 田 耕して稻を植ふる土地を云ふ、又「ソロ」とも云ふ、田の音の轉略なりと云ふ、一説に手をたとひて、平の義なれば、田も其平なる事手の如くなる故に云ひしならんと云へり、(蘇我)神代天照大神、粟稗麥豆を以て陸田の種子とし、稻を以て水田の種子とし、天邑君を定めて耕種せしめたりし事、書紀に見え、且つ、此の時天狹田、長田、天安田、天平田、天邑並田、天樞田、天川依田、天日鏡田等あり、蓋し制地の法太古よりありし事知るべし、神武天皇天富命日鷲命をして肥饒の地を築めしめ、阿

た

ダイ

波國に至り穀麻を殖ふしめ、天宮命更に東國に麻穀を播殖す、崇神天皇以後農業を勤めて、田地を開墾せしむ、尋て官田私田の制を設け、官田は屯田と稱し、田部卿丁をして之を加らしむ、屯田司、田令をして之を掌らしむ、私田は田庄と云ふ、臣連伴造の領する所なり、而して神祇に奉ぜし地を神田と云ひ、佛法傳來して、寺院に奉ずるを寺田と云ふ、この時田を量るには高麗尺を用ひ、方六尺を歩とし、五歩を代(頃)とす、この法應神天皇より始まると云へど明瞭なし、大化改新の時、屯田田庄を停めて、天下を分て國郡里とし、國司をして田畝を校正せしめ、班田收授の法を定む、代を改めて歩段町を以て量れり、詳しくは、田制(テンセイ)を見よ、

ダイ

代 家督相續上に於ける系統の順序、即ち父を一代、子を二代、孫を三代とす、代は更の義にて必しも父子相繼せず、兄弟相受け又は他人其家を繼ぐも、皆代として敬ふ、世(セイ)參看、

ダイアンジ

大安寺 大和國添上郡大安寺村大字大安寺。百濟大寺とも、大官大寺とも、大寺とも云ふ、萬葉集におほてらとあり、又東大寺西大寺に對して南大寺とも云ふ、聖德太子勅を受けて熊籠村に一寺を建立し、十五年、聖德太子勅を受けて熊籠村に一寺を建立し、熊籠寺と號す、舒明天皇十一年百濟河の側(古は十市郡、後廣瀨郡に屬す)に移し、且つ九層塔を建築し、百濟大寺と號す、封三百戸、聖德太子勅九段を寄附して寺領となす、其後火災に罹り、皇極天皇造寺司を置き、先帝の遺緒を繼ぎ、大に土功を興し、孝德天皇僧惠妙を以て寺主に任じ、天智天皇七年五月大に修營して、丈六の佛像及び脇土を作りて安置す、天武天皇二年造高市寺司を置き、寺基を高市郡夜夜倍村に移して、高市大寺と號し、封七百戸聖德太子勅九百廿二

ダイア

町を施入す、六年九月改めて大官大寺と號す、朱鳥元年封七百戸納稅卅萬束を賜ふ、文武天皇三年九層塔を建立し、大供養會を設く、元明天皇和銅三年平城に遷す、(平子尙氏の説に、和銅三年移轉は、寬平大安寺緣起帝王編年記醍醐傳來古記大安寺碑文等の説にして、其源泉たる緣起は、偽作なるを以て信すべからずと)元正天皇養老二年、道慈唐より歸るに方り、勅あり道慈をして寺基移轉の事を監せしむ、舊跡は左京六條四坊に在り、十六年聖德太子勅九百九十四町を寄附す、十七年改めて大安寺と云ふ、俗に南大寺と稱す、天平寶字五年封五十戸、神護景雲元年田六町を施入す、天長九年別當の請により、勅して毎年八月法華會を修せしむ、元慶四年三綱の請により、勅して舊寺地の公田となるもの、十市郡百濟河邊一町七段、高市郡田十町七段を本寺に賜ふ、後世漸次廢頽して今僅に一小堂を存するのみ、國寶は、菅原道真の筆なる緣起、今御物となる、彫刻に千手觀音、不空索、楊柳觀音、十一面觀音、四天王等あり、(書紀、續紀、三代格、三代實錄、伊呂波字類抄、元亨釋書、大和志、大和廻、平子尙氏、大安寺平城京遷都考)

(寺大南)

大安寺流 三論宗の一派、智藏の上道慈律師の所傳は、善講、慶俊之を受けて、大安寺に傳へたるを以て名づく、(ダイアンジ)、サンロンシユウ(參看(日本佛教史綱、十二宗綱

ダイアンジリウ

大安寺流 三論宗の一派、智藏の上道慈律師の所傳は、善講、慶俊之を受けて、大安寺に傳へたるを以て名づく、(ダイアンジ)、サンロンシユウ(參看(日本佛教史綱、十二宗綱

ダイアンジヤク

大安寺尺 尺の一種、周尺なり、大安寺に藏するを以て名づく、長き曲尺の八寸二分半、底記によれば、弘法大師傳來のものなりと云へども、信じがたし、蓋し此尺は平安朝時代に行はれたるもの、一種にして、今其寸分によりて考ふるに、今の小尺の少く短くなりしものなるべし(古今要覽稿)

ダイイ

大猷院 徳川家光(トクガハ、ダイイウ)を見よ、

ダイイウ

大威儀師 僧職、威儀師の上位に在りて、法會の時、僧侶の威儀を整ふることを掌る、(聖德太子傳)貞觀元年興福寺延壽を以て始めて此職に補せらる、威儀師は傳燈大法師位なるが、大威儀師は法橋に叙せらる(釋家初例抄、海人藻芥)

ダイイチサ

第一座 首座(シユツ)を見よ、

ダイイトクミヤウワウ

大威徳明王 佛經にて五大尊明王の一、西方に配す、本地は阿彌陀如來にして、一切の惡毒龍を摧伏す、大は普遍廣博の義、威は威勢、徳は徳義功徳の義、即ち徳群輩に勝れ、



(載所業圖像佛)

威諸龍を懼怖せしめ、以て衆を德濟する義なり、三面六臂劍鋒輪杵を執り、摧伏の印を結び、大白牛に御し、忿怒の相を顯はす(尊容抄、佛教いろは辭典)

タ井井

退院 江戸時代における僧侶の閑刑、其職を解き居住の寺院より放逐するをいふ、追院とや、似たり、但し此刑に處せられしものは、宣告を受けたる後、一度寺院に立ち歸りて、然る後退去するを得るものにして、追院よりは輕きものなり、追院(ツキケン)、一宗構(イツシユウカマ)、一派構(イツバカマ)參看(御定書百ヶ條、類例秘録、徳川

ダイ

ダイインレキ

太陰曆 曆(ヨミ)を見よ、

ダイウツ

大雲院 山城國京都下京區寺町通四條下東側○龍池山と號す、(聖德太子)淨土宗、智恩院に屬す、本尊阿彌陀佛、(聖德太子)僧惠安を開基とす、元は二條烏丸に在り、天正十年織田信長害に遇ふや、貞安曾て公の知遇を得たるを以て大に之を悼み、小庵を營みて公の菩提を弔ひしが、天正十五年豊臣秀吉の命により、織田信忠の追福の爲め、更に當寺を創し、本尊阿彌陀佛を安じ、信忠の法號に因みて大雲院と名づけ、織田父子の碑を立て、追善供養を修せしめらる、天正十八年後陽成天皇勅願寺の繪旨を給ひ、同年豊臣秀吉命じて現今の地に移轉せしむ、當時殿堂美麗なりしが、其後數回の火災に焼失し、漸次力を再建に盡し、遂に舊に復せり、○本堂南向中央に阿彌陀佛、(座像七尺許)堂前大雲院の勝は後陽成天皇の宸翰なり、○開山堂、本堂の東に在り、貞安の像を安置す、○千佛堂、西堂開山堂の東南に在り、釋迦文殊普賢及び五百羅漢を安置す、○經藏、門内の左傍に在り、○織田信忠塔、境内の墓地に在り、碑面に大雲院殿二品羽林仙岩大居士とあり、貞安の建てたるものなり、○什寶多し、信長秀吉の書翰、一休和尚の筆、法然上人一枚起請あり、又信長、信忠の畫像は優秀にして國寶となれり(山城名勝志、京華要誌)

ダイウツ

大雲寺 所出山城國愛宕郡岩倉村、天台寺門派○本尊十一面觀世音、(聖德太子)圓融天皇の勅願により、天祿二年、日野文範之を創建し、眞覺を開祖とす、後朱雀天皇文慶を別當職となし、大雲寺の勅號並に寺領を賜ひ、永觀三年二月冷泉天皇の皇后昌子内親王の本願により、境内に觀音院を建立す、正曆四年八月山門に於て慈覺智

ダイウツ

證の兩門徒相争ひ、遂に智證の門徒一千餘人、比叡山を脱して本寺に入り、一山を三塔に分ち、僧房を建築す、天文五年十月此地に於いて細川國廣山本主膳と挑戦し、諸堂火に罹りて焼亡す、本尊幸に災を免る、寛永十年實相院跡義尊大僧再建し、東福門院より厨子を寄附せらる、今本堂、法華堂、地藏堂及び庫裡等あり(寺門傳記補録、平安通志、京華要誌)

ダイエ

ダイエ

大永 後柏原天皇御宇の年號、末一年後奈良天皇に係れり、永正十八年八月廿三日改元す、七年を経て後奈良天皇享祿と改む、(國朝年號譜)杜氏通典に、庶務至微至密、其大則以永業とあるに據る、大學頭菅原爲學之を勸申す(國朝年號譜)

ダイエンレキ

大行曆 曆(ヨミ)を見よ、

ダイオウコクシ

大應國師 紹明(セウミヤウ)を見よ、

ダイカクシ

大覺寺 所出山城國葛野郡嵯峨村大澤池の西、眞言宗○本尊五大尊、(聖德太子)此寺は、元、嵯峨天皇の離宮なりしが、天皇位を讓りて後、即ち承和元年に移り給ひ、貞觀十八年、淳和天皇の皇后(嵯峨天皇の皇女正子内親王)の請により、佛寺となして大覺寺と號し、恒寂法親王(淳和天皇の皇子御母は正子内親王)を開山となす、清和天皇勅して莊田數十所を寄附し、法親王阿彌陀佛像を造立し、且つ經卷佛具等を備へて、空海眞如以來の密宗の血脉を相續する道場となせり、然るに仁和元年法親王寂して後、血脉斷絶し、寺觀亦漸く荒廢したり、徳治二年後宇多天皇出家して後、此寺に入りて法親王の往跡を再興したまふ、其後、龜山、後宇多、後醍醐等の諸皇子相次いで入りて住し、大覺寺御門跡と稱す、元亨元年諸堂再建し、應安六年塔婆を建立したり、江戸幕府の時寺領一千六百石餘あり、眞言宗の一本山

ダイカクシ

大覺寺流 龜山天皇の御子孫を申す、後宇多法皇山城の大覺寺を仙洞とし給ひしを以て名づく、詳しき事は兩統供立(リヤウツウテツリツ)を見よ、

ダイエ

ダイカクセンジ

大覺禪師 道隆(ダウリユウ)を見よ、

ダイカクレウ

大學寮 名稱「アンヤノツカサ」と訓む、唐名國子監、(聖德太子)京都二條の南、朱雀の東、神泉苑の西(廊内に本寮以下記傳明經等の大學の講舎あり、都堂院は一に北堂と稱す、記傳道の學舎、明經道院は一に南堂と云ふ、明經を講修する處、其他算道院明法院あり、各其學を講ずる舎なり、廟堂は釋奠を行ひ、廟倉院は其器具並に孔子の畫像

ダイカクシ

大覺寺流 龜山天皇の御子孫を申す、後宇多法皇山城の大覺寺を仙洞とし給ひしを以て名づく、詳しき事は兩統供立(リヤウツウテツリツ)を見よ、

ダイカクレウ

大學寮 名稱「アンヤノツカサ」と訓む、唐名國子監、(聖德太子)京都二條の南、朱雀の東、神泉苑の西(廊内に本寮以下記傳明經等の大學の講舎あり、都堂院は一に北堂と稱す、記傳道の學舎、明經道院は一に南堂と云ふ、明經を講修する處、其他算道院明法院あり、各其學を講ずる舎なり、廟堂は釋奠を行ひ、廟倉院は其器具並に孔子の畫像

タイキ

等を裁むる所なり。式部省の被官、學生を養成する處なり。紀傳明經明法音書算等の諸道を教授し、學生を簡試し、兼て釋典の事を掌る。頭一人、從五位上、もとほ最も其人を撰任し、文章生、諸王之に任ぜしが、後には菅原大江兩氏多く之に任ず、助一人、正六位下、大允一人、正七位下、少允一人、從七位上、大屬一人、從八位上、少屬一人、從八位下、別當一人、令外官なり、頭の上に在りて大學の事を總へ掌る、もとほ式部少輔を以て之を兼ねしが、醍醐天皇以後は、親王大臣の兼職となれり、博士一人、正四位以下、從五位以上となる、經書を教授す、後には明經博士とも、大博士とも云ふ、後世中原清原兩氏の人が、位次に依て之に任ず、助教二人、正七位下、後五位已上となる、經書に通ずる者を撰任す、博士の下に屬す、直講二人、正七位下、後五位已上となる、唐名直講博士と云ふ、令外官なり、博士助教を助けて經書を講義す、神龜五年七月始めて三人を置く、大同三年に一人を減す、この職に補するには、毛詩、尚書、左傳、禮記の内より十箇條を試み及第したるものを任ず、文章博士、二人從五位下、唐名翰林學士と云ふ、令外官なり、紀傳道(史學)及び詩文章を掌る、才名あるものを撰任す、始め詳かならず、神龜五年七月の格に、文章博士一人とあれば、此の時以前既にありしものなるべし、大同三年三月直講一人を減じて紀傳博士を置く、承和元年四月紀傳博士を停めて、文章博士を加へ置き、紀傳得業生等皆之を停めたり、是より文章博士永く二人となる、其下に文章得業生、文章生、疑文章生等あり、猶實舉(コウコ)の條を参照すべし、音博士二人、從七位上、後五位已上となる、唐名音博士、經道の人を以て之に任ず、漢音を教授す、下に音生あり、書博士二人、從七位上、後五位已上となる、唐名

タイカフ

書儒、書道を教授す、下に書學生あり、明法博士二人、正七位下、唐名律學博士、令外官なり、法律を教授す、後世坂上中原兩氏の地位を以て任ず、下に明法得業生、明法生あり、算博士二人、從七位上、唐名算學博士、算術を教授す、後三善小槻二氏の世職となれり、下に得業生二人、算生三十人あり、天智天皇始めて之を置く、十年正月學職頭鬼室集斯に小錦下を授けたり、天武紀統紀には、大學寮諸學生、大學博士、音博士、書博士とあれば、此時既に諸道を教授せしこと明なり、文武天皇大寶の制に至りて、始めて其職制備はり、上記の職員を置き、經業、漢音、書法、算道等を教授し、後には紀傳(史學文章)明經、明法、算の四科を教授したり、諸生用途の爲め勸學田を置きたり、コクワンカクテン(参看)書紀、令義解、延喜式、職原抄、職官志

タイキ

の事蹟を述べ、十八十九卷は織田酒造系山中鹿助等諸士の逸事傳記を録し、二十、二十一卷は八物語と稱し、君臣の道治國の要等を述べ、二十二卷は豐臣氏の奉行及び豐臣氏の遺記等を記したり、元和中の著にして虚實混同せるものありと雖も、著者は豐臣家に隨從せる人なるを以て、秀吉の事蹟を究むる者の一讀すべき書たり、元和三年の自跋、寛永三年朝山意庵素正の跋あり、萬治四年出版、後漸次世に行はる、小瀬甫庵、コセホアンを見よ、

タイキ

したるものなり、第一冊は頼長任大將記、大寶會、略号、第二冊は神代七十賀、官政、天子讀書始、第三冊は多千入内記、第四冊は師長元服記、近衛帝元服記、第五冊は諸春日社記、第六冊は藤原長元服記、第七冊は諸春日社記、第八冊は諸賀茂社とす、されど尙殘缺する所多し(歴世記録考)

タイキヤウ 大饗 王朝時代に行はれたる饗宴の大なるものを云ふ、(一)宮大饗(二)大臣大饗の稱あり、(三)宮大饗とは、毎年正月二日、親王、公卿以下が、中宮東宮に拜賀したる後、玄耀門の西廊に於て中宮の饗につき、次に東廊に於て東宮の饗につき、三獻の儀あるを云ふ、もと饗宴と唱へしが、後ち大饗と唱ふ、日本逸史に「淳和天皇長七年正月戊寅、群臣拜賀皇后宮、賜被衣、又賀皇太子宴賞如常」と見えたり、尙ほ類聚國史歳時部に詳しく見えたれば就て見るべし、(二)大臣大饗とは、大臣に任ぜられたる時、諸大臣以下殿上人を招きて饗するを云ふ、其式は類聚雜抄に詳しく見えたれば就て見るべし、大饗に「太政大臣基經、よしふさの大臣の大饗にや、むかしはみこたち、必つかせ給ふ事にてわたらせ給へるに、かならずする物にてありけるを云ふ」と見えたり(公事根源、類聚雜抄、倭調笑)

タイキヤウジ 大行事 大法會の時の行事の備を云ふ、仁平二年後七日記に、大行事者、大阿闍梨行事僧勳之と見えたり、「ギヤウジ」参看、

タイキヨクテン 大極殿 「ダイゴクテン」を見よ、

タイク 大工 建築の技師及び職工の總稱、古は少工と對して一つの職名、維新以後は職工のみを指して技師には唱へざりき、又番匠と稱したる時代あり、古き時代は語るべき事なし、應神天皇の時、新

タイキ

羅の工人を攝津の猪名に置きて其建築法を採用す、これを猪名部の工人と云ふ、孝德天皇の時、始めて木工寮を置き、荒田井直比羅夫を以て將作大匠と爲し、朝廷に奉仕せる工人を督せしむ、尋て文武天皇大寶令を制定するに及び、木工寮の職制を定め、頭、助、九、屬の官員を置き、又工部二十人を置く、是を大工といふ、而して皇宮及び大佛刹等の造營ある時は別に修理職を置き、大夫亮連屬の官員及び工部を置くこと、木工寮の制の如くして相共に營作す、修理職及び木工寮に屬する所の工人は大工を以て長と爲し、次ぐに少工、番匠、左官、壁を塗る工人、瓦工、葺檜皮工、飛驒の工匠とす(飛驒工と稱す、「ヒダタキ」参看)元明天皇都城大和の奈良に造營するに及びて、木工及び佛工の妙手多く此に聚る(奈良木工此に起る)聖武天皇の時、僧道慈といふ者あり、初め唐に在て佛法を求め、且つ造寺の法を學べり、天皇命じて大安寺を造らしむ、造寺の巧、に至て進歩す、稱徳天皇の時、造寺の大工正六位上輕間連鳥麻呂に外從五位下を授け、造寺の巧を賞す、本邦に於て大工の五位に叙すること此に始まる、桓武天皇平安城を造營するに及び、多く支那の建築法に従ふ、特に大極殿の建築の如きは悉皆唐様を擬したり、是に於て木工の妙手多く京都に聚る、當時木工を稱して水道といふ(京木工此に起る、嵯峨天皇の時常に修理職を置く、是れより後修理職の大少工は、宮殿及び門廡を營作し、木工寮の大少工は、高欄板敷、葺格子の如き短小の者を營作す、是に於て修理職と木工寮と官員の職掌及び大少工以下の營む所自ら別を爲す、文徳天皇の時、奈良東大寺の風巡那佛の大像の頭地に墜つ、時に從五位下書部宿禰文山といふ者あり、觀望の術を究め雲梯の機を構へ、斷頭を引き上げて大

タイキ

佛の頭を續ぐ、是より後工人の巨材運轉漸しく進歩す、高倉天皇の時、木工物部好國、塗壁工中原在良といふものあり、並に名匠と稱す、時に後白河上皇五十の算あり、天下の諸工藝の俊秀の者を召見す、好國、在良共に召されて寶算を賀す、時人稱して名譽と爲す、後堀河天皇の時、修理職木工寮並に衰ふ、然れども當時木工の妙手あり、最多きは奈良京都にて、伊豆、相模、武藏、安房の木工、これに次ぐ、修理職、木工寮衰へて後、大少工の官位に叙するもの無し、時に一二叙するものあるも唯空名を冒すのみ、又葺工、塗壁工、石工等の諸工人は、木工に屬せしめて各業を營む、(是より先葺工塗壁工石工は皆木工に屬せり)、後龜山天皇の時、足利義滿明様の建築風を雜へ用ひて第宅を營む、後土御門天皇の時、足利義政亦支那様に倣て第宅を營む、是に於て奈良京都の木工力を營作に盡す、其木工の長は矢倉池上某といふ者に於て、並に京都の人なり、(矢倉池上氏は木工を以て世々足利氏に仕ふ)木工の業是に至て更に進歩す、而して後天下潰亂に屬し、土木の起らざる、二百有餘年、木工の業甚衰ふ、正親町天皇の時、織田信長始めて營作を起し、木工の業復起る、然れども足利氏の如く精巧を欲せずして、唯大屋高堂を作る事を以て良工此地に聚る、其建築は織田氏の舊に倣ふ、江戸時代となりてより建築の精且つ密なるを好む、而して幕府にては作事普請の兩奉行ありて、幕府に奉仕せる工人を督し、其下に大工頭、大工棟梁等ありき(サクツアギヤウ)、フシンアギヤウ(参看)而して江戸の人口増加すると共に建築の職また需用多かりしを以て、加賀、能登、越中、越後等の木工江戸に來りて業を營む者多し、是れを加賀大工、能登大

タイク

工、越中大工、越後大工といふ、是れ等の工人能く第宅を營作すと云へども、奈良京都の良工には及ばざりき。○番匠は、もと木工寮に屬したる工人にして職名なりしが、室町時代の時には、大工の異稱となり、棟梁は江戸時代幕府に仕へたる大工工人の長をいへる職名なりしが、これまた轉じて民間における工人の頭立つもの、稱呼となり、また別に船大工あり、船舶を製造する工人なり、これ古くは大工は木工に限らず、物師を楯大工、塗師を塗大工、石造を石大工、疊刺を疊大工、鍛冶を鍛冶大工などいへる遺風なるべし、建築(ケンチク)參看(東北院職人歌合註、工藝志料)

タイクウシ

大宮司 「オホミヤツカサ」とも訓む、神人の長を云ふ、ケウツを見よ、

タイクガシラ

大工頭 江戶幕府の職員、木工の事を掌り、所屬の大工を總ぶ、作事奉行の支配たり、人員二人、二百俵高、役料二十人扶持とす、起原詳かならず、大猷院殿御實記寛永十七年五月廿一日の條に、大工頭木原空光義久、同鈴木兵九郎と見え、この以前既に此職ありしを知るべし、○別に京都大工頭あり、京都における木工の事を掌ること、江戸に同じ、また作事奉行の支配にして、中井主水之を世襲す、主水は世襲五百石、役扶持廿人扶持を給せらる(官中秘策、萬天日録、徳川實紀、明良帶録、武鑑)

タイクワ

大化 孝德天皇御宇の年號、皇極天皇四年六月十四日即位、始めて年號を立つ、五年を経て白雉と改む(書紀)

タイクワウツ

大光院 上野國新田郡太田町○義重山新田寺とも號す、浄土宗、檀林の一○本尊阿彌陀如來、源治傳に、新田義

タイク

重深く佛教を信じ、源空に歸依し、老後薙髮して上西入道と號し、七堂伽藍を寺尾に創立す、其後伽藍燒失して荒廢に歸したりと云ふ、慶長十六年十一月、徳川家康、増上寺存應、土井利勝、成瀬正成を上野に遣はして義重の遺跡を搜索せしめ、尋て一寺を建立し、義重の法號により大光院と號して義重の墓を此に遷し、同十八年四月武藏大善寺香龍を請じて開山となし、寺領三百石を寄附し、元和八年紫衣を賜ふ、本堂、方丈、開山堂、庫裡、鐘樓堂、寶藏等あり、末寺三十餘箇寺あり(義重山風土聞見録、上野志、名勝地誌)

タイクワウタイゴウ

太皇太后 名義、天皇の御祖母にして、后位に登り給へるものに對する尊號、オホキオホキサイノミヤとも訓む、太皇太妃、太皇夫人といふも同じ、長信宮ともいふ、仁明天皇が、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子を尊びて、太皇太后の號を上りたるを初見とす、然して皇太后より階を以て常となせども、後世女院の稱起りに進みたることもなきにあらず、後世女院の稱起りてより後、此位に居るもの頗る少し、待遇は皇太后と同じく、他に行き給ふを行啓といひ、臣庶より太皇太后に白すを啓といひ、敬稱には殿下といふ、中宮職ありてこれに屬す、明治に及び敬稱を改めて陛下と稱するることとなり(令義解、西宮記、有職中鈔、古事類苑帝王部、皇室典範)

タイクワウタイコウダウシキ

太皇太后宮職 中宮職(チヌウカクシキ)を見よ、

タイクワウフセウコクシ

大光普照國師 隱元(インゲン)を見よ、

タイクワウミヤウジノミササキ

大光明寺陵 光明天皇及び崇光天皇の御陵、山城國紀伊郡堀内村大字堀内に在り、兆城周圍百七十九間(段

タイク

タイクワノカイシン

大化改新

我國上古より民に貴賤を分ち、主従を定め以て生業を樹てたり、而して皇別神別の諸姓は、皆貴種にして臣、連、伴造、國造其他有姓の家を良民と爲す、良家は人を使役し、賤民を奴婢とし、其良家に仕ふるを家人とす、其別極めて嚴にして、婚姻を相通ぜず、然れども或は私通して子を擧げ、或は奴婢の主家貧にして勢家に強買せらるゝ等、争訟滋起り、國造伴造の家は、臣連等と共に、私民をおきて山野を占有し、益々兼併を事として良家疲弊し、地を賣りて調賦を辨じ、姓を賣りて奴婢となる、屯倉子代等の地も、世を逐うて増々多く、積弊漸く甚しかりき、大化の改新は這般の情弊を改めんが爲に起る、而して當時隋唐の文明は既に我國に東漸し、先覺の士は、早く之に倣はんとするもの少しとせず、加ふるに、蘇我氏誅に伏して大臣豪族の未だ代り勢を占めたるものなきの際なりしを以て、中大兄皇子(天智天皇)は藤原鎌足と共に、孝德天皇を擁立して、改新の實務に當る事となりたり、之を要するに改新の主旨は、古へより族制専ら行はれて、徵兵、刑罰、收租等の法權分れてこれに歸し、朝廷の威令漸く行はれざるを以て、大に名分を明らかにし、悉く私地私民を收公して貧富を平均し、祖宗統一の治に復せんとしたるものなり、約言すれば、族制分權を改めて朝廷集權と爲すにありき、孝德天皇即位の元年、始めて年號を立て、大化元年と爲す、其將に大改革を行はんとするの準備として、同年八月東國等の國司を戒諭する所あり、其大意は、凡そ國家の公民、大小所領の人家は、皆戸籍を作り、田畝を校し、その園池水陸の利は、百姓と俱にすべし、また國司等國に在りて罪を

タイク

判する事を得ず、上京の時百姓を多く従ふることを得ず、唯國造郡領を従はしむる事を得、但し公事を以て往來の時、部内の馬に騎り、部内の飯を喰ふことを得、また從來の國造、伴造、縣主、稻置等にあらざりて、許りて我祖の時よりこの官家を領し、この郡縣を治むといふとも、汝等國司、審に實狀を得て後に朝に申すべし、なほ閑曠の所に於て、兵庫を造り國郡の刀甲弓矢を收聚し、邊國の蝦夷と接壤する所には、盡く其兵を集めて猶本主に假すべし、其後六の六縣にありては使者を遣はして戸籍を造り、田畝を校すべしといふにありき、尋て使者を諸國に遣はして、民の元數を録せしめ、且詔して曰く、古より以來、天皇の時毎に、代を標はすの民をおきて名を後に垂れ、其臣連伴造國造等もまた各々己が民を置きて恣に驅使するのみならず、國縣の山海、林野、池田を割き取りて己の財と爲し、争戦已まず、加ふるに、或者は數萬頃の田を兼併し、或者は些少の土地にも有せずして、貧富の懸隔甚しく、而して調賦を進むる時に及びては、臣連伴造等、先づ自ら收歛したる後分ち進め、宮殿を修治し園陵を築造するに際しては、各々己が民を率ゐて事に従はしむ、方今百姓なほ乏し、然るに勢あるものは水陸を分割して私地と爲し、百姓に賣り與へ、年に其價を兼併する事勿れと、百姓大に喜ぶ、二年春正月、賀正の禮畢の後、改新の大詔を發す、其一に曰く、古來天皇の子代の民、處々の屯倉、及び臣連伴造國造村首等の部曲の民、處々の田莊を停廢し、新に食封を大夫の上に賜ふ、其二に曰く、京師を修め、畿内に國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬を置き、及び鈴鑿を造り山河を定め、凡京に坊毎に長人を置き、四坊に令一

タイク

人をおき、戸口を按檢し、新非を督察する事を掌らしめ、且畿内の區域を定め、郡を大中小の三郡に分つ、其三に曰く、戸籍、計帳、班田收授の法を制定す、凡そ五十月を里とし、里毎に長一人をおき、戸口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催進する事を掌らしむ、凡そ田は長三十歩、廣三十二歩を段とし、十段を町と爲し、段毎に租稻二束二把、町毎に租稻廿二束を出さしむ、其四に曰く、舊賦役を停めて田の調を行ふ、凡そ絹綿絲線は並に郷土出所に隨へ、田一町に絹一丈、四町にて疋を成す、長四丈、廣二尺半、綿二丈、二町にて疋を成す、長四丈、廣二尺半、長絹綿に同じ、一町にして端と爲す、また別に戸別の課を出さしむ、一戸に皆布一丈二尺、凡そ調の副物鹽、亦郷土出所に従へ、凡そ官長は、中馬一匹、一疋を輸し、細馬は二百戸ごとに一疋を輸せ、其馬を買はんと直は、一月に布一丈二尺とす、また兵は、人毎に刀甲弓矢、鑼鼓を輸し、仕丁は舊三十戸ごとに一人なりしを改めて、五十戸ごとに一人とし、采女は少領以上の姉妹及び子女の、形容端正なるものを貢せしむ、右を此時における詔の大意とす、尋て三月に至り、更に風俗匡正の詔あり、其一は、從來人民營墓の爲めに貧を致す、爰に其制を定めて、尊卑別あらしめ、王以上、上臣、下臣、大仁、小仁、大禮以下小智以上、庶人の六等とし、畿内諸國と共に、葬地を定めて、散埋を得ざらしむ、又人死する時に、自縊れて殉じ、或は人を絞し、或は強ひて亡人の馬を殉し、或は亡人の爲めに、斷髮剃髪して誅する類の舊俗を禁す、もし犯すものあらば、其族を罪せん、其二に、見て見ずといひ、見すして見たりといひ、聞て聞かずといひ、聞かずして聞きたりといひ、正語正見なくして、巧に詐るもの多し、其

タイク

三は、奴婢主の貧困を欺きて、自ら勢家に託して活を求むるを、勢家留め買ひて本主に送らざるもの多し、其四は、妻妾夫に放たれ、年を経て後他に適くは常理なるに、前夫三四年の後に、後夫の財物を食りて己れが利となすもの多し、其五は、勢を恃む男、浪りに他の女を要し、其女人に嫁すれば、嘔りて兩家の財物を求め、己が利となすもの多し、其六は、夫を亡へる婦、十年廿年を経て人の婦となり、又は未婚の女はじめて人に嫁する時、斯の夫婦を妬みて被除せしむるもの多し、其七は、妻に嫌はれ離れたる男の、慙愧の餘、妻を強て事殺の婢となすものあり、其八は、屢々己が婦の、他に養ふるか疑ひ、證なきに、浪りに官司に訴ふるものあり、其九は、旅人路頭の家、何の故に人を余の路頭に死なしめたるかと、死者の友伴を留めて、被除せしめ、また百姓河に溺死すれば、逢ふ者、何の故に我を溺死人に逢はしむといひて、溺者の友伴に被除せしむ、是によりて死するも、弟屍を收めざるもの多し、其十は、役民路頭に飯を炊けば、路頭の家、何故に恣に飯を余が路頭に炊くぞとて、解除せしむるものあり、もし飯を借りて飯を炊き、其飯物に觸れて覆れり、飯の主乃ち被除せしむ、凡そ是の如きの類、愚俗の染む所、今悉く禁斷す、復爲さしむる勿れといへり、超えて三年七色十三階の冠を制し、五年改めて十九階と爲し、また八省百官を置く、蓋しこれより先き人民の王事に供するものを品部の民といひ、部毎に長ありて朝廷に仕ふ、天皇これに氏を命じ、姓を賜ひて階級を分ち臣連伴造といふ、此に至りて官制を改革し、新に大臣をおき、從來内外の職、皆世襲にして封建の姿なりしを一變し、八省百官を建て、交代遷任の官となし、郡縣の治を布かれたり、而して八省百官の名文なし

タイク

と雖も、恐らくは令の制度と大差なかりしならんか、既に白雉三年四月戸籍を造る、凡そ五十戸を一里とし、里ごとに長一人をおき、戸主は皆家長を以て之に宛つ、また戸は五家相保ち、一人を長として相檢察せしむ、斯の如く大化元年に始まりたる改革は、白雉三年に至りて漸く終りを告げたり、然れども右に述べたる所は、法令の表面に過ぎず、更に裏面より視察するに、改革の際大に斟酌する所あり、新制の中舊俗を交ふるものなきにあらず、今二三を擧ぐれば、當時新置の郡は、其實略は從來の小國を存して名稱を換へたるに同じ、郡司は、全く國造の變稱にして、其人は舊の國造より取れり、國造は世襲の職にして、父祖以來其土に居住し、親ら人民に接して恩威並び行はれたり、假令國司の下におきて郡司と爲すも、舊俗何ぞ遽に改まるべき、子孫世襲の風、神事民事混同の俗、皆共に行はれたるのみならず、當時郡國の疆界名稱もまだ全く定まらず、邊土に至りては班田せざる處多く、國司の如きも、決して天下諸國に遍れ置くべきにあらず、國司の置かれざる處は、國造舊によりて尙民政を治めしならん、伴造のごときも亦然り、加ふるに皇族諸臣に屬して、其使役に供せられし曲曲の如きも亦甚だ停め難かりしのみならず、田莊に至りても、なほ全懸を存したるもの多かりき、また皇太子中大兄の奏言によりて當時入部屯倉を奉還せられしと雖も、爾來更に仕丁を賜ひ、舊の入部及び所封の民より簡ひ充てしめられたりき、而して此改新より、族制的の世襲は、爲めに其狀を一變したるがごときも、只舊職を以て新設の官位に代へたるのみにして、敢て黜陟せられしにあらざるは、當初の聖詔に懸念し給ふ所なり、此のごときは、もと人民を安んぜしむる叡慮

タイク

に出でたりとはいへ、また時勢の已むを得ざりし所なるべし(書紀、國史、大日本通史、史學雜誌、大化改新論)
タイクワン 代官 鎌倉至町の兩時代には、主君に代りて其事を勤むる人を云ふ、本家、領家、武家等に之を置く、武家は執権、管領は將軍に代りて政務を專にし、追討使は臨時將軍に代りて軍務を行ふ故に、共に代官又は御代官と稱し、其外兩六波羅、九州探題の如き皆代官と稱す、(御代官は將軍の代官にのみ云ふ、後には専ら守護代、地頭代を云へり、江戸時代には幕府直轄地を支配する者の職名なり、)
タイクワン 沙石集、下總國の或地頭、領家の代官と相論の事有て鎌倉にて對決す、泰時の御代官の時也とあるは、領家の代官及び執権を代官と云ひし例なり、吾妻鏡元暦元年四月廿三日の條に、南郡國役責勤之間、云々地頭得分、云々代官經廻、於事不適合期之由、所々申上、也と云へるは、地頭代官の例にして、同書文治二年三月廿四日の條に、播磨國守護人等在應注文二通、並景時代官注文等爲同人奉行被下之とあるは守護代官の例にして初見なり、室町時代の中葉までは各自代官の稱ありしが、同期頃よりは、守護代、地頭代のみ代官と稱し、後には、守護の代官は郡代若くは大代官郡奉行と稱し、地頭代をのみ専ら代官と稱するに至れり、然して郡代は概して一國一人にて國內の事を總轄し、兼て警衛を掌る、代官は専ら收税をのみ職とし、兩職を以て郡村の事を掌りしが、何時しか職務混同し、所により武將により、郡代ありて代官なき國あり、代官ありて郡代を置かざる國ありき、織田豊臣時代より年貢收納を司るを、また代官と稱することとなり、殊に豊臣氏は御藏入と稱し、諸國に料所を置き、廣地に

タイク

代官を置き、領主若くは領主の家長に命じて收納を掌らしめ、其地を代官所と稱したり、徳川氏又之に倣ひ、幕府直轄地を支配するものを代官と稱し、收納以下の事を掌らしめたり、委しくは郡代(ケンダイ)の條に就て見るべし(武家名目抄、農政座右)
タイクワンジ 大官寺 大安寺(ダイアンジ)を見よ、
タイクワンタイジ 大官大寺 大安寺(ダイアンジ)を見よ、
タイケイジ 大慶寺 相模國鎌倉郡寺分村宇雪の澤に舊址あり○靈照山と號す○禪宗臨濟派、鎌倉十刹の一、源賴朝(源氏)源頼朝正念の開山にして、北條氏の信仰ありき、無象、大川、大拙、是英等の高僧老衲皆當寺に住せり、後ち上杉氏當寺を崇信す、永和四年上杉兵部少輔能憲卒せし時、住僧大年拈香を勤めたり、天正年間兵火に罹り、諸堂悉く灰燼となり、廢寺となる(相模國風土記稿)
タイケイチャウ 大計帳 大帳(ダイチャウ)を見よ、
タイケイチャウシ 大計帳使 四度使(ヨドノツカセ)を見よ、
タイゲタツ井ンサキノクワンバク 大解脱院前關白 近衛内前(コノエウチサキ)を見よ、
ダイケンノホフ 大元帥法 正月八日より十四日まで七日間、治部省にて、大元帥明王を本尊として行ふ大法會を云ふ、本尊は四面八臂の忿怒尊にして、常には息災に修し、亂世には強敵の調伏に修す、眞言宗にて専ら修す、帥の字はよまわが故實なりと云ふ(藏人内藏寮の官人を以て、御衣を賜ひて壇所に送る、御衣は柳宮に納め、緋の

タイゲ

網にて結ぶ、御衣を受取れば藏人、これを封じて治部省に送りて祈願せしむ、結願の日御衣をもとの如く返上す(起原活華)小栗栖法琳寺の僧常曉律師入唐して、華林寺の元昭に就て此法を學び、歸朝の後法琳寺にて修したりしが、嘉祥四年正月八日より七日限りて治部省にて修せしより朝廷の大會となり、眞觀儀式によれば、宮中の侍所にて行ひ其場所一定せざりしが、延喜の頃より治部省にて修することとなり、後には又太政官にて行ふこととなり、降りて明治四年九月之を廢す(師光年中行事、公事根源、建武年中行事詳解、法令全書)
ダイケンミヤウウ 大元帥明王 佛經にて明王の總司なり、梵語阿叱婆拘と云ふ、本地如來、世間を救濟せんが爲めに現はる、一切將軍を統領して國王を守護し、國境を守り、隣王怨敵を降伏す、我國古來正月八日より七日間此の主を本尊として法を修するは鎮護國家の爲めなり、身の丈八尺(或六尺)青色四面八臂にして、忿怒の相を爲し、刀戟輪鎗等の武器を持す(尊容抄)
タイケンモン 待賢門 大内裡外郭十二門の一、中門とも稱す、もと建部門、また泰賢門と稱す、大内裡の東面、郁芳門の北に在りて、南端より第二の門、桓武天皇延暦十三年宮城經營の時、播磨國之を造り、建部氏之を學す、大さ五間、戸三間、瓦屋圓檣、丹雘を以て彩り、南北一間、及び南北面各二間、並に粉壁す、左衛府之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改め、勳筆の額を掲ぐ、貞觀十二年、春宮坊に運ぶ雜物は、この門の出入を聽せり、寛仁四年七月大風の爲に顛倒す、安元三年内裡焼亡の時、諸門燒失せしが、この門のみ免れたり(拾芥抄、大内裡圖考證)

タイケ

タイケンモン井ン 待賢門院 藤原璋子、法名眞如法、大納言公實の女、母は守屋の女藤原光子、鳥羽天皇の皇后、崇徳、後白河兩天皇の御母なり、延久五年十一月從三位に叙し、尋で女御と爲る、同六年正月中宮に進む、天治元年十一月院號、康治元年二月尼と爲る、久安元年八月廿二日崩す、年四十五(女院小傳)
タイコ 太鼓 各種樂器の名、種々の音樂に用ふ、また物の合圖即ち軍陣の時、或は時を報するなどにも之を用ふ(樂器圖)樂曲に用ふるものに三種あり、(一)大太鼓(二)太鼓(三)荷太鼓とす、(一)大太鼓は朝廷にて舞御覽の時、或は大社の舞樂などに用ひ、立ちながら之を撃つなり、火燭太鼓とも稱す、(二)太鼓は、普通種々なる時に用ふるものにて、座して之を撃つなり、中太鼓、或は釣太鼓とも云ふ、(三)荷太鼓は、道樂の時に用ふるものにて、擔ひて之を撃つが故に名づく、其他陣太鼓(軍陣の時監視等に用ふ、太鼓の扁き物)縮太鼓(腰鼓の如く、胴短く皮を糸にて胴にからげ締めて張るが故に名づく、唯等に用ふ)等あり、其製各異なり、また左右右方の區別ありて、左方の太鼓は、左に額繪の數三筋にて筒赤色を彩る、右方の太鼓は、額繪の數三筋にて筒赤色を彩る、右方の太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張る、面徑六尺三寸、金地黒彩、左部に三ツ巴の文を畫き、右部に二ツ巴を畫く、周の縁に十六孔を穿ち、調をとち各徑二寸、花形の金物を施す、調の緒赤白黒の布を合せて繩と爲す、胴長さ五尺、徑四尺二寸、厚さ二寸五分、漆を施して彩を爲し、左赤、右青、木を以て外輪を作り、面に雲形を雕り、左に雲龍を、右

タイコ

に鳳凰を畫く、周邊に火形を刻成し、朱彩を施す、胴の上に柄を立て、黒漆長さ七尺八寸、左に日像を、右に月像を掲ぐ、傘架あり階を設く、架の高さ及び廣さは各三尺、上下に二横木を施し、上に鼓を安じ、下に蓋を貼く、長さ三尺、皆彩色あり、蓋の高さ三尺、方八尺、大鉦鼓の蓋の製の如し、欄高一尺二三寸、葱花形十二を裝ふ、白赤練の流蘇を垂れ、轆を施す、左赤、右緑、階二段、長四尺、廣二尺七寸、庭上に之を設く、桴二ツ、黒漆にて塗り、長一尺三寸、上頭三寸五分、徑三寸之を圓くす、撃つ者左足を審上、右足を階に置き、自ら右旁に鼓し立、之を撃つなり、(二)太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張る、面徑一尺八寸、金地にて蝦虎三を畫く、胴長さ七寸、腹稍々大、面に比ぶれば徑二寸を増す、朱地畫彩を施す、華の周縁、胴を貫すこと寸許、釘を施して之を張る、外輪徑二尺七寸、廣さ一寸五分、上邊金を以て火形を作り彫畫あり、内に鉤を施して鼓を懸く、左右内外また鏝を施し、内に緒を施して鼓を約め、外は桴を挿む、桴の長さ八寸四分、紫革を以て之を包む、附製鉦鼓の如し、柱高七寸、正面に座して之を撃つなり、(三)荷太鼓は、其形猿樂の大鼓の如し、木にて胴を作り、皮を張る、面徑二尺七寸、金地黒彩を施す、縁に十孔を穿ち、徑各八分、花形の金物を施す、胴長さ一尺三寸、徑一尺八寸、朱地にて花彩を施す、大低牡丹唐草なり、布案にて革を約む、桴の長八尺、横三寸、黒漆にて塗る、其中間一尺二三寸を隔て曲釘を設け調に懸けて之を荷ふ、調緒赤白黒の布を交へて繩と爲し調をとつる、胴の上に火形を設く、高さ一尺二三寸、廣さ一尺七八寸、繪を彫ること上の如し、桴の長さ一尺、上頭は徑二寸五分、革を包まず、黒漆柄の上下に金物を施す、奏樂の時庭上に設

タイコ

け、行道の時、右側に立てて之を撃つなり、尙ほ雅樂(ガガク)の挿繪參看(樂家録、禮樂志、樂器考)

タイコウ 太后 皇太后(クワウタイコウ)を云ふ、同條を見よ、

タイコウ 退紅 桃色に染めたる布の狩衣をいふ、アラシメと訓むこと本義なり、又荒染とも書す、退紅と同じ、紅のさめたる如き色、もと染色の名なりしが、退紅狩衣、退紅水干、退紅袍など唱へしより遂に退紅といはれ、薄紅色の布狩衣の稱と定まれり(國語)狩衣と同じくして、只少し短かく仕立て、地薄紅、袖結は木綿平打なり(國語)公卿の兼持、香持等所謂仕下といふ下賤なるものこれを著す、海人藻芥には、親王大臣家の仕下は、退紅、公達家の仕下は白帳を著すとあり、一説として茲に掲ぐ、服制(フクセイ)の挿繪參看(延喜式、衣文愚童訓、江次第、貞丈雜記、裝束集成)

タイコウ 退紅 公武家の役名、下部を云ふ、履兼等を持つ役、仕下退紅ともいへり、退紅を著る故に名づく、西三條裝束抄に「退紅白丁、是等は下部の著物也、笠持香持等の著物也、退紅は能家に具する也、義教公大將御拜賀次に退紅仕下云々」とあり、服制(フクセイ)の挿繪及び「タイコウ」參看(貞丈雜記)

タイコウチ 醍醐氏 姓は藤原、五攝家一條氏の分れ、智徳院關白昭良の二男冬基を祖とす、昭良實は後陽成天皇の第九皇子、母は中和門院、故に冬基は後陽成院の庶孫なり、故を以て靈元天皇の時一家となし、一條家に付けられ、勅によりて醍醐と號す、清華の一たり、冬基權大納言正二位となり、元祿十年薨す、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる(知譜拙記、系圖、華族諸家傳)

○冬基 冬基 兼潔 兼純 兼香 輝久

タイコ

輝弘 忠順 忠敬 忠順 忠重

ダイコクツキ 大黒突 江戸時代に行はれたる博奕の一、富突の變名なり、

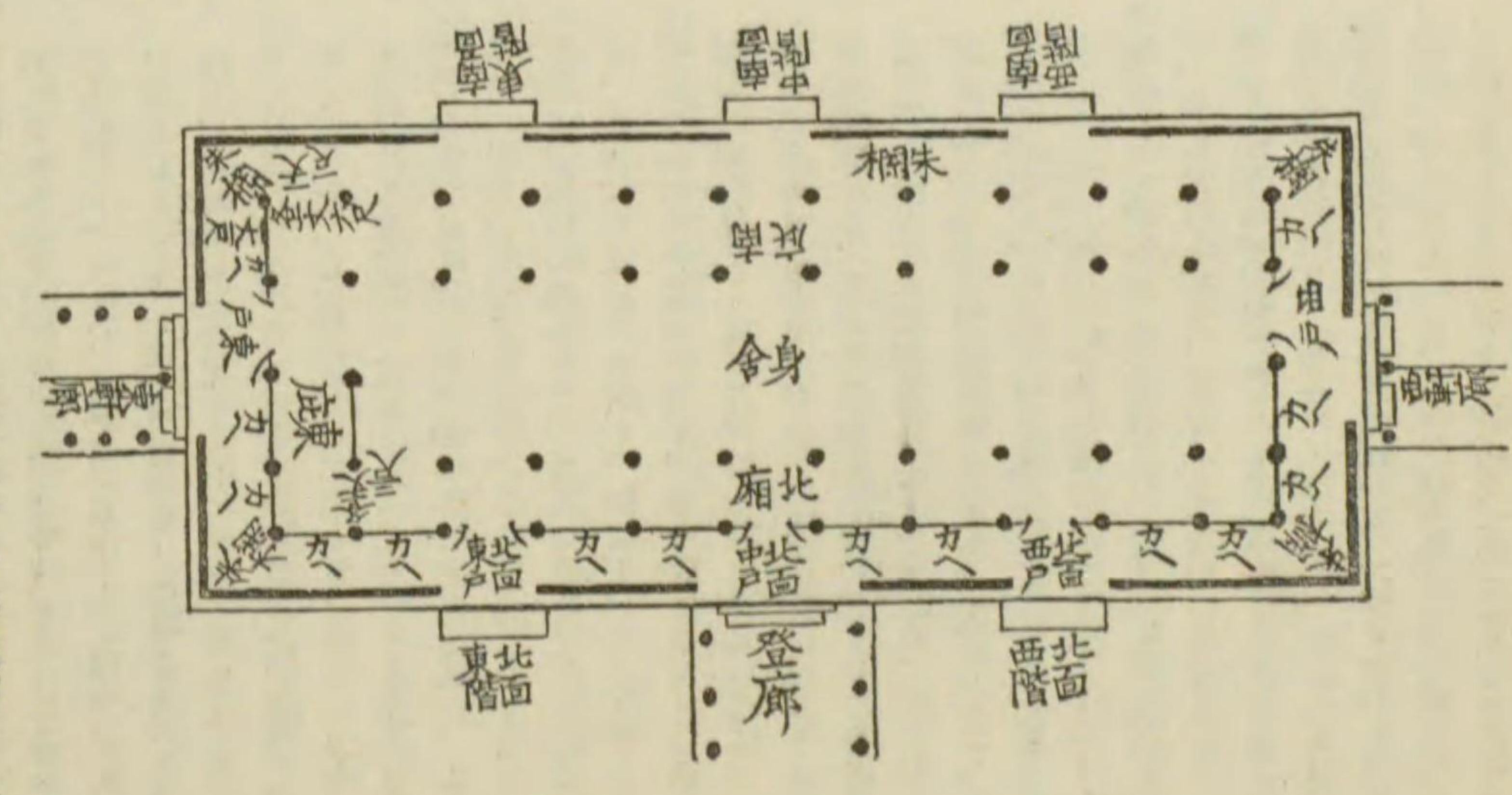
ダイコクテン 大黒天 梵語摩訶迦羅と云ふ、譯して大黒天神と云ふ、三寶を愛し、五衆を護り、飲食を充饒す、依て厨の神とす、本地は久成如來にて、利物の爲に菩薩となり、一切の貧窮无福の衆生に大福徳を與ふと云ふ、又闘戰の神なり、此の神を祭れば威徳を増し、勝利を得ると云ふ、形像は青雲黒色、八臂ありて、各異杖を執り、體體を貫穿して環珞とし、大忿怒の形を爲す、足下に地神女天ありて兩足を其の手に受く、現今我國に福の神として祭る大黒天は摩訶迦羅より出でしものなれども、その形像全く異なり、一説に大國主命を形造り祭る所と云へども、大國大黒音の同じより誤りたるなり、又三面大黒あり、大黒、毘沙門、辨財天全體の像なり、傳教大師寂山を開きし時現する所と云ふ、又別に六大黒天あり、今略す○世俗に大黒を子の日に祭るは、北方子の神にて、甲子に祭るは子は十二支の始めにて、甲も十干の始めなる故なりと云ふ、又鼠を以て神使とするは、北方子の神なる故なるべし(類聚名義考、佛敎いろは辭典、七福神考)

ダイゴクテン 大極殿 大内裡八省院、即ち朝堂院の正殿の名、天皇臨御政事を見らるる所に於て、また國儀大禮を行はるる所なり、ダイキヨクテン」と訓ます、「ダイゴクテン」と訓むを正しき稱となす、或は最大殿、大殿とも稱す、蓋し略稱なり、此文字は、易繫辭に、易有大極、是生三兩儀、とあるに據りたり(國語)内裡の西南、朱雀門内中和院の南、朝堂院の北位、北は昭慶門を距ること十

て行はる、左儀長の節、陰陽師大黒の装を爲し、燒き上るをまて、唯したりし風の移りしものならんか、海音が淨瑠璃に、傾城ことの起りより大黒舞の鳥追のと世上のさたにもつたれば、といへるをみれば、其以前に早く行はれたるを知るべし、嬉遊笑覽に「歌舞故事始に、大阪の芝居のことをいひて、又正月に至て大黒舞と云ふもの、兩人出で、まふ、本是美濃國より出る、民家にて春のことぶきをなす、これをうたふといへり、美濃國大垣の人語りけるは、我が國に舞まひと稱するものあり、常に農人なり、正五九月には、札を配り歩行て、米錢を乞ふ、その札曆日のことを少々ふるしてあり、正月は肩衣を著、大小の刀をさし、人家の庭に立て、其の年の大小の月の數、吉凶などのことを云てあり、是れを又さんばや、又乞食を學で出るものありしと見えて、世間胸算用に、隣には舞まひ住けるが、元日より大黒舞に商賣を替ければ、五文の面帳貫の袖ひとつにて、正中中は口過すれば、此のえはしひた、れ、大口はいらぬものとて、二匁七分の質に置て、ゆるりと年を越ける、梅津の長者の繪巻物に、大黒が舞ふ處の詞に、一に儀をふまへ云々、夷曲集の序に、大黒の能をきくに、一に儀をふまへ、二ににつこと笑ひ、三に三界の福壽を、袋一はひにいれ云々、江戸にはたまへ、夷大黒をまねして來る乞丐あれども、定りたる時をなし、定まりてあるは、吉原町へ正月六日より、大よそ二月初迄も、大黒舞とて非人來て、種々の物眞假をなす、大黒舞はかた計にて、多くは芝居狂言のまねをなす、これも近世始まりたることなりと見えたり、

タイコ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺(國語)高



六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面敷するに方磚を以てす、南正面に石階九級を設け、每級六寸、其

タイコ

左右階を設くる南階の如し、東階西階と稱す、北面の階は東西の階と相當れり、廊及び階に接する外、皆朱欄を設く、殿は南北四間五楹、楹間各一丈三尺、合せて五丈五尺、東西十一間十二楹、楹間各一丈六尺、合せて十七丈六尺、内部楹を建つる一重、其中央を高御座(タカミクラ)の條參看)とす、前面に戸なし、其東西及び北面の廊、及び階に接する所戸あり、丹靨粉壁なり、屋を葺くに碧料瓦を用ひ、櫓瓦は唐草華樣を刻み、また大極殿の三字あるものあり、屋脊の東西に鶴尾(クツカタ)を置く(國語)大極殿の始めて見えしは、皇極天皇の四年とす、此後天武天皇九年二月大極殿に御し、十一年正月、親王以下群臣を大極殿に宴し、朱鳥元年正月、此に御して朝を受け、元明元正の二帝は大極殿にて即位あり、總て是等の事國史書を絶たず、桓武天皇延暦十五年正月、天皇大極殿の高御座に御し、正賀を受けられしより、國儀大禮は必ず此に行はるることなれり、是より此殿荒廢に至るまで世は三十一代、年は三百廿餘年を経たれど、陽成、後三條、冷泉の三天皇は、豐樂院、又は紫宸殿又は太政官廳にて即位ありしが、其他は皆大極殿にて行はれたり、治承の災後更に造營の事あれども、王室衰微、軍國多事、其功本に成らず、今其造營燒亡の沿革を見るに、延暦十五年落成し、貞觀十八年燒亡し、元慶三年再營功成り、康平元年又燒亡し、延久元年三たび功成り、保元三年大に修造ありしが、治承元年に至り全く燒亡して永く荒廢に歸す(大内裡圖考證、平安通志)

ダイコクマヒ 大黒舞 江戸時代毎年正月大黒天の姿を模し、面を被ふり、頭巾を著て民間の門々に歌ひ舞ひて、米錢を乞ふ一種の乞丐者なをいふ(國語)起原詳かならず、恐らくは朝廷に

タイコ

醍醐寺 山城國宇治郡醍醐村○深雪山と號す、又笠取山或は萬葉山と號す(國語)古義真言宗、醍醐寺派の本山(國語)真觀中聖寶始めて草庵を結び住す、醍醐天皇の御願により根本堂舎を造營して、聖師像を安置し、尋で准胝堂如意輪堂(念覺院)と號し醍醐天皇の本尊を安置す)子手觀音堂五大堂を造營す、藤原元方如意輪堂に安置せる毘沙門天の靈驗を感じ、別に延命院を造營す、延喜四年醍醐天皇臨幸して山下に御願釋迦堂を造營し同十三年定額寺とす、聖寶始めて此山上に登りし時、老翁の泉水を管めて醍醐味なりと云ふを聞き、草庵を結びたるより醍醐寺と號すと云ふ、延喜十九年九月始めて座主を置き、聖寶の弟子觀賢を以て任す、又嘗て皇嗣を祈り寺領を寄す、延長九年六月上座延賀の請により、諸國に命じて木材を採進せしめて諸堂を造營し、親王諸公相競つて其資を寄附せり、朱雀天皇次で法華堂を建立し、村上天皇五重塔を建つ、其他歴代君臣崇敬して多く寺領を寄せしを以て寺運益々隆にして、山上山下伽藍充滿して、巍然たる一大佛刹となり、康平二年十月第十二代座主覺源、其職を弟子定賢に譲り、始めて檢校職を置き、覺源を以て補す、第十四代座主勝覺、三寶院金剛王院理院を開き、弟子定海聖賢賢覺三院に分住し、定海第十五代座主となりて後、三寶院法流の徒座主職に任ぜらるる者多し、第三十二代座主賢海、金剛王院法流より出でたる以來、其徒亦漸く座主職に任ぜらるる多し、後報恩院無量壽院等開かれ、是等諸院交々座主職に任ぜられて一山を支配す、是を醍醐の五門跡とす、應永二年三寶院法流の徒滿濟(足利義滿の猶子)第七十四代座主に任ぜられたる以來、幕府の歸依により、三寶院最勢力を得、其法流の徒世々座主に任ぜらるることとなり、遂に一山は三寶院の支配するところとなれり、

タイコ

タイコ

文明中兵火に罹り、一山の諸堂舎焼失し大に衰頽せしが、八十代座主義演僧正、豊臣秀吉に尊信せられ、其力を藉りて一山諸堂宇を再建し、舊觀を復するこゝとなり、千院五十坊の多きに至れり。○下醍醐寺、深雪山の麓に在り、外門西に面し、山科街道に當り、外門の内に山門あり、山門は樓門にして、左右に金剛密迹の像あり、金堂、南面す、本尊藥師佛、座像三尺五寸許、東に日光西に月光を安置し、別に四天王を安置す、現今の堂舎は秀吉紀伊根來寺の堂を移して修築したるもの。○開山堂、本堂の東に在り、理源大師聖寶の像を安置す。○五層塔、金剛界大日の像を安置し、傍に畫像二十一體を安置す、村上天皇の御願にして天曆中の建築に係る、永祿十四年の地震に大破に及びしが、慶長三年豊臣秀吉修理を加へて現今に至り、特別保護に屬す。○清瀧神社、塔の西に在り、清瀧權現と勝間大神宮を祭る、當山の守護神たり。○三寶院、下醍醐寺門内に在り、委しくは三寶院(サンバウケン)を見よ。○理性院、下醍醐寺門内三寶院の北に在り、勝覺僧正の開く所、本堂方丈等あり。○醍醐寺の東北四丁許に俗に千疊敷と稱する所あり、花見山とも云ふ、慶長三年豊臣秀吉觀櫻の盛宴を張りし處なり。○上醍醐寺、下醍醐寺より登ること三十町、行程一町毎に標石を立つ、成賢(信西入道の子)の時立てたるものと云ふ。○清瀧社、東向にて山の左腹に在り、龍神影向石を神壇に安す、開山聖寶の勳請なり、古來京都に大旱ある時に雨を祈りし所なり、拜殿は特別保護建造物なり。○開加井は、清瀧社の北に在り、即ち老翁が擲して醍醐味と稱せしものなり。○准胝堂、清瀧社の上に在り、准胝觀音の像を安置す、西國十一番の札所にして參詣者四時絶えず、即ち當山最初の草創なり。○準師堂、准胝堂の東南會理僧部

タイコ

作の藥師像を安置す、今特別保護に屬す。○五大堂、藥師堂の東南、これ敵國降伏の爲め、醍醐天皇御願造立の五大尊を安置す、中央不動明王は聖寶の作、餘は會理の作なりしも、慶長の頃京都にて修繕中三尊を焼失し、軍荼利大威徳の外は奈良佛師の補作なり、今の堂は慶長十一年の造營にかゝる。○如意輪堂、五大堂の東北に在り、如意輪觀音千手觀音を安置す。○祖師堂、如意輪堂の北に在り、中央聖寶、左右に空海觀賢の像を安置す、南禪院山中の直谷に在り、成賢の隱棲したる所に在り、田植地藏と云ふを安置す。○經藏、藥師堂の下に在り、建久六年俊乘坊の建立にして一種の校舍なり、二重屋根、三重戸、外面は上下に格子あり、建築上最も參考に資すべきものにして、今特別保護に屬す、中に宋國請來の一切經を藏す。○什寶、有名古刹なるを以て、古寫經、古文書、古記録、寶器、名畫、彫刻等枚擧げ暇あらず、滿濟准后日記二十八冊、義演准后日記六十二冊は室町時代國史研究に最も必要なるものなり、國寶となりしものは、五大尊像、大日金輪像、阿彌陀三尊像、聖寶文書、當流紹隆教誡(後宇多院宸翰)後宇多院御消息等數十種の多に至れり。○醍醐寺縁起、醍醐寺座主讓稱次第、聖寶僧正傳記、密宗血脈鈔、日本紀略、元亨釋書、門跡譜、山城名勝志、京華要誌、國寶目録。

タイコテンノウ

醍醐天皇 御名は敦仁、法諱は金剛寶、世に小野帝また延喜帝と稱す。○宇多天皇の長子、御母は藤原高藤の女胤子、第六十代の天皇、仁和元年正月十八日降誕、寛平元年十二月立親王、同五年四月宇多天皇の太子となり、同九年七月三日受禪、十三日に即く、大納言藤原時平、權大納言菅原道真、天皇を輔佐したりしが、尋て時平は左大臣に、道真は右大臣に昇り、相並



(集蒐館物博室帝京東)

びて政事を參決せり、然るに道真は時平と政權を争うて破れ、且天皇の忌憚に觸れ、遂に太宰帥に左遷せらる、爾來時平専ら政務に當れり、延喜元年時平に詔して三代實錄を撰ばしむ、同五年紀貫之等に詔して古今和歌集を撰ばしむ、これ勅勅撰の始めなり、尋てまた時平等に命じ、格式を編せしめらる、同七年延喜格十二卷成り、延長五年延喜式五十卷成る、格式の撰定はこれを以て最後と爲す、延長八年九月廿二日を朱雀天皇に譲りて落飾し、即日崩す、御壽四十六、在位三十三年、改元するもの三、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐、後山科陵に葬る、天皇長じ

タイコノミササキ

醍醐陵 朱雀天皇の御

タイコノサクラエ

醍醐櫻會 「サクラエ」を見よ、

タイサ

陸、山城國宇治郡醍醐村大字醍醐に在り、陸上方一丈餘、石を以て之を築く、陸城東西六丈許、南北七丈許(禮樂志、陸臺一覽) **タイサク** 對策 王朝時代試験を云ふ、策問に對する意、實舉(コッコ)を看、 **タイサンフクン** 泰山府君 泰山は支那五岳の一、東岳を云ふ、府君は奉行官又は判官とも云ふ、本地は地藏菩薩、天に在りて輔星、地に在りて泰山府君と云ふ、府君は肉色にして左手に檀茶杖を持し、前に書卷を披き、右手に筆を取りて書す、閻羅王は天子の如く、府君は尙書令錄の如し、又深沙大將と云ふ、もとは道士の祀る神、我國素戔嗚尊に配合して、陰陽家及び佛家にても之を祭る、祈れば人命を長くすとて、王朝時代より武家時代にかけて能く之を祭れり、古今著聞集に「康治二年安倍泰親を召て河原にて泰山府君を祭らせて、自ら南庭に向はせ給ひけり」と見え、また吾妻鏡に「院御禮、修泰山府君、翌日平癒」と見えたり(倭訓栞) **タイシ** 太子 皇太子(クワツタイシ)を見よ **タイシ** 太師 太政大臣の改稱、コグイシヤウグイシシを見よ、 **タイシ** 大師 五節舞姫に舞を教ふる女を云ふ、ゴセチ(參看(代始和抄)) **タイシ** 大師 佛菩薩の尊稱、後ち僧の尊稱となる、大なる師範の義、釋氏要覽に「大師、師範、大師、小之言也、佛稱三界大師者、瑜迦論云、能化、道無量衆生、令苦寂滅、又云、摧滅邪穢外道、出現世間、故號大師」と我國にては勅號として高僧に進賜せらるゝことなる、大師號私記に「大師之尊號、素起諸佛世尊稱三界大師、又以菩薩薩利益德同佛化者、及以有覺無學、賢聖等、號大師、云

タイシ

云」と見ゆ(原田)支那にては、唐太宗智威に大師の號を賜ひ、代宗、達磨に圓覺大師の號を賜ふを始めとす、我國にては、清和天皇貞觀八年、天台の僧最澄に傳教大師、圓仁に慈覺大師を賜はりたるを始めとす、初め相應和尚上書して、先師圓仁に大師の號を賜はらんことを願へり、朝廷、最澄法師に未だ此稱あらざるを以て、其師を越え獨り弟子を襲め難きを以て異議あり、相應重ねて奏し、仁を先にする者は系嗣なればなり、聖恩若し二誦を降さば、祝慶併せて兩宮に歸せんと、遂に二大師の誡を賜はる、其後、空海、圓珍、大師號を賜はる、益信聖寶覺鑊等の大師號に關しては、數々天台宗より異議を主張し、紛争ありたり、榮西自ら大師號を賜はらんことを請ひたるも、生前に此號を賜はる例なしとて許されざりき、大師號左の如し(釋氏要覽、大師號私記) **諡號** 宗派 法名 賜號年月 **傳教大師** 天台 最澄 貞觀八年七月 **弘法大師** 眞言 空海 延喜廿一年十月廿七日 **道興大師** 眞言 實慧 安永三年八月 **慈覺大師** 天台 圓仁 貞觀八年六月 **法光大師** 眞言 眞雅 文政十一年六月 **智證大師** 天台 圓珍 延長五年十二月 **本覺大師** 眞言 益信 徳治三年二月 **理源大師** 眞言 聖寶 寶永四年正月十八日 **慈慧大師** 天台 眞源 永延元年(或云勅號) **聖應大師** 融通念佛 良忍 安永二年十月六日 **興教大師** 眞言 覺鑊 元祿三年十二月十二日 **圓光大師** 淨土 源空 元祿十五年正月十八日 **東漸大師** 同 寶永八年正月十八日 **惠成大師** 同 寶曆十一年正月十八日 **弘覺大師** 同 文化八年正月十八日

タイシ

燕眼大師 天台 天海 慶安元年四月 **慈教大師** 眞言 源空 萬延二年正月十八日 **見真大師** 淨土 親鸞 明治九年十一月二十八日 **承陽大師** 眞言 道元 同十二年十一月二十二日 **慈燈大師** 眞言 連如 同十五年三月廿二日 **月輪大師** 眞言 俊仍 同十六年六月二十六日 **慈攝大師** 天台 眞盛 同十六年六月廿六日 **無相大師** 臨濟 慧玄 同四十二年 **常濟大師** 曹洞 慧山 同四十二年九月九日 **明照大師** 淨土 源空 同四十四年二月 **眞空大師** 隱元 隱元 大正六年 **立正大師** 日蓮 日蓮 大正十一年十月九日 **タイシ** 大祀 祭祀(タイシ)を見よ、 **タイシサイテン** 大自在天 佛經にて諸天王の一、色界の主なり、梵語に摩醯首羅と云ふ、正しくは摩訶摩醯伊濕伐羅と云ふ、大自在と譯し、又威靈と譯す、大千世界を統攝して色界中に獨尊の王なり、又毘紐天とも伊邪那天(伊舍那天、伊舍那)とも云ふ、大自在の徳を稱贊せし別名なり、崑崙山の頂、七寶地上に珍妙莊嚴の宮殿に居すと云ふ、其相三目八臂、白牛に騎り、杵、銀三戟を執りて、大威力を示す(尊容抄、佛教いろは辭典、類聚名物考、佛語釋釋) **タイシ** 大慈寺 所住 肥後國飽託郡元三村大字野田○山號大梁山○曹洞宗○醍醐院○弘安元年、道元の弟子寒巖、河尻左衛門佐泰明の歸依により之を創開し、釋迦文殊菩薩の像を手刻して安置す、泰明師を崇敬し、境内四町四方、及び田地三十町を寄進す、龜山法皇崇峻並に勅額を賜ひ、官寺に列せらる、永正十七年兵燹に罹り、殿堂樓閣過半焼失す、加藤氏肥後を領するに及び、高五十石分の地子を許し、細川氏の入部後亦之に因る、元祿中熊本封内曹洞宗の總録所となし、續五十石を加賜す、明和五年再び災に罹り頗る衰弊したるも、今日尙ほ曹

ダイシ

洞宗の一方の大刹なり(肥後國志、銀葉遺事)
ダイシ 大臣 初めは臣姓の諸氏の
主帥として之を統領する者に賜ひたるものにて、大
は美稱なり、後世轉じて官名となり、天下の庶政を總
覽することゝなれり、オホイマウチヤミとも、オホ
ガミとも訓む、國體通成務天皇三年正月、武内
宿禰を大臣と爲せしに起り、其子孫相繼ぎて世々之
に任ず、仲哀天皇の時、大連を置きてより、時に大臣
を置けば大連を置かず、大連を置けば大臣を置かず
りしに、雄略天皇即位後、大臣大連を並置して政を執
らしむ、崇峻天皇の時より蘇我氏獨り大臣となり、ま
た大連を置かず、皇極天皇元年蘇我氏亡ぶの後、大
臣また廢せらる、孝德天皇の時始めて大臣を左右に
分ち、阿部内麻呂を左大臣、蘇我倉山田石川麻呂を右
大臣とし、中臣鎌足を内臣となす、是れより全く官
名となれり、文武天皇大寶令制定後、太政官の長官
即ち、太政大臣、左大臣、右大臣、内大臣を云ふ、降り
て明治十八年十二月内閣の制を立てらるゝに及び、
宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商
務、逓信の各省の長官をいふ、ダイシヤウダイシヤウ
「サダイシヤウ」「ウダイシヤウ」「ナダイシヤウ」等參看
(書紀、古事記傳、古事類苑官位部、法令全書)

ダイシヤウケ 大臣家 公家の中、其官太政大
臣を先途とし、大將を兼ねることを得ざる家柄をい
ふ、中院、西三條(又三條西)、正親町の三家、これなり、
清華につきたる家柄にして、清華が大將を兼任する
に反し、大臣家はこれを兼ねることを得ざるを異に
せるのみ、太政大臣を極途とするに至りては即ち同
じ、故に二者の差は、大將を兼ねると兼ねざるとにあ
り(職元秘抄、故實拾要、光台一覽、貞丈雜記、有職袖
中抄)
ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ
タイシヤウ 大將 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウエ 大嘗會 大嘗會(ダイシヤウ
サイ)を見よ、
ダイシヤウエフキヤウ 大嘗會奉行
室町時代における臨時の職、大嘗會の事を奉行す、文
正元年二月、攝津掃部頭之親を以て大嘗會總奉行と
し、飯尾肥前守之種、清和泉守貞秀を以て奉行とす、
事竣りて朝廷之親を以て修理大夫に任じ、從四位下
に叙す、其勞を賞するなり、幕府亦級二口を賜ふと
見ゆ、大嘗會は朝廷の大祀たりと雖も、武家執政の世
となりては、費用を幕府に委す、故に評定衆一人を
總奉行とし、右筆の内二人を奉行として從事せしめ
たるなり(武家名目抄、官制沿革略史)
ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

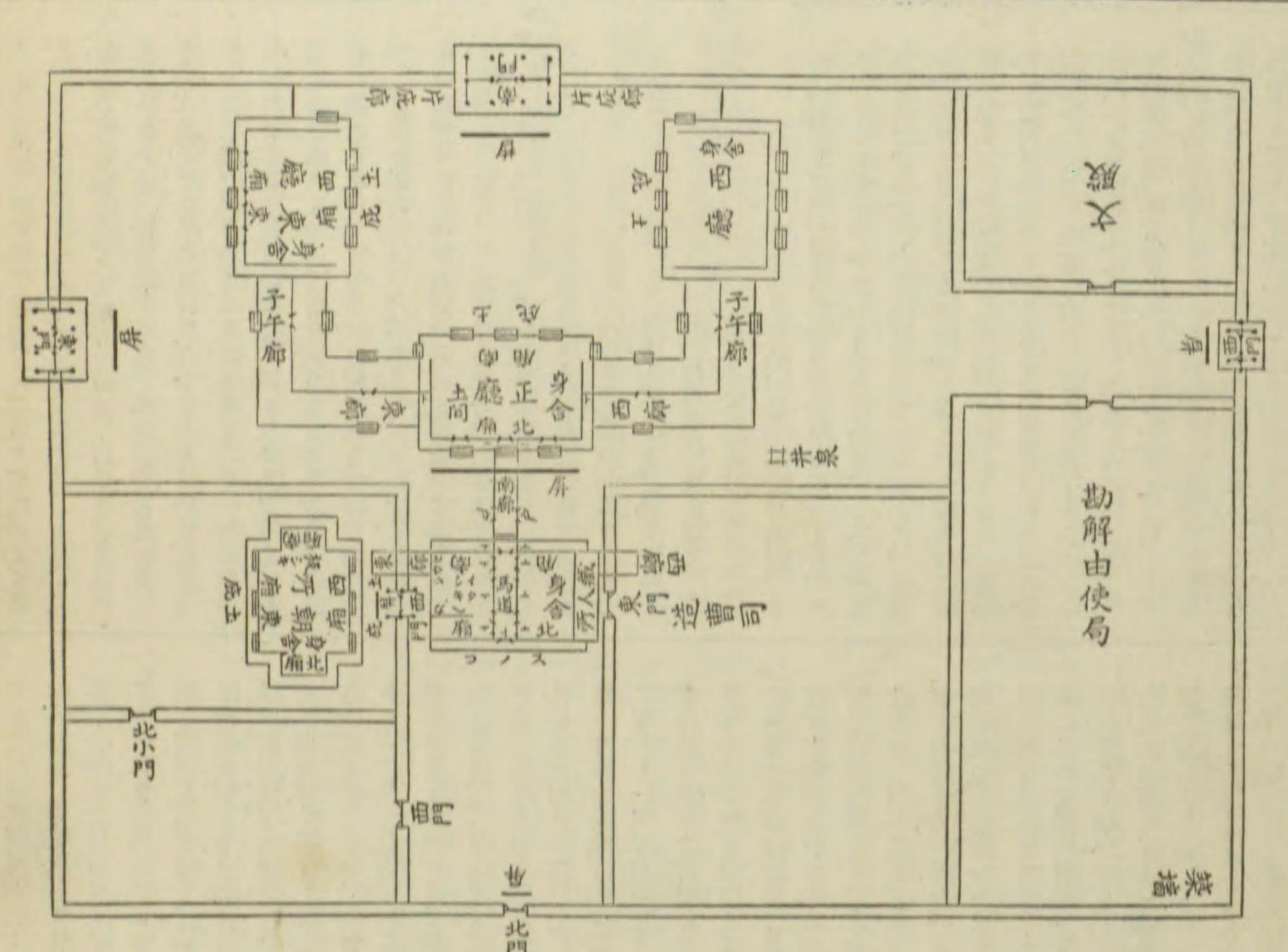
ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシヤウケン 大將軍 一軍に首將たるものをい
ふ、令制の定まるに及び左右近衛府に大將の職を置
き之を統率せしめ、左右近衛大將また左右大將と稱
し、略して單に大將とも稱したり、而して一軍に首將
としての大將は、もと公稱にして、朝廷よりの任命に
係りしが、後世、私稱にも之を用ひ、更に轉じて、一部
隊の將にも用ふる事となり、足輕大將、侍大將、アシ

ダイシ

寇、大鏡以下不從軍令、及有、積遠國之軍事、死
罪以下並聽大將斟酌專決、遺日具狀申太政官と
あり(源語)大將軍の稱は雄略天皇九年五月に大
將軍紀小弓あり、中古以來は武士の器に堪へたる者
に命じて征伐せしむ、是を稱して追討使又は征討使
と云ふ、爾後大將軍の職を授くる事自から絶えて一
軍の首將を大將軍と稱す、平家物語富士河の條に、福
原には今日も勢のつかめ先に急ぎ討手を下さるべ
しと、公卿會議あつて、大將軍には小松の權のすけ少
將惟盛の稱云々と見えたり、武家の世となりては、
皆一方軍兵の頭たるを大將、次を副將と稱す、次で室
町江戸時代に及び足利徳川の兩氏が、歴代征夷大將
軍を以て兵馬の權を握りたるも、他種の大將軍の任
補なき結果となり、なりたり○又和銅二年正月、大伴
旅人を大將軍とし、續紀和銅七年五月の條に、大將軍
大伴安麻呂と見えたり、兩氏出征の事所見なし、蓋
し、大伴氏は武功の家なれば、特に平時にも此職に補
せしなるべし(源語)征夷大將軍、持節大將軍、鎮守大
將軍、征軍大將軍、征西大將軍、征東大將軍等あり、
詳しくは各條に就きて見るべし(武家名目抄)

ダイシヤウケン 太政官 一、オホ
イマツリゴトノツカサシ、ウヂヤウケンとよじ、
又部省とも乾政官とも云ふ、唐名尚書省、尚書、尚
書省(大内裡八省院の東、宮内省の西(即美福門大
路西)、中務省の南(即春日小路南)、民部省の北(即大
炊御門大路北)の間)東西五十六丈、南北四十丈
の境内にて、四方築地を圍らして、門を有し、南に
八足門と爲す、南門の正面に正廳あり、曹司總と云
ふ、又は曹司、官廳、廳事、上廳、官曹司とも云へり、其
東西に二廳あり、東廳(東堂)西廳(朝廳)或は辨官廳



とも云ふと稱し、廻廊
を以て接續す、正廳
の後に後房あり、亦
廊を以て通す、朝所
西殿屋、或は太政官
廳北後方屋ともい
ふ、西南隅に文殿あ
り、文殿の北に對し
勸解由使局あり、其
南に造曹司あり、又
官廳の東北隅に、辨
官曹司、及衛あり、其
南に朝所あり、孰も
一郭を爲す、正廳の
廣さ東西七間、南北
四間、南北各廂と三
箇の石階(三級)と
あり、土間にて、東
西に廊を設け、孰も
五間行にして南に折
れ、五間に至て廳あ
り、東西孰も同形に
て、南北七間、東西
四間、土間にて、東
西の兩面に廂と石階
(三箇所)とあり、列
見定考等の儀式を舉
ぐる所にて、中世以
後は、即位式大嘗式
をも此處にて行ふこ
と、なる、後房は、正

ダイシ

をも新嘗と書し、新嘗をも大嘗と書して、其區別明ならざりしが、天武天皇に至り、二年十一月に即位の大嘗ありて、其五年及び六年に新嘗の事あり、是に至りて大嘗新嘗の區別稍明となれり、貞觀儀式の制、受禪の天皇は、其即位七月以前に在らば、當年大嘗を行ひ、八月以後ならば、明年に行ふべき事と定めたり、されど古來變例なきにあらず、淳和天皇は、八月に即位し、其十一月に之を行ひ、後白河天皇、後伏見天皇は、共に十月に即位し、其十一月に之を行ひ給へり、是れ並に即位後、時を経ずして直に行ひ給ひし例なり、之に反して即位後種々の事情に由りて延引せしあり、持統、元明、平城、嵯峨、文徳、朱雀、三條、安徳、順徳、四條、後土御門、後鳥羽等の天皇は、必ず諫開期満の後に大嘗を行ひ給ふ例にて、平城、文徳等の天皇は、而して國郡卜定及び御禊等を行ふ後、故ありて翌年に延引する時は、御禊は必ず復び之を行へども、國郡卜定は再び行ふ事あり、或は行はざる事もありて一様ならず、或は全く大嘗を行ひ給はざりしあり、崇光天皇は、後世兵亂相繼ぎ、朝廷の典禮大に衰ふるに及びて、此大典も亦舊制の如く行ふこと能はず、後土御門天皇の文正以後は、永く中絶せしが、東山天皇の貞享四年に至りて再興せられしに、中御門天皇の時復た行はれず、櫻町天皇の元文三年、更に復興せられてより以來、永く歴朝不刊の大典と爲れり、新嘗祭(シンジャウサイ)、豊明節會(トヨアカリノセチエ)參看、代始和抄、古事類苑(神祇部)

ダイシャウジ

大聖寺 山城國京都府上京區御所八幡町○岳松山と號す。臨濟宗。相國寺派。開祖詳ならず、一書に後花園帝御

ダイシ

子云々、是れ或は開祖ならんと、又或説に貞治七年八月、光嚴帝の忌祭を天龍寺に行ふや、妃従一位某氏(西園寺實衡の女)、普明國師に就き祝髮、無相定圓禪尼と號す、足利義滿之を優遇し、岡松殿を室町邸内に營み、迎へて之に居らしめ、奉養甚厚し、義滿妃の遺言に依りて佛刹とし、妃の諡號を取り大聖寺と號し、釋尊を本尊とす、悟心禪尼と妃と姻親なるを以て、請して開祖とす、孰れか是なるを知らず、正親町天皇皇女入室の時、本寺を以て尼寺第一位の給旨を賜ふ、寺地屢々轉じ、元祿九年今の地に移る、明正天皇河原殿木石等を賜ひ之に移築す、現今堂宇は天明後の再建なり(山城名勝志、京華要誌)

ダイシャウジヤウ

大聖寺城 加賀國江沼郡大聖寺町。大聖寺の號は、往古白山五院中の一に大聖寺あり、其地此處に在りしを以て遂に地名となる、而して大聖寺城山の奥に津葉城と唱ふる一山あり、大聖寺城の奥城の如し、曆應年中津葉五郎之に據る、故に此名あり、或云、津葉は本名にて、此山の大神寺跡に築造せしより、人皆大聖寺と唱ふといふ、北越軍談には、大聖寺津葉を一城とし、織田軍記には、二城とせり、未だ詳かならず、建武二年名越太郎時兼北國に潛みて加賀越中能登の兵を從へ、京都に進政せんとせしに、大聖寺城にて敷地上木山岸等の兵に撃れて亡びし事太平記に見えたり、此後津葉五郎清文之に據る、爾後百廿餘年間詳かならず、文明の頃より一向宗の衆徒横行し、國內の保障大抵その有らざるはなし、永祿の頃、或は宗徒の有となり、或は朝倉の有となる、天正三年織田信長、宗徒を伐ちて大聖寺城を修め、戸次右近廣正を置く、同八年拜郷五左衛門家嘉を置き、

ダイシャウジノオモノ

大床子御膳

天皇表向の御膳を云ふ、清涼殿の身舎の大床子に著き給ひてきしめし故にかく名づく。藏人御膳を奏する時、天皇御直衣にて御帳後より大床子に著して東に向ひ給ふ、陪膳の人警候す、昔は正しく食し給ひしが、鎌倉時代以降は只箸を立つるのみ、左波を取て箸を立て、陪膳其箸を取て折り出す、正しく著御ある時は、陪膳二の臺體物を据う、然らざる時は藏人之を据う、箸を立てる後、水路を経て本所に還り給ふ、出御なき時は、内侍北障子にて扇を鳴す、其時陪膳の人之を撤す(禁秘抄)

ダイシャウタイジン

太政大臣

「オホイマツリゴト」オホイマツリヤミ」と云ふ、又「オホキオオホイマツリヤミ」とも、オホキオオホイド」とも云ふ、唐名大師、大相國、相國、大尉、大任、司徒、司空と云ふ。太政官の長官にて、定まれる職掌なく、最も其任を重んず、天子に師範たる人、これに任

ダイシ

す、正從一位相當の官令に、師範一人、儀形四海、經邦論道、變理陰陽、無其人、則國、とありて、有徳の人を撰び、其人なれば常に任ぜざる故に、則國の官とも云へり。天智天皇十年正月、大友皇子を太政大臣となし、を始めとす、持統天皇朱鳥四年七月高市皇子を任ず、大寶三年正月刑部親王、慶雲二年九月穗積親王、養老四年八月舍人親王、天平九年九月鈴鹿王を知太政官事(准大臣の如きもの)とす、皆皇子を以て任ず、即ち皇子す此の應の首班に居るに過ぎずして太政大臣たる能はず、以て其職の重き知るべきなり、天平寶字二年八月藤原仲麻呂官制改革の時、大師と改む、四年正月親ら大師となり、幾干もなくして誅せらるゝに及びて舊名に復せり、天平神護元年十月道鏡太政大臣禪師となる、仲麻呂は人臣にて太政大臣となりし始めなれど、君臨によりしものにて例外なり、故に人臣にては、文徳天皇齊衡四年二月藤原良房を太政大臣に任ぜしを始めとす、是れ外戚の親を以てしたるもの、尋で清和天皇の時攝政となり、爾後攝關たるものは、多く太政大臣たり、攝關ならずして、此官に任ぜしは藤原爲光藤原公季を始めとす、藤原賴忠關白を去りて仍ほ太政大臣となり、藤原長者たり、是より太政大臣の班次は、その人によりて同じからず、或は攝關の上にあるもあり、亦藤原ならざる人も之に任じたり、而して太政大臣の特に關白より勝れるは、官にありて表を以て参考に資す(令義解、書紀、續紀、職原抄、官職雜儀、職官志、公卿補任)

Table with 4 columns: Name, Rank, Date, and other details. Includes entries like 淳仁 藤原仲慶, 藤原道鏡, 藤原良房, etc.

Table with 4 columns: Name, Rank, Date, and other details. Includes entries like 高倉 藤原師長, 後鳥羽 藤原兼房, 土御門 大炊御門賴實, etc.

ダイシ

ダイシ

タイシ

後醍醐	久我通雄	元應元十	元亨三十一
後醍醐	鷹司冬平	元亨三十一	嘉暦三
光嚴	西園寺兼季	正慶元十一	同二五
光明	久我長通	曆應三十一	康永元二
崇光	洞院公賢	貞和四十一	觀應元三
後光嚴	久我通相	貞治五八	應安元三
後小松	二條良基	永徳元七	嘉慶元正
後小松	徳大寺實時	應永元六	同元十二
後小松	足利義滿	應永元十二	同二六
後小松	久我具通	應永元六	同三二
後小松	三條實冬	應永元八	同三二
稱光	徳大寺公俊	應永元七	同三三
後花園	二條持基	永享四七	同五二
後花園	一條兼良	文安三三	寶徳三
後花園	久我清通	享徳元十	同二二
後花園	西園寺公名	康正元六	長祿元八
後花園	二條持通	長祿元七	寛正元六
後花園	近衛房嗣	寛正元二	同四
後土御門	久我通博	文明三三	同四十四
後土御門	鷹司政平	文明三七	同七十四
後土御門	近衛政家	長享三九	延徳三
後土御門	一條冬良	明應二	同六
後柏原	徳大寺實淳	永正元三	同二
後柏原	近衛倫通	永正元八	同三
後柏原	花山院政長	永正元五	大永元三
後奈良	三條實香	天文四八	同五
後奈良	近衛種家	天文六三	同七
正親町	近衛前久	天正十二	同十五
正親町	豊臣秀吉	天正十四	慶長三

タイシ

東山 近衛基熙 寶永六十一 同六十一
 中御門 近衛家熙 寶永七十一 正徳元七
 中御門 近衛家久 享保六正 同八十一
 櫻田 一條兼香 延享三三 寶暦元七
 後醍醐 近衛内前 同和五五 同七十一
 後醍醐 近衛内前 同和五五 同七十一
 光格 九條尚實 安永九三 天明元五
 仁孝 鷹司政通 天保三六 嘉永元
 明治 三條實美 明治三六 明治六十一

タイシヤク 對策 「タイシヤク」を見よ、
 按ずるに、尺に大尺小尺あり、小尺の二寸を以て大尺一尺に宛つ、而して大尺は地を度り、銀銅穀を量るにのみ用ひ、其他は小尺を用ひしめたり、古今要覽に「大寶令の大尺は令前常用にして即今の曲尺なり、その大尺といふ稱を設けられて度地銀銅穀にのみ用ひられしは、文武天皇即位のはじめ、壬申擾亂のちの弊風を改められんが爲に律令を制せらるる時、常用の尺全くかの唐の大尺と同じかりしゆゑに、彼の大尺といふ字を借りて用ひられしならん」と云と見ゆ、尋で延喜式の制あるに及び、官私悉く大尺を用ひ、且景景を測り、湯藥を合するのみに小尺を用ひ、大尺を以て常用の尺と定めらる、按ずるに、此事和銅六年の改正に係るものならん、「モノサシ」參看(古今要覽)

タイシヤクテン 帝釋天 梵天帝釋の略、
 切利天の主、具には釋提桓因と云ふ、釋を能、提を天、桓因を主と譯す、能く天主たる意、又釋迦提婆因陀羅と云ふ、釋迦を能、提婆は天、因陀羅は帝と譯す、故に帝釋は梵漢併稱なり、常に切利天の喜見



(載所彙圖像佛)

タイシ

城に居住して三十二人の眷屬を使い、三十三天を統領す(法華經講義、佛教いろは辭典)

タイシユ 大守 國司(コクシ)を見よ、
タイシユ 大樹 將軍(シヤウケン)を見よ、
タイシヨウ 大升 樹の一種、蝦夷記卷三に「田中真人廣忠女、貸日與三小升、償日受大升云々」とあるを以て初見と爲す、大寶令制定の時、小樹三升を以て大樹一升に充てしむ、古今要覽稿に「大寶の時設けられし小大升は、唐令と同じかるべし、よつて是を唐律六典通典等に通考するに、小尺の千六百二十寸を以て小一石の積とし、是を三倍して大一石とするなれば、大一石の積、小尺の四千八百六十寸にあたる、その小尺は、即ち今の曲尺の八寸三分三厘不盡にあたる、是尺一千六百二十寸は、曲尺の九百三十七寸有奇にあたる、九百三十七寸を今量法六四五々にて歸除すれば、今量一斗四升五合一勺六撮七三有奇にあたる、是開元時量の三の一と明らかに通典に見えれば、即唐律六典にのする黍量とおなじきものなるべし、是を小升とし、大升をもとむれば、今の四斗三升五合五勺有奇を以て唐の大升とすべし、即は大寶の大小升なり、伊勢國安東郡在地倉付の升といふものあり、其大さ方六寸、深さ二寸五分あり、六寸を自乘し、三十六寸あり、二寸五分を乘じ九十寸あり、分積九萬あり、今量を以てはか

タイシ

るに、一升三合九勺四撮といふ、疑らくば、是令小升の遺制にや」と見えたり○令制定の時、凡地を度り、銀銅穀を量る者、皆大を用ひ、此外官私悉く小者を用ひよと令し、延喜式の時、度量權衡は、官私悉く大を用ひ、景景を測り湯藥を合するに則小を用ふと見えたり、マス參看、

タイシヨウサキ 大乘院 大和國添上郡奈良、舊趾は今御所の馬場と稱する地、舊法相宗、興福寺別當、藤原朝河天皇寛治元年、權大僧都隆禪の版立して以來、歴代の住持皆貴族より出で、殊に多く九條家より出で、興福寺別當の職に就いて大に勢力あり、一乘院と相並びて南部の兩門跡と稱せらる、江戸幕府時代に寺領九百十四石を有す、明治維新の際兩門跡廢せられて、同院の建造物も取拂はれ、元年四月住持尙嘉復飾し、後松園氏を稱し、男爵を授けらる、今は僅に舊趾の存するのみなり(諸門跡譜、大乘院門跡次第、寺鑑)

タイシヨウシサキノクワンバク 大勝寺前關白 一條忠良(イチテウタマダヨシ)を見よ、

タイシヨウウトク 退宿徳(退走禿) 高麗樂、タイシトクとも訓す、壹越調廿四曲中の一、一名老舞と稱す、大曲○拍子十六或は十四、常に十三拍を用ふ、舞者四人、番舞春鶯囀、原田傳作者傳來共に詳かならず、凡そ此曲を奏すれば、走り出で、舞へるより、退走禿と名づく、中古その式を失ふ(禮樂志、歌舞音樂略史)

タイシヨククワン 大織冠 王朝時代の初、位につきて授けられし冠の名、孝徳天皇大化三年に、七色十三階の冠を制せられたる時の其第一、大小二階あり、織を以て作り、繡を以て冠の縁に裁す、

タイシ

天智天皇八年、藤原鎌足人臣にして冠位の第一なる大織冠を授けられたるは、他に類なきを以て、後世大織冠といへば、鎌足とのみ思へるに至れり(書紀、冠服考)

タイシヨククワンカマタリ 大織冠鎌足 藤原鎌足(フナハラノカマタリ)を見よ、

タイシサリヨウ 大水龍 横笛の名器、此笛は天曆の御時の寶物なり、管大に音豊なり、衆管に超えたる故に大字を加へ、笛水龍の吟を寫す故に水龍と稱す(樂器考)

タイセイシボサツ 大勢至菩薩 佛經にて菩薩の名、淨土三尊の一、阿彌陀の左の脇士、梵語に摩訶那鉢と云ふ、大精進、得大勢、大勢志、又勢至、无边光と譯す、智慧の大勢一切に至るが故に名づく、即ち智慧光を以て、普く一切を照らし、三塗を離れ无上力を得しむ、この菩薩の足を投ずれば、三千世界及び窟の宮殿を震動すと云ふ(觀无量壽經、觀經疏記、佛教いろは辭典)

タイセイテン 大成殿 聖堂(セイダウ)を見よ、

タイセウ 大小 室町時代以後刀(古の打刀を云ふ)脇差(古の隠劍にあらず、鑓等ありて長き刀の兩刀の併稱、大小の腰物の略(古は腰刀一つとして



(載所彙圖像佛)

タイセ

太刀打刀は從者に持たせしなり(大内義澄記に、金作の脇差に、太刀を添へてはき給ふとあれば、天文の頃太刀に脇差をそへてはきしものか、貞丈雜記に「此の事は信長秀吉の時代戰國の時より始るなり、或書肥前國龍造寺、太閤へ降参して御日に懸り、秀吉へ伺候いたしたりし時、秀吉公龍造寺に被仰は、久々にて對面也、我等が種々の諸道具見せ可申なりとて、則龍造寺を被連、矢藏へ上り給ひし、少も龍造寺に氣づかひなく刀脇差をぬき龍造寺に持つべき由被仰、先へ上り給ひしなり、龍造寺跡より大小を持ち上り給ふ云々、又秀吉家譜に、天正十五年四月、秀吉使攻岩付城(中略)大權現使者本多豊後守廣孝來會し、共に攻城有戰功、秀吉感之、羊皮羽織及金鐔脇差云々、其の時既に鐔を入れたる脇差あり、是等を以て考ふるに、大小をさす事は、信長秀吉の頃戰國の時より以來の風俗なり、それより以前には此の事なし」とあり、江戸時代には、武士は必ず此兩刀を腰間に挿みたるも公卿は之を帶せず、また庶民も佩用する事を禁ぜられたりき、

タイセンジ 大山寺 開國相模國大住郡坂本村大山○雨降山と號す(古義真言宗)○本尊不動銅像(聖德太子)往古大山頂頭に五色の彩光あり、土人怪みて登見れば、地中に不動石像あり、後天平勝寶七年僧良辨の像を拜し、靈告を得て、不動の木像を彫み、且つ堂舎僧坊を造立す、此事天聽に達し、勅願寺とし、相模安房上總三國の正統の内を寺用となさしむと云ふ(開國)天平寶字五年、僧光增、師行基の遺言にて、不動を彫み安置す、元慶三年地震に依て諸堂倒る、後安然再興す、源賴朝崇敬厚く、元暦元年九月先例によりて寺領高部屋敷を安堵し、又大法會の時には必ず當寺の僧を参加せしむ、建久三年

ダイゼ

八月政子平産を祈り、六年七月齋藤基貞を代官とし、頼朝薨せし後、大に荒廢す、後、鎌倉大警寺住僧願行當山に參詣して荒廢を歎き、再興の志を起し、江ノ島辨財天に祈り、金を得て本尊を鑄造し、殿堂を造營して舊觀に復す。故に願行を中興開山とす、尼利尊氏大に歸依し、觀應三年十月當國丸島郷を寄せ、文和二年五月天下泰平の祈禱を命じ、六月内徒退治の祈禱を行はしむ、管領基氏等崇敬淺からず、鷹々寺領を寄せ、天下安全の祈禱を行はしむ、永享四年持氏當寺造營に力を致し、諸將士をして奉加せしむ、小田原北條氏尊崇尼利氏に譲らず、慶長十年正月徳川家康の命に依て、不學不律の僧を下山せしめ、法印實雄を學頭とし、定額僧を定む、四月伊奈忠次をして、堂宇を再興せしむ、十五年寺領百石の黒印を給ふ、十九年五箇條法式を定む、寛永十四年知足院榮僧家光の命を以て參詣す、十六年十月黄金一萬兩を賜て造營せしむ、十七年造營を始め、同八月春日局參詣、十八年十一月上棟す、此時の棟札今にあり、爾來徳川氏の信仰厚く、延寶四年元祿六年黄金を賜て修理せしむ、十六年地震にて大破に及びしが、寶永元年黄金榑木等を賜ひて修理せしむ、維新の後神佛の區別を明かにしてより、大山兩降神社と稱し、縣社に列し、毎歲七月大祭を執行す、不動堂は別に山上に存せり、鐘樓、寛永十八年家光鑄造の鐘あり、別當八大方、二王門の右に在り、古義真言宗高野山末、關東五箇寺の一、開山真辨、中興開山願行、天文七年北條氏康諸役を免除し、慶長十年家康碩學領五十七石の黒印を給ふ、來迎院、女坂の右に在り、密空山、大山寺と號す、八大方末、開山義範、寛治二年寂、中興弘賢、寛永九年寂、本尊彌陀、土人茶湯寺と呼ぶ(相模國風土記稿、日本名勝地誌)

ダイゼンシキ

大膳職、オホカシハテノツカサレと訓す、唐名大官署、光祿寺、司膳寺、宮内省の被官、諸國の調進物及び膳羞を調進する、とを掌る、凡て古へは官衙に於て用ふる食料は、官より資給し、飯は大炊寮より、菜は本職より調進したり、即ち大膳は内膳に對する名にて、臣下に下賜せらる、饗膳なり、大夫一人正五位上、權大夫一人(令外)共、殿上人四位五位、地下諸大夫之に任す、大進一人從六位下、少進一人正七位上、大屬一人正八位下、少屬一人從八位上、主膳二人正七位下、雜醫、醫政等を造ること掌る、主果餅二人正七位下、菓子雜餅調進を掌る、史生四人、膳部一百六十人、職掌二人、使部三十人、直丁二人、驅使丁八十人、雜供戸即ち鶴岡七十七戸、社人八十七戸、綱引百五十戸、文武天皇大寶元年創置す、蓋し上古の鵜飼部首、江首、我孫公等の部民の職を合したるものなり、其部屬尚ほ品部と稱して本職に隸す、即ち雜供戸なり、大同三年主膳、主果餅の二官を廢して本職に併せ、少進少屬各一人を増加す、後世、大夫及び亮に權官を置く(令義解、延喜式、職原鈔、拾芥抄、職官志)

ダイリ

昇任す、是を眞言宗大僧正の初任とす、諸宗を通じて現任は一人にて、他は皆前大僧正と稱する例なりし、後世は法相天台眞言に大僧正あり、江戸時代に至りて大僧正に昇任する者は、宮門跡、攝家門跡、兩本願寺、叡山三塔學頭(正覺院正觀院惠心院)日光上野學頭(即ち修學院凌雲院)吉野山多武峯の兩學頭、京都大佛の養源院、同眞如堂、上乘院、江州多賀の尊勝院、江戸芝増上寺、京都智惠院等にて、皆大僧正に昇任する例なりき(續紀、初例抄、釋家官班記、僧官考) 大宋屏風、宮中御調度なる屏風の一、唐人打毬の圖を描きたる屏風をいふ、大嘗會、四方拜等の大儀、併に御修法臨御の際、此の屏風を立て廻らして御座を設く(禁裏抄、江次第、代始和抄) 大總領、總領地頭(ソウリヤウゲトウ)を見よ、 大内裏、皇居(クラウキヨ)を見よ、 大御、私年號、何時代に相當するか詳ならず、傳に云ふ、大道は大同の同音なり、然れど是れ南北兩朝和睦の後、南朝の遺民の私に建てたる號なるべし(逸年號考) 大塔宮、皇族にして天台座主となれるものをいふ、大塔は叡山に在り、座主は皆此處に住するを以て名付く、世には殊に眞親王を稱していふ、 大治、崇徳天皇御宇の年號、天治三年正月二十二日改元、五年を経て天承と改む、 大智、字は祖繼、肥後の人、七歳にして大慈寺實嚴尹の弟子となり、後相模に往き建長寺南浦明に見ゆ、機縁契せず、去

ダイチ

りて加賀に抵り、大乘寺堂山塚に參し、一朝忽然として了悟す、正和三年元に入り、古林茂、雲外岫、中峯本、無見觀の諸禪師に謁し、滯留一年に及び、歸りて堂山を省し、明峯哲に見ゆ、加賀吉野郷に入り、菴を結びて閑居す、衆人歸嚮して一寺を創す、乃ち師子山祇陀寺と號す、後肥後に歸り、風儀山聖護寺を創して寓す、菊池武時入道崇仰して弟子の禮を執る、師山を下らざるもの幾んど二十年、觀應二年菊池武重紫陽山廣福寺を建て、請じて開山となす、正平年間肥前高來郡に水月菴を築きて養老の所となす、正平二十一年十二月十日端座して寂す、年七十七、夏六十九(本朝高僧傳、大智禪師傳) シミ)を見よ、 大智院、足利義親(アシカガヨシミ)を見よ、 大帳、王朝時代四度公文の一、一國內所管の戸口、課不課の戸口、見不輸、見輸、半輸、全輸並に其年所の調庸、雜物等の數等を記す帳簿を云ふ、計帳とも大計帳とも云ふ、大帳を造るには、毎年六月三十日以前、國司より其部内の人の手實を徴す、其手實には戸内の人數、容貌、年齢、及び課不課を録す、手實は戸頭(即ち戸主)より出す所の帳にして、是をも計帳と云ふ、此の計帳の手實を止むる時に、國司人民を會集して、貧富強弱を知り、戸を分つて九等とし、並に差料の先後をも定むるなり、既に國司にて其手實を收め、更に一國一郡を統合して、人口及び調庸の總計を録し、並に彼の手實を轉寫して、之を加へ、八月三十日以前に太政官に送る、太政官之を受取りて民部省に下せば、主計寮にて勘檢す、即ち諸國の歲入豫算なり、大帳に附して支文九を上る、其書式延喜式に見えれば就きて見るべし、猶ヨドノツカサレ參看すべし(延喜式、日本財政史、四度使考)

ダイチ

大膳職、オホカシハテノツカサレと訓す、唐名大官署、光祿寺、司膳寺、宮内省の被官、諸國の調進物及び膳羞を調進する、とを掌る、凡て古へは官衙に於て用ふる食料は、官より資給し、飯は大炊寮より、菜は本職より調進したり、即ち大膳は内膳に對する名にて、臣下に下賜せらる、饗膳なり、大夫一人正五位上、權大夫一人(令外)共、殿上人四位五位、地下諸大夫之に任す、大進一人從六位下、少進一人正七位上、大屬一人正八位下、少屬一人從八位上、主膳二人正七位下、雜醫、醫政等を造ること掌る、主果餅二人正七位下、菓子雜餅調進を掌る、史生四人、膳部一百六十人、職掌二人、使部三十人、直丁二人、驅使丁八十人、雜供戸即ち鶴岡七十七戸、社人八十七戸、綱引百五十戸、文武天皇大寶元年創置す、蓋し上古の鵜飼部首、江首、我孫公等の部民の職を合したるものなり、其部屬尚ほ品部と稱して本職に隸す、即ち雜供戸なり、大同三年主膳、主果餅の二官を廢して本職に併せ、少進少屬各一人を増加す、後世、大夫及び亮に權官を置く(令義解、延喜式、職原鈔、拾芥抄、職官志) 大僧正、僧正の上位に在りて僧侶を監督する最高の僧官なり、釋家官班記に釋門棟梁也、尤爲規模、宗長者大官任之、とあり、聖德太子聖武天皇天智十七年正月廿一日、藥師寺の僧行基を始め大僧正となす、然れども常任にあらず、二百餘年を経て圓融天皇天智四年、延曆寺眞源、僧正より大僧正に昇任す、是を天台宗大僧正の初任とし、それより五年の後仁和寺寛朝を大僧正に

ダイチ

字上るを二字擡頭と云ふ、其語によりて三字以上のものあり、蓋し臣子上を敬するの至情より出でしなり、今の時其制なし、其用ひられし始め何つ頃なるや詳かならず、御記録以下私家の日記にも用ひられたるを見ず、江戸時代に至りて、大日本史を獻する時の上表に此の式を用ひたり、即ち左の如し、 進大日本史表 臣治紀言伏惟 大陽收照率土莫匪 日域 皇化所被環海咸仰 天朝 帝王授受 三器徵 神聖之誤訓 寶祚之隆與天壤無窮(以下中略) 皇帝陛下詔 天祖之正統 神明其德照臨八方(以下略) 以て其一斑を知るべし、明治に至りて、租稅志、地誌提要、三正綜覽等の表も大概この擡頭を用ひたり、然れども朝廷の公文には紙幅を費して不便なるを以て、明治五年八月七日、式部寮にて記録等に擡頭平調を用ひざることに定めたり、猶岡字(タツシ)參看すべし(圖書寮記録、四書擡頭平出岡字考) 大同、平城天皇御宇の年號、延暦二十五年五月十八日即位改元、四年を経て嵯峨天皇弘仁と改元す、 大燈國師、妙超(メウテウ)を見よ、 台德院、徳川秀忠(トクガハ)

ダイト

ヒテマダを見よ、
ダイトクジ 大徳寺 山城國愛宕郡
 大宮村、舊名紫野。龍寶山と號す。臨濟宗、大徳寺派本山。延慶二年妙超東山に雲居菴を營み居たるが、元應元年赤松則村金若千を寄附して、紫野に一小院を造る。乃ち移り居す。正中元年勅して雲林院の北の地を賜ふ。因て寺基を擴張して大徳寺と號す。正中二年二月、花園上皇御祈願所となし、嘉暦元年四月妙超開堂式を舉行す。元徳二年八月繪旨を賜ひ、地を寄附し、元弘三年八月後醍醐天皇宸翰を賜ひ、本朝無雙禪苑となし、十月五山の二に列し、四年正月五山の三上利となして南禪寺に准ぜられ、益々寺基を擴張し、所領の地を加増せらる。妙超の示寂後弟子義亨第二代となり、花園上皇後醍醐天皇の御師依深く、敬所の領地を加増せらる。北朝至徳三年室町幕府五山十刹の位次を改め、京都十刹の第九位に降す。文安二年八月宗願(養叟)勅を拜して住持となるに至り、十刹の列を離れ、元弘の舊規に復せらる。享徳二年八月火災に罹り、尋で再興し、應仁元年兵燹に罹り再び焼失す。文明五年六月繪旨を賜ひて再興し、十年二月方丈上棟す。後、信長秀吉所領の安堵状を下し、元和元年七月家康安堵状を下す。増減あり、天保の頃御朱印二千一石餘ありたり。現今境内六萬八千四百餘坪あり。總門(東向)勅使門(南向)寛永十七年皇居の南門を賜ひしものといふ。○山門、玲瓏閣とも解脫門とも云ふ。閣上の額に金毛閣とあり、大永六年連歌師宗長寄附して、山門を建つ。而も閣に及びず。閣は天正十七年千利休更に寄附して之を作る。天井の黒龍の畫は長谷川等伯の筆、正面に釋迦三尊十六羅漢を安置す。加藤清正朝鮮より持歸したるものと云ふ。側に利休自作の像あり。秀吉破棄せ

ダイト

んとしたるを、池田氏乞うて備前に携へ歸り、明治二十一年還納せしものと云ふ。○佛殿(本堂)、大雄殿と云ふ。南向、二重瓦葺、釋迦三尊を安置す。享徳應仁に焼失し、宗純(一休)の參徒宗臨の寄附建立したるものも廢頽し、寛文五年京都の人那波素順等の寄附にかゝる。○法堂、演法堂と云ふ。南向、佛殿の北に在り、赤松氏の寄附にかゝるもの焼失し、今の建造物は寛文十三年十二月小田原城主稻葉正勝其子正則の寄附にかゝる。○方丈、法堂の北に在り、今の建造物は寛文十三年、京都の人後藤益勝の寄附にかゝり、圍庭の結構は小堀政一(遠州)の工夫に成る。(一説に天祐和尚とも云ふ)南面の小門は世に明智門と云ふ。光秀の寄附と云ふ。○眞珠菴、方丈の北に在り、有名なる一休の菴室にして、現今のは寛永十五年十一月の建造にかゝる。明治三十五年大修理を加へたり、今特別保護に屬す。本堂中台に一休和尚を安す。○大仙院、眞珠菴の西に在り、六角政頼の建立なり。小庭は相阿彌の作なり。○聚光院、方丈の西に在り、永祿九年三好義繼其父長慶の爲めに建立したるもの、千利休の墓あり。○總見院、聚光院の西に在り、天正十年十月秀吉、信長の葬式をなし、一院を建立して菩提所となしたるもの、維新後廢止に歸し、今僧堂を建てたり。其北に信長の墓五輪塔あり、其左右に信忠、信雄の墓あり。○天瑞寺趾、總見院趾の西に在り、天正十六年六月秀吉の母病あり、依て急に建立したるもの、今は廢止に歸し塔婆あり。○龍光院、慶長十一年黒田長政其父の爲めに建る所、父子の係其廟に在り。○孤蓬庵、境内の西南隅に在り、慶長十七年小堀遠州の龍光院中に建立せしもの、江月宗玩を開祖とし、寛永中今の地に遷す。後、衰頽せしを、池田不味侯の再造する所にして、構造悉く茶式に合し、世上に著

ダイト

名なり。○蒲生氏郷墓、小早川隆景、細川忠興塔、豊臣秀長墓、里村紹巴墓等有名なる墳墓多し。○什寶、文書、古畫、彫刻等極めて多し、就中觀音左右猿鶴圖三幅(傳牧溪筆)觀音像(傳月室筆)龍虎畫二幅(傳牧溪筆)は國寶となれり。○今左に歴代を示す。(大徳寺誌、龍寶山誌、山城名勝志、京華要誌、國寶目錄)
 妙超(宗峯) 義亨(徹翁) 宗雲(合翁) 宗願(愚翁) 道王(虎溪) 道均(平泉) 仁禎(蔭山) 宗忠(言外) 宗立(卓然) 操堂(法雲) 明叟 宗碩(德翁) 宗棟(鄂林) 宗嘉(大泉) 大器 南周 宗範(大棟) 東源 宗梵(乾用) 妙用(季嶽) 宗簡(香林) 宗養(華叟) 巨岳 宗壽(椿庵) 柳菴 宗願(養叟) 宗智(明遠) 無言 魂江 宗光(日照) 宗興(滅崖) 祖越(格堂) 宗漢(季吏) 支奎(燈菴) 宗養(一洲) 宗舜(日峯) 宗鑑(足菴) 宗寂(惟三) 支承(義天) 宗照(春浦) 宗深(雪江) 體調 顯堂 宗隆(柔仲) 宗揚(岐菴) 紹隆(景川) 宗純(一休) 宗昭(晦翁) 芳隆 宗愈(泰叟) 禪傑(特芳) 宗頓(悟溪) 英朝(東陽) 宗統(一溪) 宗順(西浦) 宗真(實傳) 紹彌(天釋) 宗仙(桃蹊) 宗壽(椿叟) 宗受(天統) 宗球(天琢) 宗恕(仁濟) 宗澤(悅堂) 敏(桂菴) 宗珉(玉浦) 乾才(獨秀) 竺(大機)

ダイト

宗棟(鄂林) 宗松(興宗) 宗昭(陽峰) 宗紹(瑞翁) 宗牧(東溪) 宗朝(東海) 珪(堂) 瑞秀(雪圃) 宗巨(古巖) 中謙(廉叟) 紹麟(一宗) 宗恣(悅溪) 宙(古澗) 宗閔(玉英) 宗翔(龍江) 宗清(以天) 宗廉(貞叔) 宗桂(子林) 宗愆(小溪) 宗萬(休翁) 宗器(傳菴) 支珠(月浦) 宗奎(大林) 宗九(徹叟) 宗條(玉堂) 宗胃(清菴) 宗敷(天啓) 宗碩(大室) 宗貞(謹甫) 宗登(龍谷) 宗叔(春林) 寂任(松菴) 宗康(泰嶽) 宗慶(雲叔) 宗顯(江隱) 宗順(和溪) 宗榮(華菴) 宗悅(怡雲) 宗用(大猷) 宗訥(笑翁) 宗璋(玉叟) 紹董(督宗) 宗菊(南峯) 宗園(春屋) 宗瑋(玉仲) 宗黃(明叟) 宗初(太岫) 宗頓(南英) 宗松(萬叔) 宗棟(古溪) 宗香(梅隱) 宗積(眞叔) 宗听(笑隱) 宗哲(明叔) 宗洞(仙岳) 宗紋(竹澗) 宗賢(先甫) 宗諱(太慈) 紹通(一漣) 宗純(準叟) 宗範(梅溪) 宗眼(天叔) 紹琮(玉甫) 宗鐵(鍊叔) 宗罕(希叟) 宗安(太翁) 宗程(萬江) 宗珍(寶叔) 宗安(心溪) 紹長(松嶽) 宗仲(董甫) 宗光(京用) 宗秀(蘭叔) 宗儼(雲英) 宗印(月亭) 宗承(自天) 宗貞(盛叔) 宗鎮(州甫) 宗佐(賢叟) 宗珀(玉室)

ダイト

宗致(瑤林) 宗瑛(琢甫) 宗印(傳叟) 宗陽(東嶺) 宗瑛(藍溪) 宗彭(澤菴) 宗章(龍室) 宗頓(南隣) 宗玩(江月) 宗韓(雄峯) 紹瓊(玉翁) 宗良(賢谷) 宗三(要叔) 宗勝(春嶽) 宗益(日新) 宗瓊(玉田) 宗劉(龍嶽) 宗存(菊徑) 宗周(文室) 宗懽(悅叔) 宗溫(光澤) 紹果(天祐) 宗渭(清菴) 宗寔(義峯) 宗智(正隱) 宗現(岡甫) 宗用(機菴) 宗宜(隨倫) 宗閑(安室) 宗容(舊嶽) 宗淵(默翁) 宗開(笑堂) 宗俊(禪海) 宗支(江雪) 宗圭(雪菴) 宗璋(琢之) 宗龍(江雪) 宗璣(玉舟) 宗幾(唐叔) 宗榮(啓室) 宗傳(燈外) 宗春(仙溪) 宗竺(天室) 紹佐(方允) 宗鶴(祥巖) 宗董(南叟) 宗英(舊山) 宗珉(翠巖) 宗左(傳外) 妙雄(大隱) 宗單(乾英) 宗智(性翁) 紹及(見岩) 宗晃(春澤) 宗傳(實堂) 紹蘇(昭海) 宗恩(春嶺) 宗敬(陽甫) 宗瑛(桂山) 宗純(鏡丹) 宗馮(大仲) 宗智(愚溪) 宗養(無隱) 宗什(一溪) 紹益(堅峯) 宗雪(雪溪) 宗瑞(禪山) 宗的(傳心) 宗般(惟舟) 宗古(德峯) 宗忍(天倫) 宗信(春外) 宗忍(俊巖) 宗演(訛叟) 宗高(仰堂) 宗右(旋峯) 宗甄(別源) 宗考(先叔) 紹肅(端堂) 宗泰(安叔) 宗要(密支) 宗尊(千隱) 宗清(拙堂) 宗助(順叟)

ダイト

義易(東岳) 宗胖(碩翁) 宗安(問叟) 宗玄(天岸) 宗實(眞岩) 紹要(印充) 義仙(列堂) 宗文(質休) 宗恕(宥峯) 宗五天(英) 義休(大雪) 宗哲(賢外) 宗柳(月庭) 宗各(別山) 宗欽(心巖) 宗存(月溪) 妙一(乾舟) 宗淳(雲隱) 宗點(梅峯) 宗桂(仙州) 宗乙(虎巖) 宗悅(怡溪) 宗松(月海) 宗禪(瑞溪) 宗穩(穆岩) 宗光(鏡岩) 宗叔(伯堂) 宗覺(悟溪) 宗沉(湖南) 宗勳(功海) 宗祐(字山) 宗珉(江峰) 宗祈(陽峯) 宗宜(天嶺) 宗君(悅堂) 宗節(清岳) 宗章(龍睡) 宗言(端岫) 宗柔(剛山) 宗睡(陳叟) 宗著(實翁) 義統(大心) 義淨(玉潭) 紹珂(月山) 宗珊(琢宗) 宗球(海印) 義瑞(雲岩) 宗琳(南海) 宗英(俊峰) 宗甫(周山) 宗陽(桃林) 義天(龍淵) 宗仙(桂隱) 義雲(天桂) 紹昌(久岩) 宗棟(龍岩) 義瑋(梅堂) 紹云(亭山) 宗台(雲秀) 宗寬(江西) 宗黃(龍岫) 宗溫(良堂) 宗璉(胡隱) 宗斤(玉倦) 宗恭(敬峯) 宗貞(相州) 宗庸(萬拙) 宗萬(天菴) 宗壽(龜州) 宗圓(大梅) 宗玉(桂堂) 宗湛(寂水) 妙庭(瑞堂) 宗耀(桂州) 宗融(祝峯) 宗察(密雲) 宗里(孝岳) 宗迪(啓叔) 宗精(鍊了) 宗玖(瑞麟)

ダイト

宗量(寛政) 宗義(任叔) 宗伍(曾孫) 宗師(月洲)
 宗册(大支) 宗林(少峯) 義門(信叔) 義般(萬丁)
 宗活(江藤) 義詳(實參) 宗律(法岩) 宗理(藤隱)
 紹石(鐵叟) 宗信(謙谷) 宗植(茂林) 宗三(月船)
 宗雄(虎峯) 宗觀(大嶺) 紹揚(成堂) 宗本性(巖)
 宗政(玉爾) 宗盈(大盛) 紹通(圓應) 宗徹(大溪)
 宗光(大寧) 宗孝(元叟) 紹柳(梁堂) 妙常(夏叟)
 紹賢(安禪) 宗丈(大龍) 義田(藍谷) 義藤(郁翁)
 紹典(文英) 宗意(大菴) 宗善(見道) 義寧(泰州)
 宗景(江堂) 宗如(巨海) 紹本(大方) 宗韋(別殿)
 宗舜(日寛) 宗就(成慶) 宗悦(心英) 宗長(恭山)
 義俊(大川) 宗般(大岫) 義問(開田) 宗宏(寛溪)
 紹彦(謙叟) 宗賢(愚谷) 宗哲(愚堂) 紹中(天洲)
 宗誠(實門) 義俊(英巖) 宗樞(斗山) 宗信(敬外)
 宗常(梅峰) 宗卓(特英) 宗旭(萬輝) 宗宜(鼓山)
 宗珥(陶嶺) 宗桂(石峰) 義訓(庭洲) 宗音(海門)
 義覺(非心) 宗等(一) 宗行(無學) 宗寬(幾州)
 宗台(雪峯) 宗陸(德隱) 紹慎(獨翁) 義文(貫峯)
 宗敬(蕭巖) 宗鐵(東天) 宗楞(靈巖) 紹傳(別道)
 宗登(瑞岩) 宗理(無價) 宗乘(眞巖) 宗貞(觀光)
 宗滿(普山) 宗寅(建宗) 宗活(大休) 義全(功洲)

ダイト

宗項(瑞岩) 宗廉(直翁) 宗三(要道) 宗璋(圭宗)
 宗註(詮叟) 宗詮(明道) 紹章(龍溪) 宗看(松巖)
 宗崑(鐵舟) 宗珍(玉堂) 宗軌(則道) 宗慎(大順)
 宗稷(古田) 宗通(融谷) 宗研(心海) 紹隆(興巖)
 宗長(長遂) 宗丁(一山) 宗冕(東陽) 宗峻(靈海)
 宗騏(秀山) 紹瑛(大澤) 宗宇(宙寶) 宗勤(常光)
 宗行(護峰) 宗珍(荆山) 義教(別宗) 宗薰(香林)
 義剛(金嶺) 宗淨(直道) 宗智(圓應) 宗健(剛堂)
 宗圭(支道) 宗宣(明堂) 宗斗(大徹) 宗永(寛令)
 宗間(笑雲) 宗鍊(精方) 宗正(眞峰) 宗彦(天綱)
 宗格(石窓) 宗全(完山) 宗中(月舟) 宗允(大鼎)
 義董(正道) 紹典(法巖) 宗英(雄峰) 宗扶(斷橋)
 宗常(諦道) 宗貞(正順) 宗成(融山) 宗益(拙叟)
 宗透(列翁) 宗澤(恩光) 宗兆(大蒙) 宗昌(顯道)
 宗丞(齋谷) 宗篤(大道) 宗銘(月海) 義白(圭寶)
 宗瑛(清閑) 妙怡(悅叟) 義演(說巖) 宗妙(芝峰)
 宗清(月菴) 義諦(觀宗) 義松(石菴)

ダイト

稱して、踐祚の時授受し給ひ、行幸にも従ひ、神器に次で重寶とす。大刀四十八柄あり、内靈鏡二あり、共に百濟國より獻する所、一を三公院、開鏡と云ふ。將軍劍とも破敵劍とも稱す。左に三皇五帝形、南斗六星青龍形、西王母が兵刃符を圖し、右には北極五星七斗七星、白虎形、老子破敵符を圖す。將軍出征の時之を給ふ即ち節刀なり、二を守護身劍と云ふ。左に日形、南斗六星、朱雀青龍形を圖し、右には月形北斗七星、玄武形、白虎の形を圖す。銘あり、歲在庚申正月、百濟所造三七鍊刀、南斗、北斗、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武、避除不祥、百福會就、年齡延長、萬歲無極、とあり、御所に留む、太古以來或は大刀と節刀とを區別するものあり、或は大刀契と云ひて大刀節刀を指すものあり、按るに天徳御記に節刀四十餘柄とし、藤文記に大刀四十八柄、魚符七十四枚とし、信經私記に、大刀四十四柄の内二靈鏡あり、一は破敵と名づけ、大將軍に給ふ節刀にて、一は守護と名づけ、御所に候する者と云へば、大刀のうちの節刀としたるより、大刀とも節刀とも云ひしものなるべし、契は發兵符にて、七十四枚ありと云ふ、蓋し其物たる一を割て二とし、一を留め置き、一を諸國に附し、相勘合して信憑とす、李唐魚符の類なり、令制三國國には木契、餘國には勅符を賜ひしを見れば、これは令以前の制にて、後世は單に重寶として傳へしものなるべし、開鏡大刀は鉞劍にて、多くは三尺以下、二尺以上なり、靈鏡に日月星辰を鑲めしこと前に述べしが如し、契は魚形を爲し、概して長さ二寸餘(或は四寸)、金銀、銀鍍等數種あり、大刀契各共に幸儀に納めて宣陽殿に安置す、後には内侍所に遷せり、開鏡大刀は神功皇后の時百濟より獻する所と云ふ、武家名目抄に、信經記に百濟より奉

ダイト

るとなすは信に難し、文武天皇は凡て支那風を好みしを以て、節刀も此時代に造れるものならんと云へり、契の始め詳かならず、節刀を給ひしは元明天皇和銅二年左大辨藤原巨勢に賜ひしを始めとし、代々大將出征の時に給ひたり(セツマウ)と參看)村上天皇天徳四年内裏焼亡の時、靈鏡焼損せしを以て、安倍晴明勅を奉じて修造せしむ、或は云ふ應和元年七月天文博士賀茂保靈勅を奉じて神護寺にて造ると、又云ふ備前國鍛冶白根安生劍を造り進すと、一條天皇寛弘二年十一月内裏焼亡の時、大刀契多く焼損す、堀河天皇寛治八年十月内裏焼亡の時、靈鏡焼損して、護身劍は青龍僅に残り、朱雀は尾許残り、破敵は二星残り、玉母は兵刃符僅に残り、此時焼損にて存するもの雜劍靈鏡を併せて十柄なりと云ふ、委しく中右記に見えたり、後堀河天皇安貞元年十二月大刀契紛失す、明年三月細幸權を求め出す、内に靈二柄(一説に四柄にて折れたるものありと云ふ)及び銅鏡の類焼殘(一説に鐵切一四寸餘のものありと云ふ)等の魚形を存するもの等あり、同月廿四日伏誅を行ひ、將軍劍を以て節刀櫃に入れ、今一筋(護身劍か)を以て大刀櫃に入れ、銅鏡を大刀櫃に加入して、行幸に供奉すること定む、元弘建武の騷亂に紛失す、光明天皇應永四年大刀契節刀の沙汰あり、明年九月伏誅を行ひ、大刀に於ては神社の靈劍を用ひ、契に於ては新造し、節刀に於ては議する所なかりき、光明天皇節刀の沙汰なきを無念に覺えさせ給へり、桃華葉に、大刀契節刀、建武度紛失、被新造之とあれば、此の後に兩劍共に新造せしものか、匡遠記に、觀應三年八月十七日、今日院(光嚴)第三皇太子後光嚴、踐祚也、大刀契節刀不被渡之、令紛失歟、大刀契者年來無實云々、とあれば、桃華葉の云ふ所

ダイト

の新造は此の後のことに係るか、他に傍證なきを以て明か難し、孝明天皇文久三年四月石清水宮に行幸して、攘夷の節刀を將軍家茂に賜はんとし給へり、此時の節刀はいかなるものなりしか、これ又詳かならず(大日本史料、古事類苑帝王部)

ダイトコ 大徳 僧の行滿ちて徳高きものを云ふ、即ち高僧宿老の尊稱、梵語沙檀陀、後には僧侶の通稱とす、今鏡乙女の姿に「藤原通憲を指して少納言の大」ともはかなくなりて云々と見えたり、

ダイドコロカシラ 臺所頭 江戸幕府の職名、膳所臺所頭、表臺所頭、奥臺所頭の三あり、各條を見よ、

ダイドコロフキヤウ 臺所奉行 室町時代より江戸時代にかけて、幕府並に諸大名及び其他の家中にて、庖厨の事を掌る職、臺所頭ともいへり、開鏡起原詳かならずとされど、室町時代の中葉以後に起りしものならんか、古くは臺所衆等見えて奉行又は頭といへる事見當らず、佐竹家譜に、御臺所奉行岡大隅(足利義昭時代)甲陽軍鑑に、御臺所頭兩人前島加賀守大島忠兵衛(武田信玄家中)多聞院日記天正十七年十月十七日の條に、上の御臺所奉行福住吉衛門等の名見えたり、然れども室町幕府にては、祇候の輩に賜ふべき贈物をも、供御方にて兼帯し、別に臺所方といふ職は置かざりき、安土桃山時代、即ち織田豊臣二氏が兵馬の權を掌握するに及び、諸家の稱と同じく、厨事に従ふ有司を臺所衆、其頭領を臺所奉行又は臺所頭と唱へたり、江戸時代にも、幕府に臺所頭の職をおきたりしが、享保二十年改めて膳所臺所頭と稱し、將軍食膳の調理を掌らしむ、セシヨダイドコロカシラ(參看(武家名目抄、古事類苑官位部))

ダイナ

ダイナゴン 大納言 名目抄「ガホイモノマウシノツカサ」とも訓む、又亞相とも、御史大夫とも云ふ、唐名獻納、亞魏〇納言とは言を納る、義下の言を上納れ、上の言を下に宣るなり、故に口舌の官とも云ふ、開鏡大納言の次官、天皇に侍從し、庶政を參議し、宣旨を敷奏し、侍從を獻替し、大臣候せざる時は、代て政務公事を奉行す、人員定まらず、正三位相當の官、大臣に昇るべき人に任す、高倉天皇の時、藤原光賴大納言に任ぜしより、諸大夫の家の人其功によりて任ぜらるゝに至る、開鏡大納言天智天皇の時、御史大夫を置く、弘文天皇元年大納言と改む、文武天皇大寶令制定の時、正員四人を置く、慶雲二年勅す、大納言の職大臣に比するに、位諸卿を超え、任重く事密なり、官員足らざれば宜しく省きて二人となし、中納言三人を置き、其副を補ふべしと、天長五年權大納言一人を置く、宇多天皇遺戒して正二人、權一人、三人に過ぐるることならしむ、永觀元年四人に増し、長和二年五人となし、仁安元年六人となり、承安元年七人に増し、壽永二年八人となる、後鳥羽天皇の代、一時六人となり、土御門天皇以後八人に定まる、後醍醐天皇の時正四人權二人と定めしが、後ち又八人となり、維新の時に至り明治四年七月之を廢す(書紀續紀、令義解、公卿補任、官職、職抄、職原抄、官職雜儀、職官志)

ダイニチニヨライ 大日如來 佛經にて如來の一、梵語に摩訶毘盧遮那と云ふ、摩訶は大的の義、毘盧遮那は日の別名なり、又盧遮那は光明照の義なり、内眞法界を照し、外身光を以て大機を照し、煩惱の體淨く、衆德悉く備はり、身土相稱ひ、一切處に遍きこと日光の照さる處なきが如しと云へり、徧一切處、大日遍照、光明遍照と譯す、我國にては密教の本尊とす、大日は密教の主なれども、釋迦如

タイニ



(載所葉圖像佛)

が即ち大日如来なりと云ふ、是れ天台宗の一義なり、(大日經、佛敎いろは辭典、佛語釋)

タイニホンシ 大日本史 三百九十七卷、二百二十六册、別に目錄五册、近時吉川弘文館にて本紀列傳のみを活版本と爲したるもの二十五册あり、神武天皇より後小松天皇に至る間の史實を、紀傳體に編述したるものにして、本紀(七十三卷三十六册)列傳(百七十卷六十四册)志表の四部より成り、志類は、神祇(二十三卷二十册)氏族(十三卷十二册)職官(五卷五册)國郡(三十三卷二十五册)食貨(十六卷十四册)禮樂(十六卷十册)兵(六卷二册)刑(二卷一册)陰陽(六卷三册)佛事(六卷六册)の十志表類は、臣連(二卷二册)公卿(七卷七册)國郡司(十二卷十二册)職人檢非違使(四卷四册)將軍(三卷三册)の五表に分ちたり、神功皇后を皇妃に、大友天皇(弘文天皇)を天皇に列し、神器の所在によりて正朔を南朝に撃けたるは、本書の三大特筆と稱せられ、徳川光圀が最も意を用ひたる處とす、なほ本書編纂の目的は、皇統を正調し、尊王の意を寓するにありしが故、筆鋒頗る端嚴なり、而して其記述また正確にして史を讀む者必ず参考すべき良書たるのみならず、維新以前にありて勤王思想の發達に多大の影響を與へたるの歴史を有す、(水戸藩主徳川光圀主裁の下に、多數

タイネ

の史臣ありて編纂に従へり、而して其主任を總裁と稱す、佐々宗淳、安積覺、大串元善、栗山愨、酒泉弘、三宅辨明、大井貞廣、打越直正、増子淑時、立原萬、高橋廣備、藤田一正、青山延光、會澤安、杉山忠亮、豊田亮、栗田寛等相繼いで之に補し、近代に及び、明暦三年初めて史局を江戸駒籠の下屋敷に設け、尋で寛文十二年の春、小石川の藩邸に移し、名を彰考館と稱す、既にして元禄十二年、本紀及び皇妃皇子皇女の三傳成り、寛永六年紀傳悉く備はり、更に志表の編纂に着手す、正徳五年私に命じて大日本史といふ、十二月之を光圀の廟に獻す、享保五年大日本史を幕府に獻す、本紀七十三卷、紀傳百七十卷、並に序目、修史例、引用書目と合せて二百五十卷なり、享保本と稱す、今の板本と頗る異同多し、尋で紀傳檢閲の議起り、再訂の事に従ふ、文化七年紀傳を淨寫して朝廷に獻し、嘉永年間之を刊行す、凡て百册なり、而して志類未だ備はらざりしが、維新の後栗田寛専ら此事を掌り、明治三十九年に至りて全く成る、其十二月徳川昭順大日本史全部を進獻して乙夜の覽に供したり、(修史始末、國學院雜誌、水戸義公修史之事、國史學の葉、群書一覽)

タイネフツジ 大念佛寺

住吉郡(今東成郡)平野郷町大字平野馬場○大源山諸佛護念院とも稱す、融通念佛宗の總本山○本尊天得如来(彌勒菩薩)大治二年大原の良忍、攝津の四天王寺に駐りて念佛修行し、聖徳太子の夢告に感じ、上奏して今の地に二道場を建立し、諸佛護念院融通大念佛寺と號す、第六世良鎮の時火災に罹り、第七世法明、元亨元年に再興して宗風大に振ふ、正徳元年五月復火災に罹り、寶物等多く焼失したりと云ふ、元和元年大阪役の時、三たび火災に罹る、徳川家康曾

タイネ

銅五百文を寄附して再建を助け、尋で家光二百文を寄附す、四十三世舜空四方に募縁し、寛文三年工を起し、同七年本堂成り、舜空始めて登城して念佛札を獻上す、四十六世大通學徳並に高く、朝廷幕府の歸依を受けて一宗の興隆に全力を盡す、靈元天皇勅して紫衣を賜ひ、且つ本寺を以て一宗の檀林となし給ふ、尋で客殿庫裡及び寶藏等を造營し、且つ田圃等を購入して寺有となす、爾來二百年諸堂整備して壯觀を極めたりしが、明治三十一年火災に罹り、本堂、(大治二年良忍親建、寛文二年法覺再建、阿彌陀堂(元禄五年大通建立)、靈明殿(保元元年明應親建、元亨三年法明再建、天保十三年教彌再建)、齋堂(元亨二年法明親建、元禄十年大通再建)、位牌堂(元禄五年大通建立)、堂司部屋(大通建立)、骨堂(貞享二年良親再建)、方丈(大治二年良忍親建、寛永二年法覺再建、役寺寮(寛永二年法覺建立)、小書院(天保元年眞海建立)、同(寛政五年眞海建立)、座敷及侍者寮(元禄十五年大通建立)、支關(寛永年中法覺再建、元禄九年大通重修)演達所(寛永年中法覺建立)、梁松院(天文二十年道祐親建、正徳元年祐海再建)、學頭寮(元禄四年大通親建)、所化寮(元禄十年大通建立)等二十餘宇焼失し、現今伽藍の一部を存するのみ○正門、棟行二間、梁行九尺、寶鏡寺宮御筆大源山の額を掲ぐ○毘沙門堂、棟行四間四方、大治二年良忍親建、寛政十一年眞海再建、毘沙門天を安置す○圓通殿、二間四方、觀音像を安置す○羅漢堂、棟行五間、梁行四間、弘化元年教彌建立○經藏、三間半四方、元禄年中大通建立○地藏堂、棟行一間半、梁行一間半、弘化元年教彌建立○鐘樓堂、棟行二間半、梁行二間半、嘉曆三年法明親建、文化三年洞海改繕、再建○寶藏、棟

タイノ タイハ

行三間、梁行二間半、元亨三年法明親建、元禄元年大通再建○待賓殿、別時寮、骨堂等は近年の再建にかけり○寶物、鐘、及び同縁起、融通念佛縁起等あり(攝津志、名勝志、大念佛寺誌)

タイノヤ

對屋 王朝時代、寢殿の左右に在る別棟の小建物を云ふ、廊下を以て寢殿に連續す、對とは、主殿に對する義、常に對とのみいふ、其所在によりて東ノ對(一ノ對とも)、西ノ對(二ノ對とも)、北ノ對と稱す、後世將軍家及び公家に於て女中の住む長局を稱して對屋といひ、武家にては、奥ノ屋といへり、其構造北の方と東西行鳥翼の如く作り、角木を入れず、狐戸なしと云ふ、(シナンヅクリ)參看(家屋雜考)

タイハ

臺場 砲臺(ハウダイン)を見よ、

タイハイ

帶佩 もと大刀を佩きたる容姿をいふ、後に轉じて單に立派なること、又は實用に適する刀劍の身をいふ、平家物語に、容儀帶佩とつけ云へり、

タイハウ

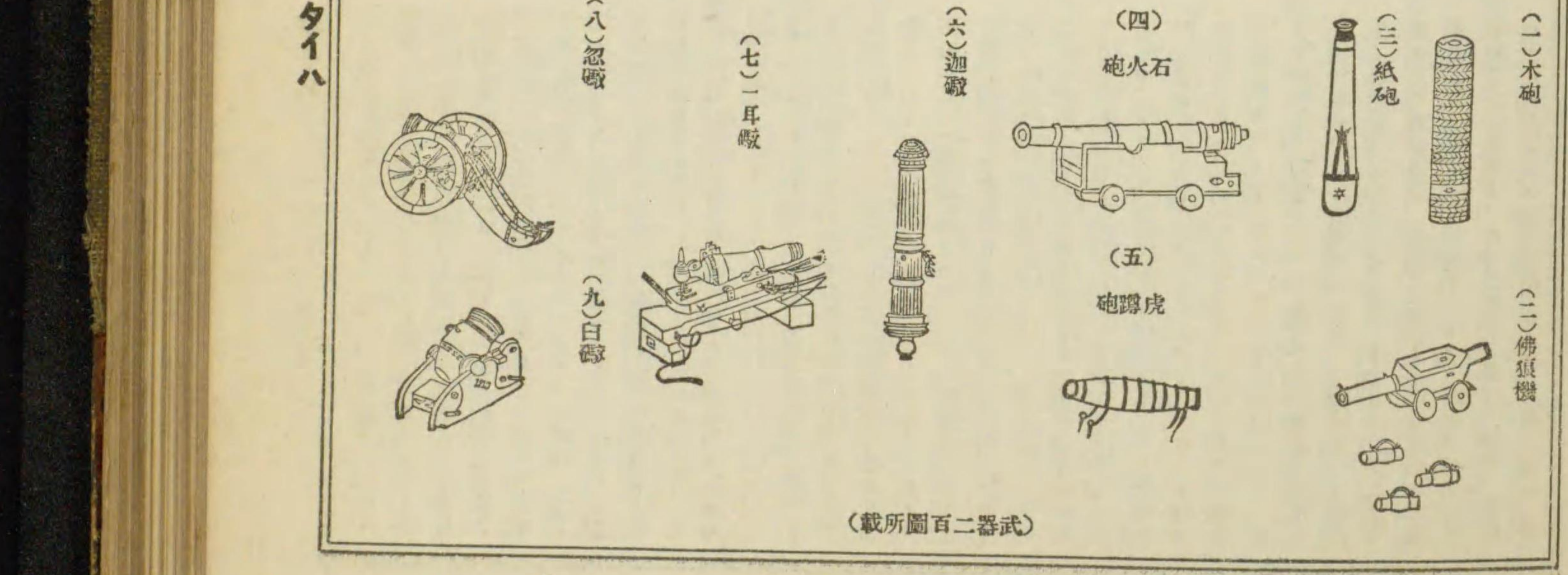
大寶 文武天皇御宇の年號、天皇即位五年三月二十一日、曩に對馬國金を貢するを以て元を建つ、三年を経て慶雲と改元す(續紀)

タイハウ

大砲 鐵砲の大なるもの、主として攻城野戰また海戰等に用ふ、發憤、大筒、佛狼機、大銃、國崩、石火矢等の名あり(起原)天文廿年南蠻國より房舎といへるもの九州に來り、大友宗麟に謁し、發憤を獻じて之を試みたるに、百雷の響を發し、國中の人々に驚きたりと云ふ、是即ち大砲傳來の起原なり、(九州記)は、此年南蠻の商船來り石火矢といへる鐵砲の大なるもの二つを大友宗麟に獻す、宗麟後島津氏との戰に此器を用ひたりと見ゆ、新井白石は、右にいへる鐵砲の大なるもの二つとは、

タイハ

一は古くより支那にありたる佛狼機の類にて、一つは純然たる洋式のものならんといへり、暫く記して參考に供す、其頃周防の人赤石内藏之助高基といへるもの、豊後にありしが、彼器を盗み取りて長門國に赴き、明の婦人丁安といへるものより火薬の製法を學びたり、其子某中國地方を巡廻して師となりしも、いまだ其器を求むるもの稀なりきといへり、一説には堺の芝辻道西始めて製作を試み、其孫道逸に至りて精緻を極むともいへり、爾來小銃と並び行はれしと雖も、流行の程度は、遠く小銃に及ばざりしが、なほ戰陣の間に用ひられしこと、諸書に散見せるもの多し、南海治亂記に、永祿年中河野通直が毛利氏と戦ひしことを述べて、然れども倉卒に大鐵砲を造る事不能、工夫を爲し、松の生木を彫り筒とし、鐵輪を入れて固くなし、其大きさを積りて玉を造り、藥を分配して火を發す、必ず其木筒破れて不持、又繩を以て絡めて破れて不持、種々に試せども、其功用の術を得不得止め、或者又工夫を爲して、竹の輪を造りて桶の輪の如くせしめ、懸て固を爲し、是を以て火を發す、木筒不損して相持たり、是を幸として鍛練せしめ、木筒の利益を計りて其用を密固にし、海邊の壘に備置、中州の兵將これを不知して、鐵輪數百艘を分けて浦々に攻め上らんとす、間近く寄附けて、高樓より下矢に大砲を放入れば、大艦破れて數艘水に沈むと見ゆ、天正四年七月及び天正十四年には、島津家久が臼杵丹生の地を攻めし時、國崩といへる大石火矢を以て攻撃したることあり、降りて大阪の役に、徳川家康が、片桐且元等の諸將に命じ、城内を砲撃したること屢々なりき、かく往々にして軍陣に用ひて偉功を奏したることありと雖も、其用廣からず、江戸時代に入り、世は太平に赴くに從ひ



(載所圖百二器武)

タイハ

其進歩發展また自ら停止し、幕府の吏員中に大筒役等ありしも、只舊態を墨守するのみ、八代將軍吉宗の時、深く意を注ぎ、大筒役佐々木勘三郎孟盛に命じ丁火矢を製作せしめ、また同人をして車仕掛大筒を製作せしめたることあり、車仕掛とは蓋し砲車ならん、申葉以後海防の講起り、加之蘭學の發達も著しかりしより、遂に洋式に倣ひて之を作るもの多し、寛政元年七月松前藩にて一大木砲を製したるが如きは、邦人の考に成るものなりと雖も、天保七年信州松代城主眞田幸貫が、和蘭の製を參取して、十二支砲數十門を鑄造したるは、我邦における近世洋式大砲製造の濫觴なるべし、是より先長崎に高島秋帆あり、深く意を砲術に注ぎ、天保三年以降、自費を抛ちて大小砲を和蘭より購求し、十一年に至りては小銃を別として野戰砲六門、臼砲四門、急砲三門を所持し、頗りに研究訓練に勉められたれども、いまだ之を製するに及ばざりき、然るに其門人伊豆菫山の代官江川英龍其志を繼ぎ、天保十二年十一月、幕府に稟申し、始めて銃砲を鑄たり、菫山に於て砲を鑄る事、之を以て嚆矢と爲す、尋て十月菫山に於て、大砲を製作し請求者に與ふ事を許され、爾來年々列藩の需に應じたる事甚多かりき、安政二年、英龍幕府に呈したる届書には、「堀田攝津守殿御頼之分、ホーウイナスル壹挺、松平志摩守頼之分、モルチール壹挺、ホーウイナスル壹挺、壹貫目カノン壹挺、五百目カノン壹挺」と見えたり、はじめ英龍、菫山に小反射爐を築き、鑄工長谷川刑部を聘し、自ら手を下して屢々研究せしも、其形小なるを以て、鑄解意の如くならざりしが、後菫島閑叟に依頼し、家人八田兵助を佐賀に遣はし、其洋式に規矩せる爐製、并に鐵の鑄解法を調査せしめたりき、尋て嘉永六年幕府の允許を得、

タイハ

伊豆中村(菫山をさる十五六町)に、大反射爐を建築し、受後なほ十年の間同所に於て幾多の大砲を製造せり、かく英龍が鑄造を試むると殆ど同時に、水戸春昭をはじめ、島津齊彬、鍋島閑叟等の諸藩主も相續て製作せり、殊に齊彬の如きは、其未だ世子たりし時、自ら蘭譯書に就きて研究し、弘化四年五十斤の臼砲を鑄たりしが、後嘉永二年には百五十斤の爆母砲を鑄たり、該砲は米國式を模したるものにして、鶴江崎の鑄砲場に於て製造せるものに係り、當時未開の巨砲と稱せらる、而して幕府自らも各種の大砲を鑄造し、大小諸藩も又之を鑄るもの次第に多き、維新の際に於ける各所の戦には、皆之を利用せざるはなかりき、而して此頃ライフル砲舶來したり、これは内部に旋條を施し、榴彈を發射するものなりしが、功力從來のものに勝れるを以て、列藩競うて購求するもの多かりしといへり、明治以後に至りて阿姆斯特朗砲、クルップ砲等陸軍の採用する處たりしも、近時は有坂砲一般に用ひる事となりたり、佛狼機、連砲、一耳砲、忽砲、臼砲、木砲、紙砲、虎踏砲、砲石等あり、砲術(ハウツツ)鐵砲(テッパウ)參看(參閱)參、當代記、三銃用法論、和漢三才圖會、信長記、大友與廢院、大坂物語、羅山文集、南海治亂記、徳川實紀、續徳川實紀、外交志稿、水戸列公行實、贈從一位島津齊彬公略傳、江川坦庵先生傳、觸留、高島秋帆)

タイハ

法に違ひ放逐せられてより、眞言宗新義派の道場となり、天和年中災あり、挹古軒を移して本堂とす、承久年中義空之を中興す、嘉禎元年繪旨により、眞言天台俱舍三宗を弘通し、寶祥天長、國家地久を祈る、古は大寺にして堂塔完備せしが、中世火災に罹り伽藍焼失し、釋迦堂のみ其災を免れたるを以て、爾來之を本堂とす、凡そ七百年以前の建築にかゝる、又護摩堂あり、不動明王及び十一面觀世音を安置す(山城名勝志、京華要誌)

タイハウリヤウ

大寶令 律令(リツヤウ)を見よ、

タイバン

臺盤 食物を盛りたる盤(サラ)にて、丸盆の如きものなりと云ふ、を載する臺を云ふ、又盤臺とも机とも云ふ、四足にして今日の食卓の如きものなり、貞丈雜記に、盤は清みて讀むを故實なりと云へり、長臺盤(長さ八尺、二人以上の料)切臺盤(長さ四尺、一人の料)小臺盤(切臺盤より小なり)等あり、之を置く所を臺盤所と云ふ、同條を見るべし(倭訓栞、貞丈雜記、禁中名目抄)○藤原氏長者の有する臺盤は、藤氏の什寶にして、閑院左大臣冬嗣の物品なり、代々長者初任の時、長者印朱器と共に之を渡す、水左記には五脚と見えたりと、兵記には廿餘脚もありて其數詳かならず、猶朱器(スキ)の條を見るべし(江次第、兵記)

タイハンセウフ

大半小歩 田畑を檢地する時、歩數を稱する時にいふ調、大歩、半歩、小歩の三種なるを合せてかくいへるなり、大日本租稅志に「大半小は、諸國多く稱する所、然ども未だ曾て政府の此制を施すを聞かず、蓋し庶民便宜上之を稱するに始るなり、今本文に依て之を推算するに、二段六十歩、一町一段百八十歩を合せて、一町三段二

タイハウオンジ

大報恩寺 備前山城國上京區溝前町○世俗、釋迦堂と稱す(眞言宗新義派、智積院の所轄に屬す)○本尊釋迦牟尼佛(開基は諸説ありて定まらず、相傳ふ用明天皇の時の創立なりと、一説に藤原秀衡の建立なりと云ふ、中古まで天台宗なりしが、板倉京尹勝重の時住僧

タイフ

大夫 官名、中宮職、春宮職、大膳職、修理職、左京職、右京職等の長官、各項參看、

タイフクテンジ

大福田寺 伊勢國桑名郡東方村(俗に大寺と號す)眞言宗、高野山金剛峯寺末(原)傳に、用明天皇の時、厩戸皇子度會郡山田の地に創建す、聖武天皇勅して大神宮寺と稱すといへり、淳和天皇の時、勸願寺となす、宇多法皇御幸あり、方丈を行宮とす、永承七年後冷泉天皇行幸あり、千僧勸會の讀經を行ふ、弘安年中火災に逢うて焼失す、神宮祠人等僧忍性と謀りて再建して福田寺と號す、後宇多天皇寺領を賜ひ勸願寺となす、足利尊氏大字を加へて大福田寺と號す、明應以後兵火に罹る、文龜の頃本郡安永江場二村に移る、往昔塔頭廿七院末寺四十餘あり、此地屢々風雨の難あるを以て寛文中今の地に移すと云ふ(寺記、伊勢名勝志)

タイフセ

太府宣 太宰權帥が其府の在廳官に下す文書を云ふ、其様式廳宣に同じ、首に太府宣、後に以宣と書し、末の年月日の次行に、帥或は大貳と署す、左に文例を示す、

タイフ

可(早任)院廳下文連次第文書等理、停止宗家非論、以(僧春勝)如(元爲)肥前國河上社座主職、事副下

タイフ

右件職如(解狀)者、爲(相傳)所帶(賦)加之去年五月廿四日、被(成)院廳御下文了、早任(被狀)停止宗家非論、以(僧春勝)如(本可)令(補)彼座主職之狀、所宣如(件)在廳官人等宣(承知)依(件)用之、以宣、

タイフ

文治三年三月十二日

タイハ

百四十歩を得、則ち二百四十歩を大と爲す、又四段三百歩、四段百八十歩を合せて、九段百廿歩を得、則ち百二十歩を小と爲す、又七段二百四十歩の内、三段六十歩と四段を去り、百八十歩の殘を得、則ち百八十歩を半と爲すなり、といへり(眞言宗)此稱起原詳かならず、北條足利の世盛に行はれ、豐臣氏の檢地に至り、三百歩を以て一段と爲す、爾後大半小、また其歩を減す、大は二百歩、半は百五十歩、小は百歩となれり、然れども檢せざるの地は、猶舊法に依り、以て明治の初に至り(田園類説、地方凡例録、大日本租稅志)

タイバンドコロ

臺盤所 (一)臺盤を置く所、即ち膳立を調ふる所を云ふ、中略して臺所とも云ふ、禁中にては女房の食事所にて、臣家にては食物を調ふる所を云ひ、武家にては上臺所、下臺所、小臺所等の稱あり、(二)貴人の妻を云ふ、人の妻たるものは夫の食物を調ふる事を勤むるより稱せしものなり、人、後には御臺所と云ふ○禁中の臺盤所は、清涼殿内の一室にして、女房の詰所を云ふ、即ち食事用の臺盤を置く故に名づく、女房侍とも、内侍所とも、宿居所とも云ふ、清涼殿の西、鬼ノ間の北、朝餉間の南に在り、三間あり、北間(朝餉方)に、両面の黄端疊三帖をしき、東鳥居障子の側に御侍子を立つ、關白など参りたるをりは、其侍子の傍に候す、元三などには、典侍若くは、よき小上臈此兩面に候す、其の南は女房の簡辛櫃、臺盤の上に御膳棚(二階、檜)火櫃一、圍碁、彈碁等を置き、中南二間に紫縁の疊を敷き、前は横敷、中間に臺盤一脚を立つ、其上に御膳棚あり、末に火櫃一つ、(夏はなし)奥に辛櫃二つあり、辛櫃の次に御前の御厨子を立て上に菓子置き、其の南に馬形の障子を立つ、北の間の西に渡廊あり、落長押と云ふ、二間あり、南は二間とも格子、北は一間は遣戸、一間は菰

タイフ

大傳 左大臣(サダイツン)を見よ、

タイフ

大夫 五位の稱、もとは一位已下五位以上の總稱なりしが、後には専ら五位にのみ用ふること、なる、朝儀及び會集の時等に姓名をいはず、五位以上を大夫と稱したる名の移りしものならん、貞丈雜記に「大夫をすみて云ふと、にこりて云ふとに差別あり、左京大夫、修理大夫、大膳大夫、皇太后宮大夫などのときは、たいふと濁りて云ふ也、たいふとすみて云ふ時は、五位の事なり、私安禮節などにも五位の事を大夫と書かれたり、たとへば左衛門尉は六位の官也、左衛門尉になりたる人、五位に叙すれば左衛門大夫と云ふ也、源義経は左衛門尉にて檢非違使の判官を兼ねて、五位に叙しける故、大夫判官と云ひし也、左近將監掃部助も從六位の官也、五位に叙すれば、左近大夫掃部大夫と云ふ、其の外にも何々大夫と云ふは五位と知るべし云々と云へり、公卿の子息は童子より五位なり、故に未だ元服せざる人自稱して、無官大夫と云ふ、平政盛の如し、シヨダ

タイフ

イフ(參看)故實拾要、有職小説(貞丈雜記)

タイフ

大夫 官名、中宮職、春宮職、大膳職、修理職、左京職、右京職等の長官、各項參看、

タイフクテンジ

大福田寺 伊勢國桑名郡東方村(俗に大寺と號す)眞言宗、高野山金剛峯寺末(原)傳に、用明天皇の時、厩戸皇子度會郡山田の地に創建す、聖武天皇勅して大神宮寺と稱すといへり、淳和天皇の時、勸願寺となす、宇多法皇御幸あり、方丈を行宮とす、永承七年後冷泉天皇行幸あり、千僧勸會の讀經を行ふ、弘安年中火災に逢うて焼失す、神宮祠人等僧忍性と謀りて再建して福田寺と號す、後宇多天皇寺領を賜ひ勸願寺となす、足利尊氏大字を加へて大福田寺と號す、明應以後兵火に罹る、文龜の頃本郡安永江場二村に移る、往昔塔頭廿七院末寺四十餘あり、此地屢々風雨の難あるを以て寛文中今の地に移すと云ふ(寺記、伊勢名勝志)

タイフセ

太府宣 太宰權帥が其府の在廳官に下す文書を云ふ、其様式廳宣に同じ、首に太府宣、後に以宣と書し、末の年月日の次行に、帥或は大貳と署す、左に文例を示す、

タイフ

可(早任)院廳下文連次第文書等理、停止宗家非論、以(僧春勝)如(元爲)肥前國河上社座主職、事副下

タイフ

右件職如(解狀)者、爲(相傳)所帶(賦)加之去年五月廿四日、被(成)院廳御下文了、早任(被狀)停止宗家非論、以(僧春勝)如(本可)令(補)彼座主職之狀、所宣如(件)在廳官人等宣(承知)依(件)用之、以宣、

タイブータイ

檀中納言兼都督藤原朝臣(花押)

タイアツ 大佛 奈良東大寺の大佛、鎌倉清浄寺の大佛、京都方廣寺の大佛最著はる、世に之を日本の三大佛と稱す、詳しくは各條を見よ、

タイアツオホバン 大佛大判 金貨の一種、大佛供養の時、作りたるを以て此名あり、

タイアツセン 大佛錢 文錢(アンセン)を

タイヘイキ 太平記 四十巻、外に劔

巻一巻あり、花園天皇文保二年より後村上天皇の正平二十二年に至る迄、凡五十四年間の戦亂記にして、文勢雄大壯快にして、和漢混清文の上乗なるものなり、普通本に、古板本、活字本、頭書本等あり、異本には、西源院本、毛利本、金勝院本、今川家本、北條家本、南都本、今出川本、梵舞本(天正本)等ありて互

タイ

ものなきにあらざると雖も、概して當時の日記文書と一致して、南北朝史研究には関くべからざる良書なり、久米邦武氏史學に益なしと喝破せられしも、公平の論にあらざり、江戸時代太平記と稱し、太平記を讀み聞かして人心に娛樂を興へたるものあり、

タイヘイキヨミ 参看 太平記理書抄の説によれば、初巻より十巻までは玄惠法師善知法師、教圓上人絶隣等が、義貞尊氏藤房等の實戦に臨みし人々に尋ねて著したるものなりと云ひ、太平記批判記には、尊氏の没後凡そ五十年の撰なりと云へど、著者を擧げず、されど洞院公定公日次記應安七年五月三日の條に、傳聞、去廿八九日之間、小島法師圓寂云々、是近日記天下、太平記作者也とあれば、小島法師の作なること、信すべきものならん、

タイヘイキヨミ 太平記讀 神史の類を讀み聞かせ衆人の娛樂に供するを營業としたるものなり、後世の軍談師の濫觴なり、軍書の中において殊に太平記を講ずること多きを以て名付けたるなるべし、其起原詳かならざれども、赤松法印と云へる者、慶長の頃徳川家康の前にて、屢々源平盛衰記太平記を講じたりしが、後には諸侯へも召されて軍書を講じたれば、世人太平記讀と云へること、續々

タイヘイキヨミ 太平記讀 神史の類を讀み聞かせ衆人の娛樂に供するを營業としたるものなり、後世の軍談師の濫觴なり、軍書の中において殊に太平記を講ずること多きを以て名付けたるなるべし、其起原詳かならざれども、赤松法印と云へる者、慶長の頃徳川家康の前にて、屢々源平盛衰記太平記を講じたりしが、後には諸侯へも召されて軍書を講じたれば、世人太平記讀と云へること、續々

タイヘイキヨミ 太平記讀 神史の類を讀み聞かせ衆人の娛樂に供するを營業としたるものなり、後世の軍談師の濫觴なり、軍書の中において殊に太平記を講ずること多きを以て名付けたるなるべし、其起原詳かならざれども、赤松法印と云へる者、慶長の頃徳川家康の前にて、屢々源平盛衰記太平記を講じたりしが、後には諸侯へも召されて軍書を講じたれば、世人太平記讀と云へること、續々

タイヘイキヨミ 太平記讀 神史の類を讀み聞かせ衆人の娛樂に供するを營業としたるものなり、後世の軍談師の濫觴なり、軍書の中において殊に太平記を講ずること多きを以て名付けたるなるべし、其起原詳かならざれども、赤松法印と云へる者、慶長の頃徳川家康の前にて、屢々源平盛衰記太平記を講じたりしが、後には諸侯へも召されて軍書を講じたれば、世人太平記讀と云へること、續々

タイ

武家閑談にあるを以て初見と爲す、降て元祿の頃より之を以て生業となす者出て來、京都にては、祇園の涼み、亂の森の下かけに席を敷き、或は腹腰張の小屋を構へ、此内に座し、見臺に向ひて講釋したるなり、恰も後世の辻講釋の如し、また江戸にては見附の清左衛門と云へる者、淺草門の傍に出で、理書抄と稱する評判の書を以て之を講じたり、之より太平記讀と稱する者數多出來、遂には軍談講釋師といふものを生じて、其發達を遂げたり、講談(カウマン)の條参看(世事談、人倫訓蒙圖彙、伽羅女、續々武家閑談)

タイヘイケンハウ 太平元寶 朝時代に行はれたる錢貨の一種、銀にて作る、徑及び重量、未だ世に傳はらざるを以て詳かならず、

タイヘイケンハウ 太平元寶 朝時代に行はれたる錢貨の一種、銀にて作る、徑及び重量、未だ世に傳はらざるを以て詳かならず、

タイヘイケンハウ 太平元寶 朝時代に行はれたる錢貨の一種、銀にて作る、徑及び重量、未だ世に傳はらざるを以て詳かならず、

タイヘイケンハウ 太平元寶 朝時代に行はれたる錢貨の一種、銀にて作る、徑及び重量、未だ世に傳はらざるを以て詳かならず、

タイヘイケンハウ 太平元寶 朝時代に行はれたる錢貨の一種、銀にて作る、徑及び重量、未だ世に傳はらざるを以て詳かならず、

タイ

壽命増益得福无量の義あり、是を以て怨敵退散諸人愛敬一切福田、財寶満足の利益を施す、故を以て我邦之を七福神の一として祭る、七福神の辨天の像は、圖に示したる天部の辨財天と異にして、坐して琵琶を彈ず、尙ほ八臂辨財天あり、八臂あり、身に青色の鬘衣を著、在所常に一足を翹て、八臂を以て莊嚴し、弓箭稍長刀杵鐵輪を持す、帝釋諸天常に供養し、皆共に



(載所葉圖像佛)

を達することを得ざりき、此舞は即ち其時の状を模したるものなり、唐書唐會要に、こは後周の平齋が作る所にして、立部伎、八部樂の二つを太平樂と云ふとあれど、小中村博士は、名同じくして實は異なるものなりと説きたり、從ふべし、文徳天皇の天安中、左近衛府物を獻じ、常澄當經舞す、時に三曲(朝小千、太平樂、合歌)を合奏す、仍て府裝樂と稱す、こは多く祝儀に用ひらる、舞樂なり、舞樂(アガク)の挿繪参看(禮樂志、歌舞音樂略史)

タイヘウ 大廟 コソウベウを見よ、

タイヘキ 大辟 死刑をいふ、令義解に「謂、辟者罪也、死刑爲大辟也」と見えたり、シケイ參看、

タイベンザイテン 大辨財天 佛語にて

女相の佛の名、最勝王經護法の天女、大辨功德天と云ふ、又辨財天とも辨天とも云ふ、世出世間の大智慧功德を以て大辨財を成就す、常に自ら世を護り、物を濟ひ佛法を流通して、怠愆なく慧を以て福を資す、故に

歸依す(尊容抄、七福神考、佛教いろは辭典) 臣(ウダイジン)を見よ、

タイホ 大保 東宮傳の唐名なり、尙ほ右大

タイホンテンワウ 大梵天王 三界には

色界を言ひ、四禪天には初禪天を云ふ、梵には梵衆と云ひ、具に跋提摩と云ふ、清淨と譯す、又離欲、淨行、高淨とも譯す、故に梵天は即ち清淨天と號す、この梵



(載所葉圖像佛)

天の主を大梵天王と云ふ、即ち淫欲を離れ清淨なる王の意なり、其王の住する所を梵天國と云ふ(華嚴經、翻譯名義集、佛敎いろは辭典)我國古來より起請文に此の王を載せたるは、清淨潔白なる意を顯はすが爲めなり、

タイマデラ 當麻寺 大和國葛下郡

(今北葛城郡)當麻寺大字下田二山上の麓麻呂子山下に在り○初め麻呂子と云ふ、眞言淨土の兩宗推古天皇の時、用明天皇の皇子麻呂子王、兄聖德太子の教を受け、河内國交野郡山田郷に一字を建立し、萬法藏院禪林寺と號す、後六十一一年を経て、改めて大和國役行者練行の地に移す、即ち今の當麻寺なり、金銅丈六彌勒の體内に金銅一揆手半の孔雀明王を納めて安置す、文武天皇白鳳十四年、高麗國惠觀僧正を導師として供養す、後藤藤原豐成の中將姫こゝに入りて癡癡して法如と號せり、治承年間兵火に罹り、鎌倉時代に再興す、現存の堂宇はなり、東方正門より入れば、金堂講堂南面して並び立てり

タイホ

タイミ

タイミヤウ 大名 王朝時代には名田(ミヤウ)参看)を多く領有したる者ないひ、武家時代には、多大の地を領有せる武士ないひ(江戸時

タイミヤウ 大名 王朝時代には名田(ミヤウ)参看)を多く領有したる者ないひ、武家時代には、多大の地を領有せる武士ないひ(江戸時

代には、幕府に直隷せる萬石以上の土地を領したるもの(一)をいへり。通稱にして、制度上における稱呼にあらざる、なほ大名に對して、名田を少く有するもの、又は領地の些少なるものを小名といひ、大名小名を總稱して、同じく大名とも云ふ、大名はまた諸侯とも稱す、書經に「百里采、二百里男邦、三百里諸侯」と見え、禮記に「諸侯賜弓矢、然後征、賜鈇鉞、然後殺」など見えたるに准據したるなり。『王朝時代』起原詳かならず、藤原明衡(後冷泉天皇頃の人)の新撰樂記に「三君夫出羽權介田中豐登、偏耕農爲業、更無他計、敬町戸主、大名田堵也」とあるを初見とす、また顯廣王記に「安元三年四月廿八日丁酉、燒亡大極殿云々、諸國大名不應國役、諸庄下司不順領家云々」など見えたり、然るに此時の末期より「鎌倉時代」にかけて必ずしも名田に限らず、單に土地を多く領有し、家子郎等を養ひたる武門の領袖を指すこととなりしが如し、平家物語富土川の條に「實盛大にあざ笑ひて(中略)實盛程に候ものは、八ヶ國にはいくらも候、大名と申ぢやうのもの、五百騎に劣るは候まじ云々」、源平盛衰記文覚入定京上の條に「況んや院宣など被下なば、大名小名誰か一人も背き侍るべき」吾妻鏡元曆元年三月一日の條に「土佐國大名國信、國元、助光入道云々」、同文治元年二月五日の條に「典膳大夫中原久經、近藤七國平爲三使節、上澄中略令兩人雖非、指大名云々」等と見え、また同書文治五年十月廿八日の條に「安藝國大名葉山介宗頼の名あり、建久四年六月五日の條に「八田左衛門尉知家與多氣太郎義幹者、常陸國大名也」とあり、なほ正治二年二月六日の條には「重忠云、緯起、楚忽、不可有、鹽、鹽引、橋之計、難治歟云々、安藤右馬大夫(中略)聞之曰、畠山殿者只大名許也(下略)」と見えたるにて之を證すべし。

タイム

タイム

タイム

し、書札法式拔萃(室町時代のもの)によれば、鎌倉時代の末には、一族大名、守護大名とを區別せりと云へり【南北朝時代】より【室町時代】の中葉にかけては、守護の勢ひ盛にして、數國を領有せり、此等を稱して皆大名と云へり、即ち幕府の一族としては、新波、細川、畠山、一色、今川、吉良、山名の如き、他族としては、島津、伊東、大友、大内、河野、佐々木、赤松、京極、土岐、小笠原、武田、上杉、那須、小山、佐竹、蘆名、相馬、伊達、葛西、大崎、最上等のこととなり、而してまた此頃における國司も大名と稱したる事、勢州軍記に「伊勢の北島氏をいひて、皇家衰微之後者、公家之大名、此國司一人也」とあるにて明なり、而して以上の諸氏は皆鎌倉以來の守護が、又は世の變亂に乗じて崛起したる者にして、各一方の重鎮となりて、或は幕府の命に従ひ、或は相伴衆(シヤウバンシユウ)を見よ)國持衆、準國持衆(以上、クニモチを見よ)外様衆(トザマ)を見よ)御供衆(オトモシユウ)を見よ)等の區別資格を受くるものあるに至れり、又此外在國衆(在國人)國大名、大法師等あり、室町時代中葉以後、即ち戰國時代の亂世に入りては、往年の守護等は日を遂うて衰亡し、豪族の新たに興起せるもの甚多く、皆其武略に任せて、土地の領有に務め、群族割據の形勢を生ずるに及び、此等を呼びて皆大名と稱したりしが、また其領地に關して一定の標準あるにあらず、賀越關争記に「爰に波多野玉泉坊は三千石知行し、飛鳥井實光院は八千石知行有、凡日本國一番の法師大名と沙汰しけが云々」、朝日物語に「其後藤吉カ、ミノ原より事故なく歸り、美濃國にて七千石知行下されける、俄に大名に成云々」と見えたるにて、後世の如く萬石以上に限らざりしを知るべし、而して當時にはまた國持等の名も存したり、ト齊記に

ふべし、而して前に擧げたる武藏鑑に、旗本を小名と記したるは頗る異説に屬す、當時俗間にかく稱したりしものか、暫く記して疑ひを存す、然れども此時代に於ける大名の稱は、嚴正なる制度上の稱呼にあらざる事、なほ舊來に同じ、正しくは萬石以上、萬石以下の稱を用ひたること各種の法令中に見えたり、明治維新の際、各藩、封土を朝廷に返上するに及び、改めて其地の知事となし、依然として、舊封内を治めしが、尋で、これを停め、封領の多少により各々公侯伯子男の爵を授け、華族に列したり【國】古き時代は詳かならず、鎌倉時代には、一族大名、守護大名の別ありしこと書札法式拔萃に見え、室町時代には、領土の上より國持(クニモチ)と稱す、准國持の別あり、情義の關係より外様大名の稱あり、外様とは、幕府に對して一家一門または純然たる君臣の關係なきものをいへり、また室町時代の中葉以後より、桃山時代にかけては、以上の外法師大名の稱あり、これは僧侶にして大名たるものをいへるものにして、當時の俗稱なり、江戸時代に及びて其制や、整頓し、親疎の關係より家門、譜代、外様の三つに分ち、封土の上より國主(國持)といふ、クニモチ(參看)准國主、城主、(シヤウシユ)參看)城主格、領主(城を有せざるもの)をいふ、等の別あり、家門とは、徳川家康の子孫を封土に據らしめたる親藩の稱にして、尾張、紀伊、水戸の三藩、所謂三家(サンケ)と稱するものと、越前家(松平、會津家保科、後松平を稱す)との五藩あり、而して其五藩主の子弟にして諸侯たるものを凡て庶流と名けたり、(三家の庶流は、これを連枝といへり)美濃高須松平氏の尾張における、伊豫松平氏の紀伊における、讃岐高松松平氏の水戸におけるが、ときこれなり、此外家門に准ぜられしものに、因幡島

タイム

タイム

タイム

取の池田氏、伊豫松山の久松氏、伊勢桑名の久松氏、武藏忍の奥平氏、石見沼田の松平氏の五氏ありき、譜代大名とは、從來の支族にして臣下に列したるもの、及び徳川氏の祖先以來臣禮を取りたる諸家をいふ、これに安祥御譜代(酒井、阿部、植村、大久保、石川、本多、青山、或はいふ酒井、榊原、大久保、本多、植村、大須賀なり)同時御譜代(井伊、榊原、島居、戸田、永井、水野、内藤、安藤、久世、井上、安倍、秋元、渡邊、伊丹、屋代、駿河御譜代(板倉、太田、松平(伊豆守)、右京亮、備中守等の家)西尾、土屋、森川、稻葉、藤堂、高木、堀田、牧野、奥平、岡部、小笠原、朽木、諏訪、保科、土岐、稻垣、丹羽、三浦、遠山、加々木、内田、小堀、西郷、奥田、脇坂、京極、毛利(内膳正の家)山口、柳生、堀、那須、蜂須賀(飛騨守の家)、増山等の諸家の稱あり、此外秋田、有馬、相馬、水谷、本庄、柳澤は五代將軍綱吉の時、加納は八代將軍吉宗の時譜代となり、且吉宗の時三家の庶流もまた譜代となりたり、なほ松平の諸家が譜代なりしは記述するまでもなし、外様大名とは前に既にいへること、幕府と本支族の關係なく、また嚴正なる君臣の關係なく、所謂被征服者にして、此時代の外様は、關ヶ原戰役に、徳川氏の命令を奉じて之に隸屬し、もしくは戦後に降伏せるものをいひ、また表大名、上方衆、國衆ともいへり、加賀の前田氏を以て其上首と爲す、而して所謂國持準國持といへるものは、皆外様大名中の一資格なり、なほ下野の喜連川氏は家祿五千石なれども、特に十萬石以上の格に列し、蝦夷の松前氏は封祿の定額なく之を無高と稱したり、(後三萬石となる)【國】古き時代は詳かならず、江戸時代には、大名一般の服従すべき大概の條目は武家諸法度の中に規定せられたり、(アケシヨハッド)參看)今其重なるもの並に同法度

に洩れたるものを記すべし(一)參觀交臂、諸大名は皆或非月の間江戸に滞在し、期滿つれば、他の大名と交替して在國の暇を賜ふ、家々によりて多少の相違あり、(サンキンカウタイ)參看(二)人質、諸大名は必ず藩邸を江戸におき、人質(證人と稱す)を出さしむるの制なりしが、四代將軍家綱の時之を停められたれども、なほ其正室嫡子を此處に留めしめ以て人質に擬したり、文久年間に至りて之を廢し、其歸國を許したり【國】尤も重きものを軍役(ケンヤク)參看)と爲す、此外江戸城門の守衛、大阪駿河の兩加番(オホサカカバン)「スヅカバン」參看、江戸城並に其附近及び寛永増上の兩寺、湯島聖堂等の消防(グイミヤウケシ)參看)辻番(ツツパン)參看)等は皆諸大名中より擧げて其任務に服せしめ、其他關所所在地の領主は其警備に當り、(セキ)參看)また必要と認めたる邊の地の守備も便宜に従ひて、之を諸大名に命じたるのみならず、なほ各種の土木役を賦課し、罪人を預け(グイミヤウアツケ)參看)公家衆の下方、朝鮮使節來聘の際の如きは、皆其待付役を、大名中の或者に命ずるの制なりき【家門】家門、譜代、外様、又は國持、准國持、城主、城主格、または從來の慣例等により、官位の昇進、城中の席次、上使の資格より、供進等に至るまで皆相違あり、席次は次頁の大名表にあり、就きて見るべし、なほ供進(トモツレ)家格(カカシ)參看(吾妻鏡、平家物語、保元物語、源平盛衰記、太平記、書札法式拔萃、勢州軍記、朝日物語、甲陽軍鑑、板坂卜齋記、賀越關争記、柳菴秘鑑、官中祕策、徳川實紀、續徳川實紀、要覽辨志、慈教類典、武家殿制錄、殿居齋、泰平年表、徳川禁令考、藩翰譜、徳川盛世錄、古事類苑官位部)【備考】表中、詰所城及陣屋は、慶應二年現在に係る、

Table of domain data for page 1648. Includes columns for '領地名' (Domain Name), '領地高' (Domain Area in Chobun), '領地姓' (Domain Surname), and '領地名' (Domain Name). Rows are organized by era: 慶長十九年 (Keicho 19), 貞享元祿 (Enkyo Genroku), 文化十年 (Bunka 10), 慶應元年 (Keio Genji), and 明治二年 (Meiji 2). The data lists various domains such as 津和野, 松山, 山家, and 山家, along with their respective lords and family names.

Table of domain data for page 1649. Similar to page 1648, it contains columns for '領地名', '領地高', '領地姓', and '領地名'. The data is organized by era: 慶長十九年 (Keicho 19), 貞享元祿 (Enkyo Genroku), 文化十年 (Bunka 10), 慶應元年 (Keio Genji), and 明治二年 (Meiji 2). Domains listed include 津和野, 松山, 山家, 山家, and 山家, with details on their lords and family names.

タイム

【筑前】	【土佐】	【伊豫】	【讃岐】	【阿波】	【淡路】	【紀伊】	【長門】
福岡	高知	大洲	高松	徳島	洲本	和歌山	萩
黒田長政	山内忠義	加藤嘉明	生駒正俊	蜂須賀至鎮	池田忠雄	浅野長辰	毛利秀就
五三〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一七〇〇〇〇	一六〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
秋	中	小	丸	徳	和歌山	萩	萩
黒田元重	山内直久	加藤泰忠	松平頼常	蜂須賀正武	徳川光貞	毛利元吉	毛利吉就
五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
秋	高	小	丸	徳	和歌山	萩	萩
黒田長房	山内豊資	加藤泰備	松平頼義	蜂須賀治昭	徳川治寶	毛利元義	毛利齊照
五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
秋	高	小	丸	徳	和歌山	萩	萩
黒田長徳	山内豊範	加藤泰令	松平頼聰	蜂須賀齊裕	徳川茂承	毛利元周	毛利慶親
五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
秋	高	小	丸	徳	和歌山	萩	萩
黒田長知	山内豊誠	加藤泰令	松平頼聰	蜂須賀茂昭	徳川茂承	毛利元敏	毛利元徳
五〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
柳之間	柳之間	柳之間	柳之間	柳之間	柳之間	柳之間	柳之間
子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋

タイム

【周防】	【安藝】	【備後】	【備前】	【美作】	領地
廣島	備前	備前	備前	備前	領地名
島正則	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
四六三〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	領地名
徳山	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
毛利元賢	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
五〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	領地名
徳山	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
毛利就壽	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
三〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	領地名
徳山	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
毛利元蕃	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
四〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	領地名
徳山	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
毛利元蕃	山崎家治	山崎家治	山崎家治	山崎家治	領地名
四〇〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	領地名
柳之間	柳之間	柳之間	柳之間	柳之間	領地名
子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋	子外様陣屋	領地名

慶長十九年

貞享元祿

文化十年

慶應元年

明治二年

家格

三家門城

ダイミ

水所御米藏 土方大和守 一萬千石
 増上寺 有馬芝蕃頭 二十一萬石
 上野 佐竹右京大夫 廿萬五千八百石
 聖堂 井上力三郎 一萬石
 猿江御材木藏 板倉越中守 二萬石
 大手組方角火消 久世謙吉 五萬八千石
 同 仙石道之助 五萬八千石
 同 安藤對馬守 五萬石
 同 松平美作守 三萬石
 同 加藤能登守 二萬五千石
 同 板倉伊豫守 三萬石
 同 秋月筑前守 二萬七千石
 同 溝口伯耆守 五萬石

右の内大手方櫻田方は譜代大名より、他は譜代外様の別なく命ぜられたり、而して其任に當れる大名は、出火に際し、火の見櫓の版木を合圖に繰出して、消防に従事するものにして、人員の定数は左の標準に従ふものとす、

二十萬石以上 騎馬十五騎乃至廿騎 足輕百三十三人 中間人足二百五十人乃至三百人
 十萬石以上 騎馬十騎 是輕八十人 中間人足百四五十人
 五萬石以上 騎馬七騎 足輕六十人 中間人足百人
 一萬石以上 騎馬三四騎 足輕二十人 中間人足三十人

而して出火の際、實際に主人の出馬は稀なりと雖も、其美を盡し麗を競ひ、互に勇を鼓して繰り出す有様は、最善事なりといへり、特に増上寛永の兩寺は歴代靈廟のある處たるを以て、大國の大名之を勤むるがゆゑに、壯觀もとより他の比にあざりき、かゝ

ダイマ

る際には老中も亦本山に出馬し、使番を指揮して四方に傳令したり、また方角火消といへるは、大手櫻田の兩組に分れたれども、前にある大手方櫻田方とは全く別にして、要するに、城附護衛の遊軍ともいふべく、これまた火の見櫓の版木を合圖に繰り出し、人員の割合は前記のごとし、大手櫻田の二門に赴き、使番の傳令を待つ、蓋しみな老中目付等の指揮を受くるものなり、但し内曲輪の出火には、直接消防に従事すれども、外曲輪なる時は、火中の働を爲さず、唯火の粉飛火を防ぐのみを其職掌としたり、なほ天保の武鑑には大名八名あれども、安政の武鑑には四人を記したり、恐らくは變遷したるものなるべし、加賀藩(カト)に參看(柳營秘鑑、官中秘策、武鑑、徳川禁令考、江戸の花)

ダイメイリウ 題名僧 經供養などの時に、經文の題名をよみあぐる僧を云ふ、榮花物語本の聖の條に「絹は五十を講師にはとらせて、のこりは題名僧どもにこそとせめ云々」と見えたり、

ダイモン 大紋 袴布にて作れる直垂をいふ、同朋、進物番等は革を用ふ、武家五位諸大夫、并びに同朋、進物番の禮服なり、諸大夫著用のものは、地絹麻、龍紋麻を用ひ、色定めなし、晒を用ふるを本式とす、袴の腰紐は白の練を用ふ、腰板の角丸くして、腰紐は白練の上刺なり、進物番の著するものは、俗に御貸大紋と稱し、殿中裝束の時、納戸方より貸與し、式終れば返納す、色は水淺黄にして、唐

ダイモ

花菱の紋所を染出したリ、諸大夫は下腰の袴袖口等白色なれども、同朋、進物番は共に白色を禁ず、袴は孰れも長袴なり、公家にては、攝家清華の諸大夫、或は地下の諸司官人等着用せり、なほ直垂(ヒタタレ)の條を見よ、服制(フクセイ)の挿繪參看(四季草、青標紙、裝束甲冑圖解、徳川盛世錄)

ダイモンキヤウレツ 大紋行列 江戸時代、將軍が城内紅葉山なる東照宮へ參詣の御成行列をいふ、御側御小姓等大紋にて跡に隨ひ行くを以て此名あり、御成(オナリ)參看、

タイヤウレキ 太陽曆 曆の一種、明治五年十一月、天保壬寅曆を廢して之を用ふ、(コヨミ)參看、

タイラウ 大老 大家老の義、家老ともいひしことあれども正稱にあらず、(桃山)桃山江戸兩時代に於ける武家の職名、若者の輔佐職にして、桃山時代には五奉行の上に、江戸時代には老中の上に、諸代十萬石以上の大名を以て之に宛て、官位從四位上、中將又は少將侍從等に補す、毎日登營して上部屋にあり、老中と同じく退出すれども、月番運署、評定所出座の務なく、唯内書のことと與かる、(井伊直弼の時に至り御用部屋に出仕せり)無上の重職たるが故に常に之を置かず、福地櫻痴居士の説に「大老は御用部屋には著せすして、別に其詰所を設け、凡て閣老等より將軍家へ具申すべき事務は、大老若之をきいて、或は專決し、或は執奏して其可否を令す、苟も大老が可否したる事に付きては、將軍家にて、容易に之を變更せしめらるゝことなし、もし將軍家と大老との間に、意見の衝突する事ある時は、大老には、台旨と雖も、これを實施せしめざるの權力

タイラ

あるが故に、其職を罷免せざれば、台旨も行はれざる場合ありとすといはれしは、最要を得たるものにして、王朝時代における攝政關白に相當せり、世或は今日の總理大臣の如きに心得るは誤りなり、當時總理大臣に相當せるは、首坐の老中なり、(ラウヤ)參看)但し井伊直弼に及びて、趣を異にせり、(豊臣)豊臣秀吉諸大名の中、重望ある徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景を以て大老となし、大政を參決せしむ、大老の稱實に此に始まる、然れども其設置の年代詳かならず、木下文書、伊達文書等を按ずるに、文祿四年の五大老連署の條目、及び起請文あれば、同年には既に之れありしこと明なり、恐らくは文祿三四年の間ならんか、慶長二年降景免じ上杉景勝之に代る、人員五名あるを以て、世に五大老と稱す、秀吉の薨後、利家また續いて歿し、幾干もなくして關ヶ原の亂起り、兵馬の權徳川氏に歸するに及び、大老の職自ら廢滅せり、江戸時代に於ては、寛永十五年十一月、土井利勝、酒井忠勝の二人、瑣細の職掌に預る事は悉く免され、期望の外は大事ある時のみ出仕し、老臣と會議して之を參決すべしとの命を蒙る、これを大老の起因と爲す、蓋し之より先、徳川氏なほ參河にありし時、大久保、石川、酒井の諸家を以て家老と稱し世襲なりしが、後ち本多、榊原、井伊の三氏を加へ、常に年寄奉行(即ち後世の老中)の上に位し、獨り政事の機密に參するのみならず、専ら諸士の頭領となりて軍將の職を兼ねたりしが、二代秀忠の時も舊によりて改むる所なく、なほ家老と稱したり、即ち大老に相當せるものなりしが、此の時に當り大老の稱いまだ起らずと雖も、其實漸く備はれり、既にして利勝、忠勝卒し、寛文三年二月忠勝の子忠清はじめて大老職

タイラ

に補す、江戸時代に於て大老の稱、いにはじまる、蓋し桃山時代の遺制に倣ひたるなり、時に將軍徳川家綱多病にして政を視る能はず、大小の事悉く擧げて忠清に委任せるを以て、權勢朝野を傾く、而して其邸宅大手門外下馬札の傍に在るがゆゑに、世人下馬將軍と稱したり、家綱薨じ綱吉立つに及び、忠清旨に忤つて職を免じ、堀田正俊之に代る、正俊將軍擁立の功を負ひ、また頗る權勢ありしが、稻葉正休の爲めに害せられたり、其後井伊直該(はじめ直興)同直幸、同直亮等任ぜられたれども、其實權なく、殊に直幸の如きは、田沼意次に賂して漸く任補せられたるなれば、伴食たりしや知るべきのみ、安政五年井伊直弼大老に補するや、舊來の慣習を破り、直ちに御用部屋(所謂内閣なり)に出で、首相の席に就きて大政を參決せり、是に於て別に首坐の老中を置かず、直弼自ら大小の實務に當りしより、大老の職務漸く變じて、古の攝關にして太政大臣を兼ねたるが如きものとなりたり、萬延元年直弼櫻田門外に横死したるの後、また暫く此職を闕しが、慶應元年酒井忠績任ぜられしも、時既に幕府の末造に際し、紛亂の世態なりしを以て、其權頗る輕く、又前時に比すべきにあらざりき、いま江戸時代に於ける大老の任免を示せば左のごとし、但し土井利勝酒井忠清の時、前にいへるがごとく、いまだ大老の稱なしと雖も、其實全く備りたるを以て便宜上載する事となしたり(續本朝通鑑、職掌錄、有司勤仕錄、徳川實紀、續徳川實紀、藩翰譜、野史、嘉永明治年間錄、幕末政治家、古事類苑官位部)

姓	名	任免(又は卒日)	將軍
土井	大炊頭利勝	寛永五十七、七十一、七十五	家光
酒井	讚岐守忠勝	寛永五十七、七十一、七十五	家綱

タイラ

酒井雅樂頭忠勝 寛文三十九、延寶六、七、九
 堀田筑前守正俊 天和元、三十一、貞享元、八、九
 元祿十六、三十一、元祿三十三、三十二
 井伊掃部頭直該 正徳元、二、三十一、正徳二、三十一
 井伊掃部頭直幸 天明四、五、六、七、八、九、十
 井伊掃部頭直亮 天保六、七、八、九、十、十一、十二、十三
 井伊掃部頭直弼 安政五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三
 井伊雅樂頭忠績 慶應元、二、三十一、慶應元、三十一
 家綱 家宣 家治 家茂 家茂 家茂

タイラウ 大牢 江戸時代に於ける牢舎の一種、庶民にして戸籍を有する者を入るゝ處なり、牢屋(ラウヤ)參看(牢獄筆記)

ダイリ 内裡 皇居をいふ、後世には里内裡の略稱としても用ひられたり、また内裏とも書す、(クワキヨ)「サトダイリ」參看、

ダイリテン 大輪轉 女司、主職女官、御手洗女官、掌縫女官、園司、主水、東監等、女官の紋符を云ふ、また小輪轉と云ふあり、園司、主水、東監等の紋符を云ふ、輪轉とは、女官を以て相遞に輪轉して紋符せしめらるゝ義、大小とは多少と云ふ意なり(建武年中行事略解)

タイリヤウ 大領 郡司の一、ケンツシを見よ、

タイリヤウ 大兩 物をはかる目方の名、大寶令の制を按ずるに、目方の稱呼は銖、兩、斤の三種に分ち、兩はまた大小の二つに分つ、而して小三兩を以て大一兩に當て、地を度り、銀銅穀を量るもの皆大を用ひ、其外の官私悉く小者を用ひしめしが、延喜式の制には之を改めて總て大を用ひ、晷景を測り、湯藥を合はすにのみ小を用ひしむることとなりたり(ハカリ)參看)古今要覽稿に「大寶令の權衡は、黍

タイレ

貳千四百粒の重を一兩とし、十六兩を一斤とし、四十八兩を一斤とすること、唐の權衡とおなじ、是を量に比するに、壹合の黍は、十篇一萬二千粒にして、小五兩の重さなり、是を今黍に考ふるに、大寶小壹合、今の壹勺四撮五有奇にあたる、一勺四撮五有奇の黍の重、今秤五錢八分有奇にあたり、五錢八分有奇に三を乗じて、十七錢四分有奇にあたる、是大壹合の重さなり、此を五分して小一兩を求むれば、今の三錢四分八釐有奇にあたる、此黍二千四百粒の重さなり、黍の大き百粒にして横黍一尺にあたるものなると、普通の黍は百粒曲尺の七寸三分に過ぎず、用ゆるにたへず、是を小一兩として三を乗じ、大一兩を求むるに、十錢零四分四厘有奇にあたる、また是を度にもとむるに、方一寸に分積一千あり、即黍千粒に比すべし、千粒は十銖なり、よつて横黍百粒尺(即今曲尺)の曲尺八寸三分三釐有奇の方寸を大尺(即今曲尺)にもとむれば、方八分三釐有奇にして、分積五百七十八分零九厘五有奇にあたる、即小尺の千分なり、水を以て準とし、この方寸の重さをこゝろみるに、四錢四分六釐有奇なり、是を十銖として一銖をもとむるに、今の四分四釐六毫有奇にあたる、二十四を乗じて十錢零七分零四毫有奇をうる、是黍にもとめたる十錢零四分四釐有奇と、僅に二分六厘を差ふ、是共に唐秤をもとむる法にして、六典及び皇朝雜令と相同じといへり、

タイレイ

台山と稱するを模倣したるなり、又台嶺、台峯、北嶺とも云へり、

ダイワ

大和 私年號、持統天皇四年に相當し、凡七年間繼續す、諸國記は同天皇九年に相當し、凡二年間繼續と爲す(逸年號考)

ダイワン

沙古に作る、歐人はホルモザと稱し、我國にては古くは高砂といひ、近時は臺灣の稱に從へり、北緯廿二度より廿六度、東經百廿度より百廿二度の間に嶺の一大島嶼にして、北東より南面に向ひて長楕圓の形を爲し、長約二百哩、闊六十哩乃至七十里、周圍約四百五十哩なり、即ち我九州と殆ど同積を有せり、而して大凡二百哩の海峡を隔て、清國福建省と相對し、東北八重山群島を隔て、遙に琉球に相接するに至れり、最古の住民は何種族なるかは、詳かならざれども、耶蘇紀元前數世紀の時、東北地方より移住民臺灣に來り、漸次に北部及び西部の平地に殖民したり、リズ博士は此種族は琉球群島より來れるものならんといへり、而して蘭人は此をロンキュー種族と命名したりき、西曆六世紀の末葉に至りて、南方諸島に住したる蠻俗の馬來人種の一隊漂著し、本島西部の全平地を占領するや、所謂ロンキュー種族の大牛は撲滅せられ、唯一部の種族山中に逃れて、漸く其獨立を保つのみ、尋で隋煬帝の大業七年(推古天皇十九年)之を征せしことあり、後ち元太祖の時、征服を試みたりども、其目的を達する事能はざりき、明朝の時に至り、客家族といへる一種族、支那人の壓迫を蒙りて、支那大陸より臺灣に移住し、西部及び北部に住せる諸種族の間に散布したり、明末に至り支那、日本、西班牙、葡萄牙、和蘭の商民等、互に通商貿易を試みたるが爲め、大に繁榮を來し、各々殖民地を有して互に勢力を争ふ、是より先西曆一千六百二十年(元和六年)、東印度商會の重役は、パタービアの總督クランに令し、支那通商上便宜の一方を占領すべきを述べ、臺灣の地位の尤も適當なるを説きしかば、クランは其計畫を

ダイワ

施し、まづ澎湖列島を征略して、本島に一城壁を築けり、かくて蘭人は船を厦門に送りて、通商條約を締結せん事を請ふ、時の福建太守は蘭人を澎湖列島より放逐せんが爲めに、蘭人に示すに、對岸の臺灣府に於て支那商船と貿易するを許可したり、蘭人は直ちに命を請ひ、澎湖本島の城壁を毀ち、臺灣府前の一小島に城壁を建設し、セーランヤ(安平城)と名づく、此に於て大平地の要衝は、遂に全く印度商會の占領に歸したり、然るに當時西班牙は、和蘭と不和なりしを以て、マニラより日本に航せんとする西班牙人は、臺灣の一部に於て新領土を得て、風雨の難を凌がんとし、西曆一千六百二十六年(寛永三年)西班牙の遠征軍は、臺灣島に上陸して、北部の基隆港を占領し、サルウワドルといへる城壁を建設し、西方淡水の邊まで其主權を擴張したり、又當時日本人も盛んに通商を試みて殖民地を作りたりしが、會々支那海賊の首領顏振衆といへる者、日本人と連合して其甲螺(頭領の意)となり、臺地に據りて、近海を剽盜せり、振衆歿後、鄭芝龍之に代りて威を振ひしが、網紀既に破破せる明朝は之を制する能はざるを以て、誘致して總兵官と爲し、更に南安伯と爲したり、是に於て芝龍は臺灣を棄て、明朝の爲に力を盡すこと數年に及ぶ、既にして清の大祖滿洲より興起し、明を滅すに及び、芝龍遂に清に降る、芝龍の子鄭成功父に從はずして明の恢復を圖りしも、容易に志を達する能はざるや、臺灣に據りて爲す所あらんとし、順治十八年(寛文元年)臺灣を襲ひて、之を占領し、赤嵌城を増築して本營と爲し、且臺灣島を安平鎮と改名し、城を承天府と稱し、天興萬年の二縣を置く、康熙元年三月(寛文二年)歿したるを以て其子經、跡を繼ぐ、此時に當り、島内永住の支那人は、非

ダイワ

常に多數に上りしを以て、本島の西部及び北部の一圓に蠟集するに至り、爲めにマレイ人種は逐斥せられ、時と共に自ら衰滅するの狀態に陥れり、既にして鄭經は其族鄭泰と不和を生じ、泰の一派は相率ゐて清朝に降る、清朝以て好機會と爲し、康熙二十年十月(寛文三年)兵を擧げて經を襲ふ、經防戦して利あらず、鄭氏の軍はよりして勢を失ふに至り、諸將相尋で清に下るもの多し、康熙二十年正月鄭經卒し子克塽立つ、同二十年清朝施琅に命じ之を圖らしむ、施琅まづ澎湖島を略し、進んで臺灣に迫り、連戦皆勝つ、克塽遂に敵すべからざるを知り、出て降る、成功が臺灣によりて凡二十三年なりき、是に於て施琅は清廷に疏して自ら臺灣の地を經略し、且つ克塽を京師に送る、清主克塽に漢軍公を授けて臣となす、尋で又東寧の名を舊の臺灣に復し、臺灣、鳳山、諸羅の三縣を置き、兵營を分つこと凡十、福建太守の指令により巡撫の官を設け、兵八千を遣りて其地を守らしめ、又別に兵二千を派して澎湖を守らしめ、全く清國政府の治下に屬す、されど住民尙鄭氏を慕ふ者尠ならず、遂に朱一貴、林爽文、蔡牽等の叛亂相尋で起りしも、皆平定して臺地の全土靜謐に歸す、島民は支那の殖民の外、其大部分は無識の蠻民にして、各々部落を立て、相集り、僅に清國の政令を受くるものは、之を熟蕃と稱し、化外にあるものは、之を生蕃と稱するの有様なりしを以て、時々此等の蕃民より災害を生じたることあり、宣光帝の道光廿二年、英國軍艦此地に漂到せし時、臺人其乘組員を殺したるが爲め紛議を生じたれども、清國政府の陳謝によりて事なきを得たり、穆宗帝の同治十四年(明治四年)琉球藩の人漂著して生蕃に殺されしより、日清兩國間の紛議を來し、其結果日本の出征となり、清國政

ダイワ

府は償金五十萬兩を日本政府に納れて僅に局を結べり、光緒十年(明治十七年)清佛戦争起り、翌年六月佛軍鷓鴣を占領し、十月淡水を砲撃し、同時に臺灣島の全西岸を封鎖したりしが、幾干もなくして平和條約成るに及び、臺灣澎湖列島は佛軍の占領及び封鎖を免かるを得たり、是より、清國は深く臺灣に意をそそぎ、光緒十一年、臺灣を福建州より分離し、澎湖島と共に一省と爲し、更に全省を三區劃に分ち、北部臺北府に對して、南部に臺南府をおき、臺灣府を臺南と改め、劉銘傳を巡撫の任に當らしめたりしが、光緒二十一年(明治二十八年)日清戦争の結果、臺灣は遂に日本の版圖に屬したり、吾國戰國争亂の世に當り、所謂和寇の徒の跳梁を極むるに際し、正親町天皇永祿六年(明の嘉靖四十二年)我寇民閩粵の境に至りしを、明將戚繼光之を破りしかば、寇民遁れて臺灣に向ひたりといひ、其後支那の流賊林道乾といへる者我寇民に與し、浙閩の邊海を掠めたるに、敗れて臺灣に走りたりといへり、以て我が寇民が既に根據を臺灣に占めたりし事を伺ふべきなり、これより日を逐うて我國民の臺灣に至るもの漸く多し、商人等は、定規に従うて臺灣に往航し、賦税、砂糖、其他支那より輸入し來れる生絲を買収する等の事を營みしが、彼等は臺灣市府にも到り、此地方の景色を愛し、百年の壽を保つべきなりとて高砂と稱したり、慶長十四年徳川家康も亦夥多の使節を臺灣に派し、通商貿易を圖りしかども、少しも、其效を奏せず、使節の中或は虐殺の害に遭へるものあり、或は奴隷に賣らるものありしと雖も、又一方には好報を齎して、本島土民の使節を伴ひ、歸國するものもありき、元和元年家康は長崎の人耶蘇信者なる村山等安に、臺灣征討の事を命ず、等安は其子ヨハン、ヤョアン(邦名詳

ダイワ

かならず)をして彼地に派遣したりしも、效を見ずして歸る、蘭人の記載する所によれば、彼は西曆千六百十五年(元和元年)と翌千六百十六年(元和二年)の兩年に三千乃至四千の兵を送りて臺地に鞏固なる立脚地を構へたりしも、後援のなかりし爲め、事幾干もなくして敗れたりといへり、かく幕府の對臺灣政策は失敗に終りたりども、我が商民の渡航するもの舊に倍したりしが、尋で和蘭人と日本人との競争を生じたりき、此時に當り蘭人は臺灣府前の一小島に城壁を築き、臺灣の和蘭總督は漸次に勢力を高め、住民に租税を課し、輸出入品に對して苛税を徵收すべしとのパタービヤよりの訓令を奉じ、銳意其實行を圖れり支那商人、臺灣土農、其他近傍の支那人等は、蘭人の有したる徴々たる守備兵と數門の大砲とを一見して戰々戰々として總督の命令に服従したれども、日本の殖民及び商人等は關稅の請求に應ずる事を拒絶したり、(はじめ蘭人は事實上日本人の關稅を免除したり、これ日本における印度商會が、商賣の自由を有したる爲なりき、然るに西曆千六百二十六年即ち我が寛永三年より他と同一の取扱を受くる事となりたり、此時に當り長崎の豪商末次平次配下なる濱田彌兵衛は、和蘭の臺灣總督ヒーター、マイツの不法行為を憤り、寛永五年臺灣に渡航し、マイツの邸内に亂入し、マイツを捕へて嚴重の談判を開き、先に差押へたる商品を支拂はしめ、其子を質として歸朝したり、(ハマダヤヘエ)參看)寛永十五年領國令の出づるによりて交通全く絶ゆ、既にして鄭芝龍臺灣に據り、明朝の爲めに力を盡すや、正保二年十二月使を我國に遣はして援兵を乞ふ、幕府省せず、三年八月芝龍再び我國に援兵を請ふ、時に幕府の議未だ決せざるに當り、福州既に陥り、芝龍清に降るの報を得て其事遂に

タイワ

罷む、慶安元年七月芝龍の子鄭成功更に書を長崎の譯官に寄せて援兵の事を乞ひし、幕府は之を省みざりしが、明暦元年七月また書を幕府に呈して援助を請ふこと頗る切なりしと雖も、幕府は遂に應ぜざりき、下りて明治の初年に及び、我國民臺灣に漂著して、蕃民の爲めに殺さるゝや、政府は清國政府に對して此事を詰問する所ありしも、清國は言を左右に託して我要求に應ぜざりしがゆゑに、西郷從道等に兵を授けて蕃地を征せしが其極價金を清國より得て局を結びたり(タイワンノエキ參看)既に明治十七年朝鮮の事によりて日清戦争起り、清國は遂に臺灣を割きて日本に讓與することとなり、廿八年六月二日授受の手續を終ふ、此に於て新たに臺灣總督府を置き、陸海軍の將官を以て總督に補し、臺灣並に澎湖列島を管轄せしむる事となれり(野史、臺灣志、臺灣島史)

タイワンノエキ

臺灣役

年琉球宮古島の人六十人臺灣に漂著し、多く蕃民に虐殺せられ、生きて還る者僅に十三人のみなりしが、同六年三月小田縣の漂流民四人亦臺灣に至りて害に遭ふ、是に於て臺灣征討の議始めて廟堂に起る、而して臺灣の地たる、一半は清國に屬し、一半は所屬明らかならずしゆゑ、政府はまづ清國政府に質すの必要を感じ、會々全權大使副島種臣盟好を訂せんが爲めに清國に赴くを以て、命じて臺灣の事を問はしむ、清國生蕃を以て化外の民と稱し、且つ琉球が日本の部屬にあらざるを抗論す、種臣曰く、臺灣の蕃民我民を害す、理當に懲罰すべし、若し貴國にして指て治めずんば、吾邦將に一軍を派して之を治めん、庶くは他日異議ある勿れと、即ち歸朝して臺灣の征討すべきを奏上す、朝議在舊いまだ決せざるなり、既に

タイワ

して征韓論まづ起り、尋で内閣の分離となり、民選議院の建議となり、佐賀の叛亂となり、國內頗る多事、而してこれ皆現政府に對する不平黨の多きを示すものなるがゆゑに、當局者は、此の不平黨をして餘憤を外に漏らしめんことを謀り、遂に臺灣征討の策を決す(臺灣志)明治七年四月陸軍中將西郷從道を臺灣事務都督と爲し、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍と爲し、兵三千六百餘人を率ゐてまづ長崎に到り糧食を備ふ、また臺灣蕃地事務局を正院に置き、參謀大隈重信を以て長官と爲す、越えて五月從道等は日進、孟春、明光、三邦の四艦を率ゐ、長崎を發し、且更に陸軍少佐福島九成をして、別に清國廈門に遣り、師を發するの事を告げしむ、既に我軍進みて臺灣に抵る、諸酋長争うて款を納れしが、獨り牡丹社兇頑にして服せず、是に於て五月廿二日大學して軍を竹社、風港、石門の三道より進む、蕃人險に據りて之を拒ぐ、我軍兵を分ち、繞りて疊後に出でしかば、蕃人等狼狽して奔竄し、遂に牡丹社酋長阿祿父子を斬る、生熟の二蕃風を聞きて驚慄し、前後來り降る、時に暑熱燼くがごとく、加ふるに霖潦連旬に互り、我兵病みて斃るゝもの多し、然れども屈せず、進んで牡丹社の根據地に迫り、石門に到りて其廬舎を燒く、蕃人窮蹙して出で降り、生蕃略ぼ平ぐ、我軍即ち成をおきて兵を收め、龜山を以て本營と爲し、都督府及び病院を設け、荆棘を拓き、橋梁を架して久屯の計を爲す(臺灣志)是より先征臺軍の發するや、政府は柳原前光を全權公使とし、清國に差遣して出師の理由を告げしむ、清國違言あり、前光辯論する所ありしも、諸はざりしを以て、八月内務卿大久保利通を辦理大臣と爲し、委ぬるに軍事を以てす、利通等九月北京に入り、軍機大臣和碩恭親王、大學士文祥等に總理衙門に

タイワ

唐

見え、往復辯論凡そ七回に及びてなほ決せず、延いて十月に至る、利通決然國旗を捲いて去らんとす、駐清英國公使ウエート間に居て調停する所あり、清國亦我征臺の舉を以て義舉と爲し、通路を修し、營舎を建てたるの費と、琉球人の被害を賑恤するの資とを併せて清銀五十萬兩を我に納れしめ、なほ清國は生蕃を檢束して爾後永く害を旅客に加へざらしめ、我兵屯戍を解くの期を以て、清國全く銀兩を輸する事と爲したり、利通因りて臺灣に赴き、從道に面して和の成りたるを告げ、十一月歸朝す、既に從道等また凱旋せり、此役我兵の戦死せるもの僅かに十二人に過ぎざりしが、氣候の異なるが爲め、病に罹りて死するもの五百六十一人、而して之が爲めに財を費やす事七百八十萬圓なりき(明治歴史)

唐 支那にて李氏の建てたる國號、祖を李淵と云ふ、西涼公李暹の後なり、父を昉と云ふ、北周に仕へて唐公に封せられたり、淵其後を嗣ぎて唐公となり、隋に仕へて弘化の留守となれり、隋の季世、群盜蜂起して亂を爲すや、淵の次子世民、世の亂れたるを見て、淵に大業を勸む、淵遂に兵を大原に起し、進で長安に入る、其勢甚盛にして恭王侑を立て煬帝を太上皇となし、遂に進で相國となり、隋帝の禪を受け國號を唐と稱せり、是を高祖皇帝と云ふ、當時群雄各地に割據して、海内尙未だ平定せず、世民自ら將として連年兵を接へ、即位七年に至りて海内定まる、帝意を内治に用ひ、學校を設け、官制を更め内律令を頒ち、班田を行ひ、租庸調の法を定め、府兵の制を作る、九年位を世民に傳ふ、是を太宗と云ふ、帝杜如晦、房玄齡等十八學士を採用し、能く其策を用ひて或は突厥を服し、或は吐谷渾、吐蕃、高昌等を降し、或は高麗を征し、或は薛延陀、回紇等を降し、或は天竺を

タイワ

服し、或は龜茲及び西突厥を伐ち、大に版圖を開きたり、諸政大に整備し、國內泰平、國賊外に輝けり、故に後世之を貞觀の治と稱す、在位廿三年にして崩じ、太子晉王治立つ、是を高宗皇帝と云ふ、帝の時前代よりの外征を繼ぎて功を奏せしも、晩年多病となり、皇后武氏に國政を委ねしを以て、大權自ら武后に歸するに至れり、帝在位三十四年にして崩じ、太子英王哲立つ、是を中宗皇帝と云ふ、武后皇太后となりて政を執り、遂に帝を廢して廢陵王と爲し、其弟豫王且を立て、尋で太后革命を圖り、大に唐の宗室を殺し、唐を周と改め、自ら則天皇帝と稱し、專恣甚だし、其後張柬之等武后に迫りて中宗を復せしめて、唐室を復興せり、然るに中宗暗弱にして皇后韋氏亦朝政を興り、帝の女安樂公主武三思の子崇訓に嫁せしより、三思宮中に入出入して皇后と通じ、共に朝政を恣にする、太子重俊皇后の子にあらざるを以て其事を喜ばず、兵を發して三思崇訓を殺し、遂に宮を犯し、事も敗れて死す、安樂公主皇后の朝に臨み、己を皇太女となさんことを欲し、共に謀て帝を弑し、温王重茂を立て、皇后自ら政を攝し、其勢盛なり、時に豫王且の子隆基、劉幽求等と謀り、兵を率ゐて宮に入り、皇后及び安樂公主等を斬り、温王を廢して父を立て、是を睿宗皇帝と云ふ、在位三年にして自ら太上皇と稱し、位を太子隆基に傳ふ、是を玄宗皇帝と云ふ、帝意を政治に用ひ、賢相を擧げて事を謀りしかば、國內能く治まり、文學技藝の盛衰を至したれば、後世開元の治と稱したり、然れども吐蕃の勢強盛にして屢々邊境に寇し、連年兵を交へ、加ふるに帝在位久しきに及び、漸く驕滿の念生じ、奢侈をなし、國用足らず遂に聚斂を事とするに至れり、帝又太子瑛、鄂王瑒、光王瑒を殺し、壽王瑁の妃楊太真を宮に入れ

タイワ

て貴妃となす、貴妃容色優れたりしかば寵を專にし、國政漸く亂る、當時安祿山と云ふ者あり、驍勇にして膽力に富み、諂あり、帝の左右に侍して寵を恣にし、遂に東平郡王となり、河東の節度使を兼ね、宰相李林甫薨じて楊國忠相となるに及び、遂に兵を擧げて反し、進で洛陽を陥れ、大燕皇帝と僭號す、更に關中に入り長安に向ふ、帝馬嵬に出奔す、將士皆怒りて楊國忠を殺し、貴妃を縊殺して發す、帝遂に成都に赴く、時に父老道を遮りて留らんことを請ふ、帝依て太子亨をして慰撫せしむ、父老又太子の馬を擁して行かしめず、遂に靈武に至り位に即く、是を肅宗皇帝と云ふ、帝、李泌と事を謀り、回紇の兵を借り、兵馬元帥廣平王儼、及び副元帥郭子儀、朔方將軍と共に賊を擊破し、遂に長安を復し、更に進で洛陽を復す、時に安慶緒既に其父祿山を弑して自立したりしが、遂に鄴に走れり、帝依て長安に入る、在位七年にして崩じ、太子豫立つ、是を代宗皇帝といふ、帝雍王适を兵馬元帥となし、賊を討じ、内亂始めて平定す、然れども内亂の爲め邊備完からず、外蕃の入寇を招き、吐蕃、西蔵、南詔屢々侵寇して止まざりき、唐の初め玄宗の時、邊境に十節度使を置き、數州を一鎮として外蕃の防禦をなさしめたり、安史の亂以後内地にも節度使を置き、賊の降將等を之に任じたり、是より民政兵馬の大權之に歸し、次第に驕慢跋扈して、朝命を奉ぜざるに至れり、德宗立つに及び、租庸調の法を改めて兩稅の法とし、財政の充實を謀り、又藩鎮世襲の風を改めて、其勢を殺がんことを企てしも、共に人民の不平を招き、河北淮西の諸鎮反して悉く失敗に歸し、藩鎮の跋扈六十餘年に亙るに至れり、かくの如く國勢衰ふるに當りて、上に英主なく、下に宦官の專權ありて、益々衰頹を招くに至れ

タイワ

り、宦官は武后の時より玄宗に至りて漸く盛になり、且つ信任愛用せられしより、漸く勢を得、德宗の時には兵權を握り、政務を専らにするに至れり、後遂に憲宗を弑して穆宗を立て、又敬宗を弑して絳王悟而立てしが、更に絳王を廢して文宗を立てたり、是より先き李紳李逢吉互に朋黨を立て、相争ひしが、後李德裕は李宗閔と軋撃す、文宗に及び宗閔宦官と結び、政を專にする、文宗宦官を除かんことを再度企てしも成らず、文宗崩するの後、宦官武宗を立て其勢益々盛なるに至れり、かく宦官盛なる上に朝臣朋黨を立て、争ふこと四十餘年、藩鎮の勢また減びず、天下の政事大に紊亂し、諸外國亦唐に寇するもの少からず、故を以て人民は流離し、盜賊四方に蜂起するに至れり、就中最も勢力を得たるを黃巢とす、黃巢は曹溪の間に起り、河南江南嶺南の各地を掠し、更に北上して洛陽を陥れ、長安に入りて大燕皇帝と僭號す、宦官僖宗を擁して蜀に奔れり、是より先き沙陀節度使李國昌其子克用と唐に背きて晉陽に逼りしが、唐兵の爲めに破られ離れ逃れたり、黃巢の勢盛なるに及び、唐沙陀の罪を宥し、克用をして之を平げしむ、克用唐軍を助け黃巢を平げ、河東の節度使となれり、賊の降將李全忠宣武の節度使となり、汴にありて克用と善からず、昭宗の時に至り、藩鎮各地に割據して互に争奪を事とす、全忠權略あり、淮南河南河北の諸鎮を平げ破竹の勢を以て河東の李克用と相争うに至る、この時に當り近畿の諸鎮屢々長安を侵し、かば、昭宗華州に出奔す、既に長安に還り、宰相崔胤と謀りて宦官を除かんことを欲し、全忠を召す、全忠因て兵を率ゐて長安に赴き、悉く宦官を殺し、梁王となりて汴に還りしが、崔胤を殺し、都を洛陽に遷し、昭宗を弑して哀帝を立て、遂に帝位を篡し汴に

ダウグー

先以来の例に因れるなり、幕府の末に、肥後と長州と、三本を免されしは特例なり、槍の柄、總朱總青貝(大刀打共)なるは、制ありて、餘人妄りに用ふるべしと能はず、總青貝の柄を用ふるは、紀州、長州、土州、備前、喜連川、松山、松代、小田原、松平周防、延岡、松本、吉田、關、盛岡の嫡子等なり、總朱の柄を用ふるは、酒井雅樂、土井大炊、松平伊賀の三家、旗本にて皆朱は、富永源太左衛門、長坂血鏡九郎の二人あるのみ、供連(トモツシ)參看(釋氏要覽、倭訓栞、辯遊笑覽、類聚名物考、皇典講究所講演「徳川氏の儀從」、徳川盛世録)

ダウグシユウ

道具衆(鍾奉行の被官にて馬の侍を云ふ、軍陣に長柄を取りて接戦するを専務とす、室町幕府の末葉より江戸時代の初めにかけて諸家に之を置く(武家名目抄)

ダウゲン

道元(名善玄と號す、嘉永五年孝明天皇佛性傳東國師の號を贈り、明治十二年更に承陽大師と加號せらる)久我通親の子、母は藤原基房の女、曹洞宗の開祖、正治二年正月京都堀川の邸に生る、十三歳叡山に登りて剃髮し、尋て三井に遊び、後建仁寺に在りて榮西禪師に謁し、衣を更へて禪宗に歸す、榮西の滅後、貞應二年四月、法兄明全と相携へて宋に入る、時に年二十四、之より育王徑山等の諸名藍に歴遊す、會々天童山の如淨禪師洞山の法燈を續いて道價甚だ高し、道元往いて之に參する、と三年、遂に洞山十四世の正統を嗣ぎて歸る、時に安貞二年二月なり、既にして京都の建仁寺に寓し、移りて深草に菴居し、天福元年興聖寺に轉す、然れども此地京都に近きを以て意に適せず、常に隱遁の志あり、寛元二年波多野義重大佛寺を越前に志比に創立して之を請す、道元應諾す、これ永平寺

ダウシ

なり、北條時頼其道譽を蒙り、請じて大戒を鎌倉の營中に受く、越前に還るに及び、時頼隨從の首坐元明に囑するに密附の帖を以てす、元明密かに之を受け歸る、道元聞いて直に元明を擯出し、更に其常坐する禪榻を毀ちて、榻下の土を除去すること、七尺の深きに及ぶ、後嵯峨天皇亦深く其操行を嘉し、勅して紫方袍を賜ひしかども、終身之を著けざりき、建長五年八月永平寺を、嫡嗣孤雲懷井に譲り、病を京都西洞院に養ひ、四月二十五日寂す、年五十四、法臘四十一、東山に荼毘して、其骨を永平寺側に葬る(釋氏要覽、正法眼藏、大清規、善勸坐禪儀、永平廣錄、學道用心集(佛敎各宗綱要、日本佛敎史要))

ダウシ

導師(佛敎にて正道に誘引する師の義、又一に唱導の師の義とす、後義より出でて、供養法會の役名となる、釋氏要覽に「十住斷結經云、號導師者、令衆生顯示其正道故、華首經云、能爲人說無生死道、故名導師」と又法華經に、是四菩薩、於其衆中、爲最上首唱導師」とあり、是古く供養法會の役名となりたるものと雖も、其書に見えたるは、天寶字四年三月東大寺大佛開眼供養會の時、印度の菩提仙那を導師となし、唐僧道濟を児頭師となしたりと云ふ、平安朝以後供養法會の儀式には、必ず導師、児頭引頭、唱、散花、梵音、錫杖、堂達等列座し、導師先づ禮盤に著して表白文を朗讀するなり、後諸宗の法會及び葬式にも此役名あり、
タウシキ 當色(一)官位相當に就きて著すべき服色を云ふ、按するに、其品の義ならん、(二)後に轉じて公物を云ふ、(三)は令に、凡服色者、白黃丹紫蘇芳緋紅黃綠蒲青紺縹緋縹黃縹衣縹縹縹、如此之屬、當色以下各兼得服之、兵範記仁平二年十一月十五日の條に、殿下御馬舍人居間、各令度不給當

ダウシヤウ

色裝束云々、庭訓往來に「家文當色等色々狂文盡、色節(銘)金銀云々、尺素往來に「廳下部皆當色連錦持以金銀風流、付于衣裳、候」とあり、猶禁色(キンシキ)參看すべし、(二)は、筋抄小忌條に「仁平元十一廿五祓記曰、臨時祭舞人隆長(小侍)青摺私調之、當色頭紙不令期故也、又摺袴條に「仁平元十一廿五祓記曰、舞人隆長摺袴(當色津賀利組私儲之)濃袴(私儲之、當色袴麗惡之故也)」と見えたり、これもとは、公物を下すには其勤仕に因て當色の服を調へ、賜はりしを以て、後には色を云はず、公物をさして云ふに至れるものなるべし(安齋隨筆、裝束色葉、後松日記)
ダウシヤウ 堂上 殿上人(デンシヤウビト)を見よ、
ダウシユウ 堂衆(續)延曆寺三塔に結番する僧を云ふ(釋氏要覽)第三十五代座主覺慧が承保四年二月就職の後ち始めて之を置き、夏衆と稱し、香花を供する事等を掌りしが後に學匠に對敵することとなり、源平盛衰記に、「抑堂衆と申すは、本學匠召仕ひける童部の法師になりけるが、金剛寺院の座主覺尊僧正、御治山の時より、三塔に結番して、夏衆と號して、佛に花奉りし輩なり、近來行人とて山門の威に慕り、切物奇物貴はたり、出舉借上入賀して、徳付公名付などして、以ての外に過分になり、大衆をも事とせず、師主の命をそむき、かやうに度々の合戦にうち勝て、いと我慢の鋒を研ぎける云々」とあり(天台座主記、源平盛衰記)

ダウセウ

道昭(俗姓船連、河内丹北郡の人にして、法相宗の開祖なり、白雉四年五月遣唐使に隨ひて入唐し、支那三藏によりて敎を受け、また傍ら禪宗をも傳へたり、在唐七年にして歸朝し、元興寺に住し、盛んに法筵を廢絶す、天明七年光格天皇勅して之を再興せしむ、安倍氏、津守國久記する所の古語を得て、之を進獻す、是に於て田御再び興る(歌品目、如蘭社語)
ダウタツ 堂達 法會の時の僧役の名、會行事の下に在りて、堂内の事を指揮し、儀式には、導師の方にも、児頭師の方にも、引頭、唱、散花、梵音、錫杖、堂達の順序に列座し、願文、願文を導師、児頭に捧ぐることを掌り(釋林象器箋)
ダウチヤウ 道場 佛敎を説き、佛道を修する場所を云ふ、釋氏要覽に「閑宴修造之所謂之道場、隋煬帝勅、遷改僧居一名道場、摩訶止觀、道場清淨境界治五住禪、願實相一來或名道社」と云へり、聖武天皇の朝、宮中に内道場を置くを始めとす、密敎行はるに、至り其秘密壇を置き、修法祈禱する場所を道場と云へり、後淨土禪等にも此稱を用ひ、念佛道場、專門道場等と云ふ、遂に一轉して武術を練習する場所を劍術道場、柔術道場等と云ふに至り、
ダウチユウフギヤウ 道中奉行 江戸幕府の職名、宿驛の取締を掌り、道路橋梁等道中一切の事を總管す、二人あり、大目付勘定奉行より兼帯す、老中の支配たり(釋氏要覽)萬治二年七月之を創置し、大目付高木伊勢守兼帯し、一人たりしが、元祿十一年勘定奉行松平美濃守これを兼めるに及び、はじめて二人となり、爾來大目付勘定奉行より兼帯する事となりたり、而して勘定奉行は多く公事方のものに補したりし、稀に勝手方より兼帯することありき、道中方、勘定組頭より兼帯す、下勘定所の分科なり、助郷割替、傳馬宿人用、石代何井田五分以上損耗免餘、五海道並木、立枯、植木、五海道橋普請、道中人馬定額、通行大名の人馬使ひ方等の事、皆其掌る所とす(道中方秘書、地方凡例

ダウセ

張る、後ち諸國を廻歴して路傍に井を鑿ち、津渡に船を設くる等、衆民の便を謀れること多し、山城の宇治橋の如き、また其架する所なり、後ち元興寺に禪室を營み坐禪を事とし、文武天皇二年大僧部となる、四年三月元興の禪院に寂す、年七十二、遺言によりて之を火葬す、本邦にて火葬を行ふ事茲に始まる(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)
タウセウタイシ 唐招提寺(續)大和國添下郡(今生駒郡)都跡村大字五條○招提寺とも云ふ(釋氏要覽)律宗の本山、十五大寺の一(釋氏要覽)天平寶字三年唐僧鑑真、聖武天皇の追薦の爲めに建立する所、初天皇故新田親王の舊宅を施入して戒院となし、藤原高房をして工事を監せしめ給ひ三年にして成り、唐招提寺と名づけ、備前水田一百町を賜ふ、寶龜七年播磨國の封五十町、十年上野讀岐國各五十町を充て給ふ、延暦二十三年律師如法の請により、勅して同地を賜ひ、永く律を講せしむ、仁壽三年寺田百七十八町を以て、永く傳法田となさしむ、後屢々沿革を経て、東西兩塔の如きは既に失はれたりと雖も、金堂以下諸堂宇儼然とし今に存す○金堂は中央に在り、七間四間にて土壇の上に立ち、棟の兩端に鸕尾を上げ、創建の當時のものにして、今存せる天平時代の建築中尤も宏壯なる堂宇とす、講堂は金堂の北に在り平城宮の朝集殿を賜はりて移し建立したるものなりと云ふ、建治元年大修理を行ひしを以て、内陣廻り、天井を除くの外は、多く鎌倉式なりと云ふ、金堂講堂共に特別保護に屬す、唐軍法力作の彌勒菩薩を本尊とし、十一面觀世音二體、釋迦、藥師、寶生如來(以上共に國寶)等優秀なる佛像を安す、金堂の東に舍利殿、禮堂寶藏(二棟校倉)相並び、講堂の北に地藏堂開山堂あり、鼓樓は金堂講堂の間の東に在り、鎌

ダウワ

倉時代の建築とす、特別保護に屬す、鐘樓は鼓樓に對して西に在り○寶物は、禮堂の釋迦赤梅檀像、地藏堂の地藏菩薩、開山堂の鑑真和尚像等、中興覺靜和尚坐像、唐招提寺勅額(以上共に國寶)等あり、又東征傳繪巻あり、鑑真和尚東海の傳記を圖せるもの、永仁六年運行の筆になる、今國寶となる(續紀、扶桑略記、元亨釋書、佛事志、大和題)
タウワクヒツケアラタメ 盜賊火附改火附盜賊改(ヒツケアラタメ)を見よ、
タウワ 田歌(續)雅樂の一種、歌を主として舞あり、故に田舞とも云ふ、舞狀は田植を象る故に名づくとも云ふ、其歌詞によりて考ふるに、蓋し豊稔を祝するの意なり、樂器は笏拍子、龍笛、篳篥を以てし、和琴を用ひず、其調は平調、其意は平調下無、黄鐘、盤渉、上無の五聲あり、舞人凡四人、冠青摺小忌衣、絲鞋等を著く、歌人以下之に準ず、其奏樂の順序は、(一)田歌音取笛、篳篥、合奏、(二)破、靜拍子、舞あり、其歌、「ミマシモシケヤ、ワカナヘトルテヤハ、シラマトルテコソ、シラマナヌラヤ、(三)急、ヤ、トミクサノハナヤ、ヤ、スラヒハナヤ、ヤ、サケナヘコナヘ、ヤ、スラヒハナヤ、ヤ、サケナヘコナヘ、ヤ、スラヒハナヤ、ヤ、トルマロモヤス、(四)急、スラヒハナヤ、ヤ、サケナヘコナヘ、ヤ、スラヒハナヤ、ヤ、ヒクマロモヤス、ヤ、スラヒハナヤ、ヤ、イハシメテチヨフルカミノ、ヤ、ミヨトニセンヤ、ヤ、スラヒハナヤ、(五)急、天智天皇紀に、十年五月辛丑、天皇御西小安殿、皇太子群臣侍宴、於是再奏田舞ことあるを、初見とす、後雅樂寮に田御師を置きしと見え、令集解古記に、田御師四人と見えたり、寶龜八年五月渤海使節來りし時に、田御を行はしめ、貞觀元年十一月大嘗會の時、多治氏田御を奏したりき、後ち大嘗會には行はれしが、戰國時代に至りて

ダウタ

廢絶す、天明七年光格天皇勅して之を再興せしむ、安倍氏、津守國久記する所の古語を得て、之を進獻す、是に於て田御再び興る(歌品目、如蘭社語)
ダウタツ 堂達 法會の時の僧役の名、會行事の下に在りて、堂内の事を指揮し、儀式には、導師の方にも、児頭師の方にも、引頭、唱、散花、梵音、錫杖、堂達の順序に列座し、願文、願文を導師、児頭に捧ぐることを掌り(釋林象器箋)
ダウチヤウ 道場 佛敎を説き、佛道を修する場所を云ふ、釋氏要覽に「閑宴修造之所謂之道場、隋煬帝勅、遷改僧居一名道場、摩訶止觀、道場清淨境界治五住禪、願實相一來或名道社」と云へり、聖武天皇の朝、宮中に内道場を置くを始めとす、密敎行はるに、至り其秘密壇を置き、修法祈禱する場所を道場と云へり、後淨土禪等にも此稱を用ひ、念佛道場、專門道場等と云ふ、遂に一轉して武術を練習する場所を劍術道場、柔術道場等と云ふに至り、
ダウチユウフギヤウ 道中奉行 江戸幕府の職名、宿驛の取締を掌り、道路橋梁等道中一切の事を總管す、二人あり、大目付勘定奉行より兼帯す、老中の支配たり(釋氏要覽)萬治二年七月之を創置し、大目付高木伊勢守兼帯し、一人たりしが、元祿十一年勘定奉行松平美濃守これを兼めるに及び、はじめて二人となり、爾來大目付勘定奉行より兼帯する事となりたり、而して勘定奉行は多く公事方のものに補したりし、稀に勝手方より兼帯することありき、道中方、勘定組頭より兼帯す、下勘定所の分科なり、助郷割替、傳馬宿人用、石代何井田五分以上損耗免餘、五海道並木、立枯、植木、五海道橋普請、道中人馬定額、通行大名の人馬使ひ方等の事、皆其掌る所とす(道中方秘書、地方凡例

タウトウシ

録、官制沿革略史、古事類苑神祇部、皇典講究所講
演、徳川氏官制

堂童子 大法會の時の役の名、
藏人及び五位殿上人にして、花宮を取る者なり、歴
添蓮華抄に、願密の勅會に、職人並に諸家の諸大夫の
花宮取を堂童子と云ふは何ぞ、凡童子は十五以前の
男子の稱なれど、今云ふ所の堂童子は其義に非ず、南
海奇傳に、天然の寺の事を云へる中に、凡そ白衣に
て、悲愍の處に専ら佛典を誦し、落髮を希ふ者を號し
て童子となす、齋心求道の俗などの僧の所に至て出
家を願ふ者が、花宮賦などする役を勤むる事、便宜相
應する故に、堂童子と云ふにやとあり、玉葉文治二年
五月廿五日最勝講第二日の條に、「次威儀師打、公
卿置、次唄師奏音、此間堂童子著座、即進分、花宮、
次散花行道、證誠同之、次散花對揚、次打、堂童
子取、花宮、云々、堂童子左方(御所方)也、籠光、頼房、
右方仲經清信」と見えたり、

タウネンキフ 當年給 年給の一、其年に
給ふべき年給を云ふ、除目の任人の尻付に記す、
「ネンキフ」參看、

タウヒキ 當引 一作引(イッサクヒキ)を見
る、

タウビヤクセン 當百錢 天保通寶テン
バツウハツをいふ、

タウアケ 道服 大納言以上が、内々
若用する服をいふ、後には羽織に變じたり、
衣に似て、月形なし、地は狩衣の如し、廣袖にて羽
織の長きもの、腰より下にひだあり、色は定まらず、
大納言以上、襲の時これを若用す、但し父子
相並ぶ時は用ひず、下には白袴又は指貫を著し、立
烏帽子を被る、もと内々の服たるを以て、同輩に對

タウミヤウジ

面の時若用せず、但大臣ならば、三位以下に、納言
ならば、外記史以下に對面する時は、若用して差支
なきよし、武家にては、室町時代にはこれを若用した
ることあれども、入道となりし人のみにて、さなく
ば佛事凶事の時に限れるが如し(西三條裝束抄、裝束
拾要抄、衣文愚童訓、男裝束抄、貞丈雜記、武家名目
抄、裝束集成)

道明寺 河内國志紀
郡道明寺村大字道明寺○又土師寺と云ふ、
宗尼寺○本尊は傳道眞作の十一面觀世音像を安置
す、
傳に推古天皇の時、土師入島連家を捨
て、寺となす、聖德太子之を道明寺と號す、後氏
寺たるを以て、菅原道眞の嫡、覺壽尼本寺に出家し
て住持たり、道眞貶謫の途次、こゝに來り、一夜覺
壽尼と別辭をなすと云ふ、昌泰元年宇多上皇此地に
巡幸し給ふ、治安三年入道道長又參詣す、當寺の所
轄に道明寺天神の社あり、村上天皇北野社を立てし
時同じく建立す、土師神社と號す、維新後に及び、道
明寺と分離して一社をなせり、有名なる道明寺橋は、
こゝに濫觴せしものにて、現に境内の坊中より發賣
せり(加藤明基記、河内名勝圖會、名勝志)

道隆 字は關漢、俗姓丹
氏、勅監大覺禪師、西蜀涪江の人、年十三歲
にして成都の大慈寺に投ず、後江浙に抵り、無準
純、痴絶沖、北稠簡の諸禪師に謁して參究し、陽山
に抵り、無明禪師の下に依り、一日東山の牛乳燈を過
ぐる話を聞きて、平日の疑問解決す、辭して明州の天
童に登る、會々日本に禪宗未だ盛ならざるを聞きて
遊化の志あり、淳祐六年(我寛元四年)日本の商船に
搭して大宰府に著し、筑前の圓覺寺に寓す、實治元
年京都に上り、泉涌寺の來迎院に入る、院主智鏡の

にして詳しからず、山向を一衣二夜の内に調へ、或
はそれたる鷹を呼返し、白尾織ぎなどする事は、齊
頼にはじまるといへり、其後持明院持春、福津松鶴
軒、吉田多右衛門等各々其術を詳にし、其法を記し、
並に世に行はる、委細は新修鷹經、齊頼十二卷書等
に就きて見るべし、大鷹には雀、頬白、頬赤、青、
がしら、つぐみ、白鳩、真鳩、土鳩、五位鷹、小鷹には
雀、頬白、頬赤、青、がしら、白鳩等、而して餌
の作り様によりて、沈餌、大再拜、小再拜、骨餌、た
き餌、米餌、こめ餌、根餌、板免餌、押餌、大白拂餌、
小白拂餌、黒餌、枯餌、柳餌、焼餌等數十種あり、
なほ之を與ふるにも、平常の餌の如く、病時の餌の如く
頗る多様に互る、鷹を格に繫ぐは、大鷹の所
作にして、大鷹、小鷹、其餘の種類によりて別あり、ま
た格一本に鷹二居繫ぐ事あり、相木の架といふは、賞
飯の客二人ある時の所作なりといへり、或は巢鷹、網
懸、鳥屋鷹、山踏などを一所に繫ぐ時は、本木末木の
禮あり、白鷹其他鷹の鷹には、夫々の繫ぎ様あり、
なほ鳥屋にて繫ぐ様、人に渡す時の繫ぎ様、君前客前
にて繫ぎ様、初地入の繫ぎ様、神前佛前の繫ぎ様の繫
ぎ様、祝言移徒の時及び中陰の時繫ぎ様等皆それ
々の故實あり、鷹を繫ぐ様をいふ、
また大結といふ、おき繩、鷹を馴らす爲に用ふる
繩、水繩、鷹を浴せしむる時に用ふる繩、鷹を使ふ
時に用ふる繩、餌を入れる竹籠をいふ、鷹籠、鷹
匠の籠手をいふ、タカタキと訓す、山踏、鷹野にて
取りたる鳥を、首より羽ぶじにかけて結びて鳥掛に
かかる料の藤籠をいふ、私に鷹籠を養ふ事の禁
令は、早く弘仁八年九月の宣に出で、尋で齊衡二年、貞
觀元年、同五年にもまた禁令の發布あり、凡延喜の
頃までは違ふ事なかりしに似たり、もし私に飼ふも



(集寛樹編料史)藏所寺長建倉謙

後嵯峨上皇道譽を聞き、詔して謁見を賜ひ、命じて建
仁に遷らしむ、幾干もなくして再び建長寺に入る、會
々事に因りて罪を幕府に得、甲斐に謫せられしが、三
年にして鎌倉に歸り壽福寺に投ず、再び流言ありて、
また甲斐に遷りしも、幾干もなくして時頼に迎へら
れて壽福寺に住し、弘安元年五月建長寺に歸住す、七
月寂す、年六十六、法臘五十一、門人茶見し、靈骨を建
長寺の一所に收め、其處を西來庵といふ(日本佛家
人名辭書、日本佛教史綱)

鷹 仁德紀四十三年九月の
條に、「依綱屯倉阿弭古捕、異鳥、獻於天皇曰、臣每張
網捕鳥、未嘗得、是鳥之類、故奇而獻之、天皇召酒
君、示鳥、鳥、是何鳥矣、酒君對言、此鳥類多在百濟、得
之則能從人、亦捷飛之類、諸鳥、百濟俗號、此鳥曰
「俱知、乃授酒君、令養鷹、未幾時、而得馴云々」
とあるを初見とす、爾來之を馴養して鳥を捕ふる風
盛んに行はる、鷹狩といふ(タカガリ參看)之を飼

タカ

養する者を、古へは鷹飼、鷹居といふ、後世は鷹匠
(タカシヤウ)と稱す、また朝廷には主鷹司あ
り(シエヨウシ)參看、江戸幕府には鷹匠ありて之を
司る、動物學上よりの種類は省き、古書に見え
たる名目につきて説明すべし、兒鷹、男鷹をいふ、シ
ヤウと訓す、形小なるが故なり、弟鷹、女鷹をいふ、オ
ホダカ又はダイダカと訓す、形大なるが故なり、兒
鷹、男鷹をいふ、コノリと訓す、鶴、女鶴(即ち兒鷹
の女)をいふ、ハイダカと訓す、雀、雀、雀、雀、
男雀、雀をいふ、エツサイと訓す、雀、雀、雀、雀、
女雀、雀をいふ、ツミと訓す、サシバ、小雀をいふ、小
鷹、兒鷹以下サシバに至る數種の總稱なり、若鷹、野
にて生育したる鷹をいふ、ワカダカと訓す、また黃
鷹、新鷹とも稱す、諸がへり、三年経たる鷹をいふ、又
又撫鷹とも稱す、諸がへり、三年経たる鷹をいふ、又
青鷹白鷹とも稱す、諸片がへり、四年経たる鷹をい
ふ、鳥屋鷹、四年の秋以後を経たる鷹をいふ、網懸、今
年生れたるを、七月より冬の日に至るまでに取りた
る若鷹をいふ、即ち未だ鳥屋せぬ内に取りたるもの
なり、アカテと訓す、巢まはり、今年生れたるを七月
半までに取りたる若鷹をいふ、(七月末ならば網懸と
いふ)山がへり、山にて一鳥屋も二鳥屋もしたる鷹を
いふ、野され、三月より内に取りたる若鷹をいふ、巢
鷹、巢の内より下りして、離より飼ひ立てたる鷹を
いふ、小山がへり、網懸の鷹の、正月十五日より内
に、打落したるをいふ、さほひめがへり、網懸の鷹
の正月二十日以後に打落したるをいふ、鷹を
調養する事は酒君に起れば、百濟の法なるべし、即
ち弘仁の新修鷹經に見えたる所なり、但し其法、鳥
屋を構ふる事、鷹を浴する事、肥を調ふる事、疲を
調ふる事、また巢鷹と網懸鷹との差別等僅かに七法

にして詳しからず、山向を一衣二夜の内に調へ、或
はそれたる鷹を呼返し、白尾織ぎなどする事は、齊
頼にはじまるといへり、其後持明院持春、福津松鶴
軒、吉田多右衛門等各々其術を詳にし、其法を記し、
並に世に行はる、委細は新修鷹經、齊頼十二卷書等
に就きて見るべし、大鷹には雀、頬白、頬赤、青、
がしら、つぐみ、白鳩、真鳩、土鳩、五位鷹、小鷹には
雀、頬白、頬赤、青、がしら、白鳩等、而して餌
の作り様によりて、沈餌、大再拜、小再拜、骨餌、た
き餌、米餌、こめ餌、根餌、板免餌、押餌、大白拂餌、
小白拂餌、黒餌、枯餌、柳餌、焼餌等數十種あり、
なほ之を與ふるにも、平常の餌の如く、病時の餌の如く
頗る多様に互る、鷹を格に繫ぐは、大鷹の所
作にして、大鷹、小鷹、其餘の種類によりて別あり、ま
た格一本に鷹二居繫ぐ事あり、相木の架といふは、賞
飯の客二人ある時の所作なりといへり、或は巢鷹、網
懸、鳥屋鷹、山踏などを一所に繫ぐ時は、本木末木の
禮あり、白鷹其他鷹の鷹には、夫々の繫ぎ様あり、
なほ鳥屋にて繫ぐ様、人に渡す時の繫ぎ様、君前客前
にて繫ぎ様、初地入の繫ぎ様、神前佛前の繫ぎ様の繫
ぎ様、祝言移徒の時及び中陰の時繫ぎ様等皆それ
々の故實あり、鷹を繫ぐ様をいふ、
また大結といふ、おき繩、鷹を馴らす爲に用ふる
繩、水繩、鷹を浴せしむる時に用ふる繩、鷹を使ふ
時に用ふる繩、餌を入れる竹籠をいふ、鷹籠、鷹
匠の籠手をいふ、タカタキと訓す、山踏、鷹野にて
取りたる鳥を、首より羽ぶじにかけて結びて鳥掛に
かかる料の藤籠をいふ、私に鷹籠を養ふ事の禁
令は、早く弘仁八年九月の宣に出で、尋で齊衡二年、貞
觀元年、同五年にもまた禁令の發布あり、凡延喜の
頃までは違ふ事なかりしに似たり、もし私に飼ふも

のあらば、彈正道隆を加へたりき、また此時代天
皇が放鷹し給ふ爲めに、或原野を限りて他人の狩獵
を禁じたり、之を禁野(キンヤ)と稱すといへり、ま
た鎌倉時代にも私に鷹籠を養ふを禁じたるのみなら
ず、之を職業とするものをも停止したりしが、只諸
社の賢鳥のみを許したりき、下りて室町時代の末
年戰國の際には、放鷹の事は武門の好んで弄ぶ所と
なりしがゆるに、諸大名の中には、其領内に令して
鷹を保護し、巢鷹の賣買を禁じたるもの多かりき
(長曾我部元親は家老の外鷹を持つことを禁じたり)
江戸時代に至り、寛永三年張りに鷹飼ふ者を死罪に
處し、之を見出し告訴する者に五十兩の褒美を與ふ
るの令を出したる事あり、また將軍の放鷹すべき特
定の地は、衆庶の殺生するを禁じ、之を鷹野とい
ひ、御留場とも稱したり、(タカガリ參看)倭名抄、
日本書紀、吾妻鏡、長曾我部元親百箇條、淺野文書、貞
丈雜記、武家名目抄、古今要覽稿)

タカアノホノミヤ 高穴穗宮 志賀高穴
穗宮(シガノタカアノホノミヤ)を見よ、

タカ井ノコホリ 高井郡 信濃國、
信濃國郡制定の際、既に信濃國の管する所十郡あ
りき、蓋し此郡も亦其一なるべし、(信濃國和名抄に穗
科小内(チウナ)稻向日野(ヒムノ)神戶等の郷あり、
郡名考、タカイと書し、地誌提要、タカカキに改め、明
治十三年五月上下二郡に分ち上高井、下高井と稱す、
今之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考))

タカチカウチ 高丘氏 姓は藤原、閑院家
に屬す、中園參議季定の子孫相繼ぎ治法に至
り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知識拙記、華族
諸家傳)

タカア

タカチ

タカガ

○季起 季敬 敬季 紹季 永季 益季
基季 紀季 禮季 和季

タカヲカシノワウ

高岳親王
仁明天皇の御孫、母は伊勢織子、初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇即位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と諡あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薨逝し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども愛憎の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を真知と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、子在原善淵等、其存没測るべからざるを以て、上表して其封を還さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に従ふ、五年學問僧中壇唐より上牒し、高岳西域に赴き羅越國に至りて薨するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年餘を推するに八十餘歳なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して通く名徳を詢ひしも、其意に満たざりしを以て、遂に錫杖を杖て西邁すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合選曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり(皇風紹運録、大日本史)、羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカヲカノコホリ

高岡郡 陸奥國 土佐國
仁明天皇の承和八年八月吾川郡の四郡を割て之を置く、後紀高岡に作る、和名抄に高岡吾

タカガ

川、海部、三井等の郷あり、以後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカヲカノミヤ

高丘宮 葛城高丘宮(カツラギノミヤカチカノミヤ)を見よ、

タカガテラ

高雄寺 神護寺(ツシヨシ)を見よ、

タカガリ

鷹狩
仁德天皇の四十二年九月、依網屯倉阿弭古鷹を獻じたる時、天皇酒君に詔して之を飼養せしめたる條に「酒君養馴未幾時、而得馴、酒君則以之獻、著其足、以小鈴、著其尾、居臑上、獻于天皇、是日幸三百野、而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月甫定鷹甘部、故時人、號其養鷹之鳥、曰鷹甘也」と見えたるは鷹狩の始めにして、また鷹甘部(鷹を飼養して朝廷に奉仕せる部族)を定めたる起原となす、而して此時の放鷹術は百濟の術を傳へたるものなるべし、仁德天皇は毎日政を開召しながら、南殿の帳の中に鷹を倚子の上に据みて親ら其爪を切り給へることあり、嵯峨天皇は特に之を好み、弘仁二年に新修鷹經を鷹所へ出され、別當親王、大臣連署して之を天下に發布せられ、宇多醍醐の二天皇また之を嗜みて、禁裡の鳥の曹司に數十の鷹を連ね繋ぎ、また毎年坂東諸國より之を買せしめらる、此時代には天皇の御鷹場を宇多、交野に定め、雜人の獵を禁す、之を禁野といへり、なほ鷹を近衛次將(藤原等)に分ち、鳥の多き國に遣はして狩らしめらる、鷹の使と稱したりき、爾來放鷹の事は朝廷並に貴族間に好んで弄ばれ、天皇が野に出でて之を試み給ふは野行幸と稱したり、また馬上放鷹の事は雄略天皇の野行幸に始まる(嵯峨野物語に見えたる)、書紀に載せざれば明かならず、されど鷹經に鷹を放つの後、靜に

タカガ

馬を停め、目を以て鷹を送ると見え、今昔物語に、鷹飼は馬を令走て來るなどあるを考ふれば、當時馬上にて放鷹したるを知るべし、なほ定家卿鷹三百首註には、關東にては、馬にて鷹を使ふとあれば、鎌倉時代には、西國地方には其事中絶せしならんか、而して平安朝の末年以後は、武門に於ても盛んに之を弄び、單に遊戯としてのみならず、また之を以て尙武の方法と考ふるに足れり、江戸時代に及びても、また主として士人間に流行し、幕府にては年中行事として鷹狩あり、將軍が歳首に放鷹を試みるをいふ、なほ此外にも將軍自ら時に郊外に出で、放鷹を行ふ、五代將軍綱吉の時、生類愛護の禁と共に此事自ら停廢したりしが、八代將軍吉宗に至りて更に之を再興したり、また鶴御成と稱し、特に鶴を捕ふる爲に鷹を放つことあり、並に其得る所を以て、三家以下に賜ふ事恒例たり、明治維新の後、此事全く衰へ、只僅に宮内省に飼養する所のもの數羽新宿御苑にありて、時に之を放つあるのみ、なほ放鷹に關する制度の一斑は、鷹の條に擧げられたれば、就きて見るべし、按ずるに、放鷹術の進歩は、一條天皇の時出羽守源齊賴に始まる、即ち十八の秘事、三十四の口傳、皆當時に具はれり、其後藤原基賴弓馬鷹犬を好み、其孫基家に至り、馬鷹鷹生小弓等を以て家業とせり、これ持明院家が鷹を業とする始め也、攝政太政大臣家鷹三百首序に、鷹の四家とあるは、二條、九條、西園寺、持明院の四家をいへり、この外尾張小笠原兵庫、美濃土岐善忠、信濃藤津神平、福津松嶋軒、屋代越中守秀政等各々鷹を業とし、其飼養放鷹に妙を得たれども、其説多く齊賴の口傳を相承するの、鷹經酒君が百舌野に据ゑたるは、小鷹なりしか、大鷹なりしか詳かならず、巢鷹羅鷹を使ふ事、弘仁以前既に起れり、また大伴

タカガ

家持が越中國にて大鷹を使ひ仁明天皇は小鷹を愛せられ、神泉苑小栗栖等に幸して、多く鶴雉を使はれ、醍醐天皇の時には、大鷹を用ひられしと見え、白鳥鷹などあり、是よりして、人々好む所に從うて各種の鷹を用ひ、種々の名稱籍に載せたり、即ち巢鷹、羅鷹、大鷹、小鷹、鶴鷹等は其鷹を用ひて狩するをいふ、鳴鳥狩、西園寺家鷹首首に「雉の鳴くを野山にてよくきかすとして、給のこいふものを、給にさして給のならぬ様にして、鷹をすへりて、狩いだし合するなり、聞すへりとも申すなり、れどりがりと早朝に伏したる鳥を狩るなり、鳴鳥狩は時をいぼざるなり」と見え、屋代秀政鷹書に「なとり狩は、五時までの事にて候、なとりはななく心なり、また鳥よはき故によりて、なとりはななく心なり、また鳥よはきざる事なり」とあるにて明かなり、また鳴鳥合といふ、開居鳥、西園寺家鷹首首には、鳴鳥狩と同じといへども、屋代秀政鷹書には「明日の狩に、今晩より鳥のあり所を聞き定めおきて、其野に出づるをいふなり」とあり、追鳥狩、春時雄を狩りするをいふ(チヒトリガリ)參看、朝とがり、朝四ツ以前、鳴鳥狩に限り行ふ鷹狩にて、あしたとかりする意なり、夕とがり、夕にする鷹狩にて、セツよりくれまでなり、はつと狩、年の始めに始むるをいふなり、又其年に初めて鷹を使ふをいふなり、又其鷹などを、始めて野へ出すをいふ、定家卿鷹首首に「初鷹といふ心歎となり、猶尋ねべし」と見ゆ、日次の狩、小倉問答に「内裏へ鷹を日々に上たてまつるかりなり」とあり、日つきの狩、同書に「天子の御位をつき、はじめての御狩を申すなり」とあり(裝束)王朝時代には、野裝束と鷹飼裝束とあり、野裝束とは、野行幸の時、鷹飼ならぬ供奉の諸臣の服なり、大臣卿相各々同じからず、鷹飼

タカガ

裝束とは、錦帽子、地摺布衣、白布帶、鹿鹿巾、淺袴、熊行履、篋袋、紅掛、烏頭太刀を具備せり、但近衛時房は左右にて色目異なり、また鷹狩の時の公私にても、巻纏冠、地摺布衣、篋袋を付けて使ふといへり、平安朝の末年には貴族は何にても秩あきたるものならば、とち合せてく、り用ふ、直垂など爾かなり、下々の鷹飼は帽子行脚籠掛ばかりなりき、鎌倉時代には、櫻井五郎の、直垂に篋袋計裝ひたること吾妻鏡にあれば、古への如く備具せざりしことを見るべし、それより以後にありては區々にして別に說明を要することなし、タカガ參看(書紀、定家卿鷹三百首、屋代越中守鷹書、小倉問答、西園寺鷹首首、和漢三才圖會、殿居書、幕朝年中行事歌合、古今要覽稿)

タカキウチ

高木氏(河内丹南) 姓は清和源氏、頼親の七世八條院藏人信光より出づ、信光三河に住し高木と號す、世々三河碧海郡牧内村に住す、其後裔延光の子清秀、初め水野信元に屬し、尾張緒川に住し、後織田氏に仕へ、戦功あり、天正十年、徳川家康に屬し、采地千石を授けらる、同十二年小牧陣に目附役を勤め、同十八年五千石を領す、其子正次、父に隨て家康に従ひ長篠役に大功あり、武藏六郷水幡塚にて別領地千石を授けらる、後父の領五千石を譲らる、慶長五年關ヶ原の役功あり、二千石加賜、元和三年又二千石加賜、九年十二月大坂定番に補し、四万石を河内國に加賜、丹南を治む、前封を併せて一萬三千石なり、寛永七年正月正成、各千石を次第正弘、及び三弟正好に分封す、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、系圖、徳川加除封録、華族譜)

タカガ

○清秀 正次 正成 正弘 正盛 正豊
正隆 正恒 正弼 正直 正剛 正明
正坦 正善
タカキノコホリ 高城郡 陸奥國
起原 景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ(和名抄に、山田、新居(ニセヤ)神代、野鳥等の郷あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす(郡名異同一覽、國郡沿革考))
タカケサノコホリ 高草郡 陸奥國
起原 書紀光仁天皇實錄二年二月に始めて見えたり(和名抄に、神戶、委文(シトリ)味野、古海、能美、布勢、野坂、利部等の郷あり、後ち氣多郡の東北隅末常保の地を併す、蓬森抄、竹草と書し、古圖覽知集以後高草に復す、今之に従ふ、明治廿九年氣多郡と合して氣高郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書))
タカケラウチ 高倉氏 姓は藤原、開院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨す、有職故實の家にて、江戸時代に山科家と共に御装束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に河堀口氏等あり(尊卑分脈、華族譜)

タカガ

○長良 清經 元名 文範 爲雅 中清

タカク

範水 真綱 孝清 範孝 宗隆 實隆
 範昌 永經 永賢 永忠 範賢 永季
 永行 永藤 永豊 永繼 永康 永家
 永相 永孝 永慶 永敦 永俊 永重
 永福 永房 永秀 永範 永雅 永胤
 永祐 永則

タカクラテンワウ 高倉天皇

名は憲仁、後白河天皇の第七皇子、御母は平時信の女建春門院滋子、第八十代の天皇。永元元年十二月立親王、仁安元年十月六條天皇の皇太子となり、三年二月受禪、三月位に即く、後白河法皇院中に在りて政を聽く事舊の如し、此の時に當り平清盛の威勢旭日の如く、法皇と雖も其牽制を免れざりしかば、天皇に至りては只虚位を擁し給ふに過ぎざりき、治承元年七月清盛の子重盛を推挙するや、法皇は關白藤原基通を推挙する所ありしを、清盛が其女藤原基通を推挙する所ありしを、法皇は之を裁可せざりしを以て清盛大に怒り、兵を擁して参内し、天皇に強請して基通の關白を停め、基通を内大臣關白に任補し、且法皇を鳥羽殿に幽し奉る、天皇深く之を憂ひ、且朝威振はずして朝野多事なるを慨し、同四年二月遂に位を安徳天皇に讓る、即ち中宮平德子(清盛の女)の生む所なり、幾干もなくして積憂疾を爲し、養和元年正月、平頼盛の六波羅邸に崩す、壽二十一年、京都市下京區清閑寺町の後清閑寺陵に葬る、天皇賢明にして仁孝、惻り色に形はれず、建春門院の崩するや、悲憂特に甚しく、廢膳を廢するに至る、は

タカク

じめを清原頼業に受け、才藻英發す、治承中侍臣を清涼殿に宴し、天皇詩を賦す、世傳へて之を稱す、また音楽を善くし、笛を藤原實國に學び、特に其妙を極む、天皇の幼時楓樹を獻するものあり、帝之を切愛し、藤原信成に命じて守らしめしに、一日仕丁等、信成の不在に乘じ、枝を研りて薪となし以て酒を煖む、既にして信成歸り大に驚き、仕丁を縛し狀を具して罪を問下に俟つ、天皇從容として曰く、唐詩云ふあり、林間燧酒燒紅葉と、誰か仕丁にこの風流を作すを教へたるやと、復た問ふ所なし、其竟惠なる概れ此の如し(皇胤紹運録、大日本史、陸奥一覽)

タカクラドノ 高倉殿

山城國京都土御門の南、高倉の西一町に遺跡あり、今は皇宮の内に係れり、扶桑略記に「延久五年九月十六日行幸入道大相國高倉亭云々」と見ゆ、大相國は藤原頼通なれば、當時此家が頼家の邸宅なりしを知るべし、續世繼に(長曆二年)「こぞよりいつしかたならずならせ給ひて、霜月十三日に左のおとどの、高倉殿にいでさせ給へりしが、つぎの年四月一日女御子みたまてまつらせ給ふ云々」また百鍊抄に、應保二年閏三月廿八日、遷御新造里内、本御座關白御、號高倉殿とあり、この新造里内は、東洞院殿を指すものなり(山城名勝志、平安通志)

タカクラノコホリ 高座郡

關西國相模國紀高倉に作り、延喜式高座に作る、和名抄に、美濃伊參(イサマ)有鹿、深見、高倉、清堤、栗川、藤家、二寶、岡木、土甘(トカミ)河會(カハアヒ)大庭等の郷あり、郡名考、カウザと稱し、明治沿革帳高座に作り、地誌提要高座に改め、「カウザ」タカクラノコホリと唱

タカク

ふ、郡編制の際又之を高座に作る、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカクラノミヤ

高倉宮 以仁王(モナヒト)ヲウ)を見よ、

タカサキヤウ

高崎城 關西國上野國群馬郡高崎市の稱す、關西國創建詳かならず、和田氏世々此に居す、天文の頃和田右兵衛大夫といふ者あり、上杉氏に屬し、永祿の頃武田氏に屬す、永祿八年上杉謙信に圍まれし事あり、既にして、織田信長、武田氏を亡ぼし瀧川一益に關東を管領せしむるに及び、厩橋の屬城となれり、本能寺の變後、一益尾張に歸り、城遂に北條氏の手に歸す、天正十八年小田原役に城陥り、和田氏改易せらる、徳川家康封を關東に移し、箕輪城を井伊直政に與ふるや當城之に隸す、慶長三年箕輪を廢し高崎を居城とす、同五年酒井宗次、元和元年安藤重信等相繼ぎて此地に治し、元祿八年松平輝貞(大河内)を封じてより、子孫繼ぎて明治維新に至り、今は兵營となる(上野國誌、上野名跡志、徳川加除封條、明治政覽)

タカサコシヤウ

高砂將軍 酒井忠清(サカキタケキヨ)をいふ、

タカシコ

竹尻籠 竹にて作りし籠を云ふ、太き竹にて壺胡蘆の如くにす、一説に、鷹尻籠にて鷹の羽の矢を差したる故に名づく云へるは誤なり(貞丈雜記)

タカシマシウ

高島秋帆 關西國近江國名料之丞、通稱四郎大夫、後喜平と改む、實名は茂敦、字は子厚、また舞臣といふ、秋帆と號す、關西國四郎兵衛某の嫡子、關西國寛政十年長崎に生る、其家世世長崎町年寄に任じ、長崎御鐵砲方を兼ね、長崎奉行直轄の砲臺を掌り、且つ唐蘭貿易を管理せるが上

タカシ

に、戰國以來土著の舊家たるを以て苗字帯刀を許され、將軍に拜謁を得、頗る權勢あるのみならず、富巨萬を置れたり、十七歳の時父の後を繼ぎ、町年寄となり鐵砲方を兼ね、文化元年長崎會所開設に昇進したり、文政八年二月幕府外船打拂の令を布くや、秋帆は、我國現在の軍備にては、打拂の事行はるべきにあらず、目下の急務は砲術の改良を第一とすべしと稱し、頻りに意見を長崎奉行に述べたれども、容れられざりき、會々出島に滞在せる和蘭甲比丹にテヘレニユーへといふものあり、砲術に精しきを以て、秋帆は之に師事する事凡五年、遂に其秘訣を皆傳し、且つ歩騎砲兵の組織任務乃至戰術等の大體に通するを得たり、是に於て更に兵器改良の事を建言する事數次に及びたれども、採用せられざりしを以て、秋帆は長崎奉行の許可を得、私費を抛ちて銃砲等の軍器を和蘭より購求して、砲術を研究し、なほ和蘭通詞に託して兵書を譯せしむる等、熱心なりしかば、其技また著しく進歩し、門に入りて教を乞ふもの多く、天保十一年、子弟家來門人を併せて三百餘名に達せり、因りて秋帆は歩兵四小隊砲兵一中隊に編成して、専ら洋式の銃陣を訓練し、春秋兩度實地に大演習を行ひ、また大杉坂と名づけたる洋式の小船三艘を製造して海上砲を實修せしめたり、我國にて洋式の兵制を採用し、海陸の砲術を改良したる事、これを以て嚆矢と爲す、尋て天保十一年九月、洋式の砲術を採用し、海防を嚴にせん事を請ふの建議一編を草して長崎奉行に呈す、奉行これを幕府に傳達し、速に採用あらん事を望みたりしかば、幕府は先づ秋帆の技術を試みんとし、其出府を命じたり、是に於て秋帆は其所持の軍器を携へ、子弟門人を具して、天保十二年三月江戸に着したりしが、其月諸組與方格を命

(高島島)

ぞられ、一代限り七人扶持を賜はる、五月武藏徳丸原にて其技を試みたりしが、其門人の兵士は、皆黒後鎧圓形の小陣笠を冠り、黒筒袖の半袴、黒股引、紺足袋、草鞋にて、帯の上を手に網にて締め、脇差一本を差し、彈藥入と銃剣袋を代帯にて腰に付け、秋帆と其子淺五郎とは司令官にて黒の筒袖羽織、黒の太刀附を着て雙刀を挿みたり、かくて大砲發射、銃陣演習を行ふに越えて七月秋帆に命じて、其砲術を幕士に教授せしめしが、此時江川太郎左衛門英龍も、門人となりしを以て、悉く秘傳を授けて長崎に歸る、當時秋帆は其砲術を西洋流と唱へしが、幕府は之を高島流と改稱せしめたり、秋帆既に長崎に歸るの後、幕士以外にの者に教授の許可を得たりしかば、長崎の士人、九州諸藩の士等門に入りて業を學ぶもの頗る多く、名聲藉甚たり、此時江戸町奉行島居忠輝は、水野忠邦の腹臣にして、外國の文物を惜みしが、水野忠平治の諷により忠邦に説き、秋帆を江戸に召して獄に投じたりしが、有司の中異論ありて久しく決せざるに當り、忠邦忠輝共に其職を免ぜられしも、秋帆はなほ俗論の陥る所となり、中道放となり、安部虎之助へ承預けを命ぜられたり、是より先江川英龍は秋帆を救げんとしたれども、其功なかりしが、嘉永六年米經浦賀に入津するに及び、海防の必要に、幕府の認むる所となれるを以て、英龍は之を機として奔走したる結果、同年八月遂に赦免せられて英龍に預けられしかば、英龍は師禮を以て厚く之を遇せり、秋帆は幽四十年の間に砲術並に練兵の進歩甚しきに驚き、英龍及び其門人に就きて常に之を學びたり、此月再び召し出されて富士見寶藏番格となりて百俵を賜ひ、鐵砲方江川英龍に屬して砲術教授方を勤むべく命ぜらる、此時に當り和親の論天下に喧しく、幕府ま

タカシ

1. 方向に迷ふの傾あり、秋帆大に憂ひ、開戦の無謀なる事、兵器砲術の改良の急務なる事、通商貿易の國利民福ありて害なき事の意見書を老中阿部正弘に呈したり、蓋し幕府の米國と和親に決するが如き、秋帆の建議興りて力ありといへり、安政二年講武所の設けらるるや、五月砲術師範役となりて、小十人格に昇り、文久三年具足奉行格となる、是より先情誼最厚かりし江川英龍卒し、尋て知遇を蒙りたる阿部正弘薨じたるを以て、秋帆は漸く世を厭ひ、且つ後進の進路を開かんとして、退隱の志ありしと雖も、常に門人の諫止によりて停りしが、慶應二年正月十四日卒す、年六十九、江戸駒込東片町大圓寺に葬る(高島秋帆)

タカシマシヤウ

高島城 關西國近江國諏訪郡下諏訪村○新碓二城あり、舊城は古町の山上、新城は湖邊に在り、關西國舊城の起原詳かならず、古へより諏訪氏代々此の地を領して居たり、天文十三年武田晴信の陥る所となり、板垣信形城代として之を守る、其後板垣信里、長坂國清小宮山昌友、市川昌庸、今福昌等相繼ぎて城代たりしが、天正十一年織田信長之を攻め陥れ、川尻鎮吉をして守らしむ、尋て信長光秀の弑する所となるや、諏訪頼忠其處に乘じて之を復し修築之に據る、天正十八年、徳川家康諏訪氏を武蔵に移す(文祿元年また上總津社に轉ぜしむ)是に於て舊城廢す、同年七月日根野高吉二萬八千石に封ぜられ此に入部し、翌十九年更に今の高島城を築く、慶長六年諏訪頼水、舊地三萬石に封ぜられたり入城す、是より子孫相繼ぎて明治維新に至る(千曲真砂、明治政覽)

タカシマノコホリ

高島郡 關西國近江國 關西國始めて繼體天皇紀に見えたり、關西國和名抄に神戸、三尾、高島、角野、水津(コツ)桑原、善積(ヨシツ)

タカシ

タカシ

ミ川上、大處、頼結(トモヒ)等の郷あり、以後變更する所なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカシヤウ

鷹匠

鷹匠に關する一切の事を掌る鷹匠頭、鷹匠を總管す、また鷹師頭ともいふ、若年寄支配、人員五名あり、千石高、役扶持廿八人扶持、山吹間詰とす、其配下に組頭、目付、鷹匠あり、組頭は、四人、二百五十俵高にして、千駄木と雜司ヶ谷とに分れて各々其島部屋を管す、目付は四人、百俵高七人扶持を給せらる、鷹匠は百俵高、見習は五十俵高にして、人員四十四人、千駄木、雜司ヶ谷の二組に分ち、一組十六人、見習六人とす、此外なほ同心百人、餌指十人、犬奉六人之人屬す、鷹匠頭は、慶長十二年始めて一員を置き、間宮左衛門を以て之に補したりしが、五代將軍綱吉の時、生物愛憐の令を出すに及び、天和三年三月之を廢したり、然るに八代將軍吉宗の時享保元年八月二員を置き、後増して五員となる、内三人は戸田氏、二人は内山氏より補し、並びに世襲たり、鷹匠組頭は享保元年十一月始めて一員を置き、千駄木雜司ヶ谷の兩組を兼帶したりしが、元文三年十一月四員となり、二人づゝ、兩組に分ち、鷹匠目付、享保三年六月はじめて之を置き、二人づゝ、兩組に分ち、組頭のことし、鷹匠は古くよりありしが、天和三年一旦廢せられしも、享保元年再置せらる、而して目付は元文三年十一月に、其他は慶應二年に之を廢したり(史、徳川實紀、明良帶録、武鑑、官制沿革略史、古事類苑官位部)

タカシヤウ

多賀城

鎮守府、陸奥國府の在りし所なり、陸奥國宮城郡多賀村大字市川村に舊址あり、水丸の地は方百間餘、平地にて四圍に土壘存し、中央に芝生あり、村人これを御座の間跡と云ふ、處々に直径二尺乃至四五尺の自然石の礎あり、礎石の残れる所は最も高く、楯か岡を望むべし、總外廓は六七町四方許あり、四圍の土壘斷續して存し、堀跡歴然たり、碑は鹽竈街道の南に在り、鹽竈郡多賀城碑、職原鈔共に神龜元年大野東人の築く所とせり、按ずるに續紀養老六年閏四月に鎮守の名見えたり、鎮守は後の鎮守府なれば、是より先に鎮守として築かれたるものにして、神龜元年に至りて、府城の防備始めて完備せしものならん、而して陸奥國府は是より先名取郡の武隈に在りしが多賀城を築くの後には、國府をも此城内に併置したり、續紀寶龜十一年三月の條に、多賀城を指して「其城久年國司治所」と見えたるを以て知るべし、延暦廿一年、鎮守府將軍坂上田村麻呂鹽竈城を築きし後、鎮守府は鹽竈城に移りて、多賀城のみは單に國府となれり、續後紀承和六年四月、陸奥守長岑木連、鎮守將軍陸奥守末守が奏言に、鹽竈多賀兩城之間、異類蔓延、控弦數千、如有警急、難可支禦、又多賀城者、爲鹽竈之後援、不益兵數、何以救急とあるにて知るべし、是より多賀城は、多賀國府と稱したり、今府趾の南に鴻の池あり、國府池なるべし、廓外の北に美社宮あり、總社の訛なるべし、源賴義亦此を治所とす、文治五年、源賴朝奥州を征せし時、此に滞在す、吾妻鏡八月十二日の條に、「二品令著、多賀國府給、十三日、今日二品令休息于多賀國府給」と見え、十月一日の條に、於多賀國府云々、被置一紙張文於三府廳」と見えたり、明年三月賴朝其家人伊澤家景を留守職となす、家景は多賀國府四三十町なる岩切村高森館に居せしと云ふ、奥羽親述聞老志に、「多賀國府は即ち高森にして、今の岩切山陰の古館はなり」と云ひ、日本國郡沿革考は續紀延暦四年四月鎮守將軍大伴家持が奏言中に、權置多賀階上

タカシ

從四位上としたるは、故さら國史と違ひて、偽を飾るの手段なるべし、又里數も常陸國界四百十二里とあるは、山道の里數なり、古來常陸より陸奥に通ずるは、海道山道の兩道ありて、常陸風土記續後紀によれば、和銅年間より弘仁二年迄は海道を、其以後は山道を官道としたれば、本碑建設年代には海道の里程(二百九十二里)を記すべきに、後世の山道を撰びしは、常陸風土記續後紀と合はず、是れ本碑の偽造となす第一要點なり、其字體も本朝の古風を模すと雖も、仍舊唐法帖の態を存し、我が奈良朝時代の書なる、元明御陵及び那須碑の字體と比較するも眞偽自ら判然なり、而して其碑文の體裁は、續紀天平勝寶六年二月の條に見えし南島木碑に模して造りしものなるべし、而して此碑は偽造するは、考證に長じ書法に遠きものならずば、爲し得ざる所なり、蓋し思ふに、佐久間洞窟は天寶強記にして宏覽博識、考證に長じ、筆札に妙なり、時の國主綱村、才學優にして古を好み洞窟に命じて奥羽の古區名勝を歴證せしめ、聞老志の著あり、又末の松山の名跡を仙臺城下に引付たるも、綱村の時なりと傳へたれば、此碑は洞窟の偽作にして、綱村之に預りしなるべし、陸奥殘篇風土記に、末の松山坪碑を並記し、文祿清談に石文の一條を撰入せしも同時のことにて、此の碑を實にせんと目的なるべしと論ぜられたり、大槻博士は之を難じて、碑の事は新井白石の同文通考に、萬治寛文の間に發見せしとしたりを最も古しとす、土人は夙より此碑を知れり、然れども何碑なるを知らず、京都の人田邊喜右衛門仙臺の儒籍に録せられて、仙臺へ下りしは延寶五年なり、此人嘗て總國風土記を見て知りしとて、此碑を見て直に鎮守府の門碑と鑒せり、又仙臺領古城書立之覺(延寶年中の書立)にも此碑の事を記

タカシ

二郡、募集百姓、足入兵於國府、設防禦於東西、誠是備預不虞、推錄萬里者也」とあるによりて、國府は岩切に移れりとせり、多賀國府所在地考は博く諸書を徵して、多賀城と断定せり、今之に従ふ、元弘三年鎌倉幕府亡びて、建武中興となるや、陸奥大守義長親王鎮守大將軍北畠顯家、奥羽鎮撫として下向するや、多賀城を治所とし、奥州式評定衆、引付、政所執事、評定奉行、寺社奉行、安堵奉行、侍所等を置きたり、延元二年正月、賊兵國府を攻めて、義長親王顯家等伊達郡靈山城に移るや、賊將石塔義房以下相繼きて、國府に居せり、正平六年伊達田村諸氏國府を復せしも、明年また吉良貞家に奪はれたり、其後は足利氏の族大崎氏奥州探題として、加美郡に居を改めたるを以て、多賀城は永く荒廢するに至れり(多賀國府所在考)

タカシヤウノヒ

多賀城碑

陸奥國宮城郡

多賀村大字市川多賀城址に在り、碑の高さ六尺一寸五分、幅三尺三寸餘、石體三稜、圍九尺七寸五分、欄内長四尺五寸、幅二尺六寸五分、碑文は左の如し、
多賀城 去京一千五百里
去蝦夷國界一百廿里
去常陸國界四百十二里
去下野國界二百七十四里
去隸國國界三千里
此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大臣大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原原惠美朝臣朝瑞修造也
天平寶字六年十二月一日

タカシ

鶴城は偽物なる事を斷じ、栗田博士は既に埋没したる石碑を、水戸義公が仙臺侯に勸めて發見せしむる所に係り、義公發見の源因は、文祿中の著なる文祿清談によりたるものにて、眞物にて疑ふべきものにあらずとせり、田中博士は、此碑を佐久間洞窟の偽造する所にして、伊達綱村之に預ると論斷したり、此說從ふべきに似たり、今同博士の説の概略を示せば、碑石の最も古く見えたるは、陸奥殘篇風土記にして、次は文祿清談なれど、殘篇風土記は近世の偽作にして、元祿以後のものなるべし、殊に坪碑と混同せるは大なる誤なり、文祿清談は、鹽竈物語を増補改題せしものにて、石文の一條は全く後人の撰入なり、又栗田博士所説の見聞集備考によれば、土中に埋没したるを掘出したる如く記したる義公の手簡は、破損とのみありて、發掘の事見え、蓋し思ふに、那須碑は義公によりて世に顯はれしかば、多賀の碑も公に托せんとする好事者が、かゝる書簡を造りしならん、伊達家諸橋菴漫筆に、元祿十六年吉村發見とせしも、元祿に書せし那須碑考に見えれば、本碑の事は吉村發見(吉村は元祿十六年襲封以前なること明なり、而して元祿二年刊本一目玉録に始めて見えたり、以後の書には皆記載し、享保以後旅人の一般に知るに至れり、口碑によれば、元祿初年佐久間洞窟の發見と考定す、碑文を精細に檢すれば、疑ふべき點少なからず、本碑に鎮守府は神龜元年置く所となすも、續紀には養老六年八月、同七年二月鎮守と見え、鎮守は即ち鎮守府の起原なれば、多賀城は養老以前の建置にして、神龜にあらざり、又朝霧の仁部卿となりし時に陸奥按察使如元とあれば、鎮守將軍に罷められたるが如し、又參議となりしは天平寶字六年十二月一日にして、碑の建設と同日なり、又位階も續紀には從四位下とあるに、碑に

從四位上としたるは、故さら國史と違ひて、偽を飾るの手段なるべし、又里數も常陸國界四百十二里とあるは、山道の里數なり、古來常陸より陸奥に通ずるは、海道山道の兩道ありて、常陸風土記續後紀によれば、和銅年間より弘仁二年迄は海道を、其以後は山道を官道としたれば、本碑建設年代には海道の里程(二百九十二里)を記すべきに、後世の山道を撰びしは、常陸風土記續後紀と合はず、是れ本碑の偽造となす第一要點なり、其字體も本朝の古風を模すと雖も、仍舊唐法帖の態を存し、我が奈良朝時代の書なる、元明御陵及び那須碑の字體と比較するも眞偽自ら判然なり、而して其碑文の體裁は、續紀天平勝寶六年二月の條に見えし南島木碑に模して造りしものなるべし、而して此碑は偽造するは、考證に長じ書法に遠きものならずば、爲し得ざる所なり、蓋し思ふに、佐久間洞窟は天寶強記にして宏覽博識、考證に長じ、筆札に妙なり、時の國主綱村、才學優にして古を好み洞窟に命じて奥羽の古區名勝を歴證せしめ、聞老志の著あり、又末の松山の名跡を仙臺城下に引付たるも、綱村の時なりと傳へたれば、此碑は洞窟の偽作にして、綱村之に預りしなるべし、陸奥殘篇風土記に、末の松山坪碑を並記し、文祿清談に石文の一條を撰入せしも同時のことにて、此の碑を實にせんと目的なるべしと論ぜられたり、大槻博士は之を難じて、碑の事は新井白石の同文通考に、萬治寛文の間に發見せしとしたりを最も古しとす、土人は夙より此碑を知れり、然れども何碑なるを知らず、京都の人田邊喜右衛門仙臺の儒籍に録せられて、仙臺へ下りしは延寶五年なり、此人嘗て總國風土記を見て知りしとて、此碑を見て直に鎮守府の門碑と鑒せり、又仙臺領古城書立之覺(延寶年中の書立)にも此碑の事を記

し、眞享元祿頃の著なる那須國造碑考にも引き、又元祿二年の著なる奥の細路にも亦此碑を見たりとあり、又洞窟は一畫工にて、學に志し、は三十六歳にて元祿元年なり、元祿四年里を得て仙臺城下を追究せられ、六年故されて歸り、十二年多賀城碑の正面摺を考へて、東涯廣澤白石等に贈て、此碑發見の名を占め、此頃、藩主綱村は性嚴明剛果、自編の伊達正統世次考の如き、祖先の蹟を顯彰するに足るべき史料さへ、一點疑を存するものは卻けて、一曲筆を用ゆるを許さず、何ぞ賢碑の兒戲あらん、猶末の松山を觀應年中の宗久紀行にも、八幡村の八幡宮の永仁七年の鐘銘にも、末の松山の字あれば、模擬なりと云ふの妄なること知るべし」と云へり、
タカシヤウ 高田城 陸奥國越後國中頸城郡高田町の東南隅、慶長十五年松平忠輝封ぜられて、福島城に治す、然れど其地惡きを以て、同十八年同郡菩提ヶ原へ新城を築き移住し、高田城と稱す、元和二年國除かれ、上野國高崎城主酒井家次十二萬石を以て代り來る、同五年忠勝の時、信濃松代へ移封、越前國福井城主松平忠昌二十五萬石を以て來住す、同九年舊地に再封せられ、松平光長二十五萬石を以て越後國の支配職となる、天和元年領地を召上らる、是年より將軍家の番城となり、代官所を置くこと五年、眞享二年稻葉正道九萬二千石を以て來住、十七年にして元祿十四年、下總佐倉へ徙封、佐倉城主戸田忠貞代りて治す、寶永七年下野守部宮に移封、伊勢桑名城主松平定重來り治す、寛保二年陸奥白河へ移封、播磨姫路城主柳原政永知行高十五萬石を以て來り治す、爾後子孫繼承して明治維新に至る(越後風土考、明治政覽)

タカシ

タカチ

タカタノコホリ

高田郡 安藝國 延喜式に始めて見えたり 和名抄に三田、豊島、風連、麻原(チハラ)川立、船木、栗屋等の郷あり、後高宮郡を併す、正保圖寛知集元祿帳之に仍り、以後又同じ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカタノコホリ

田方郡 伊豆國

天武天皇の九年七月駿河國の二郡を割て伊豆國を立ちし時置きしものなるべし 和名抄に、新居(ニヒキ)小河、直見(タ、ミ)佐婆、鏡作、茨城、依馬(エ、マ)八邦、狩野、天野、吉安(キ、セ、フ)有辨(ウ、ベ)久懸(ク、ズ、シ)等の郷あり、中世分て南條北條の二郡とす、此郡境界の變遷最も甚しく、後世其東方の地は賀茂郡に入り、西北の地分れて若澤郡となる、豆州志稿、鎌倉以後若澤庄ある由云へり、思ふに其郡となりしは戰國の時なるべし、正保圖若澤に作り寛文中復古の時又之を停め、元祿十四年再び此郡を置く、元祿帳之に仍る、以後二郡たり、郡名考、クンタク「キミサハ」兩様に唱へ、地誌提要に至りて田方を「タガタ」若澤を「クンタク」キミサハの二様に唱ふ、明治廿九年若澤の全部及び賀茂郡の一區域を本郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タカタハ

高田派 高田吉次の創めたる槍術の流派

タカタヤカヘエ

高田屋嘉兵衛 父は彌吉 明和六年淡路國都志本に生る、少に

して大志あり、嘗て一廻船商の舟夫となりしが、人に備はるゝを屑しとせず、諸弟を率ゐて攝津兵庫に赴きて漕船業を營み、遂に數隻の巨船を造りて近海を航行し、殊に北海の遠利拾ふべきを察し、年々手船を松前箱館に廻漕して、竟に巨萬の富を積む、寛政十年箱館に赴き蝦夷巡察の幕吏三橋藤右衛門の眷遇を受け、翌年三月出羽酒田港より松前までの産物運送の官用を果し、更に東蝦夷アツケンに廻航し、幕吏近藤重藏に會す、重藏嘉兵衛を幕府に推挙して御用船頭となし、擇捉への航路を開かしむ、嘉兵衛即ち擇捉に赴き、河岸に十七箇所の漁場を開き、夷人等に漁具衣服を給與して其使用法を教へ、郷村の制を定めて歸航す、是に於て擇捉始めて我邦に屬す、享和三年幕府其功を賞し公廩を賜ひ且官船を領せしむ、文化元年露西亞の使節長崎に來り通商を乞ひしが、幕府の拒斥する所となり、樺太千島群島を擧掠す、幕府大に驚き警衛を嚴にして備ふ、同八年露國海軍中佐ゴロキン千島測量の目的を以て國後灣に寄港す、守備の幕吏之を捕ふ、是に於て副長リコルツは本國に歸り、寛政八年國後島に著し、ゴロキン等の消息を探りたれども詳かならざるを以て、日本船を捕獲して事状を糺さんと決せしに、會々嘉兵衛は擇捉島より箱館に廻航せんとし、颶風の爲めに國後港に寄港するや、リコルツは兵を遣して嘉兵衛等を捕へ、カムサツカに廻航す、時に同年八月なり、嘉兵衛後ち積々露語に通するに及び樺太の掠略を語り、且つ日露兩國間に横はれる悪感を除却する方法を説く、リコルツ大に喜び、且つ是より先嘉兵衛よりゴロキン等のなほ生存して箱館に在るを聞き、文化十年六月嘉兵衛を具して國後港に著す、嘉兵衛即ちリコルツと松前奉行以下の幕

タカチ

タカチ

吏との間に周旋する事頗る勉め、兩國の意志や、疏通する處あり、リコルツは樺太の掠奪に就きて陳謝せるを以て、幕府は松前奉行に命じゴロキン以下の囚虜を赦し、兩國の確執始めて解け、嘉兵衛また自由の身となる、文化十一年幕府嘉兵衛の故職を復し金幣若干を賞賜す、次で阿波藩主峰須賀侯より恩賜あり、晩年郷里に老し、弟金兵衛をして代りて商事を督せしむ、家益々富み業愈々盛大となる、文政十四年四月歿す、年五十九、嘉兵衛貌短小にして眼光人を射、言語明晰なり、嘗て書を讀まざれども、略ぼ大義に通じ、財を輕んじて人の急難に赴く、資性剛毅にして高潔たるのみならず、其謹嚴苟もせざる、操守、然諾を重するの意氣等深く露人をして畏敬せしめたり(日本國因實記、事實文編、高田屋嘉兵衛)

タカチホノタケ

高千穂峰 天孫瓊々岐尊の始めて高天原より降臨せる處にして、また櫛日二上之峯、高千穂之櫛日之峯、櫛日高千穂之峯、高千穂之櫛日二上之峯、高千穂添峯とも見えたり、櫛日櫛日は共に靈異の義にして、二上は峯二つあるより名なり、其所在に二説あり、一は日向國臼杵郡なる高千穂山とし、一は大隅國嶺南郡(今の始良郡)なる霧島山となす、近世の史家多く後説に従へり、櫛日春暉の北窓瑣談に「余考ふるに、神代よりいふ所の高千穂は、今の霧島山なり、諸書に多く霧島山にあらずといへども、是は彼地に到らずして臆断せる故なり、昔より日向國高千穂二上峯と稱すれば、其山二峯あるによりて名けり、今明なり、今の霧島山に峯ありて東西に相對す、殊に九州第一の高山にて他山の比すべきにあらず、今の高千穂といふは、衆山の中に在りて、是と秀でたるにあらず、殊に二峯あるにあらず、彼地に到り見ん人は、高千穂の霧島なるこ、

タカチ

タカチ

と論を待たずして知るべし」といへり、従ふべし、而して本居宣長は古事記傳に於てまた此事を論じ、まづ日向の高千穂に降臨ありて、次に霧島山に遷幸ありしなるべしといへり、蓋し或は然らん、なほ高千穂峯に関する諸説は國史綜覽稿に輯録したれば就きて見るべし○天孫此地に降臨ありたるの後も、天津彦火瓊瓊杵尊(アマツヒコホノニギノミコト)參看(笠沙御崎)より移りて皇居を營み給へり、タカチホノミヤ 高千穂宮 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり、大隅國霧島山の麓に在ること疑なしと雖も、其所在は霧島神社の處なりとも、鹿兒島神社(西國分寺村字宮内)に在りて大隅正八幡宮ともいふ、彦火々出見尊を祭るの處なりとも稱し詳かならず、吉田東伍氏は生業に便利なる方なるべきの故を以て後説を取られたり(地名辭書)記して疑を存す、なほ此宮には彦火々出見尊より神武天皇まで在はしたることは記紀に明文あれども、果して彦火々出見尊の時に此宮を營みしものか、又は瓊々杵尊笠沙の御崎より此に移り給ひしものかは明ならず、古事記傳には彦火々出見尊の時に至り、始めて宮居し給へるなるべしと説きたり、今暫くこれに従ふ、

白となる、五攝家の一たり、子孫相繼ぎ攝政關白となり、明治に至り華族に列し、公爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜) ○兼平 基忠 冬平 冬教 師平 冬通 冬家 房平 政平 兼輔 忠冬 信房 信尚 敦平 房輔 兼照 房照 命輔 基輝 輔平 政照 政通 輔照 輔政 兼通

び大政大臣に任ぜられ、翌年四月之を辭し、弘安元年十二月關白と爲る、同十八年十月關白を辭す、正應三年三月出家、永仁二年八月八日歿す、年六十七(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任) タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す 房輔の男、母は大江竹子 萬治二年十二月誕生、延寶九年七月内大臣に累進し、天和三年正月右大臣、元祿三年十二月左大臣に轉す、同十六年正月關白に補し、氏の長者牛車兵仗内覽の宣下を賜ふ、寶永四年十一月辭す、享保十年十一月二十日歿す、年六十七(公卿補任、大臣補任) タカツカササケヒラ 鷹司輔平 後心空華院と號す 直仁親王の末子、兼香の養子と爲る 元文四年二月八日誕生、延享二年十二月元服、禁色雜袍昇殿を聽さる、寶曆六年五月内大臣に累進し、同九年十二月右大臣に、安永七年十二月左大臣に轉す、天明七年三月關白に補す、寛政三年八月落飾、文化十年正月歿す、年七十五(公卿補任、大臣補任) タカツカサタフユ 鷹司忠冬 後尊珍院と號す 兼輔の男、母は樞大納言言治の女 天文六年十二月右大臣に累進し、同十年正月左大臣に轉じ、同十一年三月關白に補せらる、同年閏三月左大臣を、同十四年六月關白を辭す、同十五年四月十八日歿す、年三十八(公卿補任、大臣補任) タカツカサドノ 鷹司殿 山城國京都、土御門の南、萬里小路の東、其舊址皇居建春門前に當り、歴代編年集成に、長元六年癸酉十一月二十九日上東門院母氏源倫子(一條左大臣雅信女)七十賀稱、

タカツカササネ 鷹司院 藤原長子、法名蓮華性 猶隈關白家實の女、母は修理大夫季信の女 後堀河天皇の中宮、嘉祿二年六月從三位に叙せられ、七月二日女御、二十九日中宮と爲り、安貞三年四月院號、寛元四年四月尼と爲り、文永十二年二月十一日崩す、年五十八(女院小傳) タカツカササハチ 鷹司氏 姓は藤原、近衛家實の四男兼平始めて鷹司と稱す、其亭鷹司室町に在るを以て名づく、建長四年攝政となり、同六年關

タカツカサカサネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す、法名覺理 鷹司氏の祖、近衛家實の男、母は從二位忠行の女 仁治二年四月内大臣、寛元二年六月右大臣、同四年十二月左大臣と爲る、建長四年十月攝政と爲り、同年十一月太政大臣に轉す、同五年十一月太政大臣を辭し、同六年十二月改めて關白と爲る、弘長元年四月關白を辭し、建治元年十月攝政と爲る、同二年十二月再

タカツカササケヒラ 鷹司輔平 後心空華院と號す 直仁親王の末子、兼香の養子と爲る 元文四年二月八日誕生、延享二年十二月元服、禁色雜袍昇殿を聽さる、寶曆六年五月内大臣に累進し、同九年十二月右大臣に、安永七年十二月左大臣に轉す、天明七年三月關白に補す、寛政三年八月落飾、文化十年正月歿す、年七十五(公卿補任、大臣補任) タカツカサタフユ 鷹司忠冬 後尊珍院と號す 兼輔の男、母は樞大納言言治の女 天文六年十二月右大臣に累進し、同十年正月左大臣に轉じ、同十一年三月關白に補せらる、同年閏三月左大臣を、同十四年六月關白を辭す、同十五年四月十八日歿す、年三十八(公卿補任、大臣補任) タカツカサドノ 鷹司殿 山城國京都、土御門の南、萬里小路の東、其舊址皇居建春門前に當り、歴代編年集成に、長元六年癸酉十一月二十九日上東門院母氏源倫子(一條左大臣雅信女)七十賀稱、

タカチ

タカチ

タカツ

鷹司殿と見えたり(山城名勝志、平安通志)

タカツカサノフヒサ 鷹司信尚
景徳院前關白と號す。信房の男。天正十八年四月十四日誕生、慶長十六年三月内大臣に累進し、同十七年三月右大臣に轉じ、同七月關白に補せらる、元和元年七月罷む、同七年十一月十九日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

タカツカサノフサ 鷹司信房
後法音院太閤と號す。二條晴良の男。忠冬の子となる、母は貞親親王の女。永祿八年十月二十五日誕生、慶長十一年九月内大臣に累進し、同十一年一月左大臣に轉じ、同月關白に補せらる、同十三年關白を辭す、明暦三年十二月十五日薨す、年九十三(公卿補任、大臣補任)

タカツカサノヒラ 鷹司教平
一致院と號す。信尙の男。母は清子内親王。後景徳院と號す。寛永十四年四月誕生、萬治元年九月内大臣に累進し、寛文三年正月左大臣に轉じ、同四年九月攝政と爲る、同八年三月改めて關白に補せらる、天和二年二月關白を辭す、元祿十三年正月十一日薨す、年六十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサフサケ 鷹司房輔
後景徳院と號す。寛永十四年四月誕生、萬治元年九月内大臣に累進し、寛文三年正月左大臣に轉じ、同四年九月攝政と爲る、同八年三月改めて關白に補せらる、天和二年二月關白を辭す、元祿十三年正月十一日薨す、年六十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサフサヒラ 鷹司房平
後昭光院前關白と號す。寛永十三年正月十一日誕生、同四年四月内大臣に累進し、同十年九月右大臣に轉じ、文安三年四月左大臣に進み、享徳三年七月關白と爲る、

タカツ

康正元年六月關白及び左大臣を辭す、文明四年十一月十六日薨す、年六十二(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサフサヒロ 鷹司房照
清淨林院と號す。近衛家照の二男、兼照の養子となる、母は前參議兼量女。寶永七年八月十三日誕生、享保十三年十月内大臣に累進し、同十五年四月二十四日薨す、年二十一(公卿補任、大臣補任)

タカツカサフユイ 鷹司冬家
後一心院入道前右大臣と號す。法名冬雲。冬通の男。母は公敏の女。應永十八年四月右大臣に累進し、同二十一年十二月に辭す、同三十二年五月出家、正長元年五月二十六日薨す、年六十二(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサフユノリ 鷹司冬教
後園光院前關白と號す。基忠の子、冬平の弟、母は中納言經平の女。元亨二年八月内大臣に累進し、正中元年四月左大臣に轉じ、元徳二年八月關白に補す、同三年正月左大臣を辭す、正慶二年五月關白を罷め、建武元年十月右大臣に任ぜられ、同二年二月再び左大臣と爲る、同年十一月辭し、同四年正月出家、同月二十六日薨す、年四十三(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサフユヒラ 鷹司冬平
後稱念院關白と號す。基忠の子、兼忠の養子となる、母は中納言經平の女。正安元年四月内大臣に累進し、乾元元年十一月右大臣、嘉元三年閏十二月左大臣に轉じ、延慶元年十一月攝政と爲り、翌年三月左大臣を辭す、同三年十二月太政大臣に任じ、應長元年三月關白と爲り、同年四月太政大臣を辭す、正和二年七月關白を辭し、同四年九月また還補、同

タカツ

五年八月關白を辭し、元亨三年十一月太政大臣に再任、正中元年十二月關白に補せられ、嘉暦二年正月十九日薨す、年五十三(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサフユミチ 鷹司冬通
一心院前關白と號す。師平の男。延文五年九月右大臣に累進し、貞治元年十一月左大臣、同六年八月關白に補せられ、應安二年十一月關白並に左大臣を辭す、至徳二年六月十九日薨す、年五十六(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

タカツカサマサヒラ 鷹司政平
專稱院入道前關白と號す。道號天理、法名上孝。房平の男。應仁二年十二月内大臣に累進し、文明七年三月右大臣、同八年八月左大臣と爲り、同十一年三月職を辭す、同十五年二月關白、同十七年三月太政大臣と爲る、同年四月太政大臣を辭し、長享元年二月關白を罷む、永正十三年五月出家、同十四年十月十八日薨す、年七十三(公卿補任、大臣補任)

タカツカサマサヒロ 鷹司政照
文恭院入道と號す。輔平の男、母は長門侍從重就の女。寶曆十一年四月十日誕生、寛政元年五月内大臣に累進し、同三年十一月左大臣、同七年十一月關白に補す、隨身兵仗を賜ひ牛車を聽さる、文化十一年九月關白を辭す、三宮に准す、文政六年七月落飾、天保十二年二月七日薨す、年八十一(公卿補任、大臣補任)

タカツカサマサミチ 鷹司政通
鷹司右大臣と號す。政照の男、母は源重喜の女。寛政元年七月二日誕生、文化十二年二月内大臣に累進し、同十二年二月右大臣、文政三年六月左大臣、同六年三月關白に補す、詔して氏長者となり、

タカツ

隨身兵仗を賜ひ牛車を聽さる、天保十三年八月太政大臣に任す、關白元の如し、安政三年八月關白を辭す三宮に准す、同六年四月落飾(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモトタケ 鷹司基忠
園光院入道前關白と號す。法名理勝。無平の男。母は左大將實有の女。弘長二年正月内大臣に累進し、文永二年十月右大臣、同五年十二月關白に補す、右大臣に轉す、同六年三月左大臣を、同十年五月關白を辭す、弘安八年四月太政大臣に任じ、同十年八月に辭す、應長二年三月出家、正和二年七月七日薨す、年六十七(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモトテラ 鷹司基輝
常任心院と號す。一條兼香の次男。房照に養はる、母は家女房。享保十二年二月二十八日誕生、寛保三年五月内大臣に累進し、同月十五日薨す、年十七(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモロヒラ 鷹司師平
昭光院前關白と號す。冬教の子。建武四年七月内大臣に累進し、曆應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、真和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモロヒラ 鷹司師平
昭光院前關白と號す。冬教の子。建武四年七月内大臣に累進し、曆應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、真和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモロヒラ 鷹司師平
昭光院前關白と號す。冬教の子。建武四年七月内大臣に累進し、曆應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、真和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモロヒラ 鷹司師平
昭光院前關白と號す。冬教の子。建武四年七月内大臣に累進し、曆應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、真和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモロヒラ 鷹司師平
昭光院前關白と號す。冬教の子。建武四年七月内大臣に累進し、曆應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、真和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモロヒラ 鷹司師平
昭光院前關白と號す。冬教の子。建武四年七月内大臣に累進し、曆應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、真和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

タカツカサモロヒラ 鷹司師平
昭光院前關白と號す。冬教の子。建武四年七月内大臣に累進し、曆應二年十二月右大臣、康永元年十一月關白に補す、同二年三月右大臣を、真和二年二月關白を辭す、文和二年八月出家、同月六日薨す、年四十四(公卿補任、大臣補任)

○是綱 宣忠 長守 爲長 長成 清長 長宣 國長 長衡 久長 長郷 繼長

タカツ

タカツ

タカノ

、明年土佐國畑に遷す、同三年亂平の後、京都に歸る、建武二年足利尊氏の反するや、天皇敕して尊良を以て東國管領とし之を討たしむ、新田義貞これに副たり、既に義貞の先鋒と矢野登坂に戦ひて連りに之を破る、尊良、脇屋義助等と竹下に向ひ、尊氏に當りしが利なし、加ふるに大友貞義、關谷高貞等賊に降れるを以て、尊良等遂に敗績す、延元元年冬、皇太子恒眞親王を輔けて、越前金崎城を守る、賊攻むる事甚だ急にして糧食絶がす、明年の春城將に陥らんとす、新田義貞尊良に啓して曰く、臣は將家の子なれば、義として死せざるべからず、親王は帝室の胃なり、縱令城陷るも必ず害を加へざるべし、願くは城を出で、逃走し、他日の計を爲し給へと、尊良莞爾として曰く、主上孤を以て首領と爲し、卿を以て股肱と爲す、それ股肱亡びて首領安を得るは未だ之あらざるなり、當に命を白刃に預し、誓を黄泉に報すべし、孤宮闈に生長して武事を習はず、知らず自盡の法如何、義顯泣いて曰く、様當に此の如くなるべしと、即ち腹を屠り、刃を尊良の前に置きて伏す、尊良其刃を執るに、流血桶を潰し滑かにして握るべからず、衣袖を裾に纏ひ胸を洞て穿す、賊尊良の首を京都に傳ふ、尊良、僧疎石に命じて之を禪林寺に葬らしむ(大日本史)

○保春 保光 保房 隆古 保春 保忠 保右 保美 保建 宗順
タカノコホリ 多珂郡 常陸國

タカノ

成務天皇の朝、建御狹日命を以て多珂國造となす、孝徳天皇白雉四年分て多珂石城二郡となし、後石城を陸奥國に屬す、和名抄に津津、伴部、高野、多珂、藤島、新居(ニヒキ)賀美、道口等の郷あり、元正天皇養老二年五月、此郡を割て若多郡を置き、之を岩城國に屬す、後世多賀に作る、正保圖之に仍り、寛文中書に復して多珂に作る、寛知集之に依り、元祿以後亦多賀となし、郡名考以下之に仍る、郡名錄、タカノと稱し、地誌提要又之に従ふ(郡名異同一覽國郡沿革考)

タカノコホリ 多珂郡 播磨國
孝徳天皇の朝、攝津郡を割て多珂郡を建つるに及び、既に播磨の管する所十二郡なるに、蓋し建國の際之を置きしものならんか、風土記託賀に作り、延喜式多珂に作る、和名抄に荒田、賀美、那賀、賀美(シモ)黒田、藤々等の郷あり、蓋しタカノ郡受(ツマ)の誤なるべし、以後變更なし(郡名異同一覽國郡沿革考)

タカノチヤウエイ 高野長英
後醍醐天皇の朝、高野長英、瑞雲、曉夢、權主人、鷲山山人等の號あり、高野元齋の養子、寶長後藤藤助の三子、文化元年五月陸奥國津澤に生る、領主伊達將監の臣にして、世々典醫たり、故を以て長英また家學を承け、略ぼ圖書に通ず、十七歳の時江戸に遊學し、吉田長叔の門に入る、既にして養父元齋疾病の報に接し、俄に水澤に歸省す、元齋其業の中途にして歸れるを怒り相見を許さず、長英大に悟る處あり、再び江戸に出で長叔の門に在る事二年、また陶留正見の門に遊ぶ、文政八年七月長崎に赴き、蘭醫シールドに就きて刻苦勉勵し、學業大に進む、此時學徒甚多く、伊東玄朴戸塚

タカノ

静海、伊藤主助、竹内玄同等皆一時の秀なり、會々平戸藩主松浦侯の臣松原見村、長英の爲めに藩主に就き、長崎の藩邸に寓して其藏書を檢覽し、翻譯に従事せしむ、分難術二十卷は此時の譯にして、當時無比の珍書と稱せらる、文政十一年シールド藩を藩府に得、出島に幽せらるや、長英連坐せんことを恐れて逃る、天保元年京都に入り、尋で江戸に出づ、官醫松本真甫深く其才學を愛して、爲めに資を給し、醫業を開き、旁ら翻譯に従事せしむ、天保三年生理書の醫學樞要を著し、長英の名聲漸く都下に振ふ、長英人となり豪邁不羈にして邊幅を修めず、また人に對して借借せず、苟も其意に滿たざれば、之を面折し、甚しきは罵詈するに至る、人其不遜を苦めて交を絶つものあり、而して只小園三英、鈴木春山等と親善なり、三河田原の藩主三宅侯の重臣渡邊華山、長英の才を愛し、藩主の族弟三宅友信の賓師となす、長英また華山に服し、共に西學を擴張して實利を興さんことを謀り、紀伊の儒臣遠藤勝助等と交り、當時知名の士を糾合して一交社を結び、専ら經濟の道を説き、時の凶荒に際すれば、其救済を策し、或は諸侯の政治を質問するあれば、其間に答ふ、世に其交社を變社といへり、長英及び華山其領袖たり、天保九年十月英艦來航の風聞あり、幕府打拂の事に決す、長英夢物語を著し、海外の形勢を叙述し、攘夷の不可なる所以を論辯せり、其稿世上に傳布す、幕府以て政治を誹毀し、妖言人を惑はすものと爲し、天保十年十二月終身禁獄の宣告を與ふ、華山また連坐して藩地に禁錮せらる(ワタナベクラザン)參看、長英既に傳馬町の獄舎に下り、牢名主となる、弘化二年三月獄舎火あり、當時の法たる、災あらば三日を期して囚徒を放つ、故を以て長英獄を出づるを得たり、是

タカノ

に於て知友の忠告を斥けて脱獄し、都下に潛服す、後ち硝石を以て顔面を燒きて容貌を變じ、姓名を偽りて東西に流浪し、江川太郎左衛門、伊達宗城、島津齊彬等の庇護を蒙りしも、皆席捲かなるに違あらす、遂に再び江戸に來り、高柳柳之助と稱す、時に水野忠精の臣松下壽醇、大砲鑄造を以て著る、爲人豪爽にして氣概に富む、高柳の蘭書に精しきを聞き、就きて鑄砲の事を聞き、深く其學識に服し、子健作を以て火藥の製造を學ばしむ、既にして高柳の長英たるを知りしも、才を惜んで隱匿し、同志と共に之を救はんとして果さず、長英亦去りて青山百人町に寓し、名を澤三伯と改め、醫を業とし、傍ら著譯に従ふ、幕府探偵し、捕吏をして其家を探らしむ、長英一人を斬り、一人を傷けて自殺す、時に嘉永三年十月朔日なり、年四十七、明治三十一年七月正四位を贈らる、長英狀貌魁偉にして爲人草率不羈、古英雄の風度あり、醫術より西學に入り、遂に蘭學を以て家を成し、著述翻譯専ら西學を擴張し、之を政治經濟上に實用するを以て主と爲し、醫術の如きは、餘事と爲すに過ぎざりしも、治術また當世無比と稱せられ、殊に蘭學の造詣極めて深く、譯文に巧なる醫社中企て及ぶものなし、其三兵マクチキの如き一時傳稱して古今の奇書と爲す、三兵マクチキ、分難術、醫學樞要、夢物語、變社遺厄小説、島の鳴音、救荒二物考、瘟疫考、避疫要訣、文明東漸史、高野長英先生傳)

タカノテンノウ 高野天皇 孝謙天皇(カウケンテンノウ)を見よ、
タカノテラ 高野寺、四大寺(サイダイシ)を見よ、
タカノコホリ 竹野郡 常陸國
開化天皇紀六年正月始めて竹野媛の名見ゆ、又竹野別あり、地名に因りて姓を得しものとす、元明天皇和銅六年四月丹波國を割て丹後國を建つるに及び、考證云、五上、一本有、加佐只丹波竹野熊野十字、と以て其起原を知るべし、和名抄に水津、コトツ、納野、鳥取(トトリ)小野、間人(ハシラト)又ママト、竹野等の郷あり、郡名考、タカノと稱し、地誌提要又、タカノと稱す、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカハノモノ 鷹羽紋 紋所の名、鷹の羽を以て種々の形に及がたる紋を云ふ、明應の頃、中村皆木の二氏之を用ひたる由、陸涼軒日録に見えたり、後世之に種々の變體を生じ、秋田氏は槍扇の中に羽二枚を打込へたるを用ひ、安藝淺野氏の一族は丸の内に鷹羽を種々に交又したるを用ひ、久世氏は丸の内に羽二枚を並べたるを用ひたり(武鑑)
タカヒラ 高術 刀の一面を鑄作にし、一面は平作なるを云ふ(武家名目抄)
タカマカハラ 高札 制札(セイサツ)を見よ、
タカマカハラ 高天原 大和民族の故郷なり、古事記傳に「高天原は即ち天なり、かくて天といふと高天原との差別は如何ぞといふに、まづ天は天神の坐す御國なるが故に、山川草木のたぐひ、宮殿其外萬の物も事も、全く御孫命の所知看、此國土の如くにして、なほすぐれたる處にあれば、大方のありさまも、神だちの御上の萬の事も、此國土にある事の如くになんあるを、高天原といふも、其天にしてある事を語るべきの稱なり、しもいふは、其天にしてある事を語るべきの稱なり、さて然稱ふ由は、高とは、これも天をいふ稱なり、たゞ高き意にいへるとは聊か異なり、日の枕詞に高光といふも、天照と同じ意、高御坐も天の御坐といふことにて、是等の高も同じ、又高行や車別など、虚空を高といへるなり、今の世にも天つ虚空を然言ふとあり、原とは廣く平なる所をいふ、海原、野原、河原、葦原などのことし、萬葉の歌には、國原ともあり、かれば天をも天ノ原とはいふなり、さて其に

タカノ

タカハノコホリ 田河郡 豊前國
聖武天皇紀天平十二年冬十月の條に始めて見

タカハ

タカハ 高野天皇 孝謙天皇(カウケンテンノウ)を見よ、
タカハノコホリ 竹野郡 常陸國

タカマ

前日提議の議和を請し、割地の幾分を譲歩し、山陰道は伯耆の八橋川、山陽道は備中の河邊川を境とし、以て宗治の死に代ゆる事として、毛利氏に説か

タカマツデン

姉小路北、西洞院の東門外、高松殿の山城國京都府一保院に、住はれたり、後ち大納言仲實之を傳

タカミクラ

御座を云ふ、高は尊稱、御即位、朝賀、善朝朝参等の時に、宮殿の中央に飾りて用ひ給ふ、初めは、御即位

タカミ

三間四方計、東西北の三方に階あり、上に九尺許八角の玉座あり、玉座の中央には大鏡一面を懸く、扇根は

タカヤスノコホリ

天智天皇紀六年十一月に高安城を築くこと見ゆ、されど猶ほ此時は大和國に屬せしを、後ち河内國

タカヤタネヒコ

通稱産四郎、柳亭種彦と號し、また愛宕軒、足跡翁、証紫樓等の別號あり、俳名を木卯といふ

タカヤ

某の門に入りて漢畫を學び、後俳諧の古調を好み、又川柳が俳風を嗜みて秀吟多かりしといへり、小説の著作に従事せば、文化初年よりのことにして、最初

タカヤノヤマノヘノミササキ

産火々出見野の御陵、大隅國給羅郡津邊村大字陵に在り、兆城方一町、延喜の制陵戸を置かず、山

タカヤマナガフサ

城國田邑陵の南原に於て祭祀を行ふ(禮樂志、陸墓一に友祥といひ、右近將監と稱す、難強して南坊又等

高山長房

冬疾に罹り、彼の地に歿す、享年評かならず、長房外國宣教師等の算信を受くること厚く、其マニラ府

タカヤママサユキ

は仲繩、通稱産九郎といふ、真右衛門の子、世々上野國新田郡細谷村に居る、家業を業とする

高山正之

京都に歸る、會々鴨川の湖に於て絲毛龜を得て大に喜び、以て祥瑞となし、伏見宮條に謁して之を呈す、

タカヤ

タカヤ

タカヤ

タカラ

其角

吟人口に膾炙せるもの渺ならず、嘗て元祿の頃茅場町藥師堂に住みしが、近隣に秋生徂徠住めるを以て「梅が香や隣は秋生總右衛門」の句あり、また向島三圓社に於て吟じたる「夕立や田を三圓の神ならば」といへる雨乞の句は、岩瀬京傳の考證によれば、元祿六年六月二十八日の事なりといへり、寶永四年二月二十三日、春暖閑廬に坐するとして「鶯の曉寒しきり」の吟ありしが、尋で病に罹り、僅か七日にして歿す、年四十七、芝二本橋上行寺に葬る、其角また入木道を佐文山に學び、



中頃米元章により、後ち日蓮を慕ひて一家を成し、靈は英一蝶に學びたり、資性豪放を以て著はれ、俳諧の李青蓮と稱せらる、句兄弟、處栗集、新山家雜談集、秋の露、若葉合、末若葉、俳諧錦繡、魚尾琴、たれか家、新二百約、五元集、五元集拾遺、續五元集等數十部（本朝文選、增補近世逸人畫史、近世奇跡考、扶

タカラ

タキウ

桑名畫傳、其角全集、タカラノジンジャ、高良神社、「カハラ」ジンジャと訓む、同條を見よ、タキウ、打毬、紅白の毬を競技場に投げ出し、人数を紅白二組に分ち、長柄の叉手を用ひて、互に我毬を抄ひ、且つ他組の動作を妨げ、多数の毬を毬門（毬を投する穴）に投じたる數によりて勝負を争ふ技をいふ、もとは只だ其數の多きものを勝ちとしたりしが、近來は五箇の毬を投じたる方を勝とすといへり、毬打ちの義、騎馬にて行ふと歩行にて行ふとの二種あり、なほ打毬とは別なり、日本紀に「ケマリ」と訓じられたれば、今日の蹴鞠なり混同すべからず、原注支那より傳來したる遊技なりと雖も、何時代のことに係れるか詳かならず、萬葉集眞葛延、春日之山者、打毬、春去往跡、山下丹云々の歌の左註に、右神龜四年正月、數王子及諸臣子等、集春日野而作打毬樂、其日忽天陰雷雨電、此時宮中無侍從及侍衛、勅行三刑罰、皆散禁於授刀寮、而妄不得出道路、予時愆憤即作新歌、作者未詳」と見ゆ、今日の所謂打毬と打毬樂とは別なりと雖も、當時或は其濫觴たりしならんか、下りては、續日本紀に、承和元年五月戊午、御武德殿、令四衛府馳、盡種々馬藝及打毬之戲、と見え、本朝世紀寛和二年五月三十日の條にも、天皇出御南殿、覽打毬、番長以上各十人、左右近衛左右兵衛官人並二十人爲二番、皆著冠冠、騎馬立、南階前、受右大臣、玉打出於庭中之間、皆競打之、乍二番、左勝、此間左方奏音樂、此事稀有也、仍相記之」と見え、また扶桑略記天曆三年五月廿一日の條に、於二條院、有打毬事、とも見え、淳和、村上、花山諸天皇の御代には、貴族間に行はれたるを何ふに足る、なほ平家物語にも、後鳥羽院幼稚の時打毬の

タキウ

タキカ

玉を愛し給へる事を載せたり、而して騎馬にて行ふと歩行にて行ふとの二種ありし事は、委しく西宮記年中行事五月の條に見ゆ、就きて見るべし（葛琳音義引字書に、打毬、皮丸也、或歩、或騎馬、以杖擊而争之、爲戲也とあり、此字書は支那の著述にて一切經の字引なり）然るに此後久しく行はざりしと見え、群籍に載する所なく、武家にては此技を行はざりしに似たり、更に江戸時代に入りてまた行はるゝことになりしが、主として馬藝の技を専らとし、且此時代には武家にては盛んに練習し、十四代將軍徳川家茂の如きは、特に之を愛したりしと見え、其大阪滞在中には、殆んど連日此を聞はしめ、時に自ら行ひしこともありき、維新後衰微を極められたるも、なほ紳士間には稀れに之を弄ぶものなきにあらず（嬉遊笑覽、眞丈雜記、話一言、續徳川實紀）タキウラク、打毬樂、唐樂、大簇商曲なり、食調二十四曲中の一、龍鳴抄、タウキウラクと訓ぜり、新樂にて中曲、四人舞、管舞、埴曲、唐樂、黃帝の作る所とも云ひ、唐の南卓が作る所とも傳ふ、我國に傳來せしは何れの頃なるか詳かならず、競馬、相撲、闘鷄、歌合等の會に之を用ひ亂聲を奏す、五月節會には、競馬裝束の舞人四十人、毬子を搥いやりて舞ふといふ（禮樂志、歌舞音樂略史）タキカハカツマス、瀧川一益、通稱彦右衛門、後ち伊豫と稱し、左近將監といふ、資清の子、近江甲賀郡大原の人、爲人智勇にして、射銃を善くす、後ち尾張に行きて織田信長に仕ふ、信長其智勇を賞し、擢て、隊長となす、爾來毎に軍に従ひて先鋒となる、永祿十一年尾張墨江城を賜りて之に移る、十二年九月、信長に従ひ、大河内城を攻めて之を拔く、功によりて北勢五郡を賜ふ、天正

タキキ

二年九月、信長、長島一向一揆を平ぐるや、一益を封じて長島城主と爲し、兼れて蟹江城を保たしむ、三年、長篠の役、左軍として功あり、七年十月、攝津伊丹城を攻むるに當り、竊かに策を以て城兵を誘ふ、是に於て内應する者多く、城將遂に城を致して去る、十年三月、信長の先驅となり、甲斐の武田勝頼を田野に敗り、其首を獲たり、信長賞して、上野國及び信濃小諸佐久二郡を與へ、且つ山東奥羽諸州に於ける征伐訟獄に關する全權を委ぬ、四月一益、上野に入り、厩橋城に治す、其年六月、信長の函計する、一益關東諸將を會して實を告げ、己れの西上せんとの意を述べ、諸將の去就は、各自の意に任せしむ、諸將皆従はん事を請ふ、一益即ち武藏に入り、北條氏直と戦ひ、大敗して厩橋に歸る、一益更に國人に別を告げ、終に厩橋を發し、長島に還り、尋で清洲に適き、柴田勝家等と會議し、五萬石を分取す、織田信孝、豊臣秀吉と隙を生ずるに際し、一益、勝家と共に之に與し、長島に據る、信孝、勝家の敗るゝに及び、一益また降を請ひ、長島及び封邑五郡を致して去る、秀吉乃ち近江南部の田五千石を給す、十二年三月、秀吉、織田信雄徳川家康等と難を構ふるや、一益をして其舊封を略取せしむ、一益因て兵を集め、木造城に據り、嶺城を攻む、六月、蟹江城の守將を誘降し之に入る、家康、信雄と共に來り圍むに及び、一益勢屈して降を請ひ、盡く其邑を納れ、去りて木造城に歸る、守將富田知信疑て納れず、遂に亡命す、是に於て自から慚愧して、京都に往く、秀吉之を討す、一益卻走して妙心寺に入り、髪を削り、遂に越前に寓居し、五箇一邑に漂死せりと云ふ（野史）

真興福寺南大門に於て興行する能樂を云ふ、また芝居の能ともいふ、起原興福寺にては、修二月會と稱し、毎年春二月に、七日の間軍叱利明王の行法を修して、國家安泰の祈禱を爲すこと、平安朝以來の年中行事たりしが、其法は晝夜六時之行ふものにして、殊に後夜に重きをおきたり、而して季節嚴寒に際せるがゆゑに、夜中堂外にて薪を集め、焚火を爲して暖を取り、又行者の上湯を整へるの用に供するの習慣を生じ、遂に連夜の勞を慰せんが爲め、焚火の影に於て餘興として伎藝を爲すこととなり、更に散樂の能あるに至れり、これ能なる名稱の基く所にして、室町時代のはじめより、其法會既に廢れたりと雖も、散樂の興は、行法と同じく、天下太平の祈禱の爲めといへる口實の下に、從來のことく行はれ、此時代の末には、金春、觀世、寶生、金剛の四座これを勤め、始めの二日間は四座連合の興行、三日目よりは一座づつ、興福寺の衆徒の暇を請ひ、春日若宮の拜殿にての法樂の能に上り、殘りの三座交代に演じたるものにして、即ち三日目は金春、四日目は金剛、五日目は觀世、六日目は寶生其任に當り、七日目にはまた四座連合の業ありき、豊臣秀吉の時及び、一時中絶したりしが、江戸時代に至り、二代將軍徳川秀忠の時、衆徒の請によりて之を再興し、薪能糧米として三百石を寄せたり、また此時代には四座共に江戸に住したるがゆゑに、毎年二座づつ、交代して、前年十一月の祭前より兩都に赴き、七日より之を勤めしが、雨天の時此事なし、また七日間打擲て雨ある時は、十四日臨時に之を行ひたり、後ち觀世大夫のみは此役を免されたりき、維新以後久しく停廢に歸したりしが、近時また再興して、昔日の面影を存することになりしと雖も、幾干もなくし

タキキ

て更に行はれざるに至れり（日次紀事、大和名所圖會、諸國年中行事大成、國學院雜誌、南部の薪能）タキグチ、瀧口、禁中を誣る武士の稱、藏人所（クラウドコロ）を見よ、タキグチノチン、瀧口陣、清涼殿の東北、承香殿の西に在り、瀧口の詰所なるを以て然か名づく、瀧口陣、瀧口所とも稱す（大内裡圖考證）タキケイサン、多紀桂山、名は元簡、安長と稱す、桂山は其號、藤元徳の男、幼にして聰敏、父の業を襲きて醫學を修め、遍く群籍を究む、寛政中老中松平定信、其邸に召して醫事三十六條を試問せしに、桂山席上に於て之を辨析す、定信大に嗟嘆し、直に侍醫に拔で法眼に推叙せり、爾來三家または日光門主等病ある時は、常に命ありて治療せしが、水戸黃門の病を診せし時は、既に病平癒に近からんと人々思ひしに、桂山は退きて侍臣に向ひ、もはや施すべき術なし、恐らくは三日を出でざるべしといひしに、果して其言の如くなりしといへり、病機に明なる事かくのごとし、桂山其職侍醫なるがゆゑに、餘暇極めて稀なれども、退出後必ず手案に倚りて夜半に及べりといふ、享和中暫く寄合に編入せられしが、其繁劇は却て奮に倍し、治療を請ふもの連日門に溢れ、午前其處劑を診れば、出で、病家を巡り、歸り來れば必ず黃昏に及ぶ、夜間もまた三四次づつ、病家に招かるれども、勞困を以て辭したる事なかりき、然るに其間學業を修むる事怠らず、著述甚だ富む、皆往來の途上轎中に於て稿したりといふ、桂山また早く京醫の唱へし一番氣血水の説の粗硬にして後生を誤りしを嘆き、これを匡正するの志あり、因て仲景を以て法となし、素問靈樞以下、明清に至るまで諸家の説を折衷し、是を以て教へたれば、世

タキグ

タキケ

タキザ

の醫人漸く従来の非を悟り、奮然としてこれに歸するに至れり、後漢醫を以て世に聞えたる者は皆其門に出づ、文化七年十二月歿す、年五十七(徳川太平記)

タキザハバキン

瀧澤馬琴 名は興邦、後ち解と改む、通稱は瑠吉、曲亭馬琴と號し、なほ著作堂、篋笠漁隱、玄同陳人、魁雷子、烏水、亭々亭、山塚貫淵等の別號あり、興邦の末子、明和四年六月九日深川に生る、是より先き、興邦は川越松平侯の支族松平信成に仕へて其家老たりしが、旨に忤ふことありて涙士となり、江戸に來りて深川に住居し、幾干もなくして歿したるを以て、兄興旨に寄り、母の育する所となれり、幼にして稗史小説を好み、十二歳の頃には、印行の淨瑠璃は大抵附讀し畢りたりといふ、十三歳にして武家奉公に出でしも、其驅使に堪へず、遂に連れて旗本戸田大學頭の徒士となる、然れども永續せず、爾來數度家を代へて仕へたれども、意に滿たざりしを以て、遂に思を仕官に絶ち、これより或は山本宗洪の門に入りて醫業を學び、龜田鵬齋の從僕となりて儒道を修め、石川五老を訪ひて狂歌を、桶子隆に就きて書道を學びしも、皆其目的を貫かずして中止し、茲にはじめて小説家たらんとし、山東京傳に師事して、寛政二年の冬、廿日餘四十兩盡用而二分狂言といふ著し世に行はる、即ち處女作なり、尋で書肆萬屋重三郎の家に寄寓して著作を試み、其名漸く世に知らるゝに至りしに際し、萬屋の叔父にして、新吉原に引手茶屋を營めるもの、深く馬琴を愛し、其女に配せんとしたりしが、自重して之に應ぜざりき、尋で飯田町なる下駄屋の寡婦に入贅して、著述の傍ら手習師匠となり、また神女湯、奇應丸等の藥を製して之を賣

タキサ

りなどして利殖の道を圖れり、されど他姓を冒す、とを快く思はざりしがゆゑに、其女に養嗣して家を譲り、己は本姓瀧澤に復し、専ら筆硯に親しみしが、寛政九年京傳罪を得て筆を取めしより、當時の文界は馬琴の隆盛を極め、其著益々行はるゝに至り、文化二年椿説弓張月を、四年三七全傳南柯夢を出すに及び、名聲頗る高し、十一年に至り、はじめ南總里見八犬傳を著すや、一篇出づる毎に洛陽の紙價爲めに高く、老若男女争うて之を求めしといへり、天保十二年に至りて成る、時を費す事凡二十年、行文の妙、結構の奇、相並びて近代の傑作と稱せらる、是より先き、子琴瀧松前侯に聘せられて醫官となりしが、天保五年馬琴に先ちて歿したるより、遺書一切を賣りて、其子興邦の爲めに御家人の株を買ひ興へたり、かくて琴嶺の歿する前年即ち天保四年の秋、右眼明を失し、天保十年また左眼明を失し、全く盲目となりたれども、八犬傳及び美少年録其他の續稿なほ完了に至らざるものあり、筆を中途に絶つて忍びざるのみならず、書肆の請又切なるものありしを以て、琴嶺の妻みちこに口授し、辛苦の中に之を大成し、嘉永元年十一月六日歿す、年八十二、小石川荷荷深光寺に葬る、馬琴實性剛毅にして世俗に阿らず、時に或は一言一行の合はざるによりて、交友を絶つことあり、故に人物上の毀譽交々あり、其一時師事せし京傳及び其弟京山、畫工豊國等とも遂に協はざるに至れり、而して其學問また博洽にして健筆比なく、筆を執れば千言立ち所に成る、加ふるに其小説を著すや一定の主義を有し、必ず勸善懲惡の意を寓せざるはなく、他の作家のごとく淫奔輕浮の弊に陥らざりしは、馬琴の自負する所なりき、里見八犬傳、椿説弓張月、朝夷巡島記、俊寛島物語、開卷驚奇俠客傳、近世説

タキノ

タキノ

美少年録、三七全傳南柯夢、夢想兵衛胡蝶物語、玄同放言、穉旅漫錄、燕石雜志、篋笠雨談、幸雜の記、吾佛の記等無慮數百種(日本文學史、列傳體小説史)

タキノコホリ

多藝郡 古事記倭建命の條に始めて其名見ゆ、古事記當藝、續紀當書、又當伎、多伎に作り、續後紀多紀に作る、文德天皇の齊衡二年分て石津郡を置、神名式多伎、延喜式多藝に作る、和名抄に富上、物部、乘禮(ノリホ)立野、有田(ウチノ)田後、佐伯、建部等の郷あり、中世高城に作り(吾妻鏡に見ゆ)東西二郡に分つ、後ち之を廢し又一郡とす、郡名考、タギと稱し、地誌提要「タギ」に復す、明治二十九年上石津郡と合併して養老郡を置、(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タキノコホリ

多紀郡 丹波國 古事記に兄天押帶日子命者、多紀臣之祖也といひ、蓋し此地に依て姓を得しものなるべし、是を以て考ふれば、國郡制定の際之を置きし事亦推知するに足れり、延喜式又多紀に作る、和名抄に草上、宗部(ソカベ)眞繼、河内、神田、榛原、餘戶、日置等の郷あり、正保間多喜に作り、寛文以後復して多紀に作る、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タキミヤウガ

抱茗荷 紋所の名、若荷の花を二つ左右より抱き合せて圓形につくりたるもの、一に若荷の丸とも云ふ、古くは小澤家にて用ひ、後世肥前佐賀の鍋島、肥前鹿島の鍋島氏用ふ○又丸に抱茗荷とて丸の中にふがきたる紋は、京都の壬生、高丘、及び志摩鳥羽の稻垣、近江山上の稻垣氏等用ひたり(武鑑、諸家紋鑑)

タキモノアハセ

薰物合 各自煖香の名をかたくして持出で、之を薫きて、其善惡を定むる遊戯、

タキワ

タクマ

タクマノコホリ

タクマ

タクマ

タケヲ

タケヲ

タケヲ

薰物とは香と異にして、幾種の香を合せて作りたる煉香を云ふ、故に合香ともいふ、古くより我國に行はれたるものなり、五月兩日記に「いつく合香の事あるべし、香二種香だ、みして持て出で、名をかたくして例の通り判もあるべし」と見ゆ、其起原は同書に「香合と云ふこと古くより傳へて、代々の君もすて給はず、家々にも、これを好み侍る、延喜天曆のかし、き御時よりぞ、其しなくは定まれる事侍ると、後普光園殿は書きおかせ給へりける、それぞ今のおきてなるべし」とありて、平安朝時代盛に行はれし由は源氏物語などに見えたるにても知らるべし、(香カウ)、香道(カウダウ)参看、

タキワキウチ

瀧脇氏 松平氏「マツダヒラウチ(上總櫻井)を見よ、

タクアン

澤庵 宗彭(ソウハツ)を見よ、

タクセン

託宣 神惠(カンガカリ)を見よ、

タクボク

啄木 高麗樂、壹越調廿四曲の中、一本名解脫樂と稱す、傳に云ふ、此曲神仙の傳ふる所にして、もと解脫樂と稱し、此曲を聞けば生死を解脫する心となると、又その聲歌に曰く、我心無礙法界同、我心虚空其本一、我心運用無差別、我心本來常住佛」と見えたり、而して之れが起原に就て、昔商山に仙人あり、相集りては此曲を彈せしかば、山神化して啄木となり、以て之を聞きしより起ると云へるは、牽強附會の説と云ふべし(禮樂志)

タクマノコホリ

託麻郡 肥後國 日本靈異記に郡名見ゆ、蓋し清和天皇以前既に之を置きしものなるべし、日本靈異記託麻に作り、延喜式託麻に作る、和名抄に桑原、上島、津守、酒井、波良(ハ)漆島、下井、三宅等の郷あり、後世誤

て訛摩に作り、古圖之に仍る、後ち南境津守上島の二郷益城郡に入れり、寛知集託麻に復し、元祿帳以後又訛摩に作る、地誌提要託麻となし、郡區編制の際再び訛摩に改む、今之に従ふ、明治廿九年飽田郡と合し飽田郡を置、(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タクマハ

宅磨派 宅磨榮賀の創めたる繪畫の流派、榮賀は正和年中の人なり、其父祖來歴詳ならず、畫を以て法眼に叙せらる、後ち倭畫の古風に唐畫の筆法を加へて、一種宅磨流なる畫風を創始し、其佛像人物を畫くや、巧妙神に入り、生氣活動せりと云ふ、其子孫爲氏爲成等よく此流を發揮して家名を傳へたり(本朝畫史、扶桑畫人傳)

タクミツカサ

主工署 春宮坊六署の一、(シユコウシヨ)を見よ、

タクミレウ

内匠寮 宇治ノタクミツカサ、タクミツカサとも訓す、唐名少府、瀧澤門内、左馬寮の北、右兵衛の南、東西三十五丈、南北四十丈、中務省の被官にて令外官なり、巧匠技巧の事を掌り、公事の鋪設等を兼行ふ

タクミツカサ

頭一人、從五位上諸大夫、及び諸道の五位之に任す、助一人、正六位下、其家の子弟多し之に任す、大允一人、正七位下、少允二人、從七位上、大屬一人、從八位上、少屬二人、從八位下、允屬は年給成功を以て之に任す、史生八人、寮掌一人、使部、雜色、匠手、人員不定、(國郡沿革考、聖武天皇神龜五年七月始めて之を置、寶龜五年典鑄司を本司に併す、桓武天皇延暦十五年織錦綾羅手二十人を割て内藏寮に屬す、平城天皇大同三年正月畫工漆部二司を本司に併す、同

タクミツカサ

○榮賀一爲氏一爲成一爲遠一爲久一滋賀一勝賀一爲行

タクミツカサ

竹腰氏(美濃今尾) 姓は宇多源氏、佐々木判官信綱より出づ、長男大原重綱九世の孫綱高の二男七郎重綱始めて竹腰と稱す、齋藤道三に仕へ大垣城主となる、其孫竹腰小傳次正信、慶長六年徳川家康に仕へ、五千石を甲斐國に賜はる、十二年尾張義直の傳相に補せられ、五千石を尾張國に加賜、元和五年十二月尾張義直一萬石を與へ、前封を併せて三萬石となる、八年封を美濃國に移され今尾城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、男爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

タクミツカサ

○正信——正晴——友正——正映——正武——勝起

年十月勅して長上工二十人を置き、從八位官に准じ、番上工百人、使部一人を以て永例となす、同四年八月雜工の數を定めて、長上廿三人(畫師二人、細工二人、金銀工二人、玉石帶工二人、鑄工二人、造丹一人、屏風一人、銅鏡二人、漆塗二人、木工二人、轆轤一人、繪工一人)番上二百人(畫工十人、細工十人、金銀工十人、玉石帶工十人、銅鏡工十人、鑄工十人、造丹工二人、造屏風工四人、漆塗工十人、木工廿人、轆轤工二人、繪工二人、草宮工四人、黒葛宮二人、柳箱工四人)としたり、延喜の制一百廿四人あり、後世助に權官あり、其後工匠管作の事、一に木工寮、修理職の掌る所となり、内匠は、其職を失ふに至れり、降りて明治四年七月宮内省中に内匠司を置かれしが、同六年七月之を廢し、後ち亦内匠寮を設け、現今は宮殿廳舎及び外苑の土木廳舎の管守に關する事務を管理す(續紀、後紀、延喜式、三代格、官職秘抄、職原抄、職官志、法令全書)

タクミツカサ

武小廣國押盾天皇 宣化天皇(センクラテン)ヲ

タクミツカサ

竹腰氏(美濃今尾) 姓は宇多源氏、佐々木判官信綱より出づ、長男大原重綱九世の孫綱高の二男七郎重綱始めて竹腰と稱す、齋藤道三に仕へ大垣城主となる、其孫竹腰小傳次正信、慶長六年徳川家康に仕へ、五千石を甲斐國に賜はる、十二年尾張義直の傳相に補せられ、五千石を尾張國に加賜、元和五年十二月尾張義直一萬石を與へ、前封を併せて三萬石となる、八年封を美濃國に移され今尾城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、男爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

タクミツカサ

○正信——正晴——友正——正映——正武——勝起

タケケ

「陸群」正定 正美 正善 正巳
タケシウチノスケネ 武内宿禰
屋主忍男武雄心命の子、母は菟道彦の女影媛

景行天皇二十五年、命を奉じて東北諸國の形勢民狀を巡察し、二十七年歸り奏して曰く、東夷に日高見國あり、男女文身椎結し、稟姓勇悍なり、之を蝦夷といふ、土地沃壤にして曠衍なり、擊つて取るべきなりと、五十一年八月、成務天皇立つに及びよく之を補佐し、次で大臣となる、大臣の號愛に始まる、後ち仲哀天皇の熊襲を征して皇軍利なく、遂に陣中に崩するや、神功皇后と謀りて襲を秘し、私に梓宮を奉じて穴門に遷る、時に軍國多事にして葬を得ざりしかば、豐浦宮に殯して歸れり、而して皇后を輔け三韓を征服し、筑紫に凱旋するに當り、皇后皇子を誅す、即ち應神天皇なり、會々先帝の庶王子藤原忍熊の二王、兵を擧げて皇后の入京を遮る、皇后之を聞き、舟師を帥ひて難波に赴き、武内に命じ、皇子を奉じて南海に出でしむ、武内即ち紀伊水門に至りて皇后と會し、辛巳歲三月自ら精兵を率ゐて忍熊王を誅す、既にして應神天皇位に即くの後、其七年韓人を督して池を大儀に擧る、韓人池と名づく、九年勅を奉じて筑紫を監察す、會々其弟甘美内宿禰天皇に讓して曰く、武内筑紫に據り三韓を招きて不軌を圖ると、天皇之を信じ、使を遣して武内を殺さしむ、武内の臣直根子といへるもの身を以て代り劍に伏して死す、武内其間に乘じて遁れ、馳せて關に至り罪なき由を辨明せり、天皇即ち武内兄弟をなして探湯を行はしめたるに、甘美内宿禰の姦曲露はれしを以て、罪を免れ、政を乘る事故のことし、五十五年薨す、武内、景行、成務、仲哀、應神、仁徳の五朝に歴仕

タケケ

し、官に在ること二百四十四年、其年壽を詳かにせず(大日本史)○或はいふ、史に傳ふる處の武内宿禰は、年壽によりて考ふるに、數人の事蹟を混同して一人と爲したるものなるべしと、蓋し武内の長壽なりし事は、記紀載する處の仁徳天皇の御詠によりて明かなりと雖も、而もあまり長壽に過ぐ、疑ふべきに似たり、

タケケイヅモ 武田出雲 名は清定 幼名三四郎、千前軒と號し、出雲掾と稱す(父も出雲掾といへり、清定は二代なり) 出雲掾清一(或は清直に作る)の子、父に繼ぎて寶永二年三月大阪の劇場竹本座の座主となり、近松門左衛門に師事し、享保年中より自ら淨瑠璃を作る、佳作頗る多し、就中假名手本忠臣蔵は終生の大傑作たるのみならず、淨瑠璃水全體を通じての雄篇と稱せらる、本書は全篇全出雲の結構に成り、三好松洛、並木千柳等之を補助したるものにして、寛延元年八月稿を脱したり、此年はじめて竹本座にて興行し、爾來各地の劇場皆之を興行するもの多く、今日に至りても觀客の趣好なほ衰へず、而して忠臣蔵の作一度世に出づるや、出雲の名聲頓に高く、門左衛門と相並びて作者中の巨擘と稱せらる、寶曆六年十月二十一日歿す、享年六十六、辭世の句に曰く、影すし水に彌勒の腹袋、大塔宮囃、男作五雁金、菅原傳授手習盤、双蝶々曲輪日記、假名手本忠臣蔵、小野道風青柳視等數十種、三好松洛、並木千柳、長谷川千四(四澤文庫傳奇書、聲曲類纂、淨瑠璃史)

タケケ

化中寄合組及び小性を歴、文政十二年使番となる、是冬藩主徳川齊脩病篤く、繼嗣未だ定らず、有司或は幕府の意を迎合し、將軍徳川家齊の公子を奉ぜんとするものあり、物議沸騰す、正生等同志と共に小石川の藩邸に揺り論陳願る勉む、既にして齊脩の遺書出で、弟齊昭を立つるの議はじめて決せり、天保十年若年寄に進む、十一年齊昭の弘道館を創建するや、命を受けて其事を掌る、十三年大番頭に轉ず、弘化元年齊昭の罪を幕府に得て致仕を命ぜらる、や、正生死を以て君冤を雪がんとし、十月馳せて江戸に赴き、書を老中水野忠邦に呈して冤を訴ふ、幕府即ち正生を小石川邸に護送す、藩廳其罪を責めて職を奪ひ致仕を命ず、此時はじめて耕雲齋と號す、五年赦免せられ、安政二年若年寄に復して江戸に移り、三年家老職に上る、此時に當り、外交問題漸く喧しく、鎖港攘夷の論天下に沸騰し、水藩實に其木鐸たり、故を以て齊昭等の唱ふる所、幕議と合はずして、五年致仕屏居を命ぜらる、同年八月朝廷勅諭を藩主慶篤に賜ひ、諸侯と議して幕府を輔けしむ、而して其下賜の手續國法に背く故を以て、幕府之を沮抑せん、とす、正生同志と議し、幕命を容れずして勅旨を宣布せん、ことを建言し運動願る勉む、幕府即ち内命を下して正生の職を奪ひ藩に還らしむ、六年八月幕府齊昭を水戸城に幽し、且つ逼りて勅書の還納を促す事急なり、是に於て藩内の士民憤激して議論沸騰す、萬延元年二月、正生書を慶篤に上り、勅書返納の不可を論ず、既にして櫻田の變あり、運動の、と途に轉じ、然れども藩内の事情なほ様ならず、慶篤之を愛ひ、正生を江戸に召し、藩内の鎮撫を命じ、また學校掛となす、因りて岡田信濃守、大場一眞齋と共に政務に與る、文久元年東禪寺の變に座して黜けられし、二年の冬

タケケ

再び家老となる、三年慶篤に従うて上京し、交を摺紳以下に結び、公武の間に周旋し尊攘の策を謀す、之に因りて正生の名朝野に重し、七月命を受けて水戸の沿海を巡視し、海防を整へ、九月訓練總司を兼ね、元治元年二月從五位下に叙し伊賀守に任ず、四月適々田丸直允藤田小四郎等筑波山に據りて兵を擧ぐるや、市川三左衛門等幕府に内訴し、追討を口實として、五月諸生數百人を率ゐ、出府して慶篤に迫り、國政を擅にするに及び、正生を思むこと甚しく、遂に其職を奪うて禁錮し、遂に死に處せん、とす、準備既に成る、慶篤之を憫み、近臣を遣はして直ちに國に歸らしむ、正生拂曉邸を發して水戸に歸り、所謂天狗黨を率ゐて兵を擧ぐ、世に之を天狗黨の亂といふ(テングトウノラン)參看)而して正生は藤田小四郎等と議し、上國に赴き岡下に伏して素志を訴へんとし、下野上野を経て信濃に赴き、轉じて越前新保に到りしが、時に大雪路を埋め糧食給せず、諸士饑寒に迫りて復進む事能はず、而して諸藩の兵前後を遮り、また策の出づべきなきを以て、遂に金澤藩の軍門に降る、幕府命じて正生以下を致賀に拘し、尋で之を斬らしむ、時に慶應元年二月四日なりき、年六十三、首を水戸に梟す、辭世に曰く、討つもはた討たるもはた哀れなり同じ日本のみだれとおもへば、維新の後ち有志者集りて祠を致賀に建て松原神社と號し、正生以下の同志を祀る、明治二十四年十二月四位を贈らる(波山始末、新編常陸國志)

タケケカヅヨリ 武田勝頼 幼名は四郎、法名を景徳院頼山勝公といふ、晴信の三子、永祿八年十一月、織田信長の姪女を娶る、天正元年五月始めて國事を執行す、此時に當り菅沼正貞武田氏の爲めに長篠を守りしが、徳川家康、酒井

タケケ

忠次菅沼貞直等をして之を攻めしめしを以て、勝頼兵を出して正貞を救ひしも、利なくして長篠途に陥る、既にして晴信殺するに及び、軍氣沮喪し、將士武心を抱くもの多し、天正二年二月師を率ゐ、美濃を侵掠して諸寨を拔き、四月參河に出で、五月進んで高天神城を圍む、城主小笠原長忠力戦して之を防ぎ、急を家康に告ぐ、家康救を信長に請ひ、共に來り救ふ、勝頼利を以て長忠を誘ひ、途に之を降す、天正三年五月再び參河に出で長篠を圍む、是に於て長篠の戦あり(ナガシノノヤマカヒ)參看) 勝頼大敗す、此役や武田氏の宿將戦死するもの多し、兵威頓に衰ふ、既にして

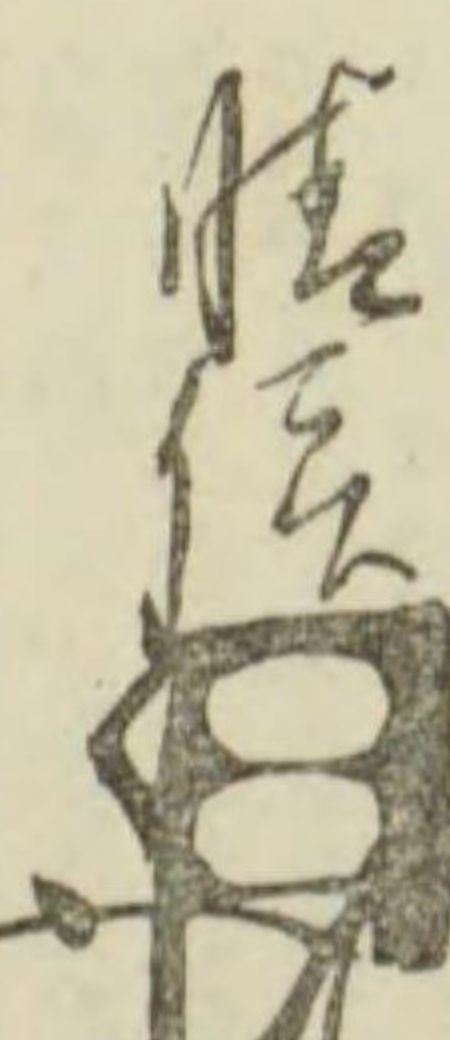
勝頼は國勢の振はざるを憂ひ、成を北條氏に乞ひ、兵政の妹を納めて姻戚の親を結べり、六年十二月氏政上杉景虎の爲めに師を勝頼に乞ふ、勝頼即ち兵二萬を率ゐる景虎を伐たんとするに際し、上杉景虎甘言を以て勝頼に成を請はしむ、勝頼即ち師を收めて歸る、兵政怒りて勝頼と絶つ、次で連年兵を參連の地方に出して、而も志を得ず、時に長坂釣閑、勝部勝資の二人勝頼の慶幸する所となり、專横を極め直宜公行し、宿將の意見多く行はれずして、士卒離畔するもの多し、武田の勢威日に墜る、是より先晴信木曾義昌と戦を交ゆること多年なりしが、信濃を併呑するに及び、妻を以て、勝頼家を繼ぐの後ち歴々驍將を加へしが故に、義昌遂に武心を抱きて密に款を信長に送る、勝頼即ち天正十年三月兵を率ゐて諏訪に次す、義昌救を信長に請ふ、是に於て信長は子信忠を先鋒とし、家康と相約して勝頼を夾撃



タケケ

せん、とす、兵勢頗る盛んなり、小笠原信濃、穴山梅雪等相尋で降り、駿遠の諸戦皆利あらず、勝頼退いて古府に入り、更に鶴瀬に走る、信忠即ち古府に入りて武田氏の宗族諸臣を收めて悉く之を殺し、家康また長驅して市川より入る、勝頼將に天目山に入らんとして田野に赴き、尋で山下に抵る、時に瀧川一益、河尻鎮吉等追及する事頗る急にして、山僧亦反す、勝頼即ち夫人諸女を刺して自刃す、年卅七、子信勝等皆之に殉ふ、武田氏茲に亡ぶ(野史)

タケケハルノア 武田晴信 幼名勝千代、法名を信玄といひ、また徳榮軒と號し、晩年には法性院と稱す、信虎の長子、大永元年甲斐國石水寺城に生る、天文五年從五位下に叙し、大膳大夫に任ず、十一月信虎兵を督して海野口城を攻むるや、晴信はじめて軍に従ふ、城將平賀源心賊勇にして善く防ぎ、信虎の軍利あらず、十二月遂に軍を回す、時に晴信殿軍たりしが、俄に策を設け歸りて城を圍む、事不意に出で、城兵防が能はず、城遂に陥り源心また自殺す、人皆其謀略に服す、此時に當り信虎、信を國民に失したるを以て、晴信は姉婿今川義元と謀し、天文十年信虎を駿河に移して自立す、十一年信濃を略せん、とす、諏訪頼重を殺して、諏訪を併せ、尋でまた信濃の豪族小笠原長時、木曾義昌、村上義清等と頼に兵を交へ、十七年二月更に上田原に出陣して義清と戦ふ、利なくして部將板垣信形等戦死し、晴信また傷を被ぶる、長時之に乗じ諏訪郡を



タケチ

倭せしが、晴信長時を鹽尻時に敗り、長驅して其居城林城を屠る、長時走りて義清に據る、是に於て筑摩郡の北半殆ど武田氏の有に歸す、二十年春、義清長時と共に兵を率ゐて深志城(即ち林城)を圍まんとして、晴信即夜馳せて深志城に入りしを以て、義清長時等戦はずして歸る、晴信進んで長時を攻む、之よりして長時並に居ること一年にして、翌年越後



(集英掛纂編料史)藏所院慶成伊紀

に奔る、義清また自ら保つこと能はず、天文廿二年八月、遂に上杉謙信に擁る、是に於て村上氏の舊領武田氏に屬す、廿三年小笠原信貞を松尾城に攻めて之を陥れ、伊奈郡を風靡し、弘治六年、木曾義昌に女を配し、木曾の地方また定まる、廿三年今川義元を河境なる織田氏の屬城を攻むるや、北條氏康其處を窺ひ駿河を侵す、義元既に戰場に在り、之を聞いて大に驚き、援を晴信に求む、晴信請に應じて兵を出し、義元を助けて北條氏に當りしが、義元の謀主齋和尚の周旋により晴信義元氏康と共に和を講じて

タケチ

善徳寺に誓ひ、武田今川北條三家の合同此に成る、既にして上杉謙信義清の爲めに其舊領を復せしめんとし、甲越はじめて隙を開き、所謂川中島の戦を見るに至れり、(カハナカツマノタカヒ)参看はより先晴信飛騨上野に兵を出して侵略を試み、永祿四年十一月、小幡白國等の諸城を攻め、六年十二月倉賀野木部地方を略し、五年二月氏康の請に應じ、太田三樂所屬の武藏松山城を陥れ、九年上野の箕輪城を陥れ、四上野の地遂に晴信の有となる、尋で徳川家康と謀を通じ、共に今川氏を亡ぼして地を分たんとを約し、十一年十二月駿河に出で、興津を侵す、家康亦兵を遠江に出せり、今川氏真利なく、遁れて掛川城に據る、然るに北條氏は此舉を喜ばず、部將を遣して之を防がんとし、且つ遂に謙信と謀を通ぜるを以て、晴信は兵を収めて甲府に歸る、是に於て北條氏政氏眞を沼津城に置き、駿河の諸城を守らしむ、十二年更に駿河を略せんとし、頼りに北條氏の屬城を陥れ、元龜元年に至り全く駿河を併せ、西大井川を以て、家康と境を分つ、二年十月氏康殺するに及び、氏政は晴信と和し、兩氏の同盟再び成る、是に於て晴信は年來の宿望たる西上の舉を行はんとし、元龜二年四月信濃より西參河に出で、三年十月遠江に入りて二俣城を陥れ、遂に進みて徳川氏の本據を衝かんとし、十二月廿二日三方ヶ原の戦に大に其兵を敗れり、(ミカタガハラノタカヒ)参看尋で翌天正元年正月遠江より直に參河境を侵し、野田城を圍むに當りて病に罹る、因て軍を旋し平癒を待ち、其三月復た信濃を経て西參河に出で、愈々西上を發行せんとせしに、病再發して遂に起たず、時に四月十二日歳五十三〇晴信が名を信玄と改めたる年明かならざれども、天文弘治年間の書簡には晴信と署名し、永祿以

タケチ

後は信玄と書したれば、永祿の初年なるべし、なほ晴信は法名を唱へたれども、別號したるにあらざる事、高野山所藏の信玄壽像にて知るべし、此に擧ぐる所のもの即ちこれなり(野史、史學雜誌、武田信玄經略事蹟考)

タケチヤウ

竹田城 豊後國直入郡竹田町○又岡城とも、大神城とも稱す(豊後國直入郡竹田町)文治中大神惟業始めて之を築く、後ち大友貞朝此に居り、建武中葛城堡を修め之を廣大にし岡城と稱す、子孫世々に居る、天正中志賀親次之を守り、薩人を防ぐ、文祿二年大友氏除封、親次亦邑を失ひ、中川秀成之に代る、世傳して明治維新に至る、明治十年の役賊兵其故壘に據り死守す、官軍力戦して之を陥る(豊後國志、明治政覽、西征戦記稿)

タケチバ

竹束(竹把) 戦陣に用ふる器具、竹を束れて柄とし、銃砲を防ぐに用ふる(竹束) 牛竹束(高七尺、横一丈許にして小丸を穿ち砲弓の人を其陰に置かしむ)車竹束(車輪の如し)植竹束(柱を立て、杭を嵌め竹を編みたるもの)等あり(豊後國直入郡竹田町)天文十九年安祥の戦に之を使用せし事、參河物語に見えたるを始めて、世に武田信玄の家臣米倉丹後が、天文廿一年信濃刈屋原城攻め落したる時に、創造する所といへど、是より以前既に在りしものなり、爾來戦陣の用具として常に用ひられたり、柄(タケ)の條の挿圖を參看すべし(後訓業、和漢三才圖會武家名目抄、古事類苑兵事部)

タケチダイクワンジ

高市大官寺 大安寺(ダイアンジ)を見よ、

タケチノコホリ

高市郡 大和國制定するに及びて十五郡あり、蓋し此郡も亦其一なり

タケチ

るべし(和名抄に、巨勢、波多、遊部、檜前(ヘノクマ)久米、雲梯(ウナテ)賀美等の郷あり、郡名考、マカイチ)と稱し、地誌提要又「タケチ」に復す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タケチノウウジ 高市皇子 天武天皇の皇子、母は宮人尼子姫(天武天皇の兵を擧ぐるや、皇子時に近江に在り、召に應じて不被關に至り、以て軍事を監す、既にして天皇不被に幸するに及び、之を野上に迎ふ、天皇皇子に謂つて曰く、近江の朝廷智謀の臣多し、而して朕の軍は與に事を謀るべきものなく、諸子皆幼なるを如何せん、皇子答へて曰く、近江朝群臣多しと雖も、何ぞ能く天皇に抗するを得ん、臣高市、神祇の靈に頼り、天皇の命を奉じ、諸將を率ゐて征討せば、豈難からんや、天皇大に喜び、悉く軍事を委ぬ、事平ぐの後、近江群臣の罪を斷じ、斬流する事あり、十三年淨廣武に叙し、朱鳥元年封四百戸を加ふ、持統天皇四年七月、知太政官事となる、十月公卿百官を率ゐて藤原宮地を相す、五年封二千戸を増し、同六年再び二千戸を増す、七年淨廣壹に昇進し、十年七月薨す(大日本史)

タケトリモノガタリ 竹取物語 二卷 竹取の翁といふ者、竹の中より美女を得て赫哉姫と名づく、秀麗比なきを以て戀する者多かりしが皆許さず、後ち時の帝、これを召されしも、また靡かすして、故郷なる月世界に歸りたることを述べたるものにして、寶樓閣經、漢書西南夷傳等の説に基きて作りたる我邦最古の小説なり(未詳、源順と云ふ説あれど確ならず(群書一覽))

タケナガシキン 竹流金 古金の名目、竹を刮て金を鑄し、流し込みて鑄たる金をいふ、使用の時、切りて之を用ふ、金銀圖録に「或は云、織田氏の時

タケノ

の物なりと、豊臣氏の時の記録にし竹流のこと往々見えたり、静庵隨筆に、大阪の竹流は、大方金五兩程づありしとなり、今も佐渡にて小判を製するに、筋金を竹流といふにするなり、津輕に今竹流といふ菓子あるも此遺制にや、愚按に、續近世時人傳小萬女の子條に、思孝云、子知れる老婆、北の方の番袋と銀の竹流三筋と手箱一ツを傳へたり、銀の竹流は細き針ガネのさまして八寸ばかりあり、缺にて切て用ゆるものなり、高麗云、ナノガ類族の家に傳へ持たるは、針ガネよりはやい平にして長も定まらず、通稱は竿金と云ふよし、刻印などは見えぬ」と見え、また見陽漫錄に「甲州金に竹流金あり、長さ二寸七八分、厚さ中にて三分、縁にて一分ほど、長きは幅狭く、短きは廣し、重さ四十匁を十兩と云て通用す、佐渡志に「慶長より元和の初までは、筋金をば、竹流に爲せり」など見えたり、是等に據れば、筋金、竿金、竹流金等ば、殆ど同一のものなるが如し、

タケノウチウチ 竹内氏 姓は清和源氏、新羅三郎義光の四男刑部四郎盛義の十四世大膳大夫季治、永祿三年正月義光の裔孫堂上になきを以て、將軍家の執奏によりて清華に列せられ、竹内と家號し、正三位に叙す、是より先は世々久我家の諸大夫たり、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、華族諸家傳)

○義光 義業 義信 惟義 惟信 惟時
信治 氏治 仲治 清治 重治 豊治
基治 秀治 季治 長治 孝治 俊治
惟庸 惟永 惟重 惟久 惟榮 惟徳
惟和 治則 惟忠

タケノ

タケノウチシキア 竹内式部 名は敬持、式部と稱し、晩年正隆と稱す、號を養庵といふ(關原宗詮の子)正徳二年越後新海に生る、家世々醫を業とす、享保十三年の頃京都に上り、はじめ徳大寺家に仕へ、松岡仲良に從ひ、後ち其師玉木養齋に師事し、垂加流の神學軍學を學ぶ、式部博明聰敏にして、佛經儒籍に至るまで窺はざる所なく、特に神典有職に精く、又武術に熟し、扇子を以て砲玉を打ち、射箭を握るの技あり、學成るの後ち徒を集めて教授す、而して其徒に教ふるや、晝夜攻々講説して懈らず、其説く所大義名分を明にし、皇室の衰運を挽回し、幕府の専横を抑ふるに在り、また多く辯論に出入し、徳大寺公城、正親町三條公積、烏丸光胤等の公卿其門に入り、講説を聞くもの、實に七八百人なりしと云ふ、寶曆六年、神祇權大副吉田兼徳、式部の整望甚熾にして、堂上堂下の人々、其門に遊ぶもの多く、其學派の、益蔓延するを見て、之を患ひ、關白一條兼香に、其所説の正しからずして、武術を公卿に教ふるのよしを訴ふ、兼香乃ち所司代松平輝高に告ぐ、輝高、式部を召喚して之を詰りしに、式部は其實なきことを陳じたるを以て罪を免れたり、是より先き、桃園天皇、英明にして學問を好み給ひ、伏原宣條をして儒書を進講せしめ、また日本書紀神代卷の御會を開き、徳大寺、坊城等諸卿の講説を聞召されたり、而して諸卿の天皇に進講するや、先づ式部の講を聞き、然る後ち之を天皇に進講するを以て、恰も式部の直に其説を進講するに異ならざりき、時に一條兼香は、既に關白を罷め、近衛内前之に代りしが、兼香は、天皇の、竹内流の神書の講説を聞き給ふを見て之を患ひ、國母青崎門院に奏し、天皇の神書御覽を止めたり、天皇は一旦國母

タケノ

の御旨に従ひ給ひしも、もとより其意にあらざりしを以て、幾干もなくして再び神書の内御會を開き、其進講を續けしめ給へり、是に於て、兼香また青綺門院によりて止め奉りしかば、天皇已むことを得ずして、神書の御會を止め給へり、而して式部は、また此事に關連して、同八年六月所司代に召喚せられ、學說の邪正と、堂上に軍書を進講し、武器を獻せし事との實否を糾されたりと雖も、式部悉く之を陳じ、敢て罪の當つべきなし、然れども、兼香等は、式部の在京を以て、紛争の基とし、所司代に之が追放を求めしかば、式部は終に、吉田白川兩家を措きて、神書を講じたること、當時に支障あるにも拘はらず、靖獻遺言の興復再復等の文字を講じたること、及び三本木の町家に於て、堂上と宴會したる事等によりて、罪に處せられ、終に京都を追放せらる、時に九年五月なり、而して式部の門に入りし精神は、皆盤居若くは遠慮を命ぜられたり、式部は、其後伊勢の宇治に赴き、正庵と號し、權稱宜蓬萊雅樂に寄食し、後ち御師鶴岡又大夫の家に寓せり、明和三年十二月、山縣大貳、藤井右門等の獄起る、式部また大貳等の與黨なりとせられ、宇治に捕へられ、江戸に押送せらる、既にして其嫌疑晴れしが、追放御構中なるにも拘はらず、京都に上りたるの廉を以て八丈島に流さる、式部論地に至るの途次、船中に病を發し、三宅島に歿す、年五十四、時に明和四年十二月五日なり、明治二十四年十二月、正四位を贈らる、世に信濃の天龍道人を以て、式部と同人とせるは誤なり、寶曆の變(ハウリヤクノヘン)參看(參見)奉公心得書、紀問次第(竹内式部君事考)

竹内流 竹内久盛の創めたる劍術の流派○久盛、中務大輔と稱す、美作波賀村の人、小具足に遊し、世に竹内流腰廻といふ、傳に云、天文元年六月、修験者忽然として竹内館に來り、捕縛五を教え、去て歸る所を知らず、竹内常に愛宕神を祈ること篤し、彼修験者愛宕神ならんと稱し、敬神をせり、後ち其捕縛術より思ひ付きて劍術の一流を創む、其子常陸助、其子加賀助、藝を繼ぎ家名を墜さず、天保の頃九州邊に行はる(武藝小傳、武術流祖録) タケノコホリ 多氣郡 伊勢國 古(度會)に屬す、孝徳天皇の大化五年之を割て始めて置く(延喜式)又多氣に作り、以後同じ、和名抄に相可(アヲカ)有貳(ウニ)多氣、麻織(チカミ)三宅、流田、櫛田等の郷あり、郡名考(タケノ)タキ、兩様に唱へ、郡銘録又(タキ)と稱せしが、地誌提要「タケノ」に復す、明治十年七月飯高郡の二村を割て此郡に併せ、櫛田川を以て度會郡との郡界とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考) タケノシタノタカヒ 竹下戰 駿河國駿東郡足柄村に屬す、御殿場停車場を去る東北約一里に在り(建武二年七月北條高行兵を起して鎌倉を襲ふ、足利尊氏軍に將として之を征し、亂平ぐの後鎌倉に據りて遂に歸らず、新田義貞を除くを名とし、反旗を擧ぐ、義貞親王を奉じて東下し、高師泰を矢矧川に敗り、足利直義を手越河原に敗り、大舉して伊豆國府に到る(尊氏氏仁木、上杉、高、細川等十八萬騎を率ゐて鎌倉を發し、十二月十二日相模竹ノ下に至り、弟直義に六萬餘騎を授けて箱根峠に向はしむ、官軍亦兵を二分し、膳屋義助は尊氏親王を奉じて、七千餘騎を以て竹ノ下に向ひ、義貞は七萬餘騎を率ゐて箱根に進み、尊氏に當る、此日午刻に戦始まり兩軍奮闘す、箱根口の戦、義貞の兵強くして、尊氏の陣稍々亂る、然れども竹ノ下に向ひ

タケノ

タケバ

し京勢は、直義に敗られて死傷頗る多し、義助之を憤り將士を勵まして奮闘せりと雖も、大友氏泰、佐々木高貞等俄かに尊氏に内應し、餘を逆にして官軍を襲ひしを以て軍遂に利あらず、義貞亦敗績し殘兵を纏めて佐野原に退く(建武二年)尊氏等勝に乗じて佐野原に追撃す、義貞利なくして伊豆國府を保ちしが、又敗れて京都に歸る、此に於て東國の將士擧ることく尊氏に應じ、遂に南北朝の大亂を生ずるに至れり(太平記、梅松論) タケハシモン 竹橋門 江戸城内部門の一、徳川氏入國の時、竹を編みて渡されしより此名起れりといひ、又昔北條の家人在竹橋津守の千産四郎此所に居りしを以て、在竹橋といひしが、後ち變じて竹橋となれりともいふ、門衛は、譜第大名一萬石餘限り菊之間衆二八參勤の面々、或は定府の衆在府の節は三箇年勤番す、番士四人羽織袴著、武器には鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ、法令一ツ橋門と同じ(御府内備考、殿居儀) タケヒカタワケ 建日方別 大古吉備の兒島(今の備前備中備後)を支配したる神、古事記神代卷に、生吉備兒島、亦名謂建日方別、とあり、 タケヒムカヒトヨクジヒネワケ 建日向日豊久士比泥別 大古肥の國、即ち肥前肥後の地方を支配したる神、古事記神代卷に、肥國謂建日向日豊久士比泥別、とあり、 タケベウチ 建部氏(播磨林田) 景行天皇の皇子日本武尊の子稻依別王より出づ、十二世の孫近江國神崎郡少領建部益人、同郡に建部神社を祭祀し、氏神として世々郡務を司る、後ち佐々木六角家に屬し家長たり、依て源氏を授け一門に列す、建部高光幼より僧となる、壯年の比兒の仇を討ちしを以

タケベ

て世に聞ゆ、織田信長之を聞て召仕ふ、近江守山五百石を授く、後ち秀吉に仕へて若狹一國の郡代職を蒙り、小濱に住す、後ち攝津を奉行して尼崎城に移る、其子光重、池田輝政の養女を娶る、秀吉に近侍し、大阪に在り、秀吉薨後秀頼に仕へ、尼崎城に居す、慶長五年大阪方となり、大に東軍を苦ましむ、役後罪ゆるされて本領を安堵す、同十五年五月卒す、光重細川幽齋より刀相の術を傳へて無雙の名を得たり、其子政長八歳の幼年なるを以て父祖の領收公せられんとす、外祖池田輝政の歎訴により、家康より大阪に申達し本領を安堵す、同十九年冬、大阪の役起るや、秀頼の命に従はず、尼崎を守る、後ち勝山に於て家康に謁し賞譽を蒙る、同夏陣の時功を以て一萬石を賜ふ、元和二年九月播磨國揖東郡に移封、林田に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜家傳) ○高光 光重 政長 政明 政字 政周 政世 政民 長教 政賢 政輝 政和 政世

應和二年正三位を授く、凡毎年四月二年を以て祭を行ふ、凡神主三人を置く、一老二老三老と云ふ、蓋し建部氏なり、明治十八年官幣中社に、三十二年大社に昇格す(官國幣社一覽、古事類苑神祇部) タケミカツチノカミ 建御雷神 天孫建御雷神に作る(天孫傳記)天孫建御雷神に授け、將に降臨せしめんとするに際し、大國主尊出雲を本據として山陰山陽の地方に威を振へるが故に、まづ之を鎮壓するの必要を感じ、建御雷神を主將とし、經津主神をして之に副らしめ、赴いて征討せしむ、建御雷神即ち出雲に入りて、まづ大國主尊並に其子事代主神を屈し、更に其子建御名方神と戦うて、信濃諏訪に追撃して之を降し、全く出雲民族を平定し、歸りて天照大神に奏す、茲に於てはじめて天孫臨幸のことあり(古事記、書紀)而して建御雷神を祭れる鹿嶋神宮、經津主神を祭れる香取神宮の常總地方に在るをおもへば、二神が當時經略せる範圍が、影くとも常陸地方まで及びたるを知るべし、カシマノツングウに參看、 タケヤウチ 竹屋氏 姓は藤原、廣橋家の庶流なり、四辻頼資の六世仲光の男右衛門督兼後始めて竹屋と號す、名家の一、代々參議を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(系譜) ○兼俊 冬俊 治光 光繼 光長 光通 光久 光忠 光兼 光豫 勝孟 光棟 後藤 光有 光昭 光富 タケヨリワケ 建依別 大古土佐國を支配したる神、舊事紀には、建を速と書せり、古事記神

タケミ

タコ

代卷に、土佐國謂建依別、とあり、 タコ 睡壺 調度の名、睡はく具、今の灰吹の類なり、二階棚の下段に置く、調度(テウド)の挿繪第一圖を見るべし(和名抄、延喜式、倭訓栞) タコシ 手輿 エウヨを見よ、 タコノコホリ 多胡郡 上野國 建部氏(播磨林田) 景行天皇の皇子日本武尊の子稻依別王より出づ、十二世の孫近江國神崎郡少領建部益人、同郡に建部神社を祭祀し、氏神として世々郡務を司る、後ち佐々木六角家に屬し家長たり、依て源氏を授け一門に列す、建部高光幼より僧となる、壯年の比兒の仇を討ちしを以

タシタ

とあり、而して其別紙に掲げたる増額の制は、御側衆、御留守居、大御番頭は、五千石より内は、五千石高に、高家衆は、千五百石より内は、千五百石高に、肝煎は、御役料八百石、御書院番頭、御小性組番頭は、四千石より内は、四千石高に、大目付、町奉行、御勘定奉行は、三千石より内は、三千石高に、御旗奉行は、二千石より内は、二千石高に、百人組頭、小普請組支配は、三千石より内は、三千石高に、御勘奉行、西丸御留守居、新御番頭、御作事奉行、御普請奉行、小普請奉行は、二千石より内は、二千石高に、御持弓御持筒頭は、千五百石より内は、千五百石高に、御留守居番、御目付、御使番、御書院番組頭、御小性組頭は、千石より内は、千石高に、總御弓之頭、御鐵砲之頭は、千五百石より内は、千五百石高に、一位様御用人、月光院様御用人は、七百石より内は、七百石高に、御役料二百俵に、御徒頭、小十人頭は、千石より内は、千石高に、瑞春院御用人、淨圓院御用人は、五百石より内は、五百石高に、御役料二百俵に、二丸御留守居、元佛御納戸頭、御廢物奉行、御船手は、七百石より内は、七百石高に、竹姫君御用人、法心院御用人、淨蓮院御用人、壽光院御用人は、四百石より内は、四百石高に、御役料百俵に、新御番組頭、大御番組頭は、六百石より内は、六百石高に、御鐵砲方は、今迄之通、千石より内は、御役料二百俵、御勘定吟味役は、同額、千石より内は、御役料三百俵、御臺所頭は、同額、二百俵四人扶持より内は、御役料百俵、養仙院御用人は、今迄之通り、御役料五百俵、小十人組頭は、三百俵より内は、三百俵高に、御廣敷番之頭、御頭頭は、四百石より内は、四百石高に、御膳奉行は、高之多少に不構、御役料二百俵、駿府御定番は、七百俵御役料、西丸御切手門番頭、御臺

タシタ

切手御門番之頭、御天守番之頭、富士見御寶藏番之頭は、四百石より内は、四百石高に、高井飛騨守、土岐信濃守は、千俵づ、御役料、奥御右筆組頭は、今迄之通、四百俵、取候者、御役料二百俵、表御右筆組頭は、同額、四百俵内は、御役料百五十俵、御小性、御小納戸は、五百石より内は、五百石高に、いづれも下され、御役料、今迄之通、千石より内は、三百俵、但部屋住之者は、今迄之通、御切米御役料下され、次男にても同額とせり、長福院御小性、同御納戸は、御本丸御小性、御小納戸頭取之通、御勘定組頭は、今迄之通、四百俵内は、御役料百俵、御金奉行、御細工頭は、同額、三百俵より内は、御役料百俵、御廣敷御用人は、五百石より内は、五百石高、御役料は、三百俵を、いづれも下さるゝこと、なれり、按ずるに此時における増秩の職員を録すること、互

大政官符 備後國司 應任院廳下文當國大屋地利先金討奪寺太

不斷南界清途免除勅書院寺太國後寺事
右得彼寺山門被阿合月解快侍護檢幸内高山若松表上案
興隆之仁祠弘法大師之古廟八等奉高月備運基於院華
塔大知假淨院於天路御教行於宮聖島誠有中氣後阿寺
幽遠之靈地宜位開居所世者遠那之教法寺時若大師遺跡
成行雅閣才知難疎求下化之志持味高深新或診果金信泊大
不忌然開年降降尾乱秀起奉去不閉存若把判朝卷卷懷
巨者若生世之若果開之思之直魂直行又何討討治何縁
可引導情信利卷之直保若宗教之切力交教討討中火爲取寺
因茲於山根本大塔靈意不所可勸卷則胎感而若供養法也
一專請之主信信二秀并百甲雷之智德時時卷攻攻遊遊信
釋尊來法之命至千惡氏下生且院院床勿整空花水勿動淨於
戲一觀行不淺院於甲殿之精勤手判那駐保不空院於限查
未未降之靈原千莫大勅令今未言今降帝信喜院院後

タシタ

に異同あり、即ち觸書集成は享保日録に比するに、鐵砲方、勘定吟味役、臺所頭、養仙院御用人、駿府定番、奥右筆組頭、表右筆組頭、金奉行、細工頭の九職なく、憲法部類には、小性、小納戸、長福小性、小納戸、廣敷御用人の五職なし、また司農府雜録は享保日録に同じく、憲法編年録は觸書集成に同じ、而して部類、類典の二書に共に、九職五職の増秩を以て、享保九年七月十三日の事と爲す、いまだ孰れかはなるを知らず、なほ此時定めたる部類は、上文列擧する所の諸職に留まり、紅葉山附坊主、御鐵砲玉藥奉行以下の小吏胥徒の増秩は同九年七月十三日の事に係り、足高の制此に至りて全く備はる、蓋し是より先、幕府の諸有司は、みな世祿なれば、其人を任用するに際しても、職條相當せるもの多し、或は大條にして御官にあるものあり、或は小條にして重職にあるものあり、小條にして重職にある時は、費用多端にして、其任に堪へざるもの多し、種々の弊害ありしが、此の時よりして、遺般の憂なく、人才登用の道大に開けたり、慶應三年九月廿六日布衣以上の諸役に任じたるもの、足高の制を廢し、且つ役知、役料、役扶持等を停め、改めて役金を賜ふこと、なりたり(享保日録、憲法編年録、兼山歷澤祕策、丕揚錄、徳川實紀、續徳川實紀)

タシヤウクワン

太政官 「ダイシヤウクワン」を見よ、

タシヤウクワン

一、詔書を頒下する時、太政官より其被官に下すものを云ふ、詔書御書日訖の後、中務省より中務省の印を賜して太政官に送る、太政官覆奏の後、御書日訖りて、詔書を直寫し、別に太政官の符文を副へて行下す、之を詔と云ふ、外印(太政官印)を用ふ、詔し終の

タシタ

後、諸國に下す(社寺に下すを太政官牒と云ふ、テヲ參看)之を施行と云ふ、施行は太政官符の中、詔文を込め一紙に作りて行下す、内印を用ふ、内外印何れも俱に間隙なく踏印する例なり、後世には初め、年月日及び史官署列の處に三箇を踏印す、書式は首に必ず太政官符の四字あり、終に符到奉行の四字あり、末の上段に辨官下段に史官署し、其次行に年月日あるを普通とす、又年月日の下に史官署し、年月日の次行の上段に辨官署する事あり、左に一例を示す、(圖書記、黒板博士説)

タシヤウクワン

太政大臣 「ダイシヤウクワン」を見よ、

タシヤウクワン

位の天皇、即ち前帝に對する尊號をいふ、略して太上皇また上皇とも稱し法體にまします時は、太上法皇または法皇とも

吾儿治本國之為治宜及于方各在處查思何所事則生不限大師
因我法遠時文經傳我法乃三根我且若若治我我今
令爾能善又善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善
此言序勵善性後侍於之高德海又弘法大師是九龍流布之教法
區分秘密字為規據持諸真言院初卷之志壇神泉荒初用之程
寺皆是百王願護之法卷可氏平學之祈禱也我字善他誰敢
問然彼阿三衣鉢之外更有何所願天刀敬之問字區此志思
新初子知言上院廢之慶泰降願所承一彼地念之願言思
具我于願山下又昨有健阿大願之滿足已為衆僧住持之依也
若不更更之方針之胎向處之遠望諸請有教任院廳山下文
以件法所若地利令之亂大塔長而不斷全對胎藏部印大法
用途生又件執使夫大寺舍造內更更等勅事院事本國使
宇佐勅使乳牛字譯使志可无除之由或賜官符亦奉祈
天皇地之所願字餘則之奉于若三位行權中納言生
左兵衛督藤原賴實宣奉 勅依請若國臣
兼知依宣行之符到奉行
藤原賴實宣奉
治 二年 五月 十日

夕チバ

られ、右近將監と稱す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族譜家傳、華族譜)
○鑑通 宗茂 忠茂 鑑虎 鑑任 貞似
貞則 鑑通 鑑壽 鑑賢 鑑備 鑑寛

夕チバナウチ

立花氏(陸奥下手渡) 左近將監宗茂の弟直次を祖とす、直次實は高橋鑑種の男なり、高橋氏は大藏春實の裔にして、足利氏の時置かれし九州三檢断の一たり、建武年中尊氏筑紫より上京せんとせし時、仁木一色及び高橋光種を駐めて九州を守護せしむ、筑後御原郡高橋城に居城し、子孫相繼ぎ檢断職となる、後世筑前國岩屋寶満山に移る、大友氏起るに及び、三檢断皆其被官となる、光種七世の孫長種嗣なし、一族大友の族一萬田左京大夫の男鑑種を乞ひ後を嗣がしめ、筑前十五郡の事を行はしむ、永祿十年鑑種父の罪なくして殺されしを恨み、義鎮に叛す、後破られ、本領を没收せられ、僅に豊前一郡を賜はり、小倉城に移さる、後義鎮に請ひ、吉弘左京大夫鑑理の弟鎮理を請ひ後を嗣がしむ、義鎮依て本領を賜ひ、岩屋寶満二城を守らしむ、鎮理高稱主膳正大藏鎮種と稱へ、早く出家し自ら岩屋に居り、子彌七郎直次をして寶満城を守らしむ、天正十四年七月、島津氏の爲に、岩屋城陥り、鎮種家子八百餘人戦死す、尋で直次寶満城に據せらる、十五年豊臣秀吉島津征服の後、直次を召し、筑後三池一郡を賜ひて江浦に城く、主膳正となす、慶長五年關ヶ原の役大阪の軍に従ふ、故を以て本領を没收せらる、慶長十八年二月五千石を常陸國筑波郡柳岡に賜はり、命を受けて姓立花氏に復す、元和七年五月種

夕チバナテラ

橋寺(橋樹寺) 所住大和國高市郡高市村大字橋

次五千石加賜、封を筑後國に移し、三池を治む、前封を併せて一萬石、寛政五年八月種周若年寄に補せらる、文化二年十二月封を陸奥國下手渡に移さる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列じ子爵を授けらる(系圖、藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)
○直次 種次 種長 種明 實長 長照
種周 種善 種温 種恭 種忠
種周の種善 種温 種恭 種忠

夕チバナノカチコ

橋嘉智子 世に檀林皇后と稱す

檀林皇后と稱す、檀林寺を創建せるが故なり、清友の子、仁明天皇の御母、實性寛和にして風容絶異、手を垂るれば膝を過ぎ、髮地に委ぬ、嵯峨天皇いまだ親王たりし時之を納れて寵あり、天皇即位の後進んで夫人となり、六年皇后となる、爾來専ら化導を務め、宮園造種たり、朝野之を稱す、天皇また敬重を加ふ、既にして天皇讓位し、淳和天皇立つに及び、尊びて皇太后と爲し、仁明天皇即位の後ち、更に尊びて太皇太后といふ、嘉祥三年天皇不豫の事あり、太后深く之を憂ひ、遂に髮を剃りて尼となり、以て冥救を祈りしと雖も其功なく、三月天皇遂に崩す、而して太后また其五月を以て崩す、年六十五、深谷山に葬る、太后篤く佛を信じ、檀林寺を

夕チバ

せしが、永正年中澤藏軒大和に入り、多武峯を攻むるや、當寺の僧徒澤氏に従ひしを以て、多武峯僧兵の爲に焼く所となり、伽藍盡く灰燼となる、爾來大に衰頽し、寛文年中には講堂一字と太子像一體を存せしのみにて、殆ど廢絶せんとせしを、金春八郎大夫之を再興せしが、幾子もなくして廢廢す、元治元年九月亦之を再興す、古は境域十七萬餘坪に亘り、金堂、講堂、食堂、經藏、鐘樓、總門等六十餘宇の僧坊叢を連ねたりしが、元治の再興も舊觀の半に及ばず、漸く荒廢して、境内多く田圃に變し、僅に金堂觀音堂二三を存するのみ、金堂は太子殿と稱し、聖德太子の像を安す、觀音堂に如意輪觀音あり、境内に敵割塚とて方六間の敷石あり、一反三百六十坪の十分一を象りしものと云ふ、橋形石燈籠二面あり、古色掬すべし、寶物に聖德太子繪傳八卷(傳土佐光信筆)あり、今國寶となる(元亨釋書、書紀通證、佛事志、大和志料、大和廳)

夕チバ

(流産下)
の研鑽に努め、名聲漸く振ふ、上は機門貴族より下は花街の婦女に至るまで、門に入りて教を受くるもの頗る多し、千陰また入木道に長じ、はじめは瀧本松花堂の風より出て、更に佐理行成の筆意を慕ひ、なほ大師流の筆傳を受け、遂に一家を成す、世に千陰流と稱す、而して草書は晉唐諸家を學びて又絶妙なり、



古學和歌 爾來專

夕チバナノチカケ

橋千陰 苗字を

加藤といふ、花園、芳宜園、耳梨山人、逸樂高、江翁等の號あり、枝直の子、世々江戸幕府に仕へて典力たり、早く賀茂眞淵の門に入りて古學を修め、最も和歌文章に秀で、縣居門下の俊才として村田春海と並稱せらる、而して其職務極めて多忙なりしにも係らず、閑を盗みて常に書卷を手にし、五十五歳の時致仕し、爾來專ら古學和歌の研鑽に努め、名聲漸く振ふ、上は機門貴族より下は花街の婦女に至るまで、門に入りて教を受くるもの頗る多し、千陰また入木道に長じ、はじめは瀧本松花堂の風より出て、更に佐理行成の筆意を慕ひ、なほ大師流の筆傳を受け、遂に一家を成す、世に千陰流と稱す、而して草書は晉唐諸家を學びて又絶妙なり、

夕チバナノコホリ

橋樹郡 武藏國

安閑天皇の元年閏十二月、橋花屯倉を置く、延喜式又橋樹に作る、以後同じ、屯名抄に、高田、橋樹、御宅、縣守、驛家等の郷あり、郡名考、夕チバナと稱し、後之に従ふ、今は高田郷郡筑前に入り、而して久良郡の大半を併す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

夕チバナノナラマロ

橋奈良磨 橋諸兄の男

特に假字に至りては最も其長ずる處にして、人争うて之を珍とせり、文化五年九月二日歿す、年七十四、本所同院院に葬る、萬葉集略解、香取日記、ゆきかひぶり、萬葉新採百首、うけが花等十餘種(近世三十六家集略傳、續近世世説、近代名家著述目録)
橋諸兄の男、天平中從五位に叙し、累遷して天平勝寶元年從四位上參議となり、但馬國船越の按察使を兼ね、伯耆石見等非違の事を檢校し、尋で正四位に進む、天平寶字元年左大辨を兼ね、時に孝謙天皇惠美押勝(藤原仲賢)を寵して衆敵内相と爲す、押勝驕幸により權を擅す、奈良磨其所爲を惡みて潜に之を除かんとし、遂に廢太子道祖王、及び鹽燒王、安宿王、黃文王、小野東人、大伴古磨等に謀り、押勝を殺し、廢立を行はんとす、謀洩る、天皇詔して奈良磨等を捕へ、出雲守百濟敬福、太宰帥船王等五人をして獄を守らしめ、拷掠究問を行ふ、大伴古磨、小野東人等は杖下に死し、安宿等は皆流罪に處せられ、其他各差あり、而して奈良磨の斷罪并に卒去に關して國史傳ふる處なし、然れども奈良磨は首謀者なり、其刑最重かりしや知るべきなり、仁明天皇位に即くに及びて、皇太后は奈良磨の孫女たるの故を以て、詔して正三位を贈りしが、尋でまた大納言を贈り、更に太政大臣從一位を贈り(大日本史)



橋の實 紋所の名、橋の實を云がきたるもの、諸家系圖纂に、山中、家紋橋、和銅元年十一月廿五日、左大臣諸兄、元明天皇列宴會、賜三於浮杯之橋、勅曰、橋者是某物之長、則爲汝姓、故紋圖之と見えたり、是に據れば橋氏之家紋とす

夕チバナノモン

橋紋 紋所の名、橋の實

を云がきたるもの、諸家系圖纂に、山中、家紋橋、和銅元年十一月廿五日、左大臣諸兄、元明天皇列宴會、賜三於浮杯之橋、勅曰、橋者是某物之長、則爲汝姓、故紋圖之と見えたり、是に據れば橋氏之家紋とす、たるが如し、又寛永諸家系圖傳に、井伊共保出世の時、井のかたばらに橋一類あり、此ゆゑに神主橋をもて共保が産衣の紋につけたり、これより今に至るまで橋を衣類の紋とするなり」と見えたり、(丸に橋) (細輪の内)橋を云がきたるもの、は安房關宿の久世、近江彦根の井伊、越後與板の井伊氏等家紋となす(武鑑)

夕チバナノモロエ

橋諸兄 初名

葛城王、臣姓を賜はりて橋諸兄と改む、世に井手左大臣、西院大臣ともいふ(續後醍醐天皇實錄)

夕チバ

夕チハ

はじめ諸王たり、和銅中從五位下に叙し馬寮監に補し、天平の初正四位下に累進し、左大辨となる、三年參議に擢て、明年從三位に進む、八年弟伯耆王と共に上表して、臣籍に降り、母藤原兼房三千代の姓に倣ひ、橘宿禰の姓を賜はらん、ことを請ふ、詔して之を許す、即ち名を請兄と改む、九年大納言となる、此年天下豌豆病流行し、藤原房前、同武智麻呂、同宇合、同麻呂相尋で薨じ、藤原の族一時凋落を極め、他は皆幼にして執政の任に當るべきものなし、此に於て十年諸兄右大臣に拜し、權柄を握る事となり、尋で從二位に陞り、十五年從一位左大臣に轉じ、太宰帥を兼ね、天平勝寶年中正一位に進み、改めて姓朝臣を賜ふ、八年致仕し、天平寶字元年薨す、年七十四(大日本史)

夕チハナムネシゲ

字千鶴丸、初名統茂、後ち宗茂と改む、剃髮して立齋と號す、法名大圓院松隆宗茂、道雪入道鑑運の養子、實は高橋紹運入道鎮種の子、天正十三年家を繼ぎ、筑後國立花山城に在り、翌十四年實父紹運また島津義久と戦うて敗死し、藤原豐後國に來り從すや、宗茂能く戦ひ、遂に高鳥の城を陥る、是より先宗茂歎を豊臣秀吉に通す、是に於て秀吉深く其武勇に感し、書を與へて褒賞す、十五年九州二島悉く秀吉の節度服するに及び、筑後國十三萬二千餘石を宗茂に賜ひ、柳川の城主となし、羽柴の姓を授く、七月從四位下侍從に任じ左近將監となる、天正十八年小田原役に從うて功あり、文祿征韓の役起るや、宗茂また海に航し、平壤安平館に於て明將李如松の大軍を破る、四年秀吉の命によりて歸朝す、慶長二年再征の時また彼地に赴きて轉戦し、三年六月諸將と共に蔚山の急を救ふ、蔚山は加藤清正淺野幸政

立花宗茂

夕チヒウチ

多治氏(丹比、多治比) 皇別、眞人姓、右京に貫す、宣化天皇皇子上殖葉王の後なり、天武天皇十二年丹比公に眞人を賜ひ、仁明天皇の御代多治比を丹比と改む、清和天皇の時、右中辨丹比眞峰等言す、臣私に古記を檢するに、上殖葉王十市王を生み、十市多治比古王を生む、生る日多治比の花浴湯に落つ、此によりて名とす、天武の朝多治比古の子左大臣島に眞人姓を賜ふ、島の子廣成遣唐使となり彼國に在り、丹比と改む、歸朝の日原姓の姓思諱に涉る、請ふ舊姓に復し、唯比の字を除き、稱呼固の如く變せざらんと、諱して多治眞人となす、廣成八世の孫武信、陽成天皇の時、武藏國に流さる、孫峯時竟に永住す、子孫蕃衍、號して丹比となす、即ち

夕チヒノコホリ

丹比郡 河内國仁徳天皇の時、丹比部を置て、皇子湯沐の邑となす、反正天皇此地に都して柴離宮と稱す、日本紀丹比、日本靈異記丹比比に作る、和名抄に、依羅(ヨサミ)黒山、野中、丹上(ニカミ)三宅、八下(ハチク)田邑、菅生、丹下(ニシモ)土師、狹山、等の郷あり、中古分て丹南、丹北、二郡とす、和名抄既に之を載す、然るに拾芥抄併せて一郡となし丹治に作る、後世丹北郡の四境を分て又八上郡を置く、然れども其何時なるを詳かにせず、正保圖丹南丹北及び八上郡を載せしより以後分れて三郡となり、郡名考、マンナン「マンホク」ヤガミと稱し、地誌提要、マンナン「マンホク」ヤガミと稱す、今丹南、八上、南河内郡に入り、丹北、中河内郡に入りて郡名廢す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

夕チヒノシバカキノミヤ

丹比柴離宮 反正天皇の皇居、河内國南河内郡松原村、而して大字上田の東に廣庭社あり、社城蓋し皇居の址なりといふ、起原沿革反正天皇元年十月、河内の丹比に都し、柴離宮を營みて之に移り、同六年天皇崩御に至るまで、即ち六年間(一説五年間)の皇居となし給へり(書紀、日本地名辭書)

夕チヒノタカワシノハラノミササキ

丹比高鷲原陵 雄略天皇の御陵、河内國南河内郡高鷲村大字鳥泉に在り、東南に面し、前方後圓、

夕チマ

高き二丈、池流を以て繞らす、兆城方三町、陸戸四町を置く(禮樂志、陸臺一覽) 夕チマノクニ 但馬國 國郡東は丹波丹後、西北凡十二里、山陰道に屬す、山脈丹波播磨より四幡に連り、西方一帶山谷險隘にして平地少なし、其東邊河津流峯紆して瀧瀨を資く、國郡古へ多連摩又は田道間作る、垂仁天皇三年新羅王子天日槍來りて此國に居り、子孫皆但馬を稱す、又多連摩國造あり、國府を氣多郡に置く(今の府市場村)、承久の亂、國人太田昌朋鎌倉に屬し、守護となりて相傳ふる數世、守延に至る、元弘中、北條高時皇子聖尊を本國に幽す、既にして王師與る、守延聖尊を奉じて京都に入り戦死す、後州家或は官軍に屬し、或は足利氏に屬して擾亂數年、正平八年山名時氏吉野に歸順し、山陰を略し、全國を取る、十九年叛て足利義隆に降り、伯耆に居り第五子時義を本國に封じ、出石郡此隅山に治す、後時義嫡宗を承り最も驕奢を惡み、六年卒し、子時照封を襲ぐ、將軍義滿其強盛を惡み、時照の叔父氏清從兄滿幸に命じて之を伐たしむ、時照刺髮出亡し、氏清代て守護となる、八年氏清誅死す、義滿時照の無罪を憫み之を復封す、子持豐に至り、赤松氏の亂を討ち、功を以て播磨美作備前三國を加封す、應仁元年持豐細川勝元と難を京都に構へ、接戰凡七年、文明五年卒し、其孫政豐嗣ぎ、黨援皆散じ、僅に本國を保つ、後三世祐豐に至て日に益々微弱、天正二年徒て出石に治す(初め有子山と云ふ)、五年豊臣秀吉西征し八木城を拔き、朝來養父二郡を取る、八年再び來り攻め、出石陥り祐豐降を乞ひ、山名氏亡ぶ(山名氏七世凡二百廿八年)、豊臣氏其弟秀長を封じ出石に鎮し、宮部繼潤をして豐岡を守らしむ、既

Table with columns for geographical and administrative details of the region, including names like 延喜式, 和名抄, 拾芥抄, etc.

にして秀長を大和に徙し、前野長泰に出石を賜ふ、文祿中事に坐して除封し、小出秀政之に代り(五萬石)子吉政嗣ぎ、徳川氏に至て封故の如し、後六世英及元祿中天して嗣絶え、松平忠徳を封す、寶永の初仙石政明之に代る、繼潤豐岡に在る三年にして因幡に轉じ、杉原長房之に代る、後二世重元嗣なくして收封し、寛文中京極高盛之に代る、凡て二藩、明治維新村岡藩を建て(山名義濟)三藩となし、別に生野縣を置く、既にして藩を改て縣と爲し、又皆廢して豐岡縣を置く、明治九年京都府に合す、國郡古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看す(地誌提要、國郡沿革考、異同郡名一覽)

龍田神社 和國生駒郡三郷村立野、現今官幣大社、天御柱命、國御柱命(風神)に亦名を級長津彦命、級長戸邊命といふ、崇神天皇の朝、五穀登らず、深く憂ひ給ひしに、夢に此神顯はれて、吾宮を定め齋き奉らば豐饒ならんと感悟せられ、之を創建すと傳ふ、天武天皇三年、風神を龍田立野に祭り、明年また之を祀る、風神祭此に始まる、聖武天皇天平二年神戶租稻四百四十束を以て神祭及び雜用に充て、嵯峨天皇弘仁十三年八月、神階從五位下を授け、代々奉幣位ありて五穀の豐饒を祈り、清和天皇眞觀の年に正三位に進め、常に廣瀨の神と共に祈らる、醍醐天皇延喜の制名神大社に列せり、祈年月次新嘗の案上官幣及び祈雨の幣に預る、凡夏秋の祭、王臣五位各一人、神祇官六位官人各一人を使とす、卜部一人、神部各二人之に從ふ、國司次官以上一人専ら事を行ひ、諸郡をして幣二幣を奉供せしむ、其祭料稻並に當國の正税を用ふ、一條天皇正曆五年四月、疾疫放火の變に依て、中臣氏を宣命使として幣帛を奉らしむ、四月

タツタ

四月、八月十二日祭を行ふ、其神幸の地、龍田村に在り、後世小祠を建て新宮といふ(神祇志料)

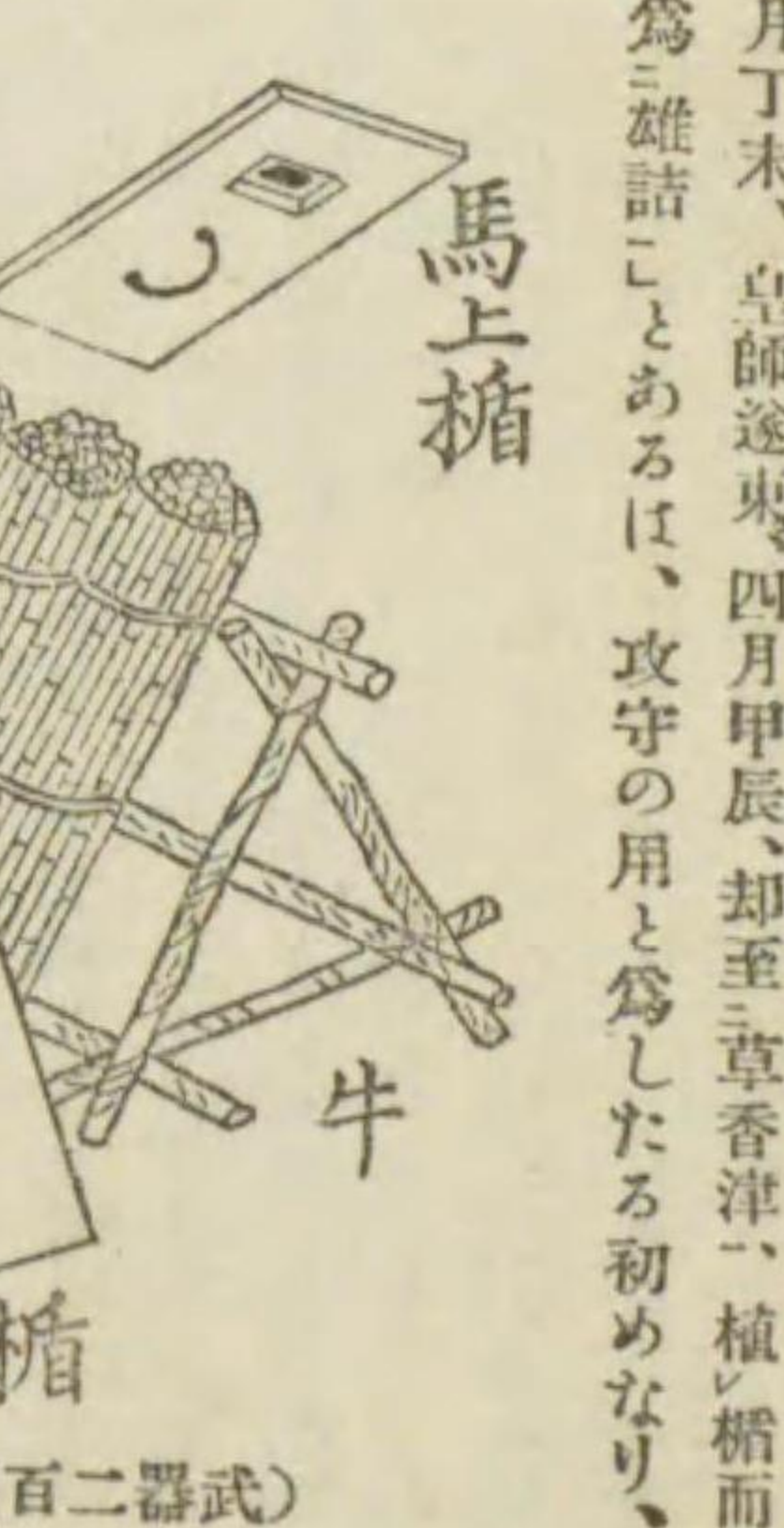
を以て、後世小祠を建て新宮といふ(神祇志料)

立田姫 秋を司ると信ぜられたる想像上の女神、春を司る佐保姫に對す、立田は和國平群郡の地名にして奈良の西方に在り、山を立田山と云ふ、古來より紅葉の勝地として名高きを以て、此地の神の染めなせしと歌などによりたりしが、遂には春の神佐保姫と共に對照せらるゝに至りしなるべし(佐保姫參看(雲錦隨筆、瓊江入楚、年々隨筆)

を以て、後世小祠を建て新宮といふ(神祇志料)

造百八十種之白楯とあるは初見にして、楯を以て神幣と爲したるものなり、書紀に、神武天皇戊午年二月丁未、皇師遠東、四月甲辰、却至草香津、植楯而爲雄詰とあるは、攻守の用と爲したる初めなり、

(載所圖百二器武)



(載所圖百二器武)

タツチモン

達智門 大内親外郭十

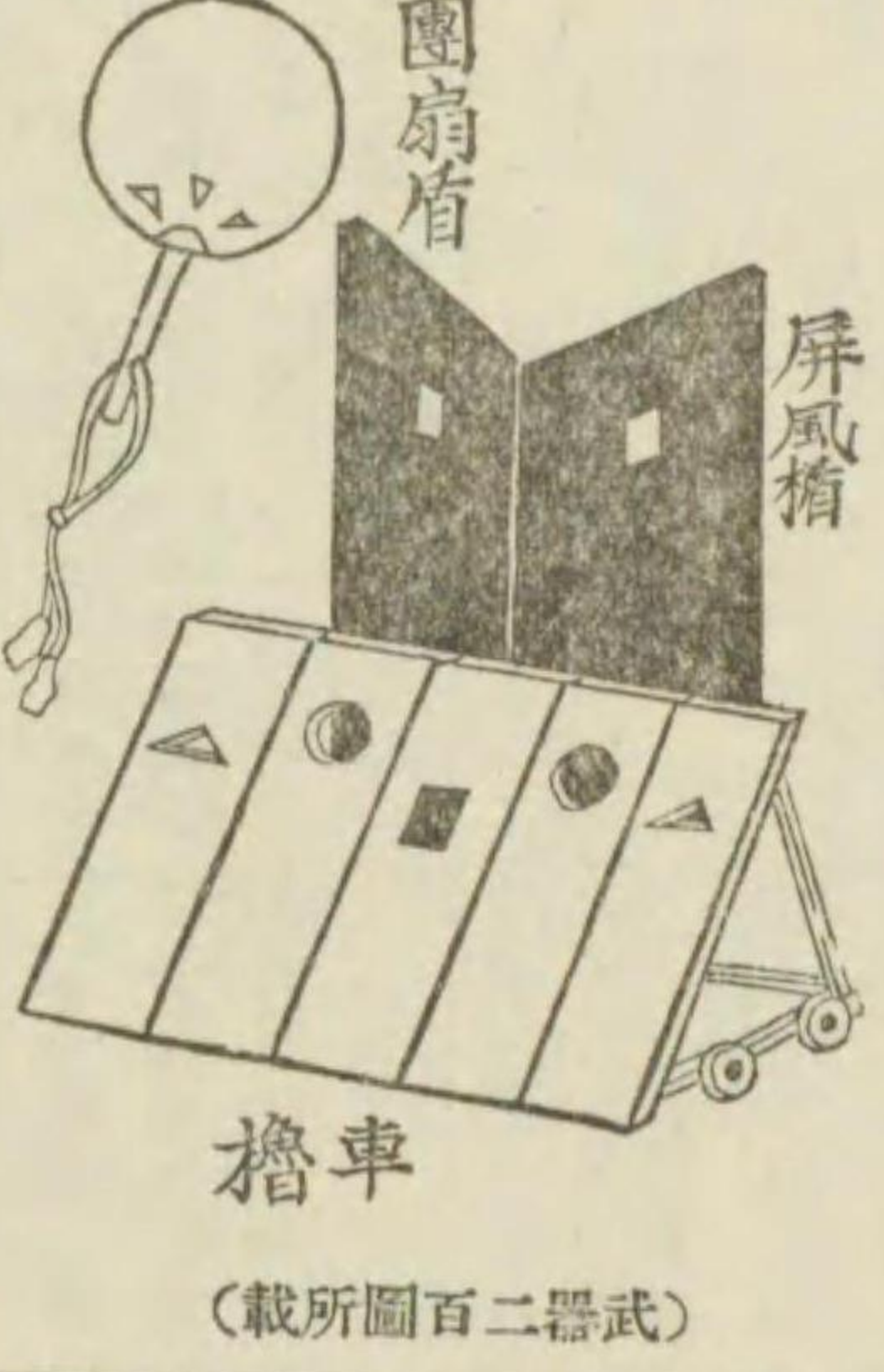
タツチモン

達智門院 後宇多天皇の第一皇女、母は談

古語拾遺に「遠子神武天皇東征之年、妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、饒速日命帥内物部、造備矛楯、然後物部乃立矛楯、大伴來目建仗開門、令朝四方國以觀天位之貴」とあるは、儀仗に備へたるものなり、令制定の時に至り、裏葬の儀仗に、其人の資格によりて数を定め、又軍隊の一隊毎に十楯を置き、楯毎に五人の兵を配して隊伍を整へしむ、源平時代より以後、主として戦陣の用に供へたり(書紀、令義解、箋註倭名抄、倭訓栞、古事類苑兵事部)

(載所圖百二器武)

法名眞理院 後宇多天皇の第一皇女、母は談天門院 弘安九年誕生、乾元元年十二月内親王宣下、徳治元年十二月伊勢宮宮と爲り、同三年八月退下す、文保三年三月皇后宮と爲り、十一月院號、尋で出家、貞和四年十一月二日崩す(女院小傳)



(載所圖百二器武)

達智門院 後宇多天皇の第一皇女、母は談天門院 弘安九年誕生、乾元元年十二月内親王宣下、徳治元年十二月伊勢宮宮と爲り、同三年八月退下す、文保三年三月皇后宮と爲り、十一月院號、尋で出家、貞和四年十一月二日崩す(女院小傳)

白楯、天石楯、赤楯、黒楯、皮楯、鐵楯等、其形を以ては、大楯小楯、一枚楯、貼楯(疊楯)箱楯、車楯、團扇楯、屏風楯、釣楯等、其用を以ては、歩楯(又は手楯)手に執るの義にて歩兵の持つ所、持楯、楯、楯、楯、楯、馬楯、籠楯等あり(團扇楯) 神代より既に見えたり、書紀神代一書に、高皇產靈尊乃遣遣二神、勅大己貴神、曰中略汝應任天日隅宮者(中略)又供

造百八十種之白楯とあるは初見にして、楯を以て神幣と爲したるものなり、書紀に、神武天皇戊午年二月丁未、皇師遠東、四月甲辰、却至草香津、植楯而爲雄詰とあるは、攻守の用と爲したる初めなり、

(載所圖百二器武)

タテウチ

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテウチ

立歌 古代より傳はりたる

タテウチ

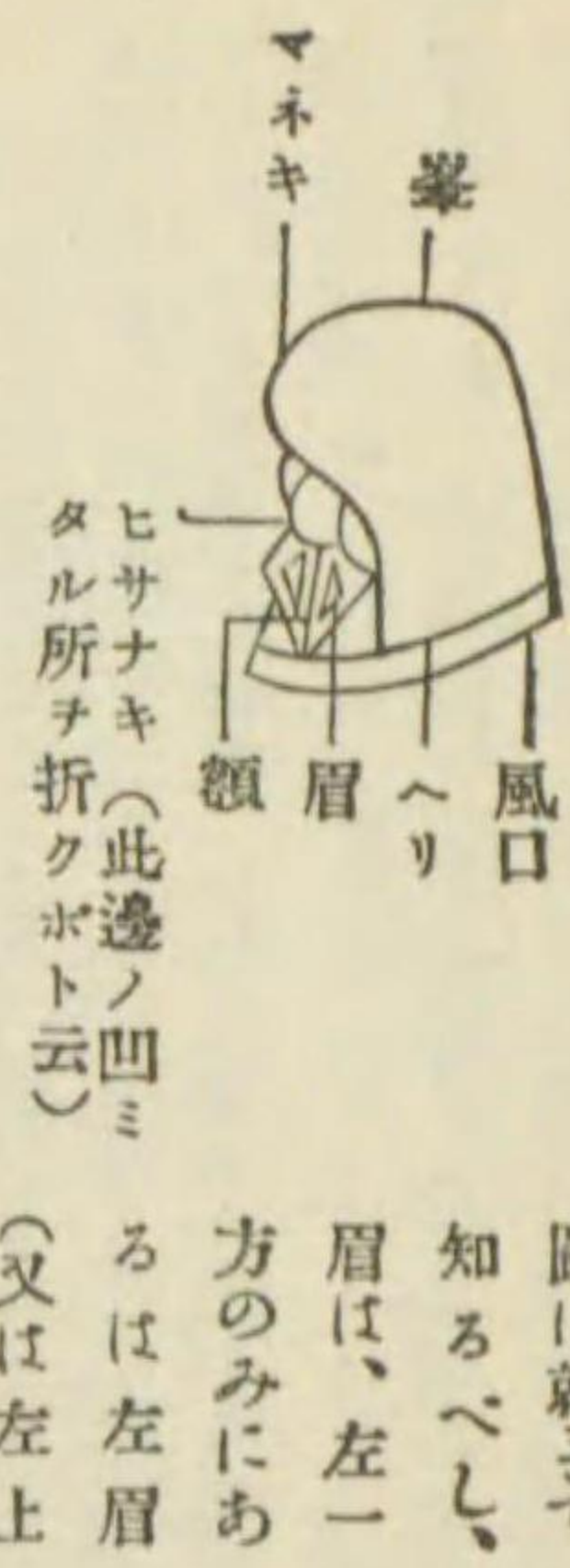
伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊豫宇和島の

タテガ

御氣色の被(閑院)、未枝(西園寺)、鞆(閑)の種類ありと云ふ、而して立烏帽子の恰好は、横の廣サ八寸なれば、縦の長サ七寸、大小はに准せり。



右一方のみあるは右眉(又は右上り)、別圖の如く兩方にあるを諸眉(又は諸上り)と云ふ、小諸眉とは兩方小さきなり、尙ほ烏帽子の條參看(三光院内府記、貞丈雜記)。

タテカサ

立傘 武家時代、長柄傘をすばめて袋に入れたるもの、供連の時に之を持たするものなり、袋は天蓋又は羅紗等にて作り、色は大體黒を用ふ、紫の組紐を以て中結を爲し、紐の兩端に房ありて結び垂らせり、其家格によりて各異なり、ナカエガサ、トモツレの條參看(徳川盛世錄)。

タテシトミ

立部 シトミを見よ。

タテスナ

立砂 朝廷又は公卿の邸宅(室町時代の)には武家にて之を模倣したることもあり、車寄の前の左右に砂を高く丸く築き上げ、形編笠の如く下廣にし、高さは縁の高き程にしたるものいふ、是は車の衝、輿の轆などを持する爲に設け置くなり、宗五大雙紙に「香脱より半間ばかりさきなり、雷のからめほどなるべし、妻戸の兩柱の通りなるべし、大さは其家の位によりて、大小あり、的の時の數塚より大きに候」など見えたり、古くよりありたりと見え、家光卿承久三年の記、及び康富記康正廿年十月八日立砂下知の事見えたり(延寶錄、家屋雜考、貞丈雜記)。

タテヌ

丈雜記) タテヌヒノコホリ 栢縫郡 出雲國 始めて聖武天皇紀天平十五年七月に見ゆ(和名抄に佐香、栢縫、玖澤(クタクミ)沼田(ヌタ)等の郷あり、寛永中出雲大川洪水汎溢し、爲めに山雲、神門、栢縫三郡の境界大に錯雜して出雲郡大牛門郡と此郡とに屬せり、郡名考「タテヌヒ」と書し、地誌提要又「タテヌヒ」に復す、今之に従ふ、明治廿九年出雲神門の二郡と合併し、鏡川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)。

タテバヤシヤウ

館林城 上野 國邑樂郡館林(關原)弘治二年赤井氏但馬守法蓮始めて築き居り、上野の上杉氏に屬す、憲政後後越後に屬す、永祿四年奇西攻の時叛きし故を以て上杉謙信之を逐ひ、城を長尾顯長に授け、天正十年小田原の北條氏之を攻め陥り、北條氏規に與ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原攻の時、石田三成等攻めて之を取る、徳川家康關東を領するに及び、その地を榊原康政に授け、正保二年松平乗壽封せられ、寛文元年乗久の時佐倉に移り、徳川綱吉二十五萬石にて入城、延寶八年封收めらる、寶永四年松平清武封せられて城を築く、今遺る所のものはなり、享保十三年、武元の時徳川綱吉に移り、太田資時代て入部、延享三年松平元復此地に封せらる、天保七年石見に移り、井上正春代り來り、弘化二年十一月秋元忠朝六萬三千石に封せられ、明治維新に至る(上野志、上野名跡志、徳川加除封録、明治政略)。

ダテマサムネ

伊達政宗 幼字梵天丸、また正宗とも書す、按ずるに政宗自筆の書狀にも政正を併用せり、蓋し音相通するを以てなり(本朝編年表、世々陸奥國伊達郡を有す、天正十二年)。

タテマ

年十八歳にして父の譲りを承く、十三年美作守と稱す、此年輝宗同國二本松城主二本松義繼に殺されしかば、直ちに義繼を討つて、父の仇を報じ、十六年蘆名家を亡ぼして、會津七郡を併領し、黒川城に移徙す、十七年豊臣秀吉北條氏を討つんとするを聞き、十八年六月自ら小田原陣中に赴きて秀吉に謁す、秀吉淺野長政をして、私に國郡を横領し、蘆名家を亡すのみならず、音信を通ぜざる所以を詰問せしめたるに、政宗の答ふる處理に當れるを以て、其罪を免し、直ちに奥羽征討の先鋒を命じ、歸國して秀吉の出陣を俟たしむ、既にして北條氏亡び、秀吉東下するや、之を宇部宮に迎ふ、秀吉即ち會津仙道の地悉くを收めて蒲生氏郷、木村吉清に賜ひ、政宗をして黒川に住せしむ、十九年三月侍從越前守となり、羽柴の姓を賜ふ、六月大崎葛西の一揆等を責めて功あり、因て其舊領を復し、更に葛西大崎の地を加へ、凡そ五十八萬餘石を領す、此年始めて岩手澤城に移る、既にして征韓の役起るや、兵を率ゐて名護屋に陣し文祿二年朝鮮に渡航して戦功彰ならず、四年二月歸朝す、會々豊臣秀次罪を秀吉に得て殺さるるに及び、政宗また其與黨たるの嫌疑を受けしを以て、馳せて大阪に赴き、罪なきの由を辨疏す、秀吉なほ疑解けざりしが、徳川家康、政宗の爲めに陳謝せるを以て、秀吉も疑を散じ、本國に歸るを許したり、政宗深く之を徳とし、爾來心を傾けて徳川氏に盡すに至る、慶長二年冬、從四位下に叙し少將に任ず、既にして秀吉薨じ、同五年上杉景勝、石田三成と謀りて兵を擧ぐるや、家康に屬して其先鋒となりまづ白石城を陥る、關ヶ原戦後なほ景勝と地を争うて止まず、これ兼ねての命に違ひしかば、此度の勳賞には、僅かに白石の地のみを賜はりたり、是歲仙臺城に居住す、

タテユ

十一年二月常陸龍ヶ崎に於て二萬石を加ふ、十二年家康の女市姫生るや、政宗の子忠宗に配せんとしたるに、四歳にして天せるを以て、更に池田輝政の女を養つて忠宗に嫁し、また政宗の女を家康の子忠輝に配し、姻戚の義を結ぶ、十三年正月、松平の姓を賜ひ、陸奥守と改む、十九年大坂冬陣に、秀忠の先鋒として西上し、翌元和三年夏陣には、道明寺表の戦に、後藤基次等を斬る、戦終るの後、功によりて正四位下參議に陞り、寛永三年八月また從三位權中納言となる、十一年近江國にて五千石の加恩あり、十三年病に罹り、既に大漸に及べるを以て、五月二十一日徳川家光其邸に至りて病を問ふ、二十六日薨す、年七十二(野史、藩翰譜、徳川實紀)。

タテユキトモ

伊達行朝 念西入道 時長の裔(世々陸奥國伊達郡を領す、行朝はじめ藏人とあり、左近將監に任じ、後宮内大輔となる、鎮守府將軍北畠顯家、鎮所に至るに及び、結城親朝等と同じく評定衆に列し、引付職を兼ね、奥羽の訴訟を預り聽く、建武二年北條時行反す、會々賊あり、陸奥長倉に起る、行朝擊つて之を敗る、尋で顯家に從うて西上し園城寺に戦ふ、延元二年顯家行朝等をして五百川の賊を討たしむ、即ち田村庄司の兵を併せ、俱に擊つて之を平ぐ、既にして再び顯家に從うて西上す、時に芳賀禪可守都宮城に據りて足利氏に應ず、行朝攻圍する事三日にして之を降す、後ち顯家戦殺するに及び、其父親房に從うて常陸に至り、親房は小田城に據り、行朝は伊佐城に據る、高師冬大兵を擁して來り伐ち、まづ小田城を陥れ、勝に乗じて伊佐城を圍む、行朝衆を勵まして拒守す、既にして其族の陸奥に在る者、結城親朝と俱に敵に降りしがゆゑに、行朝は孤城を支え難きを慮り、出で、師冬

タドノコホリ

多度郡 讀波國 始めて桓武天皇紀延暦八年五月に見ゆ(和名抄に佐香、栢縫、玖澤(クタクミ)沼田(ヌタ)等の郷あり、寛永中出雲大川洪水汎溢し、爲めに山雲、神門、栢縫三郡の境界大に錯雜して出雲郡大牛門郡と此郡とに屬せり、郡名考「タテヌヒ」と書し、地誌提要又「タテヌヒ」に復す、今之に従ふ、明治廿九年出雲神門の二郡と合併し、鏡川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)。

タナカノミヤ

田中宮 舒明天皇の皇居(大和國高市郡山中村)舒明天皇八年六月岡本宮に災あり、天皇田中宮に遷り給ふ、同十二年四月天皇鹿坂宮に遷らる、迄即ち五年間の皇居たり(書紀)。

タナスエノミツギ

手末調 上代の調のいふ、女子の手先にて作りたる布帛を調として上るをいふ、手のサキの調と云ふ義、書紀崇神天皇十二年九月に「始校人民、更科調役、此謂男之弭調、女之手末調」と見えたり、「テ」參看(書紀、古事記傳)。

タナバタマツリ

七夕祭 公武年中行事の一、毎年七月七日の夕、織女牽牛の二星を祭るをいふ、七日の夕に行ふ祭なるがゆゑに名付く、タナバタは、棚機津女(タナバタツメ)の略にして、即ち織女の和訓なり、按ずるに、神代に天棚機姫神あり、織女の織杼に巧なること、恰も我國の棚機姫神に類似せるが故に、爾か稱したるなり、萬葉集に、七夕とかきてナカノヨと訓じたり、正しくはかく讀むべきに、棚機津女(タナバタツメ)の略にして、タナバタと訓するに至りしなり、また織女祭とも書す、なほ一名を乞巧奠といへるは、初穂歳事記に、七夕婦人

タドノ

タナバ

タナバ

以綵緯(穿)七孔針或以金銀鑽石爲針、陳瓜果於庭中以乞巧、有蟻子網於瓜上則以爲得巧、とある如く、物事の巧みならん事を乞ひ求める意より出づ(書紀) 王朝時代には、江次第に、當日掃部寮葉蔭を清涼殿の東庭に敷く、其上に長繩を鋪く、内藏寮の官、雜器奠物を持ちて、仙華門の外に候す、雑色以下傳へ取りて之を供す、朱漆の高机四脚を繩の上立つ、其東南の机南の妻に菓子、梨、桃、大豆、大豆、茄子、蒲鉾等を据ふ、北の妻に酒杯一口を据う、並に尾張青蜜、朱漆の華盤あり、西南の机の上に同じ、西北の机に香爐一口を据う、朱彩の華盤一口を据う、秋の葉一枚を置く、(金銀の針各七を挿す、針には五色の糸を貫きたり) 東北の机の上に同じ、但針はなし、御所より第一張を申し下し、東北西北机上の北の妻に置く、黒漆燈臺九本を件の机四方四角の中央に立つ、内藏寮御燈明を供す、内侍所の粉五合を召して、机の上及び繩の上に散す、御椅子を中央に立つ、二星の會を御覽する爲なり、藏人御掃鞋を取りて之に候す、座を河竹の臺の東に鋪き、雑色以下祇候の座と爲す、或は御遊御作文等の事あり、畢りて辭を賜ふ、曉更に及びて之を撤す、畢りて格子を下す、雨願の時、仁壽殿の西の庇の下に設く」とあり、以て其大略を何ふべし、なほ此時代には、稲に六日又は八日に乞巧奠を行ひしこと、新撰朗詠集、後拾遺和歌集等に見えたり、元より遠例なりとす、また南北朝時代には、建武年中行事に「七月七日藏人御調度をば、夜に入りて乞巧奠あり、庭に机四つを立てて、燈臺九本、おのゝ燈火あり、机に色々の物ずみたり、筆の琴立て、是をおき、机の火取に、夜もすがら空だきあり、陰陽寮ときを奏す、琴ち三の樣あり、常はばんじ調、半呂半律あきの調也、是は

タナバ

祕事にて侍るゆゑ、しる人すくなし」と見え、室町時代には女房私記に「七夕祭中より御祝参らせらるる(是洞中の事)右京大夫持参也、内侍受取、これを獻つる、則梶の葉也、手向の歌書つけらる、是を御祝蓋に載せて、内侍持出で藏人へわたさる、藏人うけとりて、七夕へ備へらる、御殿の棟へ上る也、御祝調機、廣蓋に硯石計石一、筆墨有、梶の葉七枚、御祝七面、御筆七對、いもの葉に露を包み、いの子草にて結びて、梶の皮七面、御筆七筋、素餅二つ、廣蓋にのり、院中へも右の通り、被進御歌、書付られて後、其梶の夕に供物を、紙捻にて十文字に結也、供物は、秋の景物など也、此祝進らる、時、女院様へ、御所より、すし裏御附帶進らせらる、など見えたり、なほ南朝時代より室町時代に係りて、七遊、七物、七種など稱し、七の數に満ちたる各種の遊戯法樂等の事あり、七色の遊、七種の法樂、七色の手向、七獻の酒、七調子の管弦並に七の十倍の數を用ひたる七百首の詩、七百首の歌、七十韻の連句、七十韻の連歌等の如きそれ也、七の數を備へたるがゆゑに、七遊、七物、七種とも稱す、其種類は時により相違ありて一定せざれども、御湯殿上日記天正十八年七月七日には、歌、鞠、甚、花、貝覆、鴨弓、香を七色の手向と記し、親長記文明十二年七月七日には、鞠、楊弓、樂、節曲、和漢五十韻、和歌、七蓋飯を七種と記したり、江戸時代には五節句の一として、上一一般に之を祝したり、即ち幕府にては六日に三家をばじめ諸大名等、使者を以て七夕の祝儀として歸代の獻上あり、七日の當日には殿中出仕の面々白帷子長上下を著して祝儀を述ぶること上巳のごとし、當日大典にてもまた祝儀あり、瓜、西瓜、桃、菓子等の類を山の如く盛りたる白木の臺を、御座の間の縁端へ掲げ付、其四隅へ葉竹

タナバ

を立て、之に注連を張り、燈明を備ふ、御臺所は短冊へ星合の歌を認めたるを只一枝、御休息の間に備へ、お側の女中等もまた思ひに歌などを色紙に書き付け、竹の葉障へ結び付く、此の夜は右のみにて別に式も餘興もなく、翌朝に至りて彼の供物を撤して御廣敷へ廻し、御廣敷役人之を品川臺場附近へ持ち出で、遺棄したりといへり、民間にては市井至る處、丈高き葉竹を樹て、これに一年を中に隔て、あひ見まく星の契りや思ひつきせぬといへる歌をばじめ、思ひに詩歌など認めたる五色の紙並に短冊を飾り付け、また別に帳面、算盤筆、硯、其外何といふ事なく、紙張りにて造りたる飾物を結び付けたるものをも建て、中空に懸る様非常の壯觀を極めたりき、武家にては、此夜星祭りの爲め、五色の絲巻を机に備へ、其四方へ机を立て、五色の總模樣ある小箱を幾重となく懸けたり、而して此日冷茶冷茶を食ふことも一般の風習なりき、かく色紙短冊に物を認め、又五色の絲を供ふるは、筆蹟紡織の道の上手せんことを祈る意にして、筆蹟の師家にありては、弟子等各色紙短冊に詩歌を書きて持ち來りて供へたり、なほ幼き兒女等は此夜七夕踊を催すありて、此元祿前後には盛んに行はれしが、享保の末年に至りては既に衰へたりといへり、其日また京都六角堂より池の坊、東西本願寺及び其末寺に於て、七夕立花講を催したりき、團扇、團扇、織女牽牛を祭る事もと支那の風俗なり、荆楚歲事記に「天河之東有織女、天帝之子也、年々織杼勞役、織成雲錦天衣、天帝憐其獨處、許嫁河西牽牛、即嫁後遂廢織、織、天帝怒令歸河東、但使其一年一度相會」とある故事に基き、物事の巧を求むる意より其祭を行ふに至れるなり、我國に此風の移りたるは、何時代が詳か

タニウ

ならず、延喜式に、七月七日織女祭とあるを初見と爲す、公事根源には、天平勝寶七年に始まる由記したれども、續紀に此事なし、但し年中行事祕抄に、「七月七日乞巧奠、於御殿庭藏人行之、(中略)天平勝寶七年勅文云々」と見えれば、公事根源は、恐くは此文に準據したりしものなるべきも、其勅文たるまた他書に散見する所なし、延喜の頃より年々祭器祭供次第に設備せられたり、此祭は、本邦の神祇にあらざる故に、神祇官の年中行事に書き載せず、また重大なる恒例の公事にもあらざりしに似たり、然れども毎歲此祭を開かざりしことは、江家次第、年中行事祕抄等に、諒闇の時猶祭ると見ゆ、即ち村上天皇天曆八年に朱雀天皇(天曆六年に崩御)諒闇の中行はれ、延久五年五月、後三條天皇崩し給へるに、其年七月祭を行ひたり、天曆五年より延久五年までは百二十年に及べり、後世いづれも此例によりて行はれしと見えたり、又内裏調機ある時にも猶祭れり、然るに祕書に「産後百日内乞巧奠有、(皇子)元永二年五月二十八日、中宮於三條殿御産事、(皇子)七月七日不被行乞巧奠、是御産以後百日内、有、(皇子)云々」と見えて、獨り産後を思ひたり、爾來引きつらきて行はれしが、専ら貴族間のみ限られしものに似たり、武家にてはまた同じく此事あり、江戸時代には、五節句の一として重ぜられしが、明治六年一月之を廢せり、然れども民間にては、地方により往々之を行ふものあれど、一般には全く衰頽したり(延喜式、公事根源、古今要覽稿、萬葉集古義、殿居、徳川盛世録、千代田城大奥、風俗畫報、東京歲事記、同、七夕祭)。

タニウチ

谷氏(丹波山家) 漢阿智使主の極東漢山木直より出づ、四世漢谷屋字志の男谷直顯手、

タニハ

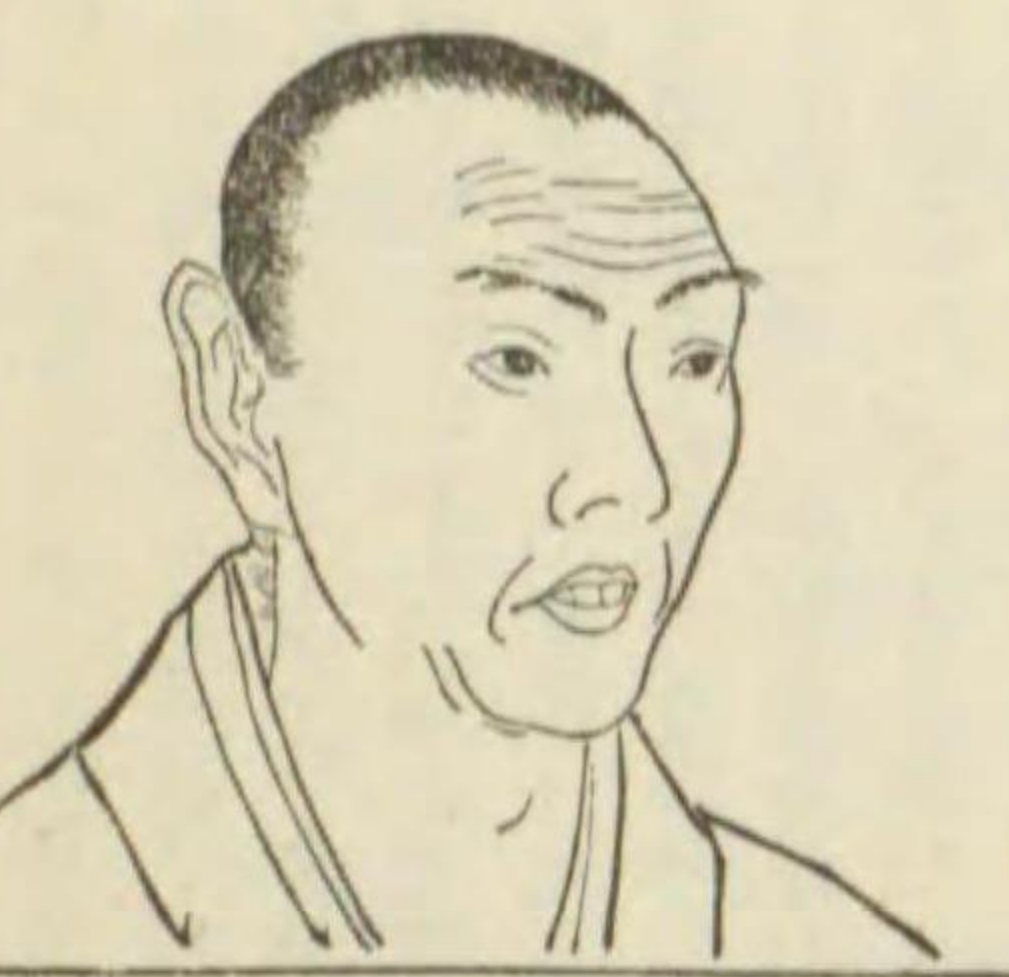
壬申亂の時、天武天皇に仕へて勳功多し、十四年十一月思寸姓を改め賜ひ、四世法麻呂延暦四年六月改て宿禰姓を賜ふ、其四世從七位上兵部少錄宿禰廣成、十三世六郎右衛門允入道、六波羅引付衆となり、正嘉元年三月近江國甲賀郡長野地頭に補せらる、曾孫重宣、延文五年足利氏に仕へ、長野郷二十八貫文地を領す、四世高衛(實は池田高雄の子)將軍義教に仕へ、嘉吉元年六月赤松滿祐等に於て討死す、其五世衛之淺井亮政に屬し、佐和山合戦に死す、弟福田六兵衛財政之の子衛好を衛之の養子とし、長野地を譲らる、後ち美濃伊地良村に住し、齋藤道三、織田信長等に仕へ、天正六年九月豊臣秀吉に仕へ、播磨國賀伏坂砦を守衛し、奮戦して討死す、男衛友、天正六年父と共に秀吉に仕へ、二百石を賜ふ、父戦死の時、其敵を討て首を捕る、秀吉賞して父の本領六千石を賜ひ、新恩地二所を加へらる、同十六年從五位下出羽守に任ず、文祿元年朝鮮に渡海し軍功あり、慶長五年石田三成に應じ、丹後國田邊城を攻むると雖も、兼て志を家康に通ず、故に軍終て細川の請により本領を安堵し、丹波國何鹿郡の内一萬六千石を領し、山家に住す、同十九年大阪の役將軍秀忠に隨ひ、酒井雅樂頭忠世の組に列す、元和元年夏の役にも從軍す、子孫相襲きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜)

タニハノコホリ

丹波郡 丹波國 丹波國 和名抄に大野、新沼、丹波、周根(スキ)三重、神

タニフ

戸、口積等の郷あり、後ち改めて中郡と稱す、蓋し中世國號と同じき者を改めし時なるべし、正保圖之に仍り、寛知集、元祿帳又丹波に改め、郡名考以下中に作り「ナカ」と稱す、以下之に従ふ(郡名異同、覽、國郡沿革考)



出するの概あり、また青絲山水に長じ、結構整密、設

タニヤ

色古雅、殆ど明人と席を争ふに似たり、故に名聲頗る高く、其門に入るもの殆ど千人、毎月二七の日の稽古日には、玉寶堂といふもの寫山樓に來り、筆墨紙硯印材類を置けるに、買ふもの多く、常に行李を空くして歸りしといふ、又庵厨に料理人を抱へ置き、遠來の門人には午餐を供し、杯を啣みつゝ揮毫せしといへり、なほ年始、歳暮、家塾の開閉、九月九日の生日等には知己門生を集めて酒宴を張り、日本橋魚河岸より、大小の鮮魚を寄贈したり、宴會の料理に供したり、文晁田安家の繪師となり、且松平樂翁侯に愛せられ、集古十種の縮圖をながき、又侯の命にて石山寺縁起を補ひしが、一々古畫により殿堂の構造服飾の制を考へ、其精妙なること驚くに堪へたり、天保十年九月、七十七の賀宴を兩國の高八樓に開きしが、其盛なること未曾有と稱せらる、天保十二年十二月十四日歿す、年七十八、淺草五臺山源空寺に葬る(古繪目錄、畫學大全、歴代名公畫譜、君臣圖像、本朝畫錄、畫學叢書、日本名所圖譜等、皆世に行はる(横井博士、日本繪畫史))

タニヤマノコホリ

嵯峨郡 和名抄に、谷上、久佐等の郷あり、建久園田帳谷山に作り、古園溪山に作る、寛知集以後籍山に復し、地誌提要谷山に作る、郡區編制の際又籍山となし、明治二十九年鹿島郡に編入す(郡名異同、覽、國郡沿革考、法令全書)

タニマウチ

田沼氏(遠江相良) 姓は藤原、武藏守千常六世成行下野國足利に住す、依て足利大夫と號す、四世佐野太郎大夫基綱十世の孫盛綱の男重綱、同國安蘇郡田沼村を領し田沼九郎と稱す、子孫依て氏とす、其裔孫刑部少輔忠高に至り源姓

タヌガ

に改む、男重高、永祿八年八月丸山山藏堂前に於て戦死す、孫忠吉信濃に移住す、其子吉次、紀伊頼宣に仕へ、曾孫意行、頼職及び吉宗に仕へ、後ち吉宗將軍職を襲ぎ、江戸城に入る時同じく供奉す、六百石を加賜す、享保九年十二月五位下に叙し、主殿頭に任ず、男意次寶曆元年七月側衆に補せられ、四千石を加賜、爾來屢々加封せらる、八年九月封を遠江國に移され相良を治む、明和四年七月側用人に補せられ、六年八月老中格に補し、安永元年正月老中に補せられ、城を相良に築きて之を治む、天明三年十二月嫡子意知若年寄に補せられ、慶長五千石を賜はる、五年正月五千石加賜、前封を併せて五萬七千石、六年十二月事を以て二萬石を削らる、七年十月意明二萬七千石を削られ、封を陸奥國下村に移さる、文政六年七月意正若年寄たるの累勳を以て、封を故封遠江國に移され、相良を治む、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○重綱 重行 重信 重隆 光房
重綱 忠高 重高 重次 忠吉 吉次
吉重 義房 意行 意次 意知 意明
意登 意信 意定 意正 意留 意章
意齊 忠千代 意正
タヌマラキツク 田沼意次 幼字龍助、叙爵して主殿頭と稱す(意行(或は重意に作る)の子) 享保十五年にして西丸(徳川吉宗の世に家重此に住す)附の小性となり、慶長三百俵を賜ひ、享保二十年家を承けて秩六百石を領し、元文二年叙爵す、延享二年家重將軍職を襲ぐに及び、従つて本

タヌガ

丸に移り、四年小性紐番頭格申次見習となり、寛延元年其番頭に進み、昵近舊のごとし、此年千四百石を加ふ、寶曆元年側衆申次に轉じ、八年また六百石を加へ、はじめ萬石に列し、遠江相良の地を賜ふ、明和四年側用人に移り四品に叙し、なほ祿を増して二萬石となり、城主に列し、新たに相良城を築く、六年老中格に上り侍從に任じ、更に五千石を加へ、安永元年老中となる、爾來屢々加恩ありて、遂に五萬七千石に到る、三年子意知若年寄となり、父と相並びて顯職たり、天下目を側つ、是より先弟意誠を以て一橋家老となし、水野忠友を老中に、太田資愛を若年寄に推擧す、忠友は、後松本城主水野忠恒が後なれば、封地を増加して祖先の舊に復せんことを圖り、務めて意次に媚附し、意次の四子忠徳を養つて嗣となしたるを以て、竟に老中となりて三萬石を領し、資愛また其女を意知に嫁したるがゆゑに、遂に若年寄に進む事を得たり、此に於て其親姻皆顯職に登り、天下大小の機務一門に集り、刑賞與奪の權悉く其手に出でしを以て、勢威頗る強盛なり、之によりて依幸の徒競ひ進みて、群僚其私黨に非ざるはなく、賄賂公行し、與馬其門に輻湊す、然るに天明四年意知、佐野政言に害せられしより、漸く勢を失するの端を開き、六年八月將軍家重病大漸に至るに及び、八月二十日職を奪はれ、尋で家治將軍職を襲ぐや、更に封二萬石を削り、七年十月、また在職中不正の事多かりし故を以て二萬七千石を削り、致仕隱居を命ぜられ、特に一萬石を嫡孫意明に賜ひ、且相良城を沒收せらる、此に於て意次と婚を通じ親しく交りし者も交を絶ちて往來せず、忠友のときは養子忠徳を離縁するに至れり、八年七月二十四日歿す、年七十(野史、續徳川實紀、徳川太平記)

タヌガ

タヌマモトトモ 田沼意知 幼字龍助、叙爵して大和守、また播磨守と稱し、後ち山城守と改む(意行の子) 寶曆十四年正月童形にて將軍徳川家重に初見の禮をとり、菊間藤頼詰となり、明和四年十二月叙爵す、六年九月父の隆によりて溜問詰となり、天明元年十二月奏者番に進み、三年十一月若年寄に陞り、新に慶長五千俵を賜ふ、時に父意知老中たりしのみならず、一門皆權要の地を占めたりしが、殊に意知の勢威は父にも超えたりといへり、然るに新番佐野新左衛門政言に怨を買ひしことありて、四年四月殿中に於て害せらる、年三十六、或はいふ、田沼氏の家系は佐野の支流なりしを以て、其系圖を政言に借り、遂に之を返却せざりしより奇禍を招きたりと、いまだ其真偽を詳かにせず(野史、續徳川實紀)

タヌガ

種子島(多福、多嶽) 大隅國熊毛郡 南北凡十四里、東西凡二里半の小島なり(天武天皇六年の條に、多福島人を飛鳥寺の西楓の下に饗したる事あり、八年十一月には倭馬飼部連等を同島に遣したる事あり、十年の條、并に持統天皇紀九年の條にも其名見えたりとも、此に所謂多福は南島の總稱なるべしといへり、尋で天武天皇紀十一年の條に「多福人、掖玖人、阿麻羅人賜録、各有差は、明らかに今の種子島たるを知る、大寶年間、國に准じて、西は三島(壹岐、對馬、多福)の一に列し、熊毛、能滿の二郡を置く、天長元年能滿郡を熊毛郡に併せてより、一島一郡となり、大隅國に屬せしめらる、鎌倉時代に及び、種子島信基はじめて南海十二島に封ぜられ、種子島を治所となし、以て子孫に傳ふ、或はいふ、此時代のはじめ、大浦口某本島の地頭となりて鎌倉に住し、代官上妻某をして在島せ

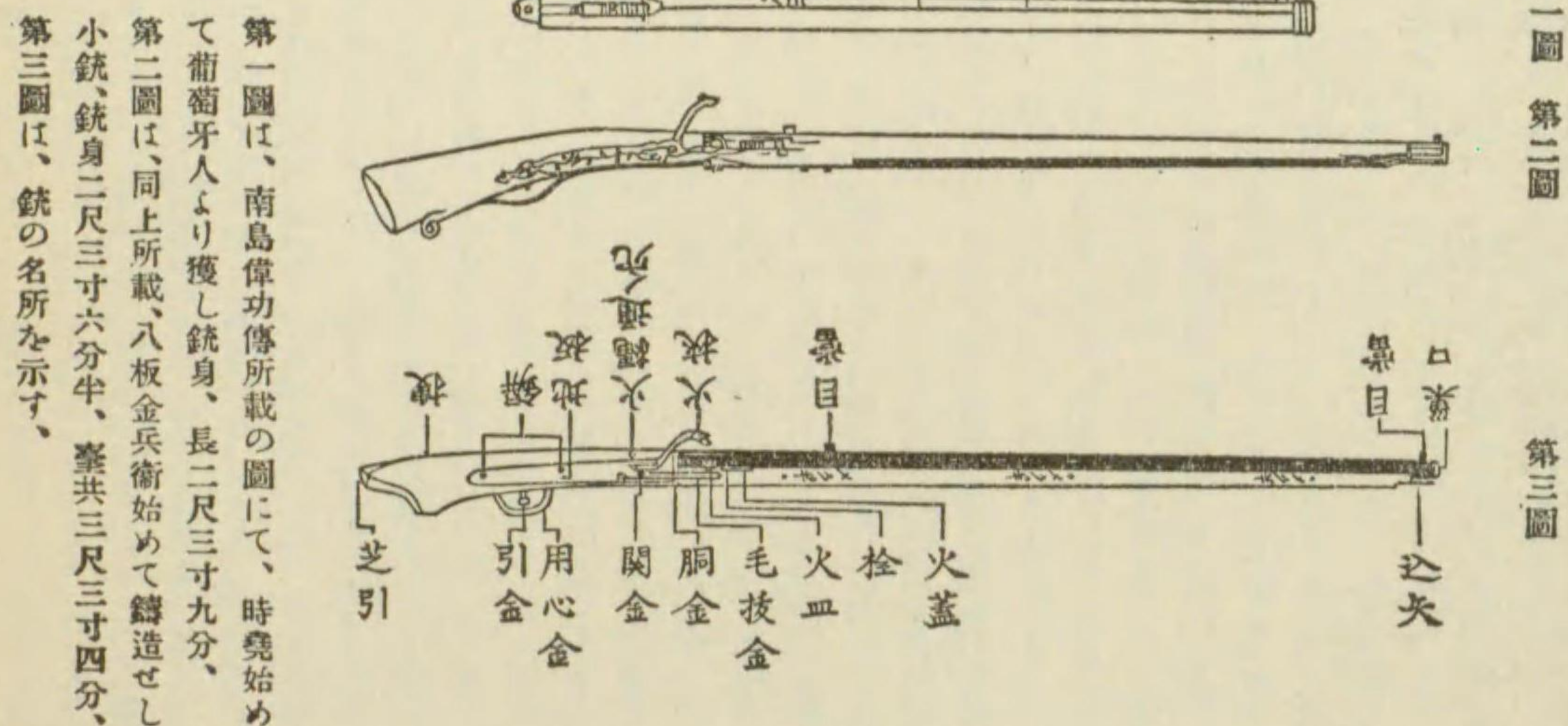
タヌガ

しめ、其下に野間、熊毛、高野の三氏ありて之を治めたりと、又一説に野間以下の三氏は建久以前より在島して其地を領したりと、いまだ其是非を詳かにせず、信基十三世の孫時義の時、葡人此島に來り鐵砲を傳ふ(別項「タネガシマ」參看)尋で天正年間、豊臣秀吉種子島久時を薩摩智覽院に移封し、島津以久に與ふ、種子島氏は於て遂に島津氏の附屬となる、超えて慶長四年三月再び舊領に復し、子孫繼承して明治維新に至る、いま北種子、中種子、南種子の三村に分つ、「クマガノコホリ」「タネガシマウヤ」參看(南島傳功傳、大日本地名辭書)

タネガシマ

種子島 西歐より種子島に傳來し、且其地に於て始めて製造せられたる小銃の名(天文十二年八月、薩摩の屬島たる種子島の西村浦に一大船漂著す、何國の人たるを知らず、西村の宰西村時實之を訊問し、南蠻の買人たるを知り、命じて赤尾木浦に入らしむ、買人の長二人あり(外籍を按ずるに、此時來朝せる葡萄牙人三名、詳しくは下にいふべし)一人を李長叔舎といひ、一人を喜利志多佐孟太といふ、手に一物を携ふ、即ち鳥銃なり、邦人其射撃の状を見て、其奇妙なるを百發百中の巧なるに驚かざるはなし、島主種子島時義、重譯して其大要を曉り、二千兩を以て二挺を購ひて家珍となし、且家臣藤川小四郎秀重に命じ、製藥の法を學ばしむ、ヒントの紀行に、其時の狀を記して曰く、「斯くて島主はチエトモ(葡萄牙人)に向ひ、鐵砲ありとも彈藥の法を知らざれば其益なるべしとて、彈藥の製法を教へよと請ひしに、チエトモ快諾して之を教へ、島主は自ら之を製造するに至れり、島主も今は他事を打ち捨て朝夕鐵砲を弄びて、恰も狂人の如く、或は銃の機型を作り、或は鐵を鍛練する

タネガ



第一圖は、南島傳功傳所載の圖にて、時義始めて葡萄牙人より獲し銃身、長二尺三寸九分、第二圖は、同上所載、八板金兵衛始めて鑄造せし小銃、銃身二尺三寸六分半、臺共三尺三寸四分、第三圖は、銃の名所を示す、
第一圖 第二圖 第三圖
火蓋 火口 銃身 銃尾 引金 用心金 火口 銃身 銃尾 引金 用心金 火蓋 火口 銃身 銃尾 引金 用心金

タネガ

などに餘念なかりき、元來器用なる日本人の稟性として、製作の法も遂に成功し、半年の後我等出船の折までに、早くも六百餘挺の製作ありたりしとあるにて、時義が如何に熱心なりしかを知るべし、然れどもヒントの文中六百餘挺を製造するに至れりとはるは、誇張に過ぎたり、蓋し此時には銃身を作り得しも、其底を塞ぐ事を知らざりし頃なればなり、(猶詳しくは下に説くべし)かくて外人等は留まる事殆ど五月にして去りしが、時義等主従は、絶えず此奇世の珍器を研究する事を怠らざりき、時に紀伊根來寺の僧に杉之坊某といふ者あり、之を傳聞し、來りて傳授を乞ふ、時義其志を嘉し、銃一挺を分與し、且製藥の法と發火の法とを教ふ、此に於て銃器始めて内地に傳播す、是より先時義、鐵匠數人をして其形像を熟視せしめ、月餘年練、新たに之を製せんとす、其形像頗る類似せりと雖も底を塞ぐべき所以を知らざるを以て、其目的を達する事能はざりしが、其翌年に至り上述の外人再び同島熊野浦に來る、買人の内一人の鐵匠あり、時義以て天の授くる所と爲し、八板金兵衛清定をして、就きて底を塞ぐの法を學ばしめ、始めて數十の鐵砲を製し、然る後其臺の形と其師の鍵鑰の如き物とを製造せしむ、我國歐式の銃を造る事を以て權輿と爲す、而して八板氏の系圖に據るに、十二年外人の來れる時、其術を學ばんが爲に嫡女を船長に遣はして一朝の交を結び、數月の後外人は其女を伴ひて去りしが、其翌年再來するに際し、遂に底を塞ぐの法を得たりとあり、傳説によれば其女の名を若狹と稱し、才色雙絶の婦人なりきといへり、此事たる別に記録の遺すべきものなしと雖も、當時の人情として外人に嫁するが如きは婦人の恥づる所に於て、決して榮譽とすべきものにあらずれば、故ら

タネガ

に之を作爲し、假説を作るべくも思はざれば、蓋し事實なるべし、讀て按ずるに、此種子島に著せる商賈の長二人とは、皆葡萄牙人にして、其姓名は、吾國の記録には、喜利志多佐孟太といひ、一を平良叔會といふとのみ見えたるが、近時坪井文學博士はデコノトのホルトガル偉業記、カルロノのホルトガル海上發見記、ビントの東洋紀行等を参考して、ビントの紀行中鐵砲傳播の記事は、吾國の記録に合するがゆゑに、十二年に來れる外人の一人は、必ずビントなるべく、また喜利志多佐孟太は、二人の姓名混同せるものにして、佐孟太は却て他の平良叔會の姓なるべく、フランシスコ、ダ、モタと訓すべし、即ちビントの紀行に見えたるチエトモはダモタを誤りしものなるべし、喜利志多はクリストフにして其名に對する姓はおなじくビントの紀行に見えたるホルトホなるべきかと考證せられたり、かくの如くにして種子島なる一小島は此銃器を傳來し、且其地にて製造するを得るに至り、我國の武器に一大革命を傳へたり、其後和泉國堺浦の商人に橋屋又三郎といふものあり、兩三年の間種子島に來住して此技を學びて歸る、人其名を云はずして、鐵砲又とのみ稱したりといふ、これよりして畿内附近の諸國みなこれを傳習し、引いて關東にも及ぶに至り、遂には海内至る處として銃器を軍陣に用ひざるはなく、更に支那に傳播するの盛況を呈するに至り、かの文祿征韓の役のときは、尤功力ある武器として、非常に明軍をなやましたりき、江戸時代に入りては、兵革既に歇まり、また幾干もなくして鎖國の令發せられたれば、種子島銃も特種の進歩を呈するに及ばず、維新の際に至り、幕府の兵制を改革するや、蘭人に注文して新式の銃器を輸入し、種子島遂に廢す、其器の名所は圖にて知るべし、デ

タネガ

ツバウシ(南浦文集)鐵砲傳來考、南島偉功傳) 出づ、清盛の孫行盛の子信基、平氏滅亡の時に當り年幼弱なるを以て、母と共に京都に潛匿したりしが、後ち北條時政の被護を受けて、始めて南海十二島(種子、屋久、喜良部、硫黃、竹島、口之島、臥蛇島、中之島、諏訪之瀨島、平島、惡石島、寶島)に封ぜられ、種子島を以て治所と定めたり、因りて氏と爲す、(按ずるに南島及び薩隅二州の舊家等、平氏の餘胤と稱する者多きも、皆信基の子に足らず、種子島氏の如きも、果して行盛の子たりしや否や明かならず、いま暫く家傳に従ふ)後ち歴々世變を閱して領土漸く減じたりと雖も、室町時代永正年間(及ぶまで三百餘年間)は、なほ初封(或は其大部分)を領有せしもの似たり、時幾の時に至り天文年中、葡人來著し鐵砲を傳へ、時幾其利器たるを悟り、家臣に命じて砲術及び製法を學ばしめたり、我國に洋式の鐵砲ある實に茲を以て嚆矢と爲す、(「タネガシマ」參看)天正年間豊臣秀吉、時幾の子久時を薩摩國智覽院に移し、種子島を以て島津以久に與へしより以後、遂に島津氏の附庸となり、内外の征戰常に其陣に屬したり、慶長四年四月再び舊領を安堵せらる、久時の子忠時に至り、寛永二十年邸を鹿兒島に築きて之に居るに及び、君臣の分全く定まりしと雖も、島津氏の種子島氏を遇するや、敢て他の臣屬と同くせず、名は一門格なりしも、實は實禮を以てしたりき、忠時の孫久基といふ、元祿十一年三月琉球王より贈與したる甘蔗を培養し、二三年にして島中に充滿せり、我國に於ける之を甘蔗栽培の始めと爲す、明治維新の際領地を返上し、近年また男爵を授けらる、(「タネガシマ」參看)南島偉功傳) ○信基—信式—信真—眞時—時基—時充—

タネヒ

賴時—清時—時長—賴時—時氏—忠時—惠時—時亮—時次—久時—忠時—久時—久基—久達—久芳—久照—久道—久珍—久尙—時丸—守時— タネヒコ—種彦—高屋種彦(タカヤタネヒコ)を見よ、 タノモイウヒツ—憑右筆—憑總奉行(タノモソウウブギヤウ—無蓋(ムシ)を見よ、 室町幕府の職名、八月朔日、贈遺儀納物を掌る、また八朔奉行ともいふ、(「憑右筆」參看) 元年の條に見ゆ、此を賴祝と云ふ、然れども大儀にはあらざりしを、尊氏將軍の時より嚴儀となり、義滿の時に至つては、七月晦、八月朔、及び三日、すべて三日間、物を獻すべき定となりき、當時は、朝廷へも獻物し、朝廷亦幕府へ下賜あり、幕府にても、物を獻せし將士神官等に、各遺物ありて、事務多端なる故に、殊に憑總奉行を置き、政所執事、伊勢氏の世職とす、又其族を以て憑右筆とす、(又奉行とも稱す)諸家へ遺物の内書を調進す、又御憑使ありて遺物の使を奉ず(官制沿革略史) タノモノイハヒ—田物祝(憑祝)—公武年中行事の一、八月朔日に行ふ祝賀にして、また、タノモノイハヒとも訓じたり、(「ハツサク」參看、) タノモアギヤウ—憑奉行—憑總奉行(タノモソウアギヤウ)を見よ、 タバコ—煙草—(「タバコ」參看) 葡國語の Tabaco

タバコ

り出づ、莨菪、長命草、南草、相思草、金線因等の別名あり、また多葉粉とも書す、(「タバコ」參看) 船載の年代詳かならずと雖も、戰國時代の中葉ならんか、落穂集追加、崎陽古今物語には、天文年間となし、異本塔寺長帳、長崎古今要覽には慶長四年、奥富士物語、相良家年代記、歴代參考には慶長九年、當代記には慶長十年前後のこととなしたり、蓋し歐人の我國に來れるば、天文年間の事なれば、其時少くとも那人の見聞に入りしなるべきも、同時に喫煙の風を生じたりと思はれず、其流行するに至りしは遙か後のことなるべく、而してこれを培養したるは、温古年表に「慶長十年天下多葉粉始、其種從南來」と見え、異本塔寺長帳には「慶長十年、今年自異國種子を持ち來て作り、手入を指南す」と見え、奥富士物語には「慶長九甲辰、今年唐より初めて日本に渡り、長崎櫻馬場へ植初め、是よりたばこ、谷事はじまる」と見え、慶長十年、既に需用の多かりし事より考ふれば、慶長以前早く喫煙の流行せるを知らるべし、なほ三省録には朝鮮陣の時將士等多く喫煙したる事を載せ、煙草録には文祿の頃に「さかのもの、たばこの法度錢法度、玉のみ、ふん、げんたんの醫者」といへる落首ありし事を載せたり、もし事實なりとせば、桃山時代には廣く流行し居たりしものなるべし、(「タバコ」參看) 煙草の培養既に開け、其供給運搬がかりし結果として、非常の速力を以て天下に行はるゝに至りしが、江戸幕府にては、これを以て有害無益のもの認め、慶長十四年、同十五年、同十七年、元和元年、同二年等、屢々令を下して、喫煙を禁じたれども、永く行はれず、日を返して盛んとなり、遂に國民一般の常習となりたり、而して羅山文集を按ずるに、「佐波古草名、採之乾葉、割其葉、而貼于紙、捲之、吹火吸之、其煙、燥、諸

タバコ

病、人多爲之、其後用希施葉、而不貼于紙」と見えたれば、其最初にありては、今日の巻煙草のごとくして喫したるなるべし、後煙管行はれて此事衰へたり、また古くは刻み煙草といふものなく、各々手作りししたるものなりしが、延寶天和の前後に至りてこれを行商するもの生じ、尋で一般に商品を買ふて荒く刻みたるを賞美せしが、後には細くせるもの廣く行はれたり、(「タバコ」參看) 薩摩國分、肥前長崎、山城花山、攝津服部、大和吉野、河内龍泉、和泉新田、甲斐門前、同小松、信濃和田、同古吉、上野高崎、相模波多野、當陸赤土等名あり、其他各地に産するもの亦多し、明治維新の後舶來の煙草頗る行はれ、我國また其法を學びて製するもの尠からざりしが、明治卅八年遂に官營となり、(「タバコ」參看) キセルと稱す、蓋し葡萄牙語なり、煙草の傳來と共に傳はりしものなるべしと雖も、古くは其製も粗にして僅に竹管に穴を穿ちて用ひたるに留まる、翁草に「今の如く煙草の道具はなし、竹きせるとと、細き竹の節を込め、漸く火血程に切り、筆の軸程なるものを夫へ横に付けて吞みしなり、夫さへ持たる人は稀なり、下々杯は、直に煙草の葉をくるくると巻、呑口に紙を巻き、火を付けて吞みたり」と見え、煙草百首に其圖あり、また慶長元和頃に至りては漸く進歩し、羅山文集によるに、希施葉之制、或用銀或用竹、其盛、佐波古者、以、餘爲、狀如、牽牛花、其底尾有、穴、斜風連、續于竹、管筒上、こあり、而して當時の古圖を按ずるに、煙管の文頗る長く、外出の際従者が肩に打かつき行く様を描きたるもあり、また室内常用の物にても、今日のよりは更に長かりしこと、松浦伯耆家所藏風俗繪古屏風其他によりて知ることを得、なほ萬治寛文頃

タバコ

には煙管に銜を施したるものあり、これは飲み口の疊などに觸れざる用意にて點火の時には除きて用ひしこと、嗜音語に見ゆ、其後世と共に進歩し金銀以下之美麗なる及び各種の形など流行するに至れり(當代記、異本塔寺年表、歴代參考、相良家年代記、温故年表、奥富士物語、長崎古今要覽、長津聞書、慶長見聞集、落穂集追加、三省録、羅山文集、翁草、本朝食鑑、扇頼航範、嗜音語、嬉遊笑覽、煙草百首、慶長談、我衣、千種日記、茅窓漫錄、蕪錄) タバコホリ—多磨郡—(「タバコ」參看) 武藏國に居る、國府此郡小野郷にあれば、蓋し建國の際之を置きしものなるべし、(「タバコ」參看) 延喜式多摩に作り、タマと稱す、和名抄に、小川、川口、小嶋(フヤキ)小野、新田、小島、海田(アマタ)石津、泊江(チノエ)勢多等の郷あり、拾芥抄又多摩に作る、後分れて多東、多西二郡となり、天正の末、徳川氏東遷の後舊に復して又一郡となし、勢多郷は遂に在厚郡に入る、古圖多磨に作り、寛知集元禄帳多摩に作る、然るを郡名考又多磨に復して「タマ」と稱せしが、天保郷帳多摩に作りしより、以後之に従ひ「タマ」と稱す、明治十三年五月東西南北の四郡に分つ、明治二十九年東多磨郡と南多磨郡と合併して豊多磨郡と爲す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) タハラ—俵—葉或は蘆などを編みて作りたる袋の一種、米、炭、鹽等の類を納むる用に供す、字典に、俵散又分界なりと見え、倉米を分ち界て俵に充るの義に起れり、農政坐右に、「成形圖説曰、俵は和字なり、蓋把釋の略歟、一説に田釋也、或曰、俵は字音に散なりとあれば、散米といふより取りしならんともあり、按に、孝德天皇紀に、裏の字、加藤須とあるも

タハラノタビ

の、古の倭の事にて、蒲筍てふものぞ其遺製なるべし、字書に、妻は苞也と注す、即ち倭と同じ、昔倭てふものは、二升以上五升盛のものにて今の妻の如し、然るに一統に、倭の大きくなりしは、上に納める料に製しけるにや、類聚國史延暦十七年正月、勅量三收繡殿、斗斛有限、又稱一俵二升已上、穀亦斛別五升已上云々、雜式曰、公私運米五斗爲一俵、仍用三俵爲一駄、是五斗俵の始めにて、蓋穀米なり、凡て駄荷馬の荷の重の積を四十貫と云ふも、五斗俵二俵を負する積りなりと云へり(公義の定め一俵三斗五升入り、重さ十六貫目なり、三斗五升は御料所平均三つ五分にあたるゆへなりと云ふ)といへり、

タハラトウタ

俵藤太 藤原秀郷(フゲハハノヒテサト)を見よ、

タハラノシチタウ

田原七黨 三河田原の七黨即ち朽木、荒川、天野、松野、竹木、戸田の七家を云ふ、

タハラノテンワウ

田原天皇 施基皇子(シキノラウジ)を見よ、

タハラノヒガシノミササキ

田原東陵 光仁天皇の御陵、また後田原陵といふ、大和國添上郡田原村大字日笠に在り○形状圓にして、兆城東西八町、南北九町(諸陵考云、高二丈許、周四十九丈許)守戸五烟あり(禮樂志、陵墓一覽)

タビ

茶毘 火葬をいふ、梵語、火化と譯す、又闇維、耶維、闇毗と言ひ、正しくは闇多と云ふ、焚燒と譯す、火葬場を茶毘所と云ふ、諸宗にては無常堂、禪宗にては延壽堂と云ふ、茶毘所は京都にては初めに鳥邊野、後建仁寺の後林に移し、尋で鳥邊野に復し、亦花頂山に移せりと云ふ、江戸にては千住骨ヶ原、鈴ヶ森、利場の近傍及び隅田川の東行徳

タビノタビ

街道に當れる中川邊に設けたりと云ふ、この火葬場に在りて死體の火葬を掌る者を茶毘師と云ふ、後世は隱坊と云へり(ヨクワサウ)「サウシキ」參看(傍廂、類聚名物考、江戸砂子)

タビノミヤ

旅宮 御旅所(タビシヨ)を見よ、

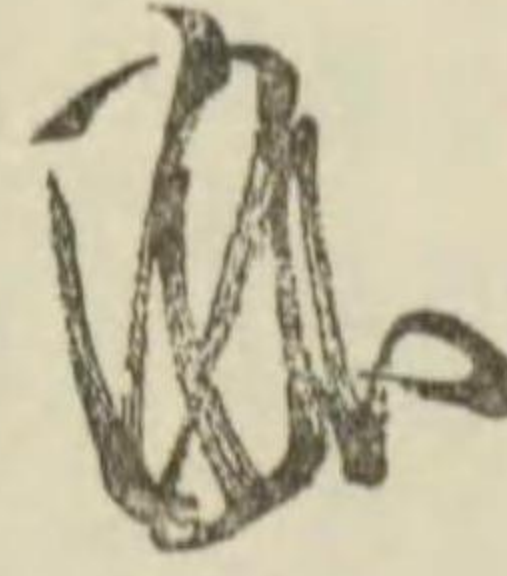
タヒラウチ

平氏 「ヘイン」を見よ、

タヒラノキヨモリ

平清盛 關白(關白)を稱して静海(或は静海)に作るといふ、世に平相國と稱す

人なり、上皇稱々之を惡みしと雖も、能く制する事能はず、積憤の餘蘊髮して専ら佛乘に歸す、清盛竊かに喜ぶ、仁安二年從一位太政大臣に陞り、隨身兵仗を賜ひ、靈車宮中に入出入するを許す、幾干もなくして太政大臣兵仗靈車を辭す、三年病あり、剃髮して清蓮と稱し、尋で静海と改む、世に太政入道と稱す、嘗て別館を西八條に造りて土木を殫極し多く蓮を植う、因て蓮壺と號す、又別莊を攝津福原に營み四時の觀を窮む、此時に至り天下の政事一に其手に出で、放濫驕溢、上下之に苦む、承安元年女德子を入れて、中宮と爲す、同年于重盛、同宗盛兄弟相並びて左右大將となる、法皇の執事權大納言藤原成親亦之を望みて得る事能はず、因て藤原四光と諱り、法皇の密旨を以て、源行綱、平康賴、僧俊寛等と鹿谷の山莊に會し、平氏を滅ぼさん事を謀る、清盛之を聞き福原より歸り、西光、成親を斬り、康賴後寛等を配流し、また後白河法皇を鳥羽殿に移さんと欲したりしも、重盛の諫により其事遂に廢む、三年重盛薨す、法皇關白基房と諱り、其所領越前の莊園を沒收し、尋で故攝政基實の妻薨するや亦其莊園を收め、更に基房の子師家を中納言と爲す、基房の兄の子基通は清盛の女婿なり、清盛によりて中納言を望みしかど、許されざりしかば、清盛大に怒り、即日奏請して關白基房を罷め、基通を内大臣關白と爲し、法皇に親近する三十九人の官職を奪ひ、また法皇を鳥羽殿に幽す、四年清盛天皇に迫りて位を皇太子に讓らしむ、即ち安德天皇にして、平德子の生む所なり、四月源賴政、平氏を滅ぼさん事を謀りしかど、謀露はれて敗死す、是



(押花盛清)

タヒラ

より先清盛は、叡山奈真の僭徒が、屢々京都を犯すを嫉み、都を福原に移して之を避けんとするに意ありしが、此年六月遂に從る、人情崩壊し物議紛紜たり、此に至りて法皇を三間板屋に幽す、人呼んで平御所といふ、是月清盛及び妻時子三宮に准し年官年爵を賜ひ、私第に宿直するもの、服院院官の儀の如し、九月源賴朝、兵を伊豆に起す、即ち孫維盛、弟忠度、子知度等を追討使として之を征せしむ、尋で源義仲また兵を信濃に擧げて頼朝に應ず、十一月天下新京を擇ばざるもの多きを以て、俄に公卿を率ゐて舊京に移る、此時に當りて天下諸道平氏に叛きて源氏に應ずるもの相續き、士卒多く逃亡す、清盛意頗る沮喪し、法皇に請うてまた政を院中に聽かしめ、且つ美濃讃岐の二國を獻じ、更に天下の事を以て専ら于宗盛に委ね、養和元年清盛、關東の兵將に南海を経て京に入らんとするを聞き、諸將を遣はして沿海の所々を守らしめたり、然るに平維盛同知盛等兵を東北に出せりと雖も、或は逗撓し或は病んで還る、清盛忿恚す、時に宗盛院宣を奉じ、將に東國に赴かんとして未だ發せざるに際し、會々清盛熱病を患ひ、宛轉煩燥する事七日にして薨す、歳六十四、愛宕に茶毗し、骨を經島に藏む、清盛身を武門に興して位人臣を極め、凡其一門公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國受領衛府諸司六十餘人、所領郡國天下の半に過ぎ、富皇室を凌ぎ、被服冠帽皆華麗を極む、一時之を尙びて、六波羅棟といふ、大納言平時忠、常に人に語る毎に、平族にあらざれば、人にあらすといへり、其隆盛なりし事思ふべきなり(大日本史)

タヒラノコレモリ

平維盛 關白(關白)を稱して世に櫻梅少將といふ(關白)重盛の嫡子(關白)仁安中(關白)美濃權守となり、尋で右少將に任じ、承安二年中宮權亮を

タヒラ

兼ね從四位下に叙す、維盛姿儀美なり、安元中後白河法皇五十御賀に際し青海波を舞ふ、觀者驚歎す、呼んで櫻梅少將といふ、既にして源賴朝の兵を東國に擧ぐるや、追討使となり、進んで富士川に陣す、賴朝の部將武田信義、夜陣後より其營を襲ふ、平氏の軍、水鳥の驚鳴を聞きて敵兵大に至るとなし、軍中騷擾、先を争つて走る、維盛等選つて勢多に至り狀を陳す、清盛大に怒り、京に入るを許さず、維盛懼れて護せず、後陰かに入京して藤原忠綱の家に居る、明年叔父重衡と、源行家を尾張洲股に擊つて之を破る、尋で右中將に轉じ、藏人頭に補し從三位に叙す、壽永二年兵十萬を率ゐ、北國に源義仲を討ちしと雖も、福波山の戦に大敗し、潰卒を收めて京都に歸る、既にして京都守を失し、平宗盛安德天皇を奉じ族を擧げて西海に走るや、維盛また之に従ひしと雖も、其末路詳かならず(大日本史)○按ずるに、維盛の死に關しては、吾妻鏡之を傳ふるなく、源平盛衰記、長門本平家物語には、密に屋島を逃れて高野山に入りて剃髮し、更に熊野に赴き那知海に沈むとあれど確かならず、

タヒラノサタモリ

平貞盛 關白(關白)を稱するといふ、平氏にして常陸大掾の太郎たるを以てなり

貞盛潛匿して出でず、將門軍を駐むる事數日に及び、貞盛の所在不明なるを以て、其衆を散じ、千餘人を率ゐて下野に出づ、貞盛之を聞き、下野押領使藤原秀郷と共に、四千餘人を發して急に之を擊つ、將門敗走し下總幸島を保ちしが、貞盛等勝に乗じて北ぐるを逐ひ、火を縱ちて營を燒き、遂に自ら射て將門を殺す、功を以て從五位下に叙し右馬助に任じ、鎮守府將軍となる(テンゲウラン)參看(天祿天延の間、丹波守陸奥守を歴、從四位下に叙す、歿年詳かならず(大日本史))

タヒラノシゲコ

平滋子 建春門院(ケンエンモンケン)を見よ、

タヒラノシゲヒラ

平重衡 清盛の子、知盛の弟(關白)應保二年從五位下に叙し、尋で尾張守に任じ、左馬頭に叙す、嘉應承安の間、累進して正四位下に叙し、治承三年左中將に遷り、幾干もなくして之を辭す、四年藏人頭となる、是歲五月源賴政、以仁王を奉じて兵を擧ぐるや、兄知盛等と討つて之を破り、十二月更に奈良に赴き、東大興福の二寺が賴政に通じたるを責めて之を燒く、養和元年三月平維盛等と源行家を尾張洲股に破る、尋で左中將に任じ從三位に叙す、壽永二年平宗盛等安德天皇を奉じて屋島に至り、頼りに山陽南海の地を徇ふ、閏十月源義仲の部將高梨高信、足利義清、海野幸廣、仁科盛家等を遣はして來り擊つ、重衡即ち族通盛、敬盛等と舟師二百艘を率ゐて之を備中水島に拒ぎ、高信、義清、幸廣を斬り、十一月行家を攝磨山に敗る、三年二月源賴朝同義經一の谷城を陥るや、重衡生田森を守りて敗走し、須磨浦に至り、莊長家の捕ふる所となる、義經之を京都に送り、土肥實平の家に拘す、後白河法皇重衡に命じ、三種神器を上るべき、

タヒラ

タヒラ

とを宗盛に諭さしむ、重衡其不可知ると雖も拒む能はず、書を屋島に送りて旨を傳ふ、宗盛果して従はず、既にして檀ノ浦の戦に平氏滅亡するや、頼朝之を鎌倉に迎へて好遇す、一日頼朝、侍女千手及び工藤祐経等を遣はし、酒肴を饋りて慰勞する所あり、祐経、鼓を撃ちて今様を歌ひ、千手琵琶を奏し、重衡また興に乗じて笛を吹く、まづ五常樂を奏し、自ら謂つて曰く、これ後生樂なり、次に皇樂を奏し、自ら謂つて曰く、是れ往生樂なり、夜闌にして宴罷むの後、千手を留めて酒を勸め、一曲を朗誦して曰く、燭暗航行虞氏涙、夜深四面楚歌聲と、明年六月頼朝重衡を奈良に送り、東大興福二寺の請によりて、之を木津川に斬る時に年廿九、僧徒其首を得て之を奈良坂に轟す、蓋し昔怨に報するなり(大日本史)

タヒラノシゲモリ

平重盛

世に小松内大臣また燈籠大臣といふて、清盛の長子、久安六年藏人と爲り從五位下に叙し、久壽二年中務少輔となる、保元元年崇徳上皇兵を白河殿に集むるや、重盛父に從うて軍功あり、二年正五位下に叙し、左衛門佐に任じ遠江守を兼ね、平治元年、源義朝、藤原信賴と兵を擧げて内裏に據る、重盛父と共に馳を問きて馳せ歸り、自ら待賢門を攻む、信賴大に懼れて退きしを以て、更に進んで大庭樟樹の下に至り、義朝の嫡子義平と戦ひて利あらず、既にして義朝六波羅を襲ふ、重盛撃つて之を退く、是冬功を以て伊豫守を兼ね、明年從三位に叙し、長寛三年正三位に進み、永萬元年參議となる、是秋二條天皇崩じ、諸寺の僧侶會葬す、延暦興福二寺次を争うて兵



重盛

之を以て伊豫守を兼ね、明年從三位に叙し、長寛三年正三位に進み、永萬元年參議となる、是秋二條天皇崩じ、諸寺の僧侶會葬す、延暦興福二寺次を争うて兵

タヒラ

を構ふ、時に訛言あり、後白河上皇陰に僧徒に命じて平氏を討たんとすと、清盛大に驚き兵を擧めて自ら守る、重盛堅く執つて妄と爲し、清盛を諫む、清盛曉る所あり、遂に兵を解く、仁安元年權中納言に任じ、春宮大夫を兼ね、二年從二位に叙し權大納言に遷る、三年病を以て官を辭す、承安元年權大納言に復し、四年右大將を兼ね、治承元年左大將に轉じ、尋で内大臣に轉ず、既にして藤原成親等黨を結んで平氏を滅さんとす、事洩れて罪せらる、清盛後白河法皇を別宮に幽せんとす、重盛極諫し其事遂に罷む、然れども清盛の跋扈日に甚し、重盛居常憂懼し、幾干もなくして左大將を解き、三年内大臣を辭す、尋で病あり、高倉天皇爲めに藥を賜ひ、法皇また親臨して病を問ふ、八月薨す、年四十二、重盛實性忠謹にして武勇人に映え、物に接する、と温厚なり、故を以て中外意を屬す、重盛また其室中四方に各十二佛像を置き、像別に長明燈籠を懸け、美女四十八人を選びて其事に供し、日夜に及ぶ毎に、禮讃畢るの後、鼓を撃ちて行歌せしめ、身中央に座して之を聴く、時人因りて燈籠大臣といふ(大日本史)

タヒラノタツネ

平忠常

世に常安といふ、忠常の子、下總に居り上總介に任ず、從五位下に叙し武藏押領使となる、忠常世々東國に居り、族衆強盛なるがゆゑに、勢を恃みて暴横なり、二總の間に盤踞し貢賦を輸せず、番役を供せず、長元元年遂に兵を擧げて上總國府を陥れ、安房を侵し國守を殺す、朝廷平直方に命じて之を討たしむるも、安房守藤原光業は、忠常の威に懼れて京部に逃れ、直方また久しく功績なし、是に於て更に甲斐守源頼信に勅して追討せしむ、四年頼信軍を進めて常陸に入る、忠常常陸間に流る、大水を扼

タヒラ

して要害を固め、且船を取めて濟るを得ざらしめしも、頼信は淺瀬あるを探知し、直に徒涉せるを以て、忠常倉皇として策の出づる所を知らず、蕪蕪して軍門に降る、頼信忠常を供して上京の途美濃野上に至りて忠常病死す、因て首を斬りて京部に送る(大日本史)按ずるに、田中文書中に頼信の告文ありて、忠常征討の事に及び「不、匪、王、民、不、毀、所、部、不、擊、鼓、不、振、旗、不、張、弩、不、逸、矢、不、認、不、攻、居、得、寇、賊」とあり、編年殘篇にも「下、向、甲、斐、國、暫、經、廻、問、忠、常、請、降、進、來、向、云々」とあり、扶桑略記小右記にも戰場に赴かんとするの際忠常來降せる記事を載せたるを以て、頼信が大河を徒涉して進撃したるは誤傳なりとの一説あり、告文は史學雜誌十篇七號に、之に關する大森金五郎氏の考證は、歴史地理第一卷一號及び二號にあり、必ず参照すべし、

タヒラノタダノリ

平忠度

子、清盛の弟、正四位下薩摩守たり、養和元年延重衡等と源行家を洲股川に破り、行家の子行頼を擒にす、壽永二年源義仲延暦寺に抵り、足利義清丹波に抵り、將に京部を犯さんとす、忠度兵を率ゐて義清を拒ぐ、既にして平宗盛諸將を召還し、安徳天皇を奉じて西海に走る、忠度亦之に従ふ、三年源義經の一谷を襲へる時、忠度西門を守りて土肥平平を拒きたりしが、軍敗る、及び、左右三人と共に水濱に走る、岡部忠澄追及して之に薄り、交々搏つて馬より墜つ、忠度刀を抽きて刺したれども機かに其領下を傷けしに過ぎず、會々忠澄の從卒來り救ひ後ろより忠度を撃つて右臂を斬る、忠度自ら免るべからざるを圍り、忠澄に謂つて曰く、汝且つ縛うせよ、我將に佛名を唱へて死なんとすと、乃ち忠澄を引いて之を投ずる事大徳、是に於て帶を解き甲を脱し、西

タヒラ

に向ひて端座す、忠澄遂に之を斬る、時に年四十一、忠澄其體を閉するに、自書の歌集一卷あり、はじめて忠澄たるを知るといふ、忠澄熊野に生長し、臂力衆に超え、賊名一時に振ふ、兼れて和歌を藤原俊成に學び堪能の譽あり、はじめ鎮西に赴くに際し、遊より還り、俊成を五條の邸に尋ねて別を告げ、托するに詠草を以てし、世界平に屬するの後、もし勳擲樂の舉あらば、採録の榮に與からんことを請ふ、俊成許諾す、忠澄喜び去る、既にして俊成の千載集を撰するに及び、故郷花の一首を取りて之を載せられたれども、朝議を擢りて姓名を書せず、人これを惜む(大日本史)

タヒラノタダモリ

平忠盛

子、播磨伊勢備前等の守に任じ、檢非違使左衛門大尉となる、大治中山陽南海の二道海賊起るに及び、忠盛勳を奉じて之を捕ふ、長承元年鳥羽上皇得長壽院を創むるや、命を受けて土木の事を掌り、功を以て但馬守となり、幾干もなくして刑部卿に進み内昇殿を許され、上皇の寵遇日に隆し、はじめ白河法皇薨に勇士を選び、以て護衛に宛つ、忠盛亦之に與る、嘗て忠盛に謂つて曰く、昔小一院院源賴義を親近し、未だ嘗て側を去らず、今汝また朕の身を離る、勿れと法皇寵遇あり、祇園女御といふ、後ち忠盛に賜ふ、仁平三年卒す、年五十八(大日本史)

タヒラノトキタタ

平時忠

關白といふ、後白河天皇の御代、刑部兵部等の大輔を經、永曆元年右少辨を兼ね、幾干もなくして解官す、應保二年國家を咒詛するに坐して出雲に流され、永萬二年赦されて京に歸り、明年官位を復す、仁安中

參議從三位となり、尋で權中納言に陞る、嘉應元年藤原成親の罪狀を奏するの事不實なるに坐して又出雲に流されしが、明年延暦寺の訴によりて歸京するを得、また官位に復し尋で從二位に叙す、治承三年正二位に進み、壽永二年權大納言となる、此秋平宗盛等源義仲の攻むる所となりて京部に留まること能はず、族を擧げて西海に走るや、時忠また之に従ふ、既にして檀ノ浦の戦に際し、安徳天皇既に崩じ、劍璽亦海を知らず、將に櫃を啓かんとす、時忠叱して曰く、これ内侍所なりと、兵士恐怖して退く、時忠已に京部に還り、竊に子時實に謂つて曰く、吾れに文書一篋あり、雲に源義經の收むる所となる、もし露顯すれば連及する所甚多く、吾また免る事を得ず、如何せば可ならんか、時實曰く、義經婚言を信ず、彼と婚を通じて之を請ふべきなり、時忠泣いて之に従ふ、義經女を得て大に悦び、遂に其文書を還す、時忠悉く燒棄す、尋でまた後白河法皇に哀訴し、神鏡を保護して歸京せるの功により、罪科を免かれんことを請ふ、是より先時忠鎮西に在るや、關職に居らずと雖も、軍國の事預り決せざるはなし、故を以て深く頼朝の忌む所となりしのみならず、法皇も之を喜ばざりしが故に、延議遂に時忠を能登に流す、文治五年貶所に薨す、年六十、時忠、高倉安徳の二朝に在りて椒掖に階級し、荐りに清要に昇る、且清盛の妻の兄たるを以て、勢焰一時を傾け、叙位除目多く其意に出づ、世人の期するに大臣を以てし、呼んで平關白といふ(大日本史)

タヒラノトクコ

平徳子

建禮門院(ケンレイモンケン)を見よ、

タヒラノトモモリ

平知盛

清盛の

タヒラ

タヒラ

子宗盛の弟、平治元年從五位に叙し、累進して左中將に任ず、治承中從三位に叙し、左兵衛督に任じ、院殿別當となる、源賴政以仁王を奉じて兵を擧ぐるや、弟重衡と共に宇治に擊つて之を破る、養和元年二月兵を移して源行家を美濃坂倉に襲ひ火を放つて營を燒く、行家敗走す、時に平氏の軍屢々戰つて罷倦せるのみならず、知盛亦疾に罹れるを以て遂に京部に還れり、幾干もなくして參議に任じ、壽永元年權中納言を拜す、二年源義仲大兵を擡して近江に至る、知盛之を粟津に防ぎて破れ、兵を引いて京都に入り、各地の軍亦敗る、宗盛大に懼れ、安徳天皇を奉じて西海に走り、尋で屋島に據る、知盛之に従ふ、既にして源賴朝の義仲と隙を構ふるに及び、義仲書を宗盛に送りて和を請ふ、宗盛之を許さんとす、知盛其不可を極諫し、議遂に罷む、三年源義經一ノ谷城を陥るや、知盛城の東門を守りて敗走す、追兵幾ど及ぶ、子知章力戦して死し、其間に乘じて僅に免かる、ことを得たり、四年二月屋島亦陥る、是に於て舉族海に泛びて長門檀ノ浦に深ふ、既にして義經來り犯し大に海上に戦ふに際し、知盛獨り船首に立ちて將士を奮勵せしと雖も遂に利あらず、天皇海に崩じ、宗盛處となる、知盛聞きて深く之を耻ぢ、叔父教盛と自刃して死す、年三十四(大日本史)

タヒラノリツネ

平教經

幼名國盛、後ち教經と改む、源賴朝の子、清盛の姪、通盛の弟、正五位下に叙し能登守に任ず、壽永二年平氏山陽南海を復するに及び、源義仲其將足利義清、海野幸廣等を遣はして來り攻め、軍備中小島に次ぎ、將に屋島を犯さんとす、教經、兄通盛、平重盛等と共に舟師を率ゐて水島に赴き、大に之を破り、敵將高梨高信等十三人を斬る、明年父に従うて備中下道に

タヒラ

在り、會々謀殺麻葉來り襲ふ、教經輕騎に乗じ、通盛と共に之を窮迫す、應安淡路に走り、源義嗣同義久に屬す、教經兄弟遂に淡路に抵り、急に之を攻むること一晝夜、義嗣を斬り義久を擒にし、餘黨悉く平ぐ、即ち捷を福原の行宮に報ず、尋てまた河野通信を攻めんとし、通盛と踏を分けて四國に赴き、教經は屋島に抵りしが、通信安藝に走り沼田次郎と合せるを以て再び進みて之を破る、通信逃れて伊豫に還る、教經また義嗣の黨安摩宗益の京都に入らんとするを聞き之を海上に要す、宗益進むこと能はずして和泉吹井浦に避く、其黨關部重茂來り救ひ、宗益と合して俱に入浴せんとするや、教經更に之を破り、再び捷を福原に報ず、時に緒方惟能、海田宗親、白竹維高等各々其衆を率ゐて今木城に據る、通信また伊豫より往いて之に屬す、教經兵を進め、城を攻むる事一晝夜にして之を拔く、惟能通信敗走し、教經福原に還れり、既にして源義經の一ノ谷城を攻むるや、教經奮闘し、遂に安田義定の得る所となる(大日本史、吾妻鏡)平家物語、源平盛衰記等を按ずるに、教經は一ノ谷に死せず、屋島の戦に佐藤繼信を射殺し、檀ノ浦の戦には、安藝時家及び其手下の力士十二人と戦ひ、一人を蹴つて海に墮し二人を雙挾して海に投ずとあり、近時の史家多く吾妻鏡によりて之を非定せりと雖も、玉葉壽永三年二月十八日の條には、教經現存の説を載せ、醍醐寺雜事記また檀ノ浦戦死の諸將を列挙せる中に、教經の名を載せたり、故に大日本史は吾妻鏡の記事を疑ひ、眞の教經にあらずと爲す、俄に信じ難しと雖も、平家盛衰記、雜事記の記する所亦全く捨つべからざるに似たり、暫く記して疑を存す、

【國朝】忠盛の子、清盛の弟、久安四年左近將監となり、尋て藏人となる、仁平中淡路守となり、保元中左馬頭を兼ね、大和守に遷る、平治元年藤原信賴、源義朝等の亂を作すや、弟頼盛と共に官兵を率ゐて之を攻む、功を以て備中守に任ず、永暦元年常陸介に遷り、正四位下に陞りしが、應保元年、平時忠と共に、皇弟憲仁親王を立て、儲貳と爲さんと謀るに坐し官を奪はる、明年能登守に任じ、内藏頭を兼ね、仁安元年春宮亮を兼ね、高倉天皇位に即くに及び、藏人頭となり、參議に任じ、正三位に叙す、養和元年更に權中納言に陞る、壽永二年平宗盛以下の一門と共に、安徳天皇を奉じて西海に遁走す、十一月平重衡等と兵一萬に將として源行家を播磨に撃つて大に之を敗り、首を斬ること百八十級、遂に備前播磨を復する事を得たり、三年宗盛等天皇を奉じて一ノ谷に據る、會々叙位除目を行ひ、教盛を正二位大納言に拜す、教盛歌を詠じて曰く「今日までも在ればあると思ふらん夢のうちに夢を見るかな、同辭して辭す、尋て四年檀ノ浦の戦に、平軍全滅するに及び自刃して死す、年五十七(大日本史)

【國朝】忠盛の子、清盛の弟、久安四年左近將監となり、尋て藏人となる、仁平中淡路守となり、保元中左馬頭を兼ね、大和守に遷る、平治元年藤原信賴、源義朝等の亂を作すや、弟頼盛と共に官兵を率ゐて之を攻む、功を以て備中守に任ず、永暦元年常陸介に遷り、正四位下に陞りしが、應保元年、平時忠と共に、皇弟憲仁親王を立て、儲貳と爲さんと謀るに坐し官を奪はる、明年能登守に任じ、内藏頭を兼ね、仁安元年春宮亮を兼ね、高倉天皇位に即くに及び、藏人頭となり、參議に任じ、正三位に叙す、養和元年更に權中納言に陞る、壽永二年平宗盛以下の一門と共に、安徳天皇を奉じて西海に遁走す、十一月平重衡等と兵一萬に將として源行家を播磨に撃つて大に之を敗り、首を斬ること百八十級、遂に備前播磨を復する事を得たり、三年宗盛等天皇を奉じて一ノ谷に據る、會々叙位除目を行ひ、教盛を正二位大納言に拜す、教盛歌を詠じて曰く「今日までも在ればあると思ふらん夢のうちに夢を見るかな、同辭して辭す、尋て四年檀ノ浦の戦に、平軍全滅するに及び自刃して死す、年五十七(大日本史)

タヒラ

タヒラ

タヒラ

島大臣といふ、清盛の二子、重盛の弟、二條天皇の御宇、遠江、淡路、美作等の守、左兵衛佐、左馬頭を歴、仁安二年右中將に遷り、尋て參議に任じ、明年正三位權中納言に進み左衛門督を兼ね、治承元年右大將を兼ね、明年正二位に陞り權中納言に任じ、春宮大夫を兼ねしが、三年官職を辭したり、此の時當り清盛の勢威頗る盛なりしが、兄重盛薨するに及びて、益々專横を極む、既にして後白河法皇重盛の山莊を収め、また藤原師家を中納言と爲すや、清盛大に怒り宗盛に命じて法皇を鳥羽殿に幽せしむ、明年宗盛、清盛を諫め、法皇を八條鳥羽院に徙す、是年安徳天皇位に即く、宗盛外戚の重に惡恃し、益々威權を逞うするに至れり、養和元年正月畿内及び伊賀伊勢近江丹波等の總管となる、時に源義仲兵を信濃に起して、源賴朝に應じ、從ふもの稍々多し、是月源行家兵數千を率ゐて尾張に抵る、目代驛を馳せて六波羅に告ぐ、京都騒擾し、兵士間に乘じて資財を掠略するものあり、是より先平知盛、兵を率ゐて東國に赴きしが、病に罹りて洲股より還る、而して賴朝義仲の兵威日に熾なり、宗盛將に大兵を擁し、往いて之を討たんとするに際し、清盛薨じたるを以て、更に平重衡等に兵を授けて、東國に赴かしむ、三月重衡洲股に至り大に行家を破る、會々賴朝竊かに書を法皇に呈し、源平兩氏相並びて奉仕すること昔日の如くならん事を請ふ、法皇書を以て宗盛に示し給ひしに、宗盛は和解の事、實に美事なれども、先人の遺命あるを以て義として伐たざるべからずと奏し、之を拒絕したり、尋て壽永元年權中納言に復し内大臣に任ず、拜賀の日に至り從從甚盛なり、時に東北の諸源氏將に京都に入らんとする際なりしも、宗盛は恰も之を忘れたるものごとし、二年從

一位に叙し内大臣を辭す、七月義仲大兵を率ゐて京都に迫る、宗盛之を宇治勢多に防ぎて利あらず、即ち安徳天皇、建禮門院及び皇弟守貞親王を奉じ、劍難を收めて海に泛び、太宰府に如く、既にして法皇詔を下して平氏二百餘人の官爵を削り、更に後鳥羽天皇を擁立す、幾干もなく九州諸國亦源氏に應ずる者多きを以て、久しく保つこと能はず、遂に讃岐に至り、行宮を屋島に造り、近國を向へ勢威また振ふ、明年正月進んで城を一ノ谷に築き、密に京都に入らんとす、賴朝即ち賴朝義經の二弟をして之を襲はしむ、平軍大敗し屋島に據る、(イチノタニノカタカヒ)參看(義經)再び船に乗じて箱崎に赴きしが、時に賴朝大兵を領して豊後に在るを以て進むことを得ず、船を回して長門檀ノ浦に漂ふ、義經追及し、兩軍大に海上に戦ひしが、平軍遂に利あらず、天皇は海に入りて崩じ、一族門葉悉く戦死し、平氏並に亡ぶ、(ダンノウラノカタカヒ)參看(宗盛)また子清宗と共に海に投じたりしも死する能はず、海上に浮遊するに至り、源軍の捕る所となる、義經之を鎌倉に送る、賴朝宗盛を呼びて讃岐權守と稱し、名を末國と改む、既にして再び京都に送還するの途、近江篠原に抵りて之を斬らしむ、時に年三十九、首を京都に傳へて獄門に懸す(大日本史)

【佛】舍利を藏する爲め(三)供養の爲め(四)墓表として造りたるものないふ、梵語塔婆の略、卒都婆、蘇伽婆、私輸婆、毘斗婆、塔婆、浮圖とも云ふ譯して高顯、圓塚、方墳、靈廟、大塚、聚相等と云ふ(釋)佛陀が高弟舍利弗日健連が受ける時、之が爲めに卒塔婆を造立し、佛陀が入滅の後、弟子等其遺跡に亦之を造立したり、南海寄嶼傳に、蓋且立塔有三意、一表二人勝、二令二他生信、三爲報恩とあるを以て、印度支那の佛教徒盛に之を造立しする事諸書の記載と、現存の遺物に依りて知らる、而して我邦に傳來したる時代詳かならず、書紀敏達天皇十四年二月の條に「蘇我大臣馬子宿禰起塔於大野丘北、大會設齋、即以達等所、諱舍利、藏塔柱頭」とあるを初見と爲す、其塔の形狀は、層塔にして木質、單層に造りしものなるべし、推古天皇元年聖德太子四天王寺を難波に立つるや、寺内に五重塔を建立せり、伽藍の一部として築造すること茲に始まる、爾來佛教の隆盛と共に、三重五重六重十三重等の佛塔各地に建立せられ、大なる寺院にては、必ずこれを備ふるに至れり、また聖德太子は經を書寫して納めんが爲め、山城の太秦寺に石塔を立てたり、孝謙天皇寶龜元年、追福修善の爲め三重の小塔一萬基を造立し、天下諸寺に分置せしむ、小塔は各高さ四寸五分、基の徑三寸五分にして、露盤の下に陀羅尼を納めたり、世に百萬塔と稱す、平安朝時代に及び、更に新たなる二種の塔を生じたり、一は多寶塔にして、空海始めて之を高野山に造ると稱し、一は相輪塔にして、最澄始めて之を比叡山に造ると傳ふ、當時また佛寺の外神社に於て立塔の事行はれたりしが、多くは多寶塔なりき、また藤原基經が山城の木幡を藤氏一族の墓地と爲し、石の卒都婆一基を建て、其標と爲し、延長八年醍醐天皇を宇治醍醐院に葬りたる時、陵上に卒都婆三基を立て、長保元年右大臣藤原實資、華山天皇の女御婉子女王の冥福を祈らんが爲めに、墓上に石の寶塔を立てたることあり、塔を墓地に建つるの風、當時既に行はれたるを知るべし、禪宗渡來以後、無縫塔一般に僧侶の墓に用ひらるることあり

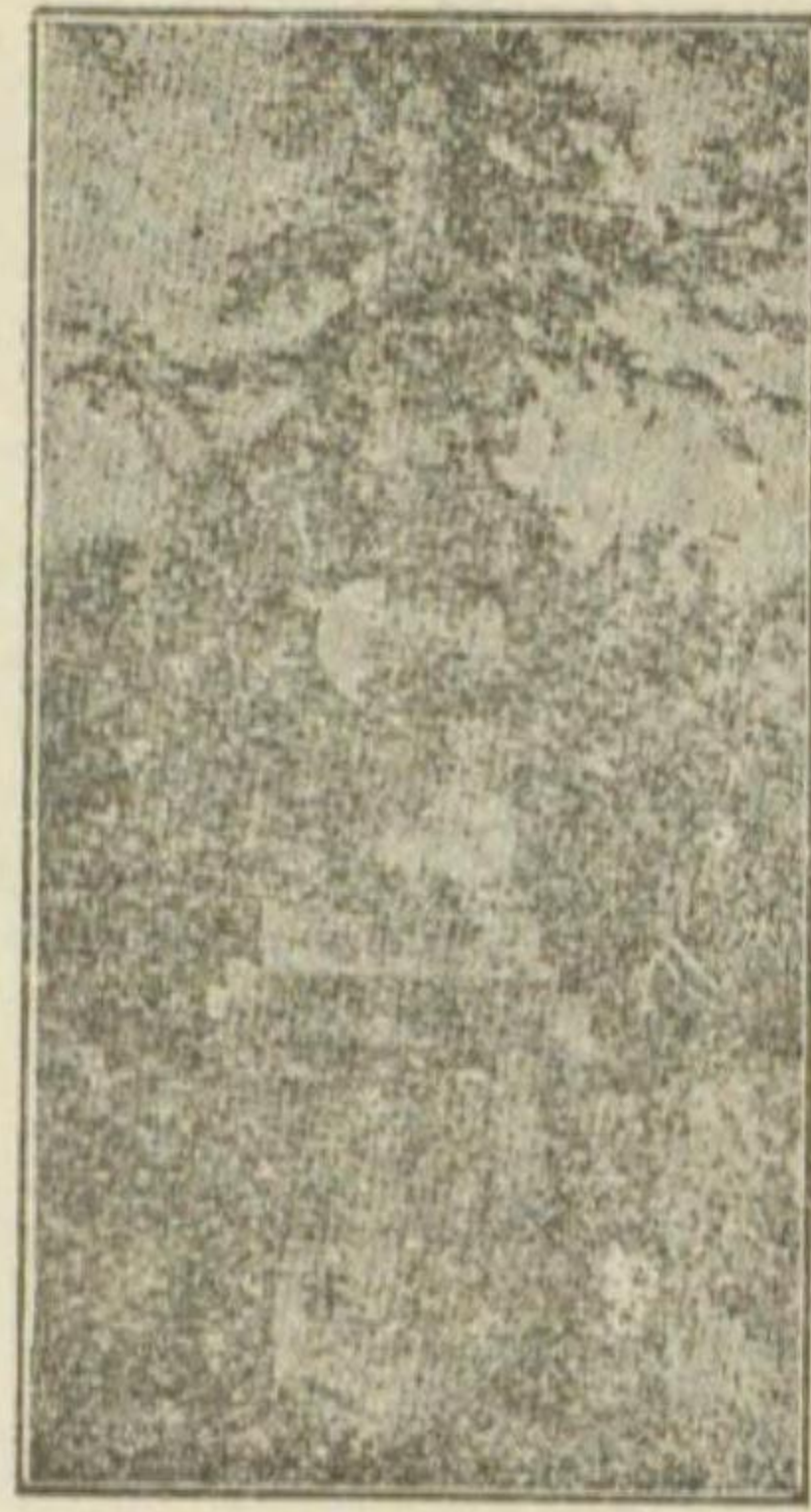
タフ

タフ

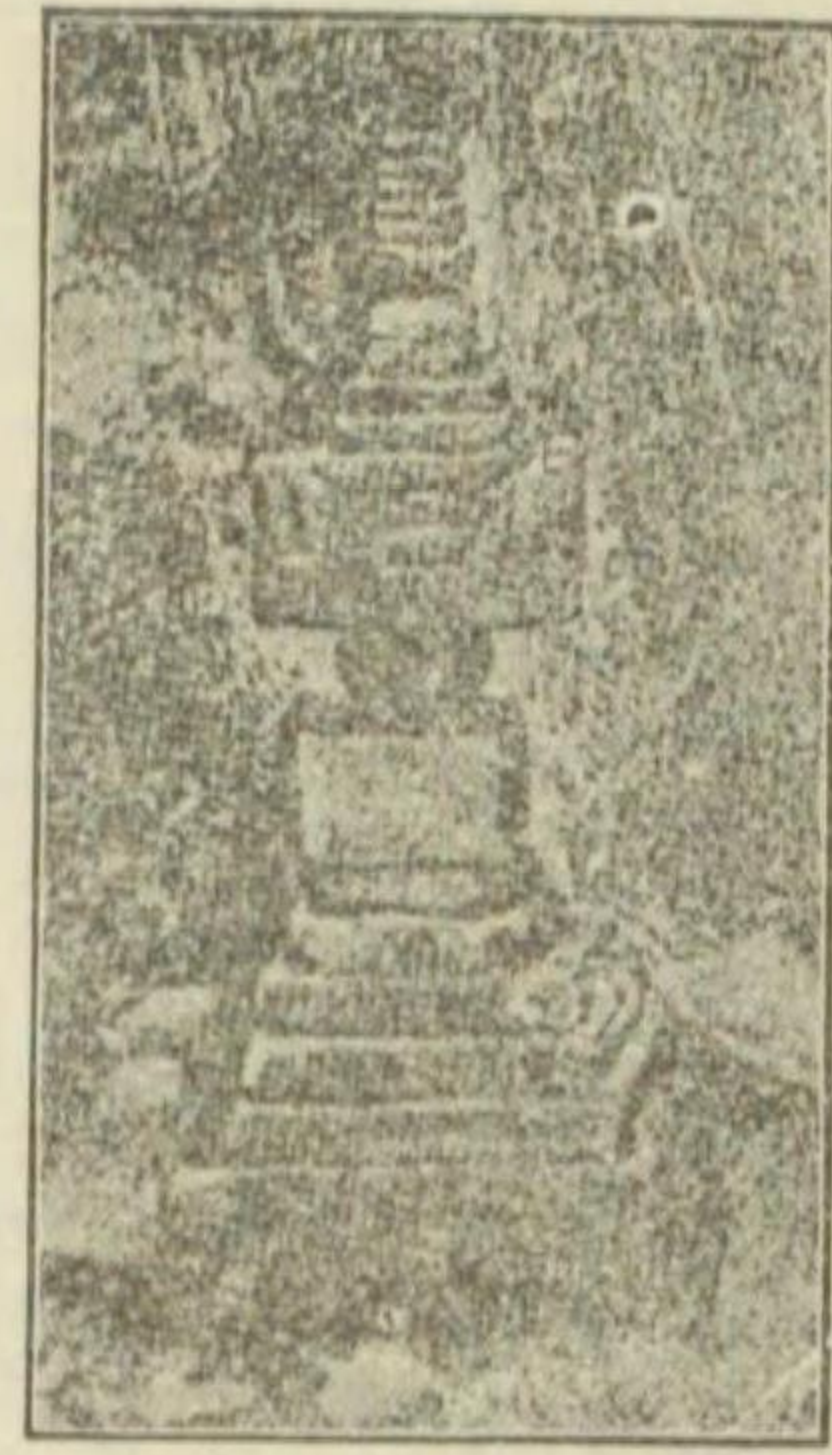
タ
フ



位牌形石塔 (後藤基次墓)



寶篋院塔 (傳云平重盛墓)



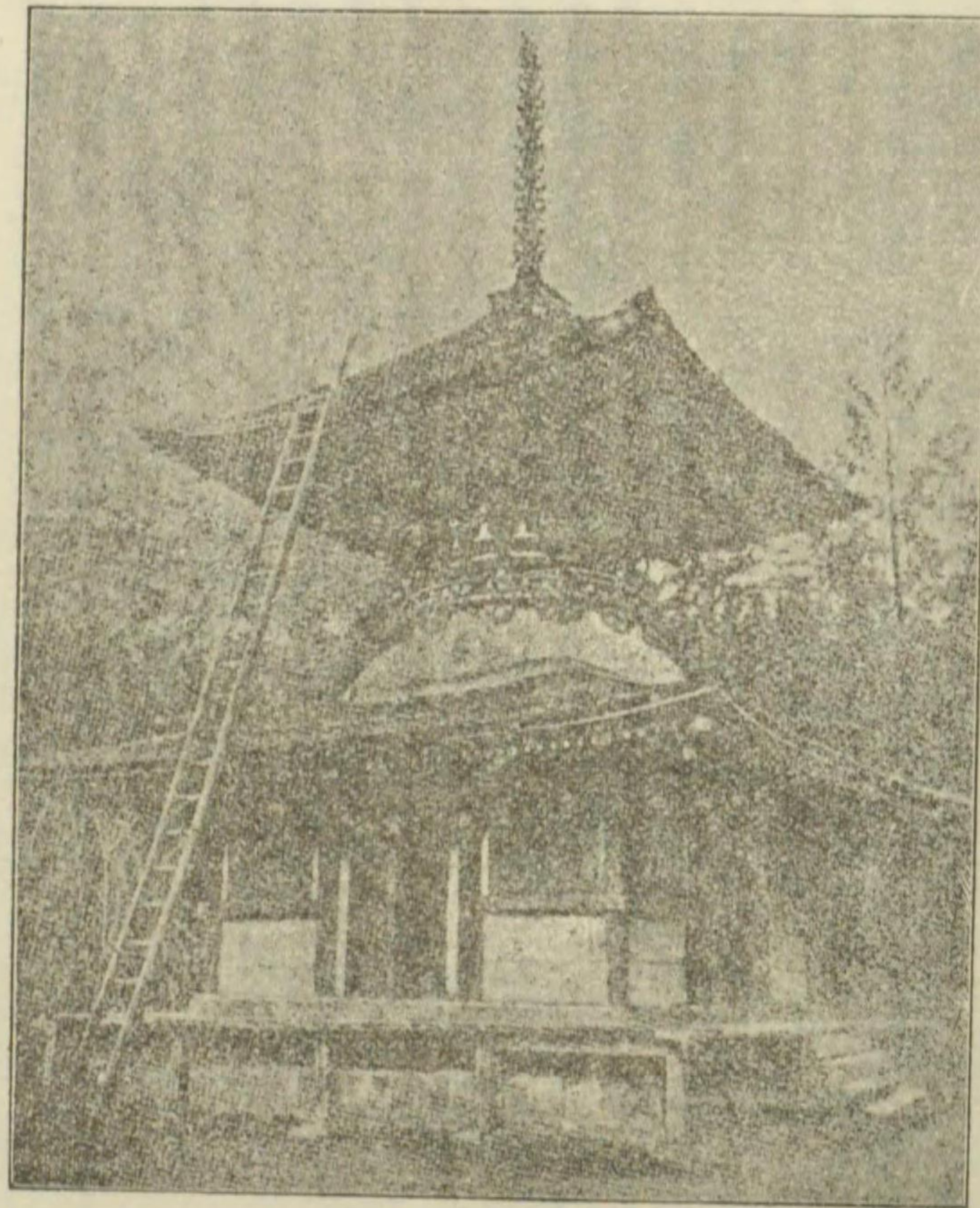
五輪塔 (大和大海言塚)



多寶塔 (久能山徳川家康墓)

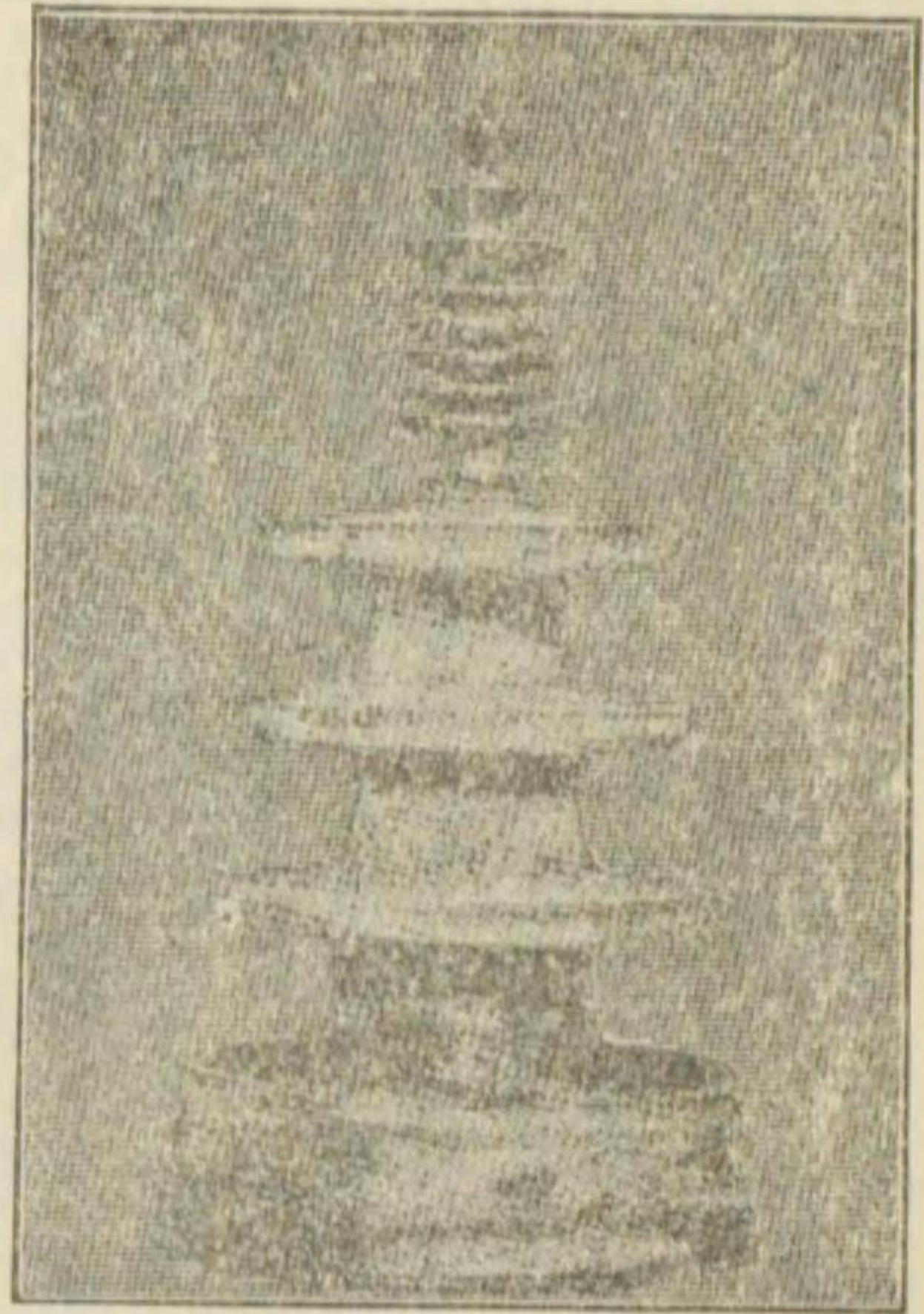


無縫塔 (春日局墓)

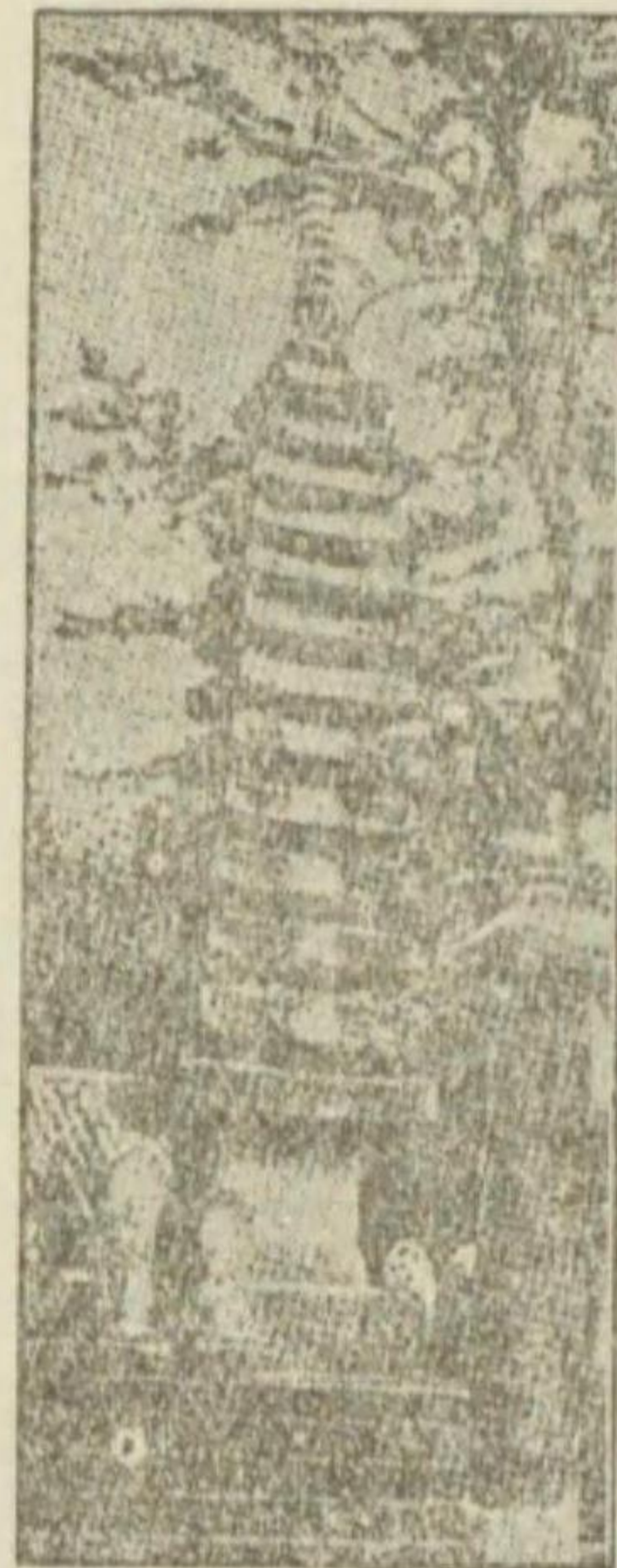


多寶塔 (高野山金剛三昧院)

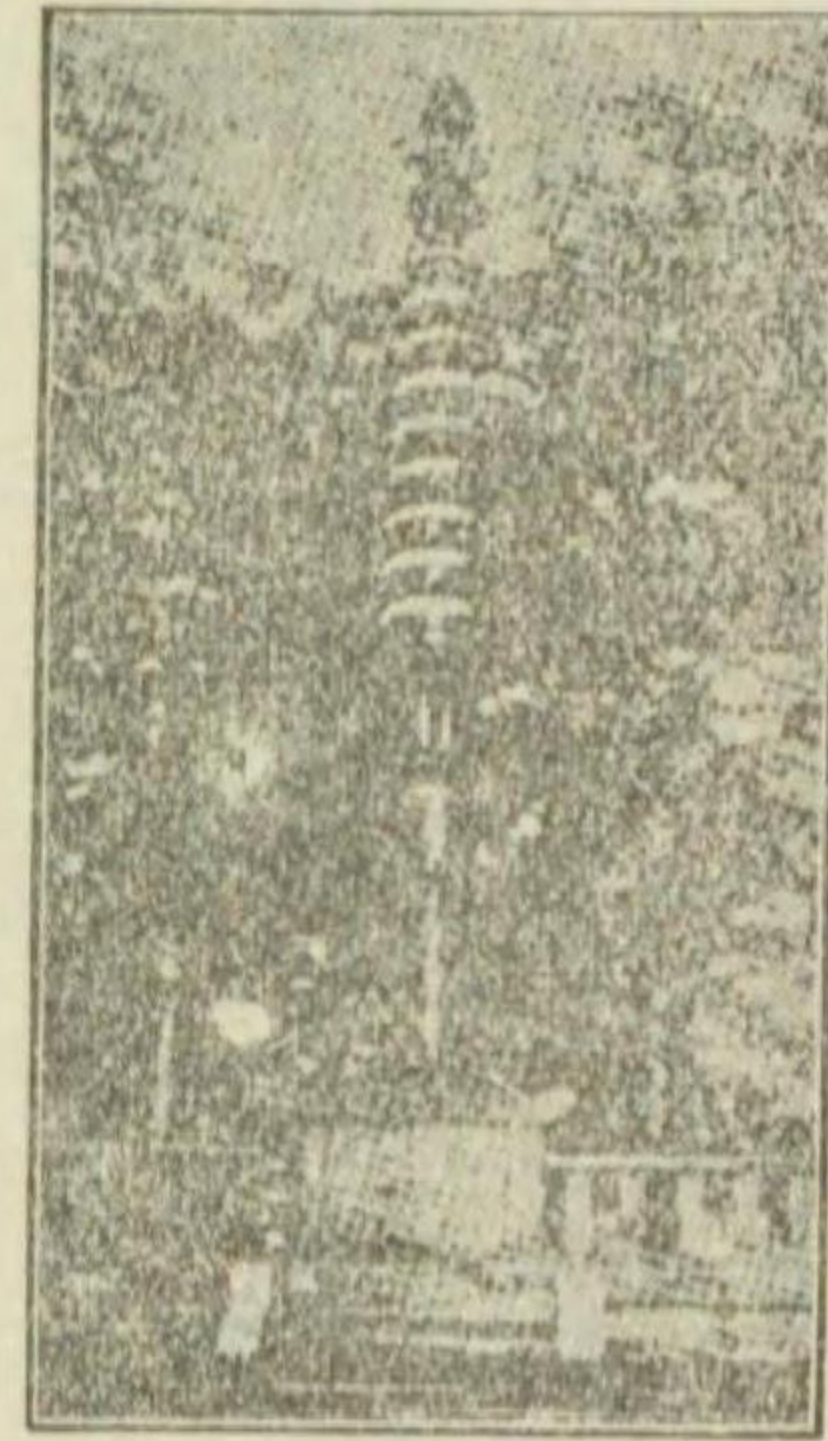
タ
フ



百萬塔 (法隆寺)



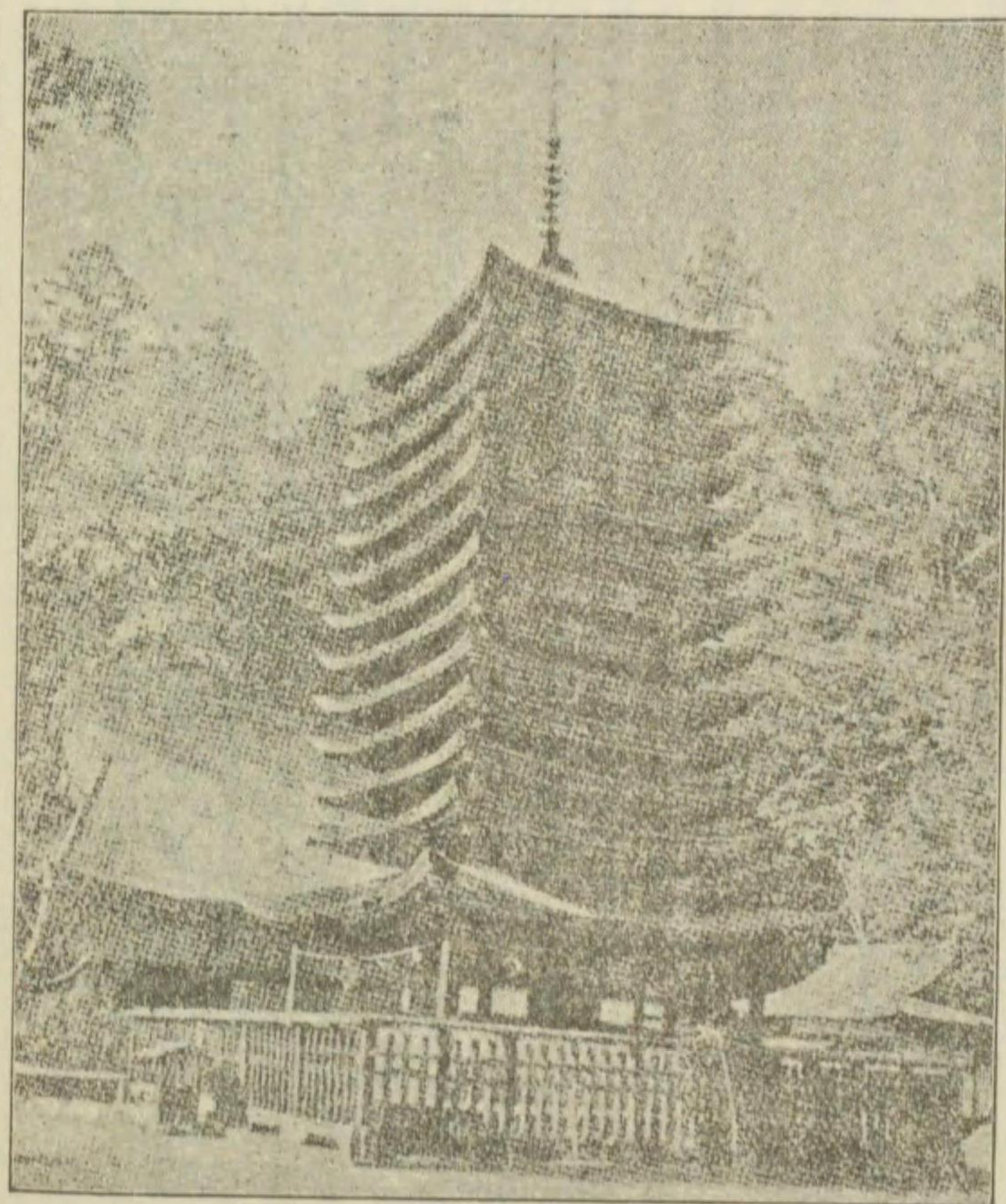
十三重石塔 (般若寺)



相輪塔 (延暦寺)



五輪板塔婆 (新大佛寺)



十三重塔 (多武峯神社)



泥塔 (樂師寺)

りたり、斯の如くにして各種の塔は日を送うて建
立せられたりしが、時代によりてまた多少の變化
あり、今便宜上分類して記述すべし〔伽藍の一部と
しての塔〕推古天皇の元年、聖德太子が天王寺に五
重塔を建てたるを始めと爲す、尋で舒明天皇の十一
年、大官大寺を建つるや、城内に九重塔を建てたり、
奈良朝時代に入りては、聖武天皇の天平十三年、天
下諸國に各七重塔一區を造らしむ、而して當時會々
國分寺設立の際なりしかば、皆之を國分寺に置く、世
に國分寺の七重塔と稱す、爾來佛教の隆盛に伴ひて、
無數の塔奈良の附近に聳へたり、然れども前時代よ
り此時代に倣ひての塔、多くは三重より十三重のも
のにして、尤普通の様式を備へたるもの、如し、大
和法起寺、法輪寺の塔は、共に推古時代の遺物にし
て、三重なり、また大和薬師寺、當麻寺の塔は天智
天平の遺物にして、三重とす、五重塔に至りては、大
和の法隆、元興、招提、興福の諸大寺皆然り、七重の
のは、國分寺の七重塔、南都東大寺の塔あり、九重の
塔は百濟大寺に在り、後ち大安寺と改稱するに及び、
變じて七重となり、更に五重となるものに似たり、
十三重塔は談山妙樂寺に創立せられたり、なほ當
時までの塔は、多くは伽藍の主要なる位置を占め、其
中心として、専ら建築せられたり、攝津四天王寺の塔
は、恰も場の中央に屹立し、法隆寺の塔また、金堂
と相並びて場の中部に建つ、なほ百濟大寺が火災に
罹るや、其九重塔を燒きて金堂の石の脊形に及びた
り、其他談山妙樂寺には、まづ十三層の塔成り、後年
堂宇を建て、一伽藍を成せるが如きは、皆伽藍の中
心とする意に出でたるを知るべきなり、且其大さも
伽藍の大さと、一定の關係を有し、層數の如きも、伽
藍の大小によりて、多少の別を立てたるものに似た

り、而して當時の佛塔は唐朝に其模範を取れるを以
て、一般に規模壯大を極め、塔もまた往々にして非
常の高きに達するものあり、東大寺の東塔は七重に
して、九輪の頂まで三十丈九寸、西塔は五重にして、
三十二丈四尺九寸に達したり、平安朝時代には、新
たに多寶塔と相輪なる二様式の塔を生じたる、
既に述べたるが如し、而して眞言天台の兩宗、皆
立塔を以て、伽藍制度の必要なる事項と爲したるよ
り、立塔の擧げ盛なりしと雖も、奈良朝の如く高大
ならず、三重塔比較的多數を占め、眞言の寺院は、高
野山に倣ひて多寶塔の建立多し、また神佛混淆の結
果、神社にも亦塔を建立し、多くは多寶塔なり、山
城の北野神社、男山八幡宮、攝津の住吉神社、大和
の春日神社、豊前宇佐神社、筑前の八幡宮の如き是
なり、而して當時は、塔は伽藍の一部分たりしも、
既に伽藍中心の意を失し、寧ろ伽藍の如きもの
となり、或は東西相對して二基あるあり、或は單獨
に立つるあり、鎌倉時代より室町時代に倣ひては、禪
宗漸く勢力を得るに至りしが、禪刹には古來塔を建
てざるを通例とせり、故にま、塔を有するものあり
と雖も、未だ建築界に重きを爲すに至らず、只京都
相國寺のものを以て著しと爲す、塔は應永六年に
成りて十年に燒亡し、七層三十六丈と傳へらる、さ
れど天台眞言の二宗は、前代を繼承して、立塔の事
を忘らず、日蓮宗また立塔を重んじたれども、伽藍
の創建多からず、佛塔の新建、茲に於てか稀なり、
淨土宗、融通念佛、淨土眞宗、時宗の伽藍に至りて
は、塔は敢て必要視せざりしを以て、塔の建立殆ど
稀なり、芝増上寺の如きは、尤も異例とす、なほ
此時代以後にありては、塔は多くは伽藍の一部と稱
するよりも、附屬物と稱すべく、江戸時代に入りて

Table with columns: 樣式, 寺社名, 形狀, 所在地名. Lists various pagoda styles and their locations across different provinces.

Table with columns: 德川, 豐臣, 西國, 東國, 南國, 北國. Lists various pagoda types and their locations.

中心柱を樹立し、尋で四方の構架を疊重し、最上層
の屋蓋に九輪を冠す、九輪は、全く中心柱の支承す
る處となり、其重量は、周圍の構架に布及する事な
く、各重の重量は其比較的強大なる垂木を以て支承
す、當代の塔は、屋蓋の勾配甚緩なるが爲めに、別
に枯木を容る、の餘地を存せざりき、裝飾は、外部は
悉く丹塗を塗抹し、木材の末端のみ黄土を塗り、内
部は多くは壁面に繪畫を施し、柱以下木材にも、色
彩模様を施したるが如し、奈良朝初期の塔は、中央
に須彌壇を設けず、佛像を安置せず、床は直に地盤
にして板を敷かず、平安朝時代は常に一定の形式を
備へたる須彌壇を据え、多くは五智如来を安置せり、
鎌倉時代以後、始めて枯木を用ひ、横杆の理によりて
軒を支承するに至りしも、其支點は柱の柱の外に逸
し、或は丸桁の上あり、構造上甚だ不利なるもの
ありき、また中心柱は礎石の上に安定する事前期
の如し、小なる三重塔、多寶塔に至りては、中心柱
は、初層の礎石に立つる普通とする事亦前期に等し
く、裝飾また大差なし、屋蓋は枯木使用の結果とし

て、勾配急峻となり、彎曲増大せり、江戸時代には、
工作上の發達著しく、終に中心柱を礎石より遊離せ
しめ、之を周圍の構架より垂下せしむるに至り、裝
飾は、外部に極彩色を施す事此時代に始まるが如
し、日光東照宮、芝増上寺の塔、これなり、且塔には
また凡ての時代を通じて屋蓋の四隅に風鐸を懸けたり
り、其プランにおいて外側の柱を側柱、内部の
柱を四柱、中心の柱を四柱といふ、其他は普
通堂塔における同一なり、また相輪(即ち九輪)
の最下部なる方形の盤を露盤、其上に半球形を爲す
ものを覆鉢、其上を繚形、其上を請花、請花の中央
に立つる柱を刹又は椽といふ、刹に通常九箇の輪あ
り、一の輪より數へて九の輪に終る、九の輪の上に
水煙あり、其上に二箇の寶珠あり、之を相輪の形式
とす、多寶塔は、水煙なくして三箇の請花あり、下
は四葉、中は六葉、上は八葉なり、この場合には、寶珠
は一箇にして往々三枚の水煙を具へ、又別に四箇の
鑽ありて、刹の上部と上層屋蓋の四隅の末端なる寶
珠形とを連結し、毎條三箇の風鐸を具へたり(佛舍利
を藏する爲に造りたる塔)敏達天皇の十四年に、蘇我
馬子が、大和高市郡なる大野丘に起つたるを始めと
す、爾來行はれしも、多くは室内に安置したるもの
にして、頗る小なりき、之を舍利塔と稱す(供養の
爲に造りたる塔)墓上(又は墓邊)に建つるものと然
らざるものとあり、之を供養塔と云ふ、墓上に建てざ
るものは、厩戸皇子が、太秦に建てたる石塔、僧實
忠が西野に建てたる石塔の如きは古きものにして、
皆經を寫して納めんが爲なりき、また前に擧げた
る百萬塔の如きも此種に屬す、壽永四年あり、石
の寶篋院塔を造り之を武藏の上行寺に納む、此際石
寶塔を作ること盛んに行はる、文治三年重源周防國

阿彌陀寺内に鐵の多寶塔を造る、是より鐵塔を作る
こと起る、墓上または墓畔に建つることは、天武天
皇の七年に僧定慧が、藤原鎌足を多武峰に改葬し、
其畔に十三重塔を起つたるを濫觴とす、尋で文德實
錄嘉祥三年四月の條に「先是深草院塔邊所藏陀
羅尼、自發落、地と見えれば、仁明天皇の御陵に、
陀羅尼を藏したる卒塔婆を建てたること明なり、ま
た藤原基經が、山城木幡を藤原一族の墓地とし、石
の卒塔婆一基を建て、其標として、墓上塔を建つ
る風漸く繁く、延長八年、醍醐天皇の宇治醍醐の陵
上に、卒塔婆三基を建て、長保元年藤原實資、華山天
皇の女御婉子女王の冥福を祈らんが爲めに、墓上に
石の寶塔を建て、長元九年後一條院神樂岡の陵上に
石の寶塔を立て、陀羅尼を藏むる等、其例甚多し、
下りて仁治三年、四條天皇月輪陵に九層の石の寶
塔を立てたり、これより供養の爲めに墓上塔等自
立つること盛んとなれり、而して斯の如き塔は自ら
墓標の用を爲し、遂に變じて、墓表となれり、慈惠大
師御遺告なる天祿三年五月三日初記没後事の條に
「右空都婆、生前欲作運、若未運之前命終者、且立
假空都婆、其下掘穴、除三四尺許、置骨於穴底上、
可滿土、册九日內作石空都婆、可立替之、是爲
遺弟等時々來禮之標示也、空都婆中、安三置願求大佛
頂尊勝光明五字阿彌陀等眞言、生前欲書諸書、若未書
入滅者、眞照道朝慶有等、同法可書之」と見えたる
にて、當時既に標示の用を兼ねしめたる風あるを知
るべし、詳しくは墓(ハカ)の條を見よ(墓表として
の塔)慈惠大師の時其風ありしもなほ供養を目的と
し、墓標は副目的たるに過ぎざりしが、後遂に墓
表のみを目的として立つるものとなり、ハカと
看(一)目的と(二)形狀等によりて其名を區別

タフシ

す(一)は舍利塔、供養塔、剎あり、剎塔は五穀豐饒を祈る爲に造りたるものにして、陀羅尼及び經等を納む、木質にして高二寸許なり、室生寺の剎塔の如き是なり(二)は層塔、重層を爲すを以て名づく、之を建築物と非建築物とに區別す、並に一重より十三重に至る、而して建築物にありては木造なり、一層にして相輪を有するものを相輪塔、一層にして圓形なるものを寶塔(涅槃經に七寶を以て塔を裝飾すること見えたるより出でたる名なるべし)二層にして上層の圓形に、下層方形なるものを多寶塔と稱し、三層以上は皆其層数を以て呼ぶ、三重塔、四重塔、五重塔、七重塔、九重塔、十三重塔の如し、我國における層塔は上に述べたるが如く一、二、三、四、五、七、九、十三の八種に限れり、非建築物は多くは供養の爲めに造れるものにして、石材を普通とす、相輪塔、層塔の上部なる九輪(即ち相輪)を地上に立てたるものないふ、其外寶篋印塔、五輪塔、角塔、板塔、笠塔、板塔(イタヒ)等無縫塔、又卵塔等あり、是等は形によりて名づけしと雖も、其目的は供養の爲めに立てたるものにて、供養の一種なり、尙ほ便宜上蓋の條に詳説したれば、就て見よ(覺禪抄、阿婆沙抄、造塔功德經、西域記、南海寄歸傳、翻譯名義集、釋氏要覽、工藝志、史學雜誌、日本佛塔建築の沿革、考古便覽)

タフシノコホリ 答志郡 附志摩國 元正天皇の養老三四年四月、此郡を割て佐藤郡を置きし事見えたり、蓋し國郡制定の際既に之を置きしものなるべし(續紀塔志に作り、延喜式以後答志に作る、和名抄に答志、和具、伊可、伊稚(イザハ)縣家、神戸等の郷あり、郡名考、タフシと唱へ、地誌提要、古に復して「タフシ」と稱す、明治廿九年英虞郡と合併して志摩郡を置く(郡名異同一覽、國郡

タフセ

沿革考、法令全書)

タフセリウ 田布施流 田布施忠宗の創めたる砲術の流派、忠宗は源助と稱し、河内の人なり、天文六年四月南蠻に赴きて其奥旨を得、其門人酒井市之丞正重といふ者あり、最も傑出す、末流諸州に在り、田布施流といふ(武藝小傳、武術流祖錄)

タフノラノミササキ 塔尾陵 後醍醐天皇の御陵、大和國吉野郡吉野村大字吉野山に在り、吉野殿王堂の塔尾に在るを以て名づく、北面にして圓形、高さ一丈許、周圍二十丈許(禮樂志、陵墓一覽)

タフノミネ 多武峯(談峯、談山) 大和國十市郡(今磯城郡)多武峯村に在り、もと倉橋山と云ひしが、鎌足、天智天皇と此山の藤花の下に會談して入鹿を誅せしより名づくと云ふ、舊訓「タムノミネ」と云ふ、峰上に(一)二樓宮(二)藤原鎌足の墓あり、(一)宮地は、多武峰西北に根拠と稱する所なりと云ふ、書紀齊明天皇二年九月に「於三田身嶺、冠以周垣(田身山名、此云大務)復於三上兩槻樹邊起觀、號爲兩槻宮、亦曰天宮」とある是なり(二)鎌足の墓は山上北面に在り、延喜式に、多武峯墓、贈太政大臣正一位淡海公藤原原朝臣と見えたり、淡海公は普通は不比等と云へど、鎌足も又淡海公と稱したることあり、委しくは「マンカイコウ」の條を見よ、初め鎌足攝津阿蘇山に葬りしが、其子宿定懸唐より歸朝して大和多武峯に改葬し、墓の上に十三重の塔を建て、數年の後塔の南に三間四面の堂を建て、妙樂寺と云ひ護國院と號す、又堂の東に三丈御殿を作り鎌足の像を安置す、後の聖德院是なり、後世國家將に大變あらんとする時に、其像破裂し、また墓地鳴動せりと稱して、古來當寺より屢々之を朝廷に奏し、朝廷にては奏毎に占ひて然る後使を遣はして祈謝奉幣する

タフミ

を例としたり、藤原氏盛大を極むるに至り、崇祿尤も厚し、清和天皇の時延安寺塔を再興し、貞觀五年官符を以て藤原近の伐木を禁じ、明年四五を定む、十年勅して仁王講を修せしむ、醍醐天皇延長四年多武峯總社を建て、談山權現と勅號を賜ふ、村上天皇天曆年中、延曆寺座主實性多武峯座主となりしより、延曆寺末となる、後ち衆徒等屢々興福寺と争を生じ、兵火に罹りしこと數度に及べり、江戸幕府の時、寺祿三千石を給したり、嘉永二年祠廟を重修し、今稱祠堂數十、山腹に並びて規模最宏大なり、社殿の壯麗なる俗に關西の日光の稱あるを以て知るべし、明治維新の後、妙樂寺の所管を脱し、談山神社と稱して別格官幣社となる(大塔は高七間方一間半、妙樂寺の堂宇は、明治維新の際妙樂寺の廢亡と共に多く廢毀す(神社の寶物は繪巻起(土佐光茂筆一條兼良詞書)四卷、同住吉如慶具慶齋二條光平詞書のもの二卷、狩野永徳筆と稱する三十六歌仙扇額、粟原寺の銅鐘盤等あり(多武峯談山、同略記、大和郡)

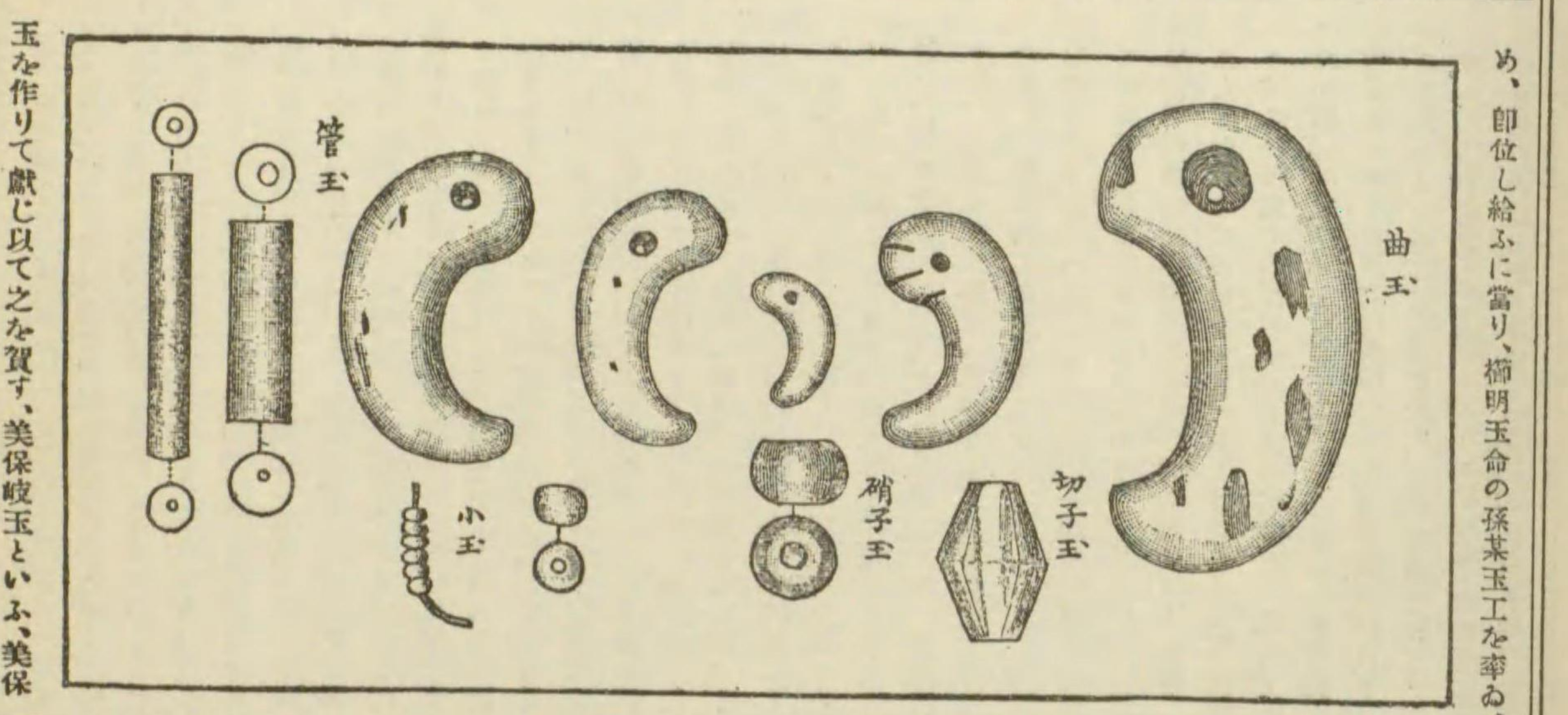
タフミ 田文 土地の檢注を記せしものを云ふ、後世の水帳の類なり、田地の文籍の義なり、全國の田文を大田文といへり、(オホタマミと參看)文治に奥羽兩國の省帳田文の燒失せしことあり、建久に全國の田地を總檢せしことあり、正治に諸國の田文を算勘せしことあり、貞應に日本國の大田文を作りしことあり、文永に諸國の田文を調進せしめしことあり、貞應二年淡路國大田文、文永十一年若狹大田文、弘安に注進せる常陸國作田總勘文、豐後國田文、但馬國大田文の類今尙ほ世に存せり、諸國の田文は時を以てその守護地頭に命じて注進せしめ、これに依りて公私の領地を正し、田圃の増減を知り、以て領家地頭の隱匿奸詐を防ぎしなり、但馬國の大田文

タマ

に述久承久建治機、また任三古帳、注進之、など見えたるにて知るべし、田文の類に作田勘文、圖田帳、丸帳、地檢目錄、作田目錄、下地注文など稱せるもあり(田制篇)

タマ 田部 王朝時代の初め田部を掌りたる部族をいふ、景行天皇五十七年十月、始めて田部の屯倉を興さしめたり、欽明天皇の時、處々の韓人を以て倭國大身狹の屯倉の田部、高麗人を小身狹の田部と爲し、敏達天皇三年、蘇我馬子を吉備國に遣し、白猪の屯倉と田部とを増益せしむ(書紀)

タマ 玉 寶物類及び其他にて、裝飾の用に供せんが爲めに彫琢したるものいふ、(なほ玉の稱呼は、凡て圓形を爲したるもの、總稱にも用ふれども、實用に供するものは、本項の記述に用なきを以て、凡て省略す)妙圓の略なりといへり、多くは圓形なれども、古くは巴形(曲玉といふ)圓筒形(管玉又竹玉といふ)稜角形(切子玉といふ)碁石形(平玉といふ)等なほ多し(國史編纂玉の用は既に【太古】より見えたり、古事記を按ずるに、諸冊の二神が國土形成の際、天沼矛を天神より賜ひし事あり、尋で伊弉諾尊が橋小門に於て御禊せし時、左右の手の手纏を解除せる事あり、沼矛は玉を飾りたる矛、手纏は玉を糸にて貫き手に纏ふ裝飾なり、なほ天照大神が高天原にて、素戔鳴尊の參上を待ち迎ふる時、左右の手に八尺勾玉之五百津美須麻流之珠(糸を以て數百の美玉を連貫したる物)を纏き持ち給へる等の事あり、以て當時裝飾として各種の用に供したることを何ふべし、時に柳明玉命能く玉を作る、嘗て御統玉を作りて天照大神に獻じ、また天孫瓊杵尊が降臨あるに及びては、玉造の工人を率て隨行し、常に寶玉を造りたり(上代)神武天皇都を橿原の地に定



岐は即ち慶賀の義なり、爾來命の子孫居を出雲に移し、玉を作るを以て職とし、毎歲玉を調物に副へて貢獻し其業を世襲す、是を出雲の玉造といふ、子孫玉造連、玉祖宿禰に分れ、其部族を率ゐたりしが、垂仁天皇の廿九年、皇子五十瓊敷命をして諸國の玉作部(即ち玉工)を督せしめ、命の號後は、舊の如く玉造連、玉祖宿禰、諸國工人の部長として、玉を作りて朝廷に獻することを司りたり、然るに孝德天皇の大化六年、玉造連及び玉祖宿禰が、諸國玉造部の工人を督するを停め、更に諸國貢獻する所の玉及び玉器は、國司之を收めて、大藏省に輸し、大藏省はこれを内藏寮に輸する事と爲す、而して當時玉の用は、専ら頭髮、胸、手、足並に刀劍等を裝飾するにありき、また玉の種類は曲玉、管玉、切子玉、小玉等多く用ひられたり、今此時代に於ける裝飾の一斑を示さんが爲に、上に總輪を掲ぐ、(奈良朝時代)此時代のはじめ、出雲國の外は玉及び玉器を獻するを停め(停めし時代詳かならず、但し文武天皇より以後なり)玉工を京都に召集して玉を作らしめたり、(後世玉工を作物所に聚めて玉を作らしむ)而して此頃より衣服の裝飾に玉を用ふる者あり、之をマリヤマまたは玉衣といへり、此に於て玉工の用漸く繁し、聖武天皇の時に至り、官奴斐太といふ者あり、始めて大阪砂を以て玉石を治むるに、其成る事甚速にして、製する所のもの頗る佳良なり、即ち天平十五年詔して良民と爲し、姓を大友史と賜ふ、大阪砂は、大和國葛下郡達坂村及び穴蒸村より出づ、

タマ

此外河内の金剛山、大和の生駒山、また丹波土佐より出たすといへり、則ち合玉石、又解玉石といふものにして、今の金剛山なり、爾來諸國の玉工金剛山を以て玉石を治むるに至り、其術また大に進歩す【平安朝時代】桓武天皇延暦十四年詔して、參議以上は、皆帯に白玉を着けしむ、帯に玉を着くるの制茲に始まる、是より後天下の形勢大に變じ、諸人珠玉を以て衣服の裝飾と爲さず、其用ふる所は、只儀に、神幣となし、或は玉冠、玉佩、及び革帶に嵌し、もしくは佛像の裝飾と爲すのみにして、玉工漸く衰ふ、以來業を以て相傳ふるもの甚稀なり、珊瑚、水精、瑪瑙、琥珀、琥珀、金、銀等を丸と爲し、諸器の裝飾と爲すが如きは、往々これ有りとも難し、出雲の國産の堅實なる玉の製造法は、獨り出雲意宇郡の工人のみ相傳へ、櫻神家の革帶に用ふる方圓の寶玉も、祖先傳來の者あれば、子孫是を譲り承けて永く家寶と爲したる者あり、醍醐天皇の延喜五年、出雲國造の獻する玉は、毎歳赤水精の玉八枚、白水精の玉十六枚、青玉四十四枚を以て定數と爲す、承平、天慶の亂を経て、出雲の國造及び國司の玉を進獻すること漸く廢し、(國造の獻する所の者は眞玉なり、國司の獻する所の者は硝子玉なり)其製法も亦永く斷絶す、因て世人多く支那舶來の玉を用ふることなれり、崇徳天皇の時僧法範能く玉(水精、瑪瑙等の類の玉)を作る、玉工の職衰へてより以來、僧徒或は玉を治むる者あり、壽永三年、後鳥羽天皇大會を行ふ、時に中原貞治、中原貞清、中原依遠等の玉工を召し諸器を作らしむ、共に當時の妙手と稱せらる【鎌倉時代】下りて弘安年間蒙古襲來して大敗したるより以後、支那の商舶の到ること大に減じ、玉を輸することまた甚稀し、是に於て本邦の玉工の業復々起る、其玉工は多く僧徒なり

タマ

き、正和四年、朝廷近江國日吉神社を造營せるに當り、玉工守清、妙法、成佛、爲綱等の名手を召して任に當らしめたり、(守清、妙法、成佛、爲綱は恐らくは京都の工人なるべし)、室町時代より安土桃山時代に保けては特に語るべきことなし【江戸時代】慶長年間、印籠と申着との緒に玉を貫きて縮束の用に供せり、これを緒玉といふ、因て本邦の玉石及び支那の寶石を以て材となし、以て玉を製造して、其需用に應じたり、寛永年間、印籠申着を佩ぶるの風益々世に行はれ、玉工の業漸く繁し、時に京都の玉人善く緒玉を作る、其材は水精、瑪瑙、琥珀、琥珀、出雲の青石、佐渡の紫石、赤石、蝦夷の唐太石、夜光貝、眞珠、蠟石、石英、珊瑚、孔雀石、凝水石等を用ふ、此の際肥前の平戸の工人一種の玉を製す、金及び銀を練と爲し、組みて文を爲し、裝るに珊瑚、水精等を以てす、これを平戸玉といふ、南蠻の巧を傳ふるなり、既にして京都の工人も亦これを製し、尋て江戸、大阪に於ても亦玉を作るもの有り、寛文の末、煙草の禁大に弛び、煙草入の製起るや、また緒を着けて以て腰間に佩ぶ、其緒には玉を貫きて緒を鎖すこと印籠、申着の如し、是に於て人争うて美玉を求めしかば、玉工の業盛んとなる、當時支那及び和蘭の商賈も亦多く珍珠美玉を齎ち來るもの多かりき、天和年間に至り、印籠、申着及び煙草入を佩び、これに美玉を着くることを榮とするの風生じ、玉工等競うて市鄽を構へ、これを鬻ぐに至れり、京都は御幸町、江戸は南傳馬町、芝三島町、大阪は備後町等なり、其他諸國都會の地に於ても亦之に倣ひて業を開くもの、尠なからざりき、下りて文化年間に及び、江戸の婦女等玉を愛し、以て簪及び飾を裝ふ、既にして京都及び大阪諸國の婦女も亦これを愛し、玉工の業、これが爲めに益

タマイ

々繁かりしが、天保九年將軍家慶令して殿に男子の煙草入、女子の簪及び飾等に玉を着くるを禁じたるより、玉工の業一時稍衰へしと雖も、數年の後この禁漸く弛び玉工の業復繁し、而して今日に至る〇玉を以て室内の飾裝として之を弄ぶがときは、支那の風を受けたるものなるべければ、隋唐の交通開くるに及びては、既に其俗を傳へしならんも、史籍に散見せざれば詳かならず、而して其風の盛んに行はるゝに至りしは、恐らくは江戸時代ならんか、なほ考ふべし【曲玉】(マカマ)【管玉】(クダマ)【參看】平玉(基石の如き形)等は古書に見えられど、なほ書籍に其名見えずして、近時考古學の研究起り、古墳發掘物日に多きを加ふるに従ひ、人類學者か、其形によりて命名したるものも多し、即ち切子玉、三輪玉、白玉、數珠玉、算盤玉、緒玉、藥玉、瓢箪玉等之なり【和名抄】和名抄載する所によれば、珠、瑛、水精、火精、珊瑚、琥珀、瑪瑙、磁石、珊瑚等あり、此外出雲より恒例として朝廷に獻じたる硝子玉あり、また八木非三郎氏が、古墳より發掘せる物の種類を擧げて金、石、木、土、琥珀の五つを擧げたり、近世に及びては頗る多く枚舉に過あらず、且普れく人の知る處なるを以て省略す(古事記、工藝志料、日本考古學、考古便覽、言海)

タマイナノコホリ

玉名郡 肥後國 景行天皇紀十八年六月辛酉朔癸亥、自高來縣(波三玉杵名邑)と見ゆ、蓋し玉杵名は後玉名郡を稱す【日本紀】日本紀玉杵名に作り、延喜式玉名に作り「タマナ」と稱す、和名抄に、日置、爲太(イタ)石津、下宅、宗部(ノカベ)大町、大水、江田等の郷あり、郡名考又「タマナ」と稱し、地誌提要「タマナ」「タマイナ」兩様に唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タマガ

タマシ

タマガハシヤウスヅ 玉川上水 上水 (ツルウスキ)を見よ。 タマクシ 玉串(玉鏡) 祭祀の時、神前に供する木綿を掛けたる柄及び彫をいふ、されど鷲を用ひたる例は極めて稀にして、主として柄のみなり、玉は美稱にして、誠は釋日本紀に「用此坂樹、刺立於地、爲祭神之木、故謂之鏡耳」とあるにて其意を知るべし、なほ木居宣長は、手向鏡の義なりといひ、平田篤胤は、古くは玉を貫きて用ひたるよりの名なるべしといへども信じがたし、又伊勢神宮にては、祝札を玉串といへり【原注】日本紀の一書に、天岩屋戸の礎の條に、「又使山雷者、採五百箇真坂樹八十五玉鏡、野槌者、採五百箇野馬八十五玉鏡」とあるを初見と爲す、爾來大小の祭祀には必ずこれを供ふる事恒例となり、史籍記録に散見せる事故擧に違あらず、また延喜式伊勢大神宮の條には太玉串の稱見え、其註に「著木綿、賢木、是名太玉串」とあり、太は玉と同じく美稱なり、また、著、糸玉串二枚とも見ゆ、これによれば、糸を掛けたるものもありしこと明かなれど、右の外には絶えて見當らず、恐らくは延喜時代にのみ行はれたる異例ならんか、更に下りて近世に及びては、木綿の代りに紙を切りて掛くることも並び行はれたり、なほ古くは神も根付きのまゝなりしが、後世は其枝を用ふるの場合同多くなりたるは、蓋し便宜上略儀に従ひたるなり(延喜式、釋日本紀、玉勝間、古史傳、後訓業)

タマシツメノマツリ

鎮魂祭 天皇の御魂を鎮安し、御世長久を祈り奉る祭、職員令の義解に「鎮安也、凡人之陽氣曰魂、魂運也、言招離遊之運魂、鎮一身體之中府、故曰鎮魂」と見えたり、蓋し人の魂は飄忽として天地の間に在るものと

タマシ

信じたるが故に、所謂身體の中府に鎮めんが爲に此祭を行ふ也、なほ同義解に「問鎮魂祭何神答、神祇官式云、鎮魂祭祭神八座、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主」とあり、要するに此等の諸神に對して鎮魂の祈禱を爲したるものなるべし、なほ皇后宮、東宮、上皇等も之に倣ひて此祭あり【原注】清和天皇貞觀の制、當日所司預の神座を宮内省廳事に設く、凡大臣以下座を西舍南に設け、少西に辨大夫座、其南に外記史座、又南に太政官及び左右史生座、又南少東に官掌座を設く、外記、史、式部丞録は東舍第二間に在り、太政官及び左右史生座は第二間、官掌省掌座は第三間に在り、西二點、大臣以下は西舍の座に就き、神祇伯以下香摺衣を着て、琴師、御巫、神部、卜部等を率ゐて供神物を持ちて、庭中に入る、神部東階より升りて、神寶を堂上に置く、蓋所謂十種の瑞寶なり、次に神机を昇て御座に供ふ、神部四人各琴を持、左右に分れ、升りて堂上に置く、神部五位以上六位以下各西階より升りて座に就く、次大膳職、造酒司八代物を供ふ、縫殿寮女を率ゐる東階より升り、次に内侍御衣匣を持ち、大内より退出、東階より升り、各坐に就く、治部省は雅樂歌人を率ゐて、西階より升り座に就く、既にして大臣西側階より升りて座に就く、召使をして式部を喚ばしむ、丞入りて座に就く、即ち刀編入れ奉れと宣る、丞、稱唯して位に復り刀編を召す、大夫五位各入りて位に就く、外記史は、史生、官掌等を率ゐ、四舍より出で、屏下に立ち、式部省入るを待ちて東舍座に就く、位定る後、大臣召使をして、大藏省を喚ばしむ、丞、稱唯、進みて版に就く、即ち櫻木綿を賜へと仰す、丞、稱唯し、退いて操、史生、藏部を率ゐ、木綿を箱に入れて、先神祇官人に賜ひ、次に大臣に賜ふ、訖て神祇伯は

タマシ

琴師笛工を召して、御琴に笛合せてと命ず、皆稱唯して笛を吹き琴を調べ、神部も共に歌ふ事二成、次に雅樂歌人同音に歌ふ事二成、神部二人各拍手に候ふ、御巫始めて舞ふ、舞毎に、巫部舞を擧めてアナキフトと云事三廻、大藏掾、安藝木綿二枚を箱に入れ、進めて伯の前に置く、御巫宇氣槽を覆せ、其上に立ち、梓を琴笛に合せて櫓を擧ぎ、二三四五六七八九十と計ふ度毎に、伯、木綿を結び、葛箱に納る、女藏人、御衣箱を開きて振動かす事柏手のことし、次に御巫、諸の御巫、後次に宮内丞、侍從、内舍人、大舍人、各次を以て舞を奏す、舞訖りて位に復る、辨、大夫、官掌を召して宮内省と喚ばしむ、丞、稱唯して版に就く、即ち御飯早速に賜はしめよと仰す、丞稱唯し、膳部をして御飯を賜はしめよと仰す、丞稱唯して飯を神祇官以下諸司に賜ふ、時に進、版に就いて御飯賜畢と申す、諸司手を拍つ三段、酒三行、亦手を拍つ事一度、訖りて各退出す、此日また中宮東宮も又此祭を行ひ、後ち上皇宮にも此事あり、延喜の制みな之に従ふ、而して宮内省も此事ある時は、神祇官にて行ふ、後世皇室式微し宮内省神祇官また荒廢するに及び、纔に其舊地に假帳を設けて祭場に宛てたり【原注】神武天皇の元年十一月、宇麻志麻治命、宮殿内に於て、天履瑞寶を齎り奉りて、天皇皇后の爲めに、御魂を崇鎮し、壽祥を祈禱したるを起因と爲す【原注】天武天皇十四年十一月、天皇の爲めに招魂せることあり、即ち鎮魂祭なり、文武天皇の時、令を制定するに及び、始めて日時を定めて十一月中寅の日を用ふる事となれり、然るに中古令制廢れてより、祭儀次第に衰微に傾き、殊に室町時代に入りては其甚しきを極めしと雖も、後花園天皇の文安寶徳の頃までは、なほ昔朝の儀をなしたりしが、其後

タマリ

遂に中絶せし事、幾と三百五十年、江戸時代光格天皇の寛政九年に至りまた再興あり、次で今日に及べり

タマツクリノコホリ 玉造郡 陸前國 元明天皇和銅六年十二月丹取郡を建て、聖武天皇神龜五年四月玉作と改稱し、後ち玉造に改む

タマヒ 田舞 田歌(タウタ)を見よ、タマホノミヤ 玉穂宮 磐余玉穂宮(イハレノミヤ)を見よ、

タマツツメ 溜詰 江戸時代、親藩及び譜代大名にして、江戸城内黒書院の溜間に席を有するものをいふ、溜間詰の略なり、在府の時は、毎月廿四日に登城し溜間に出坐、老中に謁し將軍の起居を候す、政務ある時は、老中と討議し、或は直に將軍に上申する事を得、また大事を諸大名に號令する時は老中と列坐し、將軍が三山(紅葉山、東叡山、三

段)に參詣の時は豫參す、又先立を勤め、なほ大禮の時には、京都への大上使を勤む、而して登城の際常に老中の上に着坐す、溜詰は重臣を優待し、兼て其言を進めしめんとしたるものにして、一の名譽職の如きものなれども、決して役名にあらず、世或は職員と考ふるものあるは誤なり、

タマリ

後淡海を封國として賜はりしならんといへり、然るに其子不比等が淡海公に封ざられてより後、専ら不比等のみを稱が稱したる結果、自ら鎌足に係りたる淡海公(或は淡海大臣)の傳説消滅したるものならんか(史學雜誌、淡海公の傳説)なほ伴信友の松の藤波にも其辨あり、就きて見るべし、

タマリノマ 溜間 溜間(タマリツメ)を見よ、タミヤリウ 田宮流 田宮重正の創めたる

按刀居合術の流派、平兵衛と稱す、後ち對馬と改む、關東の人なり、刀術を好み、東元治につきて神明無想東流の刀術を學び、其奥旨を究め、後また林時重信に學びて抜刀の妙を得、遂に一流を起す、其子長勝、藝を傳へて池田輝政に仕ふ、後ち致仕して紀伊に赴き頼宣に仕ふ、門に入て學ぶもの多く末流諸國に在り(武藝小傳、武術流祖錄)

タマケイ 漢慶 尾張法印といふ、運慶の子、佛工なり、早く彫刻の技を祖父康慶、父運慶に受け、名工の間あり、法印大和尚位に叙し、東寺木大佛師職に補す、兼て繪畫を善くす、建久年中運慶と共に東寺の本尊を修理し、南大門西方の力士を造り、東方金剛力士は運慶彫刻せり、又

タマケイ

段)に參詣の時は豫參す、又先立を勤め、なほ大禮の時には、京都への大上使を勤む、而して登城の際常に老中の上に着坐す、溜詰は重臣を優待し、兼て其言を進めしめんとしたるものにして、一の名譽職の如きものなれども、決して役名にあらず、世或は職員と考ふるものあるは誤なり、

タマケイ 漢慶 尾張法印といふ、運慶の子、佛工なり、早く彫刻の技を祖父康慶、父運慶に受け、名工の間あり、法印大和尚位に叙し、東寺木大佛師職に補す、兼て繪畫を善くす、建久年中運慶と共に東寺の本尊を修理し、南大門西方の力士を造り、東方金剛力士は運慶彫刻せり、又

タマケイ 漢慶 尾張法印といふ、運慶の子、佛工なり、早く彫刻の技を祖父康慶、父運慶に受け、名工の間あり、法印大和尚位に叙し、東寺木大佛師職に補す、兼て繪畫を善くす、建久年中運慶と共に東寺の本尊を修理し、南大門西方の力士を造り、東方金剛力士は運慶彫刻せり、又

タマケイ 漢慶 尾張法印といふ、運慶の子、佛工なり、早く彫刻の技を祖父康慶、父運慶に受け、名工の間あり、法印大和尚位に叙し、東寺木大佛師職に補す、兼て繪畫を善くす、建久年中運慶と共に東寺の本尊を修理し、南大門西方の力士を造り、東方金剛力士は運慶彫刻せり、又

タンカ

女よりも稱したり、商人より客を呼ぶにまた檀那とも稱することなりたり、タンカ 短歌 五、七、五、七、七の五句三十一文字より成れる歌を云ふ、本邦韻文の首位を占めたり、世に傳はれるは、素戔鳴尊の「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重垣つくる其八重垣を」の詠を最も古しとす、詳しくは「ウタ」の條を見よ、

後淡海を封國として賜はりしならんといへり、然るに其子不比等が淡海公に封ざられてより後、専ら不比等のみを稱が稱したる結果、自ら鎌足に係りたる淡海公(或は淡海大臣)の傳説消滅したるものならんか(史學雜誌、淡海公の傳説)なほ伴信友の松の藤波にも其辨あり、就きて見るべし、



像木藏所寺密羅波六都京

共二天を造り、東方は康運、康勝、運動彫刻し、西方增長天は漢慶、康辨、運慶彫刻す、而して漢慶の造る所は大門の金剛力士十三重寶塔の脇に多迦童子、梵天、帝釋、毘沙門等なりき、嘉祿の頃將軍藤原頼經の請により、一切經供養の本尊釋迦佛を大安寺釋迦に模して畫き、嘉祿三年高野山金剛力士二體を造

タンケ

タンゴ

重儀たれば、幕府に出仕の面々は、染帷子を着し祝賀を述べること上巳の如し、大奥にてはお目見以上の者は祝賀を述べ、又柏餅を上り、三家三卿家門等よりは祝賀を献上す、お目見以上の者は柏餅の下賜あり、御臺所には菖蒲湯を召す、なほ將軍家にて嗣子誕生ありし時は、支那前に帳を飾る、旗奉行之を掌り、與力同心をして之を警衛せしむ、また士庶を通じて一般に家の櫓に菖蒲蓬を葺き、七歳以下の男子ある家にては幟、吹流し、鯉帳等を懸つ、幟に、外幟(支那前に飾る)内幟(座敷に飾る)あり、萬石以上は勿論、以下にても嫡長子孫の爲めに外幟を飾るものも多かりき、また四半に鐘櫃を置きたるは俗なり、故に諸大名等は四半を立つるものなし、座敷幟は幟の外甬人形、青龍刀など添へて建つ、吹流しは通常町家にては建つることなし、凡男子生るゝ家は、初節句と稱して、特に之を重んじ、幟甬人形等を贈りてこれを祝すること一般の風俗にして、民間にては多く鯉を用ひたり、鯉は出世魚といへる諺によれるなり、此日府下の湯屋にては菖蒲湯と稱し、菖蒲を湯の中に入る、又舊例に従ひ菖蒲酒を酌み、柏餅を食ひ佳節を賞せり、なほ兒童等相集りて菖蒲たきといへる戯を爲す、また菖蒲打といふ、菖蒲もて太く編みたるものを持ち、地を打ちて激しき音するを樂しむ、また菖蒲にて鉢巻を爲し、菖蒲刀といへる木刀を佩ぶ、此日また粽を食ふ、また自然薯、筍、カサゴの乾魚を一つに煮て食ふ等のことあり○按ずるに、五月に菖蒲を用ふるは、邪氣を拂はんとするの意に出たり、故にこれを軒に葺くのみならず、之を髪として用ひ(アヤマノマクラ(参看)酒に漬して飲み(アヤマザケ(参看)湯に投じて浴し(アヤマノユ)

タンゴ

参看)翠玉の材料に用ひ(クスタグマ(参看)胃に作りて弄ぶ(アヤマノカブト(参看)菖蒲兜は後々變じて甬人形となれり(カブトニギヤウ(参看)また軒に葺き翠玉の材に供せんが爲めに菖蒲典(アヤマノコシ(参看)の制あり、粽を食ふことは、屈原の故事に基くといへり、なほ鯉とりたる家三年葺かずといふ説あれども、詳かならざる由、山桃記に見え、新造の家三年葺かずの説あれども、これも詳かなざる由また同書に見えたり、又新宅葺かずとは、後成恩寺關白の説(源閣記)なれども、新造家必葺之、代々例也」と年中行事秘抄に見えれば、此説に従ふべきなり、なほ裏家には、或は葺き、或は葺かざる説あれども、多くは詳かならざるの説なり、且同書に「凡菖蒲葺事者、爲除大災也」と見ゆ、邪氣を拂ふといへる古傳の外、かゝる信仰も含まれしならんか(参看)和漢合運に「仁德天皇廿九年辛亥、五月始詔獻菖蒲」とあり、公事根源五日節の條に「推古天皇の御宇よりじまる」とあれども、並に日本紀に載せざれば確かならず、尋で續紀聖武天皇天平十九年五月庚辰の條に「天皇御南苑、觀騎射走馬、是日太上天皇詔曰、昔者五月之節、常用菖蒲爲綬、比來已停、此事從今而後、非菖蒲綬者、勿入宮中」と見ゆ、昔者とあるにて、古くより五月の節の行はれたるを見るべし、なほ菖蒲を葺く事の起原も詳かならざれども、西宮記に「五月四日主殿寮内裏殿舎葺菖蒲」と見え、蜻蛉日記に「五月にもなりぬ、我家にまられる人のもとより、おはしまさずとも、しやうぶ葺かでは、ゆいしからんを、いかせん」とするとは云ひたり」など見えたれば、其以前既に此風俗ありて、朝廷の公事ともなりたる事を知るべし、屋代弘賢は「國史式には見えざれども、醍醐天皇延喜の御時やは

タンゴ

じまりけん、又は其比は定例となさざるゆゑに、式には記るされざるにや」といへり、なほ五月の節は、鎌倉時代以後は衰頽して行はれざりしと見え、記録の中散見する處なく、建武年中行事には「五日の節絶えて久し」と記るされたり、然れども其他菖蒲に關したる風俗は、爾來打ちつゞきて公武民間共に行はれ、江戸時代には五節句の一として頗る重んぜられしが、明治六年一月之を廢し、朝廷にての儀式全く廢せられし、民間にてはなほ之を祝するものあり、殊に男兒ある家にては、鯉帳を立て柏餅を製する等のことなほ古への如し(古今要覽稿、武家名目抄、端午資料、端午考、風俗書報、東京歲事記、徳川盛世録、千代田城大奥)

タンゴクニ

丹後國 關東東は若狹、西は但馬、南は丹波、北は海に至る、東西凡十三里餘、南北凡十一里餘、山陰道に屬す(形勢)東西二隅を抱て兩海をなし、山脈丹波より來り國內に散布して西北に走り、但馬を界す、地勢北するに隨て漸く卑く、諸水皆北流す、港市の地頗る繁富にして景勝亦多く、地味磯薄なり(形勢)元明天皇和銅六年丹波五郡を割き始めて本國を置き、國府を與謝郡に設く、(今の府中)足利尊氏の叛するに當り一色範光を守護に補す、正平中山名時氏歸順し、本國を定め、再び呼て足利義隆に降り、因て守護となる、子師義孫滿幸職を襲ぐ、滿幸叔父氏清と共に叛して敗死す、將軍義滿復守護を範光の孫滿範に授け、田邊に治す、應仁の亂、孫義直山名持豐に黨す、文明の初細川勝元の黨若狹守護武田信賢、將軍義政の命を以て本國守護を兼ね、一色氏と兵を交る連年、終に入る能はず、義直の支孫義道、殘虐、天正六年織田信長細川藤孝を本國に封じ義道を伐たしむ、義道敗死し、子義俊與佐郡弓本城に居り猶

タンサ

Table with columns for names (e.g., 三都を領す, 京極高知を封す) and their corresponding titles or roles. Includes a small table with names like 熊野, 竹野, 丹波, etc.

タンサク

短冊(短尺) (一)紙を細く切りて字を書して物の標とし、或は之を燃りて籤となし、吉凶を卜し、物を賜ふの用に供せしもの、之をヒネリアミと訓む(二)和歌を書く料紙の一種、後世歌の短冊盛に行はるゝに及びて、専ら其稱にのみ用ひたり、又、ヤンツヤクとも云ふ(三)は詳ならず、多くは小紙なり(四)初めは紙質、寸法固より一定せざりしが、後には紙は内雲、奉書、鳥子、杉原等を用ひ、後圓融天皇より後土御門天皇迄は杉原に雲、正親町天皇陽光院は奉書に雲、後陽成天皇より鳥子に雲を押し用ひ給ひしと云ふ、之を鳥子雲と云ふ、處々に雲を押したるを飛雲と云ふ、又粗悪なる雲紙あり、之を天神雲と云ふ、北野天神連歌の時重に用ひしより名づく、金泥下繪等を施すは、後土御門天皇以後のことなりと云ふ、寸法は和歌深秘抄には長一尺、廣一寸八分とし、今川大双紙に「短冊の寸の事、今時分の長さは、一尺二寸也、廣さ一寸二分、是は定家の流也、家隆には一尺三寸、廣一寸三分也、總じて不破關の板びさしの板の廣さなり、是は一寸八分云々」とあれば、室町時代の中葉は、猶定まらざりしが如し、本朝世事談綺に三條西實枝定むる所とし、宸翰は一尺一寸八分、廣二寸、御製を臣下の書く時、長一尺一寸六分、廣一寸九分、臣下は長一尺一寸五分、廣一寸八分としたり、古今要覽稿に「御製宸翰親王以下一定せざりしが、後には宸翰は長一尺二寸、廣二寸、御製を臣下書く時長一尺五分、廣一寸、臣下は長一尺一寸八分、廣一寸八分と定まりしなり」と云へり(二)短冊を三ツに折て、上の折目に半字かけて書き出し、二行とし、初の一行は五七五句を書き、次の行は七七句を書き、末をあげて名を書き、名のもとよりは上句の終より半字許下る様に書き、歌は初句にて筆を起し、三句にて墨つきし、五の句にて墨をつぐな

タンサ

三都を領す、九年藤季の子忠興、義俊を誘殺して全國を併せ、一色氏亡ぶ、慶長五年徳川氏忠興を豊前に徙し、京極高知を封す、元和八年高知卒す、遺命して地を三子に分つ、嫡子高廣を宮津に(七萬三千石)、二子高三は田邊に(三萬五千石)、義子高通を峯山(一萬三千石)に封す、寛文六年高廣の子高國理有て國除し、後封を易る者數氏、寶曆中松平實昌封を受く、高三の孫高盛豐岡(但馬)に轉じ、牧野親成之に代る、獨高通の後世襲し凡て三藩なり、明治維新田邊を改めて舞鶴と云ひ、別に久美濱縣を置く、既にして藩を廢して縣となし、又更に豊岡縣に合併す、明治九年また京都府に合す(古より京都の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

タンサエモン

彈左衛門 江戸時代、關東における機多の頭領、彈は苗字、左衛門は通稱なり、また氏を矢野ともいへり、由緒詳かならず、其家の所傳に従へば祖先は攝津池田の人なりしが、後ち相州鎌倉に來りて、源頼朝に仕へ、免許を得て、爾來永く長吏(即ち機多)以下を支配す、徳川家康江戸入部の時、武藏府中に出で、鎌倉以來の由緒を申立てたるより、また長吏等を支配すべき許しを得たりとありされど頼朝より彈氏の祖頼兼へ賜ひたる免許狀、即ち世に所謂長吏文書と稱する者偽作なれば、古き時代の事は、明かにするに能はず、而して天正日記を按ずるに「とりこへのふた呼びて渡す、頼朝以來のふたと申出る」とあり、十八年のことなれば、此時江戸淺草の鳥越に住し居たりしを知るべし、後ち今戸新町(もと専ら機多村といふ、近年龜岡町と改む)に移り、其地に一廬を爲したる機多の部族を治め、兼れて關東の機多を統轄し、幕府に對しては、刑死人の取扱礙罪の者を鎗にて刑する事も、其役なりき)時の太鼓、陣太鼓並軍用の諸皮細工等を賦課せられ、平生は獸皮を製するを業となしたり、また關ヶ原大陣等の時に手下の者を率ゐて出陣し、他の兵士と同様の取扱を受けたるといふ、而して慶應二年に至り、征長の軍起るや、手下の者五百人を募りて、人足と爲し軍に従はしめ、なほ銃隊百人を編制し自費を以て、其用に當てんとを願ひ、且つ數千兩を上納せり、幕府其功を賞し、四年正月(明治元年)持旨を以て彈左衛門及び手下一統共、機多の稱を停め平民に引上げたり、これより彈内記と稱す、維新の後も、舊によりて彈氏を冒し、子孫今なほ淺草に在り(彈左衛門由緒書、長吏文書、天正日記、江戸會誌)

タンサ

短冊(短尺) (一)紙を細く切りて字を書して物の標とし、或は之を燃りて籤となし、吉凶を卜し、物を賜ふの用に供せしもの、之をヒネリアミと訓む(二)和歌を書く料紙の一種、後世歌の短冊盛に行はるゝに及びて、専ら其稱にのみ用ひたり、又、ヤンツヤクとも云ふ(三)は詳ならず、多くは小紙なり(四)初めは紙質、寸法固より一定せざりしが、後には紙は内雲、奉書、鳥子、杉原等を用ひ、後圓融天皇より後土御門天皇迄は杉原に雲、正親町天皇陽光院は奉書に雲、後陽成天皇より鳥子に雲を押し用ひ給ひしと云ふ、之を鳥子雲と云ふ、處々に雲を押したるを飛雲と云ふ、又粗悪なる雲紙あり、之を天神雲と云ふ、北野天神連歌の時重に用ひしより名づく、金泥下繪等を施すは、後土御門天皇以後のことなりと云ふ、寸法は和歌深秘抄には長一尺、廣一寸八分とし、今川大双紙に「短冊の寸の事、今時分の長さは、一尺二寸也、廣さ一寸二分、是は定家の流也、家隆には一尺三寸、廣一寸三分也、總じて不破關の板びさしの板の廣さなり、是は一寸八分云々」とあれば、室町時代の中葉は、猶定まらざりしが如し、本朝世事談綺に三條西實枝定むる所とし、宸翰は一尺一寸八分、廣二寸、御製を臣下の書く時、長一尺一寸六分、廣一寸九分、臣下は長一尺一寸五分、廣一寸八分としたり、古今要覽稿に「御製宸翰親王以下一定せざりしが、後には宸翰は長一尺二寸、廣二寸、御製を臣下書く時長一尺五分、廣一寸、臣下は長一尺一寸八分、廣一寸八分と定まりしなり」と云へり(二)短冊を三ツに折て、上の折目に半字かけて書き出し、二行とし、初の一行は五七五句を書き、次の行は七七句を書き、末をあげて名を書き、名のもとよりは上句の終より半字許下る様に書き、歌は初句にて筆を起し、三句にて墨つきし、五の句にて墨をつぐな

タンザン

り、兩行とも假字なるは妨なきも、共に漢字なるは、見苦しき故避くべしと云ふ、題は三字まで一行とし、四字以上は二行に書す、假名題は散し書し、婦人の短冊は下句を一字下けて書き、裏の右によせて名を書き、雲形は青雲を上とし、紫雲を下とし、冷泉家にては春夏に青雲を上とし、秋冬は紫雲を上とす云ふ、然れども此等の方式は、何れも後世の定めにて、必ずしも本式にあらざれば、時によりて取捨宜しきに随ふべきなり(田原國一)齊明天皇四年十一月の條に「取短冊、下謀反之事」とあるを初見とす、聖武天皇天平二年正月、大炊殿に五位已上を宴し、酒食を賜ひ、短冊書を採らしめ、仁義禮智信の字を書し、其字に隨て物を賜ひたり、共に短冊を讀みしなるなり、清和天皇貞觀十七年四月七日、式部省兩省文武官擬短冊を奏す、陽成天皇元慶五年四月九日、式部省成選短冊を奏す、これ叙位すべき人の名を記したる札なり、(二)は初め詳ならず、清輔の袋草紙に「探題、各別題各分取詠也、若以札子、賦取之時、以探得短冊押紙、書和歌、殊不書、題目云々」とあれは、平安朝の中葉以降の事なるべし、鎌倉時代に至り、漸く行はれ、室町時代には、稍々一定の形式を備ふるに至り、江戸時代に至り、製作書式等の事を言ひはせしものなるべし、又園太層康永四年三月二日の條には、短尺にて和歌詠進の事見えれば、短冊にて和歌を詠進する事も古より行はれしものなるべし(古今要覽稿、古事類苑文學部)

タンザン

談山神社 多武峰(タフノミネ)を見よ、

檀紙

紙の一種、厚くして色白く黠文あるものを云ふ、マユミノカミとも云ふ、檀の皮にて造れる故なり、後には楮にて造る、陸奥紙とも云ふ、

タンシ

ふ、陸奥國より始めて造り出せる故なり、引合とも云ふ、男女の艶書に此紙を用ふる故なりと云ふ、もとば敷なき檀紙を引合と云ひしが、後に小高檀紙を引合と云へり、丈け高く長さを大高、應檀紙、狭く短さを小高、檀紙と云ふ、又単に高檀紙、類纂に「古の檀紙は、まゆみの紙の義なれば、蓋書類の皮にて造れるなるべし、是まゆみの皮には纖維多くして、杜仲に木綿の名あるに協へるを以てなり、如、此纖維ある者なれば、これを以て紙を抄き、仍りてこれを檀紙と云ひしなるべし、(杜仲は本草和名に、和名波比末由美、又衛矛和名加波久末都々良、一名久曾末由美乃加波とあるは、何物たるを的知すべからずと雖も、皆同抄に檀和名萬由三とあるものの一類なり)加茂保憲女集に、みちのくのまゆみのみかみと云ひ、新猿樂記にも陸奥の檀紙あり、細流抄にも、陸奥紙を檀紙なりと云ひ、河海抄陸奥國檀紙也、陸奥より檀紙をすきはじむ、檀はマユミの木也、萬葉に、みちのくのまゆみのかみとあり、又明星抄陸奥にて創造すと云ふ、源氏物語の厚肥たるの文に據れば、即檀紙なるべきが如し、然れども方今陸奥には、絶えて檀紙を産せず、且延喜式計書の諸國調に紙ありて、陸奥特になし、後考を待つ」と疑ひ、貞丈雜記に檀紙と引合とは別の紙とし、引合と云ふ紙は、昔は有りて今はなき紙なり、色うす黒紙なる故うす墨紙とも云ふ、又陸奥國より出でし故みちのくの紙とも云ひしなり、條々聞書に云く、源氏物語に、みちのくの紙のえならぬなども侍るは、當時の引合の事といへり云々、みちのく紙うす墨紙の事、源氏物語須磨の巻の抄物にも見えたり、又引合と云ふ事、八雲大式に、此の引合紙は、或は陸奥紙と銘し、又薄墨

タンシ

紙と云ふいはれば、往古他の女子を以て、我が子の男子に引合せ、夫婦の情を結ぶ時、此の紙に因縁を書きて、女子の親に遺はす、其の時女子の親我が機にあへば、彼紙の裏に書報を成して約束を結ぶ、又女子の親我が機に合はざれば書答なし、如此旨趣を以て夫婦を引合する所なり、故に引合紙と云ふ、其の儀分明なり、其の後何にても中興祝儀に用之、又云く今此の紙を祝言祝儀等に用之、水師黒桐などに飾るなり、又支猪之時餅を包む折形の時も、總じて祝儀に此の紙を用ふるなり云々、(今京都にては紙のたけ大きく、こにシホありて、厚きをゲンシと云ふ、紙のたけゲンシよりは小く、すくたてにシホあるを引合と云ひならせり)と云ひて、引合と陸奥紙は同じとせり、之を要するに、三紙皆同物にて、材料、産地、用法に依りて名を異にせるものなるべし、又職につきては好古日録に、大高檀紙の職は、板に付て乾かす、繩にかけて干し、職のよりたるを、朝露にあてて少し打たる故に、職文あり、今は大高を始め、引合に至り、職をよせて、板に付て乾かすなり、又古昔の檀紙は打たる故熱紙なり、職して滑て板すの如し、今はステレメありて熱紙とは云ひ難しと云へり、産地は備前中山産瀨にて製す、大高、縦一尺七寸一分、横二尺二寸三分、大縮と云ふ、横に波文あり、故に縮と云ふ、中高、縦一尺三寸五分、横一尺九寸五分より二尺五分迄、引合中縮と云ふ、小高、縦一尺四寸五分、横一尺七寸五分、小縮鬼杉原と云ふ、二百四十枚を一束とす、越前、阿波、京瀬等あり、寸法種類總て備中に同じ(下學集、塵添遺稿抄、文藝類纂、貞丈雜記)

タンシヤウ

誕生 【上代】人の生るゝや、其汚穢を避けんが爲めに、別に假家を建て、産婦を此處に移したり、これを産屋といふ、而して生兒の臍帯を

タビ

載るに竹刀を用ふ(アチヒエ)参看)朝廷にては、皇子生るれば、先づ壬生の浴を掌る部民を置く、壬生部と稱す、一般貴族間には、生兒を養育するに乳母、哺乳して産兒を養ふ者)湯座(兒を浴せしむる婦)湯母(兒に飲ましむる婦)飯嚼(飯を嚼み和らげて、これに食はしむるもの)あり、生兒の命名には、生れし際に起れる山川、草木、禽獸などの瑞祥を見て、直ちに、これを名とする事多かりき、されど人名の口碑に傳へ、史書に載せて、世に知られたるものには、其生長して後に、功徳武勇等を賞したる美稱、或は後世よりこれに附したる美稱も甚多し【平安朝時代】懷孕して目立つ程に至れば、吉日を撰びて、腹に帯を纏ふ、これ後世のゆばた帯なり、(結肌帯の儀、後世堅固を祝して岩田帯と書す)但し當時の腹帯は、衣の上より纏ひたるものならんといふ、臨月に及べば、産屋を設けて、産婦はこれに移り、僧をして經など讀ませ、産時に至りては、多くの僧侶を聘して、加持祈禱を行はせて物の怪を去り、安産を得せしめんとす、既に分娩すれば、臍帯を截る人、乳付の婦などありて、其事を執り行ふ、胎衣は土中に藏ひ、一に吉日吉方を撰びて之を爲せり、嬰兒は、侍仕の人々これ傳きて湯殿に至り、産湯の式を行ふ、沐浴の間は、弓弦を鳴らして惡魔を避け、僧侶は護身の法を行へり、嬰兒若し男子なれば、文章博士を招きて、高欄の許に立たして孝經史記などを誦讀せしむ、天子には特に孝經天子の章を讀みたり、而して出産の前後、特に湯殿にては、事に與る男女の衣裳調度及び産婦の帳幕等皆白色を用ふ、これ清淨を尙ふ遺風なるべし、なほ産時に邪氣を拂はんが爲めには散米(サンマイ)参看)を行ふ、また胎衣の滯りたる時、飯を産屋より轉はし落すことあり、皇子誕生には南へ、皇女誕生には北へ

タビ

落すといへり(コシキ)参看)、これ飯と腰氣と國音相似たれば、コシケを下すといふ隠語より出でたり、もと陸奥國に行はれたるが、遂に後宮にも移りたり、天兒(アマガツ)参看)とて人形を作り、これを其側に置く、諸々の災厄はすべてこれに負はするの意に出づ、産後三日、五日、及び七日には、親類眷族更る更る産養を爲し、(ウツアヤシナヒ)参看)五十日に至れば、また五十日の祝を催して、親縁知己の人を饗す(イカノイハヒ)参看)年の始には、戴餅と稱し、小兒の頭に餅を載せて、祝詞を演べて賀する等の事もありき(イタキモチノイハヒ)参看)而して此時代風俗遙靡を極めたる結果、墮胎の事多く、一般の人敢て不徳と思惟せざりしが如し(鎌倉時代)第五箇月に至り夫自ら妻の腹に帯を結ぶこと此頃より見ゆ、また臨月には他の家に移りて産あり、胎衣の滯りたる時は、産屋の棟より飯を轉はし落すことも前期の末に於けるが如し、出産の初夜には、安産祝を爲し、三夜には暖粥の祝を爲す、これ産婦の健かにして粥を吸り得るを祝へるなり、其後は五夜、七夜、九夜、其他五十日祝、百日祝等あり、又眞菜祝(眞味祝)は通常三歳位の時に行へり、(マナノイハヒ)参看)朝廷にては新誕の皇子初めて内裏に至り給ふを御行始といふ、大抵五十日以後に此事あり、後世の宮參は此遺風ならんか(室町時代)貴賤を通じて、婦人懐妊すれば、第五箇月に着帯の式ある事、前期に同じ、其帯は將軍家にては、白絹と白綾とを用ひ、平民は布を用ひたり、其家の主人此帯を進め、其家の重臣此帯を帯ふなり、着帯の式終りて三獻七五三等の祝あり、妊婦には過勞を停め、食品にも鮎、鮭、鯉、鴨、鳩、雀、兎等を思ひ、次で産後百二十日間も、これを禁じたり、産屋は別に設け臨月には之に移る、其廣さ

タビ

凡十二疊敷とす、これ一年十二月に象りたるものにして、年に四回あれば十三疊とす、北を上座とし、南面せしむ、また産屋の墓目とて、産の時射るべき座敷をも別に設け、弓、番目、的疊、輪等を備ふるなり、妊婦分娩の際しては、肩疊を作りてこれに倚らしむ、臍帯は竹刀を以て切る眞似を爲し、別に小刀にてこれを切る、臍帯は、胎衣桶に入れ、他所に運び去りて土中に埋め、其事に従ひたる人、故らに笑聲を揚げて歸る、生兒には産湯をひかせ、其時に虎の頭の影を湯にうつす事あり、産湯の後、第三日に至りて、湯に浴びさするを、湯殿始の祝といふ、産時の墓目は、産所の方を射手の前において、白綾の疊を倚せかけおき、之を的として射る(ヒキメ)参看)産兒の傍らには天兒をおき、大箱に小兒の護身符等を入れ置き、守刀は、殊に名作を撰び、また寶壽など、目出度銘物を用ひたり、産後吉日を撰びて祝を爲し、始めて生兒に産衣を着せしむ、産衣の祝といふ、將軍家にては、嘉例として、伊勢氏より白絹の帯を進上す、上着は定數なく、其表は堅紋に織りたる白綾に、銀箔にて松竹鶴鶴を押し、裏は白練とす、家の紋など付くる事なし、産婦の湯帷子は、白布を以て作り、生兒のものに、白絹三尺四方にして端縫あり、生兒の頭髪は、吉日を撰びて剃る、また河臨祭とて、吉日吉方を撰び、水邊にて陰陽師に祈禱を爲さしむる事あり、産後まづ初夜三夜とに内々の祝あり、五夜七夜に式三獻七五三等の祝あり、將軍家にては、初夜三夜の祝は、政所方の沙汰とし、五夜は管領、七夜は三日の沙汰とす、七夜には小兒に名を命ず、誕生の日より百日の間は、産婦も小兒も、皆白色の衣服を着し、百一日目に至りて色小袖に更む、これを色直しの祝といふ(イロナホシ)参看)其日また筈立として

タシ

始めて小兒を食膳に向はしむる事あり、これを世に
 (初産) 唯初または嘗捕といへり、色直しの後、三七日を経
 て、吉日を撰び、母子相伴ひて鎮守の社に参詣す、
 れを宮参りとも、産神参りともいふ、其日は、置鳥、
 置鯛、二重折、瓶子等を室内に飾り供へて、産神を
 祭れり【江戸時代】五ヶ月目における着帯には生絹
 を用ふれども、庶民は布を以て足れりすとす、吉日を
 撰びて行ふことも、前期に同じく、毎月朔日、俵日
 を避け、養育の方にて爲すことをせず、妊娠中は過
 勞を避け、油膩、辛辣また酸味ある食物を忌み、肉
 食は胎兒を害するともた之を忌み、却て大麥、蘿
 蔔、午麥等の植物性を撰びたり、貴族間にては産屋
 を設く、壬卯の日を撰びて卵の刻に地を平にし、織
 始を爲し兩面して之を建つ、其邊は白縁を用ひ、産
 棚を設け、簾で手桶、水桶、柄杓、盥、瓶子、屏風、
 土器、蓋子、火うち、粗板、庖丁、魚箸、薦、押桶等を備
 ふ、別に墓目の家を設く、産屋には鶴目返、無紋、紫、
 紅絞等の色模様を忌み、すべて穢物を避け、妊婦は
 第九月吉日の鶴鳴直ちに之に臨む、其時式三獻あり、
 中流以下は、初産には實家に歸りて産み、第二回
 り、多くは夫の家に於てす、産氣催す時は産婆を聘
 す、(俗にトリアグバといふ) 俗間には産産の靈符
 とて、預め神符佛札を請ひ受くるもあり、さて分娩
 すれば、産婆生兒を擁して之を壽き、初聲を擧げぬ
 以前に指に綿を巻きて兒の口中に咄める穢物を拭ひ
 去る、若し拭ひ去らざる時は、胎毒となりて痘瘡重
 かるべしと信じたり、次に竹刀にて臍帯を斷る、多
 くは之を兩所に結紮し、其中央より刀を以て截る
 なり、後に十二の押桶(所謂肥衣桶)に分ち入れて、米
 錢、苧葉、引線等を添へ、吉日吉方を撰びて地に埋む、
 臍の截口は、杉原紙を以て包みて産湯を引く、浴後

タシ

湯上りして生兒を布にて包み、暫くして産衣を着せ
 しむ、男子は左より着せ、女子は右より袖を通さる
 なり、哺乳は産後十二時ばかり過ぎたる後ちに、初
 乳を嘔きしむる事を忌む、其前に布を以て、口中の
 穢物を拭ひ、アマモノとて甘連湯(黃連、甘草、紅花、
 大黃の合劑)を吞ましめて胎尿を下痢せしむ、胎尿
 をカニクソといへり、また産後三日の内に、親縁の
 者相集りて祝ひ、産土神を祭る、之を三日の祝儀と
 いふ、七夜に至るまでに生兒に名を命す、假名とて親
 縁者のより、數多名をつくるを祝儀とす、産後父は七
 日の忌あり、母は三十五日とす、流産は、妊娠後三箇
 月までは月經の穢と同じく七日の忌あり、四箇月後
 ならば、父に五日、母に十日とす、さて産婦は産後十
 日間は椅褥の内に坐せしめ、第十一日より枕直しと
 て、肩疊の上に臥することを許す、第三十日に至り
 て、産婦は産屋を出づ、此日生兒の胎髮を剃る、或は
 既に七日にして剃るもあり、生兒男子なれば三十三
 日、女子なれば三十二日を経て、産婦生兒を伴ひて産
 土神に詣つ、即ち宮参り、産土神詣なり、歸途親縁
 知己を訪ふ、第十日に至りて喰初の儀あり、はじ
 めて生兒を食膳に向はしめて飯を食はしむ、男兒に
 は男、女兒には女の體むるものとす、翌年の生日に至
 りては誕生祝を爲す、其後毎歲其儀あり(貞丈雜記、
 古事類苑禮式部、藤岡博士、日本風俗史)

タシ

日に京城内外を察し、官の苛法冤抑を訴ふる者は、推
 究して當を得れば奏し、否らざれば彈す、式部省と共
 に朝廷の衣冠禮儀を糾す、(初) 尹一人從四位上、後
 世多く親王を任じ、或は大納言以上之を兼ね、大弼一
 人從四位下、少弼一人正五位下、公達諸大夫之に任
 ず、大弼は參議を兼ねることあり、大忠一人正六位
 上、少忠二人正六位下、六位諸大夫侍等之に任す、大
 疏一人正七位上、少疏一人正八位上、疏以上は別勅に
 あらざれば、他務を掌るを得ず、巡察彈正十人正七
 位下、史生六人、臺掌二人、使部三十人、直丁二人
 (初) 天智天皇の時御史大夫あり、後大納言
 と改め、別に彈正臺を置きたり、大寶令に至りて職
 制始めて定る、天平寶字二年紀正臺と改められたり、
 幾干もなくして舊に改めたり、同三年尹を廢して從
 三位の官となす、延暦十一年新に彈正例八十三條を
 定む、弘仁四年令制大疏のみなりしを以て少弼一人
 を加ふ、十四年令制弼一人にて政臺滞するを以て、
 大少弼各一人を分置し、彈正巡察二人を省く、淳和
 天皇の初年巡察彈正漸次減じて二人となる、更に巡
 察大少弼各一人を置く、(大屬正八位上、小屬大初位
 上) 天長九年毎月京中を巡察し、諸司諸院諸家及び内
 外主典以上の犯狀を勘糾し、直に式部兵部二省に移
 し、貶して考課を奪ふ、仁明天皇初年巡察史生二人
 を置く、承和六年勅して臺檢非違使と同じく非違を
 糾彈す、但し犯人逃亡せば、臺追捕に堪へず、宜し
 く臺使と謀し檢非違使を遣して逮捕せしめ、永例と
 なる、自後糾彈捕逮の權盡く使廳に歸し、彈正臺は有
 名無實となり、巡察彈正の如きは寛平以後全く廢す
 るに至れり、明治政府に至り、二年五月之を復し、
 内外の非違を糾彈する所と爲す、同年七月、京都出張
 本臺を設く(三年七月に廢す)、同四年二月、京攝出張

タシ

巡察所を改め、本臺出張所と稱し、願を大阪に置く、
 尋で七月之を廢し、其事務を司法省に屬す(令義
 解、續紀、延喜式、類聚國史、三代格、職原抄、職
 官志)

タシヤク 短冊 「タシヤク」を見よ、

タシ 段錢 段別によりて課する錢を云ふ、
 段錢奉行(タシヤク)の條を見よ、

タシクニワケアキヤウ 段錢國分
 奉行 「タシヤク」を見よ、

タシソウアキヤウ 段錢總奉行
 「タシヤク」を見よ、

タシヤウ 段錢奉行 室
 町幕府の職名、段錢の事を掌る、段錢とは、重事あり
 時、段別により賦課する錢を云ふ、武家名目抄に、
 「後に至りては、地頭の輩、私に段錢を課せる事あり、
 今、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あり、
 古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも
 段錢總奉行とも云ふ、(原) 鎌倉時代、弘長
 三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫
 二人を課し、以て其用に充つ、執權連署、令を諸國
 に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別
 のみならず、臨時の諸課税を指して、亦段錢と云ふ、
 奉行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷即位の
 儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に毎土藏に三
 十貫文、毎酒屋壺に二十文を課せしむとす、應安
 五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を
 諸國に課し、其費に充つ、京極高秀總奉行たり、十
 月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徴せしむ、
 康暦元年、吏を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園
 の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又圖を探り諸
 國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉

タシ

行と云ふ、段錢は、名社名寺の田を除く外、催徴甚
 嚴なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀
 し、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高
 國、棟別奉行九員を置き、管内の段錢を徵す、此類
 は諸國にて命ぜし奉行にして、幕府の職員にあらず
 (武家名目抄、官制沿革略史)

タシ 丹前節 端唄の一種、起原
 沿革詳かならず、東海道名所記(萬治二年版)原宿の
 條に、「比丘尼ども一人二人出でて歌をうたふ、頌
 歌はき、もわげられず、たんでんとかや云ふ節なり
 とて、只あ、と長たらしく引ずりたるばかりなり
 リ云々」と見えたり(聲曲類纂)

タシ 探題 法會論議の時に論議を出す
 僧役を云ふ、後に種々に轉用せられ(詩歌を賦する
 時に題を探り取りて詠する歌を云ひ、また武家の職
 名に九州探題、奥州探題等あり、各條參看) 釋家官班
 記に、「公請之名僧、山上之住侶、相交補之、至其器
 者、一流譜代之學徒、稽古拔群之秀才等、爲其器用
 其德等同之時者、學道勞功年高之下、又有其沙
 汰、凡當職者法道之淵源、學道之峻難也、朝儀更不
 被、是聊爾者也、有其闕之時、不可有楚忽之
 沙汰、歎とあり、古は一人、若くは二人なりしが、嘉
 應承安の頃三人を定め置く、其後又別に加任假探題
 等を置く、加任は正員なく、缺員なき時、又は臨時朝
 獎の族、其闕に補す、或は秀才暮齡後缺を期し難き時
 之を置く、假探題は正員三人の内禁忌所勞等の故障
 ある時、假に其役に從ふ、所謂代官なり、後慶長十
 五年九月、家康南光坊天海を比叡山の執行探題とな
 し、一山の事務を監督せしむ、爾後比叡山に此職名あ
 りて一山の事務を監督する重職となせり、

タシ

日に京城内外を察し、官の苛法冤抑を訴ふる者は、推
 究して當を得れば奏し、否らざれば彈す、式部省と共
 に朝廷の衣冠禮儀を糾す、(初) 尹一人從四位上、後
 世多く親王を任じ、或は大納言以上之を兼ね、大弼一
 人從四位下、少弼一人正五位下、公達諸大夫之に任
 ず、大弼は參議を兼ねることあり、大忠一人正六位
 上、少忠二人正六位下、六位諸大夫侍等之に任す、大
 疏一人正七位上、少疏一人正八位上、疏以上は別勅に
 あらざれば、他務を掌るを得ず、巡察彈正十人正七
 位下、史生六人、臺掌二人、使部三十人、直丁二人
 (初) 天智天皇の時御史大夫あり、後大納言
 と改め、別に彈正臺を置きたり、大寶令に至りて職
 制始めて定る、天平寶字二年紀正臺と改められたり、
 幾干もなくして舊に改めたり、同三年尹を廢して從
 三位の官となす、延暦十一年新に彈正例八十三條を
 定む、弘仁四年令制大疏のみなりしを以て少弼一人
 を加ふ、十四年令制弼一人にて政臺滞するを以て、
 大少弼各一人を分置し、彈正巡察二人を省く、淳和
 天皇の初年巡察彈正漸次減じて二人となる、更に巡
 察大少弼各一人を置く、(大屬正八位上、小屬大初位
 上) 天長九年毎月京中を巡察し、諸司諸院諸家及び内
 外主典以上の犯狀を勘糾し、直に式部兵部二省に移
 し、貶して考課を奪ふ、仁明天皇初年巡察史生二人
 を置く、承和六年勅して臺檢非違使と同じく非違を
 糾彈す、但し犯人逃亡せば、臺追捕に堪へず、宜し
 く臺使と謀し檢非違使を遣して逮捕せしめ、永例と
 なる、自後糾彈捕逮の權盡く使廳に歸し、彈正臺は有
 名無實となり、巡察彈正の如きは寛平以後全く廢す
 るに至れり、明治政府に至り、二年五月之を復し、
 内外の非違を糾彈する所と爲す、同年七月、京都出張
 本臺を設く(三年七月に廢す)、同四年二月、京攝出張

タシ

總管せしめる爲め幕府より任補したる要職にして六
 波羅探題、九州探題、奥州探題あり、各條に述ぶ、就て
 見るへし、又別に執權の事を探題職ともいひし事あ
 り、シツケンノ條を見よ、

タシ 探題職 執權(シツケ
 ン)を見よ、

タシ 短刀 刀の極く小さいもの、又ミツ
 カカタナとも云ふ、(カカタナ)參看、

タシ 段高 名江戶時代新開地の内、
 地質粗悪、或は收穫不定等の土地にして、將來高入
 となす能はざるもの、段別のみを檢定して課税せる
 土地を云ふ、大日本租稅志に、「段高場とは、草生地
 及び池沼、岸邊の墳地、川堤外の不定地等を高に結ぶ
 も、百姓或は得る所なきを以て、唯其段別を定め、輕
 租を課するのみにして、高外に置くものを謂ふ、輕
 段須知に據るに、享保八年武藏國の林場を懇開せし
 め、芝地壹段に役米三升を課せり、諸國異同ありと
 雖も率以此類なり、是等多くは村の附有にして、之
 に依て一村を成すもの甚夥し、然れども年を経て地
 味熟良すれば則ち收て高に結ぶの制とす、とみゆ
 (原) 寶曆六年九月、代官所段高場は、是迄取
 簡差出帳に附記されども、今年より本途取箇に同じ
 く吟味すべしと達し、安永七年七月、段高場の内、
 追次地味熟良に至る分は、嚴に檢査して高入と爲す
 べし、尤も川附不定地の場所は、専ら堤防に注意し、
 作毛に應じて取箇附吟味すべしと令せり、爾後農
 民屢々高掛の費なきを利用し、地味熟良になると雖
 も、段高場と爲すを以て、代官をして嚴に之を檢せ
 しむ(地方凡例錄、地方落穂集、大日本租稅志、舊幕
 縣治要略)

タンテーダン

十二門の一、馬司或は馬寮の門ともいふ、又グツテ...

タンテンモン

子、法名蓮華智、又グツテンモンと訓む...

タンドク

傳法灌頂の時、受灌頂者の徳を稱讃するを掌る、文...

タントリ

江月時代、關東の年貢取方にて、反別に對し一段歩の單率より算出し、地租を收...

タンナ

檀那、檀ノ浦戦

タンバ

長門國下ノ關海峽東口の北岸、平宗盛等...

タンバ

らす、國治古へ且波に作る、開化天皇六年に、丹...

府及び豐岡縣より兼治す、明治九年また合併して京...

Table with columns for names and locations, including 延喜式, 和名抄, 桑田, etc.

タンハママサタ

子、父祖の業を繼ぎ醫學得業生となり、長元八年...

タンビラ

大平廣、太刀打刀等の幅廣きといふ、たばら廣の時、大に平く廣き意(貞丈雜記)太平...

タムラ

記に、山名が郎等因幡國の住人に福間三郎とて、世に...

田村郡、坂上田村麻呂の子孫此郡に居り、田村庄と稱...

タムラウチ

田村氏、陸奥一ノ關、蕃別、坂上田村麻呂より出づ、田村麻呂の四男淨野、陸奥介...

田村郡、坂上田村麻呂の子孫此郡に居り、田村庄と稱...

タムラノコホリ

田村郡、坂上田村麻呂の子孫此郡に居り、田村庄と稱...

タムラ

檀林、名義淨土宗の學問所構檀林の略、觀佛三昧經に念佛の功德を説いて、如...